

教化研究

2014年（平成26年）

No. 25

教化研究 第二十五号 ● 目次

平成二十五年研究活動報告

総合研究	総合研究プロジェクト	生と死の問題研究	2
総合研究	総合研究プロジェクト	浄土宗関連史料の整理研究	7
総合研究	総合研究プロジェクト	21世紀の浄土宗の課題研究	10
応用研究	応用研究プロジェクト	祭祀・信仰継承問題研究	14
応用研究	応用研究プロジェクト	災害対応の総合的研究	18
応用研究	応用研究プロジェクト	過疎地域における寺院に関する研究	22
応用研究	応用研究プロジェクト	法然上人法語集	24
応用研究	応用研究プロジェクト	浄土宗寺院における公益性の研究	28
基礎研究	法式的研究プロジェクト	法式研究	31
基礎研究	布教的研究プロジェクト	布教研究	41
基礎研究	教学的研究プロジェクト	浄土教学研究の基礎的研究	45
基礎研究	教学的研究プロジェクト	近世浄土宗学の基礎的研究	47
基礎研究	典籍関連プロジェクト	浄土宗基本典籍の英訳研究	50
基礎業務	典籍関連プロジェクト	浄土宗基本典籍の電子テキスト化	52
特別業務	大遠忌関連プロジェクト	浄土宗大辞典研究	55

研究ノート

昭和二〇（三〇）年発刊の『宗報』に見られる戦後の対応について

浄土宗関連史料の整理研究班

62

墓に関する研究 付墓地規則案・永代墓規則案

祭祀・信仰継承問題研究班

91

過疎地域における寺院へのアンケート（正住職寺院版）

過疎地域における寺院に関する研究班

128

第一次集計報告

過疎地域における寺院活動の現状と課題⑤

―熊本教区第二組・第三組の場合―

過疎地域における寺院に関する研究班

174

寺院の公益性をめぐって

浄土宗寺院における公益性の研究班

245

法然上人の教えと社会実践の展開

浄土宗寺院における公益性の研究班

251

無量寿経随聞講録巻下之一

近世浄土宗学の基礎的研究班

262

江戸期浄土宗関連人物略年表

近世浄土宗学の基礎的研究班

389

研究成果報告

「生命倫理問題への宗教教団の対応に関するアンケート調査」報告

生と死の問題研究班

* 23

21世紀の浄土宗の課題研究「研究成果報告」

21世紀の浄土宗の課題研究班

406

「授戒会開筵寺院へのアンケート調査」報告

布教研究班

440

平成25年度 浄土宗総合研究所活動一覧

* 12

平成25年度 研究課題別スタッフ一覧

* 7

平成25年度 研究プロジェクト一覧

* 6

総合研究所運営委員会名簿

* 5

浄土宗総合研究所研究員一覧

* 4

編集後記

* 3

【平成25年度】研究活動報告

生と死の問題研究班 活動報告

【研究目的】

本研究班は生と死の問題研究として、大きく「いのち」に関わる内容を扱っている。本研究のテーマは、生命倫理等の時事問題への対応に関する研究と、生老病死における宗教者の役割についての研究に大別される。

【研究内容】

本年度の活動内容は次の通りである。

(1) 終末期医療関係の講師を招聘して所内研究会の

開催。

(2) 『縁の手帖―つながりの中に生き往くために―』の作成。

(3) 各教団布置研究所への生命倫理に関するアンケート調査。

(1) 終末期医療関係の講師を招聘しての所内研究会

① 「スピリチュアルケアと宗教的ケア―臨床場面での諸問題」

日時 2013年7月29日

講師 小西達也先生（武蔵野大学看護学部教授）

② 「現代日本社会における、死をめぐる最新の状況

について」

日時 2014年3月31日

講師 赤堀正卓先生（『終活読本 ソナエ』編集長、

元産経新聞記者）

金子稚子先生（『死後のプロデュース』著者、

ライフ・ターミナルネット

ワーク代表）

（2）『縁の手帖——つながりの中に生き往くために』

の作成

これまで当研究班では、二年間に渡り、生老病死における宗教者の役割について、僧侶と檀家が日常的な関わりの中で互いに信頼関係を築いていく手立てとして、「エンディングノート」に着目し、その作成に関する研究を進めてきた。その成果として、浄土宗総合研究所版のエンディングノートともいえるべき『縁の手帖』を作成し、全ヶ寺に配布を行った。

発行まで計22回の研究会議を開催したが、その中で

『縁の手帖』に掲載する記入項目の選定や、コラム執筆の検討を行った。コラム等も含めて制作に関わった人員は次の通りである。

今岡達雄、大河内大博、小川有閑、工藤量導、熊井康雄、坂上雅翁、東海林良昌、袖山榮輝、曾根宣雄、戸松義晴、名和清隆、林田康順、水谷浩志、宮坂直樹、吉田淳雄（以上、五十音順）

さらに、9月10、11日に開催された平成25年度浄土宗総合学術大会ポスターセッションに「エンディングノートの研究」と題して出展した。来場者にこれまでの当研究班の研究報告や、『縁の手帖』のサンプル版を配布し、有益な質問や意見を頂戴した。

その他、千葉教区布教師会研修会（平成25年6月28日）、北海道ブロック浄土宗青年会研修会（9月9日）、宮城教区普通講習会（同12月12日）、岩手教区普通講習会（同12月12日）、栃木教区研修会（平成26年1月21日）、関東ブロック浄土宗青年会研修会（同1月26日）、教化高等講習会（同1月24日、於知恩院）、全国

浄土宗青年会総合研修会（同1月29日）、静岡教区普通講習会（同2月6日）、長野教区教化団講習会（同2月7日）、千葉教区布教師会研修会（同2月18日）等で、生老病死における宗教者の役割に関する講義を行った。その際、試作版『縁の手帖』を配布し、編集経緯や内容説明を行い、各教師からアンケートの協力や意見をいただいている。

このアンケートの一部を紹介すると、「葬儀以前の平時から、檀信徒の死の準備に関わってゆくことは必要だと思いますか」という問いに対して、「とても思う（51票）／ややそう思う（37票）／あまりそう思わない（5票）／思わない（1票）／その他（2票）」（有効回答数96票）の結果であった。すなわち、九割以上の教師が、平生から檀信徒の死の準備へ関わってゆく必要性を感じていることが分かり、『縁の手帖』は時宜を得た発行物ということができらるだろう。

最後に本書の目次を収録しておきたい。

はじめに

これまでの私

【コラム①】「つながりの中にある人生」

1、私のこと

2、今までを振り返って

【コラム②】「心からの安らぎ―再会が叶うお浄土」

3、これからの抱負

4、伝えてゆきたい言葉―感謝と反省

考えておきたいこと

【コラム】「自立した生活とは」

5、介護についての希望

【コラム④】「どのような医療を望みますか」

6、医療について

【コラム⑤】「お墓について考える」

7、お墓について

【コラム⑥】「もしもの時の財産管理」

8、財産、ペットについて

共に往くために

- 【コラム⑦】「法然上人の説く臨終」
- 9、旅立ちの前に
- 【コラム⑧】「浄土宗のお葬儀」
- 10、葬儀について
- 【コラム⑨】「お布施・法名（いわゆる戒名）」
- 11、法名（いわゆる戒名）について

縁の記録

- 【コラム⑩】「菩提寺って？」
- 12、うちの過去帖
- 【コラム⑪】「死別の悲しみと共に生きる」
- 13、葬儀の記録
- 【コラム⑫】「仏縁を結び直す」
- 14、法事の記録
- 【コラム⑬】「“いのち”を紡ぐ」

15、備忘録

浄土宗とは

内容の詳細は各寺院に配布された冊子を確認いただきたい。なお、本書にはアンケート葉書を同封している。是非とも『縁の手帖』を通読の上、投函してご意見を頂戴できれば幸いである。

③ 各教団布置研究所に対する生命倫理に関するアンケート調査

生命倫理に関する時事問題の情報収集と検討、日本生命倫理学会での研究発表、及び各教団布置研究所等に対して、生命倫理に関するアンケート調査を実施した。詳細は研究成果報告を参照いただきたい。

【研究会開催日及び研究内容】

- 平成25年 4月8日 通常研究会
- 4月22日 通常研究会
- 5月13日 通常研究会
- 5月27日 通常研究会
- 6月10日 通常研究会

- 6月24日 通常研究会
7月1日 通常研究会
7月29日 小西達也先生講演
8月19日 通常研究会
8月26日 通常研究会
9月30日 通常研究会
10月7日 通常研究会
10月21日 通常研究会
11月18日 通常研究会
12月2日 通常研究会
12月16日 通常研究会
平成26年1月6日 通常研究会
1月27日 通常研究会
2月10日 通常研究会
3月3日 通常研究会
3月10日 通常研究会
3月31日 赤堀正卓先生、金子稚子先生講演

【文責 東海林良昌】

浄土宗関連史料の整理研究班 活動報告

【研究目的】

当研究班は、浄土宗の近現代を中心に資料の収集・整理を行い、宗史を客観的に明らかにすることを目的とする。また、明治期以降の歴史展開を多方面から把握することにより、現代浄土宗教団の抱える諸問題への対応の基礎とする。25年度は研究班を、明治期、大正・昭和期に分けて研究会を進めた。

なお、当研究班は今年度の活動をもって終了する。今後、新たな視点による浄土宗近現代研究と、広く史料の収集整理が行われることを祈念する。

【研究内容】

① 『新纂浄土宗大辞典』附録年表の作成（明治期班）
『新纂浄土宗大辞典』附録の近現代史年表を作成した。担当は、明治元年～現在（平成25年、善導寺元祖法然上人八百年大遠忌まで）である。

② 史料の収集・整理（明治期班／大正・昭和期班）
浄土宗史を研究していく上で必要となる雑誌・会報などの発掘収集および整理を進めた。

③ テーマ研究（大正・昭和期班）

各研究員により、教学・布教・教育といった個別テーマ研究を随時進めた。この成果は後に集積して年表にフィードバックし、「研究会独自の新しい年表」作り
に反映させる。

【作業大綱】

① 『新纂浄土宗大辞典』附録年表の作成（明治期班）

基本的には、『浄土宗大年表』のデータを基に記事の取捨選択を行った。『浄土宗大年表』増補分（昭和16年～平成2年）については、今年度新たにOCR読み取り作業を行いデータ化した。また平成2年～現在分は、主に『浄土宗新聞』の記事より作成した。

出典の確認を行った史料は以下の通りである。『明教新誌』『浄土宗年譜』『宗報』『浄土教報』『教学週報』『浄土宗新聞』『規則類纂』。知恩院および増上寺の『日鑑』や、その他少数の史料については確認できなかった。

② 史料の収集・整理（明治期班／大正・昭和期班）

以下の雑誌を収集した。

・『宗釋法話』25冊（大正7～14年）収集。【所蔵合計

163冊】

・『華頂』34冊（明治34～44年）収集。【所蔵合計67冊】

これら雑誌を最も揃えて所蔵しているのは、佛教大学の浄土宗文献室であるが、今回当研究班で収集した号は、文献室未入手のものが多い。将来、所蔵機関が相互に宗内史料を補完し、全て揃えて研究に活用できるように体制が整うことを望む。

③ テーマ研究（大正・昭和期班）

以下の問題について、史料の整理検討を行った。

・「浄土宗の日中戦争への対応『支那事変と浄土宗

第壹輯』をてがかりに」

・「『支那事変と浄土宗 第壹・二輯』よりみる宗内戦

中活動について」（報国運動・社会事業）

・「浄土宗社会事業日の変遷について」（昭和10～20年

『宗報』データを手がかりに）

・『宗報』（昭和20～30年）にみられる戦後の対応に
「こころ」

【研究会開催日及び研究内容】

平成25年

- 第1回 4月9日（明治期）
- 第2回 4月15日（大正・昭和期）
- 第3回 4月22日（明治期）
- 第4回 4月30日（明治期）
- 第5回 5月13日（大正・昭和期）
- 第6回 5月20日（明治期）
- 第7回 5月28日（明治期）
- 第8回 6月3日（明治期）
- 第9回 6月21日（明治期）
- 第10回 7月1日（大正・昭和期）
- 第11回 7月22日（明治期）
- 第12回 8月6日（大正・昭和期）
- 第13回 8月20日（明治期）

- 第14回 9月2日（明治期）
- 第15回 9月26日（大正・昭和期）
- 第16回 9月30日（明治期）
- 第17回 10月21日（明治期）
- 第18回 11月5日（明治期）
- 第19回 11月11日（明治期）
- 第20回 11月25日（明治期）
- 第21回 12月16日（明治期）
- 平成26年
- 第22回 1月20日（明治期）
- 第23回 2月10日（明治期）
- 第24回 3月3日（明治期）
- 第25回 3月27日（明治期）

【文責 宮人良光】

21世紀の浄土宗の課題研究

【研究目的】

本研究は、現代社会の変動を見据えながら、今後、浄土宗が取り組むべきであろう課題を洗い出し、それらのなかから本研究所の研究としてアプローチし得る課題について提言することを目的とする。

【研究内容】

研究二年目に当たる本年度は、昨年度、本研究所員から収集し十三通りに分類した本宗をめぐる諸問題について、それらの奥に潜む問題の本質を見極めようと検討会を重ねる一方、その本質にアプローチする知見

を得るために講師を招いた勉強会を開催。そのうえで、本宗の課題を探求し、当研究所の研究課題となり得るものを提言しようとした。

【作業大綱】

①上記のごとく分類した本宗をめぐる問題点について、「教師に関する諸問題を出発点とする場合」「教化に関する諸問題を出発点とする場合」「教団組織に関する諸問題を出発点とする場合」「寺檀関係に関する諸問題を出発点とする場合」「その他の諸問題を出発点とする場合」と五通りの討論を重ね、それぞれに結論を導こうとし、そのうえで、全体のとり

まとめを行った。

②本研究の結論を導くに際し、知見を深めるため講師招聘による勉強会を開催した。講師、講題等は左記の通りである。

【教化関連】

・5月13日 当研究所 柴田泰山研究員

「帰敬式と授戒会」

・10月7日 大正大学 寺田喜朗准教授（宗教社会

学）

「少子超高齢化社会と新宗教における

信仰継承」

「成熟期新宗教の課題について」

・1月20日 東海中学・高等学校教諭／宗教学監

近藤辰巳師

「宗立宗門学校における宗教教育の現

状と課題」

「宗教情操を涵養するために」

【教団／宗侶関連】

・9月17日 当研究所 江島尚俊嘱託研究員

「近代浄土宗教団が目指した僧侶像」

「教育史研究の立場から」

・1月20日 東京大学大学院 下田正弘教授（仏教

学）

「現代日本における仏教の課題」

「出家者のアイデンティティの在処」

③左記の通り、聞き取り調査および情報収集活動を行った。

・4月23日 京都にて龍谷大学大学院実践真宗学科

修了生に対する聞き取り。

・6月27日 TKP新橋ビジネスセンター（内幸町）

にて、

厚生労働省・第2回終末期医療に関する

意識調査等検討会

「終末期医療に関する意識調査の集計

結果（速報）について」の傍聴。

④総合学術大会（大正大学）におけるポスターセッション「21世紀の浄土宗寺院をめぐる諸問題——寺檀関係を中心に——」を発表した。

⑤本研究の全容をまとめた「研究報告」を作成した。

〔研究会等開催日と研究内容〕

第1回	4月8日	作業大綱①検討会	第11回	9月2日	作業大綱④準備作業
第2回	4月23日	作業大綱③聞き取り	第12回	9月9日	作業大綱④準備作業
第3回	5月13日	作業大綱②勉強会（講師 柴田研究員）	第13回	9月17日	作業大綱②勉強会（講師 江島囀託研究員）
第4回	5月20日	作業大綱①検討会	第14回	10月7日	作業大綱②勉強会（講師 寺田准教授）
第5回	6月3日	作業大綱①検討会	第15回	10月21日	作業大綱①検討会
第6回	6月24日	作業大綱①検討会	第16回	10月28日	作業大綱①検討会
第7回	6月27日	作業大綱③傍聴	第17回	11月7日	作業大綱⑤編集作業
第8回	7月8日	作業大綱④準備作業	第18回	11月11日	作業大綱⑤編集作業
第9回	7月22日	作業大綱④準備作業	第19回	11月18日	作業大綱⑤編集作業
第10回	8月19日	作業大綱④準備作業	第20回	11月25日	作業大綱⑤編集作業
			第21回	12月2日	作業大綱⑤編集作業
			第22回	12月9日	作業大綱⑤編集作業
			第23回	1月9日	作業大綱⑤編集作業
			第24回	1月15日	作業大綱⑤編集作業
			第25回	1月20日	作業大綱②勉強会（講師 近藤師、下田教授）

第26回	2月3日	作業大綱⑤編集作業
第27回	2月10日	作業大綱⑤編集作業
第28回	3月3日	作業大綱⑤校正作業
第29回	3月4日	作業大綱⑤校正作業
第29回	3月10日	作業大綱⑤校正作業

【文責 袖山榮輝】

以上

祭祀・信仰継承問題研究

【研究目的】

本研究班は、「現代葬祭仏教」研究班を発展的に引き継ぎ、浄土宗としての祭祀と信仰を如何に正しく継承していくかを研究の目的としている。

近年急激な社会変化によって多様な問題が生じ、信仰形態も変化してきた。これは「お葬式に関する檀信徒・寺院アンケート」調査の分析本結果によって、祭祀・信仰が正しく継承されていない現状と、今後ますます懸念されることが明確になった。その中で、「葬儀も墓もいらない」「遺骨の処理は火葬場に任せ、それを引き取らない」という直葬のさらに先行する「0

(ゼロ)葬」を提唱する本が出版されている。

このような状況の中で、墓に関する問題に取り組み、先行論文によって歴史学的・社会学的・法学的に、その現状を把握し、その問題点を抽出して、その対応を考究している。

また、少子化・非婚化などの影響によって、墓の継承が困難になってきた。このような状況で承継を前提としない永代供養墓が急激に増えてきた。今後さまざまな問題が生じることが予想されるので、これに対応する「永代供養墓使用規程」を始め「墓地使用規程」を作成することにした。

【研究内容】

- ① 墓に関する先行論文の研究
各研究員が担当論文の趣旨を報告し、基礎的知識と問題点を把握する。
- ② 講師招聘による研究
先行研究者の講義を受けて、問題の所在を明確にする。
- ③ 規程の作成
「墓地使用規程」と「永代供養墓使用規程」作成し、墓地使用規程使用にあたっての注意点と永代供養のコンセプトを作成した。
- ④ 「研究ノート」の作成
これまでの24・25年度の研究成果として『教化研究』に「研究ノート」として「墓に関する研究」を報告する。

【作業大綱】

- ① 墓の歴史的展開と現代の墓地問題に関する基礎知識と問題点を把握するために、担当研究員が先行論文の要旨を解説し、問題点を抽出した。それぞれの研究員が、「研究ノート」に担当の論文の解題を書いた。
- ② 講師 森謙司先生 「墓地と埋葬をめぐる法的諸問題 明治以降」 6月3日
特に、大正から現代にいたる墓地をめぐる法的諸問題（前年度は明治期）。
講師 長谷川正浩先生 「宗教法人と寺院経営」
12月9日
「墓地使用規程」の必要性を説き、契約主義に移行することを述べた。これによって当研究班は規程作成することを決定した。

講師 長谷川正浩先生 「墓地使用規程について」
3月3日

各研究員が持ち寄った「墓地規程」と「永代供養墓規程」に基づいて規程作成した。長谷川先生がこれを条文ごとに査読した。

③これまでの寺檀関係に基づく墓地は、それぞれの寺院の信頼関係と慣習に従って運営されていた。しかし、近年急激な社会変化に伴って、檀信徒自身の意識も変化し、従来の慣習も変わろうとしている。問題が生ずる前に、規程に基づいて運営する契約主義に移行していくことが望ましい。そこで、「墓地使用規程」を作成し、併せて「規程使用にあたっての注意点」をも作成した。この規定は「研究ノート」に掲載した。

近年、非婚化、少子化、離婚の増加などによって、墓の承継が難しくなっている人が多くなったという社会状況を受けて、承継を前提としない永代供養墓が急増している。永代供養墓はさまざまな形態があり、一定期間個別に埋葬した後に合祀する供養墓、最初から合祀する供養墓がある。契約時

に条文を一々に読み合わせて確認をとる必要がある。これから起り得る問題を挙げ、それに対応するために、「永代供養墓規程」と「永代供養墓のコンセプト」を作成した。この規程は「研究ノート」に掲載した。

④祭祀・信仰継承の問題はさまざまな問題を有しているが、本年度をもって研究プロジェクトを終了する。

【研究会開催日と研究内容】

第1回	6月3日	講師 森謙司「墓地と埋葬をめぐる法的諸問題 明治以降」
第2回	6月10日	藤井正雄「現代人の信仰構造 宗教行動人口の行動と思想」についての報告 斎藤研究員
第3回	6月24日	同右
第4回	7月8日	同右
第5回	9月2日	成果報告について

- | | | |
|------|--------|----------------------------|
| 第6回 | 9月30日 | 成果報告目次立て |
| 第7回 | 10月7日 | 成果報告作成分担 |
| 第8回 | 10月21日 | 成果報告について |
| 第9回 | 11月18日 | 成果報告について |
| 第10回 | 11月25日 | 講義依頼内容について |
| 第11回 | 12月2日 | 「研究ノート」解題作成分担 |
| 第12回 | 12月9日 | 講師 長谷川正浩先生「宗教法人
と寺院経営」 |
| 第13回 | 1月6日 | 墓地規程作成 |
| 第14回 | 1月20日 | 墓地規程作成 |
| 第15回 | 2月3日 | 墓地規程作成 |
| 第16回 | 2月10日 | 墓地規程作成 |
| 第17回 | 2月17日 | 永代供養墓規程作成 |
| 第18回 | 2月24日 | 永代供養墓規程作成 |
| 第19回 | 3月3日 | 講師 長谷川正浩先生「墓地使用
規程について」 |
| 第20回 | 3月10日 | 「墓地使用規程」の校正 |
| 第21回 | 3月17日 | 「永代供養墓使用規程」の校正 |

第22回 3月31日 「研究ノート」の校正

【文責 主務 西城宗隆】

災害対応の総合的研究

【研究目的】

本年度は災害時の寺院の役割について「備え」という観点から、自治体と仏教会・寺院との災害時の協定についての調査を主に行った。

【研究内容】

聞き取り調査は（１）自治体担当者、（２）仏教会担当者あるいは協定締結寺院、の双方に対して行い、協定内容に対する認識の違いなどがなくとも調査対象とした。

【作業大綱】

今年度聞き取りをした自治体は神奈川県綾瀬市、神奈川県横浜市鶴見区、北海道三笠市、埼玉県寄居町、群馬県桐生市の５か所で、そのうち横浜市鶴見区と群馬県桐生市は遺体安置所としての宗教施設・寺院の利用についての協定を含み、それ以外は一時避難所としての寺院利用に関する協定であった。上記の内容については浄土宗学術大会において（１）ポスターセッション、（２）「自治体と寺院の災害協定について」と題した３名による連続発表（①東日本大震災からの考察、②一時避難所としての協定、③遺体安置所として

の協定)にて第1次の報告をした。

また聞き取りにはいたらなかったが、協定を結んだ自治体と仏教会や寺院の情報収集も行った(新聞記事・インターネット・宗教情報リサーチセンター(ラーク)での新聞雑誌記事検索)。

その他、講師を招聘しての研究会として①「大阪大学が構築した、災害救援マップについて」大阪大学准教授・稲場圭信先生、②「□□や地理情報システムを利用した環境汚染や自然災害への備え」金沢星稜女子短期大学教授・沢野伸浩先生、③「記録映画『東日本大震災と仏教』上映と解説」同映画作製者・ハイデルベルク大・ティム・グラフ氏、を開催した。

【研究会開催日及び研究内容】

第1回研究会	平成25年4月22日(25年度研究会について)	第3回研究会	平成25年5月22日(自治体と宗教施設の協定調査計画)
第2回研究会	平成25年5月13日(自治体と宗教施設の協定調査計画)	第4回研究会	平成25年6月2日(宗教者災害支援連絡会参加)
第3回研究会	平成25年6月3日(協定締結についての調査報告)	第5回研究会	平成25年6月10日(宗教者災害支援連絡会報告)
第4回研究会	平成25年6月10日(協定締結聞き取り項目検討)	第6回研究会	平成25年6月19日(協定締結聞き取りブック勉強会)
第5回研究会	平成25年7月2日(寺院備災ガイドブック勉強会)	第7回研究会	平成25年7月10日(神奈川県綾瀬市聞き取り)
第6回研究会	平成25年7月10日(神奈川県綾瀬市聞き取り)	第8回研究会	平成25年7月24日(綾瀬市聞き取り報告)
第7回研究会	平成25年7月24日(綾瀬市聞き取り報告)	第9回研究会	平成25年8月21日(学術大会発表内容検討)
第8回研究会	平成25年8月21日(学術大会発表内容検討)	第10回研究会	
第9回研究会		第11回研究会	

第12回研究会 平成25年8月26日（学術大会発表内容

検討）

第22回研究会

市聞き取り）
平成25年12月18日（寄居町聞き取り報

第13回研究会 平成25年8月28日（学術大会発表内容

検討）

第23回研究会

平成26年1月15日（聞き取り4自治体

第14回研究会 平成25年9月2日（学術大会発表内容

検討）

第24回研究会

平成26年2月13日（聞き取り4自治体

第15回研究会 平成25年10月20日（都危機管理監訪問

準備）

第25回研究会

平成26年3月24日（群馬県桐生市聞き

第16回研究会 平成25年10月21日（外部講師講演）

取り）

第17回研究会 平成25年10月31日（寺院備蓄「畳半畳

運動」検討）

第26回研究会 平成26年3月31日（震災関連映画上演
と意見交換）

第18回研究会 平成25年11月8日（埼玉県寄居町聞き

取り）

【研究担当者】

第19回研究会 平成25年11月13日（埼玉県寄居町仏教

代表 表 今岡達雄

会聞き取り）

主 務 宮坂直樹

第20回研究会 平成25年11月25日（寄居町聞き取り報

研究員 戸松義晴・袖山榮輝・曾根宣雄・

告）

東海林良昌

第21回研究会 平成25年12月10日―11日（北海道三笠

嘱託研究員 郡嶋昭示

研究スタッフ

佐藤良文・小川有閑・小林惇道・高瀬
顕功・石川基樹・問芝志保・真田原行

【文責 宮坂直樹】

過疎地域における寺院に関する研究

【研究目的】

過疎地における浄土宗寺院の現状と問題点、また各寺院や教区などの取り組みを探ることを目的として研究を行っている。

査。また現地調査のほか、事前調査や調査結果をとりまとめるための研究会を実施した。

②疎地の浄土宗寺院へのアンケート調査の分析

過疎地域にある浄土宗寺院の現状を全国的に把握するとともに、現状の改善や今後の悪化傾向に関して寺院が取り組んでいる活動を把握するためのアンケートを24年6月に実施した。今年度は分析を行っている。

【研究内容・大綱】

①現地での聞き取り調査

6月30日―7月3日 北海道第一教区函松組、江差組、中央組調査。
7月9日 北海道第一教区江差組調査。
7月21―23日 北海道第二教区北組調査。
7月24―26日 北海道第二教区南組、西組調査。

③施策への反映

浄土宗総務局、寺院問題検討委員会と連携のもと、研究成果の施策への反映を図っている。『宗報』平成26年6月号に、過疎アンケートの報告を盛り込

んだ「寺院問題検討委員会中間報告書」が掲載された。

④浄土宗総合学術大会での発表、およびポスター展示

平成25年度浄土宗総合学術大会において、武田、名

和、石上がアンケート調査に関する発表を行った。

またポスターセッションでは、研究班のこれまで

の研究経過、研究から見えた問題、寺院や教区で

行っている取組などについて報告をした。

⑤シンポジウムの開催 平成25年2月24日に「これま

での20年、これからの20年―過疎地域寺院の現状

と浄土宗寺院の将来―」（於…増上寺三縁ホール）

を開催した。

【研究会開催日】

平成25年 4月1日、4月8日、4月15日、4月22日、

4月24日、5月7日、5月20日、5月27日、6月3日、

6月10日、6月24日、7月8日、7月29日、8月5日、

8月19日、8月26日、9月9日、9月30日、10月7日、

10月15日、11月11日、11月25日、12月2日、12月

9日、1月6日、1月27日、1月30日、1月31日、2月3日、2月10日、2月17日、3月3日、3月10日

【研究スタッフ一覧】

代表 武田 道生

主務 名和 清隆

研究員 東海林 良昌、宮坂 直樹、工藤

量導、石田 一裕

研究スタッフ 石上 壽應

『法然上人のご法語④——伝語編——』刊行プロジェクト活動報告

【研究目的・研究内容】

本研究班は、平成九年から同一三年にかけて浄土宗から刊行された『法然上人のご法語』（以下、『ご法語』と記す）第一集から第三集に引き続き、第四集の刊行を目指している。これまで『法然上人のご法語①——消息編——』（平成九年三月発行、全二八四頁）、『法然上人のご法語②——法語類編——』（平成一一年三月発行、全四一三頁）、『法然上人のご法語③——対話編——』（平成一三年六月発行、全四八三頁）からなる三集を編訳・刊行してきたものの、いまだ法然上人の遺文類を網羅し得ていない。そのため、これまで取り上げら

れなかった法然上人のご法語について、引き続き編訳作業を進めていきたい。

第四集は、これまで刊行された『ご法語』前三集に準じて、『昭和新修法然上人全集』（以下、『昭法全』と記す）「第五輯 伝語篇」を取り上げて、順次、研究会を重ねてきた。これまで刊行してきた三集は、説示内容に応じた適切な法語の配当、法語に資する適度な法語の分量設定、丁寧で分かりやすい現代語訳、豊富な語注と適切な索引などを施したことから、既に『ご法語①——消息編——』が完売するなど、本宗僧侶の布教伝道資料として大いに活用され、あるいは、一般読者からも高い支持を得てきた。本書の刊行は、法然

上人の選択本願念仏思想の普及の一助となり、本宗の一層の教線拡大を促すこととなるであろう。

【作業大綱】

平成二五年度の作業大綱は概ね以下の通りである。

①引用法語の選定・編集―『昭法全』「第五輯 伝語篇」(七四三頁〜七八〇頁)所収の各種法語について、法語の典拠調査、法語の典拠前後の内容確認、法語中の引用文献の調査、その法語が所収される各種異本等との校合作業などを研究員が分担して調査する。以上の作業を踏まえた上で、一般読者向けの読みやすい文体を作成し、あわせて、引用法語についての必要な書誌情報を示す脚注の作成をする。

②選定法語の現代語訳―①を経た法語について、本書でもっとも重きを置いている一般読者向けの読みやすい現代語訳の作成。

③選定法語の配当―『こ法語』前三集の目次に沿った法語の配当。

④語注・索引作成―『こ法語』前三集に準じた語注・索引の作成。

以上が本年度の作業大綱である。平成二五年度末時点において、①から④までの編集部における作業を終え、浄土宗文化局へのデータの移行を行った。今後は、文化局との調整を進め、出版する本の装丁などへと進んでいくが、一日も早い刊行を目指している。

【研究会開催日及び研究内容】

平成25年4月8日
平成25年4月15日
平成25年5月20日
平成25年5月27日
平成25年6月3日
平成25年7月1日
平成25年6月24日
平成25年7月8日
平成25年7月22日

【研究スタッフ一覽】

・研究主務

林田康順 浄土宗総合研究所研究員

・研究スタッフ

袖山栄輝 浄土宗総合研究所専任研究員

石川琢道 浄土宗総合研究所研究員

佐藤堅正 浄土宗総合研究所研究員

東海林良昌 浄土宗総合研究所研究員

曾根宣雄 浄土宗総合研究所研究員

和田典善 浄土宗総合研究所研究員

石上壽應 浄土宗総合研究所嘱託研究員

吉水岳彦 浄土宗総合研究所嘱託研究員

沼倉雄人 浄土宗総合研究所研究スタッフ

工藤量導 浄土宗総合研究所常勤嘱託研究員

郡嶋昭示 浄土宗総合研究所常勤嘱託研究員

石田一裕 浄土宗総合研究所常勤嘱託研究員

平成25年8月19日

平成25年9月30日

平成25年10月7日

平成25年10月7日

平成25年10月21日

平成25年11月11日

平成25年11月18日

平成25年11月25日

平成25年12月2日

平成25年12月9日

平成26年1月6日

平成26年1月20日

平成26年1月27日

平成26年2月10日

平成26年2月17日

平成26年3月17日

おわりに―本研究班再開の経緯―

『ご法語③―対話編―』刊行以来、およそ一〇年間にわたり『ご法語』編集作業が中断してしまっただのは、『ご法語③』『あとがき』にも一言したように、法然上人八〇〇年大遠忌記念事業として、『新纂浄土宗大辞典』編纂をはじめ、「浄土三部経」や『四十八卷伝』現代語訳などの各種プロジェクトが他ならぬ当研究所に依頼されたことによる。それら各種事業の中、一部継続しているプロジェクトはあるものの、大遠忌記念事業に一定の目処がついたため本研究班が再開の運びとなったことを付記しておきたい。

本報告をご一読いただいた大方の諸賢には、本研究班へのご理解をいただき、広くご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます、報告にかえさせていただきます。 合掌

【文責 林田康順】

浄土宗寺院の公益性の研究

【研究目的】

浄土宗寺院は地域の公益性にいかに関与しているかを研究することを目的とする。実際に活動している事例を取り上げその背景・意義等を分析考察し、浄土宗寺院への提言を行う。

【研究内容】

本年度は、「公益性」に関する考察及び近代における公益的な仏教者の研究を行うと共に、浄土宗寺院で現在行われている社会活動の事例についても調査する。特に、滋賀教区の米一升運動にみられるような、寺院

と檀信徒が一体となった活動に着目し、同様の事例についての調査を進めて行く。

【作業大綱】

- ① 分担した個別テーマに関する研究
- ② 事例研究（共生大賞の整理も含む）

〈公開研究会〉

第一回

・ ボーイスカウトについて 浄土宗ボーイスカウ

ト協会事務局長 巖谷勝正先生

第二回

・『いいお坊さん ひどいお坊さん』の著者 勝桂
子先生

【研究会開催日と研究内容】

▼第一回 四月二十二日

- (1) 研究発表について
- (2) 客員教授（長谷川先生）にお願いする講義の内容について
- (3) ポーイスカウトについて

▼第二回 五月二十七日

- (1) 研究発表
 - ・「公益性について」 石川基樹
 - ・「公益という語について」 上田千年

(2) 教学班・近現代班の個別テーマについて

(3) ポーイスカウトに関する公開講義について

▼第三回 六月二十八日

- (1) 公開研究会
 - ・ポーイスカウトについて 浄土宗ポーイスカウ

ト協会事務局長 巖谷勝正

▼第四回 七月二十九日

(1) 研究発表

・「自己覚知・還愚・懺悔について」

郡嶋昭示

・「娑婆をどうみるのか―浄土との対比」

永田真隆

▼第五回 九月三十日

(1) 研究発表

・「浄土宗で公益性をどう受け止めてきたか」

田中美喜

・「宗教法人の公益性―渡辺海旭にみる仏教と

社会観」 菊地結

(2) 日本仏教社会福祉学会の報告 郡嶋昭示・

吉水岳彦

▼第六回 十月二十一日

(1) 今後の研究について―事例研究と宗派の特徴

▼第七回 十一月十八日

(1) 今後の研究について―寺院活動事例集の作成

・「浄土宗学が社会実践の場に提示すべき内容」 曾根宣雄

(2) 活動事例の調査方法について

▼第八回 十二月九日

(1) 研究発表

研究代表 石川到覚 主務 曾根宣雄

・「法然上人の教説にみられる「公益性」 曾田

研究員 坂上雅翁 上田千年 曾田俊弘 郡嶋

俊弘

昭示

(2) 公開研究会について

研究スタッフ 藤森雄介 鷺見宗信 吉水岳彦 石川

▼第九回二〇二一年 一月二十七日

基樹 大河内大博 永田真隆 菊地結

(1) 研究発表

田中美喜

「渡辺海旭にみる仏教と社会観」 菊地結

【文責 曾根宣雄】

(2) 今後の研究について―活動事例の調査―

(3) 公開講義について

▼第十回 二月十日

公開研究会 『いいお坊さん ひどいお坊さん』

の著者・勝桂子

▼第十一回 三月十七日

(1) 研究発表

法式研究班 活動報告

【研究の目的・内容】

法式研究では平成二十四年度に引き続き本年度も「伝統的葬送儀礼」と「尼僧道場における生活」という二つのテーマを研究対象とした。

「伝統的葬送儀礼」では、全国的に消えゆく土葬を取り上げ、葬送の儀礼的な側面に関する調査を施して、記録保存することを目的とする。昨年度は、近年まで土葬が行われていた伊勢地方の二地区（伊勢市西豊浜町、矢持町菖蒲）を調査した。本年度は熊本県天草地方に赴き、調査を実施した。

「尼僧道場における生活」では、「浄土宗尼僧道場」

の閉鎖解体に伴い、尼僧道場における日々の生活および法式について記録保存しておくことを目的とする。

昨年度は講師として近藤徹稱師、梅辻昭音師をお招きし、「尼衆学校」から「尼僧道場」までの歴史と変遷、生活、年中行事とその法式についてお話を聴取した。本年度は昨年の聞き取り調査をふまえて、尼僧道場で毎月一日と十五日の二度勤められていた「半月布薩」に着目し、当時行われていた差定をもとに、公開講座において厳修した。

【調査報告】

一、伝統的な葬送儀礼の方法

—熊本県天草地方—

(1) はじめに

「伝統的葬送儀礼」では、本年度は熊本県天草地方を調査対象として選定し、二〇一三年九月三十日～十月二日にかけて坂上研究員と柴田研究員が天草地方へ赴き、熊本教区の崇圓寺と無量寺において聞き取り調査を実施した。

第一調査は熊本県天草市河浦町の崇圓寺において、住職の手柴清人上人および崇圓寺各地区総代の四名に、死亡通知から土葬に至るまでの過程に関する聞き取り調査を実施した。

第二調査は天草市久玉町の無量寺において、住職の三宅亮一上人および副住職の三宅晃洋上人に、土葬方法など（死亡通知、湯灌、納棺、枕経、祭壇、通夜、葬列の順序、葬儀の準備、葬儀当日の手順、差定、葬送行列、四門天幕、引導、葬儀後の日程、お斎）に関する聞き取り調査を実施した。

(2) 天草地方における土葬に関する聞き取り調査を終えて—四門の存在意義をめぐって—

今回の天草地方の調査を終えて、土葬における儀礼的な意義を再考することになったのは、露地式における「四門」の存在意義についてである。近世の法式関連文献では四門に関する解説や、発心門・修行門・菩提門・涅槃門の図示などは見られるが、四門そのものの意義に関してはあまり言及されていない。この四門の存在は明らかに「釈尊の生涯」と「四門出遊」を意識したものであり、いわば死者による釈尊の追体験を通じて、死者の輪廻からの解脱を目的とした儀礼としてみることができるとある。なお四門に関しては五来重『葬と供養』（東方出版、五四五頁、五七一頁～六〇二頁など）にも貴重な指摘があるため、参照いただきたい。

では仏教における葬送儀礼の原理が、何故に釈尊の生涯を根拠としたものでなければならないのであろうか。無論、仏教である以上、すべての原理は釈尊の生

涯と覚りを根拠とするものである。だからこそ葬送儀礼の根拠が釈尊の生涯に求められなければならない理由を考えなければならない。

おそらく葬送儀礼が釈尊の生涯に根拠を求める要因は、単に釈尊の追体験に基づく涅槃の獲得というのみではなく、第一に死者の〈生〉に対するジャータカのな解釈、第二に釈尊の威神力と加持力への依拠、第三に成仏の觀念における大乘の原理などが考えられる。

第一の「死者の〈生〉」に対するジャータカのな解釈」とは、死者そのものを輪廻の当体として、かつ解脱の主体として捉え、四門を通じて死者の過去世の一切（＝死者の〈生〉）に対するジャータカのな解釈）を最後身（＝輪廻の最後としての身体）へと導くという視座である。

第二の「釈尊の威神力と加持力への依拠」とは、仏教における修道の道程には常に仏による威神力と加持力の加備が不可欠であり、死者が輪廻を解脱していく際にも仏の威神力と加持力が必然的に求められるとい

う視座である。

第三の「成仏の觀念における大乘の原理」とは、四門への通入を通じて、死者が大乘の原理のもと成仏へと進展していくという視座である。

これら三点を通じて、「四門」は死者の輪廻からの解脱と成仏を象徴的に指示した存在であり、かつこれを葬送儀礼の現場において儀礼的装置としたものと見ることができると。従来の葬送儀礼研究では〈ホトケ〉という觀念が先行し、実際に教理学と儀礼の接合性が考察される機会はあまり多くなかったが、このように葬送儀礼は民間信仰的研究と同時に、仏教教理学的な意味付けも必要なことと考える。

さらに「四門」は生者と死者との結界的存在、つまり死の共同体における此岸と彼岸との明確なる境界線としても捉えることができる。それゆえ、この四門の中に入ることが可能な存在は「死者」であり、そして場合によって「出家者」のみとなるのである。これは葬送儀礼が〈遺族・親族および関係者〉という一般者

と、〈儀礼執行という特殊な立場〉としての出家者によつて構成されるものであり、両者がそれぞれの役割のもとで儀礼を執行していく際に、「死者の死者化」いうなれば生者と死者の区別化を認識する際の象徴的存在が四門であるとも言える。

以上、天草地方の調査を通じて、仏教における葬送儀礼とは、やはり輪廻からの解脱を目的とした儀礼であり、かつ生者と死者とを切り離し、死者を死者化していく一連の過程こそ葬送儀礼の有する意義であることが分かる。葬送儀礼が軽視されている現代において、我々は今一度、儀礼の有する意義を問い直さなければならぬ。

二、尼僧道場における生活 — 公開講座「半月布薩」—

(1) はじめに

「尼僧道場における生活」では「半月布薩」の差定を構築し、平成二十六年一月二十七日に大本山増上寺の三階仏間にて公開講座の発表を行った。

布薩とは、寺院に僧が集まり、自ら犯した罪を告白反省して懺悔する式で、半月布薩式は、旧暦の月々の十五日（白月・満月）と晦日（黒月・新月）の日に、僧侶が一処に集まって戒本を誦し、過去半月の行いを互いに自省し合う式である。このような制戒に違反しなかったかどうかを反省し、犯した者は悔い許しを乞うために設けられた法会を布薩といい、戒本を読み上げるので説戒ともいい、バラモン教の新月祭と満月祭の前日に行われる儀式を仏教に取り入れたものといわれている。中国では唐代に盛行し、日本では天台・真言・曹洞・臨済等の諸宗で行われている。

(2) 『梵網經』と布薩式

『梵網菩薩戒經』(以下、『梵網經』)に、「布薩の日は、新学の菩薩、半月半月に布薩し、十重四十八輕戒を誦すべし。時にもろもろの仏菩薩の形像の前に於いて、一人の布薩には、即ち一人誦し、もし二人・三人乃至、百千人なるも、また一人誦すべし。誦者は高座に、聴者は下座せよ」(第三十七輕戒)とあり、この經説に基ついて修す法会が布薩式である。この法会では、「梵網菩薩戒經の序」と、説戒として『梵網經』を首座と上座が独誦し、淨戒護持の讃歌である後序を大衆が読誦する。このように『梵網經』は布薩する時に誦經する經典であり、放生会でも読誦されている。

(3) 持戒と懺悔

正授戒で捧読する「梵網菩薩戒經の序」には、「自ら罪ありと知らば、当に懺悔すべし。懺悔すれば即ち安樂なり。懺悔せざれば、罪ますます深し」とある。第五輕戒では、「一切犯戒の罪を見ては、応に教えて

懺悔せしむべし。しかるに菩薩、教えて懺悔せしめず、共住して僧の利養を同じく、しかも共に布薩し、同一の衆と住し、説戒して、しかもその罪を挙げて、教えて悔過せしめずんば、輕垢罪を犯す」とあり、罪を犯した者に対して、これに教えて懺悔させることを説いている。

また、鎌倉の学僧である凝然は懺悔することによつて、持戒に通じることを説いている。持戒とは罪を犯さないように戒を堅固に護ることであり、同時に犯せば速やかに懺悔をするのも持戒であるとしている。自らも持ち、他をして持たせることこそ、菩薩戒にかなうものである、と説いている(石田瑞麿『梵網經』(仏典講座)大蔵出版、一四五頁を参照)。

(4) 布薩式の現状とその意義

この法会については、『浄土宗鎮西派規則』(明治九年)の「法式の事」には「廣略布薩式を挙げ、『浄土蕊藟宝庫』の「法要の部」には冒頭にこの半月布薩式を

挙げ、次に日没礼讃等を掲載しており、懺悔を中心とした対自儀礼としての法会が重要視されていることが伺われる。かつて浄土宗尼僧道場では、毎月2回、晨朝勤行でこの式を勤めていたが、『法要集』（昭和十四年版）以降はこの布薩式を掲載しておらず、これによつてこの後はほとんど厳修されていない。ちなみに布薩戒は明治期に布薩妄伝とされたが、この布薩式と布薩戒はまったく別のものである。

近年、五重相伝と授戒会等の対他儀礼を厳修することを勧めており、特に授戒会は在家の菩薩として生き行く戒法を伝える式である。その伝戒師とそれに携わる者は五徳を備えているかどうか問われる。自らの犯戒における懺悔は当然として、他の犯戒を知つて懺悔させるためには、授戒会の開催に際して、この布薩式を先ず行うべきものではないであろうか。廃絶したこの式を久々に復興することも大切であるが、円頓戒相承の菩薩として再自覚する場としての法会を恒常的に再興することがより重要であると思われる。

(5) 布薩式再興にあつて

布薩式には、廣布薩式と布薩式と極略式心念法の三種があり、この布薩式には「天保五年版」と華頂王宮蔵の「文政十年版」等がある。吉水学園旧蔵の「天保五年版」に博士を加譜された経本があり、公開講座ではこれに基づき勤めた。

次第は基本的に『半月布薩式略法』（天保五年版）を用いて構成した。また、内容は八橋秀法師所蔵の経本の書き込みと、近藤徹稱師・梅辻昭音師のお話をもとに、「尼僧道場」で行われていた次第を参考とした。以下、差定を記す。

○露地偈

要偈道場・正授戒のときに裏堂（後堂）で、維那が句頭を発声して大衆が同音してから入堂する偈文。聞鐘偈とも。天保五年版にはこの偈文は掲載されていない。ただし、道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』と文政十年版によつて唱えることにした。

○入堂

○入堂偈 節付き (香偈の節)

大鑿八下後に行う。入堂して仏を礼拝するとき
に唱える偈文。持戒して清浄になれば満月のよ
うであり、身と口は清らかとなる。皆がやわら
ぎあい、争いをなくせば、布薩は成就できると
いう文。

○三宝礼 節付き

○維那告白

維那は布薩する僧侶に対して独唱し、一同は
黙って法会の主旨を聴く。菩薩戒の教えを述べ
て伝える功德によって、もろびと共に極楽に往
生しようと誓う文。今回は「今上天皇・・師
僧父母」を「国豊民安一切壇越師僧父母」とした。

○歎仏偈 節付き

○散華 節付き

道場散華する時に唱える散華莊嚴の文。道場の
四方に華を撒いて道場を莊嚴する。尼僧道場で

は香偈の節であったが、今回は「法事讚」行道
の節を用いて、上座・下座にて四方散華を行った。

○焼香

戒香定香解脱香の文。文政十年版では香偈を唱
えても良しとする。

○戒序

首座は「梵網菩薩戒經の序文」を訓読し、一同
は黙ってその文を聴く。

○説戒

上座が『菩薩戒經』の訓読を独誦し、その他の
人は謹んで聴く。尼僧道場では全文を輪読して
いたが、今回は主要部分を抄出し、上座の長跪
独唱とした。

○偈頌

淨戒護持の讃歌ともいう。「明人忍慧強の文」は、
經文ではなく、經典編集者が別に作ったもので
ある。「願わくは、この法を聞かん者、疾かに仏
道を成ずるを得んことを」と結ぶ。今回は木魚

にて音読とした。

○結前生後偈

制教である布薩を終えたので、化教である懺悔を今より勤めると維那が唱え、一同低頭で聴く。

○広懺悔（訓読）

下座が訓読を長跪独唱し、他の者は謹んで聴く。

天保五年版は大衆同音であるが、独誦とした。

○略懺悔文（懺悔偈）

○十念

○五十三仏礼

維那が五十三仏の宝号を「南無普光仏」と一唱

一礼し、大衆が同音で「南無阿弥陀仏」と一唱

一礼する。公開講座では、時間の都合上により、

知恩院での仏名会での略法によって、下音二十

仏名・中音二十仏名・上音十仏名・下音三仏名とし、

五仏名ずつ維那が独唱し、最後の一仏名を一唱

一礼の節で唱え、同音「南無阿弥陀仏」と一唱

一礼した。

※『過去莊嚴劫千仏名経』（三劫三千縁起）には、

四重禁罪を除滅し、五逆十悪を懺悔しようと思えば、当に五十三仏名の礼敬を勤めべき

とある。また、三階教の信行『七階仏名』と

智昇『集諸経礼懺儀』にもあり、隋唐代の頃

に広く礼懺のときに礼拝がなされていた。

○礼竟文

○撰益文

○念仏一会

○結願宣疏

首座は『略会説戒疏』を独誦し、大衆は拝聴する。

○総回向文（総回向偈）

○四弘誓願（総願偈）

○三帰敬礼（三帰礼）

○奉送偈（送仏偈） 節付き（香偈の節）

○解界退散

本尊を勧請するために設けた結界を、法会の終

わりに際して解く。

以上である。

また、最後に「尼僧道場における生活」に関連して、大日比西円寺に付随する法船庵を訪れた際に目にした「尼庵之掟」について紹介したい。西円寺はいわゆる捨世派大日比三師の根本道場であり、法船庵はもともと法岸上人の隠居所であったが、法岸上人の遺言によつて尼庵となった。現在の法船庵に法岸上人の直筆による「尼庵之掟」が掲げられている。これらに関して詳しくは阿川文正台下による『大日比西円寺資料集』に述べられている。今ここにも「尼庵之掟」を記す。

尼庵之掟

一、男僧男子出入堅く禁制之事

但し師用并不浄所掃除之人等ハ制外之事

一、若無據要用有て入来候ハ、衆尼一同ニ而聞届、速

にかへし可申候事、遅々して無益の物語り堅制

禁之事、但したとい無據要用ニ而も、男僧男子

ハ夜中の出入堅制禁之事、たとい親子之間たり

とも、暮六ツ時を限りに一致出界の事、男僧男

子にかぎらず、物して女儀、子供等ニ而も無用

の人猥りに出入堅制禁之事

一、たばこ制禁之事

一、勤行掃除等必不可有怠慢之事

一、常ニ老病死を念じて称名勇進すべし、仮りにも戯

笑雑話堅制禁之事

右之條々堅相守、専修称名勇進相統、若於令違犯

者、速離弟可擯出者也、

寛政十年七月

光譽性如（花押）

以上である。現在では高齢の尼僧一名がこの掟書を守り、如法な生活をもつて法船庵を護っている。

我々僧侶が社会生活を営まなくてはならない中で、決定的に足りていないのは僧堂生活である。尼僧道場の僧堂生活において長きにわたって勤められてきた布薩式は、円頓戒相承の菩薩としての再自覚の場という

認識のもと、あらためてその意義を考えさせられる。そして、これら尼僧道場における僧堂生活を通して見えてきた中に、我々僧侶のあるべき姿が見えてくるのではないだろうか。

【研究会開催日】

平成25年

5月13日 通常研究会

7月11日 通常研究会

9月1日 通常研究会

10月1日～2日 熊本県天草地方調査

10月21日 熊本県天草地方調査報告

11月5日 通常研究会

11月14日 通常研究会

12月20日 通常研究会

平成26年

1月26日 公開講座リハーサル・準備

1月27日 公開講座「半月布薩」

【研究スタッフ一覽】

研究代表 坂上典翁

研究主務 中野孝昭

研究員 荒木信道 西城宗隆 柴田泰山

嘱託研究員 工藤暁導 熊井康雄 田中康真 中野

晃了 山本晴雄

板倉宏昌 大澤亮我 清水秀浩 八橋

秀法

研究スタッフ 廣本榮康 渡辺裕章 八尾敬俊

布教研究班 活動報告

【研究目的】

①授戒会の研究

浄土宗では「五重相伝」と並び、檀信徒教化における大切な行事として各地で「授戒会」が執り行われている。しかしながら、その日数、受者数、規模や儀礼などは地域や寺院ごとに差異がみられ、一律に論じることはむずかしい。そこで当研究班では「授戒会」の実施寺院に対してアンケートを行い、現状調査を行う。

また、勸誡（説戒）師の上人方が『十二門戒儀』を説く際、席数や内容の組み立てなどに、それぞれ工夫や特色がみられる。そこで先達の布教師方が発行され

た「授戒会」の勸誡録を整理・分析し、研究を進める。

②視覚的布教法の研究

前年度に継続し、パネルシアターを利用した布教作品を作成する（本年度をもって終了）。

【研究内容】

①授戒会の研究

- 1、授戒会に関する基礎知識の確認
- 2、授戒会『勸誡録』の収集と整理
- 3、講師を招いて所内勉強会を開催
- 4、授戒会アンケートの集計・分析

② 視覚的布教法の研究

パネルシアター「三祖聖光上人伝」「三祖良忠上人伝」をホームページ上にて公開予定。

【作業大綱】

① 授戒会の研究

1、授戒会に関する基礎知識の確認

↓授戒および受戒会に関する論文・資料を収集し、研究会で読み合わせを行った。

2、授戒会『勸誡録』の収集と整理

↓現在、確認されている書物の一覧表を作成した。

3、講師を招いて所内勉強会を開催

↓本年度は、三回の所内勉強会を開催

4、授戒会アンケートの集計・分析

②、視覚的布教法の研究

昨年度までに制作してきた「法然上人御一代記」

「三祖聖光上人伝」「三祖良忠上人伝」のパネルシアター作品（絵・金光昌恵師）を研究所内ホームページにて公開できるようにした。

【研究会開催日及び研究内容】

一、授戒会の研究

平成25年

第1回 4月10日（アンケート添付資料の整理）

第2回 5月7日（アンケート入力不明箇所チェック）

第3回 5月29日（アンケート記述部分読み合わせ）

第4回 5月31日（アンケート表グラフ作成の検討）

第5回 6月13日（アンケート表グラフ作成の検討）

第6回 6月26日（アンケート表グラフ作成の検討）

第7回 7月5日（アンケート内容分析）

第8回 7月26日（学術大会報告用アンケート資料作成）

第9回 7月31日（学術大会報告用アンケート資料

作成)

第10回 8月23日(学術大会報告、来年度テーマに

関して)

第23回 3月14日(『教化研究』原稿作成)

第24回 3月27日(『教化研究』原稿作成)

第25回 3月31日(『教化研究』原稿作成)

第11回 9月3日(学術大会、ポスターセッション

資料作成)

所内勉強会 於：明照会館第一会議室

第12回 10月10日(学術大会での問題点、質問に関

して)

第一回 5月10日 講師：渋谷康悦先生

第13回 10月22日(アンケート内容分析)

「戒をひもとく3つの切り口」

第14回 11月13日(アンケート内容分析)

第二回 6月13日 講師：上田見宥先生

第15回 11月22日(アンケート内容分析)

「授戒会・帰敬式について」

第16回 11月26日(アンケート内容分析)

第三回 1月29日 講師：石田一裕先生

第17回 12月13日(アンケート内容分析)

「戒体とは ―アビダルマの観点から

第18回 12月17日(論文・資料読み合わせ)

―

平成26年

浄土宗総合学術大会発表 於：大正大学

第19回 1月21日(アンケート内容分析)

9月10日～11日

第20回 1月23日(アンケート内容分析)

パネラー：後藤真法

第21回 2月7日(論文・資料読み合わせ)

「授戒会開筵寺院へのアンケート調査」

第22回 2月28日(アンケート内容分析)

中間報告および説戒に関する管見を発表

同日

学術大会ポスターセッション報告

「聴衆の目から見た法話の現状と課題」

「各宗派法話会におけるアンケート」

調査より

二、視覚的布教法の研究

平成26年

第1回 1月28日（パネルシアター二祖聖光上人伝

実演撮影）

【研究担当者】

研究代表 今岡達雄

研究主務 後藤真法

研究員 八木英哉 宮入良光

嘱託研究員 工藤量導 池田常臣 藤井正史

中川正業 大高源明

【文責 後藤真法】

浄土教学の基礎的研究

・研究目的

本研究会は近年の浄土学の研究動向を整理し、今現在、浄土学がどのような研究を行う必要があるかということの解明を目的とするものである。この様な作業は極めて基礎的であり、これ自体に発展性があるものではないかもしれないが、この研究動向の整理によって浄土学の今を再確認できるものと考え、それぞれの研究成果の整理を行っている。

・研究内容

①研究動向の整理として、日本における浄土教に関する研究の中、法然以前の諸師に関する研究を中心に収集し整理する。

②聖問『釈浄土二藏義』の書き下し作成。

・作業大綱

①研究動向の整理作業では、かねてから行われてきた論文目録の作成ではなく、各論文の特色や他の研究に与えた影響等に留意し、各研究を評価する形で整理を行った。平成二十三年度までに印度・中国における浄土教の研究、法然以前の日本浄土教の研究、中世仏教に関する研究、法然浄土教に関する研究、法然以降の祖師（聖光・良忠・聖問）の研究について整理を行い、平成二十三年度までに『教化研究』にて報告を終えた。

②聖問『釈浄土二藏義』の書き下し作成については、近世における浄土宗学研究について、近世の檀林教

学の基礎として広く学ばれてきたとされる聖阿『釈淨

正順 加藤芳樹 杉山裕俊 遠田憲弘

十二藏義』をとりあげ、書き下しの作成を行った。書き

【文責 主務 柴田泰山】

き下しの作業は前年度までに全三〇巻を終えたため、

二十三年度から二十五年度にかけてが出典注を付す作

業を行いその作業も終えた。

・研究会開催日及び研究内容

今年度開催された研究会は以下の通りである。

平成25年4月10日

平成25年9月18日

平成25年10月16日

平成25年10月21日

平成25年11月6日

平成25年12月4日

いずれも『頌義』の書き下し出典注作業主に行った。

・研究参加者一覧

主務 柴田泰山

嘱託研究員 郡嶋昭示 工藤量導

研究スタッフ 石川達也 高橋寿光 大橋雄人 大屋

近世浄土宗学の基礎的研究

【研究目的】

本研究班は、現在の浄土宗のさまざまなあり方の基盤が確立するポイントが江戸期に存するという見立てに基づいて、江戸期の浄土宗の教学・法式・布教等がどのようなであったのかを明らかにすることを目的としている。

平成一九年度の発足時から、個別の研究として浄土宗正所依の経典である『浄土三部経』が、近世以降のように理解されてきたのかを調査研究紹介すべく、義山良照『浄土三部経随聞講録』の読解研究を行ってきた（研究内容・作業大綱の1に相当）。

昨年度下半年から、江戸期の浄土宗の教学等についてさらに広く解明するため、研究班の人員を拡充した（嘱託研究員一名、研究スタッフ八名を増員）（研究内容・作業大綱の2に相当）。

【研究内容】

(1) 義山『浄土三部経随聞講録』の書き下し文を作成する。その際、浄全本の誤植などは修正する。出典を極力調査する。

(2) 現在の浄土宗への流れを把握することを念頭に置き、江戸期の浄土宗関連人物について、可能な限りできるだけ広い範囲で、人物、業績のリストアップと

関連付けを行う。

【作業大綱】

本年度は次の作業・活動を行った。

(1) 『無量寿経随聞講録』巻下之一(『無量寿経』巻下冒頭から五悪段の前までの釈)の書き下し及び出典注の作成。事前に研究員が各自分担して書き下し文及び註記を作成し、研究会において修正してゆく。

(2) 岩崎敲玄『浄土宗史要』、大島泰信『浄土宗史』(浄土20所収)、恵谷隆戒『浄土宗史』江戸期関連範囲の人名・寺院名等のタグ付け、及び記載された人物の生没年を示す年表の作成。

(3) 本研究班は京都分室に設置された唯一の研究班であり、25年11月7日、京都宗務庁にて開催されたシンポジウム「危機を迎えた寺檀関係の今」の企画運営の実務を担当した。

【研究会開催日及び研究内容】

平成25年

4月9日、4月16日、5月7日、5月14日、5月21日、
6月4日、6月11日、7月2日、7月16日、8月21日、
8月23日、8月28日、9月3日、9月17日、10月1日、
10月15日、10月22日、11月5日、11月7日、11月12日、
11月19日、12月3日、12月17日

平成26年

1月14日、2月18日、3月4日、3月11日

【研究担当者】

代 表

主 務 齊藤舜健

研 究 員 上田千年、曾田俊弘、伊藤茂樹、井野

周隆

嘱託研究員 八橋秀法、米澤実江子

研究スタッフ 西本明央、角野玄樹、市川定敬、田中

芳道、南宏信、岩谷隆法、伊藤瑛梨、
永田真隆

【文責 主務 齊藤舜健】

浄土宗の基本典籍の英訳研究

・研究目的

浄土宗劈頭宣言「世界に共生を」に基づき浄土宗の教えを世界に発信するため、『浄土宗聖典』の英訳・出版を目的とした研究会を開催する。『和語燈録』の英訳・編集・確認作業、『観経疏』英訳の集中研究会、Coats and Ishizuka の『Honen The Buddhist Saint』のテキスト化、本文・脚注などの確認作業を行う。また仏教聖典英訳に関する国際学会・会議などに参加し、翻訳に関する研究動向・現状を把握し、その成果をプロジェクトに反映する。英語ホームページに研究成果を公開し、世界に浄土宗の教えを発信していく。

・研究内容

- ① 「三部経」の英訳
- ② 『和語燈録』『観経疏』の英訳
- ③ 『四十八卷伝』英訳

・作業大綱

- ① 「三部経」の英訳は平成二五年度内に全作業を終了し、その成果が平成二六年三月にThe Three Pure Land Sūtrasとして浄土宗出版より刊行された。

- ② 『和語燈録』『観経疏』の英訳については、平成二五年一二月から同二六年一月に、カルフォルニア州

立大学パークレイ校仏教学・マーク・ブラム教授を招
聘して集中研究会を開催した。この集中研究会におい
て、「念仏大」「九条殿下の北政所へ進するお返事」の
翻訳編集作業完了し、『観経疏』の英訳を進めた。ま
た集中研究会の効率化を図るために、一年を通して
『和語燈録』英訳の準備作業を行なった。

③『四十八巻伝』英訳については、ワッツ研究員が
一年を通して、コーツ・石塚訳の見直し作業に取り組
み、本文の訂正作業と脚注の確認作業を進行させた。

・研究会開催日及び研究内容

今年度開催された研究会は以下の通りである。

- 平成25年4月2日・9日・16日・22日
- 平成25年5月7日・14日・21日・28日
- 平成25年6月4日・24日
- 平成25年7月5日・31日
- 平成25年8月6日・20日・21日・27日
- 平成25年9月3日・10日・17日

・研究参加者一覧

- 平成25年10月1日・8日・15日・22日・29日
- 平成25年11月5日・12日・19日・26日
- 平成25年12月3日・10日・17日・25日・26日・27日
- 平成26年1月6日・7日・8日・9日・10日・14日・
15日・16日・17日
- 平成26年2月4日・18日
- 平成26年3月4日・11日

代 表 田丸徳善

主 務 戸松義晴

研 究 員 薮法明・石田一裕・岩田斎肇・鍵小野

和敬・小林正道・佐藤堅正・

佐藤良純・島恭裕・カレンマック・ジョ

ナサンワッツ

研究スタッフ 市川定敬・小林惇道・高瀬顕功・北條

竜士

【文責 主務 戸松義晴】

浄土宗基本典籍の電子テキスト化

【研究目的】

近年の情報の電子化に伴い、浄土宗学・宗教学・宗
教社会学などを含む人文科学分野の研究においても、
情報処理技術を駆使して基本典籍を調査分析する方法
が一般的になってきた。このような方法を用いるため
には、基本典籍が電子テキスト化されている必要があ
る。

本研究会では研究推進上、電子テキスト化が不可欠
と考えられる典籍のうち、明治期の『宗綱宗規』と『統
浄土宗全書』（以下『統浄』）を取り上げて入力作業を
進めている。すでに公開されている大蔵経テキスト

データベース（S A T）のデータ形式が事実上の標準
となっているので、特に『統浄』ではS A T形式に準
拠したデータを作成し、そこに『統浄』独自の形式を
付加して、返り点や送り仮名、ルビなども含めた、完
全な書籍情報の電子化を目指している。

【研究内容】

- 1 S A T形式に準拠した『統浄』と、明治期からの
『宗綱宗規』の入力作業
- 2 『統浄』独自の形式に対応したルール作り
- 3 データの質を担保するための検収作業
- 4 納品済みデータを研究所のウェブサイトで順次公

開する方法の検討

5 外部の有識者を招聘しての講義・勉強会

【作業大綱】

A 進捗管理

・発注済みの、『統浄』の第11巻、第13巻、第14巻の3冊が納品された。

また、第15～17巻の発注のために業者と打ち合わせをした。

・発注済みの『宗綱宗規』は、『規則類纂（明治43年～大正2年）』が納品された。

B 成果物検収

・近世浄土宗学の基礎的研究プロジェクトと共同して、『統浄』第18巻、第19巻の電子データの校正作業を行った。

C 成果物公開

・『統浄』検索システム試用版の開発。総合学術大会での講演二つと、パネルセッションと、そこでの

デモンストレーション。

D 講義および勉強会

・10/30安達俊英師（教学院）から浄全検索システムについて解説してもらう。

・1/27山内正氏（シマンテック）からインターネッ トセキュリティについて「サイバー空間の脅威動 向と対策について」と題して講演してもらう。

【研究会開催日と研究内容】

平成25年4月1日データ入力業者と打ち合わせ、12日 異体字の扱いの検討、26日データ入力業者と打ち合せ、

5月13日メタ情報用XMLタグの検討、20日XML タグの検討、27日データ入力業者と打ち合せ、

6月3日データ形式の検討、17日データ入力業者と 打ち合せ、24日検索システムの検討、

7月1日検索システムの検討、8日検索システムの 検討、22日データ入力業者と打ち合せ、

8月5日、19日、26日総合学術大会発表の準備

9月2日、9日総合学術大会発表の準備、30日下半期活動計画と検索システムの検討。

10月7日、21日、28日検索システムの検討、30日教
学院の浄全検索システムについて情報収集。

11月11日統浄データ検収、18日検索システムの検討、
25日統浄データ検収。

12月2日来年度予算作成と宗綱宗規データ検収、9
日宗綱宗規データ検収、16日データ形式の検討。

平成26年1月6日統浄と宗綱宗規のデータ検収、20
日データ形式の検討、27日外部講師によるセキュリティ
ティーについての講演。

2月3日データ入力業者と打ち合せ、10日検索シス
テムの検討、17日データ入力業者と打ち合せ。

3月3日データ入力見積の検討、10日、17日、24日
テストサーバー設定、27日データ入力業者と打ち合せ。

【文責 佐藤堅正】

大辞典プロジェクト活動報告

【研究目的・研究内容】

昭和四九年、浄土宗大辞典編纂委員会編『浄土宗大辞典』（以下、『大辞典』と記す）初版第一巻が発行されて以来、四〇年近くが経過した（昭和五一年・第二巻発行、昭和五五年・第三巻発行、昭和五七年・第四（別）巻発行）。その後、浄土宗学・仏教学・史学をはじめとする学問研究は長足の進展を示し、あるいは宗宝や各種文化財の指定（解除も含め）、新出資料の発見、市町村合併に伴う住居表示の変更など、『大辞典』記載事項に改訂・増補を望む声は日増しに高まり、かつ、多岐に及んでいる。本プロジェクトは、それら多

方面からの声を踏まえ、『新纂浄土宗大辞典』（以下、『新纂大辞典』と記す）の編集発刊を目指している。無論、現在の出版を取り巻く環境、頒布・販売・検索の便宜などを鑑み、『新纂大辞典』の電子化も視野に入れて作業を進めている。『新纂大辞典』の発刊は、一層の教学振興を促し、布教施策の一助となるであろう。

本研究班は、平成一六年四月一日に組織された『新纂浄土宗大辞典』編纂委員会（委員長・石上善応、副委員長・伊藤唯真台下平成二二年二月迄、福原隆善〔平成二二年二月以降〕の指導を仰ぎ、当プロジェクト研究員がそのまま『同』編纂実行委員会（実行委員長・林田康順、副委員長・安達俊英）として宗務当局

からの委嘱を受けて営為編集作業を進めている。

【作業大綱】

平成二五年度の作業大綱は概ね以下の通りである。

①執筆作業―すでに平成二四年度中に一応の原稿回収作業は終了したものの、編集作業中に新規立項して執筆すべき用語が浮上する。それに対し、順次、研究班の研究員を中心に執筆作業を進めている。平成二六年三月三十一日現在、項名のみを付して他項目を見るように指示した用語も含めて、立項した用語は、全八九八一項目、その内、原稿執筆をした用語は全八一〇七項目となっている。今後も編集作業の進展に応じ、採用項目は、若干の増加となることが予想されるが、その都度、順次、対応してゆきたい。

②編集作業―昨年度に引き続き、辞典原稿としての統一を図るための編集作業を進めている。特に平成二五年度からは、従来の（有）玄冬書林の編集作業のサポートに加え、文化局との共同作業という形をとつ

て、原則として毎週二回、玄冬書林・文化局・研究班の三者で事務連絡会を持ち、編集作業上の問題点を話し合いつつ、読み合わせ作業を進めている。

③写真などの巻末資料―写真・イラスト・図表、巻末資料等の選定作業を文化局と定期的な打ち合わせをもって進めており、順次、写真撮影やイラスト執筆等を依頼している。

④年表―『新纂大辞典』に掲載する年表については、文化局と浄土宗関連史料の整理研究班との作業協力を得て、平成二五年度中にその作成を終えた。順次、印刷所に入稿して、編集作業を進めていく。

以上が本年度の作業大綱である。

【研究会開催日及び研究内容】

・管理班研究会

平成二五年四月～九月・・・計三四回

平成二六年一月～三月・・・計一二回

【研究スタッフ一覧】

前総合研究所長・石上善應研究代表以下、平成二五年度の本プロジェクト研究スタッフの構成とその担当

分野は以下の通りである。また、本プロジェクトは膨大なデータをより効率的に処理する必要があり、コンピュータによる高度な管理システムが要求されることから、発足当初から大蔵健司研究員を主務とする管理班との共同プロジェクトとし、データの作成・保存などの情報処理作業を進めているので、その担当も付記しておく。

石上善應 研究代表 浄土宗総合研究所前所長

東部スタッフ

林田康順 浄土宗総合研究所研究員 主務／伝法

大蔵健司 浄土宗総合研究所嘱託研究員 管理班主務

西城宗隆 浄土宗総合研究所専任研究員 法式・葬祭

袖山栄輝 浄土宗総合研究所専任研究員 一般仏教

荒木信道 浄土宗総合研究所研究員 法式

石上壽應 浄土宗総合研究所研究スタッフ 書名（日本）

石川琢道 浄土宗総合研究所研究員 人名／管理班

佐藤堅正 浄土宗総合研究所研究員 管理班

柴田泰山 浄土宗総合研究所研究員 一般仏教

曾根宣雄 浄土宗総合研究所研究員 宗学

中野孝昭 浄土宗総合研究所研究員 法式

名和清隆 浄土宗総合研究所研究員 民間信仰・宗教

宮入良光 浄土宗総合研究所研究員 布教・仏教美術

吉田淳雄 浄土宗総合研究所研究員 宗史（近代）・

宗制・書名（近代）・組織団体・哲学・成

句

和田典善 浄土宗総合研究所研究員 書名（日本）／

管理班

江島尚俊 浄土宗総合研究所嘱託研究員 宗教・宗史

（近代）・人名（近代）・組織団体

東海林良昌 浄土宗総合研究所嘱託研究員 宗史・歴史

史国文

村田洋一 浄土宗総合研究所嘱託研究員 寺名・詠唱

吉水岳彦 浄土宗総合研究所嘱託研究員 宗学／管理

班

工藤量導 浄土宗総合研究所常勤嘱託研究員 伝法／

管理班

郡嶋昭示 浄土宗総合研究所常勤嘱託研究員 經典・

書名（インド・チベット・中国・朝鮮）・寺名・

詠唱／管理班

石田一裕 浄土宗総合研究所常勤嘱託研究員 一般仏

教／管理班

西部スタッフ

齊藤舜健 浄土宗総合研究所専任所研究員

善裕 昭 浄土宗総合研究所研究員

安達俊英 浄土宗総合研究所嘱託研究員

大沢亮我 浄土宗総合研究所嘱託研究員

清水秀浩 浄土宗総合研究所嘱託研究員

米澤実江子 浄土宗総合研究所常勤嘱託研究員

おわりに―お願いにかえて―

以上、私たち『新纂浄土宗大辞典』編集プロジェクト」研究スタッフは、かつて『大辞典』刊行にかかわられた編纂委員の先生方やご執筆された先生方をはじめとする実に膨大な先学諸賢のご尽力に常に敬意を払い、また、『新纂大辞典』編纂委員会の先生方の指導を仰ぎつつ、『新纂大辞典』刊行に向けた編集作業を営為進めてきた。いよいよ、その作業も大詰めを迎え、平成二六年度中の刊行を期し、編集作業の中心が文化局所管となることとなった。その移管にともない、当研究所における研究班としては、今回の報告が最後となる。とはいえ、研究班としての編集作業は、今後も継続することとなり、従来通りの玄冬書林・文化局・研究班の三者に図書印刷を加えた総合体制で『新纂大辞典』の刊行を目指す所存である。

本報告をご一読いただいた大方の諸賢には、これまでのご声援・ご協力に心からの感謝を申し上げますとともに、今後も本プロジェクトへのご理解をいただき、広くご指導・ご鞭撻を賜れるよう伏してお願い申し上げます、報告にかえさせていただきます。 合掌

【文責 林田康順】

研究ノート

昭和二〇〜三〇年発刊の『宗報』に見られる 戦後の対応について

平成二〇年一月十九日、時の宗務総長稲岡康純上人は、過去の戦時における浄土宗の言動について「浄土宗平和アピール」を表明した。（浄土宗新聞五〇三）

浄土宗平和アピール

浄土宗は二〇〇一年「愚者の自覚を、家庭にみ仏の光を、社会に慈しみを、世界に共生を」とする「二一世紀劈頭宣言」を発表、世界平和について発言し、行動してきました。

しかしながら、本宗の近代において、軍用機を陸海軍に献納するなど、様々な戦争協力の実実は否定することができません。これに対し、

例えば一九九四年、浄土門主は『太平洋戦争

五十回忌法要』表白において、戦役に助力した重責に対する懺悔、すべての戦没者の鎮魂・慰霊、世界平和への祈念を表明いたしました。

わたしたちは、そのことを受け、浄土宗が世法の国策に従いいかなる言動を行ってきたか、歴史的検証を行うことこそ、世界平和の実現に、あらためて必要なことだと確信します。

わたしたちは、自らの愚かさを自覚したうえで、戦争責任について自省し、アジア太平洋地域の人々の人権と尊厳を侵し、戦争による惨禍と多大なる犠牲を強いたことを、ここに深く懺悔します。

わたしたちは、法然上人の念仏の教えにより、再び同じ過ちと犯さないこと、すなわち被爆国広島島の地において非戦・非核武装を誓い、未来に向かつて慈しみにあふれた共生・平和の社会を創るために行動することを、ここに宣言します。

平成二〇年一月一九日

浄土宗宗務総長 稲岡康純

この中で語られている「浄土宗が世法の国策に従いかなる言動を行ってきたか、歴史的検証を行うこと」とについて、現在十分な研究がなされているとはいえない。

戦時中、時代の要請とはいえ阿弥陀仏と天皇を同一視し、戦争協力に正当な理由付けが行われた。宗という組織が仏説の理義を曲げて戦時体制を翼賛したのである。この点については、当研究班の前身である近代史研究班のスタッフにより、昭和九〜一三年に発行

された布教伝道資料の研究がまとめられている。(後藤真法ほか『時局伝道教化資料』に見る布教方針について①②③)〈石上善應編著『法然上人八百年大遠忌記念論文集 現代社会と法然浄土教』山喜房佛書林、二〇一三) 参照)

また、そのほか戦中に発行された教化資料について、当研究班にて入手もしくは存在が確認できたものを『教化研究』二四号(二〇一六)に報告したので確認いただきたい。(『戦時を中心とした時局教化資料について』)

ここでは、『宗報』(昭和二〇〜三〇年)より記事を抽出し、若干の考察を加えながら戦後の対応をみる。

戦後間もなく、金戒光明寺・知恩院が浄土宗から分派独立し、宗内は騒然となった。結論を言えば、その対応の影に隠れ、戦中の体制や活動に対する総括・反省といったものはほとんど見られない。この問題は、今後の浄土宗の近現代史を語る上で避けては通れないものである。激動の時代、この国と教団がどのよう

な軌跡をたどったのか、宗侶として冷静に受け止めた
い。

昭和二十年

○『宗報』第三五八号（昭和20年9月15日）

・大東亜戦争に対する仏教宣言発表

大日本戦時宗教報国会仏教局にては各宗派及大東亜
仏青その他関係機関と協議の上票記の宣言を去る八月
一日発表

・大東亜戦争の終結と民心安定の指令

大東亜戦争は去る八月一五日長くも大詔の渙発に依
つて終結したが、大日本戦時宗教報国会では、直ちに
承諾必謹、国民総親和、民心安定の為各宗派及道府県
支部の活動を促すべく指令した。

・布教総動員運動

本九月より全国的に展開せられる筈であった決戦布

教は戦争の終結に依り承諾必謹、国民総親和、道義の
確立を目標にして行われることとなり、戦後民心の安
定に努める布教総動員運動に変更された。

↓道義の確立とは具体的に何を指し示すのか。承諾必
謹・国民総親和が挙げられているが、国家・天皇に
従うことこそ道義であると読みとれる。

○『宗報』第三五九号（昭和20年10月15日）

・内閣総理大臣宮殿下御訓示―宗教派管長及教団統理
者協議会に於て―（抜粋）

敗戦に至る経過を振り返って見まするに、私は我が
国民一般に近時道義が著しく頹廢して居たことが、敗
戦の本来に大きな原因の一つになって居たと思ふので
あります。従って今日、我々は平和的な日本の建設に
向かつて新しく発足せんとするに当って、先づ以て、
国民道義の振作を見ることが最大の急務であることを
痛感する次第であります。

諸君は去々教宗派教団の長として従来と雖、自ら各派を率いて先頭に立ち、国民道徳の向上、社会の教化に尽瘁せられて来たのでありますが、更に、覚悟を新たにし、道徳及文化の高き平和的な日本の建許を目指して、一段と、奮起せられんことを切に希望致します。

↓敗戦の大きな原因の一つとして道義の頹廢を挙げている。つまり天皇のもと、国民が挙国一致を充分になし得なかつたことが敗因であると見ている。

・「新日本の再建と宗教家の使命―文部大臣訓示―」

(抜粋)

武力を背景とせざる新日本は、武力の代りに教養を
持ち道義と背景として世界人類の平和と進運とに寄与
すべき文化を新に建設すべきであります。

八家九宗、如何なる宗教に於きましても、和の精神
を強調し慈悲信愛の心を力説し、報恩感謝の念を提唱
しないものではありませんが、之等の教へは、内は国民

親和、挙国一家の根柢となり外は国際信義、世界平和の基盤となるのでありますから、宗教教化が新日本の建設に如何に必要欠くべからざるものであるかが理解されると思ひます。

かやうに考へて参りますと、新日本の建設に対して持つ宗教の役割は甚だ重大であります。宗教家各位が既に戦時に於て展開せられました極めて活発なる教化活動に對しましては、茲に深甚なる謝意を表するものであります。この未曾有の大転換期に臨んで更に飛躍の後奮発を要請せざるを得ないのであります。今後は何卒人心の安定に、家庭・学徒・勤労者の宗教的情操信念の涵養に、軍人遺家族、戦災者の援護に一層活発なる教化活動を展開せられ、宗教の真価を遺憾なく發揮せられんことを此に念願する次第であります。

以上之を要するに、新日本の建設は平和日本、文化日本、道義日本の再建であり、而かもそれは宗教の裏付によつて初めて華と咲き実を結ぶものであるといつても敢て過言ではないと信ずるものであります。

日本再建宗教教化実践要綱

一、趣旨

我が国未曾有の悲局を克服し光明日本を建設して世界平和の確立に寄与せんが為には国民悉く敗戦の由つて来る所を深く反省し懺悔すると共に戦争終結の大詔の聖旨を奉体して愈々道義に徹し忍辱精進以て国運を荆棘の裡に打開せざるべからず、而して之が為には宗教教化、力に俟つ所極めて大なるものあるを以て一層其の清新活発なる活動の展開を図らんとす

二、教化目標

宗教教化の実践に当りては特に左の事項の徹底に力む

(一) 承詔必謹の態度を堅持し国体護持の信念に確住すること

(二) 信義を篤くし敬愛を旨とし挙国一家・萬邦諧和の実を挙ぐることに

(三) 報恩感謝の念を深めて忍苦耐乏以て各自の本分に最善を竭すこと

三、実施要綱(省略)

四、実施上留意すべき事項(省略)

宗教常会運営要綱

一、趣旨

宗教団体の教壇信徒に対する教化活動を促進して国民道義を振作し克苦精進以て未曾有の悲局を打開し光明日本を建設して世界の平和に寄与せんが為宗教常会運動の一層清新活発なる展開を図るものとす

二、方針

(一) 本運動は左の目標を設定し国民の宗教的信念、情操の啓培に依り之が□透具現を図るものとす

1、承詔必謹の態度を堅持し国体護持の信念に確住すること

2、信義を篤くし敬愛を旨とし挙国一家・萬邦諧和の実を挙ぐることに

3、報恩感謝の念を深めて忍苦耐乏以て各自の本分に最善を竭すこと

(七) 常会の組織について(省略)

三、実施上留意すべき事項（省略）

↓道義の頹廢を敗因と見る政府は、国民に反省懺悔を促し、改めて「国体護持・拳国一致・報恩感謝」といった体制の強化を図るため、教化目標三条を定め宗教界に課す。

・**管長教団統理者協議会**

九月一九日午後一時教宗派管長及教団統理者並宗務長を総理大臣官邸に招致し協議会を開催。翌二〇日引きつづき宗務長会を開き戦後教化に就き種々打合せところがあった、同協議会に於て決定せる実践要綱及常会運営要綱は又亦、別項の如くである。

・**天機奉伺**

九月一九日午前一〇時参内

・**総懺悔別時念仏会**

終戦の大詔渙発せられたる一四日を記念し、本宗にては毎月一四日総懺悔別時念仏会を行うこととなり、去る九月一四日其の第一回を全国各寺院に於て厳修した。

↓何について懺悔念仏を行うのか、その内容ははっきりしない。

・**戦災寺院復興委員会**

今回戦災寺院を有する主なる教区に於ては戦災寺院の復興援護指導の為委員会を設けることとなり、別項の如く達示を以て発布された。

↓達示第□号（昭和20年9月25日）は戦災寺院復興委員会規程である。戦災寺院を有する主なる教区として復興委員会が設置されたのは次の教区である。

東京、神奈川、山梨、加能越、静岡、三河、尾張、

岐阜、三重、大阪市、摂河泉、兵庫南海、広島、福岡

・報国会便り (抜粋)

今後は本会本来の使命に基き彌々一宗の総力を結集して更に寺檀の緊密強化をはかり僧俗一体道義の昂揚につとめ宗門護持の運動邁進する事に定め着々実現に努力せん

浄土宗報国会事業概要

(檀信徒再組織、僧俗一体宗門護持の強化)

(一) 檀信徒協議会 (戸主会)

(二) 婦人会 (主として寺庭婦人擔任す)

(三) 青年部

(四) 少年部

・教諭

大東亜戦争勃発以来三年有余、畏くも終戦の大詔渙発せらるるに会す、萬世の為に太平を開かせ給う大御

心を拝し奉り、誰か恐懼せざらんや、顧みて我等、微力、開戦を未然に防止する能はざりしを愧づると雖、萬邦平和は常に希求するところ、謹みて聖旨を奉体し、遺憾無きを期せよ

然れ共、国運の前途は真に多事多難なり、皇国の再建は容易の業にあらず、惟ふに忍苦と精進は自ら荆棘の道を打開すべく、正法と正義の存するところ、豈に仏天の加祐なからんや

即ち宜しく敗戦の事実に徹し、其の因つて来る所以を再思三省し、至誠以て国体を護持すると共に道義を振作し、世界の康寧と文運の進歩とに貢献し、祖訓を体して倍々信行を奨励し、浄土宗徒たるの本文を完うするに努むべし、終戦に丁り敢て道俗に告ぐ

昭和二〇年九月一日

浄土宗管長 大僧正 望月信亨

↓浄土宗管長として、開戦を防げなかったことをここに反省し、世界平和希求を表明している。敗戦の

原因を反省し、国体護持および道義の振作に努めるべき所存は、先に挙げた教化目標の三条に沿ったものであることが分かる。

・国民総懺悔別時念仏会

毎月十四日挙宗一斉に厳修せよ

○『宗報』第三六〇号（昭和20年11月15日）

・教務所長事務打合会に於ける宗務所指示事項（抜粋）

総務局

二、戦時規程に関する件

戦時に関係ある特別な規程（達示）は一応来る十一月十五日を以て廃する予定なるも、其の趣旨にして存置の必要を認むるものに就ては更めて達示を以て發布すべし

教字部

三、寺院の機能發揮に関する件

（口）怨親平等戦歿者戦災者追悼会を厳修

怨親平等戦歿者、戦災歿死者の追悼会を厳修し来会者に管長教諭の趣旨を伝え平和新日本建設に資すると共に国体護持の重責を有することを自覚せしむること

（ハ）別時念仏会の励行

毎月十四日国民総懺悔別時念仏会を修行し自肅自励の決意を新たなをしむること

此の場合戦歿者戦災歿死者遺族、傷病兵、戦災者等を極力勧誘参加せしむること

社会課

一、宗門公益事業の再検討に関する件

二、隣組薫化に関する件

三、援護事業に関する件

四、免戦災寺院に関する件

五、教区内公益事業調査に関する件

報国会

報国会は大東亜戦争終結と共に其の事業の上にも相当の修正を行ひ特に檀信徒の再組織僧俗一体宗

門護持の運動に重点を置き大要左の如き要目を実施せんとす

一、浄土宗報国会事業概要

(檀信徒再組織、僧俗一体宗門護持の強化)

(一) 檀信徒協議会 (戸主会)

(二) 婦人会 (主として寺庭婦人擔任す)

(三) 青年部

(四) 少年部

二、未納会費徴収に関する件

↓戦時に関係ある特別な規程(達示)は十一月十五日を以て廃止された。各部署では戦時体制の見直しが始まり、報国会はその活動を檀信徒再組織・僧俗一体宗門護持の強化へと修正した。教学部では親平等戦歿者戦災者追悼会や国民総懺悔別時念仏会が勤められるが、宗として戦時体制の反省や検証が充分に行われたようには見られない。追悼会や別時念仏会の表白などから、その法要の意図す

るところを確認する必要があるだろう。

昭和二十一年

○『宗報』第三六四号(昭和二十一年四月一日)

・第五十次定期宗会(抜粹)

事務報告概要

一、教化活動は戦時中極めて不自由でありました。思想言論の上にも多大の制限があり、自ら沈滞を免れなかつたのであります。然しながら今や宗教の自由は保証せられ、思想、言論の制約も排除せられました、之れに依つて宗教団体、思想団体が活発なる活動を展開するであらうことは当然であります

○『宗報』第三六五号(昭和二十一年五月十五日)

・「教化指針」

終戦以来既に半歳を閲すと雖も、邦国再建の業未だ遅々として進まず、思想の混乱道義の頽廢日を逐ふ

て著しきものあり教化の要愈切実を加ふるのみならず、翻つて世界の動向を見るに国際平和の機構早くも成ると雖も、暗流せる国家の対立は鬱屈として至るところ其の難礁をなし前途未だ安定を得ざる感深し即ち宗儀に基き仏教の本義に立ちて真理と正義の国家社会を建設すべく内に国民を正しく指導すると共に、外に仏教の理想を宣揚して世界の平和と文運の進歩とに貢献せんとす由つて本年度の教化指導を左の如く定む

浄仏国土 成就衆生

教化指針の解説（省略）

浄土宗務所 教学部

○『宗報』第三六六号（昭和21年6月15日）

・寺檀関係を合理化し緊密ならしめよ

浄土宗興隆会は各位御承知の如く一宗の興隆を扶け、教化を推進することを以て目的とし、今春更めて発足したものでありますが、其の「ねらい」と申しまするか、私共の期待致して居ります一つのものは、本会

を通じまして、寺檀の関係を一層緊密ならしめること
であります。

次には僧俗一体となり、一宗の興隆を外護し教化を
推進することであり、今後の一宗は単に僧侶に依
つてのみ維持せられる団体であつてはならないのであ
ります。僧俗が一体となつて一宗を護持し、伝道清新
を振起、昂揚するところに宗門の偉大なる発展があら
うと存じます

（浄土宗興隆会協議員会に於ける里見宗務長挨拶要旨）

・浄土宗興隆会◆浄土宗興隆会協議員会決定事項◆

四月二七日浄土宗務所に於て興隆会第一回協議員会
を開催し大体次の通りの決定を見た

浄土宗興隆会規則

第一条 本会を浄土宗興隆会と称し本宗の興隆を扶け

教化を推進するを以て目的とす

第二条 興隆会は前項の目的を達成する為左の事業を

行ふ

一、檀信徒の常会

二、檀信徒の代表者会

三、会員の修養に資する施設及事業

四、講習会、講演会、座談会、研究会等の開

催

五、会報其の他出版物の発行

六、其の他必要なる事業

(以下省略)

○『宗報』第三六七号(昭和21年7月15日)

・◇興隆会よりお知らせ

皆様御承知の通り報国会といふ名称は既に解消、去

る三月一日を期して浄土宗興隆会と生れ替り、教化の
實際運動に住俗協力の姿で邁進している次第です。六
月号宗報に本会の動きが明記されています故御参照下
さい。

○『宗報』第三六八号(昭和21年8月15日)

・浄土宗興隆会の目標について—宗侶諸師の必読を煩
す

仮令将来何等かの形で家族制度が維持せられるとし
ても、それは構成員個々の基本的人権の上に立つもの
であつて、家長中心、「家」本位の家族制度は到底存
続し得ないのであります。此くなつた場合、寺檀関係
に大きな変化の来るとも亦、当然であります(中略)
浄土宗の信徒であるといふことを意識させなければな
りません。でなければ追々みんな寺院から離れること
になります。この寺檀の関係を伝統以上に新しく組
織することは刻下の急務であります。

次に考へられるのは一宗将来の運営であります(中
略)将来一宗運営の財的方面は檀信徒に任せるのがよ
いと思ひます。例せば伝道会社といふやうな組織をつ
くり、全部の経営を檀信徒にまかせ、宗務所も、本山
も年度の予算を以て必要な経費の支出を請求するよ
うにしたら、財政の公開ともなり檀信徒もその費用を

支出することによって、一宗の運営に直接間接参加することになり、自ら責任を感じると共に護持の熱意を増すことになりませう。

↓戦時中に様々な報国活動を行った浄土宗報国会は、檀信徒再組織・僧俗一体宗門護持の強化を掲げて「浄土宗興隆会」と名を改めた。すでに当時から「家」本位の家族制度の崩壊が予期されていたことが確認できる。GHQは天皇と国民の関係を切り崩すためにも家制度の解体に言及していた。時代の変革期といえよう。

・興隆会

日校其他の増設運動成績

少年巡教成績中間報告

浄土宗新聞の発行

○『宗報』第三七〇号（昭和21年10月15日）

・宗務

浄土宗伝道協会設立か

今後一般教化を拡充するには、どうしても有力な機関が必要なので宗務所でもいろいろ其の方法に就いて考慮されて居つたが、外護機関として浄土宗伝道協会を檀信徒中心で設立すべく、来る十一月に開かれる檀信徒代表者会議に付し、其の意見を徴することになった。

・待望の浄土宗新聞創刊

昭和二十二年九月 浄土宗興隆会

●『宗報』第三七二号（昭和21年11月15日）

・金戒光明寺の一宗離脱に就て（抜萃）

大本山黒谷金戒光明寺が突如一宗から離脱した。去る十月十四日住職代務者渡辺教善氏の名に依つてその登記がなされ、同十六日宗務所へ届出られたのである。

金戒光明寺は『ポツダム宣言に依る宗教の自由』といふことを理由として居る。

若し同山が本宗を離脱しなければならぬ正当な理由があるとするならば、堂々と正規の手続を踏んで中々に声明すればよい。何も秘密にことを運ばなくてもよいのである。

宗務所は確乎たる方針を以て臨んでいる。一度本宗を離れた者は重て宗門に帰ることは出来ないのである。因に一山並に宗務所では、各別の立場から登記無効を提訴した。

↓昭和二〇年一月二八日、それまでの宗教団体法に代わって「宗教法人令」が施行された。信教自由の原則のもと、離脱・分派独立は容易となった。「浄土宗ではそれまで門末・直末寺院の關係で保たれていた各本山の経営から、宗務所が近代化を目指した本末解体を行い一宗経営に乗り出すと、関西では宗本一元化運動が起こり、分裂の兆しが出てき

た」(『浄土宗宗議会 百年の歩み』)という。『ポツダム宣言に依る宗教の自由』を理由とし、宗教法人令を契機として京都では分裂の動きが本格化した。

○『宗報』第二七二号(昭和21年12月15日)

・浄土宗伝道協会設立案

本宗の第二回檀信徒代表者会は、別項記載の如く去る一月五日総本山知恩院に於て開会され「浄土宗伝道協会設立に関する件」が満場一致可決されたが、浄土宗伝道協会は、左の要項に明かなる如く僧俗一体となつて本宗を護持し、教化活動を推進せんとするものである。

要項

- 一、浄土宗の布教教化の展開を扶け新日本建設に寄与する為、浄土宗伝道協会を設立する
- 二、浄土宗伝道協会(以下協会と称する)は全僧侶、全檀信徒一体の組織を目標とする
- 三、協会は浄土宗の布教教化活動を推進強化する為、

其の布教々化の年度計画に対し財的援助を与ふる以外協会自体としても必要な事業を行ふ

四、協会は財団法人とし財産を分つて基本財産及通常

財産の二種とする

(以下〃八、省略)

昭和二年

○『宗報』第三七三号(昭和22年1月15日)

・「各宗派管長の共同声明」

実に、仏教は国境と民族を越えた普遍絶対の真理であり、全世界、全人類が等しくその光益を蒙るべきものであつて、四生の帰趨、萬国の極宗と言はれる所以であります。吾等仏教徒は、斯様な仏陀の教法を實現することに一切の努力を捧げて来たのでありますが、未だ充分その目的を達成することができず今日に及んでありますことは誠に反省懺悔の念に堪えないところであります。

敗戦の痛手は深刻な社会不安を醸成し、国民は混乱

と窮乏の中に物心両面に限りない彷徨を続け、殆どその帰趨を知らない有様であります。日本の再建に物質の必要なことは言ふ迄もありません。然し乍らより以上に国民の求めているものは精神的安定であり、仏教で言ふならば大慈悲心であります。

吾等仏教徒も亦深い懺悔と堅い決意を以て、その本来の使命に立脚し、教化活動の構想を新たにして、いよいよ正法の顕彰と社会正義の昂揚に全努力を傾けると共に、世界に於ける一切の平和運動者並びに靈性の自覚によつて人類の福祉に寄与せんとするあらゆる団体と提携しつつ、内文化日本建設の基盤となり、外世界恒久平和の実現に邁進せんとするものであります。

昭和二年二月一六日 仏教各宗派管長一同

○『宗報』第三七五号(昭和22年4月1日)

・第五十一次定期宗会事務報告概要

一、之に対して正しい精神生活のあり方を示しますことは刻下の急務と存じます。本宗は本年度「淨仏

「国土、成就衆生」を伝道の目標として努力しました。もとより「浄仏国土、成就衆生」は仏教の大理想でありまして不変の伝道目標ですが、明年度

はこの基礎に立つて更に正信の昂揚を図りたいと存じます。

一、然しながら七萬の寺院教会、一萬の教師僧侶の背後には五百萬の檀信徒があります。若しこの五百萬の檀信徒を一宗護持の為に動員することが出来ますならば、宗力は一大飛躍をなすことと存じます。本宗は夙にこの点に着眼し、寺檀関係の再編成と僧俗一体の総力結集を目指し浄土興隆会を組織し、闔宗の協力を求めつつあつたのであります。が、客秋同会が主催となつて檀信徒代表者会を開催致しまして、協議の結果一宗外護の機関として浄土宗伝道協会の設立が決定されたのであります。

一、ここに興隆会は發展的に解散致すことになつたのであります。が、宗力をここに求めることは本宗として一歩前進であらうと存じます。

↓浄土宗報国会を引き継いだ浄土宗興隆会は、約一年の短い活動をもつてその幕を閉じた。

○『宗報』第三七七号（昭和22年6月15日）

・仏教宣言

我等は相互に緊密に提携しつつ内には教化機能の全力を挙げて仏教本来の和の理想を徹底せしめ、外には世界宗教の立場に立つて人類の精神的共同と友好関係の確立に努力し、戦争□棄と文化立国の至□の心を伝えて共感を呼び起さねばならない。

●『宗報』第二八三号（昭和22年12月15日）

・知恩院が本宗を離脱せられました

察するところ昨秋来同院当局が主導となつて工作せられつつあつた一宗一元化運動が、その期待に反して□宗の指示を得ず、合法的手段によつてその目的を達成することの不可能なことを知られた結果、この挙に出られたものでありませう。

知恩院は一宗の総本山であり管長猥下の在職寺であります。当然宗門護持の重責を任ずべきであります。然るに却つて一宗を崩壊に導くが如き暴挙に出でられたことは全く意外であり、御同様常識では判断し兼ねる次第であります。

各位は冷静にこの事実を批判し、この際宣伝に迷はされたり、誘惑に乗せられること等のないよう希望致します。大勢は動いて居りません。知恩院と行動を共にするものがあつても、それは極めて少数であります。そののみならず、私は知恩院が必ず本宗に復帰せられるものと信じてます。それには各位が事態を静観せられることが先づ必要であります。

一宗を回る内外の客観的情勢は頗る重大であります。真に一体となつて対処しなければならぬとき分裂して何の得るところがありません。一宗はどうであらうとも我意を通せばよいといふ知恩院の独善的、利己的行動は厳に批難されなければなりません。私は重ねて各位にここ暫く事態の推移を静観せられますることを

望みますと共に、それが大浄土宗再建の唯一の方途であることを申添へたいと存じます。

昭和二十二年十二月

浄土宗宗務総長 里見達雄

告示第二十二号

総本山知恩院は昭和二十二年十二月九日本宗を離脱した

右告示する

昭和二十二年十二月十日

浄土宗務所

告示第二十三号

宗務総長里見達雄浄土宗規則第三十条及第三十一条に依り本宗管長代務者に就任した

右告示する

昭和二十二年十二月十日

浄土宗務所

↓以後、三七年の歴史的合同まで宗内は混乱する。戦時の反省や検証が進まなかった一因はここにあるといえよう。この間、『宗報』はほぼ分裂問題の戦事で埋め尽くされることとなる。

昭和三年

○『宗報』第三九二号(昭和23年8月15日)

・宗務

平和祈願回顧

七月十四日午後一時宗務所に於て終戦三週年に当り平和祈念回顧を厳修した。

昭和十四年

○特に記事なし

昭和十五年

○特に記事なし

↓この時期、紙面のほとんどが分裂問題の記事である。宗の目は外にほとんど向いていない。

昭和二十六年

○『宗報』第四一九号(昭和26年7月15日)

・平和観音一百八体開眼千僧供養大法要

全国仏教学生連盟では、去六月二四日浅草三社神社に於て、世界平和擁護の旗印のもとに。各宗派学生の尊き献金に依つてなれる一百八体の平和観音像の開眼供養に併せて、萬国戦死病没者の追悼千僧供養大法要会を修行し、本宗学生五百余名がこれに参加した。

因みに大正大学学生山脇秀侯氏は同連最高副委員長として活躍した。

昭和二十七年

○『宗報』第四二三号(昭和27年1月15日)

・教学の振興(抜粋)

今年こそ講話条約がいよいよ発効し待望の独立国と

なる歳であります。

(中略)

戦時中は国家主義の圧迫が強く、仏教は外来思想として片づけられました。そのため仏教会からは、仏菩薩と天照大神との関係を論じて、これによって仏教の存否をかけた者が出た位であります。戦後に於いては米国がわが国のキリスト教化をはかったため、仏教界にしてみれば戦時中と実質的にあまり変りのない情勢におかれました。ここ十数年間、自らが自らを助けることが出来ずして、あるべき発展をまなし得ず、かくて仏教界は外部からは軽視され、自らは自信をなくしてしまいました。

↓サンフランシスコ講和条約は昭和二六年九月八日調印、翌年四月二八日の発効である。

「仏教会からは、仏菩薩と天照大神との関係を論じて、これによって仏教の存否をかけた者が出た位であります」との発言は極めて重要な指摘であるが、

結局他人事として扱われ、自宗の戦時教学の検証は行われていない。

○『宗報』第四三〇号（昭和27年10月15日）

・第二回世界仏教徒会議

九月二十五日午前九時から、東京築地本願寺別院において、十八ヶ国百七十名の世界代表及び四百五十名の日本代表を交え、第二回世界仏教徒会議開会式が挙行され、宗務所から渡邊宗務長代理佐山教学部長が参列した。次いで二十六日より三十日まで予定の日程に従い、協議会、総会、部会の順に引き続き会議が行われ、その間二十八日には音羽護国寺において、大戦戦没者追悼法要が盛大厳肅裡に執行され、十月一日の総会をもって東京本会議の幕を閉じた。

○『宗報』第四三二号（昭和27年11月15日）

・戦犯問題と宗教家

世界仏教徒会議の第三部会第二日目は九月二十九日

築地本願寺で開催、戦犯救済、未帰還者の問題は議題第二として、中国代表者より提案され、其対策としては本部に常設の委員を設けて対策を練れ、各国元首にメッセージを送れ、世界の与論に訴へよ、軍属として働いた朝鮮台湾の戦犯囚の救済、代表者を巢鴨プリズン慰問、更らに原爆による被害者の救済、是れ等の事柄を等閑に附する事は仏教者の矛盾であると喝破され、心ある教家は冷汗を催したとみる。

小野部会長意見をまとめて左の如く決定した。

我々は仏教的寛容の精神によって下記の事項が実現されるよう各国政府に懇願する。一、戦争受刑者の釈放、二、死刑囚の助命懇願、三、外地服役者の国内送還、四、戦没者遺骨の収容、五、抑留者の帰還、六、未帰還者の情報の交換、而して本仏教徒会議から巢鴨拘留所へ代表者の慰問が行はれた。九月二十七日印度代表アドレア博士、ナンダパンサ僧正、ラジャポージの三氏、戦犯を親しく慰問、「諸君の立場に同情を禁じ得ない。国際裁判が如何なるものかは別として、戦

争犯罪人といふものは認められない。犯罪とは我欲を満たそうとして行つた不正行為からは生まれるものだが、国の為め公のために働いた愛国者が犯罪となる事はあり得ない。」と更に中国代表中国仏教会理事長活仏及び常務理事李子寛、釈印順氏も慰問されたとある。

(中略)

仏教運動として現在比島に教誨師として奉仕しつつある加賀谷師がある。更に戦犯者に対する仏教教化としては白蓮社がある。事務所は護国寺内に在つて田島隆純、関口慈光両師教誨師として戦犯仏教徒に対し教化せられ、本宗教師、栃木出身山田隆元師が囚人乍ら其事務に執筆して居る。

(中略)

国民共同の責任に於て、国家の犠牲者に対して、お力添を為す事は国民の義務であると共に、動もすれば顧みられざる弱者に味方するは、教家の本分たる事に、思を致すべきである。

・東海学園高等学校長 林靈法先生著『若き世代への闘い』

これは宗教者であり、教育者である先生が、かつての日本国家主義軍国主義の暴圧に抗して、一身を犠牲にして闘った体験の手記である。拘束せらるること数年獄中であつて先生が最愛の両親を喪い、また自らの思想信念の崩壊を前に、絶望のどん底にたたき落され、しかもこの苦悶の中から宗教、特に浄土教による新しい人生信仰に復活せられたその歓びを綴られたものである。

東海学園出版部

・浄土宗教学部長佐山学順著『殉国の霊に捧ぐ』

戦後二ヶ年間戦犯教誨師として、ハンコン、シンガポール、マレイ、に活躍せし経験、そして戦犯死刑者の最後を見送られし記録、東洋独立民族が日本の犠牲に感謝し戦死者の功績を讃仰して遺家族を慰さむる体験の記

浄土宗教化団中央本部

〔宗報〕四二六号まで宣伝掲載)

昭和二八年

○『宗報』第四三三号(昭和28年1月15日)

・新年を迎えて

講和後初めての新年を迎えて本年は特に明るい心持をもつて宗祖の宝前に額すく事の出来るのを喜びます。過去に於ける民族の運命を賭けての大戦争も終戦講和より独立の新体制を確立し、過去の一切を洗い流し、明朗な気持になって、新日本の建設につとめなければなりません。

(以下、分裂状況を嘆く文が続く)

●『純正浄土教報』第一五号(昭和28年6月15日)

・時評(抜粋)

全仏教の連合機関が、東京築地本願寺内に設けられているが、戦前の同会は相当に仏教各宗の役に立っ

て居たが、今の連合会はその存在価値が疑はれている。大戦時代は軍部のお先棒を担いで戦力強化に働いていた。反戦思想の伝道者たるべき職責も主戦的行動をやつて居た。それは過ぎ去つたこととして現在の連合会はまるで社交機関だ。教界福祉に働くこともなく既成教団から金を集めて何に費やしているのか。

↓「宗報」には見られない批判的意見が他の機関誌には見られる。今後、資料整理及び研究が必要である。

↓『純正浄土教報』（月二回発行）。発行所は浄土教報社、編集兼発行人は坂戸彌一郎。昭和二七年創刊。三七年一月、二〇六号をもって『浄土教報』と改称。昭和五九年二月一五日四〇八号が最終巻となった。

なお、旧『浄土教報』は明治二年（一八八九）一月二五日創刊。浄土宗の公私にわたる報道を宗内に伝える機関誌。一宗の公示、教団活動、公私の消息を伝えることを任務としていたが、大正六年

（一九一七）浄土宗務所より『浄土宗報』が発刊されるにおよび、もっぱら浄土宗教団の雑誌として宗門の啓発に貢献してきた。昭和になって戦時体制の強化により、『教学週報』と合併し、昭和一五年一月二三日、第二三四号をもって『浄土週報』と改称し五十余年の歴史を閉じた。（『浄土宗大辞典』）そして『浄土週報』は昭和一九年三月一日、第二四七二号をもって終刊となった。

○『宗報』第四〇号（昭和28年9月15日）

・全日本仏教徒会議高野山大会

世界仏教日本支部大会は、去る八月二十七日より三日間を霊場高野山に於て全国より来会者約三百名の参加者により盛大に行はれ、本宗代表として教学部長佐山学順師が参加したが、当日の雨天は却つて会議に熱意を加え、世界各国仏教徒との友好親善を図り全人類永遠の平和に寄与せん事を宣言し、更に来年十一月にはビルマ仏教徒主催により第三回世界仏教徒大会を挙

行し日本仏教徒多数参加を要望された。

↓宣言に基づいて、どのような活動がなされたかは未見である。(第一回世界仏教徒会議は昭和二五年五月に開催。第三回は昭和二九年一二月、ビルマ開催)

昭和二九年

○『宗報』第四四三号(昭和29年1月15日)

・迎年の辞

終戦後十年、思想界宗教界の混乱は自由思想の旋風に吹きまкруられ、教家の使命、寺院存立の意義は自滅の一步をたどるものではないか、天馬行空の年、跳躍の爲めには躋下丹田に活力を充実して本来の使命遂行に邁進し邪魔外道折伏の利剣を研ふではないか。

昨今、本宗と浄土宗本派との間に一体化の機運熟しつつあり(以下省略)

○『宗報』第四四六号(昭和29年4月15日)

・平和に対する教家の態度

最近最も人の視聽を集めて居る問題は平和が如何にして得られるかといふことであらう。それは常套的平和論者として日本の再軍備を云云するものとは別に、人類絶滅の方向に向ひつつあるビキニ環礁の水爆実験の問題であらう。

(中略)

一体宗教界は、現実の問題にぶつかると、非常に慎重であつて、軽率盲動はしないやうに馴らされて居るが、今こそ、人類の爲に生命の問題として、大なる抗議を中外に発表す可き時期ではあるまいか。

(中略)

浄土教徒は念仏生活者であるから世界の現実の視聽から飛び離れて隱遁生活を遂げればよいといふのではない。念仏生活者なればこそ、人々に永遠の平和を持ち来す可き仏道生活を主張し一切の人類を幸福に活かす可き意見を為すことが出来得るのである。我が過

去の尊き因縁により、此の世に生を受けた以上は、先づ此の人生を幸福にし、高遠なる希望を持たしむる立場を常に考へる可きが念仏者の道であると思ふ。人類をして、受け難き人身を受けたことを痛感せしめ、人に生れることの尊さを思はしむることは、戦後人命軽視の現代に最も必要であつて、相手が何んであらうと堂々所信を発言して、これを伝道するものでなければならぬ。

現代宗教者の平和論の低調なることは、内に真に燃るが如き理想と信念に欠けるところがあるからである。浄土教徒は未来の幸福を望むと同時に現在の不幸を排除するに努力し、人類をして此の世に生れた意義を揚げせしめなければならぬ。水爆の発展は、人類をして必滅の方向を取らしむるのではなく、人類の永遠の幸福に平和の為に使用す可きものと方向転換を為さしむる運動、言議をす可きものであらう。

・浄土宗教学部長 佐山順著「殉国遺家族に呈す」

著者は先に「殉国の霊に捧ぐ」と題した小本を配布したが、今回は其姉妹篇を発刊した。これは殉国の士が父母及び妻子に対する遺言を紹介して殉国者の念願を披瀝し、遺家族を慰むるの好著である。

浄土宗教化団中央本部

（『宗報』四一八号にも記事記載）

○『宗報』第四五〇号（昭和29年8月15日）

・時事雑感

全日本仏教会の誕生は仏教徒として大に法悦に値するものである。仏教連合会時代には各宗の管長や重役達の社交連絡会のやうであつて、其が漸次、宗制や仏教と国策との連還等で一つの存在を認めさせて来たが、中に各宗が丸裸になって「仏教」と云ふ団体を形成し、日本の社会に仏教教団として奉公の実を挙げる機運は将来しなかつたが、世界仏教徒大会の刺激は遂に仏教連合会、全国仏教会、世界仏教会日本支部の三団体が

「一丸となって誕生した事は、宗我見の強い仏教各派としては大出来と云ふべきものである。此の団体は単的に言へば僧伽と居士との連合体で「仏教」と云ふ積尊の精神を基盤として時代即応の陣容を整備し社会的に精神的に政治的に経済的に新生日本の指導団体として円満具足の発展を翼うものである。

↓「仏教連合会」について

・明治三三年（一九〇〇）、国家の宗教統制に反対し、
仏教各宗派の連絡親睦を目的として「仏教懇話会」が誕生。

・大正末年、仏教懇話会は「仏教連合会」と改称。
・昭和一五年、仏教連合会は「財」大日本仏教会」と改めた。初代会長木辺孝慈（西本願寺二一世の次男）、二代会長酒井日慎、三代会長郁芳随円、常務理事は里見達雄であった。

・昭和一九年、（財）大日本仏教会は任意解散させられ、「大日本宗教報国会」が文部省に設けられた。

会長は文部大臣、その下に仏教局、神道局、キリスト教局が置かれた。

・昭和二〇年九月、大日本宗教報国会は「日本宗教会」と改称。一二月、「日本宗教協会」設立。

・昭和二一年二月、「仏教連合会」結成。

・昭和二二年五月、築地本願寺で全日本宗教平和会議が開かれ、宗教平和宣言を決定。

・昭和二九年六月、「全日本仏教会」誕生。

↓今後、「全日本仏教会」がどのような戦後対応をみせるのか。

・宗務だより

全日本仏教会結成記念論文募集

全日本仏教会が、去る六月二十五日遂に誕生したが、この結成を記念して左の如き要項により懸賞論文を募集している。

全日本仏教会結成記念懸賞論文募集要項

一、全日本仏教会結成を記念して広く本会結成の趣旨

の普及に併せて、仏教思想の志向する所に従ひ人類社会の理想を実現せんがためこの論策を募る。

一、論題

①国民の道義を如何に確立するか（特に青少年の善導について）

②アジアの親善提携を如何にしてなすべきか。（特に東南アジアを重点として）

●『純正浄土教報』第四一号（昭和29年8月1日）

・全日本仏教会発足 宗門としての立場を明らかにせよ

・全日本仏教会結成発足 各種委員会活発に動き出す

全日本仏教会で宣言

宣言 方今時勢の急速なる伸展に伴い世情の動転甚だしく思想の奔放なる推転は人心の帰趨を失わしめるものがある。ここに社会協働の理念を確立する縁起無我的思想の浸透と理想を実現する浄土建設の信念の発揚こそ真に刻下の急務とする。これ我等が仏教会の現

状を革新し愈萬人同信の道を拓かんがため各宗各派仏教各団体に所属する僧侶一致協力して全日本仏教会を創設する所以である。

これを以て内に教界の旧套を一新して仏教の興隆を図り外国際視野に立つて世界平和の実現を望みただ一意教法の使命達成に邁進せんとするものである。今全教団更に新に協働の実をあげるにあたり敢てこれを宣言する。

↓「縁起無我」「浄土建設」など、戦時中と同じ語がみられる。各宗派共同で何か行動を起こそうとしているが、具体的な方向は見えてこない。

○『宗報』第四五二号（昭和29年9月15日）

・民族の価値と仏教

大東亜戦争は一大悲劇に終り日本民族の最大の苦杯を嘗めた事であるが、此の大戦を契機として新に二十一個の独立国が生れ、七億五千萬の人類が独立開

放し得た事は正義であり、人道の顕彰として慶賀に堪えざるものがある。それについても殉国者の偉勲として賞揚すべきは勿論であるが、敗戦という犠牲が正義人道に貢献し得た事は日本民族の誇りとする所である。

(中略)

日本人程温和にして勤勉なるものは世界何れの民族にも未だ嘗つて見た事がないとはマッカーサー元帥の讃辞であるが、民族発展の前哨地帯なる布哇日本人にも適用される賞賛である。此の民族精神を培ふたものは、仏教伝道の功績である。恭敬心、互讓心、平和愛好、忍辱精神、感謝報恩、孝順心等々の仏教徒の特色を法然上人の人格を透して布演するが時代適應の伝道方策である。

↓敗戦からおよそ十年、復興を掲げる文言だが、戦時体制の検証について謙虚に取り組む姿勢は見られない。

○『宗報』第四五二号(昭和29年10月15日)

・恩讐を越へた善行

敗戦から十年の只今、私達の日常生活、経済、政治、産業、教育、娯楽等あらゆる部門あらゆる点に付て何か不足がありませんか、民主主義や自由思想の根本理念は失はれて、勝手主義、我儘主義が一般社会を占領していませんか、

(中略)

此の占領下に於て憲法改正、六三制の教育、国民経済の涸渇、享樂主義の氾濫、道義心の後退、政治的には自由共産の兩陣営に挟まれていることを考へます時、日本の前途に対して不安の低気圧が去来するのであります。此の不安を一掃する為には、連合各国から親しまれ、愛される国民として敗戦と云ふ悪夢から覚醒することです。かつての軍国時代に横暴の剣を振り廻した悪業に対して懺悔の念を堅くし、また、我等の祖先が経験し、苦勞して築きあげた、二千五百年の歴史事実を過去の廢物として捨てずに、此の歴史事

実の内には玉石混入してありますが其の中には立派な不撓不屈、火にも焼けず、水にも溺れぬ勤勉と誠実正直と和合、明朗と融和を具備した日本の魂の珠玉のあることに自覚したいものであります。

(中略)

戦争の原因を作った責任は何れにせよ無条件降伏した日本人は過去への懺悔行と同時に恩讐を超越して人類平等利益楽土建設の為に報恩感謝の善行に努力精進いたしませう。

昭和三〇年

○『宗報』第四五四号(昭和30年1月15日)

・迎年の辞

終戦後の日本の四島に密集させられた八千萬同胞の困窮の姿、ヒロポン禍に災された青少年の暗黒相、デフレに底を突いた生活の危機等を静思する時、仏徒として使命の重大性を痛感するのであります。昨冬ビル

マ国の全世界仏教徒第三回大会は怨親平等の仏教的平

和運動の尖兵と称すべきものと存じます。

(中略)

仏教を滅ぼす者は政治家でも信者でもありません。我慾増長慢の仏弟子の仮面を被った悪魔であります。

宗祖の七百五十年御忌を迎へる浄土門の宗徒は、文字通り諍論を息め、懺悔行に精進して無我相の境地に遊行し、報恩感謝の大業に生き抜きたいものであります。

○『宗報』第四六〇号(昭和30年8月15日)

・法然上人七百五十年御忌記念伝道開始式

宣言(一部)

私共は、負荷の重責に思をいたすとき、顧みて慚愧に堪えないものがありますが、ここに深く反省いたしますと共に、御遺徳の顕彰、御遺法の宣布に遺憾なきを期し、もって人類福祉の増進と、世界平和の達成に貢献して、慈恩の萬一に奉答したいと存じます。

昭和三十年六月二十八日

浄土宗布教師大会

決議

一、宗祖立教開宗の御精神を体し、教化の普及徹底につとめる。

一、正法世界の実現を目標とし、人類の福祉と永遠の平和に貢献する。

一、一宗総力の結集をはかり、もって記念伝道の効果を完うすることを期する。

↓敗戦後十年、過去への懺悔行が唱えられると同時に、七五〇年御忌を迎え、新たに人類福祉の増進と世界平和の貢献を表明している。しかし厳しい目で見れば、この決議には具体性がない。冷静な過去の検証を経なければ、新時代の歩みは力が感じられないものとなるだろう。

○『宗報』第四六二号（昭和30年10月15日）

・告示号外

浄土宗宗制に準拠して宗議員選挙が発令された。終

戦後十年、殺人兵器の原子力を人類平和事業に利用す

べき課題が国際科学者間において考究し実現されるようになったことは祝福すべき現象であります。仏教的平和運動の立場からいえばこの殺人兵器が人類福祉の天使として軍備撤廃、人種平等、共存共栄の夢を実現するに至ることを祈願するのであります。然しながら日本の実情は如何、自主独立は名目だけで、かつての交戦国との賠償が次々と成立したら、その重い負担は八千萬同胞の重圧となるのは当然であります。この危機突破の勇猛心養成の覚醒を叫ぶのは宗教家特に法然門流の宗徒に課せられた責任と思えます。この自覚と実行こそ御忌報恩の大作の一つとすべきものと思えます。

↓昭和二九年三月一日、第五福竜丸がビキニ環礁で米の水爆実験により被災。翌二日、二億、三五〇〇万円の原子力予算が保守3党から提出され、四月に成立した。また六月二七日、ソ連では世界最初の

原子力発電所オプニンスクが運転を開始した。世界で原子力の平和利用が叫ばれ始めた。大被害を被った日本は殊更に夢を見ていたことが分かる。

以上

墓に関する研究 付 墓地規則案・永代供養墓規則案

はじめに

祭祀・信仰継承問題研究班は、平成二四年度より現代葬祭仏教研究班を発展的に改組したものである。現代葬祭仏教研究班では、檀信徒及び僧侶へのアンケート調査によって、葬式の実態とその意識を分析し、浄土宗の葬祭のあり方を研究してきた。この調査分析によって、祭祀・信仰等が正しく継承されていない現状と、これからますます懸念されていることが明確になった（『現代葬祭仏教の総合的研究』（平成二四年））。そこで、新たに葬祭のみならず、ひろくさまざまな祭祀・信仰継承の問題に取り組むために、この研究班を

立ち上げた。

祭祀・信仰継承の問題は、墓地・檀家制度などのシステム問題を始め、葬式・法事・定期法要・墓参などの祭祀を正しく伝えて継承すること、また信仰そのものをいかに継承するか等が挙げられる。このように祭祀・信仰継承問題は多岐にわたるので、☒法によって研究課題を明確にして、その中から選定した。これらの問題点の中から、左記の通りの理由で「墓」に関する問題を研究対象とした。

①都市部・過疎地などの地域差はあるが、全国的に継承に関する問題がある。

②信者または次世代の信仰継承は、葬式と墓地が

重要な契機となる。

これらの理由によって、平成二四・二五年度は墓に関する問題に取り組むこととした。

研究方法としては、墓制の歴史的展開と現代の墓地問題を明らかにするために、墓に関する資料と文献を収集し、基礎的知識と問題点を把握することにした。墓に関する歴史的・民俗的・現代的問題に関する先行論文である森謙二『墓と葬送の社会史』などを講読した。各研究員がそれぞれの担当論文の趣旨を報告し、墓に関する基礎知識とその問題点を抽出する研究会を行った。

これらの先行論文と識者の講義を受けた結果、承継を前提とする「墓地規程」と承継を前提としない「永代供養墓規程」を作成することにした。

寺檀関係に基づく墓地は、個々の寺院の慣習に従って管理運営されてきたが、近年急激な社会変化に伴って、今までの慣習が変わろうとしている。「墓地規程」を締結していない寺院はゆるやかに契約主義に移行し

た方が望ましい。

近年、少子化・非婚化などの影響によって、墓の承継が困難になってきた。この承継問題を解決する一助として、永代供養墓の需要が急増している。ただし、永代供養墓はさまざまな形態があり、それに対応した「永代供養墓規程」を作成することが望ましい。ここではその一例を挙げ、併せて規程を作成する時の注意事項と、規程を条文ごとに説明する時に役立つように、「規程使用にあたっての注意点」を添付した。既に締結している寺院にとってはよりよい規程にするために、また未締結の寺院にとっては規程を作成するための参考になるように、研究成果として規程を掲載する。なお、この規程作成に当たっては、弁護士長谷川正弘先生に多大なる助言を頂いた。

(西城宗隆)

墓の歴史の変遷と現代における諸相

はじめに

近年、様々な墓が登場している。伝統的な「○○家先祖代々」と墓石に刻んだ形式のほかに、「絆」「愛」「和」など自分の好きな文字を刻んだ墓石は、もはや見慣れたものとなってきた。ほかにも夫方妻方両家の人々が入っている「両家墓」、複数の人々が合同で入る「合同墓（合祀墓）」、寺の永代供養が前提となっている「永代供養墓」、夫婦二人だけの「夫婦墓」、「ロツカー式の墓」など様々な形式の墓が出てきている。また墓石を建てず樹木の元に埋葬する「樹木墓地（樹木葬）」、芝生や海に遺骨を撒く「散骨」、果ては宇宙で遺骨を撒く「宇宙葬」なども、遺骨の処理方法という点においては「墓」と考えることができるかもしれない。そもそも「墓」とはどのような施設で、歴史的にどのような変化をたどり、また多様化している現在の墓の特徴とはどのようなものなのであろうか。

法律からみる「墓」

現在、墓に関する法律は、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下、「墓理法」）であるが、「墓理法」では、墓を「墓地」と「墳墓」と分けて考えている。

まず「墓地」であるが、「墓地」とは墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長または区長。以下同じ。）の許可を受けた区域（第2条5）とある。つまり「墓地」とは「区域」のことを意味している。なお「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない」（第4条）と定められている。

一方「墳墓」とは、「死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。」（第2条4）とあり、遺体や骨を納める施設のことである。つまり墓石やカロートなどの施設を意味しているといつてよいだろう。なお「墓理法」における「埋葬」という言葉は、土葬を念頭に置いた表現であり、現在一般的である火葬をしてその焼骨を墓に納めるという場合には「埋蔵」という言葉

を使い、納骨堂に納める場合には「収蔵」という言葉を用いている。

埋葬または火葬は、死亡または死産後二四時間を経過しなければ行うことが出来ない（他の法令に別段の定めがあるもの、妊娠七カ月に満たない死産の場合を除く）と定められている。

墓の歴史の変遷

墓に関して、とくに法律的な観点から詳しい森謙二氏は、墓の歴史の変遷をまとめている（『墓と葬送の社会史』）。以下、森氏の区分を参考にして、墓の変遷を追ってみよう。

〈古代から平安期〉

天皇や豪族の場合は別にして、一般の人々の場合は遺体や遺骨を保存する発想はなく、遺体は遺棄され捨てられていた。遺体や遺骨は死穢の対象として、まつりごとをおこなう都市空間から排除されたという。

遺体を遺棄する場合は死によって穢れた場であり、埋

葬地は集落から分離され、周縁の山野や河川が墓地として設けられた。墓地は「あの世との境界線」、「あの世の入り口」であると言われ、現世との「隔絶」を前提としたなかに墓地が形成された。

〈平安時代末期から鎌倉時代にかけて〉

藤原道長が宇治木幡にある藤原家の墓地に妙浄寺を建立したように、私的な空間に多くの寺院（氏寺）が建立された。従来の寺院は護持法要を営む場所であったが、人の死や葬送に携わる場所として建立されるようになった。また、墓地への寺院建立は、墓地の整備、墓地への参拝の習俗を生み出し、「墓地は先祖が眠っている場」という観念を生み出した。また死者供養を仏教が担うことによって、遺骨尊重の観念が形成され、仏教思想の普及とともに、納骨信仰が多様な形で展開した。

またこれにより一族の墓地が形成され、墓地が家とともに継承される構図が確立してくる。また墓地は次第に居住空間のなかに組み込まれていき、一二世紀か

ら一四世紀の武士階層の屋敷では、墓所を重んじ、屋敷に付随して墓所を設けていた。これは死者を生者の領域から排除せず、生者と死者が同一の空間に共存することを意味している。

浄土思想の浸透は、貴族階層や有力な武家階層では先祖の菩提を弔うための氏寺の建立を流行させたが、他方で「追善供養」を目的とした塔婆や石塔の建立を広め、庶民の間では一六世紀頃になると石塔の建立が広まっていった。

〈明治維新以降 家墓の増加〉

国家神道の確立とともに、先祖祭祀が国民の道德基礎として位置づけられた。家を永続させることは先祖を祀ることにあり、そのことが国家の基礎を安定させると考えられた。墓は祭祀財産として継承されるべきであるとされ、明治民法では「家督相続の特権」と位置付けた。墓は家の祭祀のシンボルとして教化された。この觀念に伴い、個人墓や夫婦墓に代わり「家墓」が増加した。

現在における墓の変化とその背景

近年、「両家墓」、「夫婦墓」、「ロッカー式の墓」、「合祀墓」、「永代供養墓」、また「樹木墓地」など様々な墓地の形態が登場してきた。これらの墓地はどのようなものであるうか、またどのような背景から登場したのであろうか。

〈登場の背景〉

戦後の昭和二二年、明治民法に規定された「家制度」は廃止された。しかし、「家」に対する觀念は急激に変化したわけではなく、①かつての「家制度」は解体したが、その価値観は残っていた時期（一九五〇年代まで）②高度成長期に入り急激に核家族化し、かつての価値観に変化が現れた時期（一九六〇—七〇年代）③核家族の中にさらなる変化が生じて、集団よりも個の考え方や生き方を尊重する「個人化」が進んだ時期（一九八〇年以降）というような段階を経て変化してきた（井上治代『墓と家族の変容』）。

このような価値観の変化は結果として、晩婚化、非

婚化、少子化、離婚率の上昇といった現象を引き起こしたわけであるが、これは「家の跡を継ぐべき存在が減少する」ということであり、跡継ぎによって継承されることを前提とする「家墓」を支える基盤の崩壊へとつながったのである。

また、集団よりも個の考え方や生き方を尊重する「個人化」という観念が進むことによって、親子の間であっても「迷惑をかけたくない」という遠慮の意識を生み出している。これは、仮に継ぐべき跡継ぎがいたとしても、「墓の面倒を見てもらうのは申し訳ない」と感じ、永代供養墓を選択するという現象へとつながっている。さらに、女性の墓に対する意識の変化も指摘されている。「家意識」が衰退したことによって、女性の夫の家への帰属意識が希薄化し「夫方の墓と一緒に入らない」という選択をする場合も見られるようになってきている。

〈様々なタイプの墓〉

現代の大きな社会的変化によって、様々な墓が登場

してきた。そのいくつかを概観し整理してみよう。

○両家墓

一人っ子同士などの結婚により、一組の夫婦が両家の先祖供養をしなければならぬ状況が出てきたことにより、一つの墓石に両家の姓を刻む、一区画に両家の墓石を建てるなどによって両家の先祖を一緒に埋蔵し祀る墓が見られるようになった。

○個人墓・夫婦墓

子どものいない夫婦や単身者向けとして、墓の継承を前提としない墓が出てきた。早い例は、一九八五年にできた比叡山久遠墓地である。現在、この「個人墓」「夫婦墓」には、永久に墓石と遺骨の個性を保持するタイプと、一定年限を過ぎると遺骨を合祀するタイプが見られる。

○永代供養墓

一九八〇年代後半から各地に急激に増加した。この「永代供養墓」という名称はその定義が明確ではない。同じ永代供養墓に入る人々が、生前から縁を結ぶ活動を展開している例もある。新潟市にある日蓮宗妙光寺は一九八九年に「安穩廟」をいう永代供養墓を造成したが、一九九〇年から毎年八月にはフェスティバル安穩というイベントを開催し、埋蔵者の合同供養と、ゲストを迎えての勉強会、会員、檀信徒、地域の人たちの交流などを行っている。

○樹木葬（樹木墓地）

墓石を建てず樹木の元に埋蔵する、あるいは埋蔵した場所を目印代わり（墓石代わり）に樹木を植えるもの。一九九九年、岩手県一関市にある臨済宗妙心寺派の祥雲寺が始めたのが最初である。近年広がりを見せしており、二〇一二年には東京都営霊園である小平霊園にも樹林墓地が誕生した。

このほかに、墓として扱われるかは議論の余地があるが、遺骨の処理方法としては「散骨」「手元供養」といった方法もある。

○散骨

芝生や海などに遺骨を撒くこと。遺骨の全部を撒く場合と一部だけを撒く場合の両方がある。土中に遺骨を埋蔵するわけではないので「墓埋法」には抵触しないものの、環境的・心情的問題から地方自治体の条例で禁止されている場合もある。

○手元供養

遺骨の全部、もしくは一部を自宅や身近に置いておく供養をする形態。遺骨の安置方法としては、大別して納骨型（容器にに入れて安置しておくもの）と加工型（遺骨を陶器や人工ダイヤに加工して安置、または身につけるもの）がある。二〇〇六年あたりから登場し

た。

このように様々な墓が登場しているが、これを①誰と入るか ②遺骨をどのような状態で埋蔵するか ③誰が供養するか、という3つの観点から整理するとそれぞれの墓の特徴を捉えることができよう。

①誰と入るか

大きく「血縁者と入るもの」と、「第三者と入るもの」に分けることができる。前者にはいわゆる先祖墓、夫婦墓があてはまる。また婚姻で結ばれた2つの血縁者が入る両家墓もこれに当てはまるだろう。後者には合同墓（合祀墓）が挙げられる。

②遺骨をどのような状態で埋蔵するか

これは「個別に埋蔵」と「合同で埋蔵」とに分けることができよう。「個別に埋蔵」とは、壺や布袋で遺骨の個別性を保持するもので、一般的には先祖墓、両

家墓、夫婦墓、個人墓はこれにあてはまる。ただしこれらの墓の中でも、地域の慣習などにより最初から壺や袋から出して埋蔵する場合もある。「合同で埋蔵」とは、他人の遺骨と混在して埋蔵するもので、合祀墓は通常このタイプである。しかし実際には埋蔵時から一定期間は個別に埋蔵し、その後、壺や袋から出して合同で埋蔵しなおす場合も多い。

③誰が供養するか

「埋蔵されている人と血縁関係にある者」と「第三者」に分けられる。「埋蔵されている人と血縁関係にある者」が供養することが通例であったが、「永代供養墓」のように墓所を管理する寺院や霊園などの「第三者」が供養を請け負うものが増加している。

一般的に「永代供養」という語は広く使われているが、この言葉は非常に曖昧に用いられている場合が多い。「永代」と「供養」と分けて考えると、「永代」には一定の概念は見られない。たいていの人は期待も込

めて「永遠」と理解するが、「○回忌まで」と年限が決まっている場合がほとんどである。また「供養」もその内容が一律でなく、どのような方法で供養をするのかはそれぞれに違いが見られる。

これら①②③の分類を見たが、むろん①の「誰と入るか」が「血縁者と入るもの」「第三者と入るもの」のどちらでも、③の「誰が供養するか」ということでは、「血縁関係にある者」による供養、「第三者」による供養のどちらもありうる。例えば、「合祀墓＝永代供養墓」とは必ずしも言うことは出来ないのである。

おわりに

墓の歴史変遷、および現代の多様化している墓の諸相とその背景について概観した。先述したように、近年においては晩婚化、非婚化、少子化、離婚率の上昇といった現象によって、加えて地元から離れた場所に居住地を移すケースが多くなったことによって、墓の

継承が困難な状況が増加するとともに寺院が永代供養墓を建立するケースが増加している。また価値観が多様化しているため、墓を使用するにあたってこれまでは見られなかった状況が生じてくる可能性もある。このような状況であるからこそ、墓地規則・永代供養墓使用規則を備え、しっかりと寺と使用者との合意を得ておくことが肝要である。

(名和清隆)

墓地規則案・永代墓規則案

次ページより当プロジェクトの研究成果の一つである墓地規則案と永代墓規則案を提示する。

提示の内容は①墓地規則案 ②墓地規則使用にあたっての注意点 ③永代供養墓のコンセプト ④永代供養墓規則案 ⑤永代墓地規則使用にあたっての注意点、である。以下、簡略ではあるがそれぞれの内容を紹介しよう。

①墓地規則案

寺院墓地の契約・使用にあたり必要と思われる規則を文面化したもの。寺院墓地の契約をする際に、契約者に提示し、了解のもと契約を結ぶことが望ましい。新たに墓地規則を導入する寺院は、檀信徒との相談のもと時間をかけて導入することが望ましい。具体的には葬式など檀信徒が代替わりする際に渡し、個別に契約を結んでいくという方法で導入を図ることがよい。

②墓地規則使用にあたっての注意点

墓地規則案を使用する際の注意点を具体的に記したものの、檀信徒（契約者）に提示する必要はないが、契約の際に説明すべき点などを記した。実際の契約にあたっては、規則案と注意点の内容を理解する必要がある。

③永代供養墓のコンセプト

本研究ノート「墓の歴史の変遷と現代における諸相」においても言及したが、永代供養墓には、いろいろな形態が考えられる。この永代供養墓のコンセプトでは、次に提示する永代供養墓規則案を作成する際に、念頭に置いた永代供養墓がどのようなものであるかを示した。

④永代供養墓規則案

永代供養墓の契約・使用にあたり必要と思われる規則を文面化したもの。①墓地規則案と同様に用いてほ

しい。

墓地規則案

⑤ 永代墓地規則使用にあたっての注意点

永代供養墓規則案を使用する際の注意点を具体的に記したものを、②墓地規則使用にあたっての注意点と同様に用いてほしい。

浄土宗〇〇寺墓地使用規程

(目的・適用)

第1条 〇〇寺(以下「寺」という)の墓地は、寺に

帰属する檀信徒のために供される。

2 本規程は、墓地の管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正を図ることを目的とする。

(管理者)

第2条 墓地の管理者(以下「管理者」という)は、

寺の代表役員である住職とする。

(管理者の権限)

第3条 管理者は、本規程、および墓地管理使用規程

施行細則(以下「細則」という)に従って墓地を管理しなければならない。

(墓地の使用者の資格)

第4条 墓地の使用者は、寺の檀信徒に限る。ただし、住職が認める場合はこの限りではない。

2 使用者は別に定める檀信徒規約を遵守しなければならない。

(墓地使用の申込と承諾)

第5条 墓地の使用を申込む者は、入檀冥加金・永代使用料を志納のうえ申込書に所定の事項を記載し、寺の発行する承諾書により承諾を得なければならぬ。申込書・承諾書の様式は細則で定める。

2 寺が、前項の申し込みを承諾し、承諾書を発行したときに、申込者は使用権を得る。

3 管理者が墓地の管理のため必要と認めるときは、管理者は使用者に対し、使用上必要な措置、または特別な条件を付することができる。

4 第1項の承諾書等を紛失・汚損したときには、再交付をうけることができる。

(使用権の返還)

第6条 使用権を返還するときは、承諾書を添えて管理者に届け出なければならぬ。

2 前項の場合、いかなる理由があろうとも、入檀冥

加金・永代使用料・護寺費は返還されない。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓地を使用しなければならない。

① 焼骨を埋蔵する場合は、あらかじめ管理者に報告し、法令に基づく火葬許可証、改葬許可証等を提出し、管理者の許可を受けて、浄土宗○○寺の儀式に従わなければならない。

② 使用者は、管理者の指定した区画を使用し、その区画を自己の費用で他人の区画と区分し、墓碑その他の工作物を設置し、その保全に当たるものとする。

③ 墓地上の工作物の設置、およびその変更、改造、移転については、事前に管理者の承認を受けなければならない。

④ 墓地上に樹木を植栽する場合は、管理者の許可を要し、その後も管理者の指示に従わなければならない。

⑤ 墓地に焼骨以外のものを安置しようとするときは、管理者の許可を要し、その後も管理者の指示に従わなければならない。

⑥ 使用者は、檀信徒として寺が定める護寺費を納入しなければならぬ。

⑦ 物価の変動等により護寺費が不均等になったときは、管理者においてこれを変更することができる。

⑧ 使用者は、寺が行なう浄土宗の儀式によって追善供養を行うものとする。

(違反行為による使用契約の解除)

第8条 使用者が次の各号の一つに該当するときは、

寺は使用者の墓地の使用契約が解除されたものと

みなすことができる。

① 寺が定める檀信徒規約に違反したとき。

② 寺の境内地において、寺の行なう儀式、または他の檀信徒の宗教儀式を妨害したとき。あるいは他

宗教や他宗派の儀式、および宗教儀礼を行なった

とき。

③ 使用者が寺の檀信徒でなくなったとき。

④ 使用者が使用権を第三者に譲渡、または転貸したとき。

⑤ 正当の理由なく寺に五年以上参拝しないとき。

⑥ 三年以上の護寺費納入を怠ったとき。

(使用の承継)

第9条 使用権の承継者は、承継届に所定の事項を記

載し、寺の発行する承諾書により承諾を得なければならない。承継届・承諾書の様式は細則で定める。

2 寺が、前項の承継届を承諾し、承諾書を発行したときに、使用権の承継者は使用者になる。

3 使用者が死亡したときは、寺の檀信徒である祭祀承継者(民法第897条)がその地位を承継する。

4 使用者が、生前に使用権を承継するときは、寺の許可を必要とする。

5 使用者の死亡後、一年以上後継の祭祀承継者の届出がないときは、墓地・墓石等の所有権を放棄した

ものとみなし、焼骨は合祀する。

6 前項の場合、いかなる理由があろうとも、合祀した焼骨は返還されない。

(管理権に基づく措置)

第10条 管理者が墓地につき、公用収用のため、または墓地整備等のため、使用者に対して改葬、および墓地の移動を求めたときは、使用者はこれに拒んではならない。

2 本規程第八条により使用契約が解除されたときは、使用者は直ちに墓地上の墓碑その他の工作物を撤去するなど現状に復し、墓地を管理者に返還しなければならぬ。

3 使用権を解除された後2年以内に、墓地使用者が前項の手続きを完了しないときは、管理者はその墓地にかかる改葬の手続きをすることができる。

4 前項に従って墓地に埋蔵されていた焼骨を改葬し、寺に合祀するときはいかなる理由があろうとも、合葬した焼骨は返還されない。

(既定の改葬)

第11条 本規程の改葬は、寺の責任役員の議決を経て行う。

第12条 天変地異、樹木の倒壊等その他の不可抗力による使用者の損害は、すべて使用者の負担とする。

2 第三者の故意・過失による損害について寺や管理者はその責めを負わない。

付則

1 本規程は平成〇年〇月〇日より施行する。

墓地管理使用規程施行細則

第1条 本細則は〇〇寺墓地使用規程（以下「規程」という）第3条に基づき定められたものである。

第2条 規程第5条1項にいう申込書の様式は様式1により、承諾書の様式は様式2による。

第3条 規程第9条1項にいう承継届の様式は様式3、様式4により、承諾書の様式は様式2による。

付則

1 本細則は平成〇年〇月〇日より施行する。

様式1

墓地使用申込書

宗教法人〇〇寺墓地管理使用規程を承認のうえ、左記の墓地
区画の使用を承諾くださいますようお願い。入壇冥加金・永代使用料
を添えて申し込みいたします。

記

墓地区画 第 列 番

平成 年 月 日

住所

電話番号

氏名

㊟

住所

宗教法人 〇〇寺 住職〇〇〇〇〇殿

様式 2

墓地使用承諾証

宗教学法人〇〇寺墓地の使用を左記のとおり許可します。

墓地区画 第 列 番

住所

氏名

殿

平成 年 月 日

宗教学法人〇〇寺

住職 〇〇〇〇〇(印)

様式3 (死後承継用)

墓地使用権承継申込書

宗教法人〇〇寺墓地管理使用規程を承認のうえ、左記の墓地
区画の使用権の承継を申し込みいたします。

なお墓地の相続に関して問題が生じた場合は、当方の責任で
解決することを誓います。

記

墓地区画 第 列 番

平成 年 月 日

住所

電話番号

氏名

印

右の者の継承に同意します。

住所

電話番号

氏名

印

住所

宗教法人 〇〇寺 住職〇〇〇〇殿

様式 4 (生前承継用)

墓地使用権承継申込書

宗教法人〇〇寺墓地管理使用規程を承認のうえ、左記の墓地
区画の使用権の承継を申し込みいたします。

記

墓地区画 第 列 番

平成 年 月 日

旧使用者

住所

電話番号

氏名

印

新使用者

住所

電話番号

氏名

印

住所

宗教法人 〇〇寺 住職 〇〇〇〇殿

墓地規則使用にあたっての注意点

第2条

墓地の管理者は省令の定めるところにより、図面（墓地区画など）、帳簿等を備えなければなりません。なお「帳簿等」とは「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」によると、檀信徒名簿、過去帳、および財産目録、賃借対照表、損益計算書、事業報告書となっております。

第4条1項

使用者が他宗教や無宗教に変わった場合、使用規程等において「使用権を失う」と定めています。しかし、墓理法第1条の立法趣旨である「公衆衛生その他公共の福祉」の見地や13条の「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない」という点から、実際は使用権を喪失させるこ

とは困難です。このように使用者が他宗教や無宗教に変わった場合でも埋葬拒否はできませんが、他宗教や無宗教の儀式典礼を行うことは拒否できます。このような法的限界はありますが、この条項は記しておいたほうが良いでしょう。

第5条1項

「入檀冥加金」「永代使用料」の具体的名称、記載有無については、各寺院の実情に合わせて考慮してください。なお、「入檀冥加金」や「永代使用料」などの意味については、十分に説明をする必要があるでしょう。

第5条②

承諾証を発行する場合、正式には収入印紙を添付する必要があります。承諾証に金額が記載されていない場合には二〇〇円分の収入印紙、金額が記載されている場合には、金額に相当する分の収入印紙が必要です。

第6条②

「いかなる理由があろうとも、入檀冥加金・永代使用料・護寺会費は返還されない」とありますが、実際の運用に当たっては、トラブル防止のために金銭の返還をすることもあり得るでしょう。そのような場合に備えて、例えば「墓地の使用権を得てから〇〇年以内で、なおかつまだ墓碑等がない場合には、〇割返還」のように内規で定めておくことをお勧めします。

「護寺費」は、護寺会がある場合には「護寺会費」としても良いでしょう。なお寺院によっては「管理費」「管理料」「掃除料」という名称で徴収している例も見られますが、この場合には課税対象となる恐れがあります。

第7条⑤

ペットの遺骨や副葬品の埋葬を希望された場合には、この規程をもとに対応すると良いでしょう。

第7条⑥

「檀信徒規約に定める護寺費」については、檀信徒規約がない場合には、「寺が定める護寺費」などとしても良いでしょう。

第8条

①～⑥の違反があつた場合、直ちに返還義務が生じるわけではありません。違反した人の意図・動機・態度、違反の程度・回数、契約を締結するに至つた事情、使用期間、使用態様、墓地使用料の金額、宗教法人の宗教的感情や経済的事情等を総合して判断したほうが良いでしょう。⑤⑥の年数に関しては、各寺院の実情を鑑みて決めたほうが良いでしょう。

第9条

祭祀承継者は、第一に被相続人の指定した者です。指定のない場合は、第二に慣習に依ります。慣習が明らかでない場合は、第三に家庭裁判所が定めることに

なっています。

第9条4項

「寺の許可を必要とする」が指し示す内容としては、新たな使用者（承継者）が「檀信徒になる（檀信徒である）」という条件を含んでおくことが大切です。これは他宗教や無宗教の人が墓地使用者となることを防ぐためです。

第10条

墓地を改葬するためには、使用者の承諾が必ず必要となります。

第10条4項

たとえ寺院墓地内での改葬であっても、改葬許可証が必要となります。

第12条1項

「使用者の損害は、すべて使用者の負担とする」とありますが、これについては様々なケースが考えられますので、柔軟に対応する必要があるでしょう。

第12条2項

「管理者は一切の責任を負わない」とあっても、管理料が高い場合、あるいは墓地の構造が管理者の許可がないと入れないようになっていた場合には、第三者が入ってこないように管理すべきと考えられ、責任を問われることもあるようです。

永代供養墓のコンセプト

次ページより掲載する「永代供養墓規則案」は、以下のような永代供養墓を念頭に作成したものです。

①寺院墓地の無縁墓に収められた焼骨を合祀形式で埋葬する。

② 祭祀承継者がいない方が墓地として利用する。

③ 祭祀承継者のいる方（非檀信徒）も利用できる。

以上の三点の利用方法を念頭に置いた永代供養墓のための規則案になります。以下これについて説明します。

① については、完全に無縁になった墓地に埋蔵された焼骨を改葬し合祀することはもちろんですが、後継者がいない檀信徒が先祖の遺骨を改葬することも念頭に置いたものです。この場合は、寺が主体となって改葬を行なうこととなります。

② については、檀信徒で祭祀を承継する予定のものがない場合に、先祖の遺骨を永代供養墓に改葬するとともに、永代供養墓を自身の墓地として利用することを念頭に置いたものです。この場合は、申請者となる檀信徒の方と契約を行ない、先祖の遺骨を改葬するかということや、檀信徒の葬儀をどうするかを相談

する必要があります。

③ については、檀信徒のために建立した永代供養墓を、寺院HPなどで宣伝し、檀信徒以外の方にも利用できるようにすることを念頭に置いたものです。この場合は、檀信徒ではない方と契約をすることになり、その方に祭祀承継予定者がいれば、それを寺に変更してもらい、寺が祭祀承継者としてその方の葬儀、納骨、その後の供養を行なうこととなります。

永代供養墓の使用方法や形式についてはいろいろと種類が考えられ、その墓のコンセプトに応じた規定が必要になります。以下に提示する「永代供養墓規則案」が、今述べたような永代供養墓を念頭に置いて作成されたものであることを御理解いただきたいと思えます。

永代供養墓規則案

浄土宗〇〇寺永代供養墓使用規程

(目的・適用)

第1条 〇〇寺(以下「寺」という)の永代供養墓(名称〇〇)は、寺と使用契約を結んだ者のために供される。寺の永代供養墓に埋蔵後、寺が祭祀承継者となつて追善供養を行う。追善供養の方法については細則で定める。

2 本規程は、永代供養墓の管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正を図ることを目的とする。

(管理者)

第2条 永代供養墓の管理者(以下「管理者」という)は、寺の代表役員である住職とする。

(管理者の権限)

第3条 管理者は、本規程、および永代供養墓管理使用規程施行細則(以下「細則」という)に従つて永

代供養墓を管理しなければならない。

(永代供養墓の申請者の資格)

第4条 永代供養墓の申請者は、次の各号に定める者に限る。ただし、住職が認める場合はこの限りではない。

①祭祀承継予定者がいない者。

②祭祀承継予定者がいるが、生前の意思で祭祀承継予定者に祭祀を承継させないと判断した者。

③寺の檀信徒で、墓地の維持が不可能な者。

(永代供養墓使用の申込と承諾)

第5条 永代供養墓の申請者は、冥加金・永代使用料を志納のうえ申込書に所定の事項を記載し、寺の発行する承諾書により承諾を得なければならない。冥加金・永代使用料と申込書・承諾書の様式は細則で定める。

2 寺が、前項の申し込みを承諾し承諾書を発行したときに、申請者は使用権を得て、寺が祭祀承継者となる。

3 管理者が永代供養墓の管理のため必要と認めるときは、管理者は申請者に対し、使用上必要な措置、または特別な条件を付することができる。

4 第1項の承諾書等を紛失・汚損したときには、再交付をうけることができる。

(契約の解除)

第6条 使用契約を解除するときは、第5条1項に定める承諾書を添えて管理者に届け出なければならぬ。

2 前項の場合、いかなる理由があろうとも、冥加金・永代使用料は返還されない。

(申請者の義務)

第7条 申請者は、次の各号に定めるところに従って、永代供養墓を使用しなければならない。

① 焼骨を埋蔵する場合は、あらかじめ管理者に報告し、法令に基づく火葬許可証、改葬許可証等を出し、管理者の許可を受けて、浄土宗〇〇寺の儀式に従わなければならない。

② 申請者は、管理者の指定した区画を使用する。
③ 他の遺骨と合祀された焼骨は、混合するためいかなる場合も返還しない。

④ 申請者は、申請と同時に自身の死亡を寺に連絡するものを定めなければならない。

⑤ 申請者自身の死亡について寺が連絡をうけないときは、申請者の焼骨を埋蔵すること等一切の義務を寺は負わない。

⑥ 埋蔵された焼骨は十七回忌をもって合葬する。

(違反行為による使用契約の解除)

第8条 申請者が使用権を第三者に譲渡、または転貸したときは、寺は使用者に永代供養墓の使用契約を解除することができる。

(管理権に基づく措置)

第9条 管理者は祭祀承継者として永代供養墓につき、公用収用のため、または永代供養墓整備等のために必要なあらゆる措置を講ずることができる。

(既定の改葬)

第10条 本規程の改廃は、寺の責任役員の議決を経て行う。

付則

1 本細則は平成〇年〇月〇日より施行する。

付則

1 本規程は平成〇年〇月〇日より施行する。

永代供養墓管理使用規程施行細則

第1条 本細則は〇〇寺永代供養墓使用規程(以下「規程」という)第3条に基づき定められたものである。

第2条 永代供養墓に埋蔵された靈位の追善供養は、年3回すなわち春・秋彼岸会、大施餓鬼会の中で行う。

第3条 規程第5条1項にいう冥加金・永代使用料を次のように定める。

永代使用料

納骨堂・・・一靈〇〇万円、二靈以上各靈〇〇万円
合祀墓・・・一靈〇〇万円、二靈以上各靈〇〇万円

第4条 規程第5条1項にいう申込書の様式は様式1により、承諾書の様式は様式2による。

様式 1

永代供養墓使用申込書

宗教法人〇〇寺永代供養墓管理使用規程を承認のうえ、左記の永代供養墓の区画の使用を承諾くださいますようお願いいたします。

記

永代供養墓区画 第 列 番

平成 年 月 日

申請者

住所

電話番号

氏名

印

死亡時連絡者

住所

電話番号

氏名

印

(申請者との続柄)

住所

電話番号

宗教法人 〇〇寺 住職 〇〇〇〇殿

様式2

永代供養墓使用承諾証

宗教法人〇〇寺永代供養墓の使用を左記のとおり許可します。

永代供養墓区画 第 列 番

住所

氏名

殿

平成 年 月 日

宗教法人〇〇寺

住職〇〇〇〇〇印

永代墓地規則使用にあたっての注意点

第1条

永代供養墓に埋葬される方（契約者）、あるいは埋葬された遺骨については、寺が祭祀継承者になり、契約者の祭祀や遺骨の供養を行ないます。

第4条

申込者に祭祀承継予定者がいる場合は、申込者の意思でその祭祀承継予定者を寺院に変更してもらい、寺院が祭祀の承継を引き継ぎ供養します。

第5条1項

「冥加金」「永代使用料」の具体的名称、記載有無については、各寺院の実情に合わせて考慮してください。なお、「入檀冥加金」や「永代使用料」などの意味については、十分に説明をする必要があるでしょう。

また「永代使用料」に「永代供養料」を含むか、含

まないかは各寺院で判断しましょう。

第5条2項

承諾証を発行する場合、正式には収入印紙を添付する必要があります。承諾証に金額が記載されていない場合には二〇〇円分の収入印紙を添付します。ただし、金額が記載されている場合には、金額に相当する分の収入印紙が必要です。

第6条

「いかなる理由があろうとも、入檀冥加金・永代使用料・護寺会費は返還されない」とありますが、実際の運用に当たっては、トラブル防止のために金銭の返還をすることもあり得るでしょう。たとえば契約後に、契約者の意向が変化し、契約の破棄を申し出た場合などは、状況を勘案して一定金額を返金することなどが考えられます。

第7条①

寺院墓地内の先祖の墓地から、永代供養墓に遺骨を改装する際にも改葬許可証が必要となります。

第7条③

申請者に遺族が存在する場合には、合祀された焼骨が他の遺骨と混合するため返還できない旨を伝えましょう。

なお一定期間個別に遺骨を保管する永代供養墓の場合に、遺族から遺骨の返還要求があった場合は、十分に話し合いの場をもって解決の道を定めましょう。

第7条④

申請者が独り身の場合は、その方の死亡を寺院に連絡できる体制を整える必要があります。葬送執行者とは、そのような連絡を行ない、葬儀の喪主となる人のことです。寺院が葬送執行者になることも考えられますが、その場合は申請者と連絡を取る手段を定める必

要があります。

第7条⑥

一定期間個別に遺骨を保管する永代供養墓の場合には、合祀する期限を定めましょう。はじめから合祀式の永代供養墓であれば、この規程は削除してください。ここでは、一例として「十七回忌」としました。

第9条

永代供養墓の改修や移転を行なう際には、この条項をもとに行います。また永代供養墓の移転の際には、たとえ寺院墓地内での改葬であっても、改葬許可証が必要となります。

細則第2条

死後の供養については、寺院の行事の状況などに合わせて文面を変更することができます。毎朝のお勤めなどで「日牌・月牌」や「当山永代供養墓に埋葬され

るところの諸精霊」として供養することも可能でしょう。いずれにしても寺院の状況を勘案し、申請者に供養方法をしっかりと伝えましょう。

様式1

死亡時に連絡をくれる人だけでいいのか、喪主など葬送執行者はいるのかを確認する必要があるでしょう。書類は三部作成し、一部を申請者、一部を連絡者、一部を寺が保管するようにしましょう。

様式2

書類を二部作成し、割り印後に相互が保管するようにしましょう。

墓に関する文献解題

当プロジェクトでは先行研究の整理を行ない、また研究に必要な参考文献の一覧を作成した。以下にプロジェクトメンバーで輪読した研究書の概要を記し、墓地についての主要な参考文献を提示する。

竹田聽洲『民俗佛教と祖先信仰』（東京大学出版会、

一九七一年）

祖先信仰の特質を歴史的・民俗的に解明することを試みた著者の代表作。仏教が民間へ浸透する過程の寺と墓とのあり方に、祖先信仰との結合が見出されるとの視点で論じている。前編では民間浄土宗寺院がどのように成立したかを寺伝資料から全国的に総観し、墓と寺との関係について考察している。後編では寺院がどのように成立・存続するかを地域社会との関係から個別事例を調査し、村落における墓と寺との関係について分析している。

（島恭裕）

藤井正雄『現代人の信仰構造 宗教浮動人口の行動と思想』日本人の行動と思想三(二)評論社、一九七四年

都市への移住などによって慣習的に伝えられてきた固定的な寺檀関係・氏子関係から切り離され、一定の寺院、神社とは無関係な状態に置かれた「宗教浮動人口」について、肉親の葬儀を契機として都市寺院と結び付く実態の調査(東京、横浜市)、都市行政と墓地の問題(名古屋市)、脱先祖観の一動向を示す骨仏寺に納骨する人々の実態調査(大阪・一心寺)を通して、日本人及び日本文化に内在する信仰原理とその変化を明らかにしている。

(斎藤舜健)

藤井正雄『骨のフォークロア』(弘文堂、一九八八年)

死と骨に関する習俗をグローバルに比較民俗学の視点で論じた書。民俗と宗教の複眼的視点から、古典文学・歌舞伎・落語・新聞記事などの骨に象徴される死者の処遇を列挙して、散骨・髑髏・骸骨・ミイラ・舍利・骨仏などの骨をめぐる習俗・信仰について論じ、日本

人と世界各国の人々の遺骨観・靈魂観・他界観を明らかにしている。『死と骨の習俗』(ふたばらいふ新書・二〇〇〇年)は本書の散骨の項などを加筆したものである。

(西城宗隆)

森謙二『墓と葬送の社会史』(講談社現代新書、一九九三年)

墓地と死者祭祀の歴史の変遷について考察した書。著者は「墓地は社会を映し出す鏡」との視点のもと、日本における墓地の変化を国家体制の変化と関連づけ「四つの転換期」にわけて整理する。第一転換期は律令国家が形成される時期、第二転換期は平安末から鎌倉期の浄土思想の影響が強まる時期、第三転換期は明治維新期、第四期転換は現代である。また著者は主に民俗学の成果をもとに、日本における墓地の地域差についても言及している。

(鍵小野和敬)

藤井正雄・長谷川正浩共編『Q&A墓地・納骨堂をめぐる法律実務』(新日本法規出版株式会社、二〇〇一年)

墓地と納骨を巡る様々な問題を三編一二七の間答形式で紹介している。第一編は、日本人のお墓の歴史などの概説、第二編は、購入時、納骨時、改葬・分骨時、墓地継承時に関する問題を墓地・霊園の使用者立場から取り扱っている。第三編では、墓地及び霊園の許可取得、霊園経営、管理、税金など墓地霊園の経営・管理者の立場からの質問となっている。さらに「墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年五月三十一日法律第四八号)」を附録として収載している。(和田典善)

井上治代『墓と家族の変容』(岩波書店、二〇〇三年)

先祖祭祀の基盤である「家」の崩壊による先祖祭祀の変化について、墓祭祀の観点から考察している。家族墓は、代々継承者を決めて「永続的」に使用する継承性が前提であった。しかし特に一九八〇年代から、家族内での個人化、離婚率の上昇、晩婚化、少子化、

非婚化などにより、従来の「家」の永続規範に基づく墓の継承制からみると問題を抱える人たちが多く出てきた。このような人々が、いかにして伝統的な形態から脱却しようとしているかを視野に入れながら、家族変動と先祖祭祀の変容の解明を目指している。(名和清隆)

波平恵美子『日本人の死のかたち 伝承儀礼から靖国まで』(朝日新聞社、二〇〇四年)

著者は医療人類学、宗教学人類学の研究者。死者が死後も意志を持って存続することを前提とし、畏敬の念を持って向き合ってきた日本人の死生観とその顕れとしての葬送儀礼の変化には、時代・社会状況と政治が多大な影響を与えたことを論じる。特に、戦時中の兵士の遺体の葬送方法等を、軍人と遺族の手記から紹介し、戦死兵の遺骨にまで及ぶ国家による統制と、英霊として神格化することで国家に所属させるという靖国神社の政治性についても論じている。(八木英哉)

主要参考文献

○事典

新谷尚紀・関沢まゆみ編『民俗小事典 死と葬送』吉

川弘文館 二〇〇五年

藤井正雄他『仏教葬祭大事典』雄山閣 一九八〇年

藤井正雄・八十澤壮一監修『日本葬送文化大事典』四

季社 二〇〇七年

○語彙・研究集成

柳田国男『葬送習俗語彙』国書刊行会 一九七五年

土井卓治他編『葬送墓制研究集成』（全五巻）名著出

版 一九七九年

○研究書

井上治代『現代お墓事情 ゆれる家族の中で』創元社

一九九〇年

同『墓をめぐる家族論』平凡社 二〇〇〇年

同『墓と家族の変容』岩波書店 二〇〇三年

同『この世話にならずに死にたい 変貌する親子間

題』講談社現代新書 二〇〇五年

井上治代・NPOエンディングセンター『桜葬 桜の

下で眠りたい』三省堂 二〇一二年

井之口章次『日本の葬式』筑摩書房 二〇〇年

伊藤唯真・藤井正雄『葬祭仏教』ノンブル、一九九七

年

岩田重則『墓の民俗学』吉川弘文館 二〇〇三年

同『お墓』の誕生―死者祭祀の民俗誌』岩波新書

二〇〇六年

小川英爾『ひとりひとりの墓―生者の墓「安穩廟」

大東出版社 二〇〇〇年

勝田至『死者たちの中世』吉川弘文館 二〇〇三年

同『日本中世の墓と葬送』吉川弘文館 二〇〇六年

同『日本葬制史』吉川弘文館 二〇一二年

朽木量『墓標の民俗学・考古学』慶応義塾大学出版会

二〇〇四年

孝本貢『現代日本における先祖祭祀』お茶の水書房

二〇〇一年

公益社葬祭研究所『新しい葬祭の技術 エンバーミン

グ』現代書林 二〇〇五年

国立歴史民俗博物館編『葬儀と墓の現在―民族の変容

―』吉川弘文館 二〇〇二年

小谷みどり『おとむらい新世紀』東京新聞出版社

二〇〇〇年

同『変わるお葬式、消えるお墓 高齢社会の手引き』

岩波書店 二〇〇六年

五来重『葬と供養』東方出版 一九九二年

同『五来重著作集』一一・一二巻 法蔵館 二〇〇九

年

近藤功行・小松和彦『死の儀法―在宅死に見る葬の礼

節・死生観』ミネルヴァ書房 二〇〇八年

斎藤忠『東アジア 葬・墓制の研究』第一書房

一九八七年

島田裕巳『葬式は、要らない』幻冬舎新書一五七

二〇一〇年

同『〇葬―あつさり死ぬ』集英社 二〇一四年

新葬制研究会『自然葬』宝島社新書 二〇〇〇年

新谷尚紀『生と死の民族史』木耳社 一九八六年

同『両墓制と他界観』（日本歴史民俗叢書）吉川弘

文館 一九九一年

同『日本人の葬儀』紀伊國屋書店 一九九二年

同『死・墓・霊の信仰民俗史』歴史民俗博物館

一九九八年

同『お葬式 死と異例の日本史』吉川弘文館

二〇〇九年

新谷尚紀監修『お葬式』の日本史 いまに伝わる弔

いのしきたりと死生観』青春出版社 二〇〇三年

鈴木孝治『これからの葬儀の新しいかたち 家族葬』

扶桑社 二〇一一年

関沢まゆみ『宮座と墓制の歴史民俗』吉川弘文館

二〇〇五年

高橋繁行『お墓はいらない』学研新書〇八一

二〇一〇年

竹田聰洲『民俗仏教と祖先信仰』（竹田聰洲著作集）

一）国書刊行会 一九九三年

圭室諦成『葬式仏教』大法輪閣 一九六四年

圭室文雄『葬式と檀家』吉川弘文館 一九九九年

筒井功『葬儀の民俗学 古代人の靈魂信仰』河出書房

二〇一〇年

長澤宏昌『散骨は、すべきでない——埋葬の歴史から——』

講談社ビジネスパートナーズ 二〇一二年

名嘉真宜勝他『沖繩・奄美の葬送墓制』明玄書房

一九七九年

中村生雄・安田睦彦『自然葬と世界の宗教』凱風社

二〇〇八年

並木喬『21世紀のデザイン墓 美墓』幻冬舎

二〇〇九年

波平恵美子『日本人の死のかたち——伝統儀礼から靖

国まで——朝日新聞社 二〇〇四年

西本浩一『江戸の葬送墓制』（『都史紀要』三七）東京

都公文書館 一九九九年

水藤真『中世の葬送・墓制——石塔を造立すること

——』（『中世史研究叢書』吉川弘文館 一九九一年

同『中世の葬送 墓制・石塔を造立すること』吉川弘

文堂 二〇〇九年

ひろさちや『お葬式をどうするか 日本人の宗教と習

俗』PHP新書一二三 二〇〇〇年

福田アジオ『寺・墓・先祖の民俗学』大河書房

二〇〇四年

藤井正雄『現代人の信仰構造 宗教浮動人口の行動と

思想』評論社 一九七四年

同『骨のフォークロア』弘文堂 一九八八年

同『祖先祭祀と儀礼構造と民俗』弘文堂 一九九三年

同『死と骨の習俗』ふたばらいふ新書 二〇〇〇年

同『現代人の死生観と葬儀』岩田書院 二〇一〇年

前田俊一郎『墓制の民俗学——死者儀礼の近代——』岩

田書院 二〇一〇年

横村久子『お墓と家族』朱鷺書房 一九九六年

同『お墓の社会学 社会が変わるとお墓も変わる』晃洋書房 二〇一三年

松崎憲三『現代供養論考 ヒト・モノ・動植物の慰霊』

慶友社 二〇〇四年

松村剛次『葬式仏教の誕生』平凡社新書六〇〇

二〇一一年

『葬送のかたち 死者供養のあり方と先祖を考え
る』シリーズ宗教で解く「現代」3 校成出版社

二〇〇七年

最上孝敬『詣り墓(増補版)』(「名著選書」一)名著

出版 一九八〇年

森浩一『墓地』(「日本古代文化の探求」)社会思想社

一九七五年

森謙二『墓と葬送の社会史』講談社現代新書

一九九三年

同『墓と葬送の現在 祖先祭祀から葬送の自由』東京

堂出版 二〇〇〇年

安田睦彦『墓は心の中に——日本初の「自然葬」と市

民運動』凱風社 二〇一〇年

山折哲雄『死の民俗学 日本人の死生観と葬送儀礼』

岩波現代文庫 学術八二 二〇〇二年

山田慎也『現代日本の死と葬儀—葬祭業の展開と死生

観の変容—』東京大学出版会 二〇〇七年

養老武司・斉藤岩根『脳と墓 一 ヒトはなぜ埋葬す

るのか』弘文堂 一九九二年

『檀信徒にやさしく説く 喪儀と墓地』斎々坊

二〇〇四年

○法制問題

今枝法雄『墓地問題の総論』創作社 一九七七年

大久保明順『死後の設計 少子・高齢化社会における

祭祀承継』文芸社 二〇〇三年

藤井正雄・長谷川正浩共編『Q&A墓地・納骨堂をめ

ぐる法律実務』新日本法規出版 二〇〇一年

藤井正雄監修『お墓に關することがすべてわかる お

墓と埋葬の手帳』小学館 二〇〇二年

宮本隆彦・大滝忠弘監修 『お葬式の次にすること
法
要・届出・手続きのすべて』 法研 二〇〇四年

過疎地域における寺院へのアンケート（正住職寺院版） 第一次集計報告

本研究班は、平成二〇年度より「過疎地域における寺院の現状と課題」というテーマで研究活動を行っている。具体的には、過疎地域にある寺院の現状、抱える問題などを把握するとともに、各寺院や組・教区などが行っている取り組みを調査し、今後の浄土宗寺院のあり方を探ることである。この研究目的のため、これまで和歌山教区野上組・有田組・日高組、山梨教区山梨組・八代組・都留組、千葉教区安房組・東総組、新潟教区佐渡組、石見教区、南海教区高知組、熊本教区二組・三組への現地調査を実施した。

これらの現地調査を踏まえたうえで、広く全国の過疎地域にある寺院の現状と課題を探るべく、平成二四

年六月に寺院問題検討委員会（総務局所管）と連携しアンケート調査を実施した。アンケート調査は、過疎指定地域にある正住職寺院と兼務住職寺院それぞれに対し、異なるアンケート調査票を作成したうえで実施した。

アンケート実施にあたっての詳細は以下の通りである。

①調査対象寺院

過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項、第三三条一項および二項適用地域に所在する正住職寺院、兼務住職寺院

② 調査実施期日

平成二四年六月

③ 配布方法と回収方法

配布は、該当寺院に対して浄土宗総合研究所から直接郵送した。回答頂いた調査票は、回答寺院↓組長↓教区長↓宗務庁（総務局）↓浄土宗総合研究所という順を追って回収した。

④ 回収率

正住職寺院版アンケート 八八・三%

(回収数六二七／配布数七一〇)

兼務住職寺院版アンケート 八五・二%

(回収数二三六／配布数二七七)

今回は、正住職寺院へのアンケート調査の第一次報告をする。他の設問と関連付けての内容分析、および兼務住職寺院アンケートの集計報告については次回行う。

*各設問のグラフには、「総回答数」とともに、無回答を抜いた「有効回答数」を付記した。

*グラフで表記するパーセントは基本として少数点以下第一位を四捨五入したものである。例えば実際には「0・4%」という数値の場合であっても「0%」という表記となっている。この場合には「0%(3)」というように、回答者数を併記する。なお1%未満の回答が多い設問に関しては小数点以下第一位までの表記とした。

*自由記述の分析に関しては次回に譲る。

過疎地域における浄土宗寺院

「過疎地域に所在する浄土宗寺院の割合 一四・〇%」

(九八七ヶ寺／総寺院数七〇四二ヶ寺)

住職形態別

正住職寺院

一一・八%(七一〇ヶ寺／五五六七ヶ寺)

兼務住職寺院

二〇・八% (二七七ヶ寺 / 一三三四ヶ寺)

*総寺院数には総大本山八ヶ寺は含んでいない。

*総寺院数には無住寺院一四〇ヶ寺を含む。

正住職寺院と兼務寺院の割合

総寺院における割合 / 過疎地域寺院における割合

正住職寺院率 七九・一% (五五六七 / 七〇四二)

／七二・九% (七一〇 / 九八七)

兼務住職寺院率

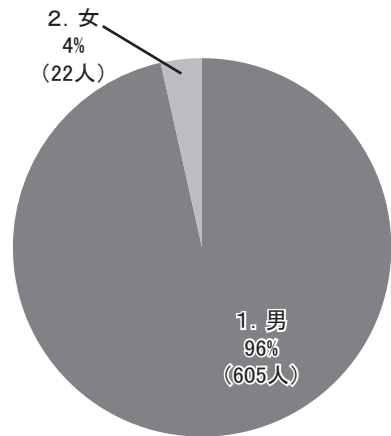
一八・九% (二一三四 / 七〇四二)

／二八・二% (二七七 / 九八七)

1. 性別を教えてください。

- 1. 男
- 2. 女

Q1 「男性」が96%で、回答者の大部分を占め、「女性」は4%であった。

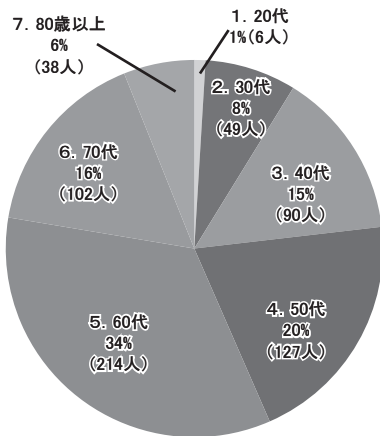


有効回答数627
(総回答数)627

2. 年齢をお答えください。

- 1. 20歳代
- 2. 30歳代
- 3. 40歳代
- 4. 50歳代
- 5. 60歳代
- 6. 70歳代
- 7. 80歳以上

Q2 「60歳代」が34%と最も多く、次いで「50歳代」が20%、「70歳代」が16%である。回答者の56%が60歳以上であった。



有効回答数626
(総回答数)627

3. 貴寺院での役職（お立場）をお答えください。

- 1. 住職
- 2. 副住職
- 3. 元住職
- 4. 所属教師
- 5. その他

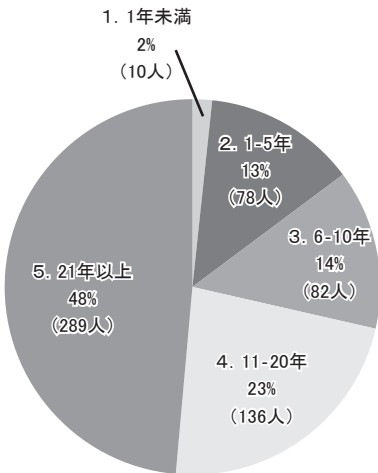
Q 3 回答者の95%が「住職」である。本アンケートでは、御住職に回答をお願いしたが、御住職が回答いただける状態にない場合には、御住職に準じる人に回答をお願いした。

3. で「1. 住職」と答えた方にお聞きします。

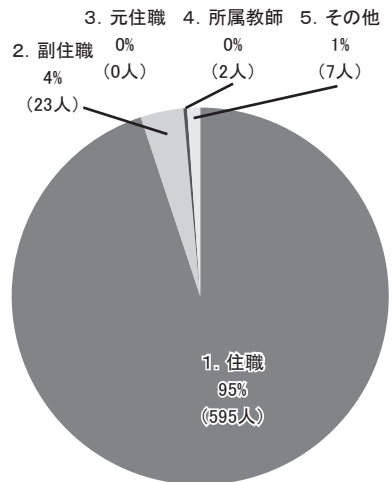
3—1. あなたの住職歴をお答えください。

- 1. 1年未満
- 2. 1～5年
- 3. 6～10年
- 4. 11～20年
- 5. 21年以上

Q 3—1 「21年以上」が約半数を占め、長い住職歴を持っている回答者が多い。次いで「11～20年」が



有効回答数595
(総回答数)627



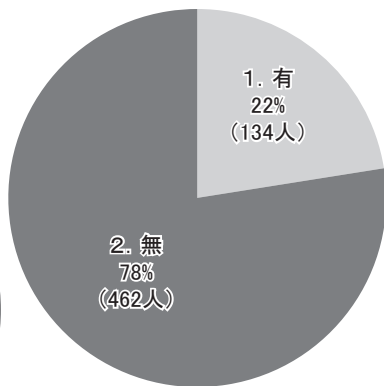
有効回答数627
(総回答数)627

23%である。

4. 兼務寺院の有無についてお答えください。

- 1. 有 (ケ寺)
- 2. 無

Q 4 「寺院を兼務している」と回答したのが22%である。

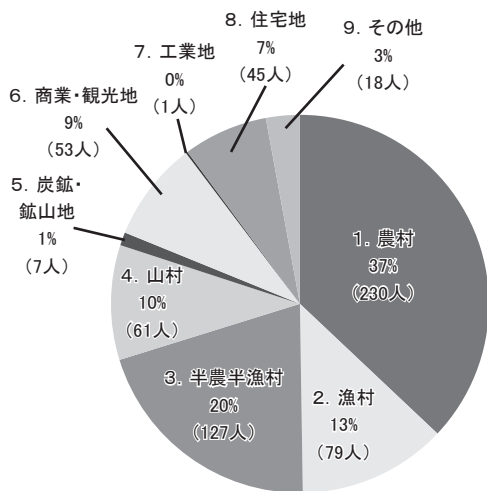


有効回答数596
(総回答数)627

5. 貴寺院のある地域は、伝統的にどのような地域ですか。以下の中から、一つお答えください。

- 1. 農村
- 2. 漁村
- 3. 半農半漁村
- 4. 山村
- 5. 炭鉱・鉱山地
- 6. 商業・観光地
- 7. 工業地
- 8. 住宅地
- 9. その他

Q 5 「農村」が37%、「半農半漁村」が20%、「山村」が13%、「山村」が10%である。つまり第一次産業



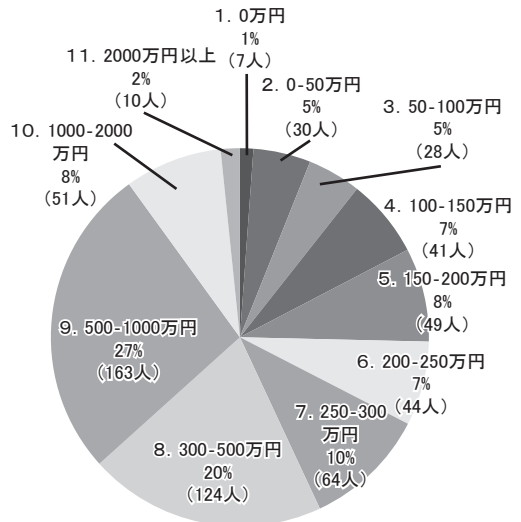
有効回答数621
(総回答数)627

が中心である地域が大半を占めるといふことである。なお商業・観光地は9%、住宅地は7%となっている。

6. 貴寺院の年収は、どの程度ですか。

1. 0万円	2. 0～50万円
3. 50～100万円	4. 100～150万円
5. 150～200万円	6. 200～250万円
7. 250～300万円	8. 300～500万円
9. 500～1000万円	
10. 1000～2000万円	
11. 2000万円以上	

Q6 「500～1000万円」が27%と最も多い。300万円以下は合わせて43%となっている。

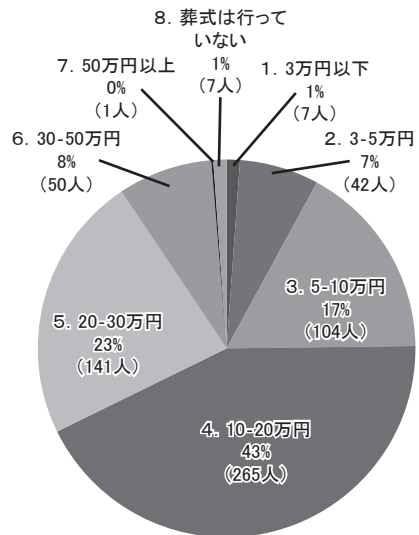


有効回答数611
(総回答数)627

7. 貴寺院では、平均すると一件当たりの葬式の布施はどの程度ですか。

- 1. 3万円以下
- 2. 3～5万円程度
- 3. 5～10万円程度
- 4. 10～20万円程度
- 5. 20～30万円程度
- 6. 30～50万円程度
- 7. 50万円以上
- 8. 葬式は行っていない

Q7 葬式の布施額は地域による相違が大きく見られるが、全体として見ると10～20万円程度が43%と最も多く、次いで20～30万円程度が23%となっている。5万円以下は合わせて8%となっている。

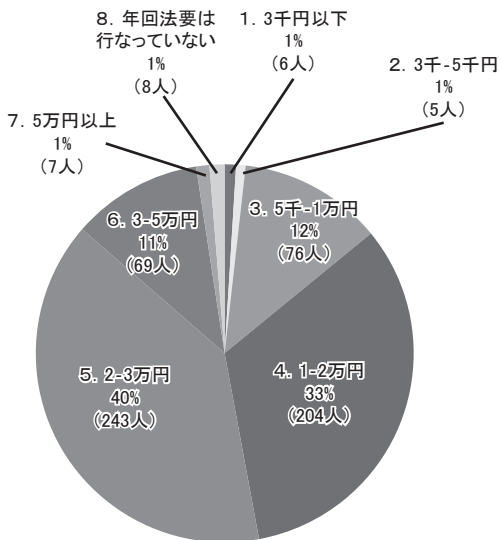


有効回答数617
(総回答数) 627

8. 貴寺院では、平均すると一件当たりの年回法要の布施はどの程度ですか。

- ― 1. 3千円以下
- ― 2. 3～5千円程度
- ― 3. 5千～1万円程度
- ― 4. 1～2万円程度
- ― 5. 2～3万円
- ― 6. 3～5万程度
- ― 7. 5万円以上
- ― 8. 年回法要は行っていない

Q 8 葬式同様、年回法要の布施額も地域による相違が大きいですが、全体としてみると2～3万円が40%、1～2万円程度が33%、5000～1万円程度が12%となっており、3万円以下を合わせると87%を占めている。



有効回答数618
(総回答数) 627

9. 貴寺院の住職は兼職をしていますか。あるいは過去にいましたか。(本山などでた寺院での職務も含む)

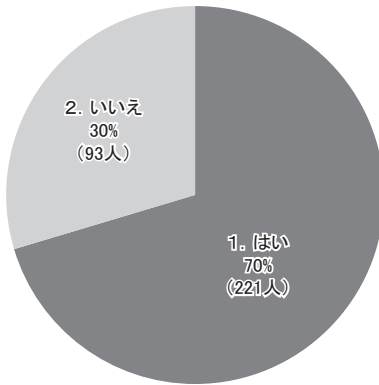
- 1. 現在も兼職をしている
- 2. 現在はしていないが、かつて兼職をしていた
- 3. 兼職したことはない
- 4. その他 ()

Q 9 現在も兼職していると過去に兼職をしていた人を合計すると50%である(回答1と回答2の合計)。

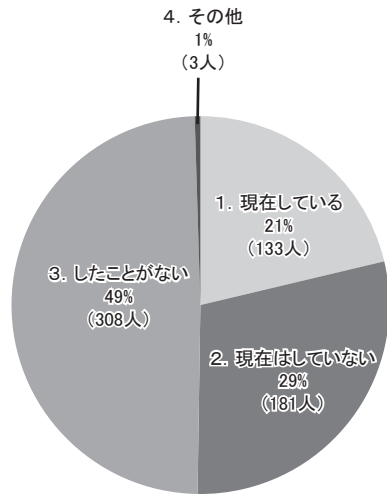
9. 1と2. と答えた方のみ、お答え下さい。

9-1. 兼職をしている、あるいはしていたのは、経済的な理由(寺院からの給料では生活ができません)からですか。

- 1. はい
- 2. いいえ



有効回答数314
(総回答数) 627



有効回答数625
(総回答数) 627

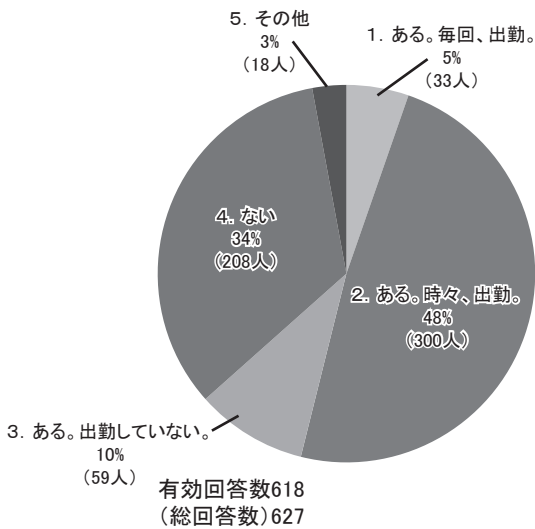
Q9-1 兼職経験者の70%が経済的理由と答えている。この経済的理由で兼職経験者は、兼職未経験者を含めた回答者全体の35%にあたる。

10. 貴寺院の地域では、他の浄土宗寺院の檀家の葬式

や年回法要の際に、役僧等として出勤する習慣が現在ありますか。また、住職は出勤をしていますか。

- 1. ある。毎回、あるいはほとんどの場合、出勤している
- 2. ある。たまに出勤している
- 3. ある。しかし、出勤はしていない
- 4. ない
- 5. その他 ()

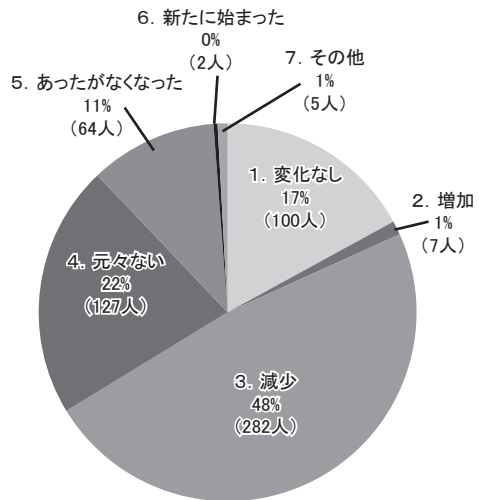
Q10 他の浄土宗寺院に出勤している寺院（回答1と回答2の合計）は53%である。



10—1. 役僧等として出勤する機会の増減はあります
か。

- 1. 変化はない
- 2. 機会が増えた
- 3. 機会が減った
- 4. 元々ない
- 5. かつてはあったが、無くなった
- 6. 近年、新たに始まった
- 7. その他

Q10—1 機会が減ったが48%、かつてはあったがなくなつたが11%であり、合わせて59%に昇る。変化はないの17%、機会が増えたの1%と比べると、出勤機会の減少傾向は明らかである。この傾向はとくに小規模寺院にとって、経済的に大きな影響を与えていると考えられる。



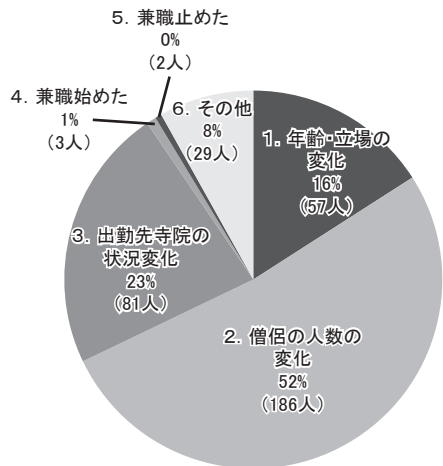
有効回答数587
(総回答数)627

10—1. 2、3、5、6と答えた方のみお答えください。

10—1—1. 機会の増減に変化があったのは、どのような理由のためですか。

- 1. 年齢・立場が変化したため
- 2. 葬式・年回法要を勤める僧侶の人数が変化したため
- 3. 出勤先の寺院の状況が変化したため
- 4. 兼職を始めたため
- 5. 兼職を止めたため
- 6. その他（ ）

Q10—1—1 「葬式・年回法要を勤める僧侶の人数が変化したため」が52%と最も多い。これまでの調査を踏まえれば、これは檀家側からの要望によることが多いと思われる。また「出勤先の寺院の状況が変化したため」が23%となっている。これには、僧侶人数の減少に伴い自坊の住職・副住職だけで葬



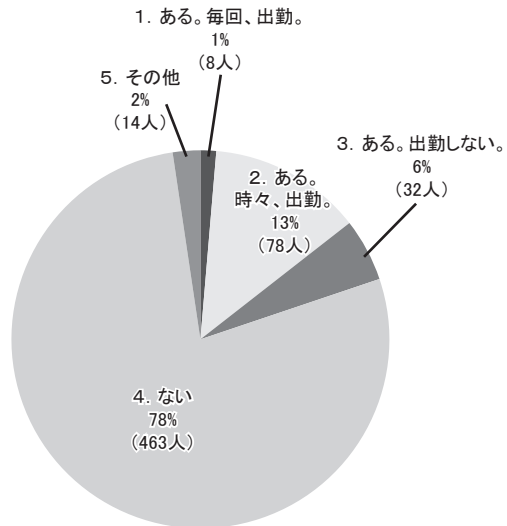
有効回答数358
(総回答数)627

式等を行い、他寺院に役僧を依頼しなくなったという状況もあるようだ。

10—2. 貴寺院の地域では、他宗派の寺院の檀家の葬式や年回法要の際に、役僧等として出勤する習慣が現在ありますか。また、住職は出勤をしていますか。

- 1. ある。毎回、あるいはほとんどの場合、出勤している
- 2. ある。たまに出勤している
- 3. ある。しかし、出勤はしていない
- 4. ない
- 5. その他 ()

Q 10—2 他宗派寺院へ出勤をしているとの回答は14%である(回答1と2の合計)。

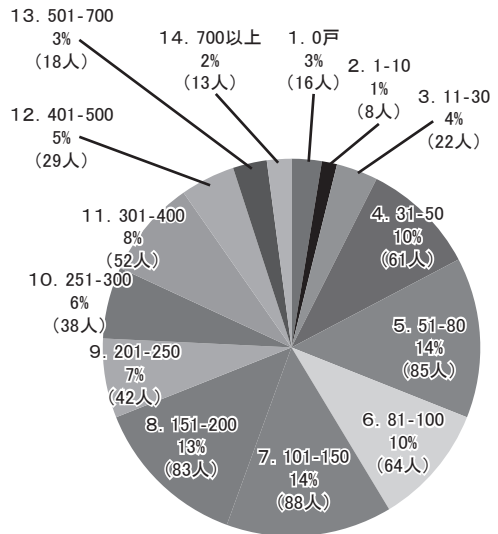


有効回答数595
(総回答数)627

11. 貴寺院の檀家数をお答えください。

1.	0戸	2.	1～10戸
3.	11～30戸	4.	31～50戸
5.	51～80戸	6.	81～100戸
7.	101～150戸	8.	151～200戸
9.	201～250戸	10.	251～300戸
11.	301～400戸	12.	401～500戸
13.	501～700戸	14.	700戸以上

Q 11 200軒以下の寺院が69%を占める。50軒以下の寺院が18%ある一方、500軒以上は5%ある。



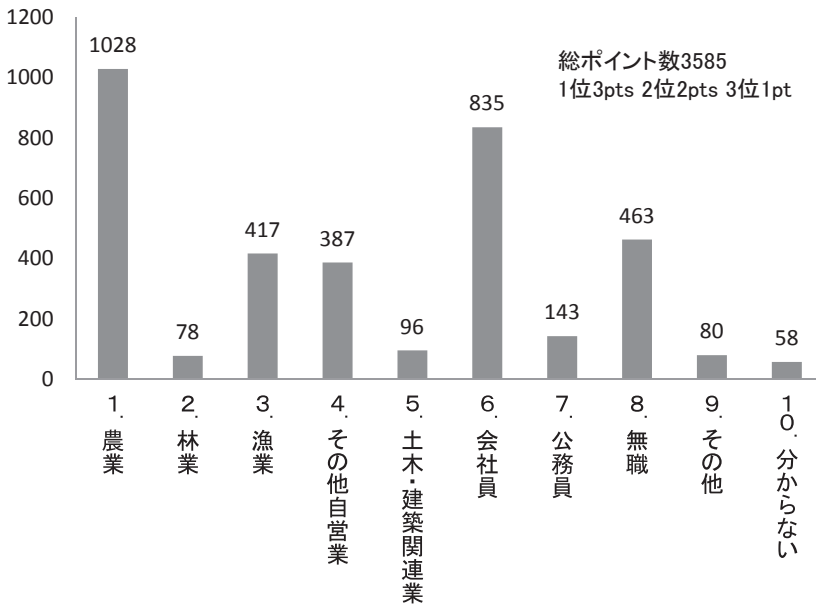
有効回答数619
(総回答数)627

12. 貴寺院の檀家の職業について多いものか(13)ま

でお答えください。(檀家数0ptの場合は回答不要)

- | | |
|---------------|-------------|
| — 1. 農業 | — 2. 林業 |
| — 3. 漁業 | — 4. その他自営業 |
| — 5. 土木・建築関連業 | — 6. 会社員 |
| — 7. 公務員 | — 8. 無職 |
| — 9. その他 () | |
| — 10. 分からない | |

Q 12 「農業」が最も多く、次いで「会社員」が多い。次に多いのが「無職」である。無職の割合が高いのは、高齢化が進んで年金受給者が多いという過疎地域の特徴を表わしている。

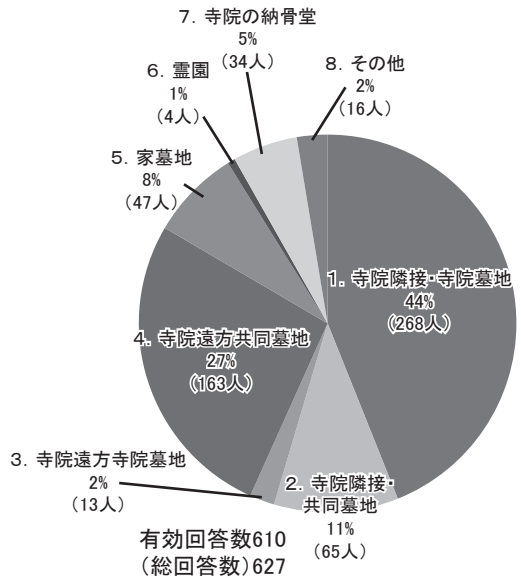


13. 貴寺院の檀家の墓地は、主にどこにありますか。

一つだけ選んでください。

- 1. 寺院に隣接する寺院管理の墓地
- 2. 寺院に隣接する共同墓地
- 3. 寺院から離れた寺院管理の墓地
- 4. 寺院から離れた共同墓地
- 5. 家墓地
- 6. 霊園
- 7. 寺院の納骨堂
- 8. その他 ()

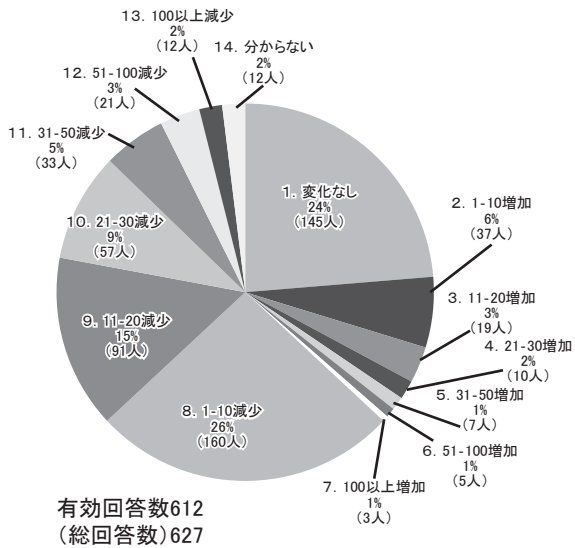
Q13 「寺院に隣接する寺院管理の墓地」が44%で最も多く、「寺院から離れた共同墓地」が27%、「寺院に隣接する共同墓地」が11%、「家墓地」が8%となっている。



14. 最近20年で、増加・減少を合わせて檀家の戸数の変化はどのくらいですか。

- 1. ほぼ変わらない
- 2. 1〜10戸増えた
- 3. 11〜20戸増えた
- 4. 21〜30戸増えた
- 5. 31〜50戸増えた
- 6. 51〜100戸増えた
- 7. 100戸以上増えた
- 8. 1〜10戸減った
- 9. 11〜20戸減った
- 10. 21〜30戸減った
- 11. 31〜50戸減った
- 12. 51〜100戸減った
- 13. 100戸以上減った
- 14. 増減は分からない

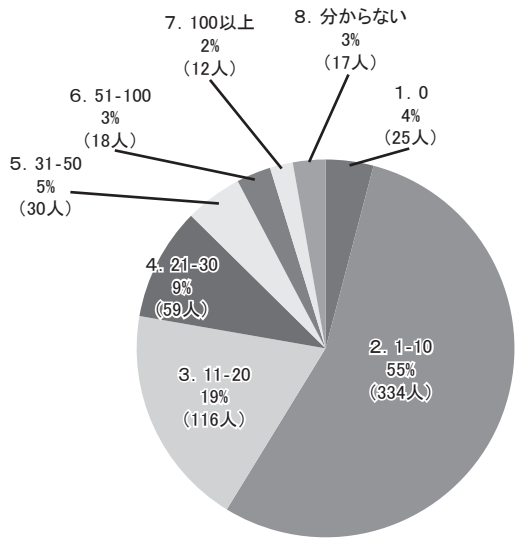
Q 14 減少が60%、増加が14%、変化なしが24%である。「減少」では、「1〜10戸減った」が26%と最も多く、ついで「11〜20戸減った」が15%となっている。檀家数が減少した寺院を考えると、多くの檀家を有する寺院とそうでない寺院ではその影響は異なる。今後、この点にも留意して分析を行いたい。



14-1. 最近20年で、檀家でなくなった家（離檀や絶家など）はどのくらいありますか。

- 1. 0戸
- 2. 1～10戸
- 3. 11～20戸
- 4. 21～30戸
- 5. 31～50戸
- 6. 51～100戸
- 7. 100戸以上
- 8. 分からない

Q14-1 「1～10戸」が55%と最も多く、「11～20戸」が19%となっている。51戸以上減少したとの回答（回答6と7の合計）が5%あることは留意すべきであろう。

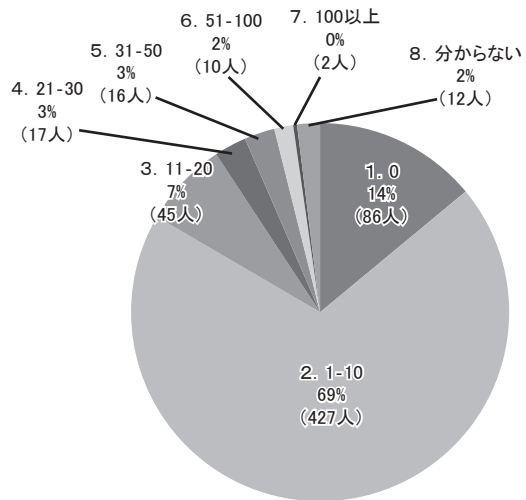


有効回答数611
 (総回答数)627

14—2. 最近20年で、新しく檀家となった家はどのくらいありますか。

- | | |
|------------|-------------|
| —1. 0戸 | —2. 1～10戸 |
| —3. 11～20戸 | —4. 21～30戸 |
| —5. 31～50戸 | —6. 51～100戸 |
| —7. 100戸以上 | —8. 分からない |

Q 14—2 「1～10戸」が69%を占める。Q 14—1と比較すると、やはり増加より減少が多いことが確認できる。なお51軒以上増加した寺院は、少ないものの2%見られる。

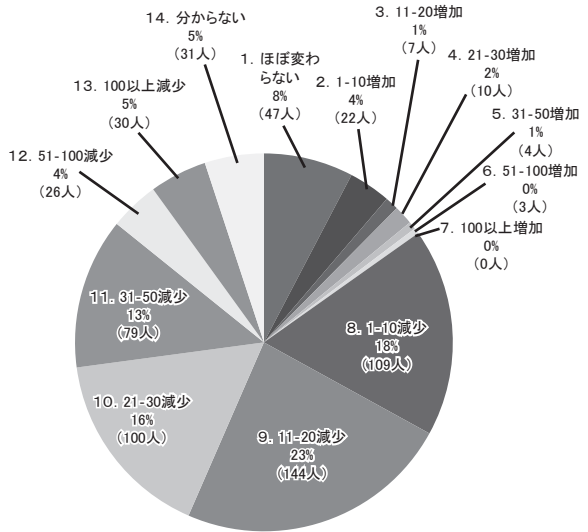


有効回答数615
(総回答数)627

15. 今後、20年間で、貴寺院の檀家の増減はどのくらいであると予想されますか。

- 1. ほぼ変わらないだろう
- 2. 1〜10戸増えるだろう
- 3. 11〜20戸増えるだろう
- 4. 21〜30戸増えるだろう
- 5. 31〜50戸増えるだろう
- 6. 51〜100戸増えるだろう
- 7. 100戸以上増えるだろう
- 8. 1〜10戸減るだろう
- 9. 11〜20戸減るだろう
- 10. 21〜30戸減るだろう
- 11. 31〜50戸減るだろう
- 12. 51〜100戸減るだろう
- 13. 100戸以上減るだろう
- 14. 増減はわからない

Q15 減少予想が79%、増加予想が8%、変化なしが



有効回答数612
(総回答数)627

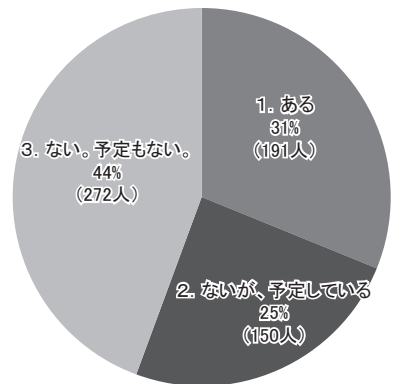
8%である。回答者はこれからの20年のほうがより深刻な状況になると予想していることが分かる。なお減少予想件数をみても、21軒以上の減少（回答10、11、12、13の合計）が38%であり、これまでの20年での21軒以上の減少割合19%と比べると、檀家数の減り幅も大きくなると予想していることが分かる。

設問13での墓地の回答と檀家増減予想を掛け合わせてみる。墓地を「誰が管理しているか」という観点で分けてみるとその増減予想には違いが見られ、寺院が管理している場合（回答1、3、7）では減少予想が76%であるのに対し、寺院が管理していない場合（回答2、4、5、6）では86%と減少予想が多くなっている。

16. 貴寺院では、永代供養墓はありますか。

- 1. ある。
- 2. 現在は無いが、予定している。
- 3. ない。今のところ予定していない。

Q 16 「ある」が31%であるが、「現在は無いが、予定している」も含めると56%となる。これは絶家や遠方への檀家の移動による残された遺骨への対応などを反映していると考えられる。



有効回答数613
(総回答数)627

17. 貴寺院の檀家のうち、居住地（主な連絡先）が遠方となっている檀家はどのくらいありますか。（檀家数0戸の場合は回答不要）

- 1. ほとんどない — 2. 1割未満
- 3. 1～2割未満 — 4. 2～3割未満
- 5. 3～4割未満 — 6. 4～5割未満
- 7. 5割以上

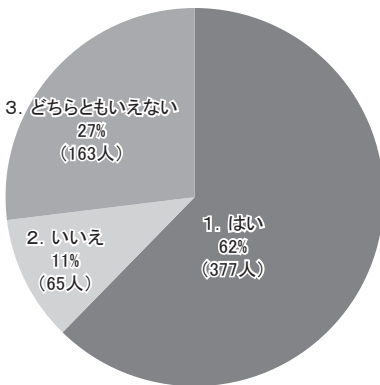
Q 17 1～2割が29%ともっとも多いが、3割以上の

檀家が遠方に住んでいる（回答5、6、7の合計）寺院も17%ある。

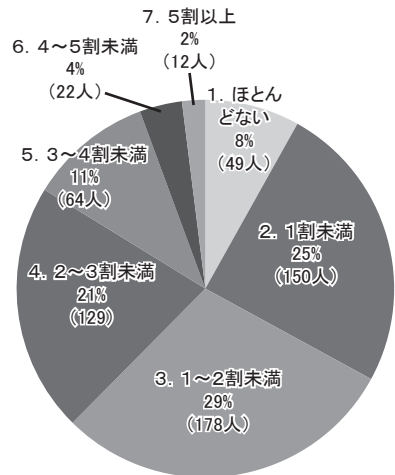
17—1. 遠方に移動した檀家は、寺との付き合いが薄くなってしまいう傾向があると感じますか。

- 1. はい — 2. いいえ
- 3. どちらともいえない

Q 17—1 「はい」が62%である。距離が遠くなるこ



有効回答数605
(総回答数)627



有効回答数604
(総回答数)627

とによって、付き合いが疎遠になっている状況が
うかがえる。

18. 遠方に移動した檀家に対する特別な活動・工夫の
必要性を感じますか。(檀家数0戸の場合は回答

不要)

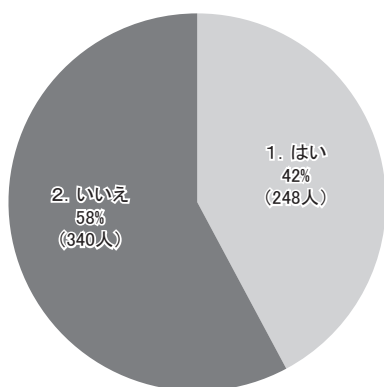
- 1. はい
- 2. いいえ

Q 18 特別な工夫の必要性を感じている人が75%と多
くを占めている。

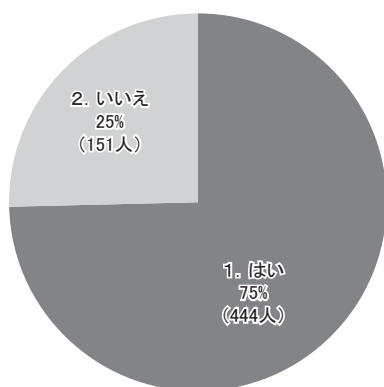
19. 遠方に移動した檀家に対して特別な活動・工夫を
していますか。(檀家数0戸の場合は回答不要)

- 1. はい
- 2. いいえ

Q 19 特別な工夫をしている人は42%であり、特にし
ていないと回答している人は6割にもおよぶ。Q
18と比べてみると、「必要は感じてはいるが、何も



有効回答数588
(総回答数)627



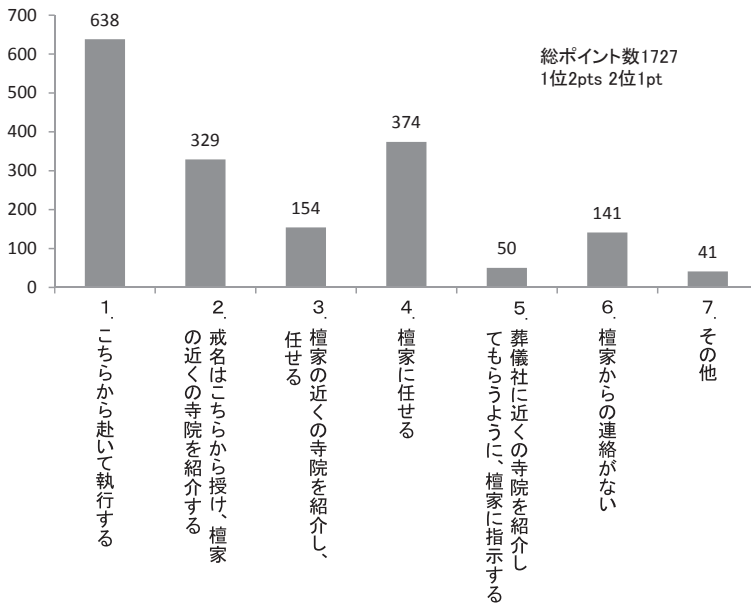
有効回答数595
(総回答数)627

「していない」という人も回答者のおよそ3割いることが分かる。その理由は多岐にわたるであろうが、「何をしてよいか分らない」という声も自由記述として上がっている。

20. 遠方に移動した檀家の葬式はどのようにしていま

すか。多いものから二つお答えください。(檀家数0戸の場合は回答不要)

- 1. こちらから赴いて執行する
- 2. 戒名はこちらから授け、檀家の近くの寺院を紹介する
- 3. 檀家の近くの寺院を紹介し、任せる
- 4. 檀家に任せる
- 5. 葬儀社に近くの寺院を紹介してもらうように、檀家に指示する
- 6. 檀家からの連絡がない
- 7. その他

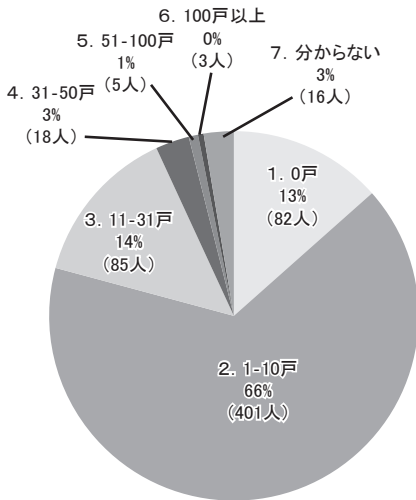


Q 20 「こちらから赴いて執行」が最も多い。しかし、次に多いのが「檀家に任せる」であり、「檀家からの連絡がない」との回答も5位となっている。昨今の「菩提寺離れ」という傾向をかんがみると、葬式は檀信徒関係を強化する大切な機会であるので、積極的な対応が必要になってくる。

21 最近20年で、遠方に移動したことにより、墓地を移動した檀家はどのくらいありますか。

- ― 1. 0戸
- ― 2. 1～10戸
- ― 3. 11～30戸
- ― 4. 31～50戸
- ― 5. 51～100戸
- ― 6. 100戸以上
- ― 7. 分からない

Q 21 1～10軒が64%と最も多い。11軒以上(回答3、4、5、6の合計)が18%あり、Q 16で見たような永代供養墓の需要が高いという状況がうかがえる。



有効回答数610
(総回答数) 627

22. 貴寺院では、寺報・行事案内などを配布していま

すか。以下の中よりお選びください。(複数回答可)

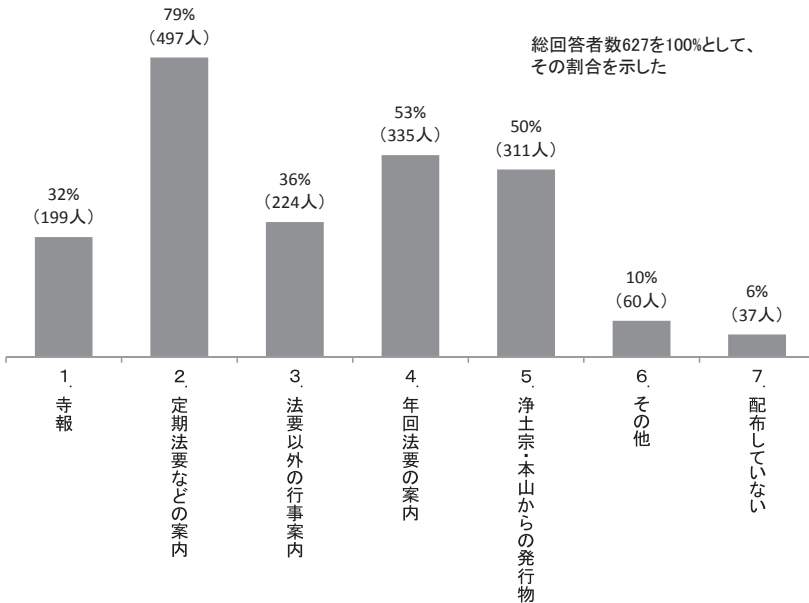
- 1. 寺報
- 2. 定期法要などの案内
- 3. 法要以外の行事案内
- 4. 年回法要の案内
- 5. 浄土宗・本山からの発行物
- 6. その他
- 7. 配布していない

Q 22 「定期法要などの案内」79%、「年回法要の案内」

53%、「浄土宗・本山からの発行物」50%となっている。

「配布していない」が6%であることから、大部分の寺院は何らかを配布していることになる。なお

「寺報」を発行しているのは32%である。遠方の檀家が増加している現在において、寺院からの情報発信が必要とされているので、寺報は有効な教化手段であると考えられる。

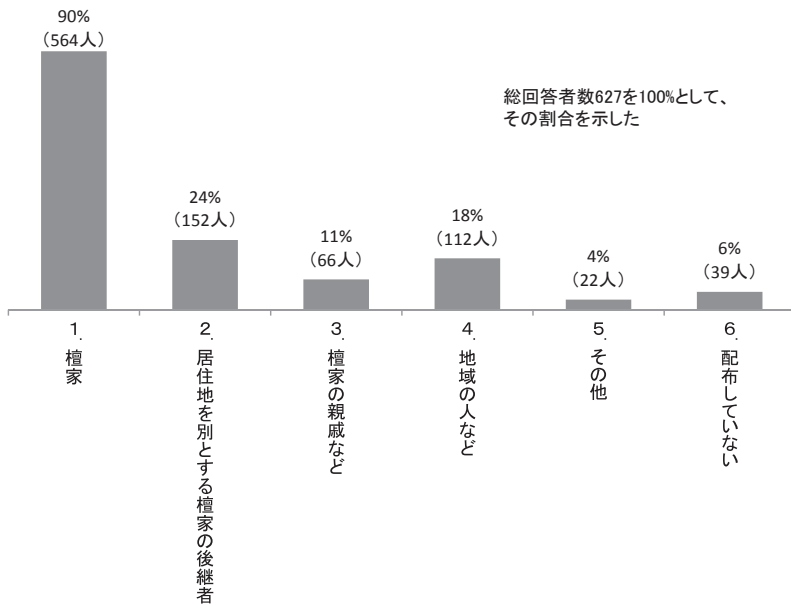


22—1. 特に寺報・定期法要の案内・行事の案内は、

どの範囲の人々に配布していますか。(複数回答可)

- 1. 檀家
- 2. 居住地を別とする檀家の後継者
- 3. 檀家の親戚など
- 4. 地域の人など
- 5. その他
- 6. 配布していない

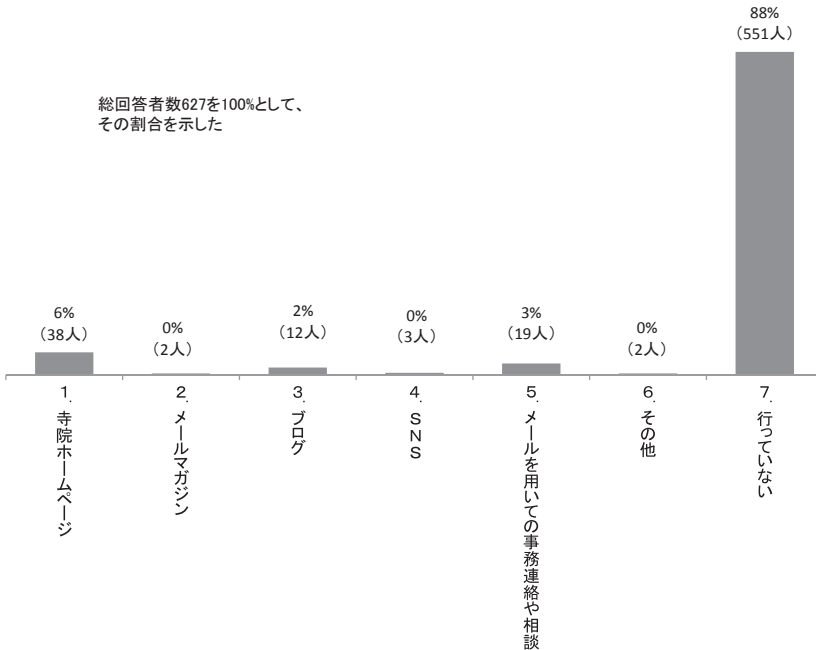
Q 22—1 配布している範囲は、「檀家」が主な連絡先であることが多いようだ(90%)。その他を見ると「居住地を別とする檀家の後継者」24%、「地域の人など」18%、「檀家の親戚など」11%である。居住地を別にする檀家の次世代、檀家以外の人への積極的アプローチが必要であろう。



23 インターネットを用いた教化活動を行なっていないか。(複数回答可)

- 1. 寺院ホームページ
- 2. メールマガジン
- 3. ブログ
- 4. SNS (フェイスブックやミクシイなど)
- 5. メールを用いての事務連絡や相談
- 6. その他
- 7. 行なっていない

Q 23 「行っていない」が88%を占め、インターネットでの教化活動が進んでいないことが分かる。インターネットの利用にあたっては設備経費や維持運営における専門性など課題が多いが、檀家の次世代、檀家の分家などの檀家以外の人々への積極的アプローチを考えるならば、インターネットの利用を積極的に進める必要があるだろう。



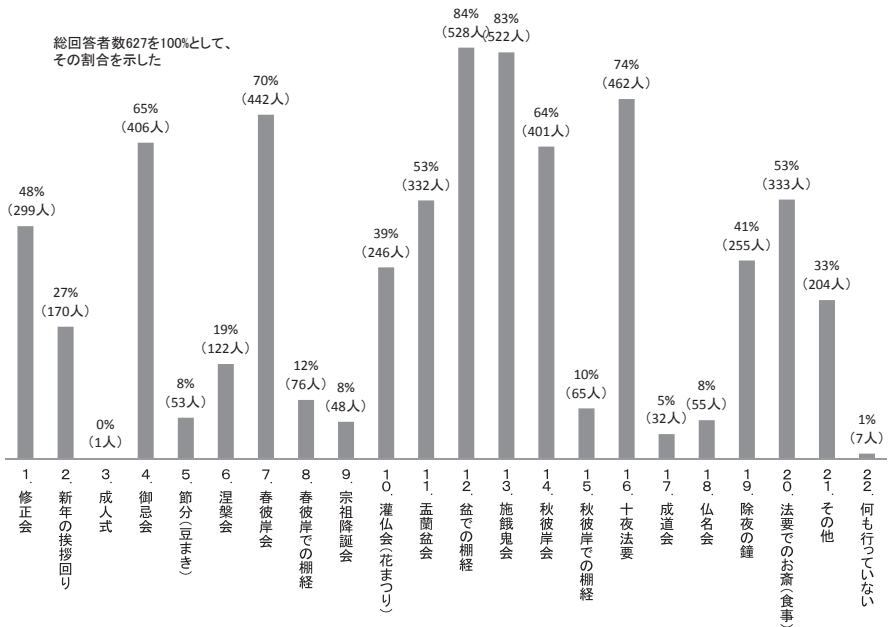
24. 貴寺院で行なっている法要、行事をすべて挙げて

ください。

- 1. 修正会
- 2. 新年の挨拶回り
- 3. 成人式
- 4. 御忌会
- 5. 節分(豆まき)
- 6. 涅槃会
- 7. 春彼岸会
- 8. 春彼岸での棚経
- 9. 宗祖降誕会
- 10. 灌仏会(花まつり)
- 11. 盂蘭盆会
- 12. 盆での棚経
- 13. 施餓鬼会
- 14. 秋彼岸会
- 15. 秋彼岸での棚経
- 16. 十夜法要
- 17. 成道会
- 18. 仏名会
- 19. 除夜の鐘
- 20. 法要でのお斎(食事)
- 21. その他
- 22. 何も行っていない

Q 24 盆での棚経84%、施餓鬼会83%、十夜74%、春彼岸70%が高い実施率を示している。『第6回宗勢調査報告書』と比較してみると、宗主体の数値より

総回答者数627を100%として、その割合を示した



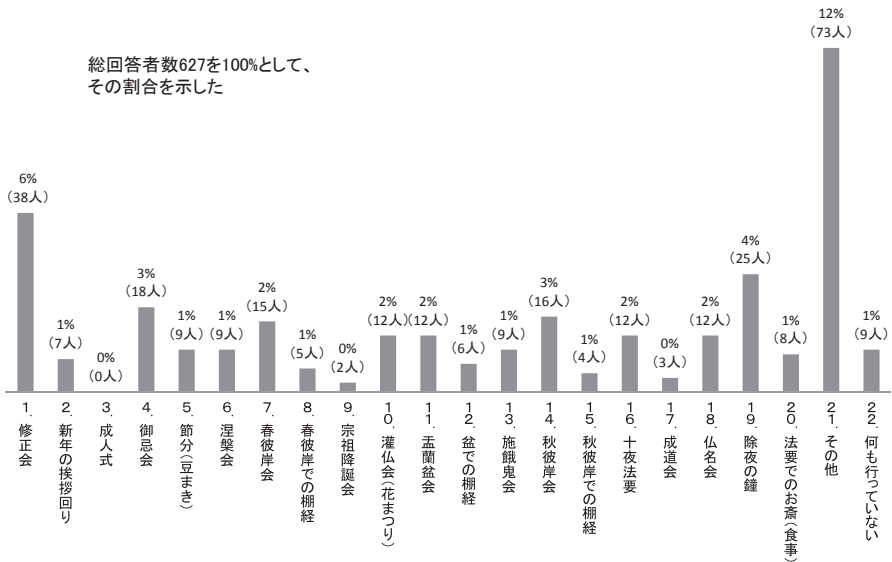
も過疎地寺院での行事実施率が高いことが分かる。

24—1. 上の法要、行事の中で、最近20年で新たに始

めたものはありますか。ある場合は、24.の番号ですべてお答えください。

Q 24—1 全体的にみると、行事を新たに始めたという割合は多くない。始めた中では「その他」が12%と最も多く、それぞれの寺院や地域性に即した活動を開始しているようだ。

総回答者数627を100%として、その割合を示した

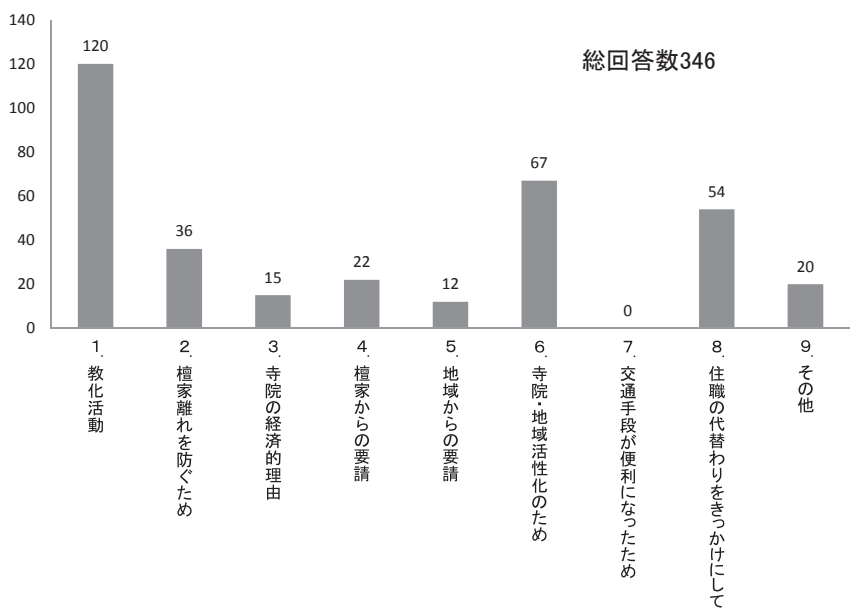


24 1. でお答えになった方のみお答えください。

24 1. 1. 新たに始めた理由をお答えください。(複数回答可)

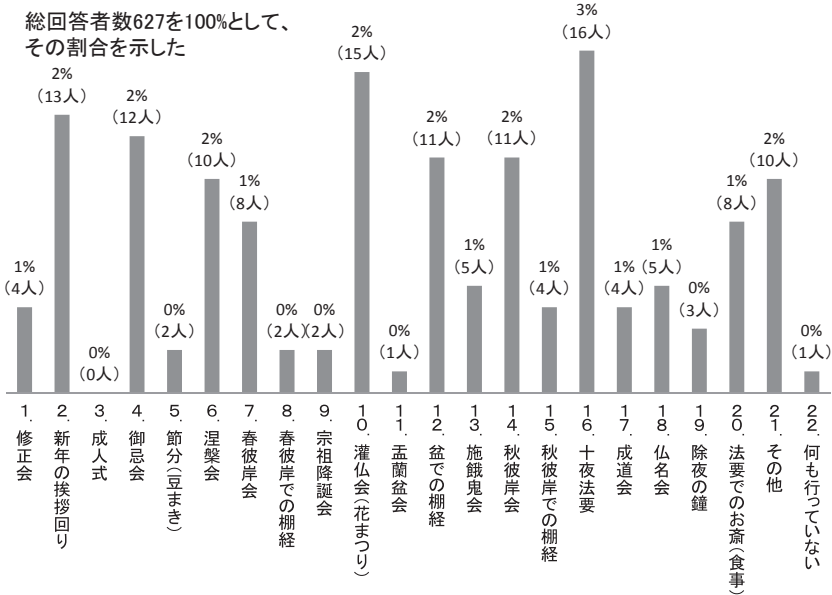
- 1. 教化活動
- 2. 檀家離れを防ぐため
- 3. 寺院の経済的理由
- 4. 檀家からの要請
- 5. 地域からの要請
- 6. 寺院・地域活性化のため
- 7. 交通手段が便利になったため
- 8. 住職の代替わりをきっかけとして
- 9. その他

Q 24 1. 1 「教化活動」が最も多く、ついで「寺院・地域活性化のため」が続いている。また住職の代替わりをきっかけに、新たな行事を始める人も多いことがわかる。



24—2. 上の法要、行事の中で、最近20年で中止したものはありますか。ある場合は、24. の番号ですべてお答えください。

Q24—2 中止した行事はいつでも多くないことが分かる。

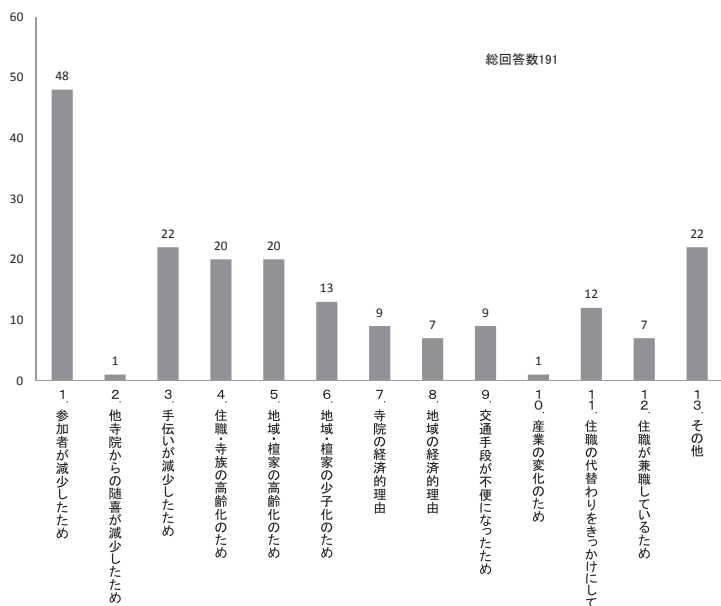


- 24 2. でお答えになった方のみお答えください。
- 24 2 1. 新たに中止した理由をお答えください。

(複数回答可)

- 1. 参加者が減少したため
- 2. 他寺院からの随喜が減少したため
- 3. 手伝いが減少したため
- 4. 住職・寺族の高齢化のため
- 5. 地域・檀家の高齢化のため
- 6. 地域・檀家の少子化のため
- 7. 寺院の経済的理由
- 8. 地域の経済的理由
- 9. 交通手段が不便になったため
- 10. 産業の変化のため
- 11. 住職の代替わりをきっかけとして
- 12. 住職が兼職しているため
- 13. その他

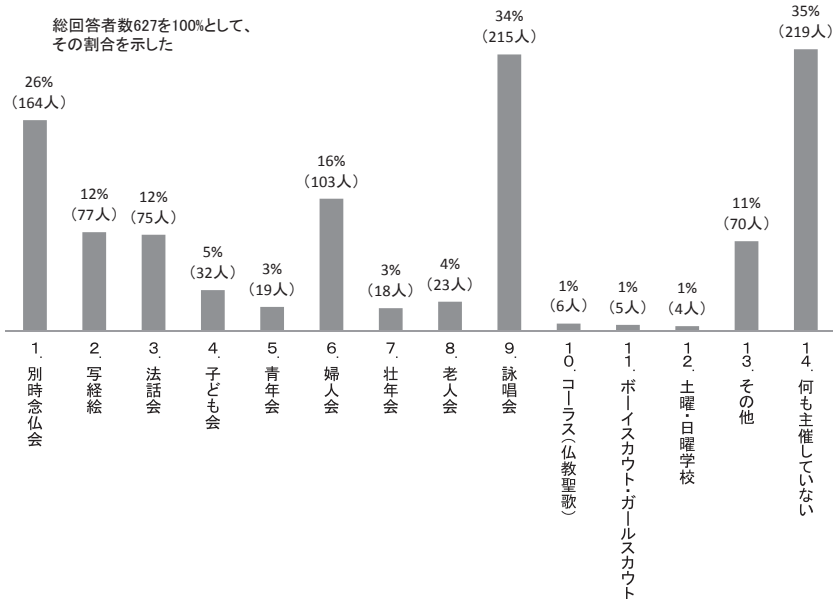
Q 24 2 1 中止した行事は多くないが、そのなか



で理由をみると「参加者が減少したため」が最も多い。ほかには「手伝いが減少したため」「住職・寺院の高齢化のため」「地域・檀家の高齢化のため」「地域・檀家の少子化のため」が多く、過疎地域における少子高齢化を表わしている。

25. 貴寺院で行なっている活動をすべて挙げてくださ
い。

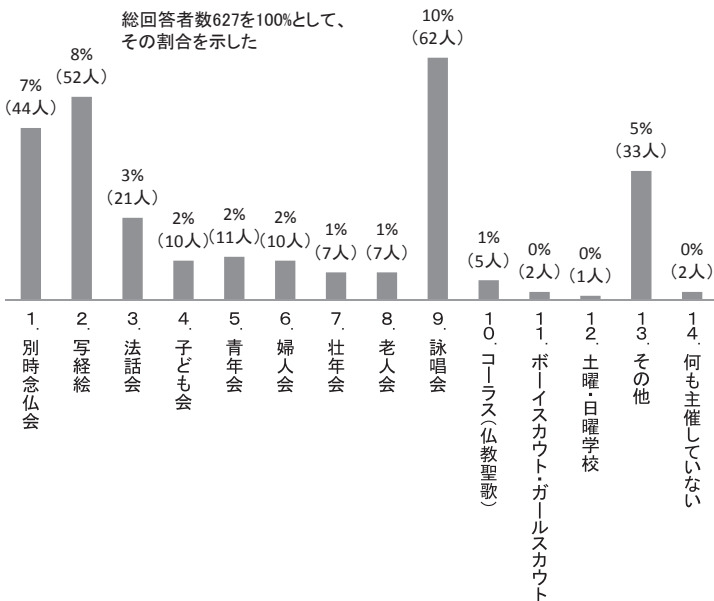
- 1. 別時念仏会
- 2. 写経会
- 3. 法話会
- 4. 子ども会
- 5. 青年会
- 6. 婦人会
- 7. 壮年会
- 8. 老人会
- 9. 詠唱会
- 10. コーラス(仏教聖歌)
- 11. ボーイスカウト・ガールスカウト
- 12. 土曜・日曜学校
- 13. その他
- 14. 何も主宰していない



Q 25 詠唱会34%、別時念仏会26%が高くなっている。「何も主催していない」寺院が35%ある。

25—1. 上の活動の中で、最近20年で新たに始めたものはありますか。ある場合は、25. の番号ですべてお答えください。

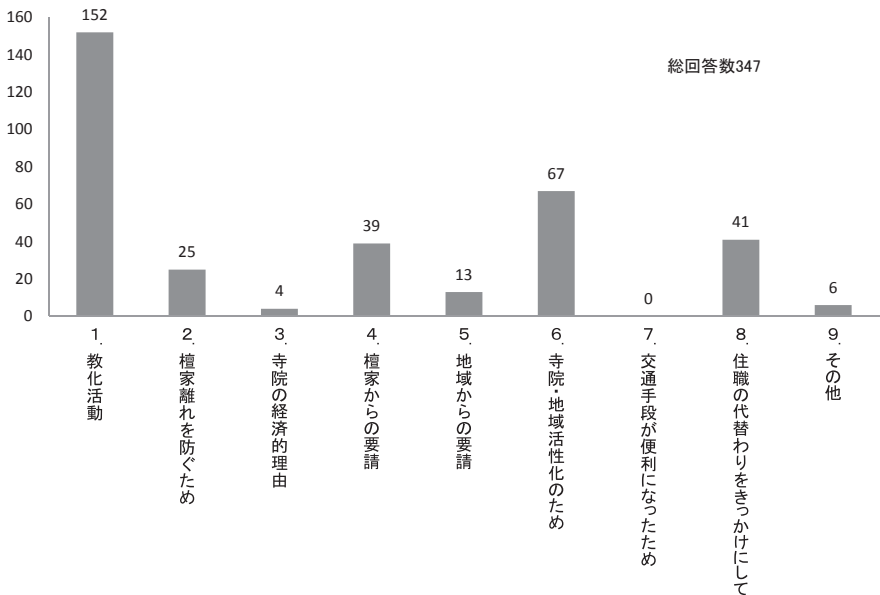
Q 25—1 新たに始めたものとして多いのは、詠唱会10%、写経会8%、別時念仏会7%である。



- 25 1. でお答えになった方のみお答えください。
 25 1. 1. 新たに始めた理由をお答えください。(複数回答可)

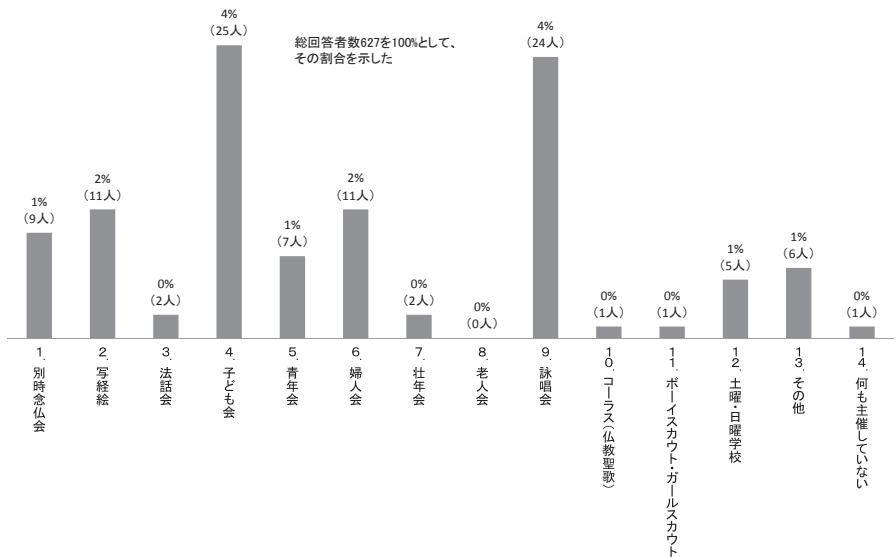
- 1. 教化活動
- 2. 檀家離れを防ぐため
- 3. 寺院の経済的理由
- 4. 檀家からの要請
- 5. 地域からの要請
- 6. 寺院・地域活性化のため
- 7. 交通手段が便利になったため
- 8. 住職の代替わりをきっかけとして
- 9. その他

Q25 1. 1 「教化活動」が最も多く、ついで「寺院・地域活性化のため」が続いている。始めた時期としては、住職の代替わりをきっかけにしていることがわかる。



25―2. 上の活動の中で、最近20年で中止したものはありますか。ある場合は、25. の番号ですべてお答えください。

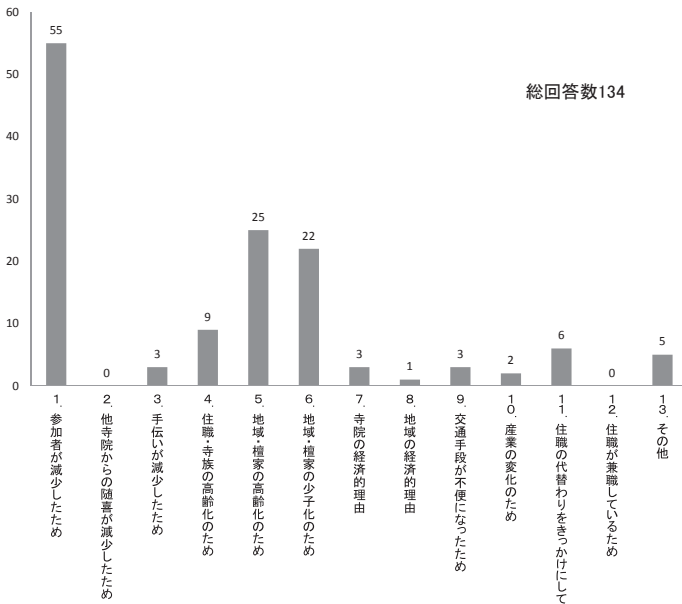
Q 25―2 詠唱会は新たに始めた寺院も多い一方、中止した寺院も4%みられる。子ども会は新たに始める寺院は少ないが、中止した寺院が4%に上り減少一方であることが分かる。やはり地域の少子化が原因であろう。



- 25 2. でお答えになった方のみお答えください。
 25 2-1. 新たに中止した理由をお答えください。
 (複数回答可)

- 1. 参加者が減少したため
- 2. 他寺院からの随喜が減少したため
- 3. 手伝いが減少したため
- 4. 住職・寺族の高齢化のため
- 5. 地域・檀家の高齢化のため
- 6. 地域・檀家の少子化のため
- 7. 寺院の経済的理由
- 8. 地域の経済的理由
- 9. 交通手段が不便になったため
- 10. 産業の変化のため
- 11. 住職の代替わりをきっかけとして
- 12. 住職が兼職しているため
- 13. その他

Q 25 2-1 中止した理由は、「参加者が減少した

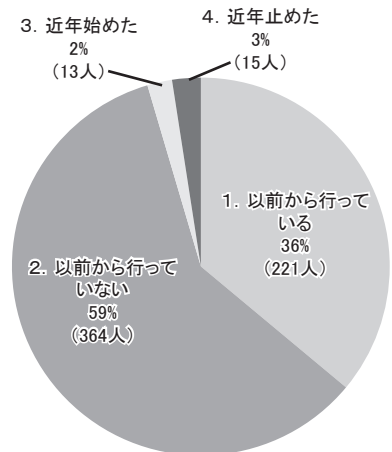


ため」が最も多く、次いで「地域檀家の高齢化のため」「地域檀家の少子化のため」が続いている。過疎地域における少子高齢化を反映している。

26. 貴寺院では、月参りを行なっていますか。

- 1. 以前から行なっている
- 2. 以前から行なっていない
- 3. 近年始めた
- 4. 近年止めた

Q 26 「以前から行なっている」36%である。一方「以前から行なっていない」が59%で伝統的に月参りを行っていない地域のほうが多いことがわかる。「近年始めた」が2%、「近年止めた」が3%見られる。



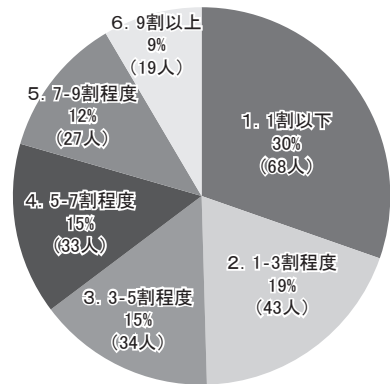
有効回答数613
(総回答数)627

26. であるいは3と答えた方のみお答えください。

26-1. 月参りは、檀家のなかのどの程度の割合に対して行なっていますか。

- | | |
|-------------|-------------|
| — 1. 1割以下 | — 2. 1～3割程度 |
| — 3. 3～5割程度 | — 4. 5～7割程度 |
| — 5. 7～9割程度 | — 6. 9割以上 |

Q 26-1 「1割以下」が30%と最も多い。それ以外の回答選択肢2、3、4、5については12～15%と同じような割合で行われている。「9割以上」が9%あるが、これはほとんどの檀家に対して月参りを行うことが習慣化している地域と思われる。

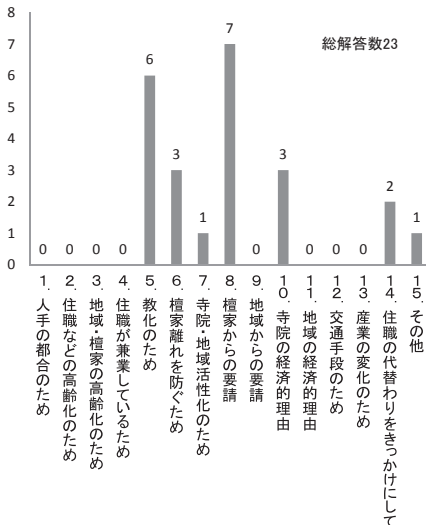


有効回答数611
(総回答数)627

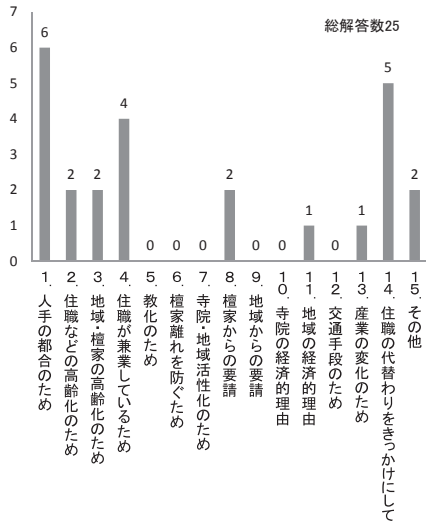
26 で3あるいは4と答えた方のみお答えください。
 26 2. 近年、月参りを始めた、あるいは止めた主な理由を三つまでお答えください。

1. 人手の都合のため
2. 住職などの高齢化のため
3. 地域・檀家の高齢化のため
4. 住職が兼職しているため
5. 教化のため
6. 檀家離れを防ぐため
7. 寺院・地域活性化のため
8. 檀家からの要請
9. 地域からの要請
10. 寺院の経済的理由
11. 地域の経済的理由
12. 交通手段の変化のため
13. 産業の変化のため
14. 住職の代替わりをきっかけとして
15. その他

始めた理由



止めた理由



Q 26—2 「近年始めた」理由としては、「檀家からの要請」が最も多い。ついで「教化のため」が続いている。一方「止めた理由」では「人手の都合のため」「住職の代替りをきっかけにして」「住職が兼職しているため」が大きな理由となっている。つまり、始めるのは「檀家からの要請」や「教化のため」で、止めるのは寺の事情という傾向が伺える。

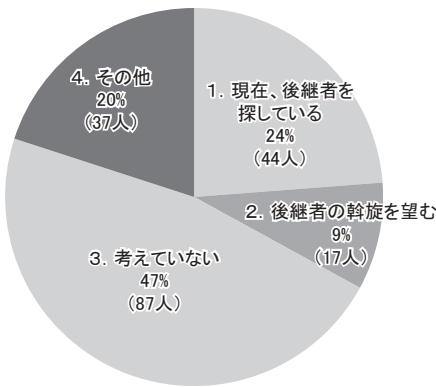
27 貴寺院を後継する予定の方はいますか。

- 1. はい — 2. いいえ

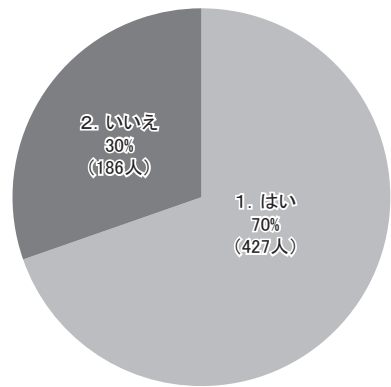
Q 27 「はい」が70%であるが、「いいえ」が30%であり、後継予定者がいない寺院が3割あることがわかる。

27—1. 貴寺院の後継者について、どのようにお考えですか。

1. 現在、後継者を探している



有効回答数185
(総回答数) 627



有効回答数613
(総回答数) 627

2. 後継者の斡旋を望む

3. 考えていない

4. その他

Q 27—1 Q 27において、「いいえ」と答えた人のみの回答である。「考えていない」47%が最も多く、約半数を占めている。ついで「現在、後継者を探している」24%、「後継者の斡旋を望む」9%となっている。

28. 貴寺院の今後についてのあなたのお考えについて

お答えください。

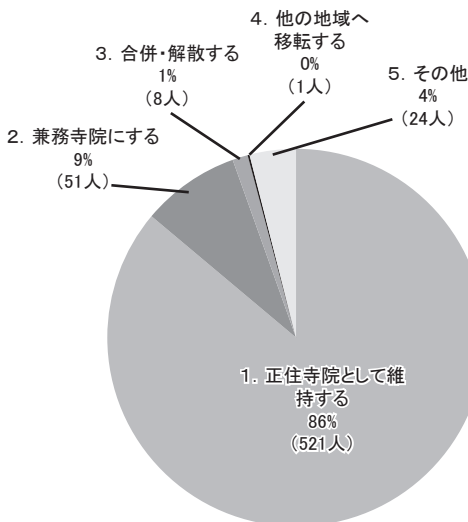
—1. 正住寺院として維持する

—2. 兼務寺院にする

—3. 合併・解散する

—4. 他の地域へ移転する

—5. その他



有効回答数605
(総回答数)627

Q 28 「正住寺院として維持する」が86%と多い。「兼務寺院にする」が9%、「合併・解散する」が1%である。Q 27では後継予定者がいる寺院が70%であることから、正住寺院として維持したいと望んでいるが、後継予定者がいない寺院が少なからずあることがわかる。

過疎地域における寺院活動の現状と課題⑤

―熊本教区第二組・第三組の場合―

はじめに

本研究班は、平成二〇年度より国内開教班として「過疎地域における寺院活動の現状と課題」という研究テーマで研究活動を行ってきた。

初年度は、和歌山教区野上組・有田組・日高組を
実地調査し、『教化研究』第二〇号に研究ノートとして
報告を行った。平成二一年度は、山梨教区山梨組・
八代組・都留組と千葉教区安房組・東総組を対象に同
様の聞き取り調査を行い、その成果は『教化研究』第
二二号に研究ノート「過疎地域における寺院活動の現
状と課題②」として報告を行った。さらに平成二二年
度は、新潟教区佐渡組の調査結果をまとめ、『教化研

究』第二二号に、研究ノート「過疎地域における寺院
活動の現状と課題③」として報告を行った。

平成二三年度は、石見教区と南海教区高知組の調査
結果を『教化研究』第二三号に、研究ノート「過疎地
域における寺院活動の現状と課題④」として報告した。

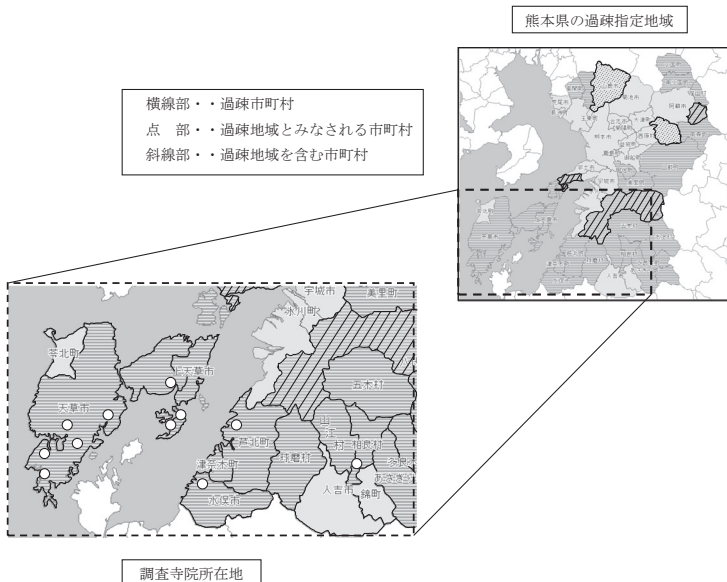
平成二四年度からは、「国内研究班」は、より明確
な研究目的に沿った「過疎地域における寺院に関する
研究班」と変更された。新たな名称となった研究班の
活動内容は、浄土宗総務局と連携した過疎地域の正住
職寺院と兼務寺院へのアンケート調査とその分析、ま
たこれまでと同様の過疎地域の寺院調査である。今回
の報告は、平成二五年三月に行った熊本教区第二組

(三ヶ寺)と第三組(八ヶ寺)の聞き取り調査報告である。

熊本教区の特徴

熊本県は、九州中央部に位置し、北は福岡県、東は宮崎県、南は鹿児島県に接する。県の中心は熊本市で、その周辺の荒尾市、玉名市、菊池市、合志市、熊本市、宇土市、宇城市、八代市の一部、及び南部の鹿児島県境の人吉市などは過疎指定されていないが、県東部の九州山地、西南部の沿岸地域のほとんどが過疎地域に指定されている。

九州新幹線は、平成二三(二〇一一)年に、博多から鹿児島中央まで全区間が開通した。これによって熊本県には、玉名、熊本、新八代、新水俣の四つの駅ができた。県を越えた通勤や観光客の流れや物流など地域経済が活性化し、若者層の県外志向から地域定住化の可能性も考えられる。しかし逆に、『教化研究』第二三号で報告した石見教区の浜田自動車道の例のよう



に、人口が都市部へといっそう流出し過疎化を進行させる可能性も考えられるため、今後の動向に注目する必要がある。

熊本教区第一組三四ヶ寺は、熊本県北部中心に比較的集中し、ほとんどが過疎指定地域にはない。第二組は熊本市以南の広範囲の市町村に二〇ヶ寺点在する。第三組三六ヶ寺は、天草上島、天草下島、御所浦島など、極めて狭い範囲に集中している。これには後の「天草の歴史」で述べるように、歴史的な経緯がある。天草では天草下島の苓北町だけが過疎に指定されていない。苓北町には浄土宗寺院は一ヶ寺だけ存在しているが、過疎地域ではないので、今回は未調査である。

【第一組】

第二組における今回の調査地域は、芦北町、球磨郡相良村、水俣市である。芦北町は、町を南北に縦断する国道三号を主要道路、肥薩おれんじ鉄道を主要交通機関とし、南九州西回り自動車道田浦インターが北

の玄関口となっており、現在は芦北インターまで開通している。この高速道路の開通によって、今後県内外都市との交流が活発化することになったが、このことによつてどのような影響が起るか結果が待たれるところである。町民の年齢構成を見ると、一〇歳代から四〇歳代が全国平均よりも少なく、六〇歳以上が多い（高齢化率三七・四％）典型的な少子化と高齢化の特徴を持った過疎の町である。平成二六年一月一日の芦北町のホームページを見ると、町民人口は前月比一五人の減少で、七世帯の減少と報告されている。一二月の数値からは、死亡や流出人数の半数が、世帯の消滅ということを表している。まさに過疎地域寺院でよく言われる「ひとり亡くなると檀家が一軒無くなる」という状況を表している。芦北町には、二一ヶ寺（浄土宗二ヶ寺）と多くの寺院があり、寺当たり人口は、九一九・八人で、全国平均の約半分である。

球磨郡相良村は、人口四九三四人の小村で村内の寺院は五ヶ寺（浄土宗寺院一ヶ寺）で、寺当たり人口は

九八六・八人で全国平均の約六割である。一世帯当たりの家族数は、一九五六（昭和三二）年の五・七人から、二〇一三年には二・九四人へと半減している。年齢構成は、六〇歳代が最も高く、次いで七〇歳代となる。六〇歳代の子供世代である三〇〜四〇歳代が重要な鍵を握っていると思われる。

水俣市は、人口が一九七〇年の三万八〇〇〇人から二〇一〇年には二万七〇〇〇人へと三〇%ほど減少している。高齢化も進行していて、二〇歳代が少なく、六〇歳以上が増加している。一〇代の若者は二〇歳代よりも多いが、学齢期を過ぎると、市外へ流出していく。典型的な少子高齢化の進行する地域である。寺院数は八ヶ寺（浄土宗寺院一ヶ寺）で、寺当たり人口は三三七二・三人と全国平均の二倍である。そうした数値の持つ有望性は、水俣市のC寺の活動の報告にも現れている。住職も自覚しているように、団塊の世代後の、一〇年から二〇年後が厳しい地域である。

【第三組】

第三組は、天草諸島にある上天草市、天草市と苓北町である。天草の状況を見ると、交通手段の変化が島内の状況に大きな影響を与えてきたことがわかる。「天草観光」のホームページによれば、一九六六（昭和四一）年、天草五橋ができるまでは、各島間と九州本土は船で行き来するしかない極めて不便な離島であった。天草五橋は当初は償還期間を三九年に見込んだ有料道路だったが、開通により天草への観光客が急増し、高度経済成長期のモーターゼーションの進展や観光ブームなどによって爆発的に交通量が増大し、わずかに九年で償還を完了して無料化された。一号橋から五号橋の間の国道は、真珠の養殖が盛んなことから「天草パールライン」と名付けられ、日本の道一〇〇選にも選ばれている。また、大矢野島から上島までの間の両側の海に大小さまざまな島が浮かぶ風景は、「天草松島」と呼ばれ日本三大松島の一つに数えられている。

天草五橋の開通によって、天草島における生活、産業、すべてが変化した。それは、船舶による移動手段の衰退、経済圏の熊本市など島外への拡大と島内都市部への集中、人口の移動と流出、獲る漁業から養殖などつくる漁業への変化、大手スーパーの進出、ホテル・旅館の進出、観光化、工場進出など広範にわたっている（熊本日日新聞社編集局編著『新・天草学』熊本日日新聞社、一九八七年）。こうした生活手段の變化はどのように地域影響を与えてきているのだろうか。これらの詳細については、個別寺院報告に詳しい。

天草の人口の特徴

前回報告した石見教区と同様に、上天草市と天草市の寺当たり人口を見ると、上天草市は、二〇一〇年の国勢調査の人口データ（以下同様）によれば、人口二万九九〇二人で、一寺院当たり全国平均一六三〇人に対し、一四二三人（全寺院数二一ヶ寺うち浄土宗二ヶ寺）と全国平均の八七・三％と下回っている（な

お、前回の石見教区の時のデータでは、全国平均は一六七七人）。天草市は、人口八万九六六五人に対して一ヶ寺当たり七七四・五人（全寺院数一一五ヶ寺うち浄土宗三四ヶ寺）と全国平均の四七・五％と半数以下の寺当たり人数である。この数値のみを単純に比較しても、上天草市に対して天草市の寺院は半数の寺当たり人数で、厳しい状況にあることがわかる。

こうした一ヶ寺当たりの人数の単純な比較は、地域における寺院の状況を知るための目安のひとつであるが、一寺院当たりの檀家数とは異なることは当然である。だが当該地域の寺院の活動や経済状況などを知るための手がかりとなるものであることは間違いない。

後出する「天草の歴史」に明らかだが、天草・島原の乱以後、幕府統制下に領民を支配するための宗教的行政措置として、寺請制度が各地で実施された。天草には四箇本寺が置かれた。島内各地域には、管轄する家々のキリシタン監視や監督のために、末寺や庵が置かれたと思われる。それが寺院数の多さになって現

れているようである。キリシタンがほとんど存在しなかった他の地域と大きく異なり、長期間にわたる寺院による厳しい管理体制は、地域のしきたりや旦那寺との関わり方にも独自の文化を生み出してきたようである。「檀家とはどこまでの範囲をいうのか」という定義にしても各寺院によって異なることはこれまでの各地の調査でも多数あった。今回の天草も同様であったことから、檀家数などの数値や活動は、調査にご協力をいただいたご住職方のお答えをそのまま各寺院報告に記録させていただいている。

天草は、乱の後、人口が五〇〇〇人へと半減したと記録されるが、年貢の軽減や他領からの強制的移民が行われるなど人口回復策が図られた。また宗門改めによる転出が困難だったため、幕末の一八六八（慶応四）年には約一七万人へと爆発的に増加している。江戸時代は、全国的には人口は停滞していたが、天草だけが得意な状況を示していた。（董振江「第四章 天草の人口問題」『天草諸島の文化交渉学研究』関西大学、

二〇一一年）

人口が爆発的に増加したこの時期こそ、天草の寺院の最盛期であったと思われる。その後の人口の停滞、特に昭和三〇年代からの高度経済成長期を経ての青年層の県外流出と島民の高齢化は、多方面の経済の衰退とともに、現在深刻な問題となっている。

以上のように、今回の熊本教区の報告は、九州本土と天草諸島という全く特性の異なった地域の調査となった。これまでも離島の佐渡の調査を行ったが、やはり独特の歴史的背景があり、実態も他地域と異なることが多かった。地域調査では、同じ浄土宗とは言いながらも、独自の地域性や習慣、儀礼が永年の歴史の中で作られてきていることに戸惑うことも多々ある。前述のように天草も寺院の展開の歴史的背景が他地域とは大きく異なっている。今回の現地調査では、どのご寺院にも快くご協力をいただき、わかりやすく懇切丁寧にご説明いただいた。なお、今回の報告は過疎地における寺院活動の現状を把握することを目的として

いるため、お伺いしたお話の全てを本報告に記載できなかったことをご協力いただいた全ての皆様にお詫びしたい。

(武田道生)

芦北町、相良村、水俣市の概況

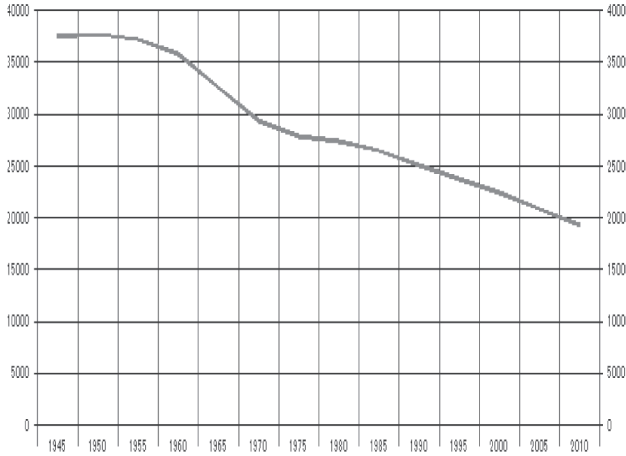
【**葦北郡芦北町**】「人口」 一万九五〇八人（平成二五年現在 芦北町ホームページ）

芦北町は、熊本県の南部に位置し、面積の約八〇％に緑豊かな山々が連なり、山並みから見下ろす不知火海では、当地名産の太刀魚の漁が行われ、また観光用の「うたせ船」に乗船しての漁は、体験学習などで利用されている。農業においては柑橘類の生産が盛んである。昭和二四（一九四九）年に旧田浦町（当時田浦村）で「甘夏」の栽培が始まった。現在でも生産量は日本一である。近年においては「デコポン」の生産も増えている。

行政上の出来事としては、昭和三〇年に佐敷町・大野村・吉尾村が合併し、葦北町が発足。昭和四五年葦北町・湯浦町が合併し、芦北町が発足。平成一七（二〇〇五）年芦北町・田浦町が合併し、新町制による芦北町が発足した。

芦北町の一次産業比率は、昭和三五年年には、全人

熊本県葦北郡芦北町の人口変動



口に対する構成比率五七パーセントに当たるとなる八六九七人であったのが、平成二二年には、一八%に当たる一八六五人にまで減少している。農家総数も、昭和四〇年には、三五五四戸から、平成二二年には、二二三四戸まで減少している。その農家の形態も、専

業農家の減少と、兼業農家の増加の傾向が見られる。

特に兼業農家は、農業での収入が全収入の五〇%以上となる第一種兼業農家から、農業での収入が全収入の五〇%以下となる第二種兼業農家への産業構造の変化が見られる。その統計から、全体的な農業の衰退、専業から兼業への移行、さらに兼業から非農業従事への移行が考えられる。この産業構造の変化も過疎化に少なからず影響を与えていると思われる。

(参考：芦北町ホームページ、『芦北町過疎地域自立促進計画』、芦北町、平成二二年)

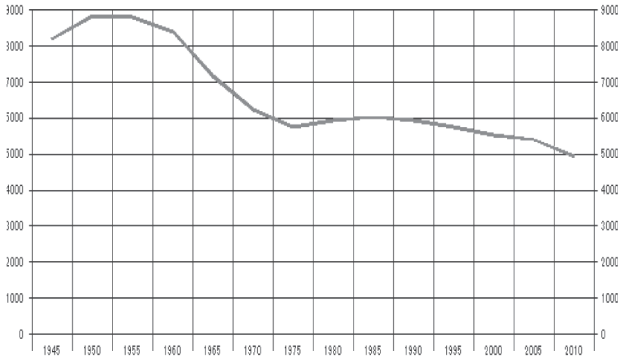
【球磨郡相良村】「人口」 四九五〇人(平成二五年二月末日現在 相良村ホームページ)

相良村の北部は「五木の子守唄」で有名な「五木村」と隣接し、標高四〇〇mから一三〇〇mの山岳が連なっており、広大な山林を形成している。また、村の中央には、日本三大急流の一つである「球磨川」最大の支流で、八代郡泉村を源流とする「川辺川」が北から南へ貫流し、村の中流域から下流域にかけ平野が拓け、水

田や畑が広がる典型的な農業地帯が広がっている。相良村の産業は、農林業が主体で、特産物は、米・茶・葉タバコ・メロンである。特にお茶は、団地形成化され県内一の生産量を誇る。

行政単位は、昭和三一（一九五六）年に川辺村、四

熊本県球磨郡相良村の人口変動



浦村が合併し、相良村が誕生した。村内を貫流する川辺川は、昭和三八年八月には川辺川大洪水、昭和三九年には台風一四号被害、昭和四〇年の集中豪雨、昭和四六年の台風一九号被害、昭和五七年の集中豪雨被害など、たびたび水害を起こして、農業や住民生活に影響を与えている。

人口減少と産業形態の変化については、昭和三九年の木材輸入全面解禁、昭和四五年の減反政策により、主要産業である林業とコメ生産に打撃を与え、若者の人口流失（就職先は、熊本市、福岡市、関東方面）を引き起こした。相良村には、「東の八ツ場、西の川辺川」で有名な、川辺川ダムがある。川辺川の度重なる水害から、昭和四一年に建設省は「特定多目的ダム法」に基づく多目的ダムを建設する計画を発表し、川辺川総合開発事業としてダム建設に着手した。水没地域の大部分は、隣の五木村だが、未だに着工されず、反対運動が続いている。（参考…芦北町ホームページ）

【水俣市】「人口」二二万六九七八人（平成二二年

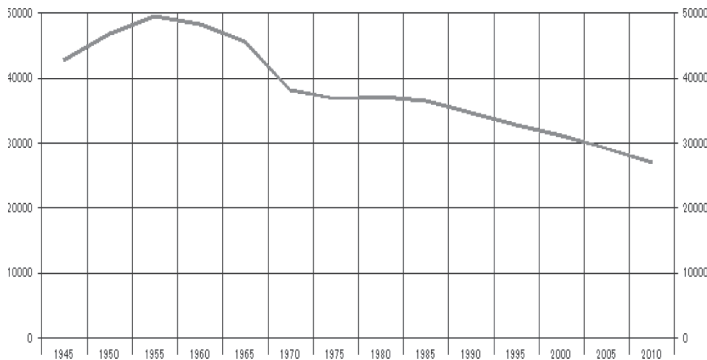
一〇月一日現在 水俣市ホームページ)

水俣市には、明治四一（一九〇八）年に日本窒素肥料株式会社水俣工場が設立されたことにより、地域に大きな雇用が生まれ、人口の流入が起こった。昭和二四（一九四九）年には市制が施行され、昭和三一年には久木村と合併し、人口は五万人を超え人口が最多となる。この頃「水俣病」が社会問題化し、それ以降人口は減少傾向にある。第一次産業の漁業は水俣病以降壊滅的な被害を蒙った（現在は解禁されている）。農業も風評被害を受けたが、現在はサラダたまねぎなど、独自の産品がある。第二次産業は、日本窒素肥料株式会社が、昭和二五年に新日本窒素肥料株式会社、昭和四〇年には、チソン株式会社と社名変更し、平成二三（二〇一一）年には同社の機能材料分野、加工品分野、化学品分野をJNC株式会社へ譲渡し、現在は、水俣病の補償を行う部門を残すのみとなっている。

このJNC株式会社水俣工場は、液晶、電子材料、シリコン製品、繊維製品、香料、化粧品、肥料、農業

資材、医薬原料などの製品を生産している。特に同社の液晶は、世界シェア五〇%近くを占める主力商品である。水俣工場は、現在もJNC株式会社の中核工場

熊本県水俣市の人口変動



として重要な役割を担っている。

また、水俣病への取り組みから、環境関連企業の誘致が進み、家電、びん、使用済みタイヤ、廃プラスチックなどのリサイクル企業六社が操業している。第三次産業は、湯の児温泉、沢の鶴温泉に関連した観光業が中心であるが、近年は環境や製品の生産を体験するグリーンツーリズムなども企画されている。(参考：水俣市、チッソ株式会社、JNC株式会社、各ホームページ)

(東海林良昌)

A寺

はじめに

A寺は葦北郡芦北町の中心部にある寺院である。寺院の周辺地域は江戸時代に薩摩街道の宿場町として栄えた古い町並みで、昔は羽振りがよかったそうだ。葦北郡は旧街道沿いに位置するため、郡内の人口約二万三〇〇〇人に対して寺院が比較的多く、浄土宗寺院も三ヶ寺ある。

八代市から南へおよそ三〇kmにあり、平成二一年に南九州西回り自動車道の芦北インターが開通し、熊本市まで車で一時間ほどで行けるようになった。一方、平成一六年に九州新幹線が全線開業したことにより、JR鹿児島本線から第三セクターの肥薩おれんじ鉄道へ移行した。これによって芦北町から熊本市へ行くには八代で乗り換えをしなければならなくなったため、車を運転しない人にとっては、交通アクセスが不便になってしまった。

住職について

住職は昭和三四年生、佐賀県唐津市出身。三三歳まで熊本市で液晶を作るロボット製作の仕事をしていた。妻がA寺の出身であり、また毎日の仕事での忙しさに疑問を感じていたため、寺に興味を持つようになった。佛教大学専攻科に二年間入り、平成一〇年に教師資格を取得し、A寺で法務に携わるようになった。平成一三年に住職となり、平成二四年に先代が遷化するまでは二人で法務を勤めていた。檀家は娘婿が継いでくれたことから喜んでおり、住職をすんなりと受け入れたとのことである。

妻は教職についており、地元の中学校で働いている。

地域の変化と現状

芦北の産業は、農業と漁業が中心である。農業は米・デコポンを栽培しているが、平地が少ないため、小さな農地で細々とやっている。若い世代はほとんど

農業をやっていないようだ。現在農業をやっている世代も、米を売って生活しているのではなく、自分の食べる分の米を作る程度で、年金に頼る生活をしている。次の世代が農業を継ぐという話は聞かない。林業従事者もいるが、林業だけでは食べていけないという。

漁業は近海での底引き網漁が主である。うたせ船という伝統的な帆船で漁をしており、昔は相当獲れていたようだが、現在はうたせ船を観光船として出して、漁をして釣り上げた魚を船上で料理するかたちに変化してきている。観光資源としての漁になっているが、漁業従事者に若者がほとんどいないのが現状である。

芦北からは八代まで車で通勤できるようになってきているので、若い世代は八代で仕事をしている人が多く、芦北で仕事をしている人は少ない。熊本市に転出してしまった人も多いようだ。月参りをしても、高齢の世代ばかりで、若い世代はほとんど見られない。

子どもは急激に少なくなった印象である。一〇年前は地域の基幹的な小学校では二クラスあったが、現

在では一クラスになってしまい、わずか一〇年で半分ほどに減ってしまったようである。高校卒業後に地元に残りたくても仕事がほとんどないので、芦北を離れてしまう人が多い。大学進学の場合も、熊本市の大学でも通うことができないので下宿しなければならない。芦北で若い世代が就くことのできる仕事は公務員、看護師、福祉関係などがあるが、求人が少ないので、地元を離れざるをえないのだという。

寺院の変化と現状

檀家数は二三〇軒ほどで、車で一五分以内の範囲に一八〇軒、遠方の檀家が五〇軒ほどある。遠方の檀家のうち半分弱は熊本市におり、八代市に数軒、九州以外では関西方面の檀家が多い。近隣の檀家の増減は、一〇年ほどで数軒減ったが、ここ五年間は檀家の分家が新たに加わったこともあり、ほぼ増減はない。しかし二〇年後には今支えてくれている檀家が亡くなってしまう、三割ほど檀家が減ってしまうと予想している。

子ども世代は転出してしまった檀家が多く、また結婚していない方、子ども世代でも独身の方がいるので絶家も増え、遠方の檀家とも連絡が取りにくくなるであろうことを考えると、檀家はさらに減り続けていくのではないかと危惧している。

この地域の墓地はA寺から車で五分ほどの山の上にある共同墓地であったが、高齢者のお参りが大変であることから、墓地を移動しようと考えている人が多い。墓地を新たに作る場合は家の近くに作ってしまう方もいる。A寺には納骨堂が三棟ある。山の上の墓地を引き上げて、納骨堂を墓地代わりに用いている方も多い。檀家からの要望を受け、平成二二年に永代供養墓を建て、現在までに一〇〇霊ほど入っている。主に納骨堂に入って五〇年以上経った方や、昔の墓に入っていた方などを受け入れている。跡継ぎがない方、子どもが遠方にいるが芦北に埋葬を願う方などは、生前から永代供養墓を予約することもある。

葬式はほぼ一〇〇％J Aなど二カ所ある葬祭場で行

なう。一五年ほど前までは自宅葬であったが、最後の自宅葬がいつだったか覚えていないほどである。自宅葬式をするスペースはあるが、葬祭場の方が楽だから自宅葬がなくなっただけなのではないだろうか、と住職は推測している。葬式は先代がいた頃は二人で勤めていたが、現在は一人で勤めている。総代など特別な場合は三人になることもあるが、近隣の寺院はみな住職一人で寺院を切り盛りしているため、普段の葬式に随喜をお願いすることはない。お布施の額は下がってきている感があるが、顕著であるかと言われるとそうでもない。ただし最近葬祭場の方から布施の額を聞かれることが多くなった。

遠方の檀家の葬式には極力行くようにしており、熊本市・下関まで行ったこともある。遠方の檀家も、ほとんどの方は連絡をくれてるように感じている。どうしても行けない場合はこちらから戒名を授け、葬儀会社に浄土宗寺院を紹介してもらおうよう勧めている。

芦北から転出した檀家が転出先で亡くなり、A寺から

離檀してしまうことになっても、転出先の浄土宗の寺院を紹介し、浄土宗から離れなければよいと考えている。

寺報・定期法要の案内は年五回ほど出している。近隣の檀家には世話人が配ってくれ、遠方の檀家には郵送している。案内に手書きの部分を作ること、温かみを出すように工夫している。遠方の檀家に浄土宗の檀家であると認識してもらおう、念仏を称えてもらうには、こちらから寺報などの案内を出し続けるしかないだろうと考えている。

定期法要は御忌（二月）、春彼岸（三月）、施餓鬼・柵経（八月）、秋彼岸（九月）、水子地藏の縁日法要（一〇月）、十夜（十一月）で、除夜会・修正会に住職一人で行なっている。施餓鬼と水子地藏の法要には他宗の檀家の参詣もある。定期法要には八代の檀家は来てくれる方もいるが、熊本市からだと遠いので来てくれる方はいない。定期法要の案内に回向料の振込用紙を同封しているので、遠方の檀家の三割ほどが振り

込んでくれる。参詣者は以前よりも減ってきてはいるものの施餓鬼会には一〇〇名ほどが法要に参加する。他宗の檀家の霊位の読み上げを行なうこともある。彼岸でも五〇〜六〇名ほどが本堂での法要に参加し、一七〇名ほどが回向料を届けに来てくれる。

年回法要の案内も出しており、法事の場所は自宅と寺院が半々くらいである。自宅でお齋をすることも多いが、寺院で法事をした後、バスが迎えに来てお齋の会場まで連れて行ってくれるので、寺院でお齋を行なうことは少なくなってきた。遠方の檀家もA寺にお参りに来てくれ、法事をする檀家に近隣と遠方の差異はあまりないように思われる。農業・漁業の方は信心深い方が多く、法事は十三・十七・二十五・三十三・五〇回忌までされる方がほとんどである。しかし五〇回忌になると、案内を出しても四分の一ほどが連絡を取れなくなっている。また最近では親の法事にも関わらず、親の兄弟を呼ばず小規模に行なう檀家もちらほら見えてきた。

月参りは四〇件ほどで、熊本市にも月一回五件ほどまわっている。一件あたり三〇分ほどしかいることができないので、少ししか話を聞けないのが残念だ。実際は遠方の檀家にももつと月参りに行きたいが、先代が遷化してしまい、住職一人であるため、物理的に難しい。

八月には棚経で浄土真宗の門徒にお参りすることもあり、二〇〇件ほどまわっている。熊本市の檀家にはお盆の棚経に行くことができないので、七月の月参りを棚経の代わりとしている。棚経で少しでも檀家と触れ合いを持ちたいと考えており、初盆の檀家には極力時間を割き、ゆっくりと初盆の話などをするようにしている。またサラリーマンをして平日留守にしている檀家には、日程をうまく調整してお参りするようにしている。

詠唱会は行なっていないが、別時念仏会を毎月二五日に行っている。一〇年前は一〇人ほどだったが、現在は五人くらいになってしまった。これは参加者が高

齢になってしまったためだろう。写経会は年に一度、別時念仏会に合わせて五月か一〇月に行なっている。

檀家からはもつとやりたいという声もあり、いつでも写経ができる場を提供したいとも考えている。

また「A寺の阿弥陀仏は昔から靈験あらたかである」と地元で信仰をうけており、病氣などに悩む方が檀家を問わずお参りに来ている。お参りをすると実際に元気になる方もおり、施餓鬼会の際にお礼参りに来ることもある。その際には、A寺の阿弥陀仏に靈験があるからといっても、住職は靈媒師ではないので、あくまでも悩みを聞き、その中で阿弥陀仏に対してお念仏をお称えすることを説くようにしている。

今後の見通し

「お寺は何のためにあるのか、何のために年回法要を行なっているのか。」もつと檀家と密に接していかなければ、このように考える檀家が増えてしまうのではないかと不安を感じており、寺の普請の際に寄附を

頼むためにも、今から手を打っていかねばならないと考えている。

また小さな子どもへの教化が大切だと考えているが、芦北には子どもがいなく、また遠方に住む檀家の次世代の子どもはお寺との接点がなさすぎるという問題を抱えている。

檀家でも浄土宗と真宗の違いがわからない方が多い。住職も違いを説明しても、伝わっていないことが多い。ため、A寺が浄土宗の寺院であることを強調している。また葬祭場に対して、葬式の際には看板に何宗の何寺だとわかるように掲示してほしいとの要望を出している。視覚的に浄土宗だとわかるようにしていただけると、布教にもつながるのではないだろうかと考えている。

現在は檀家がお経に触れる機会が増えるように配慮している。初七日にもわかりやすい日常勤行式をお勤めして、経本も希望者には持ち帰ってもらっている。皆でお称えできるような参加型の法要を目指していて、

檀家が後ろに座っているだけでなく、椅子に座りながら木魚を叩いていただけのような、おじいちゃん、おばあちゃんが木魚を叩いて念仏する姿を子どもや孫に見てもらうような形を作ることができればと考えている。

総代会では「檀家を増やす努力をした方がいい」と言われることもあるが、外から人が入って来ないのに増やすということは、どこかの寺院の檀家が減るということであり、互いの寺院のためにはならないのではないかと考えている。ただし他の宗派に移らないようにする努力は必要であると考えている。

(石上壽應) (調査日 平成二五年三月一五日)

B寺

はじめに

隣町の人吉市から、車で山を越えて行くと、相良村の田園風景が広がる。田畑の中に住居が点在する農村の風景の中にB寺はある。山門を入ると庫裏が棟続きとなった本堂が目に入る。庭には野菜が栽培されており、傍に植えた季節の花は参拝客を出迎えてくれる。

住職について

当山住職は昭和一四年生まれで、先代住職の三男であつたため、中学卒業後集団就職により東京で職を得て、「僧侶になることは全く考えていなかった」という。長男(現在広島)、次男(東京)、妹もいるが、いずれも寺を継ぐつもりはなかった。その理由は、約五〇年前の当山は、住職一人で法務と運営が可能であり、後継のことを考える心配がなかったからだという。

現住職は、昭和五六(一九八一)年に先代住職が遷

化したことをきつかけとして、地元に戻り浄土宗教師になる事を決意した。当時現住職は教師資格が無いため、近隣寺院住職に当山を兼務してもらっていた。本人は兼務をしてもらっている近隣寺院で手伝いをするが、平成二（一九九〇）年に浄土宗教師資格を取り、平成二二（二〇〇〇）年には住職に就任した。近年は体調が優れず、法務ができない時もあるが、近隣寺院からの法務の支援や檀家の理解を得ながら、運営に当たっている。

地域の変化と現状

一部には、大工や左官業を営んでいる檀家もあるが、多くの檀家は農家で、米を生産している。しかし、一九七〇年代の減反政策により、米の生産量は落ち込み、販売するほどの米を生産できる近隣の農家が少なくなり、後継者がいない状況も見受けられる。月参りで訪れる檀信徒の年齢構成を住職に尋ねると、檀信徒は七〇〜八〇代が中心で、その下の世代でも六〇代で

ある。家業を継ぎながら、同居している若者について住職は認識しているが、そもそも月参りの時間帯と親世代と同居する若者の生活時間帯が異なっているため、それ以外の若者を目にすることは多くないようである。地元の方の話を総合すると、若者世代における家業以外の仕事としては、近隣の人吉市にある介護施設や温泉施設、結婚式場の業務に従事する者が多い。県外に働きに出る場合、熊本市、福岡市が中心であるが、その他にも近隣の工業高校を卒業し、東海・関東方面へ自動車関係車の仕事に就く者もある。女性は人吉市に看護学校があるため、看護師として人吉市、熊本市、福岡市の他に、東海・関東方面で就職する者も多いという。

寺院の変化と現状

九〇軒ほどの檀家は相良村深水地区の五つの集落に集中しており、遠い檀家でもバイクで三〜四分の距離にある。

月参りは檀家の半数（四五軒）ぐらいいに行っており、五〇回忌を過ぎても月参りに行く。月命日、祥月命日に訪れることが基本で、土日に寄せることはない。訪問の時間帯は、決めていない。大体一日三〜四件の訪問であるが、一週間〜一〇日間ほど空く場合もある。月参りがなければ、寺院運営は成り立たないという。

專業農家が多いので、月参りの際には、誰かが居て応対を受ける。誰もいない場合は読経後メモを残して帰る。月参りの件数は、先代住職の時代から比べれば減ったかもしれないが、現住職の時代では減りもせず増えもせずといった印象である。

月参りで訪問している檀家を見ると、專業農家の若い世代は、家業を継ぐだろうと、住職は推測している。しかし地元の小学校は合併して、児童数が減っている。近所の小学生は、二〜四名ぐらいしかない。

高校は地元には無く近隣の人吉市に普通高校二校、商業高校一校、工業高校一校、農業高校一校ある。自転車かバイクで通学する。高校生は、一六歳で免許を

取り、駅までバイクで行き、そこから電車に乗り換え通学している。地元で高校に通い卒業後同居しながら、職場に通う若者も一部いるが、工業高校や看護学校に通っている学生は遠くに就職し、地元を離れる者が多い。

住職の同級生でさえ今は一割も地元に残っていない。高度経済成長長期に都会に出て行った若者たちは次男三男が多く、熊本市、福岡市、関西、関東に生活の場を求めた。地元に残った長男は、米だけで食べていくことのできる農家は年々少なくなっているものの、水田を所有していれば、それを元に家を継承していると思われる。

墓地は寺院から離れた共同墓地がある。住職になってからの十数年の間、関東方面に居を構えた檀家が墓地を移動する例が一件あったという。今のところそれぞれの檀家に跡継ぎがいる場合が多いが、跡継ぎの無くなった家の墓は、共同墓地内で無縁化している。

葬儀式は自宅で行われることが少なくなり、総数の

半分もない。五、六年前に、JAの葬祭会館ができてからは、会館での式が多い。葬儀式は以前近隣寺院に依頼して二、三名の僧侶で行っていたが、現在は一名で勤めている。近隣の曹洞宗寺院は二名で行っている。

お布施については、日々寺のために力を尽くしてくる檀家に、高額な布施を勧めることはできないと住職は考えている。葬式の参加人数は、五〇名ぐらいで、お通夜の会葬者のほうが多い。葬式後当日に初七日の繰り上げ法要を行うが、二七日以降は自宅で行い、七七日に納骨する。一周忌、三回忌など法事は自宅で行い、二五年ぐらいまで行っている。

年間行事は、春秋彼岸、お盆、十夜の法要である。このうち十夜法要の参加人数が二〇名ほどで最も多く、塔婆回向を行っている。この時には檀家が収穫したお米も奉納される。住職の幼少時代、昭和三〇年代は、参加人数がもう少し多かったが、大きな変化はない。当山は、地元の三十三観音霊場にもなっており、時折お参りがある

住職は、今後の見通しについて、檀家は今後地元を離れる者が多いが、墓までは移さないだろうと予想している。月参りも含め、全体的に布施の金額は減少傾向にあるが、現状から急激に変化するとは考えていない。住職は先代住職が勤めてきたことをこれからも続けていくことが大切であると考えている。

おわりに

先代住職の時代は、農村における檀家と寺とのつきあいの中で、スムーズに寺院運営がなされてきた。ところが先代住職から現住職に代替わりがなされた頃には、高度経済成長による都市への人口流出や、減反政策による産業構造の変化により地域の農業が衰退期を迎え、寺院運営も困難な時期を迎えていた。住職は先代の寺院運営の在り方を踏襲して、月参りや年中行事を中心とした檀家との関わりに熱意を持って取り組んできた。しかし、近年は持病のため、法務にも支障をきたしているが、これまで檀信徒との間で信頼関係

を構築してきたことにより理解を得られている。今後、現在の檀信徒の中心世代である六〇代〜七〇代から世代交代をした後、地域の産業や家族構成信仰継承はどのようになっていくか、住職にさえ明るい見通しが立てられないでいる。

(東海林良昌) (調査日 平成二五年三月十三日)

C寺

はじめに

C寺は水俣市の市街にある寺院である。水俣市は日本窒素肥料株式会社水俣工場(昭和二五年より新日本窒素肥料株式会社、昭和四〇年よりチッソ株式会社)が出来たことにより多くの労働者が移住したが、昭和三〇年代中頃にいわゆる「水俣病」が社会問題化したことが要因となり、人口減少が起った。現在でも人口減少が続いている「過疎指定地域」であるが、このような地域において、C寺は様々な積極的な活動を展開している。本稿では、地域変化に伴う寺院の変化とともに、C寺が展開している活動について記していきたい。

寺院、住職について

C寺は、チッソ水俣工場の労働者に対する布教から出発した寺院である。明治四一(一九〇八)年「日本

窒素肥料株式会社水俣工場」が水俣に誕生した。当時は肥料を主に作っていたが、その原料の一部は天草から採掘したものであり、また労働者として天草から多くの人が渡ってきた。C寺は、天草の浄土宗寺院の住職が、天草からの労働者のために益や彼岸、正月にお参りにきていたことに始まる。彼は大正一二年から昭和二年ごろまで、借家住まいをしながら水俣での布教活動を展開した。昭和四年には現在の土地を購入、役所の会所であった建物を移築して布教活動の拠点とした。

住職（昭和三〇年生、調査時現在五八歳、C寺三世住職）は、佛教大学を卒業後に地元である水俣に戻り、二〇年ほど保険代理店の仕事に携わりながら、法務を手伝っていた。父親である先代住職から住職を引き継ぎ法務に専念するようになって一二年が経過した。なお住職夫人は看護師として働いていた。先代住職も市役所に長く勤めていたという。

住職は若い頃よりPTA会長、教育委員長、市関係

の役職、保護司、裁判所の調停委員など、地域の役職を歴任してきた。またC寺は熊本県で二番目に発足した（昭和二四年発足）ボーイスカウト支部で、住職も幼少期よりボーイスカウトに参加していたことで地域に広い人間関係を持っており、これがきっかけで地域の役職を多く務めるようになった。

地域の変化と現状

明治四〇年代に日本窒素肥料株式会社水俣工場ができ、またその関連工場も多くなってきたため、水俣には多くの労働者が集まるようになった。最も人口の多い昭和三〇年時点では約五万人もの人口がいた。しかし、昭和三〇年代中頃からいわゆる「水俣病」が社会問題となったことにより、工場を中心に千葉に移転した。また関連企業が次々と移転したことによって人口減少が進み、現在では人口が約二万七〇〇〇人にまで減少した。

現在地元の仕事が多くないので、職を得るには地元

から出ていかざるを得ず、高校を卒業した生徒の九割は地元を離れる。福岡、熊本に出て行く人が多いという。水俣市内での檀家では、後継者のうち水俣に残っているには半分くらいではないかと住職は感じている。最近九州新幹線が開通（二〇一一年三月）した影響で、水俣から熊本、鹿児島まで通勤、通学する例も見られる。しかし「これによって、人口減少がとどまることはないだろう」と住職は感じている。

寺院の変化と現状

昭和初期には檀家は六〇軒あまりであったが、これは水俣にやってきた元々浄土宗の檀家の人がほとんどであった。昭和四一年に納骨堂を設置したことがきっかけとなり、檀家が急増した。納骨堂は三三三基納まらるが、現在も空き待ちの状態である。納骨堂を取った人は、天草からチツソ関連の仕事で来て、墓を持っていなかった人が多い。

水俣は各地域に共同墓地があり、地域の共同墓地に

は共同納骨堂がある場合も見られる。これは高齢化などにより墓地が管理できない、またイノシシの被害も増えているなどの問題によるものであり、各地の共同墓地において納骨堂に切り替える人も増えている。このような状況のなかで、「地域の納骨堂より、寺の納骨堂の方が安心」「C寺は街中でお参りもしやすい」という利便性もあり、C寺の納骨堂を求める人も多い。住職のボーイスカウト関係や、他の社会活動でできた人間関係の中からも多くの人が檀家になった。これらのなかには元々、真宗門徒の二男三男などの分家も多い。水俣はいわゆる「真宗地帯」で、「同じ南無阿弥陀仏であることも、浄土宗の檀家に移りやすい一因ではないか」という。

現在檀家数は五七四軒。水俣市内四三九軒、市外一三三軒。市外の内訳は、県内他市町村四〇、鹿児島二〇、大分二二、ほか（九州外）六一軒である。

遠方の檀家は行事にはなかなか参加しないが、行事での供養の布施は送ってくれているといい、また現在

のところ、遠方檀家であっても葬式があった場合には

連絡はある。このことから「寺への帰属意識はあるだろう」とのことである。しかし遠方に跡継ぎがいる家は、葬式・四十九日法要までは水俣でやるが、その後先祖の遺骨も含めて持って行ってしまいう事例が増えてきており、この一年では三軒あった。ただし現在でも納骨堂の空き待ちが一〇軒以上あり、檀家数はほぼ変わらないが、二、三年前あたりから減少傾向に転じたように感じるという。葬式の布施、月参りの布施が若干減ったという感じがあり、収入が毎年四、五%減っているとのことである。

護寺会費は三〇〇〇円で、お盆の案内のなかに、振り込み用紙を添えて出しているが、遠方檀家の護寺会費納入率は六、七割であり、三割の未納者が今後疎遠になる可能性が高い層であると懸念している。葬式は年間二四〜三〇軒程度である。枕経は自宅で行うが、通夜、葬儀は斎場で行うのが通例であり、これは一〇年くらい前にJA葬祭が進出してきてからのことであ

る。

C寺の活動―組織化と人々への積極的アプローチ

C寺では現任職が就任して以降、積極的に檀家の組織化を進めるとともに、様々な行事や取り組みを新たに開始している。

組織化

C寺は、昭和二四年からボーイスカウトの支部として活動を続けている。これは熊本で二番目に古い支部である。かつては、ボーイスカウトのメンバーは七〇人ほどいたが、現在リーダー含めて三〇名(実質二〇名)であるという。ボーイスカウトとしての諸活動を行っているほか、「寺の将来を担う人材が育ってほしい」との願いを持っており、寺が費用の一部を負担して、奈良県で開催した「平和子供のつどい」にボーイスカウトのうち四人が参加した。

住職は幼少の頃からボーイスカウトに参加してい

たため、「組織」の重要さを実感していたこともあり、住職に就任したことを機に様々な檀信徒組織を結成していった。

・青壮年会 六〇歳までの組織で、中心は四〇〜五〇歳くらいの人々である。住職に就任した際、学校の後輩や同級生などに声をかけて会員を募った。現在一五、六名のメンバーがいる。年一度の掃除会、各法要・行事の準備と運営、知恩院の全国青年会大会などへの参加を行っている。

・婦人会 会員は一二名で七〇歳前後が多い。「おてつぎ婦人会」などの大会への参加、寺の各行事・法要の炊き出しなどを行っている。今後は、婦人会を基本として、詠唱会を開始する予定である。

・子ども会（土曜寺子屋） ゲーム、田植え、などを行っている。活動内容は「ボーイスカウトのお寺版」という感じである。

寺での行事

年中行事は、修正会、御忌、春彼岸、宗祖降誕日、花まつり、子供の地藏まつり（四月二四日、親を含めて二〇名くらいが参加）、盂蘭盆会、施餓鬼会、秋彼岸、十夜、除夜会である。除夜会は納骨堂の上に鐘樓堂を作った時に、新たに始めた。ボーイスカウトの子供たちに受付などを任せ、お参りに来た人に干支の置物をプレゼントしている。これは、ボーイスカウトの子供たちが寺の宗教的行事に参加する機会を作るためでもあるという。

お盆の棚経は、なるべく広範囲の檀家まで回るように努力をしている。地元はもちろんであるが、熊本市内くらいまでは回っている。月参りは、車で一時間程度の範囲にある一五〇件くらいを回っている。三〇年前には二三〇件くらいを回っていたが、だんだん減っている。また新たに、年末に自宅に伺い経を唱えてくる「年末回り」を始めた。二〇〇件ほどを回っている

が、これを始めた理由は寺と檀家との密接度を強めるためであるという。

C寺では、年五回寺報を檀家に送付している。また、法要以外の案内、年回法要の案内、宗発行物の配布を行っている。寺報は、檀家および檀家の後継者の一部に配布をしている。これは檀家の次世代に対するアプローチをするためであるが、七、八年前に、檀家に通知を出して跡継ぎの住所を教えてもらった（返信率は五割程度であった）という。

また月参りの際などに、檀家の冠婚葬祭、入院、入学などを聞いた場合には、お祝いを贈るようにしている。これは二〇年ほど前に現任職が始めたことである。

その他の寺の活動として写真会、「お寺こころの楽校」を開催している。「お寺こころの楽校」とは、落語家や音楽家を招いて本堂を会場として催し物を行う活動であるが、時には他団体と共催という形式で開催することもあつた。これまでは、インドの楽器であるシタールの演奏会、バリ島古典絵巻舞踊と演奏、シン

ガーンソングライターによるコンサートなどを開催し、毎回四〇〜八〇人程度の参加がある。会場では地元の人々による物品販売や飲食物の提供もある。なお参加費は無料、ほぼ口コミで参加者を募集している。

ほか寺院運営に関して工夫していることは、法事の待ち時間に教化のDVDを見せること、檀家管理ソフトを利用し檀家管理をしっかりとすること、役員会を通じて、兄弟・親戚に菩提寺を持つように呼びかけをしてもらっていることなどがある。

また遠方に居を移した檀家に対しては、寺への帰属意識を継続してもらうための努力をしている。これは、先述したように、年五回の「寺報」を次世代も含めて送付することもあるが、そのほかにも遠方の檀家約七〇軒には、年に一度水俣名産の玉ねぎを地元情報と併せて送っている。また遠方地檀家へのお盆参り、法事、葬式に可能な限り出向くように心がけている。そして今度はそれを徹底するために檀家に案内を出し、「出向く姿勢がある」ことを周知する予定である。

今後の見通し、ほか

C寺は布教を開始して以来、特に昭和四〇年代以降、順調に檀信徒を獲得してきたといえる。

これには布教に対する熱意はもろんのことながら、納骨堂を建設したこともその一因である。また「浄土宗の葬式、法要は人気があることもその一因である」と住職は分析している。水俣はいわゆる「真宗地域」であるが、浄土宗の法要は真宗に比べて「丁寧」という印象があり、これが人気の秘訣の一つではないかという。また現住職は、ボーイスカウトや町の様々な役職を歴任してきたが、これによってできた長年の人脈が寺の繁栄につながっていると考えられる。

しかしながら一〇年後の状況を考えてみると、檀信徒数は大幅に減少するであろうとの見通しを住職は持っている。現在の主に寺と関係を持っている人が平均寿命で亡くなったと仮定し、跡継ぎがこちらに居ない家、跡継ぎがない家、遠方に越した家は、縁が切

れるだろうという前提で計算した場合であるが、一〇年後には市内の檀家は約二六〇、県外の檀家は八〇、合計三四〇軒くらいにまで減るだろうとの予測を立てている。これは現在の檀信徒数から三割以上が減ってしまうとの見通しである。もろんこの数字は「最悪の場合」という前提であるが、住職の「檀信徒を一軒も減らさない」という強い意識の現れであるとも考えられる。「名前だけの檀家」（月参りに行っておらず、法事・盆・彼岸などにお参りにくるだけの約百軒の檀家をこのように表現している）をどのように振り向いてもらうかが今後非常に重要であると住職は考えている。住職の子息は佛科大学の職員として働いているが、今後檀家数が減っている状況で、二世代が給与を取っている状況が続くかどうか不安があるため、「寺に戻ってこい」とは言いづらいという。現時点では、寺院の教化活動費に経費を割くことができる状況にあるが、今後はどのようにするのかを考えなければならぬであろうという。

このように、様々な教化の工夫をしている住職であるが、今後はタブレットPCを利用して、教化資料を効果的に見せようと考えている。また寺単位では限界があり、宗全体で青少年に対する教化の体制を構築すべきであると考えている。例えば、宗の機関として「青少年教化部」を作る、檀信徒の青年会組織を全国的に組織する、大学の講座として「青少年教化」のプログラムを作ることなどが必要ではないかと考えている。

(名和清隆) (調査日 二〇一三年三月一四日)

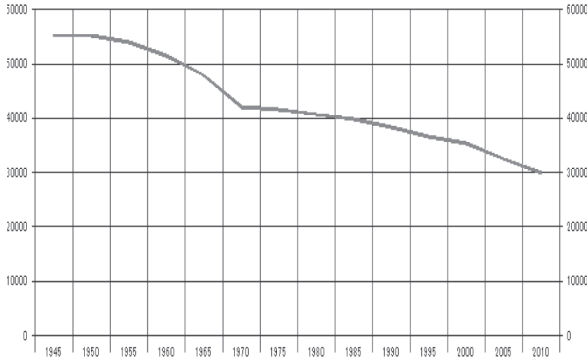
第三組(天草地方)の概要

天草地方の地理

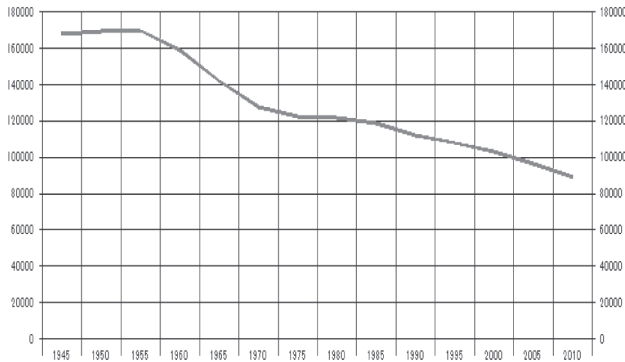
天草地方は熊本県南西部にある天草上島・天草下島・御所浦島をはじめとする大小一二〇の島々からなり、北は有明海を挟んで長崎県島原、南東は八代海を挟んで鹿児島県長島に隣接する。下島は面積約五七四平方キロメートルで、日本の島では八位の面積を誇る。現在市町村合併が続ぎ、上島北部の上天草市、上島南部および下島の天草市、下島北西部の苓北町(れいほく)の三市町がある。苓北町は九州電力苓北火力発電所を有し、財政的基盤が強いため、唯一平成の大合併に加わらなかった。天草市・上天草市は全域が過疎指定されている。交通は昭和四一年に開通した天草五橋によって熊本県宇土半島(ほんど)とつながっており、熊本市から中心部である天草市本渡(ほんど)まで約八三キロ、車で二時間半ほどかかる。また南部の中心地である牛深(うしふか)までは本渡から約四四キロ、車で一時間半弱かかる。海上航路はそれぞれ

れの島々や九州本土への航路に加え、隣接する島原・長島への航路もあるが、航路は年々減少している。島内には天草空港があり、熊本・福岡には一日三便、大坂へは熊本経由で一日一便運航している。

熊本県上天草市の人口変動



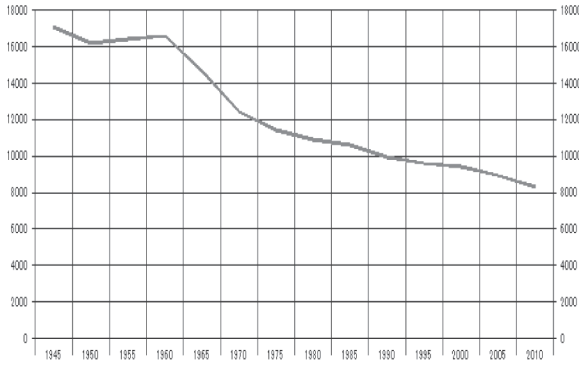
熊本県天草市の人口変動



天草地方の人口

天草地方の平成二六年一月三十一日現在の人口は、天草市八万八四二八人、上天草市三万二七五人、苓北町七九三七人、計二一萬六六四〇人となっている。過

熊本県天草郡苓北町の人口変動



疎指定されている天草・上天草両市は、天草市が昭和三〇年の一六万九八八〇人、上天草市が昭和二五年の五万五〇五〇人をピークとして減少を続け、ピーク時からの減少率はそれぞれ天草市（四七・五％）・上天草市（四五・六％）と、ほぼ半減している。また天草市・上天草市の高齢化率はそれぞれ三三・六％・三三・〇％

と全国平均を大きく上回っている。地域産業の振興のための基盤整備、生活環境の整備、高齢者等の保健福祉施策の分野において、各地域の特性に応じた取り組みを推進してきたが、過疎化は依然として進行しており、また若者の遠方流出などの影響から、後継者不足も深刻で、産業の衰退、地域活力の低下が懸念される。

産業構造

天草地方における第一次産業・第二次産業・第三次産業の比率は、天草市（二五・〇％／一六・八％／六八・五％）上天草市（二一・三％／二一・四％／六五・二％）となっており、全国的に見れば第一次産業の比率が高くなっているが、年々第一次産業従事者は減少傾向にある。

農業はポンカン・デコポンといった柑橘類、早場米などが主に作られている。しかし農作物の価格低下、農業従事者の高齢化、後継者不足により、農業を離れる人が多く、農地の荒廃が進んでいる。また農地は山

間部の急傾斜地を利用したものが多く、不整形な耕地が点在しているなどの不利な条件もある。

漁業は水産資源豊かな漁場に囲まれ、古くから県内最大規模を誇る牛深港を中心に栄えてきた。これまでは獲る漁業を中心に事業展開してきたが、水揚げ量が減少傾向にあるため、水産資源確保のためにヒラメなどの種苗放流を始めて生産性を高めている。しかし魚価の低下や漁業従事者の高齢化、後継者不足に悩まされ、衰退の一途を辿っている。

また天草は陶磁器の原料である陶石の日本有数の産地であり、日本での陶石産出量のおよそ八割を占める。高級磁器、あるいは工業用磁器の原料として全国で広く用いられている。

天草の歴史

天草地方は一五六六年に島原経由でキリスト教布教が始まり、一五八八年より小西行長がキリスト教を庇護して以来、寺社が破壊されるようになった。しかし

関ヶ原の戦いで小西行長が敗れてからは、天草は寺沢広高の所領となり徐々にキリシタン弾圧へと進み、檢地により事実上無理な重税をかけ、農民を苦しめていった。さらに一六一三年にキリシタン禁止令が発令され、真宗寺院を創建してキリシタンを強制的に改宗させた。

このような中、重税に苦しむ農民が蜂起し、一六三七年にキリシタンの天草四郎を総大将として島原・天草の乱が起こり、その一揆の中で寺社が再び破壊されることになった。乱が終結してからは、幕府直轄の天領となり、初代代官鈴木重成により統治されることになる。まずは年貢を半減して農民の負担を軽減し、また隣の肥後藩・薩摩藩から移住を推進した。また宗教政策としては、重成の兄である鈴木正三を招き天草四箇本寺（曹洞宗・東向寺・国照寺、浄土宗・崇円寺・円性寺）を創建した。当時天草地方に真宗寺院は二十二ヶ寺あったが、その大半は曹洞宗・浄土宗へ編入された。

一七二四年からは専任の代官は置かれず、島原・長崎などの兼任支配となった。島原・長崎からの政治的支配力は弱かったが、地勢から経済的影響は強かった。またこの頃に人口爆発が起こり、天草の乱直後、五〇〇〇人ほどになった人口が約一〇倍にまで膨れ上がったとされる。

明治維新以降、天草は長崎府に併合され長崎県天草郡であったが、のちに八代県に編入、白川県の所管となり、そして熊本県に編入されて現在に至る。隣県の鹿児島では廃仏毀釈が厳しかったが、天草ではそれほど影響はなく、鹿児島県妙円寺の観音像を天草牛深の網本に預け、廃仏毀釈から守ったという。なお浄土宗寺院は江戸末期に三五ヶ寺あったが、明治一七年に二九ヶ寺、明治四四年に三〇ヶ寺、現在は三六ヶ寺となっている。

(石上壽應)

参考資料

総務省過疎問題懇談会資料《熊本県天草市》

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasokon19_04_02_sl.pdf

天草史談会編『天草寺院・宮社文化史料図解輯』(西海文化史研究所、二〇〇四年)

神田千里『島原の乱：キリシタン信仰と武装蜂起』(中央公論新社、二〇〇五年)

D寺(兼務寺院 ア寺)

はじめに

D寺があるのは天草市東部。天草中心部である本渡からおよそ一〇kmに位置し、漁村部にある。

住職の経歴

住職は昭和一九年生、大学で建築科を卒業後、佛教大学通信学科に入り、昭和四四年に教師資格を取得した。D寺三四世である。

三〇代の息子が二人おり、ともに法務に携わっていて、長男が副住職を務めている。兼業をしたことはない。

地域の変化と現状

この地域は農業の地域と漁業の地域に二分され、農業と漁業を兼業する人はいない。

農業は昭和四〇年代まで米・葉タバコが中心であつ

た。昭和四七年に大きな水害があり、その時に農地を捨ててしまった農家の方が多い。後に山が開かれ果実の栽培をする農家も増えてきた。しかしどの農家も次の世代の人は転出してしまっており、継ぐ人はあまりいない。

天草の稲作は早稲であるため、八月の盆の時期は稲刈りの時期にあたり、繁忙期になっている。盆施餓鬼・秋彼岸の布施はほとんど米納で、それは現在も続いている。

農業の中で特に収入が大きい作物は葉タバコであり、以前は葉タバコを栽培していた農家がかなりあったが、現在は檀家に三軒ほどしか残っていない。

現在はオクラ・イチゴなども作られるが、天草地方は北風が強いため、ビニールハウスを建てても風で飛ばされてしまい、ハウス栽培はできない。

漁業は個人経営で養殖業をしている方が多い。檀家では数軒ほどしか残っていない。業者同士がお互い保証人となっているので、共倒れしてしまうこともある。

バブル期まではかなり潤っていたが、現在はかなり厳しい状態である。漁業事業者の檀家は空き家になっている家はかなり増えてきた。そうした空き家を釣り人が別荘として借りていることもあるが、あくまでも別荘であり、人口増加には繋がっていない。

農業・漁業以外では、役場などでの公務員あるいはJAで働いている人が多い。

子どもの減少が顕著で、住職が小学生だった約五〇年前は一学年二〇〇人いたが、住職の次男が小学生だった二〇年前には五〇人、現在は二〇人ほどになってしまった。また地域のお祭りも長男が小学生だった二〇年前には平日でも決められた日に行なわれ、授業も午後は休校となっていたが、現在は平日では人が集まらないため、日曜日に変更になってしまった。

寺院の変化と現状

現在の檀家数は六〇〇軒ほど。ほとんどの檀家はD寺から車で一〇分圏内にいる。昭和四〇年頃に約

九〇〇軒、一三年前に約八〇〇軒であったので、ここ一〇年で減少傾向が激しい。転出してしまった遠方の檀家は関西方面が最も多く、定期法要の案内を県外に出すのは八〇軒ほどある。今後すぐにも絶家などで二〇軒ほどは減ってしまう見込みである。

檀家の墓地は境内墓地がほとんどである。天草はかつて土葬だったため、現在の墓地に骨壺は二霊ほどしか入っていないところが多い。絶家などで墓地を維持することができなくなった檀家が増えてきており、そういった墓地は親戚などが面倒を見ている。転出してしまった檀家でも、墓地を都会に移動するとかなりお金がかかってしまうことから、墓地を残しておこうとする方も多い。墓地を移動する際には、土葬した遺骨はほとんど土に還ってしまっているため、その時は土を少しだけ取って移動することもある。天草には新しい墓地が多いが、それはバブル期に景気がよかった時に建てられたもので、その墓地を立てた世代がかなり高齢化してきている。また離島の御所浦島は信仰が篤

い地域で、仏壇が大きい檀家が多く、水俣病の助成金を墓地に費やす方も多い。最近一〇年ほど、他地域で葬式を済ませ、四十九日に突然納骨をしにくる人が現れてきた。これまではなかっただけに驚いており、注意するようにしている。

現在永代供養墓はない。今後永代供養墓を建立しようと考えられることもあるが、需要があるかどうかはわからない。また「もし合祀墓を作って転出した檀家の親を受け入れることになってしまえば、法事に帰ってきてる理由もなくなってしまうのではないか」「墓地さえ残っていれば、転出した檀家も法事をしに帰ってきてくれる方も多いのではないか」とも考えている。

D寺で行なう葬式は年間四〇件ほどある。通夜は二〜三人、葬式は最低でも三人で行ない、五人で行なうこともある。かつては七人で行なうことも多かった。布施の額は三人で一〇万円のこともあるが、平均一五〜二〇万円ほどである。葬式の日程を決める際には、電話ではなく、檀家に必ず二人でお米を持って

足を運んでもらい、時間を決める習わしを守っている。若い世代はしきたりがわからず、葬式の日程を電話で相談する方が増えてきたが、まずは寺院にお参りに来るように指導している。一三年前までは、自宅で読経し、寺院まで葬列を組んできて、本堂前にて引導を渡すという葬儀式を行っていた。現在も自宅葬が多いが、会葬者が多く手狭な場合は、近くに葬祭場がないため、寺院で行なう。葬祭場で行なう葬式はほとんどなく、また自宅から寺院へ葬列を組むこともなくなってきたため、自宅だけか寺院だけで葬式をするようになってしまった。友引の日にも葬式を行なうが、その場合、棺桶に藁人形を入れる風習がある。

葬式の会葬者は増加傾向にある。これまでは地元の出付き合いしかなかったが、子ども世代が勤めに出るようになり、その関係者がたくさん来ているためである。またこれまでは地域の人が協力して祭壇を作っていたが、最近は葬儀会社が仲介するようになった。そのためこれまでは通夜の際に枕経の代わりとして二座

行なっていたが、亡くなった当日に枕経を頼まれることが増えてきた。

遠方の檀家の葬式は熊本市内程度の距離であれば赴き、その他これまで福岡に二回ほど行ったことがある。それより遠くなると浄土宗寺院を紹介している。紹介した寺院の意向に沿うように、檀家から頼まれない限りはこちらから戒名を授けることはない。墓地が天草に残っている場合は、俗名で葬式をあげてもらい、改めて納骨の際に戒名を授ける、あるいは転出先で密葬を行なつてから、天草で本葬を行なうこともある。

中陰のお参りは初七日から四十九日まで毎週行ない、葬式の時に繰り上げて初七日を頼まれても断ることにしている。中陰参りでもお斎があり、今でもほとんどが精進料理である。子ども世代が転出してしまつて中陰参りができない場合は、先にお布施をいただいております。住職・副住職らだけで本堂でお参りした後に境内墓地に塔婆を立てに行くようにしている。このような檀家は年間一〇件ほどある。

四十九日・百ヶ日・一周忌・三回忌くらいまでは施餓鬼を併せて行なうことが多く、その場合、葬式の時と僧侶の人数・布施の額は同じである。自宅で法事をする場合が多く、施餓鬼を行なう法事は全体の三〇％ほどある。また法事は五十回忌まで勤める檀家がほとんどである。年回法要の案内は出していないが、寺院に張り出しているもので、正月に檀家がお参りに来た際に確認してもらっている。遠方の檀家でも親戚が確認して教えているようである。法事は自宅で行なうこともあるが、寺院で行なうこともある。必ずお斎をするようにしており、寺院では住職の妻がお斎を作っている。お斎料もいただいております。この収入も大きい。自宅でお斎を行なう場合は、仕出し屋がかなり増えてきた。法事に来る人数は二〇人ほどであるが、こじんまりとした法事が増えてきた印象である。

定期法要は御忌・春彼岸・盆施餓鬼・秋彼岸・十夜を行なっている。定期法要の案内は六〇人いる世話人を通して送っている。最も参詣者が多いのは盆施餓

鬼で、二日間で二〇〇名ほど集まる。昭和四四年頃は六〇〇人ほど集まっており、住職の次男が小さい頃にはお斎の際に庫裡の一階と二階が満杯になるほど人で溢れかえっていたが、現在は一階だけで足りてしまうほど人数は減ってしまった。参詣者が高齢化しているのは当然の成り行きだが、次の世代がほとんど来ていない。昔は孫を連れて盆施餓鬼に来る方が多かったが、現在はほとんど見受けられない。また高齢者が寺院に

来ようにもお寺までの交通手段がないため来ることが困難になってきている。子ども世代と同居しておらず、車を持っていない檀家も多い。子ども世代も農業や漁業をやるのではなく、本渡などに勤めに出ているか、転出してしまっているため、親の送り迎えをすることができなくなっている。盆施餓鬼の参加者が減ってきたため、五年ほど前から初盆の時まで寺院で位牌を預かり、毎日回向するようになった。預かった位牌は盆施餓鬼の時に取りに来てもらい、それを墓地に安置してもらおうようにしている。これによってこれまで盆施

餓鬼に参加していなかった方も参加してくれるようになった。

御忌は普段歩いてD寺に来ることができない地域の檀家を集めて行なっており、一日目は五〇人、二日目は二〇人ほど集まる。近隣の檀家は御忌に参列しないが、それは近隣の檀家であれば正月にお札を取りに来る際にお寺にお参りにくることができると、離島などの遠方の檀家はそれが難しいため、御忌の機会にお参りしていたくようにしている。また離島の檀家のために平成一〇年にワゴンカーを購入し、定期法要の際に高齢者を送り迎えするようにしている。

花まつりは地域全体のお祭りだったため、一〇年前までは六〇〇名ほどの人が集まっていた。最近では近所の人々も高齢化がすすみ、接待が難しくなってきたので、お祭りとしてはやめてしまうことになった。この地域は接待で食べ物・飲み物が出ないとほとんど人は集まらず、花まつりはいわゆる場所貸しであったため、寺の事情というよりは、地域の高齢化によってやめて

しまうことになった。現在はお墓参りに来る方が甘茶を飲む程度で、二〇名ほどになってしまった。

昭和の終わりまでは念仏講を行っていた。平成元年に本堂を修復後、中断していたが、要望があり今年から復活した。平成一六年には台風により庫裡の天井が壊れたが、保険金や浄土宗からの支援により、檀家からは少額の寄附をお願いするだけで直すことができた。

月参りは九〇件ほどで、車で一五分ほど離れた地域には月命日ではなく、決まった日にちにとめてお参りするようになっている。現在住職と息子二人で回っているが、忙しいため、要望を受けてもこれ以上件数を増やせないのが現状である。柵経は三〇〇件ほど回っており、初盆の檀家は四〇件ほどある。夕方から初盆の檀家が集まって、本堂でお参りし、提灯を持って境内墓地を巡り、先祖を迎えるしきたりが続いており、この時は遠方からの檀家も含め、一〇〇名ほどが集まる。また柵経は別の寺院の檀家にもお参りすることが

あり、檀家は地域にある数軒の寺院のお参りを受けている。

護寺会費を集めだしたのは平成一八年からで、年間五〇〇〇円頂いている。最近始めただけに抵抗を持っている檀家もまだいる。世話人が六〇人ほどいて、世話人総会で会計を頼んでいる。

兼務寺院について

ア寺。五年前より兼務しはじめる。もともとD寺の末寺であったが、ア寺の前住職が七年前に遷化したことにもない、兼務することになった。これまでD寺が末寺を兼務することはなく、初めて兼務することになる。

ア寺は浄土宗寺院になる前から、観音信仰で有名で、本尊も観音菩薩である。天草に浄土宗が入ってきた江戸初期、一六四〇年頃からD寺の末寺となったと思われる。D寺から五〇〇mほどの場所にあり、ア寺の檀家の墓地は境内にある。

檀家数は五〇軒ほどで、ほぼ一〇〇%が農業で稲作をしている。

定期法要は御忌を行っており、D寺がすぐ近くに
あるため、他の法要はD寺に来てもらうようにしてい
る。施餓鬼も行っていたが、農業繁忙期と重なるこ
とから参詣者が少ないので取りやめ、D寺でお参りし
てもらうことにしている。御忌の参詣者は四〇〜五〇
人ほどである。前住職が遷化してから、総代・世話人
が寺院を護ろうという意識が高まり、参詣者が増えて
きている。護寺会費なども檀家に任せており、御忌の
際の布教師の法礼も総代が護寺会費から捻出している。
護寺会費は二〇〇〇円。宗課金を護寺会費から出すと、
会計が厳しくなってしまうので、D寺が代わりに払っ
ている。

これからも兼務寺院として維持していくつもりであ
る。しかし将来的には法人格を返して観音堂として
保っていきたいとも考えている。宗として統廃合を勧
めているのであれば、統廃合をしたいと考えているが、

住職自身から檀家に対して廃寺にするとは切り出しに
くい。

今後の見通し

天草は人口に対して、曹洞宗・浄土宗の寺院数があ
まりにも多いのが問題である。天草の葬式の件数は毎
年増えているが、これが一端減少に転ずるともう歯止
めはきかないだろう。

副住職は未婚だが、将来子どもが生まれても継いで
ほしいとは切り出せないだろうと考えている。「副住
職の世代までは寺院だけで生活していけるが、おそら
くその次の世代は生活できないのではないだろうか」
「布施の額が上がらない限り、これからの生活は厳し
いだろう」という不安を抱えている。

住職の同級生は天草では生活の足しになる程度で
あっても収入を得る場もなく、年金だけでは生活も厳
しいため、天草に戻ってくるのを渋っている。またそ
の子ども世代も天草に帰りたくないと言っているよう

である。そのような事情もあり、住職の同級生は地元に一割ほどしか残っていないようである。

住職の次男の友人たちは、都会に出ていつている者が多いが、都会のような忙しい場所では子どもを育てたくないと考えている人もおり、できれば天草に帰ってきたいが、天草には仕事がないため、帰ってくることができないのが現状である。

また天草の医療は地方であるものの充実していることもあり、定年後に帰って来る人もいるが、医療費がかさむだけで実は市の財政は大変とのことである。

(石上壽應) (調査日 平成二五年三月一六日)

E寺 (兼務寺院) I寺)

はじめに

E寺は天草市の寺院である。当寺院は天草上島の中
央南部に位置し、熊本駅から車で二時間ほどの場所
にある。公共交通機関は、鉄道が通っておらず、熊本
駅まで出るためにはバスを利用して同市本渡町などを
経由する必要がある。また、海運の中継地点であり、
フェリーや観光汽船によって当地域の南に位置する御
所浦島や本渡港と結ばれている。当寺院の周辺は半農
半漁村であり、平成以降は漁業における収入が激減し、
さらに交通の便も悪いことから急激な過疎化が進んで
いる。そのような中、E寺では法務や月参りの機会を
調整しながら、布教師の活動も重要な柱として寺院経
営につとめている。

住職について

住職は、昭和三三年(調査時現在六五歳)に先代住

職の子息として生まれた。先代住職は元々、天草市の大寺院に随身しており、昭和三七年頃（現住職が中学生の頃）から随身していた寺院とも縁の深いE寺に赴任したという。大正大学（中国学専攻）卒業後、すぐに地元に戻り、平成一年に住職に就任した（二六世）。兼職はこれまでしておらず、専業で務めている。ただし、寺院の規模はそれほど大きくないため、現在は布教師としての活躍が経済的基盤のかなりのウエイトを占めているという。

地域の変化と現状

当寺院の周辺は半農半漁の地域である。昭和三七年頃までは農業と漁業がいずれも好調であった。農業は、柑橘類、野菜（大根、高菜、オクラ）、米などの生産が中心であるが、最近はオリーブや菜種などの栽培も始められた。以前は、二期作や二毛作をしていた時期もあったが近年は行われていない。漁業に比べれば収入面での大きな減少はない。

漁業は五島列島や沖縄までの遠洋（イシダイ、アラ、クエ）が中心であり、平成に入る頃まで好調が続いたが、韓国・台湾からの輸入解禁や原油価格の高騰が大きな打撃となり、漁獲高だけでなく収入もかなり減少した。

若い人たちは大阪や福岡など遠方の大都市に働きに出ている人が多い。中学校の生徒は昭和三五年ごろには六〇〇人ほどであったが、現在は八〇人程度である。

寺院の変化と現状

先代住職が赴任した昭和三七年頃は檀家が三〇〇軒ほどあったが、現在は一五〇軒にまで半減した。地元での仕事がないため、息子世代が熊本市の街地や大阪・福岡などに移り住むようになり、墓地なども移動して、後に親世代も息子のもとへ身を寄せる場合が多くなっているという。遠方に住んでいる息子世代で住所を把握しているのは八〇軒ほどであり、この世代には交流を保つために年賀状を送っている。現在の檀家

は近隣の宮田地区が中心であり、農業と漁業が半々程度の割合である。本堂は漁業が好調であった昭和四四年頃に漁村部からの多大な寄付を受けて建設された。

現在は漁村部からの布施収入はかなり減っている。

墓地はすべて地域の共同墓地で、寺院が所有する墓地はない。墓地の移動については、遠方に引越した檀家のなかで半分が居住地の近くに持ってゆき、残りの半分は島に残したままで地元にいる親戚等にもみてもらい、護寺会費を郵送でおさめている。永代供養墓は過疎化が顕著になり始めた一五年ほど前に建立されたもので、最近の流行に応じて作ったものではない。絶家になりそうな五〇〜六〇代の独身の方からの依頼が比較的多い。

地域のつながりは深く、有線放送で亡くなられた方の情報などを流している。葬儀の場合はほぼ親族一同が集まる。会場としては地元の斎場や本堂のほか、自宅葬も三分の一程度ある。葬儀社は地元の業者もあるが、現在は丁A葬祭がほぼ独占している。本堂や自宅

で葬儀を行う場合は、公民館で料理を作って接待するなど地元の人が協力をする。葬儀を三人以上で行う場合は、縁戚関係のある近隣寺院と一緒にとめるケースが多い。遠方の檀家から連絡があった場合は、北九州まで葬式に行ったケースがある。

法事も自宅で行う場合が多いが、本堂を使用する数も徐々に増えてきている。以前は法事の場合も親族一同が集まったが、現在は九割が家族のみで執り行っているという。また、近年は三〜四年分の複数の零位を並修することが増えてきている。布施の相場は法事が一〜二万円、葬儀が三〜五万円程度である。

月参りは先代が行っていた一〇件程度を引き継いで行っている。ただし、布教師としての活動が多いため、現段階では無理に増やすことは考えていない。一軒で複数の霊位が該当する場合は一つにまとめて行っている。

年間行事としては修正会、御忌会、花祭り、施餓鬼会、十夜会を行っている。施餓鬼会は近隣の四ヶ寺が

参加する。施餓鬼会は地元の檀家はほぼ全員来て、本

堂に入りきらないくらいの人数となる。御忌は三〇〇

五〇人、十夜は三〇〇四〇人程度が参加する。修正会

は三日間つとめ、のべ九〇人ほどが参加する。いず

れも往時に比べれば参加の人数は激減しているという。

地元の人は徒歩か自転車でお参りにくる方が多い。お

盆の棚経は近隣地区にある他宗派（日蓮宗や真宗）の

檀家も含めて計四〇〇件ほど回っている。近隣にある

日蓮宗の寺院が無住であった時期があり、その時から

棚経を引き受け、一〇軒ほどが檀家になった。

檀家への郵送物としてカレンダーや宝暦のほか、名

号が書かれた守護札などをまとめて送っている。法事

の知らせなどは郵送せず、本堂に貼り出している。

兼務寺院について

本務寺院から八kmほど離れた、農業を中心とする地

区にあるイ寺を兼務している。先代住職に代わって、

平成二四年の六月から引き継いだ。維持管理は檀家総

代が主として担っている。

檀家数は同地区にいる四〇軒ほどで、昭和五七年頃

には七〇軒であった。伽藍の間口は六〇七間ほどで、

先々代住職のときに改築している。法事の会場として

使用されることもある。

年間行事としては施餓鬼会、十夜会、御忌会などを

先代住職から引き継いで行っている。お盆の棚経は

先代住職のときは、近隣にある真宗の二ヶ寺に所属す

る門徒の分もあわせて、地域全体で二五〇件ほど回っ

ていた。三ヶ寺それぞれが同一地域にある檀家・信徒

を三度重複して回っていたという。現在、兼務寺院と

なってからは、当寺院に所属する檀家四〇件のみを

回っている。月参りは行っていない。

おわり

本務寺院および兼務寺院を併せても専業で十分なほ

どの檀家数ではないため、寺院活動としては県内およ

び九州各地への布教法話を重点的な柱としており、法

事や月参りなどへの依存が比較的少ない。一方で布教師としての活動のために、現状では法事や月参りの回数を積極的に増やすことができない。すでに僧階を取得した後継者がおり、近いうちに小学生になる孫を連れて帰郷する予定だという。後継者が帰ってくれば法務の分担ができるので、今後は月参りの件数を増やしたり、春秋の両彼岸などの様々な法要・行事に力を入れたりすることを考えている。

(工藤量尊) (調査日 二〇一三年三月一三日)

F寺 (兼務寺 ウ寺)

はじめに

F寺は熊本県天草市御所浦島の寺院である。御所浦島は天草諸島の一つであり、九州本島と橋で結ばれている上島・下島への移動手段は、船舶のみである。天草市の中心部といえる本渡からはフェリーで四〇分、御所浦港から本渡港への船便は一日五本である。離島であるゆえ、天草市のなかでも葬送の方法などで昔ながらの伝統を保持している一面がある。

F寺はもともと熊本市内にあったが、西南戦争(一八七七年)で焼失した。当時、御所浦島には浄土宗寺院が無く、葬儀などに当たっては島民が天草上島まで僧侶を迎えに行く必要があった。このような状況を改善するため熊本市内で焼失したF寺が、御所浦島に移転・再建された。

住職について

住職は昭和一五年生まれ。大正大学に入学し教師資格を得て、卒業後は一年間宗務庁に奉職した。昭和三七年に宗務庁を退職して帰郷する。翌年から町役場に勤務を始め、昭和四六年まで勤務した。奉職中の昭和四四年に先代住職が遷化している。昭和四七年に老朽化した伽藍の再建が始まり、この事業に全力を尽くすため住職は役場を退職した。

現在は子息で布教師として活躍する副住職と共に寺院運営にあたっている。

地域の変化と現状

地域の産業を代表するのは養殖漁業である。品種としてはタイやブリ、真珠などが養殖されている。しかしながら、漁業経営体数を見ると昭和五三年（一九七八）には四七九であったものが、一〇年後の昭和六三年には四一四、平成一〇年（一九九八）に

は二九六、平成二〇年には二〇二となっている。昭和六三年からの二〇年間で経営体数が半減しており、漁業の衰退が理解される。

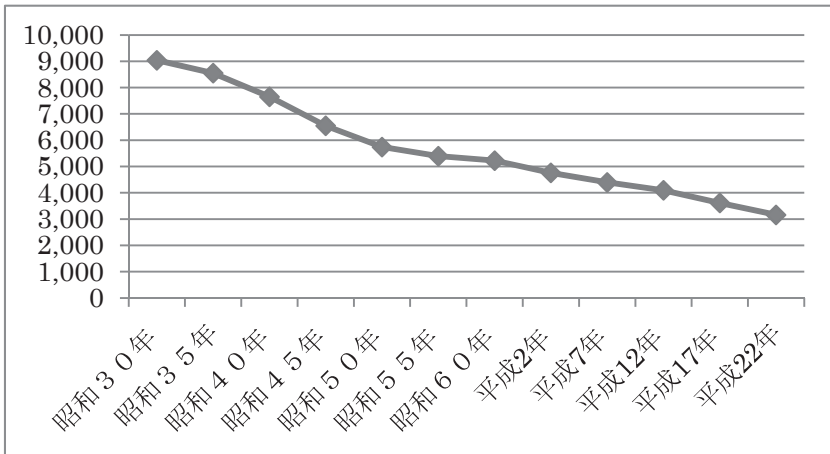
御所浦島では平成九年に恐竜の化石が島内で発見され、これ以降、恐竜の島として観光のアピールをしている。県内の修学旅行生などが体験学習で訪れるようになっており、今後期待される島の観光資源の一つである。

人口は昭和三〇年には九〇三九人であったが、二〇年後の昭和五〇年には五七四三人（二〇年間で人口三三九六人の減）となっており、この二〇年間で人口が三分の二になっている。その後も人口は減少し続け、平成二年には四七五九人、同二年には三一六三人であり、一五九六人の減となっている。これは平成二年の島民の内、約三割が島を離れたことを意味する。御所浦町は平成一八年の市町村合併によって天草市に編成された町であるが、合併後も人口の流出に歯止めがかかる様子はない。

島から離れる要因としては、漁業などの衰退による働き先の減少や、島内に高校が少ないため、進学先に上島や下島の高校、あるいは熊本市内の高校が選ばれ、中学卒業とともに島を出る傾向があるからである。

寺院の変化と現状

F寺の檀家は現在一七〇軒であり、寺院のある地区に約八割の一三〇軒、その他の檀家もほぼ島内に住んでいる。昭和四〇年の檀家数は二五〇軒ほどであったうえで、五〇年間で八〇軒の減少である。今の段階では、高齢者の二人暮らしや独居は見られるものの、その後継者については寺が把握しているため無縁となるような家は少なく、永代供養墓などの建設予定もない。しかし、次の世代になると独身の家などについては無縁になる可能性があり、将来は永代供養墓の必要がでてくるであろうと、住職はいう。また、このような後継者のいない家をつなぎとめるには手の施しようがない状況である。



墓地は寺院管理のものが一割ほどで、残りは地域の共同墓地である。熊本市内などへの転居による離檀や墓地の移転が行なわれるが、このようなケースでは住職に相談があり、その後、墓地の移転が行なわれる。

葬式は、枕経↓通夜↓火葬↓葬儀式↓納骨↓礼参り、という順で勤められる。島内に葬祭会館はなく、枕経・通夜は自宅で執り行い、葬儀式は自宅と寺の本堂で行われる。自宅での読経の後、葬列が組まれ寺へ移動し、本堂で引導が渡される。その後、納骨となる。葬儀式の翌日には「礼参り」と呼ばれる法要が本堂で行われる。礼参りの参加者は、親族などの三〇、四〇人であり、本堂で法要を行った後、食事をする。布施は、一連の儀式を合わせて多い場合で一〇万円、おおよそは六万円である。葬儀式は三人から五人で勤められる。葬式が入ると必ず地区の協力があり、一二〇、一三〇人が参列する。お斎の準備や儀式で用いる装飾(四華花など)の作成なども地区の人々が協力して行う。島外での葬式は、葬祭会館で少人数

の場合もある。ただし、島外で亡くなっても遺体を島まで運び、葬式を行なうことも多い。舟に遺体に乗せることは縁起が良いとされており、遺体の運搬が断られることはないという。

法事は、景気が良いときは人を多く集めたが、最近収入が減少したため案内の範囲が狭くなっている。年回法要は「施餓鬼法事」が勤められることが多く、葬儀式と同じように三人から五人で勤められる。布施は住職に三〜四万円、随喜に二〜三万円である。参加人数は多いときで三〇、四〇人、平均すると二〇人くらいで、五〜六人の場合もある。

また住職は仕事を退職した昭和四七年から月参りを行っており、布施は一〇〇〇〜二〇〇〇円である。

年間行事は修正会、御忌会、春彼岸会、棚経、施餓鬼会、秋彼岸会が行なわれている。修正会と施餓鬼会は八〇人ほどが集まり、春秋の彼岸会は四日間おこなわれ毎日七〇人ほどが参加する。棚経はすべての檀家を回っている。この彼岸会では「お茶入れ」が行なわ

れる。「お茶入れ」とは、各檀家が寺にお菓子やジュースなどを持ち寄って、集まった人たちでそれを食べて行われるお茶会のことである。昔は各家で供養のために行われていたが、昭和三〇年ころからお寺で行われるようになった。毎月の活動としては詠唱会(月二回)、御忌会、別時念仏などを行っており、檀家は月に一回は必ず寺に来てするという。また約六年ごとに五重相伝が開催されている。五重相伝は収入が黒字になることはないが、信仰が深まり、参加した檀家も喜ぶ方が多いとのことである。

兼務寺院について

ウ寺は当寺の副住職が住職を務める寺院である。こゝはF寺から車で一〇分ほどの距離にあり、F寺の出張所というべき寺院である。ウ寺はふもとから歩いて五分ほどの山の中腹にあり、現在は無住の状態である。ウ寺は昭和一〇年前後に設立され、当初はF寺の親戚が住み込みで管理をしていた。

ウ寺に所属する檀家は四〇軒であるが、すべてF寺の「檀家」として扱っている。現在は仏教婦人会という組織が管理しており、堂内の掃除や境内の草刈りなどを行なっている。婦人会の活動は活発で、住職は会に対して本山からの表彰を申請しようと考えている。無住で、また出張所の性格を持つとはいえ、管理をしてくれる人々もいることから古くなったが伽藍の建て替えを望んでいるが、費用等の問題もあり、ウ寺をどのような形で維持するか検討中であり、住職は早く結論を出したいと願っている。

今後の見通し

御所浦島は未婚者の増加や高齢化の進行によって今後益々人がいなくなり、また景気も年々悪くなっていく。これから檀家からの布施収入だけでは、寺院の維持経営は無理になるため、個人がそれぞれ実力をつけて、布教師として活躍したり、法式の手伝いに出ることで寺院を維持するための収入を得る必要があると、

住職は考えている。住職の子息である副住職も、現在
布教師として活躍している。

(石田一裕) (調査日 平成二五年三月一日)

G寺

はじめに

G寺は天草上島の南方に位置する御所浦島にある寺院である。他の地域と結ぶのはフェリーや海上タクシーのみであり、昭和四〇年には七五〇人以上あった人口が、現在は三〇〇人まで減少している。G寺は今回の天草地区の調査寺院のなかでは最も檀家数が少ない。また離島にあつて新たな檀家の獲得も望めないなか、どのような寺院活動を行っているのか報告したい。

住職について

G寺の住職は、先代住職の子息として生まれ育った。地元の高校を卒業した後、すぐに清浄華院の専修科に入学して僧階を取得した。父の紹介で長崎県五島列島の寺院に一年間随身して、一五年ほど前に地元に戻り、寺に入った。先代住職がG寺に入ったのは昭和四五年

であり、平成二三年に遷化して現任職が第九世となった。

地域の変化と現状

離島である御所浦島は、漁業を主たる産業としているが、当寺院の周辺は農家が多く、みかん、ほん柑、ザボンなど柑橘類を中心に栽培している。漁業は平成に入る頃までは好調であったが赤潮などの影響で斜陽となり、養殖関連の会社は長崎県などへ移っていったという。

地元に残っているのは男性の方が多く、女性は仕事がないためほとんど島には残らない。島外の高校に入学した後、そのまま帰ってこないことが多く、県外への移住も少なくない。また老夫婦の家が多数あり、最近は空き家が増加している。

寺院の変化と現状

檀家は現在九五軒程度である。三〇年前には一二〇

〜一三〇軒ほどあった。檀家はすべて島内に住んでいる。島外に移動した檀家とは特別に連絡を取っておらず、郵送物送付なども行っていない。

墓地はすべて共同墓地であり、各地域に点在している。天草市全体として大きな墓地が多いが、御所浦島はとくにその傾向が顕著であり、敷地面積や墓石の大きさも他地域と比べてもさらに大きい。御所浦島が水俣病の補償金の対象地域にあたっており、その補償金を元手にして墓地を建てる人が多かったそうである。しつかりした墓地を所有しているためか、島外に移った場合でも墓地の移動は比較的少なく、近年でも三、四軒程度である。ただし、共同墓地であるため魂抜きなどを依頼されない限り、把握するのは難しい。

葬儀は、枕経、通夜、火葬、葬儀、納骨、寺参りの順序である。葬儀式は三〜五人で勤めることが多く、布施額は四〜七万円程度である。葬列を組むといった伝統的葬儀の形式はやや少なくなってきたが、古い地域ではある程度残っている。ほぼ自宅葬であって、本

堂などは使用しない。地域のつながりは深く、葬式の時にはみな協力する。島外で亡くなった場合は通夜・葬儀までは済ませた後、島に戻って納骨することが多い。葬儀社は島内にはなく、天草上島の本渡の業者もいるがほとんど使われない。通夜振る舞いは元々地元の人たちが集まって作っていたが、三、四年前に区長による生活改善の提案があり、地元の仕出し屋に依頼して公民館で食事をする形式に統一された。

法事は、基本的に「施餓鬼法事」を行うが、最近は日常勤行式による法事も増加している。六月以降の夏場は食物が傷むという理由でほとんど法事が行われない。施餓鬼法事の場合は僧侶が三〜四人で勤め、三〇〜四〇人の親族一同が集まる。布施額は一〜三万円程度である。法事の開始時間は祝日・平日関係なく、夕方五時か六時頃とやや遅めで、法要を一時間ほど勤めた後に会食が行われる。月参りはほぼ毎日行っており、布施額は一〇〇〇〜二〇〇〇円程度である。

他寺院への出仕は、御所浦の島内にある同宗派の寺

院の葬儀や法事に呼ばれることもあるが、月に一回程度である。一方、島外への出仕は離島である交通面での不便もあり、御忌会や施餓鬼会などの定例行事以外はあまり多くない。ただし、天草全体で五重相伝が盛んで二〜三年に一度のペースで行われ、出仕する機会がある。

年中行事として、御忌会、施餓鬼会、春秋の両彼岸会を行っている。いずれも一〇〜二〇人が参加し、行事後に食事を出している。護寺会費は取っておらず、行事の案内等もとくに送っていない。棚経は島内の全檀家を訪れている。

おわりに

過疎化が進む離島という立地で、今後も檀家が増加する見込みはなく、より厳しい状況に拍車がかかるのは間違いない。また、檀家もG寺を積極的に盛り立てようという意識が高くない。高齢の世話人さんは特に顕著で、G寺の伽藍の修繕さえも出し渋っている状況

である。したがって新しい行事への取り組みや配布物などによる教化も難しい。寺院の維持費を捻出することに手一杯で、現状を維持する以上の意欲はなかなか湧いてこないというのが実情とのことである。

(工藤量導) (調査日 二〇一三年三月一四日)

日寺

はじめに

日寺は熊本県天草市にある寺院である。以前は天台宗寺院であったが慶長一七(一六一二)年から浄土宗寺院となった。天草の中で現在活動している寺院としては最古と考えられている。

寺院・住職について

住職は昭和二三年生まれの六四歳(調査時)。地元の中学を卒業後、高校は八代の高校へ進学した。学区外であるため下宿しての高校生活であった。その後、大正大学にて社会事業を学び、大学卒業後すぐに地元に戻った。一年間役所に勤めた後、知恩院法務課へ二年勤務していた。その後、寺院所在地の隣町の社会福祉施設から社会福祉を学んだ人材が必要との要請があり帰郷することとなった。その後、同施設に一三年間勤務した。

社会福祉施設在職中（就職後一〜二二年目）に、本堂などの建築を計画した。本堂完成後は退職し、専従となり現在にいたるといふ。

地域の変化と現状

日寺は下島の南寄りに位置し、市中心部である本渡まで車で五〇分ほどの距離に位置する。

地域の産業として以前は採石や炭鉱であったが、現在は農業が主となっている。しかしそのほとんどが兼業農家で、JAや役所などに勤めながらの農業従事者である。

採石や炭鉱などの地域産業が衰退するのに伴い、集団就職や出稼ぎのために関西に出た人が多く、人口減少へとつながった。その後の人口の減少も、働く場所がないために起こっているという実感があり、それを表すように近隣は八〇歳以上の高齢者がほとんどで、六四歳である住職が最年少に近いという状態である。独居の老人も多く、近年では独居死が出始めていると

いふ。また若年層は男性、女性に限らず、未婚の人が多い。

寺院の変化と現状

現在の檀家数は一五〇軒。檀家は寺院周辺にはほとんどおらず、少し離れた地域に多い。これは江戸時代に近隣に寺院が建立された折に、日寺に近い地域の人々はその新寺の檀家となったり、少し離れた地域の人たちが日寺の檀家となったりして残ったためという。

檀家数の変化は、昭和五五年当時は二〇〇軒であったことからすると、三〇年で五〇軒の減少とのことである。しかし、この五〇軒という数字は「遠方に住んでいる檀家」の数字で、そのうち四〇軒ほどは後述するように住職の呼びかけの甲斐もあって、毎年会費を納入しているため、実質は一〇〜二〇軒の減少である。減少の理由は地域に残っていた親世代が亡くなって、子どもたちは生活基盤が都市部にあるため離檀するというケースとのことだ。

墓地の移動は昭和五五年以降は五〜六軒で、連絡がまったくなく墓地だけが残っているという家もある。

また遠方へと移住した施主ではなく、地元に残っている親戚が護寺会費などの面倒を見ている家もある。そうした状況から、住職が地域の人口減少や寺院の現状について説明した書面を作成、郵送して遠方の檀家に呼びかけをしたところ、四〇軒ほどが年会費を納めてくれるようになった。年中法要の案内と振込用紙を送ると毎回二〇〜三〇軒程度は納入してくれるという。

ただ檀家が増える要素としては、分家して次男一家が新人檀する、というケースしかないため、今後減少傾向が続くと思われるという。

遠方への居住地の移動や未婚による檀家の後継者不在の問題も深刻で、近隣の二三軒中五軒は一〇年以内に確実に空き家になっていくという。そうした状況を反映して、納骨堂や永代供養の要請は出つつあるという。これまでに遺骨の一時預かりはしたことがあり、そうした場合は本堂に安置しているが、長期間に

わたって預かったことはないという。しかし今後そういった要望が増加することも予想され、納骨堂とともに合祀墓を作る必要性を感じているとのことである。永代供養を希望されている方も現在七〜八名おり、五名程はすでに申し込みをしている。そうした方のご希望は、「墓地は処分せずに残し、読経をして欲しい」というものだそうだ。

また遺骨だけでなく位牌を預けたいという要望も出始めているという。これは子供世帯との同居による移住や、老人ホームなどの「施設に入居するため家に誰もいなくなるから位牌を預かって下さい」という申し出もあるそうだ。そのような位牌は裏堂の位牌壇に安置しているという。

葬式の数は一〇〜一五件で近隣四ヶ寺と協力してお勤めしている。布施額は葬式が五〜一〇万円、随喜寺院に三万円。中陰（七日毎の法要あり）が一万、法事が一〜二万という額が一般的である。

葬式の場所は自宅葬が七割を占めるという。ただ喪

主（後継者世代）の生活拠点が他地域にある場合や、長期入院をしていた後に亡くなった場合などは、管理や清掃が長期間出来ておらず自宅が使えない状態になっていることが多い。このような場合には葬祭場が寺院にて行うことがあるという。

葬式は二〇年程前までは七人にて読経することもあったが、その後五人に減り、現在は三人で執り行うことが多いという。昔は僧侶三人での読経が「最低ライン」という感覚であったが、現在ではそれが標準となくなってしまった。約三〇年ほど前の先代住職の時代までは行われていた他宗寺院との葬式や柵経の協力関係は現在はないという。

月参りは檀家の九割に行っており、月間二〇日は回っている。以前は行っていなかったがこの月参りを始めたきっかけは檀家からの声掛けだったという。「社会福祉施設での仕事をやめてお寺に専念する」と伝えるときに檀家の方から「経済的に大変だろうから、月参りをすれば？」との声が上がったとのことである。

月参りの布施を一〇〇〇円とし、命日にまわるということではなく地域によって「何週目の何曜日」と決めてまわる、ということとした。お布施は少額だが、その代わり予定変更があったときにも連絡の上、別の日に伺うようにしてもらっているという。日中は家に檀家がいなくても多いが鍵がかかっていないため、家主が不在の場合でも自ら上がって読経している。

遠方に移住した檀家からの葬式の依頼は、これまでに熊本市内・長崎市内から受けて出向いたことがあるという。また読経の依頼まではないとしても、亡くなったときに「戒名をつけて下さい」というケースはあるという。

年間行事は、御忌、春秋彼岸法要、施餓鬼会などが行われている。すべての行事について檀家に案内を出し、その中で「三〇〇〇円以上送っていただければ回向します」と明記しているという。それぞれの法要への参加者は八〇人から九〇人（檀家の七割出席）で、足を運ぶことが出来ない人は郵送や振込にて回向の依

頼をする人が多い。

またここ二〇年程は正月に配布物をしているが、地域の檀家のみならず遠方の檀家にも郵送している。その中には、全檀家の年回の情報をA三サイズ一枚にプリントしたのも同封している。命日や回忌の他に、戒名、俗名、どなたの縁者か、などが記載されたこの年回案内は、「親戚の年回を知りたい」という檀家からの要望により始めたものであり、現在のところ個人情報などにまつわるクレーム等の問題は起こっていないそうだ。

現在でも行っている活動としては、念仏会を毎月二五日に開催し一〇名程度の参加がある。また詠唱は二五〜二六年続いており、二〇名程が参加しており、詠唱大会などにも出場している。

また、かつてはこども会を開催していた。二五年ぐらい前から地域の子供対象に二泊三日で行い、毎年四〇名ほどの参加者があった。朝のお勤めに始まり、住職による法話も一日四座ほどが組まれるという、寺

院「体験」というもの以上のしつかりした内容であった。時が経つにつれて参加は一〇人ほどになり、期間も一泊二日に短縮し、現在は行っていない。ただ晩年は、子どもの頃にこの会に参加した人が、自身の子どもも参加させる、ということもあったという。

写経の会も二〇年ぐらい続いたという。月に一回で五〜六名の参加があった。長い経典なども書写し、最終的には自身の筆による自分の経本を作成した。全体で行うのは月に一回であったが、みな自宅でも写経を行っていたという。

今後の見通し

住職は大学時代に学んだ社会福祉の知識を活かし、近隣町の社会福祉施設に勤めることで地元の人々とのつながりもできたという。過去には子ども会（信行道場）を開催したり、写経の会を行ったりしてきた。現在では念仏会や詠唱、また檀家への案内の工夫により住職は寺院と檀家の繋がりを継続していくことに注力

している。その結果、遠方に生活拠点を移した檀家からも護寺の協力を得ることができている。寺の後継者も決まっております。寺院の跡取りに不安はないものの、地域産業の衰退に伴う人口流出と高齢化、さらには若年層の未婚により、檀家が今後どれだけ墓所を移転せず維持していくことができるのか不安視される。また現在は遠方に生活拠点を移した施主に代わり、地元に残っている親類などが護寺会費を納入しているという場合もあるが、そのような方々が亡くなった後にはどうなっていくのか、という不安はあるという。

(宮坂直樹) (調査日 二〇一三年三月一四日)

I 寺

はじめに

I 寺は市役所などがある天草市中心部から車で一時間ほどの、海に面した町にある寺院である。I 寺は本堂の後ろに山を構え、前には海を望む少し高台の立地にたっている。接近した山と海の間の比較的幅の狭い地域に集落が広がっている地域である。

寺院・住職について

元々は真言系の寺院であったが、天草の乱以降に浄土宗に変わったのでは、と住職は考えている。これまで少なくとも二回は寺院名称を変更しながら現在にいたる。

住職は昭和一六年生まれで現在七一歳。平成元年七月に住職に就任し、在職二四年近くなる。島内の高校から佛教大学に進学をした。兄弟五人のうち、大学を出たのは住職一人のみ。しかも経済的理由から、大学

時代は山科の寺院に随身しながら通学していたという。

大学卒業後の昭和四〇年に帰島している。当時、寺院のある地区にはI寺が開設した保育園があり、そこからを手伝うために帰ってきたという。しかし帰島してみると、運営主体が町に移行していたという。しかし同保育園に採用してもらうことができ、定年の六〇歳まで勤務。園長まで務めて、平成一三年に退職している。兼職していたこともやはり寺院収入のみによる生活への経済的不安が理由という。現在の副住職は兼職をしておらず、布教師として活動することで収入を確保している状態である。

地域の変化と現状

住職が島に戻った昭和四〇年頃には出稼ぎに出ていた人が多かったという。大阪・名古屋などに冬の間の三ヶ月から四ヶ月、自動車の部品工場などで働いている人がいた。

海に面した地域であることから、地元の産業は漁

業である。漁の手法としては網漁が主となっている。元々遠洋漁業はなかったために、近年の近隣諸外国の船舶による進出などの影響はなかったが、現在では高齢化が進んでおり元々は九〇戸ほどあった漁師の家が、現在は三分の一から四分の一に減っているという。

以前から行われていた養殖漁業は、地元の人が設立した数社がその事業を始め、そこで人を雇い始めた。養殖する魚は鮒や鯛であったが、価格下落とエサ代高騰により現在一軒を残すのみとなっている。その他、クルマエビの養殖業者は三軒、魚の加工会社は一軒で炒り子やサバ節などに加工している。しかしこれら養殖業は十分な地域雇用を作り出すことは出来ていない。農業も行われているが、山地のため大規模での農業が難しい。収益や効率面からはもう少し大規模化した方が良いのだが、広げたくても広げられないという。ただ陶磁器に適した地質であるため、伊万里・有田・瀬戸に陶磁器の原料の石や土を昔から供給しているが、作物は育ちにくく、水のはけも悪いため農業

に適した土地とはいえない。近年天草ではデコボンとオリーブを地域ブランドとして売り出す動きがあるが、地域の農業としては自給自足程度のところも多く、衰退の一途である。

近隣の高齢化も激しく、二〜三代同居は数えるほどしかない。近隣でこいのほりを見かけたのは、昨年は四軒だけであった。それ以外には六軒こいのほりがあがっていたが、それは町に引越した人がマンション住まいなどの事情で引越し先で上げられないために実家にかけているというケースのため、子どもが居住しているわけではない。また若者がいたとしても未婚の方が多く、「両親と子」という世帯構成も多く、今後絶家の可能性が高い世帯が多いという。

寺院の変化と現状

檀家の数は三五〇軒ほどである。平成元年には四二〇軒ほどあったことから考えると減少傾向にある。もともと一村一ヶ寺であったため檀家の地域的範囲は

限られているので他寺との競争はないが、地域内の人が減っているために檀家の減少がみられ、また増加する要因もない。減少の理由としては、移転が三分の二、絶家が三分の一である。出稼ぎ先にて新宗教に入信してくる人もいるという。

檀家の職種は、専業農家が約一〇軒、専業漁業が約一〇軒（加工業を含む）。それ以外の檀家の半分以上が雇いが勤め人で、半分以上が年金生活である。年金といっても自営業のため厚生年金はなく、国民年金のみを受給の人も多いため、ギリギリの生活となっている。

寺院の収入は昭和五四、五五年頃からバブルがはじける頃までは良かった。漁業は零細のため、大漁により大きな収入があり、多額の寄付が寺院にもたらされるようなことはないという。現在の布施額はピーク時（平成八年から一〇年頃）の半分ぐらいに減っているという。

葬式の連絡は電話で行われることはなく、誰かが亡

くになると連絡は二人で寺に来る。そして枕経に伺い、その席にて出僧の人数について話をする。葬式は一〇年ほど前までは五人で行っていたが、経済的理由からその数は減り、必然的に他寺の葬儀に出僧として出向く機会は減っている。また檀家の新築した家に広間がなくなり、「五人座れないから」という理由で出僧数を減らす人もいる。

町内では「生活改善」により会葬御礼などは廃止となった。寺の布施額については、町内の役員をしている住職の懇願により取り決めは行われておらず、三人の僧侶で葬式をした場合には二〇万円以上でお願いしているという。そうした葬式の出僧は他寺とグループを形成して行き来をしており、法礼は葬儀式のみ参列で三万円となっている。葬式の布施について近年では特に若い人からは「金額を教えて下さい」と聞かれることが多くなってきており、そういった習慣の継承が行われていないためか相場がわからなくなっているという印象を持っているようだ。

葬儀式へは、各区にある集落の住民はほぼ全員が参列するという。これは九割近くが自宅葬であることも関係している。葬式の日程が決まると区長からの声掛けで近隣住民は受付や食事の手伝いをする。近年では家族葬というケースもあるが、親戚やその知人などは参列するため、東京でいう「家族葬」とは異なるものである。

葬式や法事への参列者数は減少傾向にあるものの、法事の折には施主は地元に戻り法要を行う傾向があるという。法事の案内は遠方の檀家には二〇軒に出しており、その影響か昨年、埼玉の川越に四十九日、百ヶ日、一周忌に呼ばれて読経をした。その方は戒名・交通費含めて一〇〇万円の布施を送ってきたという。その他には長崎・下関・福岡・熊本などこれまで五〜六軒出向いて読経をしており、割合としては三〜四年に一度といったところである。

住職は「医者には『当番医』はあるのに『当番寺』があってもいいのではないか」と思うことがあるとい

う。この地域では住職が不在で、他の僧侶がかわりに葬式をしても檀家は許してくれるそうだ。これは普段から寺の行事の手伝いなどの行き来により、他寺院の僧侶でもすでに檀家とも顔見知りになっていることに起因すると思われる、という。

御忌、春と秋の彼岸には案内を出す。これらの行事には連夜もあり、連夜法要への参列が三〇名程、当日の法要への参列が二二〇〜一三〇名である。参加者は多少減少している。後述の兼務寺院が休日に行事をおこなうので、I寺は平日に行うことになることもその一因と考えている。これらの法要では出欠席を事前に取りすることはしていないが、御斎は出しているという。御斎は精進で、御忌と秋彼岸は手作り、春彼岸は仕出しを依頼している。先代の昭和五〇年ぐらいまでは十夜法要も行っており、餅を配ったりしていた。

住職が保育園を退職した一〇年程前から、檀家からの要請により月参りをするようになった。現在では約二〇軒のお宅に伺っている。その数は開始当時から増

えていないそうだ。

またここ四〜五年は、親の葬式を行った人には、その施主が遠方に居住していたとしても住所などを伺って法事の連絡を取るようにしている。それでも墓地の移動はこれまでに二〇軒程はあるという。ただ勝手に墓地を移転するということはなく、ほとんどの人が連絡をきて撥遣の依頼がある。

地域の高齢化、若年層の人口流出、跡継ぎ不在の問題により、「遺骨を預かって欲しい」という依頼も出ているという。そういった方の要望に応えるために、現在、合祀墓の形式がよいか、納骨堂の形式がよいか検討中である。

その他、寺の行事としては修正会、棚経、施餓鬼（盆施餓鬼）、除夜の鐘、法要の御斎、詠唱、研修会、青年会主催の子どもの集いへ場所の提供、などがある。

公民館が出来る前までは地域の集まりは全てお寺で行っていた。現在では副住職が関わっている大人のソフボールチームの打ち上げを年に二〜三回お寺でや

る程度となり、人が集まる機会も減ってしまっているという。

兼務寺院について

平成二〇年より一ヶ寺を兼務している（工寺）。こちらの寺は兼務する以前から法類として葬式などの手伝いをしてきた。前任職の退任が検討されたとき、兼務するのはI寺かH寺かどちらかとの話になったが、副住職がいるという理由からI寺が行うこととなった。

兼務寺院の檀家数は九七軒。四年前は一〇〇軒、それ以前は一〇七軒であったため、やはり減少傾向にある。兼務を受けるときの約束であるため、掃除や花替えなどは当番制で檀家が行っており、会費年間一五〇〇円も総代が集めており、宗派への課金もここから払っている。法要などの回向の申し込み、収入も総代会が管理し、住職たちはそこから布施をいただく形となっている。

布施額は地域内で他の家が葬式や法事をしたときの

例が出るようで、一律同じになっている。月参りは二〇件ほどで二〇〇〇〜三〇〇〇円である。

年間行事内容はほぼI寺に同じだが、連夜法要は行っていない。行事の際には総代会が出欠を取り、仕出しをとって御斎としている。総代会が開かれるときには住職も参加するため、会の収支等の内容は把握している。

今後の見通し

I寺はもともと檀家数も多かったため、減少し始めている現在においてもなんとか寺院を維持していられる状況ではあるが、安定して生活を送るためには今後兼業が必要となってくるという。兼業しながらI寺を運営していくために、兼務住職を引き受けるときには兼務寺の運営は総代会ならびに檀家にて行っていたくことを取り決めたようである。

現住職が保育園に長年勤めたことによる地域とのつながりも、寺にとっては大きいと思われる。また遠方

の檀家にも法事や行事の案内を出すことにより菩提寺の意識を持ってもらっていることが遠方まで請われての法務に繋がっているようだ。しかし地域の高齢化と産業の衰退を鑑みると、この先の減少は明らかであり、副住職の布教師としての活動に依存する可能性が高いように思われる。

(宮坂直樹) (調査日 二〇一三年三月一四日)

丁寺

はじめに

丁寺は天草下島の南端に位置する。そのため天草のなかでも交通の便が悪く、熊本市までは車で約三時間かかる。またかつて炭鉱採掘で町が栄えていたが、昭和四〇年代後半に閉山した経緯を持つ。この意味において過疎化の進行する要因を複数持つ地域であるといえる。

寺院・住職について

住職(昭和三十一年、調査時現在五七歳)は長崎生れであるが、一三歳の時に天草にやってきた。それは、彼の父親は長崎のある寺院に所属する僧侶であり、その縁で昭和四四年に丁寺を任されることになったからであった。中学校は天草の学校に通ったが高校は熊本市内の高校に進学し、大学は佛教大学で社会福祉を学んだ。父親は僧侶であったが長崎に居たころは寺で

育ったわけではなく、また天草にきて丁寺で生活したのも二年ほどであったため寺を継ぐという意識もなく、大学時代に教師資格は取らなかつた。大学卒業後二、三年広島で仕事をしていたが、天草の障害者施設に欠員が出たことから天草に帰り、二〇年間障害者施設で勤務をした。三四歳の頃には少僧都養成講座で僧侶資格を取得し、障害者施設で働きながら自坊の葬式や月参りを手伝うようになり、平成一五年に住職に就任した。

地域の変化と現状

丁寺の地域には炭鉱があり、昭和四七年まで採掘が行われていた。幕末から採鉱が開始され、明治三六年からは日本練炭株式会社を買収して組織的な採掘が行われるようになった。最盛期は昭和二二、三三年頃で、良質の無煙炭が採れたためかつては海軍御用達であったという。天草には数ヶ所炭鉱があつたが、これらかなかでは大規模なものであり、町を流れる川の河口が

石炭の積み出し港になっていた。炭鉱が盛んであつた頃は、この地区だけで約二万人の人々が生活していた。地元の男性は、ほとんど炭鉱で働いていた。また多くの人が他地域からやってきて、その一部はこの地域に住み着いたという。

住職が天草へやってきたのは、炭鉱が閉山される三年前のことであつた。住職は一四歳から二六歳まで進学・就職の関係で天草に居なかつたが、二六歳の頃天草に帰ってきた時には、風景が劇的に変わったとは感じなかつた。しかしその後、徐々に人が減っていくことを実感するようになったという。

炭鉱労働者は、仕事の内容上五、六〇歳代で亡くなる人が多いそうで、亡くなった炭鉱労働者は天草で葬儀を行う場合が多かつたという。そのことから現在では、この地区には高齢男性はほぼおらず、七、八〇歳以上の未亡人たちが、そのまま残って生活している状況である。なお、炭鉱で亡くなった場合は補償金をもらったとのことで、「未亡人たちはそのお金で生活し

ている人が多いのでは」とのことである。

炭鉱以外にも、農業、漁業を行っている人もいたが、いずれも小規模で、とくに現在では、漁業・農業も「自分が食べる分だけ」という感じである。ミカンなども一部栽培していたが、現在は荒れ放題であり、一五年ほど前からは魚（イワシなど）も獲れなくなつたという。

若い人は、多くが地元から出ていく。ただし、県外に就職した人が、地元に戻ってくる場合もあるという。檀家のなかで五〇歳代、六〇歳代の人々が残っている割合は三分の二程度で、これは同居、もしくは近くに住んでいることが多い。仕事は、介護施設や役所関係に勤める人が多く、天草の中心地である本渡まで通勤している人も多いという。しかし、二、三〇歳代の若者はほとんど地元におらず、檀家のなかでは、思い浮かばないくらいであるという。

寺院の変化と現状

檀家数は三〇〇軒くらいである。寺の周辺が主

（二一〇〇軒ほど）で、あとは車で一五分くらい離れた漁師町に四〇軒、ほか他地域に六〇軒くらいである。

檀家は皆地元にいるが、先述したように、炭鉱労働者の未亡人が残っているという状況の家が多い。

住職が天草に来た昭和四〇年代から比べると、檀家が約一〇〇軒減つたという。元々の檀家が他地域へ転出してしまった、あるいは絶家となつてしまったという場合も多いが、炭鉱労働者としてやってきた人と縁を結んだ場合も多かつたため、炭鉱の閉山によつて縁が途切れた場合もあつたという。（*なおこの場合、「ある程度法事などの依頼がある関係」を「檀家」としている。）

近年は、檀家（多くは未亡人）が亡くなった際には、お骨を天草に埋葬せずに都市部に引き取る例が増えてきた。また先祖代々の遺骨も含めて持つていく例も年間二、三軒あり、このような事例はこれから増えるだろうと予想している。特に、継承者が県外に居る約三分の一の檀家は、今後お骨を持つて行ってしまうこと

も多くなる予想を持っている。今後は檀家減少が一層深刻な状態になり、今後二〇年で百軒は減るだろうとの見通しを持っている。

なおこの地域では、墓地は二、三分登った「山」にあることが多く、墓地に水道もないため、高齢者が墓参りに行かなくなるとい場合も多くなっているという。

葬式は年間二〇件ほどである。この地域では、かつては九〇人の僧侶で勤めるのが普通であった。しかし、住職に就任した平成一五年ごろは僧侶五人が普通で、現在は三人が普通になったという。施主がそれぞれの僧侶に布施（三万円くらい）を渡す習慣であるため、「僧侶の人数が減ったのは、不景気のためではないか」と住職は推測している。役僧の機会が激減しているのです、寺としては収入減となり経済的に厳しくなってきた。一〇年前は、年間三〇回くらい役僧の機会があったが、現在は、年間一〇回弱くらいにまで機会が減少したという。

かつて葬儀は本堂前での露地式、あるいは自宅葬が多かったが、一〇数年前に初めての斎場ができ、また五、六年前にJAの斎場ができてからは、急激に斎場で通夜、葬儀を行うようになった。最近では枕経も斎場でやる（五割くらい）ことも多くなった。斎場で葬式を行うようになる前は、七日参りをきちんと行っていた。現在でも七日参りを勤めているが、葬儀式に引き続いて初七日の法要を勤め、さらに続けて満中陰の供養まで勤めてしまう形式がほとんどになった。これはJAの斎場ができてからの傾向であるが、遠方から集まらない方も多いうからという実利的な面が強いのではと住職は考えている。しかし当日満中陰をやった場合でも、正当日あたりにも満中陰法要を再び勤めるとい。ただしその場合には「親戚や遠方にいる後継者などは集まらない簡単な形」である。

年回法要は、以前と変わらずしつかりやる傾向が強い。三回忌くらいまでは親族が集まる人が多いが、それ以降は家に居る人と親しい近所の人のみであ

る。これは近年の変化だという。かつては忌明け法要は、「施餓鬼法要」で行っていた。これは、自宅で施餓鬼の飾り付けをするので、通常の法要よりも「丁寧」な法要という意味であるというが、最近では施餓鬼法要を行うことが無くなったという。

法事をしない家も結構ある。法事の案内をしていないので、今後どうなるのだろうかという心配がある。

年間行事は施餓鬼会、彼岸法要を行っている。施餓鬼会は数年前から七月四週目の土日へと変更した。これは仕事を持っている人が来やすいようにとの理由である。土曜日に法話、日曜午前に施餓鬼法要を行う。

これには四〇人くらいの檀家が参加する。彼岸法要には一四、五名参加する。希望者には戒名を読み上げ、の供養をしており、参加しない人でも、二〇人くらいの布施を送ってきて供養を頼むという。

月参りは近くの檀家一六〇軒ほどを回っている。住職になって一〇年くらいで三〇件ほど減ったという。

月参りの金額は最高が三〇〇〇円ほどであり、金額に

は変化ない。しかし月参り件数の減少にともない収入が減少しており、「かなり辛い」という。

今後の見通し

この地区の人口は現在一万五〇〇〇人であるが、一〇〜一五年後には半分になる見通しである。檀家も当然大幅に減少することが予測されるが、つなぎとめる方法は思いつかないという。一〇年後には、現在寺との付き合いの中心である高齢者がほとんどいなくなる。五、六〇代の人々はある程度地元にいるものの、その次の三、四〇代の人々はほぼおらず、これらの人々は将来的に地元にはほとんど戻ってこないと住職は予想している。このことから、寺院の経済的なことを考えると、自分の代までは「食べていける」と思うが、自分の子供の代ではかなり厳しくなり、子供の教育費などが出せないレベルにまでなるだろうと考えている。

住職の息子は現在二四歳で、浄土宗教師資格を有し

ている。将来的には寺を継ぐ意思は持っているが、現在は京都でサラリーマンをしている。現在での寺の法務は住職一人でなんとか大丈夫だが、月参りなどがあるため、どこにも出かけられないという。「子息が寺にいれば助かるとは思うが、給料を払えないから帰ってこいとは言えない」という。

(名和清隆) (調査日 二〇一三年三月一五日)

K寺 (兼務寺 才寺)

はじめに

K寺は熊本県天草市の南部に位置する寺院である。この地域は平成一八年の市町村合併によって天草市となった。天草市の中心地域からは車で五〇分ほどの距離にあり、熊本県天草市南部の中心寺院である。

住職について

住職は昭和四二年生まれであり、地元高校を卒業後、東京の私立大学へ進学し、卒業後、大正大学へ編入した。大正大学在学中に教師資格を取得し、地元に戻って来た。現在は住職と並行して、父である先代住職が理事長を務める社会福祉法人の老人ホーム施設長を務めている。

地域の変化と現状

当時の位置する地域は半農半漁村の地域である。昔

は漁業、特にイワシ漁が盛んであったが、平成に入るところから不漁となり、漁業が衰退したという。

この地域には高校が一校しかなく、中学卒業後、熊本市内の高校へ進学する子供もいる。住職の子どもも熊本市に下宿して、高校に通っている。また大学もなく、就職口も少ないため多くの若者が都市部へ出ていく。高校は、三〇年前は全校で二四〇人だったが、今では八〇人である。小学校は一二校が五校となり、さらに統廃合で二校になることが決定している。中学校も五校が二校となった。

寺院の変化と現状

K寺の檀家は約一八〇〇軒であり、寺院の周辺地域に多い。檀家の増減は、昭和三〇〜四〇年代には約三〇〇〇軒だったのが、現在の軒数になっている。二〇年前は行事案内などを毎回約二五〇〇通出していたが、現在は二〇〇〇部刷って少し余るくらいになった。後継者が地元にはいない家も多く、老夫婦だけの家

や、独居も増えている。また男性の後継者がいない家が、墓地をそのままにすることも増えており、今後、永代供養墓を造りたいと住職は考えている。

墓地は地域ごとにある。地域の墓地は浄土宗でまともっているものと、各宗派共用のものがあるという。各宗派共用の場合は、当寺に相談なく、無断で改葬されることもあるという。

葬式は、枕経↓通夜↓出棺・火葬↓葬儀↓初三日はつみか↓納骨、という順で勤められる。一〇年ほど前から葬祭会館ができればじめ、現在は地域に三つある。葬式の多くは、この葬祭会館で行われている。参加人数は一〇〇人前後が多い。葬儀式の僧侶の人数は、昔は五人であったが、今は三人になったといい、これ以上減ることがないように住職は葬儀社に話している。

法事は自宅で勤める家と、本堂で勤める家とが半々である。参加人数は地域によって異なるが、少ない場合は四、五人、多いときは六〇、七〇人である。家族だけの法要も増えてきている。

年間行事は御忌会、春彼岸会、花祭り、棚経、施餓鬼会、秋彼岸会、除夜の鐘が行なわれている。なお花祭りでは、放生会も行つう。この他に四〜五年毎に五重相伝が開催されており、受者は一二〇人前後、半分が通いで受け、半分が寺院に泊まり込みで参加する。期間は六日間であり、天草は定期的に五重相伝会を開催する習慣があるという。

兼務寺院について

兼務寺院に才寺があるが、伽藍がない。五年ほど前にシロアリの被害で伽藍が無くなってしまった。

社会福祉法人の経営

当寺の住職は社会福祉法人の代表を務めており、この法人は当寺が母体となり、昭和三五年に認可を受けたものである。現在この社会福祉法人は事業として、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センターなどを経営してい

る。寺が母体であることは、地元住民にも認知されており、特別養護老人ホームの中には阿弥陀如来像が置かれるなど、浄土宗の教えに基づいた法人運営がなされている。この法人は、先々代住職が、イワシ漁が不漁となり、生活の苦しくなった老人が増加するなかで、老人福祉の充実を図るために設立されたものである。設立以来、約六〇年を経過し、寺とともに福祉法人も地域の老人に安心を与え、また地域の雇用においても一役を担っている。

今後の見通し

K寺のある地域の人口は、今後さらに減少するとされるなか、寺は安泰というイメージをなくす必要があると住職は考えている。また寺と社会福祉法人をともに運営していくことに、住職はメリットがあるという。それは寺が社会福祉法人を運営することで、地域の人々に「お寺がやっているから経営やサービスがしっかりしている」という安心を与えることができ、また

寺院もそのような福祉にかかわることで、信頼性が増すことにつながるからであり、今後もこのような運営を続け、寺院も社会福祉法人もしっかりとした組織づくりをしたいと住職は語っていた。

(石田一裕) (調査日 平成二五年三月一三日)

寺院の公益性をめぐる

公益性概念に関する基礎的研究

はじめに

石川基樹

これまで総合研究所内において仏教福祉をテーマとして研究を進めてきた仏教福祉研究班であったが、本年度研究班の改組に伴い寺院の公益性を新たなテーマに研究を行っていくこととなった。そのため、研究を進めてゆくにあたり、改めて公益性概念に関する基礎的研究が必要となった。本稿では公益性と関連する諸概念や宗教との関連性について概括的に整理を行っていく。

1、公益と公共性

概念を整理するにあたり、まず社会学辞典にあたる一般的な公益は「公共の利益、つまり社会を形成していく上での共通の目標、共同目的、および共通善を特徴づける公共性に支えられた利益」（有斐閣『新社会学辞典』）となっている。公益とは社会を形成してゆく際に基準となる公共性に基づく利益として理解できよう。それでは公益を生み出す公共性とはどのように捉えられるだろうか。公共性は「私的なものに対比される公的な性質や価値」のことであるが、日本で公共性という語を用いる場合には社会全体の利益が調和したところに成立する実質的な公平の原理を表す「公

共の福祉」を達成するために担保されるべき社会的価値や社会的有用性を公共性とする場合が多いという(有斐閣『新社会学辞典』)。「公共の福祉」については憲法解釈上議論のあるところではあるが、以上を整理すると日本の場合には公益＝公共の福祉に基づく利益というように整理することができるだろう。ここまで、公益と公共性について一般的解釈について確認してきたが、「寺院の公益性」というテーマで研究を進めてゆくにあたって次に確認しなければならないのは、なぜ宗教あるいは宗教法人の公益性が問われるのかということである。

2、宗教と公益の関連性

宗教法人は税制上優遇されているが、その根拠となっているのが公益性である。島蘭(2008)によれば、例えば税制上同じ公益法人等に含まれる学校法人の教育も宗教法人の宗教も人を育てるということに関して共通しているのにも関わらず、教育に公益性があるということは疑われるべくもないのに対して、宗教はそ

の点疑わしいと思う人が増えているという。公益法人の一種である宗教法人が公益性を問われる背景には、こうした税制に関わる問題がある。一方、洗(2010)は非営利と非課税との関連で捉えるべき問題が公益性と非課税との関連から議論されていると指摘している。そのため、宗教法人は非課税という恩恵を受けているから公益的でなければならないとする要請に応えるべく、宗教法人は現在の社会に適合して貢献できることを模索しなければならないと努力を重ねている現状にあるという。しかし、宗教の最も基本的な性格は世俗とは異なった独自の世界観や人間観に根ざした価値基準をもち、人間に生きる方向性を指し示すことであり、社会に迎合するために信仰上のニーズがないのにも関わらず公益的な活動を行ってゆくのは本末転倒であり、そもそも宗教であること自体が公益性をもっているというのが洗の主張である。

3、まとめ

以上のように、社会に貢献できる活動を模索してい

る状態は「寺院の公益性」というテーマが掲げられることから見て取れるだろう。2001年に浄土宗総合研究所が主体となつて行つた『浄土宗寺院における社会福祉事業・活動に関するアンケート調査』では社会福祉活動に積極的に関わっていくべきではあるがどのような活動をして良いのかわからないという回答が多くみられた。洗の主張のように寺院の公益性を宗教の基本的性格に立ち返つて捉えることは必要であるが、社会からの要請があり当の宗教者が社会福祉活動に関わっていくべきであるとしている現状も無視はできないだろう。星野(2010)はそのような現状から宗教者なら誰でもできる活動を模索していかなければならないと主張しているが、各寺院がここまで見てきたような「公益性」をもつて活動をしてゆくには日本社会と宗教との法制度上の関連性も含めて多くの問題が残されていることを確認した次第である。

引用・参考文献

- 洗建、2010、「宗教団体の公益性を巡る議論について」
曹洞宗総合研究センター公開講演録1『宗教法人と公益性』p30～p31
- 星野英紀、2010、「講演 日本の宗教的特質と公益性」
『宗務時報』、二二号、1～14
- 島蘭進2008、「宗教法人にとって公益性とは何か」『現代宗教研究別冊』、3～38

近代浄土宗における「公益」について

田中美喜

はじめに

長谷川匡俊編『近代浄土宗の社会事業』(一九九六)には、十六の事例がある。これらに見られるように、浄土宗は、特に戦前期には、社会事業が活況であった。このことは、宗の中心的存在であり、社会事業を牽引

した僧侶らの実践や、そこから展開される社会事業論や団体刊行物に明らかである。それまで行われていた感化救済事業が社会化する近代において、「社会事業」という言葉が登場し、さらに戦時下、「公益事業」という言葉が出現し、戦時協力体制に突入する過程が浮き彫りになる。この場合の「公益事業」には、皇道をはじめとする、戦時下のイデオロギーに基づく事業を含んでおり、宗教団体をはじめ、あらゆる職能団体は、職域奉公に加え、公益を中心に行動することが要請された。

一 満州事変から顕在化する「戦争と宗教」の問題

昭和六年の満州事変は、あらゆる問題と危機を孕んで世界注観的となった。宗教に関する者にとつて、戦争はもとより好むところに非ず、永恒平和の樂土の示現を願望していたが、今回の事変に対しては、国家の存在を是認する以上、自覚上の行動を執るものは当然のこととして、進んで自らこの難局に当たる覚悟が必要であった¹。寺院または寺院生活者は、宗教家とし

ていかなる実働をするべきか、ということが問題であった。

『教学週報』には、戦争における仏教徒の葛藤が述べられている。要約すると次のようである。仏教徒は、仏教の慈悲忍辱を信奉する者として、当然戦争行為を否認していた²。しかし、直ちに戦争反対の行動に出ることができると言われれば、否と答えざるを得ないのが当時の状況であった。従つて、国家の存亡を認めることも、その自衛行動が一時理想的行為に反する点があつても、究極の理想への過程であるならば、またやむを得ずこれを認めるとしている³。

二 社会事業から「公益事業」へ

昭和十四年八月二十五日、浄土宗務所社会課より、長崎教区教務所及び長崎教区社会事業協会長へ「浄土宗社会事業日二関スル件」通牒が出されている。来る九月二十五日浄土宗社会事業日に際し、その教区内寺院を督励し記載内容を実施し、報告するよう要請されている。満州事変二周年を迎え、新段階に対する具体

的運動の一つとして社会事業日である二十五日を「銃後奉公日」とし、この日を中心に銃後奉仕の活動を展開することに、宗務所は決定した⁴。

昭和十五年七月二十二日に第二次近衛内閣は組織され、新体制運動が展開された。

新体制の理念を要約すれば、個人中心の考え方を変え、全体というものを中心に考えるべきであるということである。働くこと、実際に行動することを推奨している。その利益を事業に投下して、事業を国家の隆盛のために動かしていく、国家の計画のもとに生産活動を続けていくということである。これを、「公益優先」という言葉で示している。『浄土週報』二三七八号（昭和十六年九月十三日）の巻頭言は、「公益事業の意義」である。以下に示す。

全浄土宗寺院が協力して新生活運動に邁進すべく実施されつつあった、従来の社会事業日なるものが本年より公益事業日と改められ、来る九月二十五日を期して宗門は一斉にその趣旨に則って各方面の研究、協議、

施設、行事を旺んに実施することとなった。（中略）

今日の場合に於ける公益事業は所謂臨戰態勢下に於ける公益事業でなければならぬと同時に特に教家としての職域奉公圏内にある公益事業として考慮を払うべきものと考えられ、（中略）此際従来の社会事業若しくは厚生事業乃至公益事業を興して実績を有する方面は別として、此方面に何ら関係しなかつた寺院は少なくとも一寺一事業を興すべきであり、所謂職域奉公を身勝手に狭義に解釈せず、仮に職域外に出ても己れの本分を忘れざる以上に進んで御奉公申すべきであり、（中略）仮に若し創意的に公益事業を興す能力が智的にも財力にも無い場合にあつたとしても、それならばそれで謙虚な心持で他の仕事を援助させて貰えばよいのであつて此際の意図は面子でなくして実質である。（中略）国際情勢は頓に難局を想わせる昨今、明日のことを約束し難い時節にあつて宗侶の覚悟は今日直ちに未来に通ずるの信念を以て何ん時と雖も、己の最後の疑問として取上げられても恥しからぬ対社会的対国家的

の熱意を平素の行動に表現することは自ら宗意安心の規格に生きるもの（中略）此意味に於いて公益事業日は又一面信念練成の日でもあり得る（後略）

おわりに

前述の巻頭言は、「公益事業」は、本来の社会事業の意味内容が拡大されてきたことを裏付ける言であると考え。社会状況を鑑みても明らかであるが、浄土宗内にはこうした変容があった。このように、社会事業の意味内容が今日違ってきたということを指摘し、教家である宗の僧侶は公益に尽くすべきであり、国民が奉公に尽くしているなか、僧侶が今の生活を続けていいののかという内省のもと、謙虚に公益事業を興すように喚起する。それが国家や皇威宣揚のためであり、戦捷のためであったであろうが、寺院、僧侶の職域は広がったといえる。近代における「公益」には、二つの要素が含まれていることを前提にしなければならぬと考える。なぜなら、明治維新以降に生きた我が国

の人々は、各々の職能団体に属し、職業人として賃金を得て生活する前に、日本国民であることを強く求められているからである。それは宗教団体においても然りである。

- 1 教学週報社編集部「満州事変に対する宗門的自覚を促す」『教学週報』一三九号、昭和六年一月一五日、一頁
- 2 教学週報社編集部「戦争行為と教家の使命」『教学週報』二四九号、昭和七年二月二十一日、一頁
- 3 同右
- 4 浄土教報社編集部「お寺は銃後の相談所」『浄土教報』二三七八号、昭和一六年九月一三日、十頁
- 5 浄土週報社編集部「公益事業日の意義」『浄土週報』二二九〇号、昭和一四年九月三日、一頁

法然上人の教えと社会実践の展開

「自己覚知」を考える ― 法然の凡夫観を通じて ―

郡嶋昭示

ソーシャルワークに携わる者の心得として、「自己覚知」の重要性が指摘されている。それは、クライアントの価値観を正しく見据えるために必要な心の状況であるとされ、「適切な自己理解」によって「適切な他者理解」への可能性が広がり、良い信頼関係、援助関係の構築が期待されるということから、その重要性が指摘されている。しかし、重要性が指摘されながらも「覚知」すべき具体的なことについては、結論が定められているものではなく、研究者によって模索が続

いている状況に思える。例えば、「自身の価値観を見据え、理解する」という意味であったり、「自身の良い面がいかなるものかを見据える」ということであつたり、自由な発想が行われるチームであると見ることができる。そこで、このように重要とされながらもその内実については未だ議論が続く「自己覚知」について、法然浄土教で語られる「信機」（自身の機根を見つめる）の思想をもとに、具体的な要素につて試論を試みたい。法然は我が身を見つめ、自分の至らなさを見据えることを、阿弥陀仏の救いを信じる心を確固たるものとするために重要なものとしている。例えば、名著『選択集』では、往生浄土のために必要とされる三つの心

である三心（至誠心、深心、廻向発願心）の深心を説く部分で、

深心と言うは即ち是れ深く信ずるの心なり。亦た二種有り。一には決定して深く自身は現に是れ罪悪生死の凡夫、曠劫より已来、常に没し常に流転して出離の縁有ること無しと信ず。出離の縁あること無しと。二には決定して深く信ず。かの阿弥陀仏、四十八願をもつて、衆生を摂受したまう。疑いなく慮無く、かの願力に乗じて、定んで往生を得と。（聖典二・二八九）

という深心には自身が罪を重ね、輪廻を繰り返す存在であることを信じる面と、そのような自身をも浄土に導く阿弥陀仏の救いを信じる面の二つの側面を説く『観経疏』の説をそのまま引用しており、自身を見つめ、自身が煩惱にまみれ、善い行いなどしてこなかった存在であり、輪廻から脱却することなど不可能であるという自覚を阿弥陀仏の救いを信じる心を確固としたものにするために必要なものと主張しているのであ

る。また、『往生大要鈔』ではこの説を解釈し、

この釈の意は初には我が身の程を信じ、後には仏の願を信ずるなり。ただし後の信を決定せんがために初の信心をば挙ぐるなり。その故は、もし初の信心を挙げずして後の信心を出したらましかば、諸の往生を願わん人、たとい本願の名号をば称うとも、みずから心に貪欲瞋恚等の煩惱をも起し、身に十悪破戒等の罪悪をも造りたる事あらば、濫りにみずから身を僻めて却りて本願を疑いそうらいなまし。（聖典四・五三七）

といい、自身の存在を見つめ直すことができなければ、阿弥陀仏の本願を信じようとしても本願を疑うことにつながるという、その必要性が主張されている。この自身の存在を見つめ直すということは、法然以降の大師によって①信機（自身の存在を見据える）、②信法（阿弥陀仏の救いを信じる）と表現され伝わっているが、これらのうち、①信機に位置し、「凡夫の自覚」と称される法然の諸思想の基底をなす思想である。

このように自身の至らなさを自覚する「凡夫の自覚」は、先の「自己覚知」の理解に應用が可能だと考えるのである。冒頭でも触れたように、従来「自己覚知」については種々の理解が行われているが、この「凡夫の自覚」は、本来、自身は人を救うという立場になんというかを覚知するという意味で應用が可能なのではないだろうか。すなわち、全ての人の心を理解することはできないということ、自身もクライアントと同じ状況（社会的弱者や鬱などの状況）に置かれる可能性があると自覚である。自身は全ての人の考えを理解することができないという自覚は、安易な共感でクライアントとの信頼関係が損なわれる縁を絶つことにつながり、また、導く立場にないという自覚は安易な対策の提示を防ぎ、専門の知識や力を持つ人へ橋を渡すことにつながり、また、全てを一人でしようとして援助者が機能しなくなることの防止につながるのではないだろうか。いずれも特効薬ではなく「期待できる」という範疇にとどまるものであろうが、こうし

た「自己覚知」の芽生えは多くの場合に應用できるものと考えるのである。そして、それでも完全に他者を理解することのできない状況を受け止め続けることで、さらなる凡夫の自覚を得、これを繰り返し継続していくことが信機の深まりに通じ、自分のできる最善のことの発見に通じるものと考えるのである。

法然の「止悪修善」の教説に見られる「人格の向上」への貢献の可能性

曾田 俊弘

はじめに

本稿は、法然上人（以下尊称略）の教説を、人間（衆生、凡夫）の「人格の向上」に如何に資するのかという観点から考察することを目的とする。

一、法然の「止悪修善」の教説に見える凡夫の善人となり得る素質、可能性の「確証」

法然は、衆生に対して、念仏を称えれば、阿弥陀仏

の本願に、善人悪人・有智無智・富貴貧賤等の区別なく救われるのだから、「生レ付ノマ、」の姿で念仏を称えるべきことを説いているが、その一方で、悪を改めて善人となるべきことを説き勧めている。

例えば『黒田の聖人へつかはす御文』では、「罪ハ十悪五逆ノ者ナヲ生ルト信シテ、少罪ヲモ犯サシトオモフヘシ。罪人ナホムマル、イハムヤ善人ヲヤ」(『昭法全』四九九頁)と、「十悪・五逆の罪人であつても往生できると信じる」べきことを説いたうえで、「少罪をも犯すまいと心掛けよ」と説いている。すなわち、阿弥陀仏は、たとえ十悪・五逆の罪人であつても、念仏さえ称えれば、罪人の罪人という現状をそのまま「受容」して救い取ってくれると信じたうえで、その阿弥陀仏の無条件なる慈悲(受容)に甘えることなく、悪の抑止に努めよと言うのである。なぜ法然はこのように説き方をしたのだろうか。それは法然が、阿弥陀仏の慈悲に「受容」を超えるはたらきを見出し、いた

からではないだろうか。

そのことを示していると思われるのが、以下の法然の言葉である。

「仏は一切衆生をあはれみて、よきをも、あしきをもわたし給へとも、善人を見てはよろこひ、悪人を見てはかなしみ給へるなり」(『念仏往生義』、『昭法全』六九二頁)

「悪をあらためて善人となりて念仏せん人は、ほとけの御心になふべし」(『諸人伝』)

説の詞、『昭法全』四六二頁)

「悪をもすて給はぬ本願ときかんにも、まして善人をは、いかはかりかよろこひ給はんと思ふへき也」(『十二箇條の問答』、『昭法全』六八一頁)

以上の言葉から、阿弥陀仏が一切衆生(凡夫)に対して、「悪を改めて善人となつてほしい」と望んでいると法然が受け止めていたことが如実に窺えよう。このように阿弥陀仏がすべての凡夫に悪人から善人へと転換することを期待しているということは、換言すれば、阿

弥陀仏が凡夫一人ひとりに善人となり得る「素質」「可能性」を認めているということでないだろうか。

このような法然の説示から想起されるのが、マルティン・ブーバーの「確証」(confirmation)という概念である。ブーバーは、カール・ロジャーズとの対話(1957年 於：ミシガン大学)において、「ただその瞬間においてだけ、他者の現状においてだけ、他者を受け容れる」こと、すなわち「受容」(acceptance)よりも、「他者の可能性全体を受け容れる」、「(他者の中に)生成するべく予定されているもの(可能性)」を確認する「確証」こそが、真の「愛」であると主張している(『ブーバーロジャーズ対話』一九三〜一九六頁)。このブーバーの説く「確証」は、法然が阿弥陀仏の慈悲をどのように受け止め(領解)ていたかを明快に解説してくれるものと言えるのではないだろうか。

二、「確証」としての阿弥陀仏の光明による「人格形成作用」(倫理的な作用)

法然が、阿弥陀仏を凡夫の善人となり得る素質、可能性を「確証」する仏と領解していたことは、法然が、阿弥陀仏の光明に「人格形成作用」(倫理的な作用)を認めていたことから容易に推察できよう。

法然は『三部経大意』で、「光明ノ縁ト名号ノ因ト和合セハ、撰取不捨ノ益ヲ蒙ラム事不可疑」(『昭法全』三二頁)と、阿弥陀仏の光明と凡夫が称える名号とが因縁和合することによって救いの利益を受けることができるとし、その利益について、『逆修説法』で、阿弥陀仏の「十二光」の中の「清浄光」と「歡喜光」と「智慧光」の働きによって三垢(貪・瞋・痴)具足の凡夫が「戒法を持った清浄の人」「忍辱の行を修した人」「智慧ある人」と同等な人格者となることであると説いている(高橋弘次『改訂増補 法然浄土教の諸問題』「第五部 法然浄土教の倫理性」参照)。

この称名念仏によって成立する阿弥陀仏と凡夫との人格的呼応関係の中で生起する光明の倫理的な作用は、まさに阿弥陀仏による凡夫の善人となり得る「素質」

の「確証」であり、その素質を「開発」しようとするはたらしにほかなるまい。

まとめ

以上の考察に基づけば、法然が「止悪修善」を説いた真意は、一切の凡夫に、自分の中に潜在している善人になり得る素質、可能性を阿弥陀仏が「確証」し、それを「開発」しようとはたらしかけてくれることに気づかせることであつたと考えられるであろう。

そしてそのことよって、一切の凡夫に、阿弥陀仏の慈悲に対する応答責任の主体として自己を意識させ、われわれに善人たらんと努力することを期待している阿弥陀仏の御心に応えて、阿弥陀仏の慈悲に甘えて放埒な行動をとることを慎み、能う限り止悪修善を心がけようという倫理観を覚醒させ、人格の向上を図ろうとしたと考えられるであろう。

これまで、法然の「止悪修善」の教説は、自力聖道

門的思考の残滓、(悪人正機説に比して) 阿弥陀仏の本願への信の不徹底が見られるといった否定的な評価に晒されてきたが、筆者はこの教説に、阿弥陀仏の聖意を我が心として、すべての人間の有する変わり得る可能性、すなわち「人間の尊厳」という原理の一要素にほかならない「人格の可塑性」(葛生栄二郎編著『新・人間福祉学への招待』第一章参照)を「確証」し、自らの人格の尊厳に目覚めさせようとする法然の衆生に対する深い「愛」と、法然が紛れもなく対人援助の実践家であつた証拠を見出し、対人援助の観点から再評価されることを強く念願するものである。

法然は娑婆をどう見るか—対比としての浄土—

永田 真隆

浄土宗の教えが実際の現場に提示できるものは何かという課題を進めていくため、本稿では法然上人(以下祖師の敬称を略す)が娑婆をどのように捉えていた

のかを確認し、具合的に「娑婆をどう見るか―対比としての浄土」という問題について考察する。まず、法然の生涯から見る娑婆の様相を取り上げた後、法然の娑婆に関する教説を考察し、これにより、浄土宗独自の視点の社会实践の有益性を提示したい。

「娑婆」はサンスクリット語 *saṃsāra* の音写であり、これは娑訶、索訶とも訳される。*saṃ* は、本来、「大地」を意味するが、釈尊がこの大地の上に生まれたことから「釈尊の世界」「この世」の意味になったと考えられる。

それゆえ、娑婆は正しくは娑婆世界 (Sahālokadhātu) である。一方、これとは別に、堪忍、能忍とも雑会とも意識され、さまざまな煩惱から離脱できない衆生が苦しみに耐えて生きているところであると一般に位置づけられる。では、法然は娑婆をどう見るのであろう。これを考えるため、まずは法然の生涯において、法然自身が娑婆を「さまざまな煩惱から離脱できない衆生が苦しみに耐えて生きているところ」と捉えたであろう事象を確認したい。このような話題のなかで、特に

よく語られるのは法然の出家の起因に関わる事件であろう。『四十八卷伝』によって要約すれば次の通りである。つまり、保延七年（一一四一年）、明石源内武者定明が不意に夜討ちを仕掛けてきた。時国はこの時、重傷を負ってしまった。勢至丸が定明に向かって矢を射つと、矢は定明の眉間に命中し、彼は這々の態で逃げ帰った。時国は瀕死の床の中で、決して仇を討たないようにと勢至丸を諭し、その後、間もなく亡くなった、というものである。この法然出家の起因については、その事象の前後関係、ならびに真偽が議論される場所であるが、少なくとも、漆間家において何らかのトラブルがあり、生死の危険にさらされ得る状況であったことは確かであろう。（中野正明「法然出家の起因について」『印仏研』四三一―参照）このことをして法然の幼少期における娑婆の捉え方に影響を与えたことが予想される。

また、東日本大震災以降、特に注目される法然の生涯における事象として文治地震がある。文治地震と

は、元暦二年（一一八五）七月九日に発生した大地震であるが、法然はこの地震を少なからず目撃・経験したと考えられる。文治地震は壇ノ浦の戦いの約四ヶ月後に発生し、『平家物語』には「この度の地震は、これより後もあるべしとも覚えざりけり、平家の怨霊にて、世のうすべきよし申あへり」（国書刊行会蔵本『平家物語』巻第一九、七〇九頁）と記されているほか『玉葉』や『山槐記』にも記され、京滋に大きな震害があったことがわかる。

さて、法然は『往生浄土用心』に、

た、し人の死の縁は、かねておもふにもかなひ候はず、にはかにおほちみちにておはる事も候。又大小便利のところにてしぬる人も候。前業のかれかたくて、たちかたなにていのちをうしなひ、火にやけ、水におほれて、いのちをほろほすたくひおほく候へは、さやうにてしに候とも、日ころの念佛申て極樂へまいる心たにも候人ならは、いきのたえん時に、阿彌陀観音勢至、き

たりむかへ給へしと信しおほしめすへきにて候也。往生要集にも、時所諸縁を論せず、臨終に往生をもとめねかふに便宜をえたる事、念佛にはしかすと候へは、たのもしく候。（『昭法全』五六四頁）

といい、急に道で命が終わる人や大小便をしている所で死ぬ人、刀で命を失う人、火に焼かれたり、水に溺れて命を失う人など、人の死の縁は思うにならないものであるということを示している。このような現実の中で娑婆は忍土であると認識されるのであろうが、このような状況で死を迎えたとしても、日頃から念仏を申して、極樂への往生を願っている人であれば、命終の時に阿彌陀仏や観音勢至が来迎してくださると、受け止めるべきであると説かれている。

つぎに、法然はその教説のなかでどのように娑婆・浄土を見ていたかを確認していきたい。法然の娑婆と浄土の見方は、善導のものと大きく変わるものではない。善導・法然の浄土観を端的にまとめると次のよう

になる。(高橋弘次『増補改訂法然浄土教の諸問題』
第二部「法然浄土教の身土観」参考)

一、阿弥陀仏の本願によって建立された世界(報土)
であること。

二、その浄土の世界は、指方(西方)立相(莊嚴)
の世界として捉えられえること。

三、その世界を求める衆生にとつては有相但著の
世界であること。

これは己心にみる仏身・己心にみる浄土、あるいは
娑婆即極楽・極楽即娑婆といった考え方とは全く異な
るものである。法然は『逆修説法』において、

不明即身頓悟之旨不説歴劫迂回之行説娑婆之外
有極楽我身之外有阿弥陀而明可願厭此界生彼国
得無生忍之旨也(『昭法全』二七二頁)

といい、娑婆の外に極楽があり、我が身の外に阿弥陀
仏がましますと説く。法然は己心の浄土を否定して、

極楽はあくまでも娑婆の外にあるものと規定する。同
様のことが、「百四十五箇条問答」や「一期物語」にも、

真言教の弥陀は、これ己心の如来、ほかをたつ
ぬへからず。この教の弥陀は、これ法蔵比丘の
成仏也。西方におはしますゆへに、その心おほ
きにことなり。(『昭法全』六六八、四四四頁)

とある。そして娑婆については『津戸三郎へつかはす
御返事』に、

此たびかまへて往生しなんと思食切べく候。受
難き人身已に受たり、遭がたき念佛往生の法門
にあひたり、娑婆を厭ふ心あり、極楽を欣心發
りたり、彌陀の本願はふかく、往生は御心にあ
るべき也。ゆめゆめ御念佛おこたらず、決定往
生の由と存させ給べく候。(『昭法全』六〇七頁)

といい、あるいは『浄土宗略抄』には、

つきに浄土門といは、この娑婆世界をいとひす
てて、いそきて極楽にむまるゝ也。(『昭法全』
五九二頁)

といい、娑婆世界は厭いはなれるべきものであると説
いて、極楽への往生を勧めている。穢土たる娑婆と浄

土を対比して、浄土を勧めているのである。この世界を穢土と実感するところに、穢土から脱却したいという願望が生じ、それと同時に穢土の対極に位置する浄土を求める心が生じるのである。

さて、法然のこのような娑婆の捉え方はこの世界をよりよくしようという方向に向かわないと考えられるかもしれない。どれだけ娑婆をよりよくしようとも、娑婆は浄土とはなり得ず、凡夫はあくまでも凡夫として娑婆という苦しみのなかで生きねばならないからである。しかし、実際には法然はその教説のなかで「往生行」念仏」ということを踏まえた上で、できるだけ社会実践を行っていくことが大事であると述べている。すなわち、念仏一行をより進めるもの（助業）として、社会実践が位置づけられているのである。これを踏まえて改めて考えると、法然のように現実を肯定しないことよって、かえってこの世界をよりよくしよう、しなければならぬと考えることができるといえるのではないだろうか。ここにおいて法然の娑婆世界観は

この世界を実際によりよくしようとす行為に對して矛盾せず、むしろ社会実践の動機付けになるといえるのである。ここにおいて浄土宗の教えが実際の現場に提示できるもの一端が垣間見えるといえるのではないだろうか。これと同時に、たとえば本覚思想のような考え方であれば、この世界を肯定的に捉えるためにこのような動機付けにはなりづらいのではないかとも考えられる。

以上、浄土宗の教えが実際の現場に提示できるものは何かという課題を念頭に置きつつ、法然が娑婆をどのように見たのかを考察してきた。さて、洗建氏は宗教の役割について「宗教が人類に対して果たした役割は、今までになかったような独自の世界観や価値観を示し、人間が生きる一つの方向性を人類に与えていくということ」〔宗教団体の公益性を巡る議論について〕『宗教法人と公益性』三〇頁）とするが、ここにおいて法然は旧来の娑婆観から脱却し、現実の姿を踏まえたい形で独自の世界観や価値観を示しているといえよう。

そしてこれによって人間が生きる一つの方向性も与えてくれているのではないだろうか。

無量寿経随聞講録卷下之一

淨影科節に依らば、自下第三に所撰を明す^三。上來、所説の因願因行等は、皆、是れ能撰を明すなり。若し今家大師七段の科節に依らば、自下は悲化智恵を並明す。「序分義」に云わく、「樂に依りて悲化を顯通す。悲化に依りて智恵の門を顯開す^四」。所謂、上卷には法藏因位の行を明し、下卷には弥陀果上の事を説く。因行果徳、鈎鎖連続す。所説の次第、其の相、尤も明らかなり。爾るに智に依りて悲を發すべきの道理なるが故に、智恵悲化の次第なるべし。何が故ぞ今、説きて悲智と次第するや。謂わく、悲化智恵は弥陀如来、正覚同時に之を得たまふ。実に前後無し。然るに釈迦如来、弥陀の事を説く時、先づ悲化を説き、次に

智恵を説きたまふ。其の由无きに非ず。阿弥陀如来の本覚の智と云うが元、大悲に在り。是の故に阿弥陀如来の正覚は大悲に成ラセラレタル仏体なり。故に一一の願に不取正覚と誓い給う。サレバ常没の衆生の為に大悲従り成仏したまふ所の如来なるが故に悲化を先に説きたまふなり。名越流に他受用の仏と言ふも、即ち此の意なり。又た、設我得仏の仏と不取正覚の覺と、此の覺仏、皆、大悲従り發る所の覺体なり。然りと雖も本覚の智、成就せざるときは則ち大悲も亦た起らず。謂わく、悲、必ず智に依りて生ず。根本智に依りて後得大悲を生ずべきの道³⁹⁸「理なるが故に。白旗に自受用の仏と定判するも亦た此の謂いなり。記主^序

記二卷、五十七紙に云わく、「悲智前後、只、是れ一往なり。自証の辺に約すれば、実に前後無し。且く化他を論ずれば、大悲を先とす。是れ説必次第なり。実には一念に在るなり」^{〔三〕} 悲智前後の事、上巻の始め^{〔四〕}にも粗ぼ之を弁す。

『科』に悲化^{〔五〕}とは、大悲化物なり。阿弥陀如来、大悲に催され、他受用の身を以ちて十方衆生を摂化したまう。之を悲化と云う。此れ従り已下は、阿弥陀如来の噂、釈迦如来の説き給うに、種種の事アレドモ、所詮、悲化智慧を出でず。故に此の巻に於きて悲智の二門、具に之を説くなり。

『科』に凡夫往生を明す^{〔六〕}とは、阿弥陀如来の最初の発心ガ本為凡夫兼為聖人の故に今、先づ凡夫往生を明す。次に聖人の往生を明すなり。凡夫往生に就きて先づ正定聚得益を明す。何ぞ得益を最初に明すトナレバ、先づ彼の土の得益を知らしむ。衆生をして欣慕せしめんが為なり。喩えば世間にテ、秋の菓を取らんとテ、樹木を植えてヤシナウガ如し。是れ、世間の情欲なり。今、亦た、爾なり。衆生ガ不退の菓を取らんと

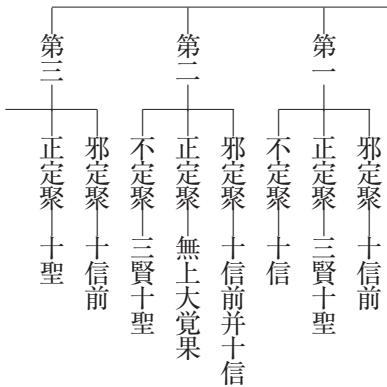
テ、彼の土を願ひ、其の行業を修スルナリ。

●其有衆生とは、念仏余行の機に通ず。共に凡夫なり。
●生彼国者とは、念仏は生因の本願に乗じて生じ、余行は摂機の願に乗じて生ずるなり。

●皆悉とは、念仏及与び余行の機、皆、共に正定聚を得る故に皆悉と曰う。

●住於正定之聚とは、是れ第十一願の成就なり。万行生因の不同を問わず、往生の凡夫、皆、不退を得るが故に。扱、三定聚の義、大乘^{〔三〇八〕}諸論異議不同なり。

△『釈論』に三種有り^{〔三〕}第一卷



「不定聚—十信三賢

『起信論』の説は、右、三種の中、第一義の意なり[28]。即ち、

大乘通途の所説、是れ正義なり。

本論は第一義に約して地位を立

つ。諸大乘論等、皆、之に准ず

るなり。

△『俱舍論』

第十卷 [29]

正定聚—諸聖人

邪定聚—造五無間者

不定聚—自余凡夫

△『瑜伽論』

第一百卷、『演秘』 [30] [31] 之を引く

邪定聚—五無間及斷善根

正定聚—学無学法

不定聚—非学非無学法

『註記西誉見聞』二十二紙に云わ

く、「此の義、『俱舍』に相似す

[29] [31]。

△毘曇説

『俱舍論』

『婆沙論』

邪定聚—外凡常没

不定聚—五停心・総別念

処・煖頂二位

正定聚—忍心已上

△成実説

『成実論』 [32]

邪定聚—外凡常没

不定聚—聞思二慧の行に退転有り

正定聚—煖頂已上修慧、現に法空
を見、永く退転せず

已上、毘曇・成実の二説は淨影
釈 [34] の意なり。

△子璿義

『筆削記』一卷、五十四紙 [35]。『要抄』一卷、四十五紙

邪定聚—五無間業人

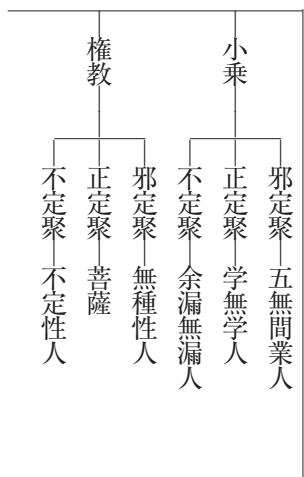
正定聚—学無学人

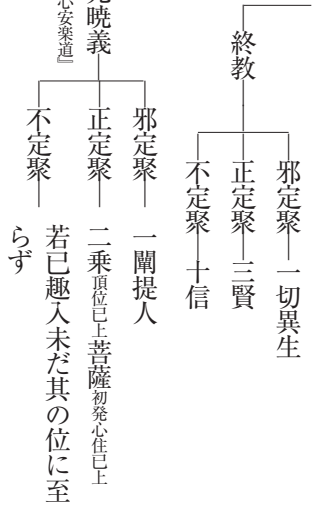
不定聚—余漏無漏人

邪定聚—無種性人

正定聚—菩薩

不定聚—不定性人





且く大乘通途の説に依らば、信前を邪定聚と名づく。十信を不定聚と名づく。十住已去を正定聚と名づく。此の正定聚の中に於きて、位・行・念の三不退有り。謂わく、三賢は位不退、初地より七地に至りては行不退、八地已上は念不退なり是れ大乘通途の正義、『起信論』等、即ち此の意なり。今の文、若し位に約せば、十住の初めを指して、正定聚と云うなり。然るに、今『経』の三聚は、処する所に約して説く。所謂、一切善悪の凡夫、仏の願力に乗じて彼の国に生ずる者は、処不退の故に、悉く退する者無し。是を正定聚と説き、処不退の故に流転の類無し。是を無諸邪聚と説き、処不退の

故に或「[40a]」退の者無し。是を及不定聚と説く。宗家の釈に云わく、「坐時即得无生忍乃至証得不退入三賢」[5]。坐時の无生は即ち処不退を指す。三賢已前の所得なるが故に。然らば則ち彼の土は本願の別徳として得生の衆生、十信の最初に皆、悉く処不退を得る。此の義諸余の経論に未だ皆て之を明さず。唯、極楽不共の別徳なり。此の処不退の上に、機に随いて、各おの位行念の三不退を得るなり。是れ尚、教門の前の沙汰、若し実義に約せば、彼土は報身報土なるが故に、得生の者は、直ちに初地の不退に契う事なり。此れは是れ本願超勝の謂いなり。聚とは、人に約す、器界に約するに非ず。『群疑論』四に二十七紙云わく「[6]、此の三類の衆生、其の教え一に非ず。故に名づけて聚とするなり。『釈要鈔』一に四十三紙云わく「[7]、聚は猶お衆のごときなり。類毎に一に非ず。故に衆と称するなり。但し或いは、器界に約する義辺も有り。今は然らざるなり。

●无諸邪聚とは、彼の土は三悪の人無し。故に又た、

流転の縁、闕くるが故に邪聚無し。

●及不定聚とは、退縁既に絶ちて、唯、仏菩薩の善縁のみ。故に不定聚無し。皆、是れ彼土の国風なるのみ。

●十方恒沙等とは、自下の文、「不可思議」に至るまで、第十七願の成就なり。「諸有」の下は、正しく第十八願の成就なり。

●皆共とは、十方の諸仏、只、一处に集まり、異口音に之を讚歎する義に非ず。各おの其の国に在りて、同じく共に讚歎し玉ウなり。

●讚歎とは、仏の名号、凡夫を撰することを歎ずるなり。今日の釈迦、此の『経』を説きたまう時、阿弥陀如来の因行果徳、諸仏に超勝し、其の義を丁寧演説したまうが如く、十「400」方の諸仏も亦た、各おの其の国に於きて称揚讚歎シ玉ウなり。

●威神功德不可思議とは、今、不可思議ト云うハ直に名号功德を指して不可思議と云う。弥陀正報の仏体の功德を指すに非ず。其の由は、法蔵菩薩、本と、称名を以ちて、即ち生因と願じたまう。名号は是れ果徳の

名なり。既に名体不離の故に名の処に即ち弥陀正報仏体の功德在す。故に「无量寿仏威神功德不可思議」⁸³と云う。然る則は、名号を称うえれば、サナガラ二万

徳を修スルナリ。是の故に一念二念乃至尽形の者、皆往生を得るなり。爾るに衆生の方には往生スベキ道理は一分も之れ无きなり。已に一毫未断の凡夫なり。彼の初地已上の聖人の、一分の无明を断じて、一分の中道を証して、而して後に得生する所の実報土には足踏み立テ、至る事は思いヨラザル義なり。然るに往生する事は唯、是れ阿弥陀如来本願の不可思議ナル功德力なるのみ。文殊普賢等の等覚の薩埵も此の得生する道理、知ること能わざる所。故に「威神功德不可思議」と云うなり。

●諸有衆生とは、是れ念仏往生の機なり。善男女・悪男女・僧俗・貴賤等を簡はず、之を指して「諸有衆生」と云う。即ち諸仏の国に於きて化を受くる衆生及び今日釈迦会座の大衆乃至末代の衆生等なり。

●其名号とは、上の无量寿仏を指すなり。

●乃至一念とは、是れ起行なり。諸師の解釈及び『宝積』¹⁰¹の文、安心に属すと雖も、「今の文は爾らず。

謂わく、諸仏所讚の名号を聞きて心に「[401a] 歓喜を生ず。故に即ち称念す¹⁰²」。既に念仏の功德有る故に至心に回向して往生を得るなり¹⁰³。扱、白旗の意は「乃至は平生に約し、一念は臨終に約す¹⁰⁴」。名越の意は平生・臨終に通ず。委しくは上第十八願の処¹⁰⁵に弁ずるが如し。扱、本願には十念と云い、今の文には一念と云う。之に就きて逆者撰不撰の僉議有り。然りと雖も、十念逆を撰し、一念逆を撰せずという義には非ず。一念・十念、共に逆者を撰す。且く本願には極少の満を挙げて十念と云う。今は極少の少を取りて一念と云う。本願・願成、互相に對映して見る則は、一念・二念・五念・十念等、皆悉く往生す。必ず十念するに非ず。是を以ちて今、一念と云う。本願・願成、何ぞ忽に鋒盾すること有らんや。学者、心を留めて之を思え、之を思え。但し感師の意は、十念は逆者の往生と¹⁰⁶。蓋し是れ感師の一義なり。今家の意に非

ず。今家は抑止・撰取に約す¹⁰⁷。然るに抑止・撰取とは、唯、逆者の撰不撰義を存じて更に十念の満不滿の義には預らず。只、是れ機に就きて抑止・撰取を存ず。未だ行に就きて満・不滿を論ぜず。明らかに知りぬ、逆者亦た一念得生の者有るべし。本願・願成、相い寄りて、逆者の一念をも亦た捨てざる義、自ら顯然なり。「若し抑止、亦た念の數に約せば、謗法の十念、實に生ずべからず。謗罪は重きが故に、若し不生ならば、何ぞ逆者に同じて抑止と云わん¹⁰⁸」。若し爾らば今家の御釈、恐らくは道理不極成の失を招かん。「当に知るべし、逆・謗の一念往生は弥陀の願力難思の益なり¹⁰⁹」。抑ぎて信ずべし。但し、強て感師に准じて之を会せば、願成一念、若し逆者に約せば則ち且く「[401b] 心具の始めに約して一念と言ふなり。三心具の称名は、必生の徳有るが故に。仏力加して壽命を延べて十に満せしむるのみ。言ふところは、今、一念と云うは十念の中の心行具足の初一念なり。若し初めの一念有らば後後の九念は必ず有るべき道理ナリ。既に

最初の一念が必生彼国の生因ナレバ、最初一念の下に於きて満十念の意有り。是の故に十念満足して往生すとなり上來、当流「口決鈔」上、四十四紙⁸⁰。

●至心回向等とは、文、次第すと雖も、心行俱時なるのみ。乃至一念皆悉く此の至心を具す。

●即得往生とは、他流の一念義等の意は平生、心行具足の初一念の当体、直に往生不退を得ると。其の不退と云うも、深く仏果の様に見るなり。当流は爾らず。即と云うは、速疾の義を顕し、不退と云うは次上の正定聚を指すなり。

●唯除五逆誹謗正法とは、是れ亦た抑止にして、實際に非らざるなり。問う。抑止門とは撰取の文に対して、且く会通を設く。然るに浄土経に未だ逆者の一念往生を説かず。既に撰取無し。何ぞ抑止と云わん。答う。此の難、非なり。謗法に撰取の文無しと雖も、抑止に属するが故に。問う。若し爾らば逆一も亦た生ずべきや。答う。十念・一念兩処の文の下に同じく唯除と云う。而るに逆十、既に生ずることを得る。則ち知りぬ。

逆一も抑止なり。能別の言无きを以ちての故に。又た、本願の唯除と願成の唯除と同じかるべきが故に、是を以ちて天台、「下下品」を釈して云わく、「或いは一念成就して即ち往生を得⁸¹」。『五会讚』に云わく、「十悪・五逆の至れる愚人、永劫に沈輪して久塵に在るべきも、一念弥陀の「[Aṅga]」号を称得すれば、彼に至りて還りて法性身に同ず⁸²」。『玉王論』に云わく、「問う。一念・十念、浄土に往生す。何をか正とす。対えて曰わく、但、一念に往生して不退地に住す。此れを正とするなり。仏の所説の如き謗仏・毀経・打僧・罵尊・五逆・四重、皆、一念に悪業成じて无间獄に墮すること猶お箭を射るが如し。今の念仏、浄土に生ずるも亦た、一念に善業成じて即ち極楽に登ること、猶お屈臂の如し⁸³」と。在昔、予^{そのかみ}論師逆者一念得生の義に於きて微や疑惑を抱き、以謂えらく、縦い他力深奥と雖も何ぞ此に至らんや、と。他の義学の者も間ま信ぜざるもの有り。然るに此の論の一念に悪業成じて无间に墮すというを讀みて、旧來の堅疑渙然として水の

ごとく積く。是れ則ち同じく本願に依れども、心に明
 昧有り。念に強弱有り。一・多異を成ず。何ぞ狐疑を
 懐んじよ。請う、有信心の人、此の解釈を熟読し、本願
 の深意を翫味して、須く无量寿仏の威神功德不可思議
 なることを仰ぐべきのみ。

仏告阿難十方世界諸天人民とは、此れ、上の念仏・余
 行の機を一具に之を説く。

●其有至心願生彼国とは、「至心願生」は、念仏・余
 行に亘る所の安心なり。念仏・余行共に三心を具する
 が故に、元より本願文に於きて安心を説くと雖も、余
 行に通ずるが故に、今三輩文の前に於きて之を挙ぐ。

『觀經』には、「上上品」^{〔註〕}に説きて広く定・散に通
 ぜしむ。其の安心とは、心を所求・所帰・去行の三に
 安くなり。但し、念仏と余行とは、心を去行に安くに
 異あり云云。「至心・願生」は「42b」前後の一を挙げ
 て深心を略すなり。

●凡有三輩等とは、第十九の願の成就なり。上の念
 仏・余行の機を一具に挙ぐるに就きて凡そ三輩あり。

爾るに、三輩・九品、同異の義、諸師同じからず。鸞
 師、嘉祥、淨影、法位、竜興、憬興、源清、此の七家
 は共に同義を存す。天台、義寂、孤山、靈芝、此の四
 家は並びに不同と云う。同・不同有れども、同の義を
 正とす。鸞師『略論』に云わく、「『无量寿經』の中には、
 唯、三輩の上・中・下有り。『无量寿觀經』の中には、
 一品を又た分けて上・中・下とす。三三にして九なり。
 合して九品とす」^{〔註〕}。『選択』に云わく、「『觀經』の
 九品と『寿經』の三輩と、本と是れ開合の異なり」^{〔註〕}と。
 然れば則ち三輩・九品は只、是れ開合の異なり。此れ
 元祖大師の相伝なり諸師の不同『選択大綱鈔』中、十五紙^{〔註〕}に、四
 家七家、図を作して之を示すが如し。又た、「『藏義』卅卷、五紙^{〔註〕}に委しく釈
 す。『鈔』に云わく、「然るに宗家の積、所判無しと雖
 も、今義をもちて之を推るに同の義を存するか。若し
 異を存せば、簡別有るべし。明らかに知りぬ。二經の
 三輩是れ同じじよ上、鈔」^{〔註〕}。但し、『觀經』の「下三品」
 には悪人を説く。今の下輩は善人を説く。然りと雖も、
 今『經』は善人の中に至極の劣機を取り下輩に撰す。

此の二經各おの善惡の一機を説く。是の故に『觀念門』の中に、衆生の根性に約して三輩不同という。是れ其の意なり『觀念門』廿紙に云わく、「無量壽經 下巻の初に云わく、仏説く

一切衆生根性不同にして上中下有り。其の根性に隨いて仏皆勸めて无量壽仏の名を專念せしむ。其の人命終時仏と聖衆と自ら來迎接委しく往生を得【三】と。扱、

三輩の去行は、念仏、及び余行に通じて、皆悉く、往生行なり。然るに、念仏は本願の行、余行は非本願の行なり。先づ、法藏比丘、浄土を建立し給う事は、第十八願に十方衆生と誓いたまう所の念仏の衆【403d】生の置廻ナリ。即ち、是れ、念仏をもちて正因と爲す所以なり。然りと雖も、余行の者も、亦た、摂せざるにあらず。之に就きて『選択集』に「念仏往生三輩篇」と云うは、此れは、二尊の本意に約して、斯くの如く書き給う事なり。經文に依りて、機類に望みて之を見る時は、念仏及び余行の三輩なり。此の義は、意得置くべき事なり。扱、此の文は、第十九の願成就なり、然れども、文面に就きて之を言わば、第十九の願成なれども、若し、『選択集』の如く、仏の本意に約して

見る時は、第十八の念仏行者を來迎し玉うためと見れば、十九の願成に局らざるか。扱、『鈔』の意、導師、及び興師、三輩九品唯凡夫往生と許す。淨影は聖人に通ずなり。扱、三輩を通途台家等の名目には、三を軽く平声と呼び、輩を濁音と呼ぶ。此の宗には、三を去声と呼び、輩を半濁と呼ぶなり。三輩【天】三輩【淨土】

●其上輩者とは、謂う所の者とは、是れ人者にして助字にあらざるなり。次、下の經に「次如上輩者」と云うが故に。『科』に生因生縁【E】とは、因に心・行有り。念仏余行は、自の行因なり。願生彼国は、安心の因なり。縁とは、一毫未断の凡夫が直に、報土に得生する事ナレバ、縦い其の因有りと雖も諸の邪業繫の障、有らん。故に、仏來迎の縁、有る事なり。此の來迎の縁の中に亦た、差別有り。『群疑論』に准ずるに、勝劣有るべし。念仏機を迎うるは、即ち三縁の中の増上縁にして、是れ、勝來迎なり。余行の機を迎うるは、通途の外縁にして、大悲の余りに、摂し玉うなり。當に知るべし。因縁和合して、能く往生の大事を成ず、一

を闕きては不可なり。譬えば、生因は一滴の水の如し。本願の増上縁は竜力の如し。記主の曰わく、「定散の行を以ちて、内因とす。仏の本願力を以ちて、外縁とす。因縁和合して皆、得往生を得る」〔支義 三卷、三紙〕。

●捨家棄欲而作沙門とは、捨家棄欲は、即ち出家の義、何ぞ重ねて而作沙門と云うや。謂わく、四句分別あり。心、家欲を捨てて、身、沙門に非ざる有り。『浄名』等の如し。或いは、心に家欲有りて、身、是れ沙門なる有り、汚道沙門の如し。或いは、心に家欲を捨て、身、亦た沙門なる有り。阿難等の如し。今、初二を簡ず、故に重畳に非ず。又た、竜興の如くんば、委しく四句を作る云云〔註〕。『首書』、之を引く。棄欲とは、欲は財色に通ずと雖も、重に約すは、即ち色欲を指す。況や、今文、出家の模様ナル故に。『覚経』三卷七紙に云わく、「妻子を捨てて、愛欲を断ず」〔註〕と。沙門とは、持戒を儀とす。故に『覚経』に「齋戒清浄」〔註〕と云う。

●発菩提心とは、是れ起行なり。菩提心は、本より心行に通ず。三心大乘心トテ大乘根性の人、願生すれば

安心に属す。行じて迴すれば、起行に属すなり。委しくは、「第十九の願」〔註〕、及び『観経』「上下品」〔註〕の処に之を弁ずるが如し。

●一向専念無量寿仏とは、凡そ三輩に三類有り。謂わく、「一には、但念仏往生。二には、助念仏往生。三には、但諸行往生」云云。〔漢語註 二卷、三十五紙〕。然るに、念仏は本願の行なるが故に、勧めて一向と云う。一向とは、二向、三向等に対するの之言にして余を兼ねざるの意なり。然るに、三輩の文の中に念仏の外、諸の行業を説く。何が故ぞ、唯、念仏往生と云うや。之に就きて、廃立、助正、傍生の三義有り。一には、諸行を廢して念仏に帰せるが為に「〔註〕」諸行を説くなり。元と是れ善導の御意なり。『観念法門』に「此の経」を引きて云わく、「仏、一切衆生の根性同じからず。上中下有り。其の根性に随いて、仏、皆勧めて専ら無量寿仏の名を念ぜしむ。其の人、命終らんと欲する時、仏と聖衆と、自ら来たりて迎接して尽く往生を得しむ」〔註〕と説きたまう。此の釈の意に依るに、三輩

俱に念仏往生を明すなり。其の源を尋ぬるに本と法蔵菩薩より出でたり。謂わく、二百一十億の諸仏刹土の行の中、余行を選捨するは、是れ廢なり。念仏の一行を選取るは、是れ立なり。釈迦の本意、亦た爾なり。今、余行を説くと雖も流通分の中には名号の一法を以ちて弥勒に付属したまう。故に余行は廢の爲、念仏は立の爲なり。所廢の行を挙ぐることは、捨劣得勝せしめんが爲のみ。譬えば、物を両方に並べ置きて、是非得失を吟味するが如し。若し並ぶるときは、則ち是非勝劣を顕わし難し。故に今、念仏のみ特り一向の言を置けり。然れば、則ち三輩の一向流通の付属一合して、其の意、顕然なり。『觀經』の流通、亦た此の規轍なり。二經相い合して其の旨著明なり。二には、念仏を助成せんが爲に諸行を説く。其の中、今、異類の助業を説くなり『要集』の意。三には、念仏と諸行との二門に約して各おの三品を立てんが爲に諸行を説く。是れは余行を兼ねる者に約して往生を明すなり。謂わく、所化の衆生、性習不同にして執法各おの異なり。是の

故に如来、其の性欲に随いて広く諸行及び念仏を説く。其の中、念仏は經の正意とす。故に一向と云う。自余の諸行は經の正意に非ず。是の故に一向の言を置かざるなり。但し、此れ〔404b〕等の三義取捨、心に在るべし。今、若し善導に依らば、初めを以ちて正ちするのみ。尚を委しくは『選抉』第四章〔5〕の如し上来『漢語灯』

一卷、三十五紙已下 〔8〕『決疑鈔』三卷、卅紙 〔9〕『大綱鈔』中十一紙 〔10〕。

●願生彼国とは、上来の修因に惣じて五因有り。一には捨家棄欲而作沙門、二には発菩提心。三には一向専念无量寿仏。四には修諸功德。五には願生彼国なり。此の五因、一人の所具に非ず。中に於きて前の四は起行なり。後の一は安心なり。此の心行を行者の内因とす。仏の来迎を行者の外縁とするなり。

●与諸大衆とは、『觀經』には无数化仏菩薩声聞諸天等の来迎を説く〔5〕。

●現其人前とは、来迎と現前との差別、並びに報身来迎、第十九願の処〔8〕に之を弁するが如し。

●七宝華とは、弥陀正覺の覺智より生ずる七宝華なり。

故に『浄土論』に曰わく「如来浄華の衆は正覺の華よ
り化生す^四」と。

●自然化生とは、自然は造作を簡す。十月懐胎の如く
には非ず。化生は無而忽有なり。浄土の化生は穢土
の惑業所感化生に同じからず。若し穢土に准ぜば、華
中所生は此れ湿生なるべし。凡そ娑婆は皆、香臭の因
縁に由りて生ず。是れ流転に順ず。浄土の生は皆、是
れ解脱に順ず。今、且く言を借りて化と説く。其の实
は同じからず。是の故に、四生の中の化は、流転の生。
今は往生解脱生なれば、其の義、大いに異なり。靖
邁の『薬師經の疏』に云わく、「浄土の中の蓮華は人
と同時にして無にして忽に有り。若しは人、若しは華、
俱に湿氣に因りて起らず。故に湿生と名づけず^五」。
『鈔』の所引^四。是れ、浄土の化生は人華同時なれば湿生
と名づけざるの義を立つ。然るに此の「[四生]」意、文
に於きて義に於きて頗る齟齬有り。浄土は人華同時に
非ざるが故に文に違す。既に文に違するが故に自ら亦
た、義に違す。識者、思忖せよ。

●住不退転とは、正定聚を指す。即ち処不退なり。

●智惠勇猛とは、本願の一切智を指すなり。

●神通自在とは、本願の六通を指すなり。

●欲於今世見無量寿仏とは、来迎の仏を見たてまつる
の義なり。命、將に終らんとすと雖も、而も後世に
非ず。故に今世と云う。或いはいうべし、亦た、平生
にも通ず。近縁見仏等の如し。扱、見仏の位は未だ死
せざる時とや為ん。已に死する時とや為んや。謂わく、
此れ將に終らんとする未だ已に死せざる時に在り。命
終三位の中には、第六識明了心の位に見仏す。謂わく、
此の位は通じて善悪无記の三性の心を起す。此の位の
中には初めは六識を起す。後には意、独り明なり。広
く諸境を縁じて三性改転す。浄土に生ずること有るも
のは能く聖境を見、希瑞等を感じることに、即ち此の
位なり。二には自体愛の位。五識已に去り、細の意
識、独り残りて昧劣なり。是の故に余の善悪心を起さ
ず。但、是れ有覆无記心なり。三には不明了の位。六
識皆去りて第八識のみ残りて異熟无記なり。此の位を

名づけて最後終時とす。死生の心は第八識なるが故に
上來、義寂の『釈』^{〔80〕}、『鈔』^{〔81〕}、之を引く^{〔82〕}。『探要記』九卷二紙^{〔83〕}、『株鈔』

十二卷十三紙^{〔84〕}。然るに則ち第一の明了心とは、五識相

応の散心の位なり。故に『要集記』三卷九紙に云わく、「目

に聖衆を見、耳に音楽を聞くは五識相應の散心の位な

りと取意^{〔85〕}。第二自体愛とは、第六識細相現行无記心

の位なり。我愛相應すと雖も感生の能無し。故に有覆

无記と云う。第三の心とは、是れ正^{〔86〕}「[405b]」死の位に

して即ち第八識なり。凡そ散心の衆生、見仏すと云う

事、実に難中の難なり。只、是れ本願の不思議力のみ。

散心にして而も肉眼を以ちて見仏すること誠に喜ぶべ

し。歡喜命終と云うは、大極善の人なり。性相にも未

だ判ぜざる所なり。

●**応発无上菩提之心**とは、上の五因の中の菩提心は起

行なり。此の菩提心は安心なり。菩提心は本より心行

に通ず。故に今、此の菩提心は三心具足と見る事なり

心行に通ず事、具に第十九願^{〔87〕}及び『觀經』上下品處^{〔88〕}、之を弁するが如し。

●**修諸功德**とは、念仏及び余行を指して功德と云う。

褒美の意に見よ。「仏語阿難」とは、語の字、言語の

語は則ち上声。『論語』郷党の篇に、「食、語らず^{〔89〕}」

という是れなり。之に言い、人に告ぐるときは則ち去

声。『論語』八佾篇に、「子、魯大師に楽を語ぐる^{〔90〕}」

と是れなり。『集註』に、「語は、去声^{〔91〕}」「告なり^{〔92〕}」

『同』「子罕篇」に「子の曰わく、之を語げて惰たらざ

る者は、其れ回か^{〔93〕}。『集註』に「語は去声^{〔94〕}」上卷、

廿紙、亦た之を記す^{〔95〕}。

●**十方世界諸天人民**とは、中輩の内に応に多類有るべ

し。『觀經』の「中品」には小凡夫を説き。今は大機

を挙ぐ。

●**雖不能**とは、且らく上輩不堪の行を挙ぐ。故に、「雖

不能」と云う。全く出家及び修功德等無きに非ず。

●**行作沙門**とは、凡そ沙門は、愛欲を捨つるを以ちて、

其の行作とす。謂わく、妻子眷屬等を捨つるが故に、

「行作」と云う^{〔96〕}上卷、十七紙の處、之を弁するが如し。

●**大修功德**とは、上輩の修諸功德を簡去す。不堪の機

なるが故に、大とは多の義なり。

●当発无上菩提之心とは、若し大心に約せば、上輩に生ずべし。何ぞ小機所生の中輩に在るや。謂わく、万行の機に就きて大に分ちて三有り。一には、大小の極上、[406a] 上輩の内に生ず。二には、大小の処、中は中輩の内に生ず。三には、大小極下、下輩の内に生ず。生後得益、因に順じて同じからざる故に、九九八十一品有り。已上『鈔』の意^{三〇}。『見聞』に云わく、「相伝の意は、九品の次第は機の上下に依りて、行の勝劣に依らざるなり^{三一}」。今、行の言を挙ぐと雖も、能修の機の差別の上下を取らんが為なり。横の九品の時は、一行、九品に生まる。皆、機根の差に依るなり。故に『観念法門』に云わく、「根性不同有上中下^{三二}」と。問う。『礼讚』に、「上輩上行」「中行」「下行」^{三三}と云うは、是れ行の勝劣と見たり。如何。答う。豈に前に言わずや。行の上中下は、機根の差に依る。故に、『釈』に「上根」、「中根」、「下根」と云う^{三四}。即ち其の義なり。六卷七紙^{三五}に又た云わく、多少修善の一句菩提心及び一向專念に通ずべし。今は多少修善と標し

て齋戒塔像等を挙ぐ。惣別次第して且らく奉持已下に於きて多少を分別す。其れ実には菩提心の一句奉持等に多少の惣標有るべきか。同卷十一紙^{三六}。

●多少修善とは、此の一句は、総標なり。謂わく、齋戒乃至焼香に於きて、力に随いて修する故に。多少とは、多少・遠近・大小・長短、皆、俗語ホドライト云う事なり。此の語、經文往往に之れ有り。別して、今家の釈に多く此の語有り。所詮多くも少くも、機根の分齊に随いて、ホドく二、善を修する義なり。故に義寂の云わく、「齋戒を奉持し、乃至散華焼香、是くの如き等の諸善因の中に於きて、其の力に随いて、能く多少に修するなり^{三七}」。

●齋戒とは、白衣所持の八齋戒なり。若し、毘曇に依らば、第六の不著熏衣と[406b]第八の不上高座と、これを合して一とす。齋を加えて、説きて八とす。若し、『成実』及び、『大智論』に依らば、前の八は是れ戒後の一は、是れ齋なり。戒と齋と合して説く。是の故に、名づけて八戒齋とす^{三八}。『大乘義章』第十二卷ノ意^{三九}。故に

八齋戒とは、齋を八戒の数に入る。八戒齋とは、八戒及びび、齋食なり。故に九法を成ず。今は八齋戒なり。

「八戒齋の中に、一二三四五は、道俗に通ず。余の四と齋とは、唯、出家に局る。故に、在家の人、一日一夜、出家戒を持つと云う『序記』二卷、十三紙〔83〕。『濟緣記』

二之下卷、十五紙に云わく、「八戒は、唯、一日一夜の故に日夜戒と名づく〔84〕。齋とは、『業疏』二之下卷、十二紙に云わく、齋は謂わく、其の心を齊一にす〔85〕。『資持記』

下三之四三四紙に云わく、「閔齋と言うは、謂わく、非逸を禁閉して、身心を靜定するなり〔86〕。或いは言わく、清なり。其の慮を靜摂す。世の間室を亦た、齋と

号するが如し問の字、『瓊瑯代曆』十二卷、四十紙に曰わく、古字仮借多く、中を以て伸とし、説を以て悦とし、召を以て邵とし、問を以て閑とす。後

人、乱の旁を以て舌とし、棋の下に耳無き等〔87〕。

●塔像とは、塔は謂わく、塔廟なり。『玄心』〔88〕の云わく、窣都婆とは、此に訳して廟と云う。或いは、方墳と云う。『戒壇図經』十二紙に曰わく、「塔の字『名義集』

七卷、五紙、之を引く〔89〕、此方の字書には、乃ち是れ物声な

り。本と西土の号に非ず。若し梵本に依らば、仏骨を瘞る所を名づけて塔婆と曰う。此には、婆の字を略するのみ〔90〕。『行事鈔』下三の二十七紙に云わく、「雜心に云わく、舍利有るを塔と名づく。无き者を支提と名づく〔91〕。『資持記』下三の二八紙に云わく、「支提亦た翻じて廟とす〔92〕。像とは、謂わく仏像等なり。

●飲食沙門とは、『施食經』に曰わく、「仏の言わく、人飯食を持して、人に施すに五福徳の道有り。何をか謂いて五とす。一には、曰わく命を施す。二には、曰わく色を施す。三には力を施す。〔407a〕四には曰わく、安を施す。五には曰わく弁を施す〔93〕。況や沙門に施すおや。

●懸絵とは、絵は『説文』に、布帛の惣名なり〔94〕。『經の音義』に雜帛を絵と云う〔95〕。『補注』七三十六紙に云わく、「小雅』に云わく、五色に通じて皆、絵と云うなり〔96〕。今は彩幡等を造り、仏殿に懸くる故に懸絵と云う。

●然灯とは、『施灯功德經』五紙に云わく、「若し善男子・

善女人、仏の塔廟に於きて、灯明を施し已れば、命終の時に臨みて、三種の明を得る【88】云々。問う。施灯の功德、之を聞くことを得たり。白昼の然灯、世の儀則に違す。將た聖典有りや。答う。これ有り。『五百問』の上四紙に云わく、「仏の光明を續きて、昼も滅すること得ず。仏は明闇無しと雖も、施者、福を得る【89】」。故に且つ、夫れ、仏光は、昼夜の別に無し。何ぞ世法に同ぜん已上、云【90】。

●散華とは、『明眼論』散華品に云わく、「華は清淨の妙色を開き、妙香、諸仏の刹に散ず。若し華開くこと有れば、諸仏来りて坐したまう。是の故に下界の中には、華を以て淨土とす、須く仏を請し供養の志願を成ず【91】」。又た、華に十義有り。『探玄記』第一【92】に五十二紙曰わく云云。

●焼香とは、香とは離穢の名。又た、仏使為り。『増一阿含』廿二紙に曰わく、「供を設くること有らば、手に香炉を執りて時至ると白すべし。仏の言わく、香は仏の使い為り。故に之を須うるなり【93】」。

十一紙に之を引く【94】。『資持記』に云わく、「増一」は香を持して仏を迎うるの縁、能く信を通ずるを以ての故に仏使と云う。『明眼論』【95】に曰わく、「若し人、美香を焼かば、魔倫は他方に趣き、仏神歡喜して守り、修善必ず成就す【96】」。

●以此迴向願生彼国とは、上来の修因に即ち七因有り。一には發菩提心。二には一向專念。三に【97b】は奉行齋戒。四には起立塔像。五には飯食沙門。六には懸綵然灯散華焼香。七には回向願生なり。心行、上に准じて応に知るべし。

●化現其身とは上輩は直に報身を感じし、中下は化身を見るなり。之に就きて白旗及び小幡の意、「第三随類の化身」と存す。其の由は、『梵網』等に準ずるに、台上の盧舎那仏に対するに、葉上の千仏は第二の化に当り、葉中の百億は第三の化に当る。然るに白旗派には「第三の化」と言う。但し八相応同の化に非ず。是れ无にして忽有なり【98】。元祖『觀經釈』【漢語】二卷十一紙【99】に第九觀の化仏を判じて云わく、「是れ円光

の中の化仏にして、彼の真仏の化作する所なり。此の化仏、本、彼の土の所有に非ず。神通力を以ちての故に、暫く之を化作す。本无にして忽有なり。故に名づけて化とす。此の化仏、常に行者の為に随逐護念したまう。又た、来迎引接も多くは亦た化仏なり〔102〕と。然るに『梵網』は華嚴を結成して華台を本とす。華葉を末とす〔103〕。「台上の遮那は報化とも言わずと雖も、千百億の化現の分身を以ちて其の伴と為すが故に、言わざるに台上の主は報身なり。今も復た此の如し〔104〕。本より『華嚴』の意、台上の遮那は一体不分三身惣相の本仏なるが故に四教機見の別には非ず。十仏の自境界は因人の窺わざる所なり。本来独一の仏なるが故に是れ諸仏の本師なり。然るに彼の台上の砌に主伴同会すれども、皆、性海の自眷属なり〔105〕。「然れば則ち華嚴の教主とは、彼の根本本土の本仏の本自眷属の主、恒説華嚴の如来なり〔106〕。今も「能化の弥陀、是れ報なりと雖も、上能兼下の故に第三の化を以ちて〔408a〕主伴の義を成す〔107〕。例せば梵網

台上盧遮那、葉上葉中の釈迦を以ちて主伴を成ずるが如し。又た、名越派は第二の化身と存す。謂わく、報身満虚空より更に亦た小身を化すとも、尚お、是れ報身なり。是れ小なれども實に是れ遍満法界の真仏なり。又た、宗家は極樂は堅く唯報と存す。迦才の通報化の義を深く痛むが故と。尚お、当流異派、諍論有り。委しくは『述聞鈔』下二十一紙已下〔108〕、『口決鈔』下初紙ヨリ〔109〕、『述見聞』二十五紙〔110〕、『東宗要』一二十八紙〔111〕、同『見聞』一三十六紙〔112〕、『栞鈔』廿四初紙〔113〕、已下、併せ見よ。

●次如上輩者也とは、次は劣の義、如は似の義。劣ると雖も、前に似たり。故に「次如」と云う。

諸天人民とは、下輩の中に、亦た多類有り。『觀經』には悪人を説く。『今經』には善人を説く。

●不能作諸功德とは、中輩の多少修善等に簡去す。故に「不能」と云う。

●当発无上等とは、此れ修因の中に即ち三因有り。一には發菩提心、二には一向專念、三には至心願生なり。心行、前に准ず。

●念無量寿仏とは、念とは是れ念^キ経・念咒の念にして、トナウルヲ念と云うなり。経を読みて念経と云う。咒を誦するを念咒と云う。此れ、唐の俗語なり。俗語と云うモノハ、文字の義理デハイカヌことなり。委しくは第十八願の処「^三」に之を弁ずるが如し。

●若聞深法等とは、此に二義有り。一には上の「一向専念乃至十念」等の四句を亦た一遍取り返して委しく言うなり。此の時は、「若聞深法とは弥陀功德の深法、即ち上の十念なり。信樂不疑は是れ第二の心、以至誠心は即ち第一の心、願生其国は是れ第「408b」三の心。此の文、具に三心有り。乃至一念とは本願至極の利益を顕わすなり。二には若聞深法とは、是れ別機を拵ぐるなり。上に乃至十念願生其国と云い、下に若聞深法乃至一念願生其国と云う。願生其国の言、両処に在り。即ち二機を説くこと、文相分明なり上来「決疑鈔」三卷四紙「九二」。

●夢見彼仏とは、「問う。『観経』の下輩、正しく仏迎を感ず^{三〇}。今、「夢見」と云う、相違なり。如何。答う。

三輩俱に夢見・眼見有り。是の故に『覚経』^{第三七紙に}上輩を説きて云う。〈其の臥睡の中に於きて夢に无量清浄仏及び諸の菩薩阿羅漢を見たてまつる。其の人、命、終らんと欲する時、无量清浄仏、則ち自ら諸の菩薩阿羅漢と共に翻飛し、行きて之を迎う〉^{「三」}「天阿弥陀、之に同じ^{「三〇」}。中輩、亦た同じ。是れ則ち夢に彼の仏を見るは、往生の先兆、臨終来迎は本願の勝益なり。故に知りぬ。此の人、夢・現、俱に応に之れ有るべし。

若し仏迎无くんば、本願虚しく設くるならん。然るに、今の文中に来迎无きは、且く三輩の差異を分別せんが為なり。謂わく、上は報仏、中は是れ化仏、下は夢仏の故に。実を以ちて之を言わば、夢見の後に仏迎を見るべし。故に『観経』に化仏の来迎を説く。悪人、尚お爾なり。況や善人をや上「^{三〇}」。良策、以為えらく。此の答、未だ理を尽さざるか。凡そ往生の根機、多しと雖も、三輩・九品には漏れず。然るに機宜无量なり。何ぞ一切の人、先づ夢中に見仏し、後に正しく来迎に預らん。来迎は諸機有るべし。夢見は不定なら

ん。中に於きて夢見の機は少なく、夢見に非ざるの機は多し。但し異訳に至らば、只、是れ一往なり。然るに彼の異訳を本として、再往の義とす。今『409a』『経』を一往の義に属すること、然るべからざるか。今『鈔』に三輩俱に夢見と来迎との二の判釈有り『82』。恐らくは然るべからざるか。若し異訳を会せば、或いは多類の中に一辺の機に約す。或いは上・中二輩の夢見彼仏は訳者の誤りか。今『経』に其の説无きが故に「見聞六卷、十二紙『85』。記主の云わく、「問う。仏に來迎の願有り。設い下輩なりと雖も、現に彼の仏を見たてまつるべし。答う。夢・覺、異なりと雖も、俱に仏迎を見る。何ぞ本願に違せん。謂わく、仏は願に應じて來迎すと雖も、機根劣なるが故に現に見ること能わず。夢中に仏を見て、覺め已りて即ち生ず『86』。「問う。『観經』の下輩は、是れ悪機なりと雖も、夢見と言わず。今『経』の下輩は菩提心を發す。何ぞ現見にあらずや。答う。實には問端の如し。夢見の後に、重ねて見仏すべし。但し、今『経』は三輩の差別を明さんが為に、

真と化と夢仏との異を分別す。機を撰すること尽さず。意を先として知るべし云云已上『決疑鈔』三卷、三紙『87』。良榮、以為えらく。今『鈔』は三輩に夢見有るべしと判ず。『決疑鈔』は上中二輩を論ぜず。偏に下輩に約して問決を致すのみ。其の義意は、上中兩輩は機根勝るが故に夢見有るべからず。『鈔』の機根劣の故に、「不能現見」の言に意を留むべきなり。爾れば『決疑鈔』の意は、下輩の機は但、夢に見仏して直に往生すべきや。謂わく、然らず。夢見の後に仏迎を見て、往生すべきなり。既に彼の『鈔』に「夢見の後、重ねて見仏すべし。但し、今『経』は三輩の差を明さんが為に、真化夢仏の異を分別す『88』」と。之を思ふべし今『鈔見聞』同趣『89』。又た、一義に云わく、「夢の如くに彼仏を見たてまつるなり。此れ、即ち機根劣なるが故に、仏を見ること、明了ならざるを以ちて〈夢『409b』見彼仏〉と云う。實には是れ夢中にして見仏すと言うに非ざるなり。『無量寿會』に下輩を説きて云わく、〈此の人、臨終の時に夢中に在るが如く、無量寿仏を見たてまつる『90』已上『直

際 六卷、七紙 [33]。今「鈔見聞」同卷、十三紙 [34]」と。此の義の時

は、「夢の如くに彼の仏を見たてまつる」と点すべきなり。扱、『覚経』には三輩俱に念仏を説かず。『大

阿弥陀』には上中に説かず、下輩に始めて説く。加

之、中輩を説きて云わく、「専ら無量仏を念ぜず、亦た、

恒に衆多の善根を種ゆるに非ずと雖も、己に随いて諸

善の功徳を修行す [35]」等と。此れ、念仏に簡するに

似たり。『大莊嚴経』には上下に説かず。中輩の文に

「憶念弥陀」等と云う。是れ、觀念に似たり。是の如

くの相違に就きて鈔主の会釈 [36]、委悉なり云云。良榮、

以為えらく、設い三輩に多類の機有りと雖も、弥陀の

本願、釈迦の正意に住して念仏を説くべし。更に本願

名号を説かず。故に二尊の本意を顕さず。恐らくは異

訳、不正か [見聞 六卷、十四紙 [37]]。

仏告阿難等とは、本為凡夫の故に、上には凡夫往生

を明す。自下は兼ねて聖人の往生を明す。今、聖人往

生を説く所以は、興師の云うが如し。「凡小をして欲

生の意を増さしめんと欲す。故に須く彼の国土の勝る

ことを顕すべし [38]。鈔主の云わく、「是れ則ち釈迦

説教の意なり。若し菩薩に約せば応に自熟・熟他・本

縁の三義有るべし [39]」と。謂わく、自熟は早作仏の

為にして是れ自利なり。熟他は他をして往生を得せし

めんが為、是れ利他なり。本縁は得生浄土の菩薩は本、

阿弥陀仏と縁有るが故なり。扱、長行・偈頌ともに釈

迦及び諸仏の讃嘆有り。中に於きて「無量寿仏威神無

極」の [40a] 二句は釈迦の讃嘆、「十方」の下は諸

仏の讃嘆を釈迦、之を取りて演説したまう。爾れば上

の讃嘆 [40b]、初紙は、釈迦・諸仏の同讃なり。今は釈迦・

諸仏の別讃なり。又た、上に撰凡の徳を讃嘆し、今、

亦た撰聖の徳を讃嘆す。是れ又た第十七願の成就なり。

或いはいうべし、此の文の中、兼ねて撰凡の徳を歎ず。

謂わく、偈の中に挙ぐる所の第十八・十一との両願は

菩薩発願撰凡の由とするが故に。

● **威神無極**とは、凡聖撰化の神力極り無きなり。

● **称歎**とは、称揚讃嘆なり。

● **於彼東方等**とは、已下は十方の地上已上の菩薩、彼

の土、勝るが故に、皆、彼の国に往詣して恭敬供養

したまうを明すなり。東方とは、東方を始めと為す

は、方を挙ぐるの常法なり。諸経、方を挙ぐるに、東

を以ちて首とす。『小経』『法華』等、既に爾なり。『大

論』に准ずるに七卷、廿三紙、「日出は東方を上とす。故

に、仏、衆生の意に随いて、先づ、東方を照らす[10]」

と。慈恩『小経疏』に日わく、「西域の法に準ずるに

東方を以ちて上とす。天子の正位、及び朝に臨むに、

皆、東に面す[11]」。問師の云わく、「印土の法は、東

方に向くを以ちて、之を尊びて正面とす。震旦・日域

の如きは、南面を以ちて本とす『直隸』十卷、十二紙[12]。釈

震旦の南面は、『論語』雍也篇に、「子、日わく、雍や、南面せしむべし[13]」。

『註』「南面は人君、治を聴くの位[14]」。言うところは、西域の法

は、貴東を貴びて、天子東面し、臣下西面す。大唐・

日本は、天子南面し、臣下北面す。

●恒沙仏国とは、主領三千界なり。浄土に須弥無しと

雖も、穢土釈迦の主領を以ちて、准例して、応に知る

●及諸菩薩とは、具には、「仏及諸菩薩等」と言う

べし。上に、無量寿仏というが故に、略して、只、

「及」と云う。若し、所対無くんば、及の字、消し難

し。[10b]扱、『鈔』に、此の文に就きて、所供養と

能聴の人との二義有り[15]。若し、『宝積経』に准ぜ

ば、所供養なるべし。今、「仏及菩薩等」と言わざるは、

供仏の義、顕わる。是の故に略するなり。又た『莊嚴

経』に准ぜば、能聴の人なるべし。言うところの「及」

とは、供及聴の故に。按ずるに、初義を正とするなり。

次下五十七紙の文に准ずるに、他方仏国の諸大菩薩、発

心して、無量寿仏を見たてまつり、及び諸の菩薩声聞

の衆を恭敬し供養せんと欲すればと云う。此の文を以

ちて見れば則ち、共に是れ所供養なり。惣じて、此の

如きの文の法は、康僧鎧の筆体なるが故に、下の文を

以ちて、今も所供養と定むるなり。但し、見聞師の意

は、後義為正と存す。扱、恭敬供養の処に、上ると点

するは非なり。供養恭敬が、直ちに、タテマツルコト

● 聴受経法とは、弥陀の経法なり。偈頌に所謂、「梵声猶雷震八音暢妙響」等なり。

● 宣布道化とは、菩薩、十方界に入りて、上の所聴の

経法を以ちて、衆生を化道す。偈頌に謂う所、「満足諸妙願必成如是刹」等なり。是れ則ち、往詣は其の始

め、供養は其の次。聴受は又た其の次。宣布は、他方随縁道化当来の事なるが故に、是れ其の終りなり。

● 四維とは、『韻会』に曰わく、維は「方隅なり」。

往覲とは、覲は『広韻』には「見なり」。

『礼記』に曰わく、「諸侯北面して天子見るを覲と曰う」。

興釈、全同。

● 一切諸菩薩とは、此れ十方往詣の諸菩薩なり。

● 各齋とは、各は一切の諸菩薩が面にと云う意なり。

齋は『説文』に「持ちて人に遺るなり」。

『広韻』に「持なり」。

言うところは、用意して物を包んで持ち行く事なり。

● 天妙等とは、天とは褒美の詞なり。梵士の法、勝れたる物を皆称して天と云う。此の方にて、好き物を皆

京と云うが如し。喩えば、此れは京細工、此れは京楊枝、此れは京扇と云う。縦い、何れの処にて造るも善

き物を皆、京と云うなり。彼の土は、梵天の種姓にて天を尊ぶ故なり。日本にて天照大神を尊敬するが如くなり。

なり。

● 宝香無価衣とは、淨影、以為えらく、「宝は謂わく、宝供。香は謂わく、香供」と。此の時は上の天の

字を中の宝香衣に亘して、妙華と宝と香と衣との四種なり。又た、一義に云わく、「宝の字、亦た褒美の詞、

価い高直なる香を宝香と云う。此の時は、華香衣の三種なり。偈頌は、文言窄きが故に天寶の二字を上下に

置く。実には、前後に亘して見るべし。二義の中には、後義を正とす。価とは、『増韻』に「物の直る所」と。

● 成然とは、成は『広韻』に「皆なり。悉なり」。

然は助字なり。

● 奏天樂とは、奏は『弘決』に、二の二巻、三十一紙「奏は、為なり。凡そ、楽音を為すを皆、称して奏とす」。

又た、『広韻』に「進なり」。

ナスコナレバシワザノコトヲ為と云うなり。又た、惣じて下より上へ樂を成して聞かしむるを奏と云う。故

に亦た、進とも註するなり。『礼讚記』「下卷」卅五紙に云

わく、「外事供用に四有り。宝花・宝香・宝衣・伎樂なり。伎樂の音の中に、仏徳を歌歎す「㊦」と。爾れば、上の後義に準じて、華香衣の三種及び伎樂と四事供養なるべし。

●暢発和雅音とは、和とは調子ヨクソロウテ耳に立ざるなり。雅とは、正しくシテナマリノ無きなり。

●歌歎最勝尊とは、最勝尊は弥陀を指すなり。伎樂

の音の中に如来を嘆ずるなり。歌とは、『釈名』に

「人の声を歌と曰う。歌は柯なり。歌う所の言、是れ

「カ」其の質なり。声を以ちて吟咏して上下有るこ

と、草木の柯葉有るが如きなり「㊦」。又た、樂に合

うを歌と曰う。又た、『礼記』の「楽記」に曰わく、「夫

れ歌は、己を直うして徳を陳ぶるなり三卷、五十紙「㊦」。

衍明云わく「㊦」、短声を謳と曰い、長声を歌と為す孟

子「万章」上篇五卷、十二紙頭に引く「㊦」。今の文は、外事供養

ナレバ口をもちて嘆ずるには非ず。調子の中に如来を歌歎するなり。

●究達神通慧とは、究とは究竟なり。達は洞達なり。

是れ即ち神通を究竟し、智慧を洞達する義なり。然るに、凡夫二乗の通恵は、究竟洞達に非ず。今、彼を簡すなり。今、言う所の通恵は、仏果の上の通恵なり。

是れ亦た、余に簡す。神通は、横に約し、智慧は豎に約す。但し、恵は横豎に通ず。今は且く配当するなり。

又た、神通は利他の徳、智慧は自利の徳、是れ亦た一往なり。実には互に通ずるなり。

●遊入深法門とは、此の一句は再び言ひワクルなり。

謂わく、神通を以ちての故に深門に遊び、智慧を以ち

ての故に深法に入る。言う所の遊とは、傍觀を遊と曰

う。即ち神通なり。入とは窮原を入と曰う。即ち智慧

なり。言うところは、深法門の涅槃の理に入るなり。

此の二句は智通の双なり。

●具足功德藏妙智無等倫とは、行福円備の故に功德藏を具し、恵行殊妙の故に、智に等倫無し。福は是れ恵

の資け。恵は是れ福の道なり。権実二智を惣じて妙智と曰う。此の二句は福智の双なり

●慧日照世間消除生死雲とは慧日と生死雲とは並に喩に從うの名なり。謂わく、惑業苦の三、能く真涅槃の理及び無漏の妙智を覆う。譬えば、雲の虚空及び日月を覆うが如し。故に以ちて生死の雲に喩うなり。仏智、真に達して能く自他の惑業苦の〔412a〕障を除く。故に以ちて日に喩うるなり。言う所の生死とは、苦道にして是れ果なりと雖も、惑業の二に摂して見るべし。惑業苦の三道に覆わるる衆生の故に、世間と云う。仏の神通光明說法等、能く之を消除すれば、照と云う。扱、上來六句、始めの四句は仏果上の自利の徳を嘆ず。次の二句は仏果上の利他の徳を嘆ず淨影の意なり〔413〕。瞿師は六句共に自他徳に通ず〔414〕。淨影に依る。委くは『鈔』に之を弁す〔415〕。

●繞三匝とは、繞は謂わく、右繞なり。三匝とは、仏の三身三徳を以ちて自れの惑業苦の三道を滅せんと願うことを表すなり。

●見彼嚴淨土等とは、此れ、撰淨土を挙げて身生の二

を撰す。謂わく、十方の菩薩、彼の土に往詣して仏を供養し已りて、次に彼の宮殿・樓閣・池流・華樹等の希有甚妙の刹土を拝見するに、依正共に言語思慮をもちて分別すること能わず。故に微妙難思議と云う。

●因発とは、微妙の刹土を拝見し、思議し難きに因る。即ち無上心を発すなり。

●無上心とは、身土生の三願を云うなり。即ち是れ別願なり。此等の菩薩物願は、前に発すが故に。爾るに此の發願は、菩薩の内心に在りて、未だ外相に顯われず。然るを、阿弥陀如来、他心智を以ちて之を知りしめす。是の故に相を現じ、法を説きたまう。次下に「応時〔416〕と云うは、即ち此の意なり。

●願我とは、他方の諸菩薩を指す。扱、嘉祥の意は、「見彼」已下の四句は、意業供養を明す。既に發心すれば、上、仏意に合う。故に發心して供養を為すと云うなり。〔417〕

●動容とは、容は容貌。通じて拳身を曰う。或いは願容なり。如来ミカホヲニツコリトシ玉ヘバ寂靜を動ず

る故に動と云う。

●欣笑とは、『広韻』に「[41b] 欣、「喜なり」[8]」。『心明経』三紙に曰わく、「諸仏の欣は欲笑を以ちてせず。

瞋笑を以ちてせず。痴笑を以ちてせず。放逸笑にあらず。利欲笑にあらず。榮貴笑にあらず。富饒笑にあらず。今の仏、普等に群萌を愍傷して大慈笑を行ず。此の七無きなり」[8]」。

●口出無数光とは、是れ神通光なり。『莊嚴経』下巻、二

紙に曰わく、「爾の時、彼の仏無量寿、他方の菩薩心を化道せんとして、密に神通を用ちて大光を化すれば、其の光、彼の面門従り出で乃至人天を普く照らし已りて即ち如来の頂髻の中に入る已上」[70]」と。仏授記の時、光、必ず面門従り出ず。是れ授記の相を表すなり『文句』三之一巻、四十五紙。「面門は口なり」[51]。『梵網古迹』下本、二十二紙[52]、亦た同じ。

●廻光乃至從頂入とは、上の口光を指す。謂わく、彼の光明、十方を照らし已りて、還り来て。身を遶る。

故に嘉祥『疏』廿八紙に云わく、「欣笑して口より光を出

し、還りて頂従り入る所以は、言説を吐きて物の為に至極法身の記を授くることを表すなり」[53]。『心明経』

三紙に云わく、「若し菩薩に決を授くるには、光、頂従り入る」[54]」と。『大論』三十三に曰わく、「若し得仏を記するには、光頂従り入る」[55]」と。頂とは頂髻の中なり。謂わく、螺髻紺髪の中に入るなり。本より髪筋は中空ナルモノなり。人間の髪も亦た爾なり。歳若かく、眼力強き時は、髪の毛の中より引き切りて見れば内ウトロニ見ユルモノなり。

●一切天人衆とは、菩薩・声聞・天・人衆なり。

●皆歡喜とは、会坐の大衆、皆、授記を知る。故に「皆歡喜」と云う。

●整服とは、凡そ大人の前に出るには、衣服をツクラフ作法なり。今、「服」と云うは、袈裟の事と見よ。

●唯然とは、上卷十三紙の「唯然大聖我心念言」[176]「[413a]」の唯然の如く見よ。心中に唯、カク存スト云う事なり。

●説意とは、意は仏意を指す。

●梵声とは、如来の音声は梵王の声の如し。故に梵声と曰う。『大論』に曰わく二十四紙「梵天王は五種の声、

口従り出す三云〔一七〕「鈔」六卷、十七紙〔一八〕に引く所の如し。今、

釈迦牟尼仏、弥陀の音声の模様を説きたまうなり。梵

天の音声は、物に勝るる故に、之に喩う。梵を清淨と

云う義、今、之を取らず。是れ尚お、分喩の故に。

●猶雷震とは、梵声は法響兼拳す。雷震は正喩なり。

是れ体・用の二別なり。故に二喩を以ちてす。言うこ

ころは、雷震は能く人心を驚覚す。衆生無明長夜の眠

りを能く覚し、解を生ゼシムル故に、以ちて喩と為る

なり。

●八音とは、『梵摩喩経』五紙に説きて曰うが如し。「大

説法の声に八種有り。一に最好声、二に易了声、三に

柔輦声、四に和調声、五に尊惠声、六に不誤声、七に

深妙声、八に不女声なり〔一八〕「礼讚記」上卷、四十紙〔一八〕、之を引く。

但し次第は本経と少異なり」と。按ずるに、此の二句は応に經

家の略歎なるべし。

●当授菩薩記とは、上に於きて菩薩の心中に身・土・

生の三願を發す。故に今、斯に至りて「当授菩薩記」と云う。

●志求嚴淨土とは、是れ土を挙げて身・生を損す。

●受決とは、即ち授記なり。決は謂わく、決定。闕少

すること無きを云うなり。

●覺了等とは、已下の八句は俗智を以ちて覺了し、次

の四句は真智を以ちて通達することを明す。中に於き

て初めの一偈の中に、初めの二句は智を挙げて、次の

一句は願を挙ぐ。後の一句は土を記す。次の一偈の中

に、初めの一句は智、次の二句は行、後の一句は成仏。

後の一偈は初めの一偈に同じ。

●一切法とは、謂わく、一切色心の諸法、俗諦恒沙

の〔430〕有法無法は皆、是れ因縁より生ずる所の仮

有の法なれば、如夢なり、如幻なり、如響なりと、即

ち俗諦差別の智を以ちて覺了するなり。所謂、諸法は

無実なれども、如幻として有るなり。故に亦た、衆生

を利す。是れ則ち如幻の法を知り、如幻に淨土を嚴り、

如幻の衆生を度するのみ。是の故に、「満足諸妙願必

成如是刹」と云う。『科』に「智願を挙げて成土を記す〔四〕」と云うは、此の意なり。

●如夢とは、夢中に実事無きが如く、諸の結使眠の中に実に無けれども、而も著す。道覚を得る時、実無しと知りて亦復、自ら笑う。是を以ちての故に「如夢」と言ふ。

●如幻とは、譬えば象馬及び種種の諸物を幻化するが如く、無実と知ると雖も、然れども色は見るべく、声は聞くべし。六情と相對するに相い錯乱せず。諸法、亦た是の如し。空なりと雖も而も見つべく、聞くべく、相い錯乱せず。

●如響とは、「若しは深山狭谷の中、若しは深き絶澗中、若しは空なる大舎の中、若しは語声、若しは打声、声に従いて声有るを名づけて響と為す。無智の人は謂わく、人語声有りと為す。智者、心念すらく、是の声、人作無し。但、声の触を以ちての故に名づけて響とす。響、事空にして能く耳根を誑す」已上、『大論』六卷、八紙、初紙

六紙〔四〕。

●諸妙願とは、是れ別願なり。

●如是刹とは、是れ極楽を指して「如是刹」と云う。

●知法如電影等とは、是れ亦た俗諦智なり。上は智願を挙げて成土を記し、此は智行を挙げて成仏を記す。其の意、上に準じて応に知るべし〔釋〕ノ意、亦た爾なり。

●如電とは、『華嚴』田經第十二卷、四紙「十行品」に曰わく、「菩薩、一切法界を觀察するに、幻の如く、諸仏の法は電の如し〔四〕。『探玄記』六卷、四十六紙に曰わく、「電に三義有り。一に〔四四〕忽有の義、寂に即して用を起す。二に速滅の義、用に即して恒に寂なり。三に照闇の義、寂用無碍にして広く衆生を益す〔四五〕」。

●如影とは、『大論』第六十紙に曰わく、「影は但、見るべくして捉うるべからず。諸法も亦た、是の如し。眼情等見聞覚知、実に不可得なり〔四六〕」。

●功德本とは、因位の願行、之を徳本と名づく。是れ果徳の本なるが故に。言うところは功德即仏果の本なり。本とは、因の義。

●通達諸法性とは、是は真諦智を以ちて方法恒沙の諸

法の性を解するなり。上は俗諦智、此は真諦智。二智殊なりと雖も、性空、是れ同じ。性空を知ると雖も、而も浄土を願はず。『維摩』に云うが如し。「諸仏の国、及与び衆生空と知ると雖も而も常に浄土を修し、羣生を教化す」^{〔8〕}と。即ち斯の謂いなり。言う所の諸法とは、上の所謂、一切法なり。性とは恒沙の諸法の上に性タルモノガ即ち有る事なり。喩えば水に湿の性を備うるが如し。此の性と云うモノハ、ブラ／＼トシテ有モノニハ非ず。唯識に、円成実性という、是れなり。

●一切空無我とは、性の無碍の処を一切空と云う。此の性は分別の情を以ちて得べきこと能わざるを説きて空と言ふ。扱、情量をもつてコレゾ真如、コレゾ法性と認めタルモノハ、皆、無始より養い得たる処の我と云うモノなり。其の情量を離れたる処を無我と云う。扱、真空には必ず妙有と云うモノガ有れば、若し深く入れば空の処に妙有の艶が出るモノナリ。玉を深く磨けば光り出づるが如し。深く磨かざれば則ち

玉にカワキ出でて終に光を見ず。彼の外道の空の如き、空無の空にして終に空見に墮す。此は是れ、頑空なり。〔410〕即ち、因果撥無に至る。深入の者は然らざるなり。是の故に一法句は真空の有り様、二十九種は妙有の艶なり。此れ則ち如に達するの恵は利衆生なり。故に「専求浄仏土必成如是刹」^{〔8〕}と云うなり。此の一偈は上に同じく、智願を挙げて成土を記す。其の意、応に知るべし。扱、『大論』三十八十紙に曰わく、「若し諸法、都て空ならば、此の品の中に応に往生を説くべからず。何ぞ智者の前後相違する有らん。若し死生の相、実に有あらば、何ぞ諸法畢竟空と言わん。但、諸法の中の愛著・邪見・顛倒を除かんが為の故に、畢竟空を説く。後世を破らんが為の故に説くにあらず。汝、天眼無し。故に後世を疑う。自ら罪惡に陥らんと欲して是の罪業因縁を遮す。故に種種の往生を説く。仏法は有に著せず。無に著せず。有無にも亦た、著せず。非有非無にも亦た、著せず。不著にも亦た、著せず。是の如き人は、則ち難を容れず。乃

至是を畢竟空相と為す。畢竟空は生死の業因縁を遮せず。是の故に往生を説く〔88〕已上、〔經〕〔88〕所引」と。又た『無上依経』上卷、十二紙に云わく、「仏、阿難に告げたまわく、一切衆生、若し我見を起すこと、須弥山の如くならん。我れ懼れざる所なり。何を以ちての故に。此の人は未だ即ち出離を得ずと雖も、常に因果を壞らず。果報を失わざるが故に、若し空見を起すこと、芥子の如くなるも、我れ即ち許さず。何を以ちての故に。此の見は、因果を破喪して多く悪道に墮す。未来の生処に必ず我が化に背く〔90〕『安樂集〕〔91〕の上、廿紙、之を引く。』

『広百論』第六卷、十五紙に云わく、「空見を除かんが為に諸法は有なりと説き、有執を除かんが為に多く空教を説く。若は空、若は有、皆、是れ教門なり取意〔92〕。』

『大乘実宝〕〔415a〕経〕〔93〕に云わく、「寧ろ我見を起して積むこと、須弥の如くすれども、空見を以ちて増上慢を起こすこと莫れ。所以は何ん。一切の諸見は空を以ちて脱することを得。若し空見を起こすときは則ち治すべからず已上〔94〕。』

『仏藏〕『楞伽〕『蜜嚴〕等の

經に、亦た、此の説有り。我見は唯、涅槃に背く。空見は兼ねて悪趣に向かう。諸教に誠むる所、誠に斯に在り上乗〔探要記〕三卷、四十四紙〔95〕、所引。因に頑空とは、竜舒居士〔淨土文〕第十卷、三紙の云わく、「頑空は真に有る所無し。真性は虚空の如しと雖も、而も其の中は則ち有なり。故に真空不空と曰う。頑空は、則ち以ちて作すべく、以ちて壞すべし。此の地の若き実に一尺の土を掘り去る則は一尺の空有り。一丈の土を掘り去る則は一丈の空有り。是れ頑空は以ちて作すべきなり。此の器の若き本、空なり。物を以ちて之を置く則は実なり。此の空、本、空なり。物を以ちて之を置くは、亦た実なり。是れ頑空、以ちて壞すべきなり。真性の空の若きは則ち作すべからず。壞すべからず。本来、虚空世界を含む。焉ぞ作すべけんや。無始より以来、今日に至るまで未だ嘗つて變動せず。焉ぞ壞すべけんや。真性の中、俱に有る所無く、得て比すること無し。故に已むを得ず。頑空を以ちて之に比す云云〔96〕。上件の文義を以ちて今『經〕偈頌の意を解了して曲に須く之

を弁ずべし。

●諸仏告菩薩とは、已下は十方恒沙の諸仏、各おの其の国に於きて阿弥陀仏を讚歎して、其の会座の菩薩を初めて安養に生ぜしむ。是れ、早作仏ならしめんと欲するが為の故なり。

●安養とは、「心を安んじ身を養なう。故に安養と云う義殺の釈『定記』二卷、十六紙[151]」。

●樂受行とは、樂は去声、欲なり。行とは説の如くに行ぜ[145b]ヨトなり。ヲロソカニセズシテ樂受セヨト云うコトなり。或いはいふべし、樂受とは、法の道筋をミチビク意。行とは其の道をユク意なり。

●得清淨処とは、二転の妙果なり。淨影『疏』下、十八紙の云わく、「当来に自ら得るを得淨処と名づく[138]」。

●至彼嚴淨国・便速得神通とは、此の二句は、觀益を挙ぐる中の得神通の益なり。『淨土論』に不虛作住持の功德を釈して云わく、「即ち彼の仏を見たてまつれば、未証淨心の菩薩、畢竟して平等法身を証することを得。淨心の菩薩と上地の諸菩薩と、同じく寂滅平等を

得るが故に[138]。同『註』下、三十五紙に云わく、「此の

菩薩、報生三昧を得。三昧神力を以ちて能く一処一念一時に十方世界に徧し、一切の諸仏を供養し、及び一切の衆生を教化し度脱す。是の故に此の身を名づけて平等法身とす[138]、と。因みに報生三昧とは、『大論』

第五十[132]に云わく、果報身に於きて種種の形を現じ、任運にして生ず。故に報生と云う。亦た常入三昧と云

う。同卷十紙、八地を釈して云わく、「菩薩、如幻等の三昧を得。所役の心、能く所作の念有れば、身を転じて報生三昧を得。人、色を見るに心力を用いざるが如し。此の三昧の中に住して、衆生を度すること、安穩にして如幻三昧に勝れり。自然に事を成じて役用する所無し[132]」云々。

●無量尊とは、弥陀を指すなり。

●成等覺とは、果位の妙覺を名づけて等覺とす。玄忠曰わく、「諸法等しきを以ちての故に、諸の如来、等し。是の故に、諸仏如来を名づけて等覺とす[138]」『論註』上、

四十八紙。

●其仏本願力等とは、是れ亦た第十八願の成【416】就なり。但し此の四句の中に二願を含容す。謂わく、

第二・第三の句は第十八を指す。是れ願王なるを以ちての故に別して之を標す。今、聞名を挙げて称念を撰す。例せば下品中生の聞名の如し。又た、発願を挙げて起行を顕わす。上宮王の『法華の疏』に云うが如し。

「願を發せば行必ず起すとは、言うところは実願なり【抄】204】の所引なり。但し流布の『疏』、見えず【205】。

●自致不退転とは、此の第四の句は第十一を指す。不退の益の故に。或いは聞名不退の願意有り。上機の章なる故に。願は則ち他土に約すと雖も、利益は自土に通すべき故になり。言う所の不退は、若し撰凡に約せば則ち処不退なり。若し撰聖に約せば則ち位不退等なり。問う。今、上機を撰す。何ぞ撰凡を説かん。答う。彼の淨土は即ち仏願力の故に凡聖通入す。今、其の徳を挙げて菩薩興願の本と為るが故に。又た撰凡夫、是れ本意の故に。自致とは本願力の故に自致なり。致は到なり。

●菩薩興至願とは、至とは真なり。至誠、即ち真実なり。興サント点スベシ。菩薩往詣は必ず願を起こサント云う意なり。弥陀尊に同じく、殊勝の願を起す。故に至願と云う。

●願已国無異等とは、淨影『疏』下、十八紙以為えらく、「国無異とは求淨土の願。普度一切は化衆生の願。名顯十方は求仏身の願なり【206】」。此れ撰淨土・撰衆生・撰法身の三願なり。按ずるに、此の願、皆、苟且に非ず。故に至願と云う。念とは念願ナレバ、是の如く願ゼント云う意なり。

●奉事億如来等とは、是れ彼の土の風俗として毎日晨朝に、諸の菩薩、皆、他方に至りて、諸仏を供養す【416】。供養の功德に由るが故に、速かに、福行を円満す。『宝積經』【無量寿会】下卷、八紙に云わく、「彼の国の菩薩、皆、晨朝に於きて他方無量の諸仏を供養す。希求する所に随いて、種種の供具、皆、手中に現じて諸仏を供養す【207】」と。淨影の云わく、「彼に往きて広く多仏を供す。行を起こすの益なり【208】」と。

●飛化とは、同一時に化現して至るなり。

●歡喜去とは、『觀經』の「上品」に準ずるに、謂わく、菩薩、多仏を供養することを喜び、或いは、記萌を受けて我が成仏の劫国等を知るを喜び、或いは妙法を聞くことを喜び、或いは諸定等を修することを喜ぶなり。

●若人無善本不得聞此經とは、已下は釈迦の讚嘆なり。無善本とは、且く戒善に約して有無を論ず。凡そ、戒善は諸善の初門なるが故に、実には一切の諸善根に通ずるなり。本とは、因の義、聞果に対するが故に、過去の宿善は根本、今日の聞教は枝葉なり。爾るに、此の『經』を聞くと雖も、猶お聞がざるが如く。亦た、聞きて還りて誇す。是くの如き等の人を聞經とは言わず。今、聞經と言うは、經を聞きて信を生じて、説の如く行ずる者を「得聞經」と云う。爾らば一切往生の者必ず宿善に由るとせんや。謂わく、本願に値遇することとは、必ず宿善に由り、往生を遂ぐることは本願力に由る。大師処処の文に、皆「上尽一形十念」と云いて、宿善と言わず。若し、其れ宿善をいえば、則ち第十八

願順次の直因、有名無実ならん。信に知んぬ。本願は一世の念仏にして、宿善を仮らずということ。故に下の文に云わく、「雖一世勤苦須臾之間」等と「定善義」廿一紙 [20]、同「記」一卷、五十五紙 [21] 意。上來、此の文に就きて、僉議すべき事なり。淨土往生は宿善の有「[22]」無には由らず。行ずれば則ち同じく往生を得る。但し、此の教法に遇い聞きて、信を生ずるは必ず宿善に由る。往生を遂ぐるの功は、宿善を加うるに非ず宿善、無宿善の事、委しくは、『東宗要』三卷、三十六紙 [22]。

●清淨有戒者とは、戒には誤犯の垢無きが故に。一切諸善の中に戒善を取り出す。是れ諸善の本なるが故に、今、有戒者と言うと雖も必ず余善に通ず。次の文に「宿世見諸仏」等と説くを以ちての故に。

●見世尊とは、正しく仏体を見、及び遺教に値う、俱に見仏と名づく。溜洲の云うが如し「義」七末、六紙。「値仏と言うは、一には、生身の仏に値いて、正法を聴聞す。二には仏の教法有りて、他に從いて聴聞するを亦た値仏と名づく。仏教有りて雖も、人の伝説無きを無

仏世と名づく〔23〕」。按ずるに、亦た、形像に通ずべし。次の見諸仏、絵木像に通ずるが如し。皆、是れ斯の縁なり。

●謙敬とは、謙讓恭敬なり。言うところは、自身は是れ無有出離之縁とヘリクダツテ、弥陀の本願は無疑・無慮・乗彼願力定得往生と、ウヤマイ信ズルことなり。

●慳慢弊懈怠とは、僞は自法に染するに由る。慢は他に対して心挙するなり。是れ謙敬の反なり。僞は逸なり。驕と通ず。逸なり。慢に七九の別有り『礼讃記』上、

四十二紙〔24〕、『頌疏』十九卷、十四紙〔25〕、又た『守護国界経』第三卷、十二

紙〔26〕の如し。弊とは六弊。即ち六度の反なり。弊は音閉、悪なり。遮益なり。六度の門を塞ぐ。故に六弊と云う。懈怠とは、懈怠は、六弊の中に在りて、重ねて之を挙ぐることは、懈怠は精進に翻す。精進に通有り、別有り。通は六度に通ず。懈怠も亦た、通別有り。通は六弊に通ず。是の故に通の外に更に別を挙ぐるのみ

み。僞・慢・六弊、共に、『礼讃記』〔27〕、同篇〔417b〕、釈中の二卷、八紙

〔28〕の如し。『大論』第五十七紙に云わく、「懈怠は在家の

人の財利福利を破し、出家の人の生天の楽・涅槃の楽を破す。在家・出家の名声、俱に滅す。大失大賊、懈怠に過ぐるなし〔29〕」。今、言うところは、六弊の中に、修行の重を障えるは、即ち懈怠なり。故に別開す。実には僞慢と六弊と懈怠と、之を開して八とす。無宿善の故に此の悪心有り。是の故に此の法、信じ難し。

●難以信此法とは、『清淨覺経』下紙に曰わく、「若し復た人有りて浄土の法門を開くことを聞きて、都て信を生ぜざる者は、当に知るべし。此の人、始めて三悪道従り来たりて、殃咎尽きず。此れに為りて信向無きのみ〔30〕」と。又た、「末代の悪比丘、念仏の法門を聞きて、之を笑う」と『探要記』十四卷、三紙〔31〕。『賢護経』を引く。往きて見よ。

●宿世見諸仏樂聽如是教とは、『大方等念仏三昧経』第九に曰わく、「若し善男子・善女人有りて、此の念仏三昧を聞く者は、当に知るべし、彼の人、唯、一二三四五の如来の所、乃至百千万億無量阿僧祇の如来の所にして諸善根を種うるのみに非ず。厚く功德を

集めて、此の三昧王の名字の少分を聞くことを獲。何に況んや受持し誦誦し如法に修行して、多人の為に説くをや〔28〕」と。「問う。所見の諸仏は生身に限るとやせん。形像に通ずとやせん。答う。形像に通ずべし。例せば、香象、彼の四依の供仏を釈して〔繪像木像に通ず〕と云うが如し。『法華』の如きは、画像を

供養するに既に仏因と成る。見像、豈に值教の縁に非ざらんや。凡そ、宿善に於きて二種の別有り。一には、係念の上の宿善。二には、汎爾の宿善なり。係念の宿善は、第二十の願、其の機を助くるが故に近世に果遂す。譬えば〔178a〕、呑鈎の魚の水に在ること久しからざるが如し。汎爾の宿善は、但、善力に任せて、他力無きが故に遠劫に聞くことを得。例せば、大通結縁の輩の如し〔已上〕鈔〔29〕。『科』に「〔仏智難思〕」とは、弥陀果上の智徳、不測として衆生を摂すること手裡に在り。人をして疑いを除かしめんが為の故に之を拏ぐ。

●**声聞或菩薩**とは、縁覚を摂して見るべし。下には「二乗」と云いて、菩薩を略す。影略互顯なり。

●**聖心**とは、此の「聖心」及び下の「智恵海」は是れ弥陀果上の仏智を指す。今、所化の衆生をして所説の淨教に於きて、深信を發起せしめんと欲す。是の故に仏智の深広を嘆ず。

●**譬如等**とは、是れ不知を以ちて生盲に比喩す。胎中從りの盲者を生盲と云う。

●**智恵海**とは、『礼讚の記』〔30〕に准ずるに弥陀五智を指して、「智恵海」と云う。五智深広にして、涯り無ければ、之を喩るに海の如し。

●**深広無涯底**とは、深きが故に底無く、広きが故に涯無し。

●**二乗**とは、上には菩薩を挙げて声聞を挙げず。此には、声聞を挙げて菩薩を挙げず。影略互顯なり亦た〔鈔〕に〔31〕上の声聞・菩薩を指す一義有り。今、其の説に依らず。

●**仮使一切人等**とは、淨影の云わく、「一切の人、悉く聖道を得て、共に思うとも知らざることを明す。仮使一切人は人の多きなり。具足皆得道は行徳勝なり。

淨恵達本空は解の深なり。億劫思仏智は觀の久しき

なり。窮力極講説は言の極みなり〔288〕。今、云わく、一切人とは、百億三千界の人を具足すと。下の「具足」の二字を人に掛けて見るべし。

●本空とは、二乗は人空の智、菩薩は二空の智。今、本空と云うは、即ち二空の智なり。

●窮力とは〔289〕、智力を窮すなり。講説とは、弁説なり。

●仏恵無辺際とは、此の二句、初めの句は仏智の広を嘆じ、次の句は仏徳の浄を嘆ず。是れ則ち清浄法性涅槃を窮至す。故に測知し難し淨影の釈〔290〕。興師の云わく、「無辺とは十方を尽す。無際とは、三際を窮む〔291〕」已上。是れ即ち横豎を言う。致は至なり。

●寿命甚難得等とは、興師以為えらく、「寿は是れ道の所依。仏を勝縁とす。信は即ち行の本。故に偏に説くなり。既に三難を離る。空しく過ぐべからず〔292〕。故に勧進して精進求と曰うなり。上来の意の云わく、寿とは仏道修行の寿命なり。凡そ、六道流転の間に寿命が何程も有るモノナレども、其の中に仏の教法に値

い、仏道を修行する寿命は生々世々にも値い難きものなり。彼の阿私陀仙人、仏の成道に値わずして、命終する類の如し〔西域記〕六卷、九紙〔293〕。『疏記〕〔294〕。『法華讀私鈔〕上、十一紙〔295〕。

●仏世とは、正像末に通ず。今、遺教有るが故に、猶お、仏世に属す。上に已に弁するが如し上の「曾見世」の処〔296〕。溜釈〔297〕なり。又た、發起序の「無量億劫難値難見」の処〔298〕。

●信恵とは、「法を聞きて疑わず、深く愛染を生ず。之を信と謂う。所聞の法に於きて、能く思択して正解を得る。之を恵と謂う〔禮讚纂釈〕中の二卷、七紙〔299〕。言うところは、恵とは解なり。此の法を深く信じて、其の上に能く解了す。ウケガウなり。今上来の如き三難、既に離る。空しく過ぐべからず。故に「若聞精進求〔300〕」と云う。

●聞法能不忘等とは、諸師異解す。影師・興師は彼の国に約す。寂師は此土に約す。今は義寂に依る。寂師の云わく、「聞法能不忘とは、聞きて能く思う。故に不忘なり〔301〕」。

●見敬得大慶とは、思扱の時に於きて、其の深趣を見る故に以ちて敬〔1198〕重す。其の滋味を得る故に大いに慶喜す。若し能く此の如くんば、則ち仏と志を同じが故に「則我善親友」と云うなり〔23〕已上。今云わく、能不忘とは、必ずしも文句義理を忘れずというには非ず。本願甚深の趣きを常に心に置くなり。見敬とは、聞を撰して見るべし。即ち上の法を聞きて、能く忘れず。故にソレガ少シ深くナリテ本願の深趣を見ルナリ。ソレヨリ本願未曾有の教ナルことガ信心に染み、漸漸に深く有り難く思いて敬と云う。是れ先の不忘ヨリ少し深きを見るナリ。

●得大慶とは、意に味わい得て、一分の心の落ち着く処を知りて、決定往生の人と成るを、得と云う。是れ、先の見敬と云うヨリも亦た一重フカキナリ。敬仏房の念仏に気味ヲホヘヨと仰せらる。此れ得と云う位なり。●則我善親友とは、若し能く是の如くなれば、仏意に契う故に仏と志を同じくす。是の故に釈迦仏、我が善き真実の友ナリト思し召すなり。我とは釈迦如来を指

すなり。親友に七法を具すること、『鈔』に玄憚『四分律』を引きて云う〔24〕等云云。珠林第六十四卷、四紙〔25〕。四分律第四十一卷、八紙〔26〕。又た『涅槃經』第二十紙に云う「爾の時仏、諸の大衆に告げて言わく、一切衆生、阿耨多羅三藐三菩提の近因縁となる者は、善友より先なるは莫し。何を以ちての故に。阿闍世王、若し耆婆の語に随順せずんば、来月七日に必定命終して阿鼻地獄に墮すべし。是の故に、近因は善友にしくはなし〔27〕已上」探要記「十一卷十紙〔28〕、之を引く」。

●当発意とは、菩提心を指す。亦た願生を兼ね。

●設満世界火等とは、是れ浄土の法の難聞を挙げて志願の堅固不退なることを勧む。設とは仮令の語なり。

『仁』〔1196〕王経に曰わく、〈劫火洞然として大千俱に壞す。須弥巨海磨滅して余なし〔29〕〉と。即ち此の時を指して満世界と曰う『礼讚纂要』中二卷、十紙〔30〕、『探玄記』

一卷、三十九紙〔31〕。記主云わく、「設満等は聞法の志なることを歎す。謂わく、劫火、三千を焼かんに、誰か煙を分けて名を聞かん。只、仮令の語を設けて聞名の真

要を踴らす。三千を挙げて手に虚空を把るよりも重し

〔礼讃記上、四十三紙〕。今言うところは、此の世界の壊劫、大の三災の中、火災の時。実に世界火の時節なり。其の時、他方の世界に此の『無量寿経』を説く事有らば、必らず過ぎて聞くべしとなり。爾るに近里・近辺・同处・隣家の法をも聞かざるは罪障、足を縛す。誠に哀むべきなり。

●**必過要聞法**とは、必・要の二字、釈迦仏の意を添えて勧め給う。ユルカセニスベカラス。心を留めて之を思え。上來二句の意、其の例無きに非ず。『思益経』第四に十六紙曰わく、「若し無量の世界に大火悉く充滿すとも、要らず当中従り過ぎて往きて是の如きの経を聴きて、能く仏の教道を聞くべし。若し聞くことを得んと欲する者は、宝を積むこと須弥の如くすとも、尽く是の人に供すべし〔四二〕と已上。

●**会当成仏道等**とは、此の二句、初めの句は自利の果を求む。次の句は利他の果を求む〔法影の意なり〕〔四三〕。

●**広済生死流**とは、一本、広度に作る。流は流転の衆

生なり。

仏告阿難等とは、上來、阿弥陀如来の不可思議功德威神力に一切凡聖を撰ずることを讚歎す。已下は、釈迦仏、厭欣の境を説きて、勧めて其の心を生ぜしむることを明す。『科』に「**挙楽令欣**」とは、〔四四〕凡そ衆生の機欲、娛樂は偏に欣い、厭離は甚だ起こし難し。

〔430a〕是の故に先づ、樂事を説きて惡境に比擬して彼の土を欣わしむ。初めヨリ厭離を説きても中々厭ハヌヘナリ。故に先づ、樂を挙げて欣わしめて、次に苦を挙げて厭わしむ。

●**彼国菩薩**とは、彼土の旧住の菩薩及び十方來の菩薩なり。

●**一生補処**とは、第二十二必至補処の願成就なり。此れ超証を以ちて彼の樂事と為す。菩薩、之を聞いて何ぞ欣求せざらん。謂わく、補処は菩薩の樂う所の究竟の樂なるが故に、最初に之を挙ぐ。若し、教門に約せば、初地已上の菩薩、若し実義に約せば、三賢及び凡夫、共に此の益を蒙る。彼土は一等に菩薩の国なるが

故に。一生とは、穢土出現の仏は兜率の一生、報土は無明の一生なり。補処とは、報土は入涅槃無きが故に、随縁に浄土を建立して成仏したまう。是れを補処と云う。穢土の補処は異なり。補処は前仏ノアトヲ補ウ事なり。

●究竟とは、菩薩因位の至極ナルガ故に。

●而自莊嚴とは、或いは悪を以ちて莊嚴し、或いは善を以ちて莊嚴す。彼の獵者の如き人、指して以ちて悪人と為す。善は之に翻じて応に知るべし。喩えば、官人の衣服を以ちて莊嚴して、各々其の位を知るが如し。今、菩薩内証の慈悲、外に現するが故に、大悲の弘誓を以ちて、自ら莊嚴するなり。扱、今の経文を影・興二師、長寿無中天に約して之を解す。今の所用に非ず。上來、此の一科の文、委しくは願文の処に解するが如し。

●阿難彼仏国中等とは、已下は彼の声聞菩薩、皆、光明有ることを明す。亦た、是の教門、実には、一等の菩薩なり。

●身光一尋とは、是れ拳身の常光なり。爾るに、

〔420b〕 声聞の光明は、諸説多く同じ、菩薩光明は経論同じからず。委しくは、『鈔』の如し〔52〕。一尋とは、或いは六尺、或いは七尺、或いは八尺なり。尋は、ヒトヒロト訓ず。其の身量に随いて、両手の臂を舒ぶるを一尋と為るなり。義寂の意、彼の土の声聞の身量に随いて一尋と云う〔52〕。此の義、尤も可なり。

●百由旬とは、淨影以為えらく四十里を一由旬とす。百由旬は、即ち四千里なり〔52〕。小乗には、十六里を一由旬とす。此の時は、九十六町を一由旬とす。今は『大論』に依る〔52〕。鸞師等、皆爾なり。

●普照三千大千世界とは、此の三千を挙げて、分齊を知らしむ。今、極楽を指して之を言わば、他方に因准して且く三千と云うなり。問う。『觀經』に勢至の光明を説きて「普照十方〔52〕」と曰う。今何ぞ、相違するや。答う。此れは常光を説き、彼れは神通光なり。

彼れ、別光を説きて感に随いて即ち照して能く物の苦を救う。故に相違に非ず〔定記三卷、三十三紙〔52〕〕。又た、『觀

經』の意、觀勢二士の光明、同じからず。彼の説は、觀の淺深次第に約し、或いは、菩薩見処に約して、次第不同なり。問う。極樂補処は、同位等行なり。「二士の光明は、何ぞ独り最勝なるや。答う。隨時不定なり。例えば、『觀經』の二士の光明の勝劣不同なるが如し。故に義寂の云わく、〈所化の機に隨いて、身量不定なり。光明の大小、一例すべからず義寂『無量壽經述義記』、恵谷復元本P.412〉〔380〕「鈔」、問答。

●**仏言一名等**とは、『覺經』二卷、廿五紙には梵語を挙げて云わく、「其の一菩薩を盧樓亘と名づく。其の一菩薩を摩訶那鉢と名づく」〔381〕流布の經本に鉢の字無し。『名義集』一卷、十八紙所引、鉢字有り〔382〕。

●**於此国土**とは、『寶積』『悲華』の説に准ずるに、娑婆世界を指すなり。『寶積經』下、八紙に曰わく、「此の二〔42〕菩薩、娑婆世界従り、寿命を捨て已りて彼國に往生す〔43〕」と已上。即ち、是れ念王太子なる故なり。『悲華經』の二に曰わく、「時に王に千子あり。第一の太子を名づけて不眴と曰う。第二の王子を名づ

けて摩尼と曰う〔44〕」〔本經〕眴眴摩尼、尼摩に作る。按ずるに、悲華の意、弥陀の出世も度々ナリ。此の娑婆劫國、名号の変ズルハ数々なりト云エドモ、此の國は、替らず。即ち、往昔の時の娑婆なり。喩えは、家を度々普請仕直すが如し。家は変ズレども、処が變らざるなり。又た、二大士、發心の因縁は『悲華經』〔45〕『觀世音授記經』八卷〔46〕。『如幻三摩地無量即法門經』〔47〕に広く説くが如し。

●**命終轉化**とは、惣じて地上の菩薩、二類有り。一に、悲増の菩薩は、初地より七地に至りて分段身を受け、八地に至りて變易身を受く。二に、智増の菩薩は初地より直に變易身を受くとなり。爾るに、分段身の菩薩は、命終して淨土に生ず。變易身の菩薩は、命終せず。轉じて淨土に生ず。今、二大士は既に等覺の薩埵なり。故に轉化と云う。『要集』に云うが如き、「觀音・勢至本と此土に於きて、菩薩行を修す。彼土に轉生す〔48〕」と。是の積、亦た此の謂いなり。「轉化」は轉は謂わく、遷轉。娑婆從り淨土に遷るを轉と曰う。化は謂わく、變化。變は滅する方を

言う。化は、成ずる方を言う。是れ此に終りて彼に生ずるなり。但し、凡夫の此死生彼の如きを言うには非ざるなり。或いはいうべし。化は、化迹の化か。『要集』上末二十紙 [28a]。

●其有衆生とは、菩薩声聞及び凡夫、皆、本願に撰せらるる者を指すなり。爾るに、上來は且く聖人に約し、自下は別して凡夫を説く。是れ第廿一、三十二相の願成就なり。

●智恵成満等とは、上は外相、是れは内徳なり。

●深入諸法とは、[21b] 入は謂わく、入解なり。所詮の法に悟入するなり。

●究暢要妙とは、究竟通暢するなり。謂わく、教法の能詮を善く究竟通暢するなり已上は、興師の意なり。興師、淨影の釈を挙げて「此必不然 [20]」と云う。爾るに、今は興師の自義に依る。又た、七

卷、九紙に此の句有り。今と義分少異セリ。此の一句は、第廿五説一切智の願成就なり。扱、上の智恵成満の一句は、真俗の二智と見るべし。真諦智を以ちて、深く諸法を入さとり、俗諦智を以ちては、要妙を究暢す。

●神通無礙とは、生得通なり。二乗等の神通、菩薩に

対すれば、尚お碍有り。竜樹の「讚」に曰わく、「其れ彼国に生ずること有れば、天眼天耳を具す。十方、普く無碍なり。神通及び心通、亦た宿命智を具す。是の故に、帰命し礼したてまつる」[『十住論』第五卷、廿紙]。『要集』上末、三十八紙 [28]。

●諸根明利とは、六根互用なり。見道場樹の時、之を得。上の文に曰わく、六根清徹にして諸の悩患無しと。

●成就二忍とは、音響・柔順忍なり。次の如く、十住と十行となり。此の段の経文、其の語尤も巧なり。是れ訳者筆体の妙なり。先づ鈍根の機なれば、三忍を次第に得べきが故に。今も、具に三忍を挙ぐべしと雖も、無生の言、地前地上に通じて粉るるが故に、此には、第三忍を略す。又た、次の利根の処に「不可計の無生法忍」と云いて、共に略す。不可計の言、其の意地上を顕す。是の故に、上二忍の処に無生法忍を加え、下の無生法忍の処に音響等の三忍を加えて、見るべし。是れ影略互顕なり。鈍根の者も、終には地上無漏の忍を得。利根の者も亦た、地前の三忍を証せざるに非ず。

此の義、宗家の意に叶う。『般舟讚』に云うが如し。「地前地上本と二無し。根の利鈍に随つて、[422a]位を超増す〔2〕」と。爾るに、『鈔』所引の興師の釈は、位々

相い望めて上位を利と云い、下位を鈍と名づく〔3〕。

根性に関わらず。宗家は然らず。興師の解、今の所用に非ず。今は、鈔主の意に依る上来、今『鈔』四卷、五十九紙

〔2〕、『同』五卷卅六紙〔2〕、合わせ見るべし。又た、一義に云わく、

二忍とは、十住十行。無生とは、十回向。直に三賢と

計り見る説あり。

●不可計無生法忍とは、不可数の法に於きて、無生忍

を得る。故に、「不可計」と云う。即ち地上なり。又た、

地上無漏の無生は、其の智広大なるが故に称して不可

計と曰う。

●又た、彼菩薩とは、此は凡夫の菩薩を摂して見るべ

し。

●不更悪趣神通自在等とは、按ずるに不更悪趣は、第

二願の意、神通已下は第五の願成就なり。

●常識宿命とは、六通俱に具すれども過去世を知るは、

宿命通の故に、別して挙ぐるなり。常に世々因縁の衆生を視て濟度利益す。此れ大悲發動して自然に此の心を生ずるなり。

●除生他方等とは、實には、不更悪趣なれども別意樂の菩薩は之を除く。業に非ざるが故に。

●示現同彼とは、彼とは衆生を指すなり。示現は実に

非ざるなり。或いは、男と成り、女と成り、妻子奴婢

等と成る類なり。

●如我国とは、釈迦の国土なり。是れ、他方に生じて

衆生を化することを釈迦の土の中の諸の菩薩の如くな

ることを顕わさんと欲す。故に「如我国」と云う興師の

釈なり〔2〕。淨影之に同じ〔3〕。謂わく、觀音・地藏・文殊・

普賢等示現して凡夫に似同じ、釈迦の化を助くる類、

例して応に知るべし。

●承仏威神とは、仏は弥陀を指すなり。是れ第廿三、

供養諸仏願力の所成にして、歴史する故に、承仏威神

と曰う。

●一食之頃とは、時の極 [422b] 短を挙ぐる。

●往詣十方等とは、十方同時供養なり。東方終りて次

に南方に移るが如きには非ず。『浄土論』の意、本国に在りて、化、十方に至る。一月、天に在りて、影方

水に現ずるが如し『註』上巻、四十六紙。

●隨心所念とは、是れ第廿四供具如意の願力の所成なり。心とは、能供養菩薩の心念なり。

●応念とは、応はコタエル意ナレハ、菩薩の心念に隨いて即ち現ずるなり。

●珍妙殊特とは、其の供具を讚歎するなり。言思を絶する故に珍妙と云う。此類無きが故に殊特と云う。

●奉散諸仏等とは、他方の諸仏等なり。奉散とは、『大般若』第四百廿七卷に「散華品」に有り『大論』

第十卷に、十方の菩薩、仏所に來集して華を散じ、妙法を聴くことを求むる説有り『註』。『明眼論』に「散華品」

有り。曰わく、華、清浄の妙色を開けば、妙香、諸仏の刹に散ず。若し、華開くこと有れば、諸仏來たりて

坐したまう。是の故に、下界の中には、華を以ちて淨土と為す『註』と。

●化成花蓋とは、『宝積經』下、九紙に曰わく、「若し復

た種々の妙華を樂求すれば、皆、手中に現じて諸仏に奉散す。其の散ずる所の華、即ち空中に於きて變じて

華蓋と成る。蓋の少なる者は、十由旬乃至三千大千世界に満つ『註』「莊嚴」に同じ『註』。化成とは、化は變化、

初めの物滅せるを變と曰う。後に生ずる物を化と曰う。是れ、無而忽有と生ずる方を化と云へハ、今所散の華、

變じて蓋と成るなり。

●昱爍とは、昱は、『韻會』に余六の切、日の光なり『註』。『字彙』に又た「明なり『註』」。興師の云わく『註』、

昱は字体に非ず。応に煜に作るべし。然れども『韻會』に煜は、『説文』に耀なり。又た、光なり。通じて昱

に作ると。煜は『字彙』に火光なり。盛なり。[438]爍は『韻會』に式物の切光なり。『字彙』に灼爍は、

光貌。灼は照なり。又た、華の盛なる貌『增韻』之に同じ。又た、『玄心音義』第九卷、十五紙に曰う『合讀』所引『註』。

●其華とは、華蓋を指すなり。

●転倍とは、初めの小蓋去り、後々転倍するなり。

●乃覆三千等とは、一仏国土を三千界と云う。故に是れ穢土に因順するなり。

●以次化没とは、次第次第に没すると云うことなり。

前は変じ去り、後に化し成す。是の如く、前後に随いて没するなり。『無量寿会』下巻 九紙に曰わく、「若し

更に新華を以ちて、重ねて散ぜざれば、前に散る所の華、終に墮落せず[280]。

●其諸菩薩とは、仏及び菩薩、見るべし。

●僉然とは、僉は『玉』に曰わく、「且廉の切、皆なり[290]」。

●於虚空中とは、又た虚空の中に於きての意なり。

●歌歎仏徳とは、楽の調子、自然に他方諸仏の功徳を歌歎するなり。

●聴受經法とは、他方の諸仏の經法なり。是れ、所供養の仏、供養を受け已りて、而して後に説法したまふ。能供養の菩薩之を能受したまふなり。

●供養仏已とは、他方の仏を指すなり。

●未食之前とは、『玉積経』に曰わく、「晨朝の時に於

きて奉事供養す。乃至即ち、晨朝に於きて還りて本国に到る[28]。『覚経』に曰わく、「日、未だ中せざる時[29]」已上。是れ亦た因順余方なり。

●輕拳とは、神通飛化の速疾なることを云うなり。

●本国とは、極楽を指すなり。

●仏語阿難等とは、上來は他方諸仏国土の事を明す。自下は、極楽自土の事を説く。

●班宣とは、『爾雅』に曰わく、班は「賦なり[30]。『玉』に曰わく「布なり[31]。『玄応音義』に曰わく、「遍なり」。一本に頌に作る。頌は分の猶し。今、云わく、耳根にクバル意なり。

●講堂とは、[423]法を講ずる堂なるが故に。委しくは、上巻に五十紙[32]記するが如し。

●広宣道教とは、其の時、仏、為に広く等と、「其仏為之」の四字を加えて見るべし。広宣道教は能詮の教、演暢妙法は所詮の法なり。

●莫不等とは、已下は説法の利益を明す。

●歡喜心解得道とは、興師の云わく、「心解とは、即

ち心解脱なり。得道とは、即惠の解脱なり〔385〕。又た、一義に云わく、歡喜心解得道とは、浅従り深に至る次第なり。次の如く、聞惠修の三惠に当る。

●即時とは、菩薩、此の利益を得る時なり。

●自然風起等とは、風、音を出して供し、及び華を吹きて供す。是れ即ち、声聞菩薩利益を得已りて、供仏の心を発せば、風、其の心に応じて供養を起す。故に功、二衆に帰す。

●普吹宝樹とは、講堂前の宝樹なり。

●出五音声とは、上巻に准ずるに宮商角徵羽の五音なり。出は去声と呼ぶ。上巻に曰わく、「清風時に発りて五音の声を出す。微妙の宮商、自然に相和して妙法を演出す〔387〕と。

●雨無量妙華とは、是れ空従り雨るべしと雖も、此は風散して雨に似たり。故に雨と云う。或いは、空従りも降り、樹従りも降るベキナレバ雨と云うなり。

●一切諸天とは、『大阿弥陀經』上廿九紙に云わく、「諸仏の国の中に第一四天の上従り、三十三天の上に至

るまで諸の天人、皆共に天上万種の自然の物を持ちて、来下して諸の菩薩阿羅漢天人を供養す〔388〕。『覺經』二十五紙に、具に六欲梵天を挙ぐ〔389〕。『大阿弥陀經』に同じ。

按ずるに、他方の諸の天人、実に菩薩なるべし。極樂の聖衆を天人と云うが如し。是れ因順余方ならん。

●皆齋天上とは、齋は『説文』に「持ちて〔424d〕人に遺るなり〔390〕。『広韻』に「持なり〔391〕。天上とは、褒美の辞なり。

●伎楽とは、伎の字上巻四十九紙〔392〕に委しく之を記す。

●其仏とは、弥陀を指すなり。

●諸菩薩とは、上の歡喜・心解・得道する会座の菩薩なり。

●前後来往とは、前に来たる者の転じ去りて後に来たる者、復た供養す。『覺經』二卷、十五紙に云わく、「諸の天人、前に来たる者は転じ去りて後に来たる者に避く。後に来たる者の転た後に復た供養すること、前の如し。更に相い開避す〔393〕。『天阿』之に同じ。

●開避とは、『広韻』に、「開は解なり〔394〕。『避は迴

なり〔385〕。言うところは、前の者、ヒラキメグリテ

後の処をアケテワラスなり。『述記』七末、五十二紙に云わ

く、「開とは避の義、後の処を与うるなり〔386〕」。

●当斯之時とは、法を聞きて供養する時なり。

●熙怡快樂とは、『説文』に「熙怡は和悦なり〔387〕」。『字

彙』に「熙は和なり。和楽の貌〔388〕」。『唐韻』には「熙

は和なり」。怡は『玉篇』に「悦楽なり」。此の一句は、

能供養所供養に通じて見るべし。

仏語阿難等とは、上來は浄土の菩薩、自行の樂事を

成就することを明す。已下は、浄土の菩薩の行徳、自

利々他を成弁することを説く。

●諸菩薩等とは、声聞及び凡夫を等取スルなり。

●講説とは、講談説法なり。

●常宣正法とは、第廿五説一切智の願成就なり。

●随順智恵とは、説法仏の智恵に順ず。是の故に、違

うこと無し。違うこと无きを以ちての故に過失無きな

り。『宝積經』下、九紙に云わく、「諸の菩薩衆の説く所

の語言、一切智と相応すと〔389〕」。

●無違無失とは、権実二智を以ちて事理の法を説くに、
能く法体に契う。事を説くに違ふこと無く、〔424b〕

理を説くに失すること無し。是れ法体に契いて説くが

故に無違無失なり。喩えば、火はアツキト説くに唐辛

をアツキト説きたまうは違ふなり。赤きことは同じケ

レども法体は各別なり。『科』に撰対治とは、〔310〕六

波羅蜜を修行するには能対・所対有り。施は、慳を以

ちて所対とす。戒は、三業の悪を以ちて所対とする等

なり。

●無我所等とは、是れ第十漏尽の願の成就なり。見所

断の惑を我所心と名づく。修行断の惑を染着心と云う。

是れ見惑の中の身見のひと、思惑の中の貪の一を挙げ

て諸を顕す。此の二を除捨せしめるを名づけて捨行と

す影・興二師、此の意なり。願は、初めに従いて説く。今は終

わりに従いて明す。故に、凡聖異なり。今我所心と云

うは、畢竟一切を我が所属の物とす。我、無きが故に。

我所も亦た無し。是れ不起想念の故に。

●去来進止とは、他方に去りて、本国に來たる。身儀

を動作するを名づけて進止とす。言うところは、去とは、他方へ供養の為に去り往くなり。来とは、本国に帰るなり。進止とは、居動ナレハ立居の振舞なり。

●情無所係とは、皆、法に順じて、非威儀無きなり。

●随意自在とは、已上の三句は、身過を離るることを明す。

●無所適莫とは、衆生の所に於きて、適適たる親も無し。莫々たる疎も無きことを無適莫と名づく。『論語』

「里仁」に曰わく、「君子の天下に於けるや、適も無く、莫も無し」^[33]。謝氏が『註』に曰わく、「適は可なり、莫は不可なり」^[32]。又た、厚薄親疎の謂いなり。

●無彼無我とは、已上の二句は、意過を離るることを明す。

●無競無訟とは、心に彼我を亡ずる故に口に競訟無きなり。此の一句は、口過を離るることを明す上米ハ『鈔』

ノ科節なり。又た、一 [425a] 義に云わく、此の一節、二句毎に次の如く、身意口、過無きことを明すなり。此

の時は、五六の二句は、口業を取る。意の云わく、無

彼無我は心に彼我を亡ずるが故に、財の競訟すべき無し。是の故に後の二句は、口過を離ると見るなり。競

は『彙』に「争なり」^[33]。『左伝』襄公師曠が曰わく、

「臣、心、競いて、力、争わず。徳を務めて善を争わず」^[34]。訟は『説文』に「争なり」^[35]。『広韻』に「罪

を争いて獄と曰う。財を争いて訟と曰う」^[36]。『切韻』に財を争いて訟と曰うなり」^[37]。

●得大慈悲等とは、南山、『大論』を引きて云わく、「夫れ慈と云うは、意、柔和を存して他の所悩を被れども

瞋恨を生ぜず。夫れ悲と云うは、意、饒益を存し善く物の情に順ず」^[38]。已上。鈔王云わく、「此の文、爾りと雖も、今の経文の饒益と柔軟と俱に通じて慈悲なり。

分別すべからず」^[39]。南山は『教誡律儀』五紙。但し、本文に「六の字無し」^[40]。又た、『天論』に此の文無し。『教誡律儀略疏』二卷、十九紙」^[41]

に評有り。往きて見よ。

●調伏とは、謂わく戒と相応す。根調に由るが故に『要覽』中、十一紙」^[42]。

●無忿恨心とは、忿恨とは、是れ瞋の等流なり。故に

能く忍を障う。今、忍障を離るが故に無と云うなり。

●離蓋清淨とは、蓋は謂わく、五蓋なり。蓋は諸善を障う。五蓋を離れば、即ち清淨なり。此の五蓋の煩惱、キヌガサノ物を覆う如くナレバなり。

●無厭怠心とは、精進は修善を勤む。故に今、相い翻す。大海の水を呑みて飽くこと無きは無厭なり。兵の進みて退くこと無きは無怠なり。

●等心勝心深心とは、「諸行、斉しく修す。故に等心」と曰う。所修、務めて上なるを、名づけて勝心とす。求心、殷重なるが故に、深心と曰う影・興の意なり。

●定心とは、「乱意を遠離す。故に定心と曰う」。

●愛法樂法喜法之心とは、「聞恵は愛樂するが故に」〔25b〕愛法と云う。思恵は味著するが故に樂法と云う。修恵は神を潤す故に喜法と云う興師ノ釈なり。言うところは、能く法体を証得すれば、歡喜を生ず。故に喜法と云う。

●滅諸煩惱等とは、見思無きが故に悪趣の心を離る。是れ悪業を除くを離悪趣心と云う。畢竟、悪趣にカエ

ル心を離ると云う事なり。

●具足成就等とは、已下は菩薩所得の功德を明す。

『科』に「自分徳勝進徳」とは、初地に在りて、二地三地の徳を得るを自分徳と云う。初地に在りて、二地三地乃至十地の徳を得るを、勝進徳と云う。具には、上巻の初めに之を弁するが如し四紙。

●得深禪定諸通明恵とは、四禪・四空定・六通・三明・三恵なり聞思修。「深」の字は、禪と定との二に通ず。

●七覚とは、若し位に約せば、『智論』の意は、見道に之を修し、修道に八正を修す。『俱舍』に依らば、頌 廿五卷、十一紙見道に八正を修し、修道に七覚を修す。具には、『玄記』六廿六紙、『三蔵義』の四十一紙の如し。此に於きて三十七品を説くべし。只、今、七を挙ぐることは是れ文の略なるのみ。凡そ、七科の道品は、即ち大小に通ず。今、言う所は、皆是れ大乘の菩提分法なり。

●修心仏法等とは、此れ因位なれども分に果上の徳を具すことを説く。故に『科』に「勝進」と云う。

修心仏法とは、仏法は皆、心の仏法にして、他物に非ず。故に修心仏法と云う。心仏の法とは、仏の法的事なり。

●肉眼清徹等とは、徳、無量なりと雖も、略して五眼を説く。此の五眼は皆、仏徳なり。爾るに今、分に之を得る故に、『科』に「勝進^{〔320〕}」と云う。此の五眼の中に仏の肉眼と云うは、[426a]「且く化相に就きて有相の成仏に肉眼有りと説く。実に仏果は唯、清淨修得の天眼のみ有り。報得の天眼無し。何に況や、其の肉眼有らんや義寂の意なり。『鈔』六卷 三十五紙^{〔321〕}」。仏は既に肉身を捨つ。何ぞ肉眼有らん。仏の肉眼は只、名の中ににして、其の体、無漏の物なり。今、衆生の肉眼を借りて之を説くのみ。扱、肉・天の二眼は眼根に約す。下の三は智に約す。彼の土の菩薩清淨の肉眼は無数界の内外麁細を見る。故に「清徹」と云う。其の上に所見の明了なるを「分了」と云う。

●天眼通達等とは、「彼の土の天眼は皆、是れ生得なり。能く一切を見て所見広多なるが故に（無量）と云う。

所縁長遠なるが故に（無限）と云う。是の故に穢土の天眼の豎に自下に限り、横に三千を極むるに同じからず。是れ則ち、仏願力の所為なり。第六天眼通の願の成就なり『鈔』六卷、三十三紙左^{〔322〕}。「問う。二眼、同じく無数界を見れば、何を以ちてか別とせん。答う。現在の色像を照らし囑るを名づけて肉眼とす。能く衆生の死此生彼を見るが故に、天眼と名づく異論の意^{〔323〕}。『鈔』六卷 卅四紙^{〔324〕}」。

●法眼觀察等とは、俗諦を縁する智、能く教法を照らす。故に名づけて法眼とす。普く三乗道法の差別を知るが故に「究竟諸道」と云う。

●慧眼見真等とは、真諦を縁する智、能く空理を照らす。故に「慧眼」と名づく。有相を除捨して、平等無相の彼岸に達到するを、「度彼岸」と名づく。「見真」とは、見は照見なり。真は真空の妙理。「彼岸」とは空理を指す。「度」は至なり。智、理に会するを度と云う。扱、常途の聖教、慧眼は第四なり。然るに今、法眼慧眼と次第すること、且く義寂の意に依れば、「類

例修「[366]」起の不同有る故なり。若し類例ならば今

『經』の如くなるべし。謂わく、法眼の境と前の二段と、同じく是れ俗諦なるが故に。若し修起を論ぜば法眼第四なり。謂わく、先づ真に達し、後に他を導く故

に「[37]」具に、『鈔』「[38]」に之を釈す。尚お、類例修起の事「名義弁事」[38]

六卷、十三四紙、之を出だす。今、云わく。若し所得の次第に

約せば、先づ慧眼を得て次に法眼を得るべし。真諦を得ざるときは則ち俗諦を得ざるが故に。爾るに今『經』は既に五眼を得畢りての上を説くなり。此れ五眼具足の上に於きて其の浅深次第を云う。所得の次第には非ざるなり。

●**仏眼具足**等とは、人に就きて名とす。故に「仏眼」と名づく。中道を縁する一切種智を以ちて其の体とするなり。法として照らさざること無し。故に「具足」と云う。此の智、如来藏理を照見する故に「覚了法性」と云う。又た、前の四眼は是れ別、後の仏眼は是れ総なり。四眼、仏果に帰入する時、仏眼と名づくなり。果上の眼は前の四眼を総べるを言うが故に、仏の

眼と云う事なり。

●**以無碍智**等とは、「四無碍弁をもて物の為に法を説くなり興師の釈意」[39]。此れ自分・勝進に通ず。九地已上は自分の徳なり。八地已下は勝進の徳なり。四無碍弁は九地已上の徳なるが故に。

●**等觀三界**等とは、此の二句は「捨生死の行なり。欲等の三界、一界として空ならざる者有ること無し。故に〈等觀〉と云う已上、興師の釈。『法華論』下、十三紙[34]」。三界とは、己界・仏界・衆生界、及び欲等の三界、皆、悉く因縁生の物、如幻の法なるが故に。

●**志求仏法**とは、此の一句は欣菩提の行なり。是れ真空の上の如有なり。

●**具諸弁不**「[34]」等とは、「弁才」に八種・九種の異有り。『勝天王般若經』「[27]」第一に曰わく云々「鈔」[33]及び「合讚」[35]、之を引く。

●**從如來生**等とは、已下は修行成就を明す。是れ上の徳に依りて行を成ずるなり。菩薩の解行は仏口従り生ずるを「從如來生」と云う。

●**解法如如**とは、「法の如」とは一切の方法諸法の理を指して「如」と云う。能証の智、所証の理に契う。故に重ねて「如」と云う。爾れば能証の智と所証の理とを「如如」と云うなり。「解」とは、所生の理解なり。一切の方法、皆、如と解了するなり。

●**善知習滅音声方便**とは、習善は滅悪なり。習善の教を「習音声」と名づけ、滅悪の教を「滅音声」と名づく。「音声方便」とは、「音声」は謂わく、声教なり。音声の巧みなる、即ち方便と名づく。「善知」とは、所生の教解なり。生解の教を善く是の如き弥陀の説教を知りて、世語を求めず、正論に欣住す。

●**不欣世語樂在正論**とは、純ら仏教に依りて世事を談ぜざるなり。謂わく、世は出世に對す。正は邪に對す。論は即ち解徳なり。『行事鈔』下、三之三十四紙に曰わく、「成実論」に云わく、是れ經法なりと雖も、説くこと、時に應ぜざれば、名づけて綺語とす。況や浮雜に於きておや。焉ぞ言うべけんや【55】」。又た、『梵網』の輕戒の中、第三十三、虚作無義戒【56】の下を併せ

見よ。又た『僧祇律』に曰わく、〈齊家、慎みて喧しく笑い、及び頭を交えて雜説し、妄りに世事を談ずること勿れ〉【要覽】上巻、六十三紙【57】」。今、「正論」と言うは、習滅の音声は皆、轉迷開悟の法なり。故に「正論」と云う。

●**修諸善本**等とは、初めの二句は菩提に趣むく行。次の二句は能對治の行。後の二句は所對治の滅なり。「仏道」とは即ち菩提なり。

●**知一切法皆悉寂滅**とは、『法華』【法華經科註】一之下、三十二紙の「諸法從本【427D】 來常自寂滅相【382】」の文、今と意、全く同じ。『法華』の意、三界の妄を折き尽して、色を滅して空を取るは、則ち眞の滅に非ず。若し無明、本より有ること無し、常に寂滅の相なりと達せば、即ち是れ眞の滅なり。今、云わく、是れ空智の惠劍なり。●**生身煩惱**等とは、「生身」とは苦道なり。謂わく、能く空觀を修して生身の苦報と煩惱の惑因と、及び其の余殘、皆、悉く滅尽す。今、二道を挙げて業道を略す。實には三道、共に滅尽するなり。爾るに業は是れ

苦の能引、惑の所起なるが故に、業を苦道に撰して今、二道を挙ぐるなり。

●二余とは、苦と煩惱との習気は、即ち二道の余残なり。余残、尽くが故に即ち行、成ずるなり。

●聞甚深法とは、大乘の法なり。

●心不疑懼とは、深教を信じ、故に名づけて「不疑」と云う。深理を解するが故に、「不懼」と云う。彼の声聞、初めに華嚴を聴きて恐懼するが如くには非ず。

●常能修行とは、無間修なり。仏、甚深の法に於きて常に行じて息まざるなり。

●深遠微妙等とは、此の二句は大悲の深広を嘆ず。「深遠」は横豎に見るべし。「覆載」とは、悲、一切に徧きを、之を説きて覆とす。衆生を捨てざるが故に、載と云うなり。孔安国が云わく、「夫れ覆いて外無き者は天なり。其の徳として在らざること無し。載せて棄つること無き者は地なり。其の物として植えずということ莫し。是を以ちて聖人、之に法て以ちて万民を覆載し、万民、職を得て楽み用いざること莫し」孝経註八紙

第三章 338。『礼記』に曰わく、「天、私に覆うこと無し。

地、私に載すること無し339。『管子』に「聖人は天の若く、然り。私に覆うこと無く、私に載すること無きなり340」。

●究竟一乘至于彼岸とは、「一乘」とは即ち大乘の智なり。仏果の智を「428d」一乗と云う。「彼岸」とは、即ち断徳なり。謂わく、一仏乗の智を究竟することを得。境と冥合す。境智冥合する処、ソコヲ「至」と云う。即ち仏乗断徳の彼岸に至るなり。是れ智断の二徳なり。下の文に「遠離声聞縁覚之地341」と云うが如し。

●究竟とは、『頌疏俱舍』に云わく、「成弁終了の義なり342」。「究竟」と「至于」とは、唯、是れ分徳のみ。蓋し今『経』は円教の所撰なり。『観』『小』二経、亦た円旨を演ぶ。是の故に『論』には広略相入を明し343、光明は判じて「頓教一乘」と言えり344。弁・然の二祖も亦た、円教と曰う。豈に特り宗祖のみならん。天台・四明・元照等の師も亦た円教とす。入理の易を論ずれば則ち不覚に転入し無心に領納し、煩惱を断ぜず、

涅槃に入るなり。抑そも今家の不断而断々而不断は全

く是れ台宗の性具に符同せり。是の如きの勝益は仏願の与る所、自然に諸法実相当体全是を開悟す。矧や又

た浄土の一門は権に似て権に非ず、実に似て実に非ず、漸に似て漸に非ず、頓に似て頓に非ず。格外の別

風、他の測る所に弗（不）ず（已）上（音讀） [380]。今、云わく、指方立相なり、故に似権と云う。即相無相なり、故に非

権と云う。究竟一乘なり、故に似実と云う。解会の一乘に非ず、故に非実と云う。厭穢欣浄す、故に似漸と

云う。一世に行業を成ず、故に非漸と云う。断証を仮らず、故に似頓と云う。解会の頓に非ず、故に非頓と

云うなり（已）上（音讀）、『解大原科註』十五紙 [381]。

●**決断疑網等**とは、智徳・断徳、既に成ず。豈に疑網有らんや。疑網既に断ず。実理、斯に証す。彼の能証の智、他に由りて生ぜず。必ず心に由りて出ず。此

の智、[428b] 如来の教法を該羅して余有ること無し。故に無外と云うなり。今、云わく、恵を以ちて決断す。

疑は即ち網なり。『玄応音義』第八卷、十一紙に曰わく、「該

は備なり。『方言』に該は威なり [382]。嘉祥の曰わく、

「該の言は及なり。羅の言は摂なり [383]。『宝積経』下、十一紙に曰わく、「一乗の道を得て疑惑有ること無し。仏の教法に於きて他に由りて悟らず [384]」。

●**智恵如大海等**とは、此に四譬有り。初めの一句は心出の智、深広なること海の如し。是れ上の恵由心出の

智恵を指すなり。次の一句は所得の定、高勝にして動ずること無きこと、須弥山の如し。此の三昧は恵が所

依の三昧なり。初めの句は智恵の体を出だし、此の句は定体を出す。

●**恵光明浄等**とは、此の二句は智恵の用を出す。恵明、闇を除くこと、日月に超ゆ。踰とは越なり。深広にして底無し。高勝にして動くこと無し。明、世闇を除く。

三喻、宜なるかな。

●**清白之法等**とは、已上の三句は三昧の用を出す。定浄満徳、清白の法なるが故に雪山の如きなり。今、三

昧を「清白之法」と云う。定、堅固の中は、皆、善法にして悪法無し。故に「清白」と云う（善法、黒と云う）。

●具足円満とは、此の三昧の中に功德を具足するなり。

●猶如雪山とは、南州北辺に九の黒山有り。黒山の北に大雪山有り。雪の色、白きが故に白善に譬うるなり『鈔意』。『三界義』に云わく、「此の瞻部洲、中従り北に向うに三処、各おの三重の黒山有り。黒山の北に大雪山有り已上、『頌疏』十一卷 五紙 之に同じ『鈔』『鈔』」と。今、云わく、雪山葱嶺を古師〔28〕は一山の異名と云う。此の義、非なり。『西域記』を按ずるに、葱嶺は瞻部洲の中に拠る。南の方、〔29〕大雪山に接す委しくは『西域記』一卷、八紙、同、十二卷、二紙、同、四紙〔30〕。往きて見よ。玄奘三藏の曰わく、「昔の人、葱嶺、雪を停む、即ち雪山なりと。今、親く目驗するときは、則ち其の非を知る。雪山は乃ち葱嶺の已南に居す『唐僧伝』第五卷、四紙「玄奘伝」之を釈す〔31〕。右の『西域記』と具に併せ見よ」と。知りぬ、是れ別山なり。

●照諸功德等一淨故とは、已下、離過の勝を明す。中に於きて法説・譬説有り。譬説の中に自利・利他有り。応に知るべし。爾るに嘉祥は「譬説に甘句有り、当分、

合有り〔32〕と云えり。若し此の義に依れば「猶如雪山」の一句、下の文に属す。若し淨影に依れば〔33〕今の科節の如し。此れ従り已下、自利・利他の功德、一徳として染を離れざること有ること無きが故に、「等一淨故」と云う。謂わく、次上の定恵の上の功德なるが故に、一徳として垢染有ること無し。自利・利他、皆恵より生ず。恵は必ず定と俱まればなり。此の時は「猶如雪山」を雪山の不受垢染に譬う。『鈔』の意は白善に譬う〔34〕。義趣、少異せり。

●猶如大地等とは、已下は物じて十九種の譬説有り。初めに自利に六譬有り。自過を離るることを顕す。「大地」とは心平等にして一等なること、地の一切平等なるが如し。『論註』に仏の心業功德を釈して云わく、「地の荷負するに軽重の殊無きが如し〔35〕」。

●無異心とは、平等心なり。平等は即ち是れ無分別心なり。

●猶如淨水とは、智恵を指して淨水と云う。

●塵勞とは、五塵なり。別して思惑を指す。扱、「洗

除」の洗の字、アラウトキハ音「セイ」。又た洗馬の官ノトキハ音「セン」。爾れドモ、古来ヨリ「セン」ト読み来るなり。『古文』「陳情の表」下巻、四十九紙に洗馬の官名を出す。

●猶如火王とは、[429b]「王」は謂わく、猛の義なり。言うところは王の字を付ること、譬に准ず。ハケシクタクキヲ云うなり。

●一切煩惱とは、五住地なり。或いは見・思両惑なり。●猶如大風とは、『俱舍』の意、風は不可見有対の色なり。故に有対と雖も虚空の中に於きて障碍無きが故に且く以ちて喩とす。今、分喩の、智の無障碍なるを喩うる。樹木戸障子等の物ニアタル処は取らざるなり。故に「無障碍故」と云う。

●猶如虚空とは、謂わく、虚空を染めて青黄赤白と為すべからず。是れ、一切有に所着無きなり。爾れば今の無所着と次の無染と、何の別ぞや。謂わく、広狭を異とす。上は世間出世に著せざれば広し。故に「一切有」と曰う。下は世間に染せざれば狭なり。故に諸世

間と曰う。或いは次第の如く、深淺の異のみ。

●猶如蓮華とは、不染に喩う。『宝雨経』第五巻、十五紙に曰わく、「譬えば蓮華の水従り出現して染著する所無きが如し已上」汚は濁なり。

●猶如大乘とは、已下、利他に十三の譬有り。「大乘」とは、是れ大車なり。興、云わく、「乗とは車なり」影師、之に同し。

●羣萌とは、凡夫・二乗を指すなり。萌は草ノキザシ出ル貌なり。色々の草が地中より生ずるが如く、衆生の種類差別異なること、草の生ずるに似たるを喩うるなり。

●猶如重雲とは、厚き雲なり。重雲必ず雷有るに非ず。今は雷有る時を以ちて喩とす。「覚未覚」とは、雷声一たび発すれば、蟄虫咸く動ずるが如く、菩提の根芽を生ずるなり。

●猶如大雨とは、雨露に依りて菩提の草木アラアラトナルコトナリ。

●甘露法とは、羅什三藏『註羅摩經』第七巻、十五紙に云わく、

「諸天、〔430〕種種の名薬を以ちて海中に著す。宝山を以ちて之を摩して甘露を成さしむ。之を食えば仙を得。不死の薬と名づく。仏法の中には涅槃の甘露を以ちて生死をして永く断ぜしむ。是れ、真の不死の薬なり〔375〕」。

●如金剛山とは、多義有りと雖も、鉄冨山を指すなり。彼の山は弥蜜堅固にして、金剛の所成なるが故に金剛山と名づくなり。下の文に、「金剛冨山」云う。即ち斯の謂いなり。『起世経』第二卷、十六紙に曰わく、「須弥山の外に別に一山有り。名づけて輪冨とす。金剛の所成なり。破壊すべきこと難し〔376〕」。『玄心音義』に曰わく〔377〕、灼羯羅、此には翻じて輪山と云う。旧に鉄冨と云う。冨は即ち輪の義なり。『長阿含』には「三千大千世界に復た大金剛山有り。大海水を繞る。金剛山の外に復た第二の金剛山有り〔378〕已上」。『補注』二十四紙に云わく、「小千界を遠るを小鉄冨と名づく。中千大千を遠るを大鉄冨と名づく〔379〕又た、上卷、四十紙〔380〕、委しく之を記す。合わせ見よ」。

●外道とは、「学、諦理に乖きて自の妄情に随いて内覺に返らざるを称して外道とす〔名義集〕二卷、廿七紙〔381〕」。

●如梵天王とは、『法華序品』に云うが如し。「娑婆世界の主、梵天王〔382〕已上と。故に上首とす。又た、梵衆梵輔に対して上とす」。

●諸善法とは、菩薩所得の善法等を「諸善法」と曰う。●如尼拘類樹とは、此れ覆護衆生の廣大なるに譬う。

『輪転五道罪福報应経』初紙に曰わく、「尼拘類樹、高さ百二十里、枝葉方円六十里。其の樹の上の子、数千万斛。之を食するに、香、甘にして、其の味、蜜の如し。甘果熟落して人民之を食すれば衆病除愈し、眼目精明なり已上〔383〕」。『大般若音義』に曰わく、「諾羅陀、〔380〕亦たは尼拘律陀樹と云う。此には無節樹と云う。即ち好堅樹なり〔註記五卷、十二紙、之を引く〔384〕〕。『名義集』三廿七紙に云わく、「尼拘律陀、又た尼拘盧陀と云う。此には無節と云う。又た、縦広と云う。葉、此の方の柿の葉の如し。其の果を多勦と名づく。五舛の瓶の大きさの如し。食すれば熱痰を除く。摭華、云わく、

楊柳と義翻す。樹は大に、子は小にして此の方の楊柳に似るを以ちての故に、以ちて之を翻す〔8〕已上『玄應音義』第三卷、四十三紙、之に同じ〔8〕。『鈔』の所引〔8〕。又た、義翻して無節と云う。此の方の柳に似て、節ナキモノなり。

雨の降るトキハ、人、寄りて休ぶ木なり。此の樹は五百輛の車を下に隠す今、『見聞』六卷、四十二紙〔8〕と。或が云わく、天然に在る処の通途の樹は、一方に車二十輛程ツ、ハ隠すと。按ずるに此の樹、地に生じて一日に長すること、高さ百丈。百歳に乃ち具セリト『論註』下卷、三十八紙〔8〕意。爾らば、通途、大小有るべし。『罪福報応経』に「高さ百二十里〔8〕」と云うも、此の意を以ちて解すべきか。

●如優曇鉢華とは、『補注』四三七紙に云わく、「具に優曇鉢羅と云う。此には瑞応と翻す。其の華、梨に似て、果、拳の大きさの如し已上〔8〕」と。『妙玄』七六十七紙に「此の華、若し生ずれば、輪王、応に出づべし乃至是れ靈瑞華なり。蓮華に似たり已上〔8〕」。『三界義』に云わく、「輪王出世の時、海水減じて衆宝出現す。道

の闊さ一由旬なり。平なること掌の如し。時に優曇華、道を挟みて生ず已上〔8〕」と。然るに此の輪王、八万を減じて出でざるが故に、優曇華、最も遇い難しとす。

●如金翅鳥とは、梵には迦樓羅と云う。「翅翻金色なり。四天下の大樹の上に居す。両翅、相い去ること、三百六十〔8〕万里〔8〕」。日に一大竜王及び五百小竜を食す已上〔8〕。今は竜を伏するを取りて「〔8〕」以ちて喩とす。此の鳥、威勢を以ちて竜を伏す。故に「威伏」と曰う。爾るに『文真記』二五十五紙に云わく、「今の文、三百三十六万里は何の文に出るや。更に檢めよ已上〔8〕」と。今は異説を出さば、『胎経』第四に云わく、「金翅鳥、身の長、八千由旬、左右の翅、各々、長さ四千由旬。大海縦横三百三十六万里〔8〕云云『探要記』五卷、十五紙所引〔8〕」と。又た『三界義』には「両翅相い去ること、三百三十六万里已上〔8〕」と。或いは云わく、「三百六十一万里〔8〕藏義』十二卷、十八紙〔8〕」と。

●如衆遊禽等とは、客來遊鳥、諸の食物に於きて但た食を啄むことを思いて、貯うる思い無きが故に。言う

ところは、鳥の物ツイバムニ、更に後の貯えをナサズ。是レ、少欲ナルノ故なり。

●**猶如牛王**とは、牛中の王、声、勝るるを以ちての故に。『莊嚴經』に曰わく、「牛王の声の衆牛に異なるが故に〔430〕」。言うところは、世間に凡牛と云う、是れ

は玉有るを王と云う。又た、大力を取りて以ちて喩とするなり。此は戦に用うる大力の牛の事なり。

●**猶如象王**とは、大象の如きは、小象及び諸獸を調伏する故に。但し師子を除く。言うところは、又た、凡象有り。ソレニハ非ズ。又た醉象の如きは強敵を伏する故に。言うところは、軍中に用いる時、醉象と云う。戦の時、象に酒を吞ませテ身方の方に火を焼けば、象、カケツテ兵を伏するなり。

●**如獅子王**とは、『大論』第七十三紙に曰わく、「又た獅子王の如し。四足の獸の中に、独歩して畏るること無し。能く一切を伏す。仏も亦た是の如し。九十六種の外道の中に於きて、一切降伏して畏ること無し。故に人獅子と名づく已上〔431〕」。今は菩薩に喩つ。

●**曠若虚空**とは、是れ菩薩の慈悲、平〔431〕等普益に喩う。上に「猶如虚空」と云うは、則ち自利にして以ちて無著に喩う。此は則ち利他にして以ちて慈悲平等に喩う。『科』に、「自行〔432〕」とは、位々相應の徳を自行と云う。

●**摧滅嫉心**とは、若し嫉心有れば利他すること能わず。故に須く嫉を滅すべし。『十住論』第四「阿惟越致相品」に曰わく、「心を衆生に等しくし、他の利養を嫉まず。乃至身命を失うとも法師の過を説かず已上〔433〕」。

●**不忌勝故**とは、忌は憎悪なり。或る本に忘に作る〔434〕は非なり。

●**専樂求法**等とは、若し求法に於きて志、浅く、厭足有る者は、進修せず。故に自行、成ぜざるなり。

●**無厭足**とは、是れ無厭足精進なり梁『撰大乘論』中、廿二紙〔435〕。釈論第十卷、廿六紙〔436〕。『合禮』上末、八紙〔437〕、見合わせよ。『科』に正行〔438〕とは、前方便に依りて此の正行に趣く。

●**常欲広説志無疲倦**とは、心に疲倦無し。故に広説せんと欲す。説心の勝なり。或いは云わく、此の二句は

自利に属すべし。

●**撃法鼓**とは、聞恵の法に喩う。教声、遠く被るを撃法鼓と名づく。言うところは、聞が為するを撃と云う。喩は軍のとき鼓を打ちて身方の兵ライサマスルなり。

●**建法幢**とは、思恵の法に喩う。義を立つるを建と称し、義の出づるを幢と名づく。言うところは、敵と身方と打ち雑じて戦うトキ、シルシノ幢を建つが如し。

●**曜恵日除痴闇**とは、修恵の法を説く。衆生を化するなり。言うところは、法体に契いて法を説き、聞かしまる故に能く無明を破す。

●**修六和敬**とは、正しく自利の行の成ずるを明す。他情に同じうして、乖異無きを六和敬と名づく上来 淨影ノ意 [411]。或いは云わく、已上の四句は利他の行に属すべし。按ずるに或云の科節、尤も可なり。鈔主の分「[42a]」科、利他自利[412]、恐らくは逆次か。六和敬とは、『律の鈔』に曰わく、「戒和して同じく修す。見和して同じく解す。利和して同じく均す。身和して同じく住す。口和して諍うこと無く、意和して

同じく悦ぶ[名義集] 第一卷、五十五紙 [413]。『本業經』に曰

わく、「身口意の業、同じく、戒、同じく、見、同じく、行、此の法に入りて和す[414]」。嘉祥『仁王疏』五卷、廿五卷に曰わく、「三業同じく修するを三とす。同戒同

見、八万四千度を同学するを、六とす[415]。和敬とは、嘉祥『仁王疏』に曰わく、「物と同じく修すれば之を名づけて和とす。互相に徳を受くる、之を目づけて敬とす[416]」。『普賢經記』智証に云わく、「此を通じて和

敬と名づくることは、外、他の善に同ず。之を謂いて和とす。内自謙卑する、之を名づけて敬とす[417]。

●**常行法施**とは、『大論』第廿二廿四紙に曰わく、「二種の施の中には、法施を第一とす。何を以ちての故に。財施は果報有量なり。法施は果報無量なり [418]。「常行」とは間斷無きを云うなり。

●**為世灯明**とは、能く物解を生ず。故に灯明と名づく。意の云わく、仏は日に喩う。今、菩薩は分徳なるが故に灯に喩う。

●**最勝福田**とは、亦た物の善を生ず。故に福田と目づな

く。意の云わく、世間の上田には少し計り種を下せども、一粒万倍と成るが如し。

●常為導師とは、恵を以ちて開化す。故に導師と称す。意の云わく、生死を出でて、涅槃に趣く的路を教えて人を開導するなり。

●等無憎愛とは、慈悲平等を無憎愛と言う。意の云わく、憎んで迂迴道を教えず。愛して直道を教えず。教に差別無きなり。

●唯樂正道とは、玄忠〔論註〕上、十七紙云わく、「正道は平等の大道なり。平等は諸法の体相なり〔10〕」。

●無余欣戚とは、離過を明すなり。上に「憎愛」と云う。今、「欣戚」と云う。〔32b〕 共に是れ煩惱なり。憎は則ち瞋恚。是れ戚行転の惑なり。愛は則ち貪欲。是れ欣行転の惑なり。既に憎愛を離る。故に二の行転無し。今、正道を願う。故に貪瞋無し。『頌疏』〔隨眠品〕 第三に云わく、「貪は喜受樂受と相応す。欣行転にして六識に徧するを以ちての故に。瞋は憂苦と相応す。戚行転にして六識に徧するを以ちての故に〔30〕」。

行転とは、心の欣悦を欣と云う。喜樂の行相に順じて転ずる煩惱なるが故に、欣行転と云う。戚行転とは憂苦の行相に順じて転ずる煩惱なるが故に戚行転と云う。欣は喜なり。戚は、『韻會』に「憾、通じて戚に作る。憂なり〔35〕」。「説文」に「憾は憂なり〔36〕」。或る經本、憾に作る。『前漢書』〔楊雄伝〕なりに、富貴に汲汲たらず、貧賤に戚戚たらず〔37〕と。転は猶お起のごとし。今、云わく、欣戚は畢竟、違境順境にして、スキトキライトなり。欣は己がスキヲ子ガウなり。戚はイヤナト顔ヲシカムルなり。

●拔諸欲刺とは、『広韻』に「針をもて刺すなり〔38〕」。五欲、人を悩ますこと針刺を被るが如し。故に須く之を抜くべきなり。『中阿含』第廿一に曰わく、「持戒の者は犯戒を以ちて刺とす。慈心を修習する者は、恚を以ちて刺とす。離酒の者は飲酒を以ちて刺とす。梵行の者は女色を見るを以ちて刺とす。初禪に入る者は声を以ちて刺とす。第二禪に入る者は覺觀を以ちて刺とす〔39〕、等。復た次に三刺有り。欲刺・恚刺・痴刺〔40〕」。

五十八卷、八紙〔58〕。『華嚴疏鈔』十三上、廿二紙〔58〕。言うところは、五塵を針に喩う。五欲に依りて此の方カラササレニ征くなり。五塵には過無し。只、此の五欲に依る事なり。此の欲刺を抜くとキハ常に安樂なり。

●以安羣生とは、五〔53a〕欲を設けて聞かシムルトキハ即ち羣生を安ずるなり。

●功惠殊勝とは、恵、一本に徳に作る。

●莫不尊敬とは、諸の羣生を化して諸善に従わしむる故に、尊敬せらる。

●滅三垢障とは、三毒を滅する故に断徳を成就す。或いはいうべし、煩惱・業・苦の三道なり。

●遊諸神通とは、神通を得るが故に、行徳を成就す。

『科』に、「諸力具足〔58〕」とは、力とは作用の義にして、働を力と云う。即ち菩薩の働の事なり。中に於きて自利利他の作用有り。応に知るべし。

●因力縁力とは、宿世の善根、之を因力と謂う。知識に親近するを、之を縁力と謂う。言うところは、宿世の善根力に依りて知識に親近して教法を聞く時に、即ち行を起す。因縁、和合せざれば、菩薩の行、成せず。是れ、因縁は即ち行を起す所依なり。因縁の所依に依りて行を起す。故に『科』に「起修の所依〔58〕」と云う。因みに悪知識は須く甚だ遠離すべし。『正法念經』第五十四に八種の悪知識を説く〔59〕。皆、是れ邪見の外道なり。凡そ人を引きて邪路に陥らしむる者を、皆、悪知識とす。提婆、闍世を勧めて逆罪を造るが如き等、是れなり。『涅槃經』第廿二に曰わく〔60〕、「菩薩、悪象等に於きて心怖懼無し。悪知識に於きて怖懼の心を生ず。何を以ちての故に。是れ悪象等は唯、能く身を壊して心を壊すること能わず。悪知識は二俱に壊するが故に。是れ悪象等は唯、一身を壊す。悪知識は無量の善身、無量の善心を壊す。是の故に常に當に諸の悪知識を遠離すべし〔61〕」。中二卷、廿五紙〔61〕。

●意力願力とは、如理の作意を名づけて意力とす。言うところは、一一の所修諸行、理に叶わば〔43b〕即ち意力なり。若し流転の行なれば如理作意に非ず。菩提を求むるの心を名づけて願力とす。此の安心に由り

て正しく行を起こすが故に。言うところは、此の二方便は前の行を起すの方便なり。

●方便之力常力善力とは、常善の加行を方便力と名づく。即ち是れ徳なり。言うところは、修行の手立をナシテ行ぜんと欲して、常に無間断に加行するなり。此の方便力に依りて、常力善力を発すなり。無間の修行、之を常力と謂う。捨悪正修、之を善力と謂う。此の二は別なり。

●定力恵力とは、正行成就を名づけて定力とす。観行成就を称して恵力とす。言うところは、此の止観の二法の中には一切方法を撰するなり。

●多聞之力とは、所聞の妙解、之を多聞と謂う。言うところは、妙解と云う者無ければ、万行成就すること、無きモノなり。若し解無ければ、時時に菩提に遠ざかる。喩えば東方を江戸と解して行くトキハ時々西に遠ザカルなり。今時の学者が芸能にスル多聞が時々菩提に遠ザカル、是れ妙解無きが故なり。

●施戒等とは、所修の妙行、之を六度と謂う。言う

ところは、妙解に依りて六度の妙行を起す。『科』に、行に依りて徳を成ず『徳』とは、徳は得なり。功行を下に得る処の者なり。

●正念正観諸通明力とは、相を捨て実に入るを名づけて正念とす。痴を離れ性を見るを説きて正観とす。此の正念・正観の因に依りて通明の果を得るを通明力と名づく。通は、謂わく六通、明は謂わく三明なり。言うところは禪定に依りて正念・正観を得るなり。又たは正念・正観を定恵の二法に見ても可なり。

●如法調伏諸衆生力とは、嘉祥の云わく、「柔き者は法を以ちて「*soft*」之を調え、剛き者は勢を以ちて之を伏す「*soft*」。「如法」とは、如は謂わく、称如の義。叶う意なり。所対の理、或いは所対の境に叶うを云うなり。喩えば方圓に方蓋、円圓に円蓋をスルガ如く法に叶うを如法と云う。今、折伏・撰受を以ちて所化の機に叶い、衆生を撰するなり。扱、調伏を今の如く二義とも見る、又たは一義にも見るなり。

●如是等力とは、通じて力と名づけることは能く有漏

の不善法を壊して出世の善事を成弁するが故に。

●**身色相好等**とは、「身色相好、与に等しき者無し」

とは、其の身勝を明す。「功德弁才、与に等しき者無

し」とは、其の徳勝を明す。具足莊嚴は上の二句に通

ず。謂わく、身色相好功德弁才を具足す。以ちて己身

の莊嚴とする故に。「恭敬」とは、勝進の所記なり已上

淨影の意〔58〕。所謂、身色とは、第三金色の願成、相好

とは第二十一、三十二相の願成、弁才とは鈔主は第廿

九得弁才智の願成〔59〕、阿師は第三十智弁無窮の願成

〔60〕と。蓋し、兩願に通ず。

●**恭敬供養**とは、今は只、供養の福業を挙げ。然りと

雖も諸仏の前に於きて、法を聞きて、般若の智を成ず

るを亦た、撰して見るべし。畢竟、福智の二業、円満

すと見るべし。爾るに、恭敬供養、無量諸仏の二句を

影・興二師〔61〕〔62〕は、上段に属す〔合盡〕之に準ず。〔63〕此

の科節、尤も允当せり。

●**常為諸仏等**とは、行、諸仏に順するが故に仏嘆を蒙

●**空無相等**とは、「序」の中に積するが如し〔64〕。

●**不生不滅**とは、空の故に無相なり。無相の故に無願

なり。此れに由りて、生滅を見ず。興師の意〔65〕。

●**遠離声聞等**とは、「十住論」「易行品」第五卷、一紙に

曰わく、「若し声聞地及び辟支仏地に墮せば、是れを

〔66〕菩薩の死と名づけ、則ち一切の利を失す。若し、

地獄に墮するに、是の如きの畏を生ぜず。若し、二乘

地に墮するを則ち大怖畏と為す〔67〕已上。凡そ一切

の菩薩の怖畏すべき所、声聞、辟支仏地に過ぎたるは

無し。是の故に、声聞縁覚を越ゆること甚だ難し。諸

經論に説く所、菩薩、第七地に無相觀に入る時、声聞

の灰身に同ずること有り。故に、動やもすれば解脱の深

地に墮せんとす。之に由りて甚だ怖畏したまう事なり。

之が為に諸仏方便呵勸し、之を擁護して二乘地に墮せ

ざらしむ。然るに、淨土の菩薩は、是の如きの障難有

あること無し。

●**如是無量功德**とは、広く上十九紙「仏告阿難彼国菩薩

皆当究竟一生補処〔68〕」等已来を指す。又た、合讚師

の意は、上の七段を指す〔五〕十三紙、「仏語阿難生彼仏国」等已来と。按ずるに、初義は、広く彼土の樂事を明す已来を指す。次義は、其の中の菩薩の行徳円満を明す已来を指す。取捨、学者の意に任す。

●不能窮尽とは、上來彼の土の樂事、已に竟りぬ。

仏告弥勒菩薩等とは、已下は惣じて略説して能依の人及び所依の土の勝るることを明す。「問う。前に阿難を以ちて、対告の人と爲す。今、改めて慈氏に命ずることは、何に意有りや。答う。聖意測り難し。今、試みに之を解せば、弥勒も成道して此の淨教を説くこと、亦た、今日の釈迦世尊の如くならしめんと欲するか已上〔合讀〕〔五〕。又た、一義に云わく、弥勒は現在賢劫の菩薩、其の上対告の上首なるが故に別して之を呼出したまうや。

●若此とは、問う。上には、但、人のみを挙ぐ。未だ国土を説かず。何ぞ、「若此」と云うや。答う。人勝を説く時、土勝即ち顯わる。〔435a〕例せば、『小経』に、衆生の樂を挙げて、土の名を成ずるが如しなり已

六、鈔〔五〕。又た、一義に云わく、広く上卷の終りの四十五紙国土莊嚴及び当卷の初めに十三紙、粗、彼の土の勝るることを説くを指して、「若此」と云う。『鈔』の積、詳ならず。人勝に准属すること如何。

●何不力為善とは、正しく修因を勧む。此れ自り已下は、取り詰めて在世・末代の衆生を勧めたまうなり。

仏、大悲を以ちて衆生を照見したまうに三惡火坑臨々として入らんと欲すれば、急切に勸誡したまう語なり。「何」の字は、トガメタル辞ナレバ意を入れて「何不」の二字を強く見るべし。何トシタゾト強くトガメ玉ウなり。斯れば、面々共ノ心にウケテ見るべき經文なり。扱、此の善と云う言は、広し。是の故に、三輩九品の万行に通ずべし。爾るに、本願の正意に立ちて見れば称名念仏なり。

●念道之自然とは、「念」は謂わく行者の信念なり。「道」は謂わく、出離の道なり。即ち、念仏往生の道を指して道と云うなり。其の意、下に見えたり。次下の文に、「其国不逆違自然之所牽」と云う。此の二句、即

ち其の意なり。然れば則ち、今、浄土を指して道と云う。浄土は是れ大義門の土なるが故に。「自然」とは、其の道は、因果自然の道理の故に、念ずれば浄土得生の果を獲る。既に、往生の道因、成ずるときは則ち果を取る事自然なり。故に「念道之自然」と云う。今、称名は往生の因願ナレバ、因、成ズレバ果は自然と取る事なり。思いて之を知るべし〔合讀〕の点「道の自然を念ずる」の点は、「道を念ずれば之自然なり」。但し今の点ナレバ、「之」字、助語の様に見ユレトモ、「道を念ずれば之れ自然」の気味に見るベシ。

●著於無上下とは、「著」とは顯然して、オグラキコト無きを云うなり。猶し天下に顕わると言うが如きなり。「上下」とは、尊卑なり。〔35b〕言うところは、貴も道を念ぜずして称せざる則は、浄土に生ぜず。賤も道を念じて称する則は、即ち得生す。此の如く貴賤を簡はず。因を修すれば、果を得て因を立てて果を成ぜずということ無し。故に無上下と云う。

●洞達無辺際とは、此れ略語なり。具には、是の如くして若し彼に生ずることを得れば、洞達して辺際無し、

と言うべし。「洞達」の上に如是等の七字の意を入りに見るべし。洞達とは、神智洞達して無辺際の功德を得という義なり。扱、此の文、諸師異解す。之に依りて、『鈔』に具に三師の釈を出す。〔8〕三師、各おの一義に扱る。並びに相違せず。義寂、憬興の釈、各おのなり。一義なれば、強いて非義と言ふに非ず。然れども淨影の釈、直きが故に、今は、淨影の意に依りて、本文を解す上來、解す所の如し。此の師の意なれば、四句皆切りて読む。長読にすべからず今の印本の点の如し。義寂の点は、「何ぞ力めて善を為して道の自然を念ぜざる」。此の師の意は、已下の経文、「寿樂無有極」に至るまで、十八句有り。一二対を為す。故に初めの二句、即ち長読すべし。謂わく、「不」の字流れて「念」に至る。故に此の釈、下の「何不何獲」等の句に順ずる。故に長く讀みて宜きか。憬興の点は、「何ぞ力めて善を為して道の自然なる、無上下を著すことを念ぜざる」。此の師の意は、三句、長く読む。謂わく、「不」の字流れて「念」に至り、「念」の字流れて「著」の

字に至る。又た、鈔主は四句、長く読む。何の過有らんや。鈔主の点は、「何ぞ力めざる。善を為して道の自然なる上下無く、洞達の辺際無きことを念ずることを著す」。又た、点す。「何ぞ、力めて善を為して道の自然なる、著を上下無く、洞達して辺際無きを念ぜざる」。著は顕なり。著明顯著なり。去「438」声に之を呼ぶ。

●**宜各勤精進**等とは、此の二句は、重ねて修因を勧む。意の云わく、此れは面々各々に自身に努力とめヨトなり。必ず人ワザニテハ無シトなり。「勤精進」とは、同じ心所にして一物ナレハ勤精進と読むべし。往生して浄土の蓮台を見る迄は不退にして務めヨトなり。

●**努力自求**之とは、力を竭すを「努力」と云うなり。但、機の上下に随いて、努力に亦た別有るべし。「自求」とは、上に「各」と云い、此に「自」と云う。熟せる文字なれば、「各」の字に同じく、強く見るべし。畢竟人頼みにして埒の明かぬ事を云うなり。故に「各」とい、「自」と云う。

●**必得超絶**去等とは、以下の五句は、重ねて修の益を明す。中に於きて初めの二句は、其の超出を明す。謂わく、因成するとき則ち必ず果を得。此れ容易に非ず。故に「必得」と云う。凡夫、直ちに報土に生ず。故に「超絶」と云う。此れ、次第修行して地位を経て、浄土に生まるに非ざるなり。言う所の超絶とは、次第に對する言なり。「去」とは、興の云わく、「去とは棄なり。穢土を棄つるが故に「440」。

●**横截五惡趣**とは、「横」は堅に對す。上の「超絶」と、其の意同じ。俗にイチドキニト云うに同じ。若し穢土の修治断除の次第に依らば、破見惑の故に、離四惡趣の故に。先づ見惑を断じて、三途の因を離れ、三途の果を滅す。是れ小乗は、初果の聖者、大乘は初地已上なり。破思惑の故に、離三界生の故に。後に修惑を断じて人天の因を離れ人天の果を滅す。斯の如く界内の惑を滅尽して、後に界外の土に生ず。此の外、性宗の意は、塵沙無明等の沙汰あり。具に弁ずるに及ばず。此等は、皆、漸次の断除なれば横截と名づけず。若し、

弥陀の淨〔436〕 国に往生することを得れば、娑婆の五道一時に頓に捨つ。故に「横截」と名づく。「五悪趣」とは、人天を兼ねて悪趣と云う。三途は純悪の所帰なれば名づけて悪趣と為す。人天は雑業の所向なれば、亦た悪趣と云う。今、人天を淨土に対する故に且く悪趣と云う。若し、三途に対すれば、亦た善趣と名づく。

●悪趣自然閉とは、上の五悪趣は其果を截るなり。此れは、其の因を閉じするなり。「截」とは、コユルト云う気味ニ見るべし。淨影釈『疏』下、廿九紙〔435〕、並びに『安樂集』に此の二句を「此明所離」と云う。是れ四断の中の所離断なり。三界の果を離るるを所離断と云う。若しキリタツト云う意に見れば、断惑なるが故に。蓋し按ずるに截の言、猶お伏のごとし。牽果の用を伏するを言う。断体を謂うには非ず。所詮、截と云い閉と云う。凡夫所生なるが故に是れ教門に約して所離断と云う。実には報土なるが故に、得生すれば無漏智を起す。断惑の義辺も有る事なり上来、『安樂集』下、廿二紙〔434〕。

『西宗要口筆』上、三十一紙、四断の事。『探鈔』四卷、三十八紙〔434〕。

●昇道無窮極とは、其の所得を彰す。得道深広なり。故に無窮極と云う。言うところは、イキアタルコト無く、仏果迄ヌケトホル故ニ昇道無窮極と云う。言う所の「道」とは、「超出常倫諸地之行」の道なり。

●易往而無人とは、因を修すれば、即ち去るを名づけて「易往」と為す。人、因を修すること無くして、往生する者も尠きなり。故に、「無人」と曰う影師の釈〔435〕。興之に同じ〔435〕。嘉祥の云わく、「只、十念を修して成就すれば即ち往生を得。而るに、行者希なり。故に〈易往而無人〉と云うなり〔436〕。義寂、之と同じ〔437〕」。今、云わく、念道之自然の故に、称仏一声の道サエ立てば易往なり。元祖大師の言わく、「上は〔437a〕一形、下は十声一声に至るまで唱うれば必ず生ず。サレバコソ易行道とは、申す事にて候え。『双卷経』の文には、横截乃至無人とは説けり。誠にユキヤスキコト此に過ぎタルヤ乃至。然りと云えども此の教に値う物は難し。又た、自らキクト云へども信ズルコト難ガ故に無人と云う。誠

に理ナルベシ『語灯録』三卷、卅三紙、取意「三〇」。「目連所問經」

に云わく、(我れ説く、無量寿仏の国は往き易く取り易し)と。而るを、人、修行して往生すること能わず。反りて九十五種の邪道に事う。我、説く是の人を無眼人と名づけ、無耳人と名づく」と『安樂集』上、終紙、所引「三〇」。此の文、『今経』と全く同じ。金口の説、実に抑ぐべく、信ずべし。『今経』次下に云わく、「然るに世人薄俗にして共に不急の事を諍う」。是れ則ち無人の由なり。

●其国不逆違自然之所牽とは、解するに二義有り。先づ浄影の意は、「其国不逆は前の易往を彰し、自然所牽は前の無人を顕す。娑婆の衆生、久しく蓋纏に習れて、自然に之が為に牽纏せられて去らず。故に、彼こに人無し」『三〇』寂・興、之に同じ「三〇」。又た、法位の意は自然所牽は前の易往を彰す。謂わく、因円に果熟すれば別に功用を仮らず。自然法爾と招致すなり。故に自然所牽と云う興師、二義を釈す。後義は亦た此の義を許さず。嘉祥「三二」、法位の釈に同じ。今、云わく是れ向の道を念ずれば、自然なりと云うに大概同じ。浄影の意は、其の義少異せり。

調点をもちて之を別す。法位の点は、印本点の如し。浄影の点は、「其の国、逆違せざれども自然に牽かるればなり」。此の文、点にて知るべし。爾れば、所詮、「其国不逆違」とは、往因成ぜる者は、誰人にも極樂の方カラサカイモトリテ寄セマイルトハ云ハザ「437b」ルト云うことなり。「自然之所牽」とは、往生スベキ道サエ立テバ此方カラ招かざれども自然に果を取る事なり。

●何不棄世事等とは、其の修因を勧む。是れ釈迦世尊の重勸なり。随分にヲモク見るべき文なり。「何不」の二字、再び点じて見よ。「何ぞ世事を棄てざる。何ぞ勤行して道徳を求めざる」と。強く見るべし。問う。世事を棄てざる者は、生ずべからざるや。答う。世務恩擾にして、道業営み難き故に、且く之を誡む。然れども又た、世事を棄てずして、道業を修する機有り。中下輩の如し、即ち其の証なり。

●可獲極長生等者とは、修得の果を明す。「可獲」の上に、「若し精進勤行して彼国に生ずること得れば、

可獲」等と此九字の意を入れて見るべし。

●**寿樂**とは、上の「道德」は因、此の「寿樂」とは果なり。今、寿樂とは、即ち樂なり。寿は、樂の中の張本なるが故に、別拵して一切の樂を躡すなり。故に鈔主は、「長命樂の故に『壽』と判ず。爾るに、興師の「寿は受なり『壽』」の釈は、依用すべからず。扱、極長生と云い、寿樂と云う。是れ繁重の様ナレども上の極長生は、惣じて所得を明す。次の寿樂は、上を重ねて演たる文体なり。斯の如きの筆体、經文、往々有ることなり。

●**然世人薄俗等**とは、已下は苦を拵げて厭わしむ。即ち、厭離の境を明す。上來は菩薩の嚔なれば、余所事の様なれども、已下は面々どもの上の事なれば能々味うて見るべし。大意を弁せば、凡そ如来の本意は、本為凡夫の故に、聖人の嚔は、先づサシオキテ聖人の上の留難をば説きたまわず。只、凡夫の境界のみを明かしたまうなり。其の本為凡夫の中に在家と出家とアレドモ、本為在家の故に、[439a]今は只、今時の在

家三毒五悪を盛んになす者に約して説きたまう。其の在家の有様、鏡にカケ絵に書き写す如きに説きたまうなり。扱、在家の中に、上中下の品あり。其の尊貴の人は、物の道理を知り、少しは道を守る辺も有る故に、造悪オノヅカラ少ケレバ、之を説きたまわず。其の下賤の奴婢、非人、乞食の類は、罪を造る隙の無き者なれば、是れ亦たオノヅカラ少罪ナレバソレモ拵げたまわず。唯、三毒・五悪を恣に造る者は、中人に在り。是の故に、已下の經文は、只、中人の模様を説きたまうと、知るべし。此の上・中・下と分かつ事も私に非ず。經文第三悪の中に見エタリ但し、異説有り。下に至り奪すべし。故に尊貴豪富をば、只、例して説きたまうなり。誠に本為凡夫兼為聖人、其の義、躡わナルモノなり。扱、已下の經文は具に煩惱を拵ぐが故に惑ナリ。此の惑に發業と未發業と有り。今は、發業の煩惱を拵げて、不發業の染汚性惑を説きたまわず。只、不善性の發業の惑バカリヲ説きたまう。爾るに、今、發業の惑を拵ぐる故に煩惱ナレドモ業の様に見ユルハ其の由

なり。其の上、惑の中間に業ヲアザエテ説きたまう。是れ本は、煩惱ナレども頭には、明サント思し召して業をも少し雜えて説きたまうなり。未發業は、其の性が染汚にシテ、アラクモシフ無きモノなり。扱、其の發業の惑の中に、今、根本の三毒を挙げて余の不善タルモノヲ皆、撰スルなり。又た、業は下に至りて、唯、五惡を挙げて、余惡を皆、撰することなり。此れ一段の大意なり。「薄俗」とは、澆薄の風俗なり。又た薄俗とは、雅厚の反なり。心の厚カラヌヲ薄と云い、雅しカラヌヲ俗と云う。言うところは、淨【488】土の如きは、純厚の風俗ナレバ惡を作さず。ナストナスホドノワザガ、皆、善なり。穢土の如きは、澆薄の風俗ナレバ、ナスホドノワザ、皆、不善なり。畢竟、風俗のワルキヲ薄俗と云うなり。又た、『鈔』の意は、「人間の風俗富貴を樂とす。此の樂、少薄の故に薄俗と云う【489】」。又た嘉祥は、「心愚少智の故に薄俗と云う【490】」。此の兩釈、各一義なり。但、今と其の意、異なり」。薄俗とは、『説文』に薄は迫なり。又た、『漢書』「董仲舒伝」「世俗の靡薄を

慳む【491】。『後漢』「許荆伝」「風俗脆薄にして、学義を識らず【492】」。

●共諍不急之事とは、興師の云わく、「貪欲の心を以ちて、共に諍現世の急にすべからざる五欲の事を諍う【493】」。『鈔』の意、「急にすべきは、仏法。急にすべからざるは、世間。故に不急と云う【494】」。意の云わく、凡そ至極急功ナルモノハ生死無常なり。誠に出る息、入る息を待たず。入る息、出る息を待たず。サレバ急にスベキハ無常を知りて、道を念ずるに在り。然るに、世間の事は、一切皆不急なり。縦い叶わざる用事とも其の俛にスレハ其の通にナラヌト云うことモ無きモノなり。一切の世事皆、例して知るべし。若し、無常急に來たれば、一切の用事は皆打捨ねバナラヌ。爾れば、世間の事は、一切皆不急の事なり。

●劇惡とは、五苦八苦なり。夏は、熱地獄に似たり。冬は、寒地獄に似たり。二時の食遅ケレハ飢渴すること餓鬼に似たり。風難・火難・水難・地震・雷電等、具に言うべからず。「劇」は、『増韻』【495】に艱なり。

尤甚なり。

●勤身とは、「勤」は『彙』に「勤、勞なり。又た、
尽なり」[50]と。勤も苦しむことニテ身ヲ苦シムルヲ
「勤身」と云う。

●營務とは、「營」は『彙』に「度なり。[439]市居なり。
経営なり。縦横にして、度を経と曰う」[51]。「務」
は、事務、又た力を事に専するなり。『詩』に「營營」之
を経し、之を營し、庶民之を改む[43]。『注』に「東
西するを経と曰う。周回を營と曰う」。

●給濟とは、『切韻』に物を以ちて、饒足すを給と曰う。
興、云わく、「給は資なり」[52]。「濟」は度なり。又た、
『漢書』に「家、給し、人は足る」[53]。言うところは、
「給濟」とは、世ワタリなり。或いは、長崎通いヲナ
シ、或いは、常州商いヲシテ勤身スルハ何の為ぞ。只、
妻子眷屬を養い其の身は、好味、好色を受けるバカリ
ノ為なり。爾れば、勤身は多シテ給濟は少シキなり。
是れは、算用違いの鈍ナルコトナレども人々勤身をば、
苦と為さず。纔に、金銀の利を得て少しの喜樂を欲す。

豈に、小利大損に非ずや。誠に哀むべきことなり。

●無尊無卑等とは、尊卑貧富等の別を簡ぶこと無く、
若しは少、若しは長、若しは男、若しは女、同じく財
を求める。故に、「共愛」と云う。

●少長とは、ヲトナシキヲ長と云い、ヲサナキヲ少と
云う。

●錢財とは、「錢」は別なり。「財」は、総なり。錢は
室中の別なればなり。衆生の所欲、錢に局らざる故に
財と云う。

●有無同然とは、有財、無財、貧富、異なりと雖も、
求欲是れ同じ。故に「同然」と云い、亦た、適當と云
う。適は、興の云わく、「乃なり」[54]。『五音篇海』[55]
に当なり「靈、須く之を出す」。

●屏營とは、寂の云わく、「違あらざるの貌」[56]、『国
語』に云わく、屏營として山林に彷徨す。楊子に云
わく、「之屏營に空す」[57]注に「旁皇として安からざる
貌」[58]。『後漢』「潜何王伝」「夙夜に屏營す」[59]と。今、
云わく、屏營はタチモトオルナリ立居起臥して云うな

り。彷徨は、徘徊の猶し。皆タチモトオルなり。又た、「惶悚不安の貌なり『合讚』『慍』」。但し、興師の釈『慍』は、其の [439b] 意、別なり。

●累念積慮とは、念慮と累積はと一物にして念慮を積つみ累ぬると云うことナレバ、只、オモイヲカサヌルト云うことなり。又た、義寂の云わく、「念を既住に累ね、慮を未至に積む『慍』」。意の云わく、「累念」は既に往し得タル上ナリ。「積慮」は未だ得ざるを何とぞ得んと思うなり。此の義も亦た可なり。

●為心走使とは、財を求むるの貪心なり。貪の為にツカハル、ナレバ、貪は主の如し、心と身とは家来の如し。

●無有安時とは、「無安は財を求むの苦なり。『善戒經』第六七紙に云わく、〈六種の苦有り。一には、悪道因縁の苦、二には、悪道果の苦、三には、多求の苦、四には、守護の苦、五には、無厭足の苦、六には、失の苦〔861〕。『瑜伽論』四十四に十三紙曰わく、〈復た六苦有り。一に、因苦悪趣の因を習う故に。二に果苦、諸の悪趣

に生ずる故に。三に、求財位の苦。四に勤守護の苦。五に無厭足の苦。六に変壞の苦なり〔862〕。先哲、此等の説に依りて、今文を分釈するのみ已上、『合讚』〔863〕。

●有田等とは、此れは有財・無財共に屏營することを明す。次上は、皆無の句、此れは皆有の句なり。『科』を見て知るべし。「有田憂田」とは、耕作風雨鳥獸等の憂有り。

●有宅憂宅とは、修造故壞等の苦、有り。

●牛馬六畜とは、牛馬犬羊豕雞を六と為す。六畜は、物牛馬は別なり。中に於きて、牛馬を長と為る故に、別して挙ぐるなり。惣別にして釈すると云う句法なり。例えば、四禪、八定、三明、六通、三衣、六物というが如し。

●奴婢とは、奴は男の使われ者、婢は女の使われ者なり。『説文』に男の罪に入るを奴と曰い、女の罪に入るを婢と曰う。古は、男女過有りて、刑に入らざるときは則ち以ちて役し [440a] 之を使う。

●錢財とは、錢亦たは財なり。

●什物とは、家に供うる雑物なり。或いは、食器の類、資生の具なり。『玄応音義』二卷十九紙に云わく、「什は聚なり。雑なり。亦た、数を会するの名なり〔88〕」。

●復共憂之とは、其の生類に於きては、則ち好悪、長短、資具衣食等の苦有り。其の財物に於きては、則ち増減、多少、破壊、劫盜等の憂有り。

●重思累息とは、『広韻』に累は「増なり〔89〕」。息は歎なり。其の意、上の「累念積慮」に同じ。一つ物なり。若し、分かちて見れば、上の二字は元来得たる上に苦しむなり。下の二字は、已に得たるを失せんと恐るなり。次の憂念愁怖、亦た此の意に合す。

●横為とは、或いは非理の事、或いは不慮の事、俱に名づけて横と為す。問う。怨家は、因に酬い、債主は負えるを徴せむ。何ぞ名づけて、横と為す。答う。分に過ぎて、酬徴す、故に横と云うなり。

●非常とは、常に無き処なり。言うところは、常には無き処の事と云うことなり。

●水火等とは、失財の縁を挙ぐ。即ち五有り。

●盜賊とは、義寂『梵網の疏』に云わく、「窃に取るを偷と名づけ、顕かに奪うを劫と名づく。盜は二に通ずるなり〔90〕」。

●債主とは、『広韻』に債は「徴財なり〔91〕」。債主とは、オヒメノカドヲ云う。金銀をカス主なり。

●焚漂等とは、失財の相を挙ぐ。火の為に焚かれ、水の為に漂わさる。若し、水火に準ぜば、漂焚と言うべし。言便に隨うが故に焚漂と云う。盜賊の為に、劫奪せられ怨家の為に消散せられ、債主の為に磨滅せらる。扱、通途は上來の如く、解すれども今の劫奪の二字は上の盜賊、怨家、債主カケテ見るなり。盜賊バカリニカケテハ見ざるが好きなり。通じて上へ繋げる句なり。皆、財を失スルヲ云うが故に。〔406〕次の消散磨滅も亦た同じく通じて上へカ、ル句なり。勿論消散を怨家へカケ磨滅を債主にカクルモ悪キト云うには非ず。其の中に磨とは、スリミガクナレバ、スリツプス気味なり。今、債主の為に磨滅することはオヒメノ主シヨリ一度にセタゲラルレバ家ヲモ失う。故に磨滅

と云うなり。

●憂毒とは、憂根、身心を損惱するの義、之を諭うるに毒の如し。故に「憂毒」と云う。言うところは、毒は酰毒にして身心を悩ますこと酰毒を飲むが如し。

●忪怛とは、『玉』に云わく、心動を定めずして驚なり。又た、遑遽なり。忪は、ソウ・セウノ二音。ソウノ方が宜し。

●解時とは、一本懈に作る

●結憤心中とは、『玉』に云わく、憤は怒なり。心は胸の猶きなり。『大阿弥陀』に「結憤胸中〔結〕」と云う。言うところは、心中とは胸と云うホドノことなり。憤りを胸ニククリツケタル気味を結と曰う。

●心堅意固とは、意は心の発する所の思意の固きなり。次の如く、龜細なり。今、云わく、共に只、コ、ロト云うことなり。其の中に、アラクイキドヲリヲ起すを「心」と曰う。コマカク起すを「意」と曰う。共に第六識と見よ。「適」とは、「從なり。意の必從する所を適と曰う〔全讀〕」。「縦捨」とは、縦はユルス意なり。

●或坐摧碎とは、「坐」は猶お由のごとし、或いは坐は、罪なり。「摧」は『玉』に曰わく、折なり。『増韻』に挫なり。「碎」は『広韻』に「細に破たくなり〔碎〕」。「説文」に、惣じて怨縁を指して、摧碎と曰う。又たは、種々の死アルベシ。或いは、劔難、或いは險道を行くに不慮に難に逢いて死し、或いは、圧打し、或いは、船破損す等の類、皆、撰して見るべし。

●棄捐之去とは、之は財宝を指す。捐は『玉』に云わく、棄なり。

●莫誰隨者とは、『字源』「誰」は亦た、財宝を指す。義寂の云わく、「慳惜して千方を畜え積むと雖も、浮命謝して後は一も隨う者無し。『大集經』第十四四紙に曰わく、「妻子珍宝及び王位、命終に臨む時、隨う者無し。唯、戒と及び施と不放逸とは、今世後世に伴侶と為る〔莫〕」と。

●尊貴豪富等とは、尊貴豪富も亦た、貪有るが故に、且く例して之を説く。悉く説きたまわざることは、大意に弁ずるが如し。或いは、上の文に「無尊無富」と

云うと雖も、愚かなる輩、或いは疑いて以為えらく、

尊貴豪富は斯の患無しと。故に別して、之を挙ぐのみ。

豪とは英なり。強なり。尤も、イキオイ有る家なり上

卷に豪姓と云う〔58〕。本朝の源平、藤橘の類の如し。又た、

『淮南子』に曰わく、「智、百人に過ぎるを之を豪と謂

う〔59〕。

●亦有斯患とは、尊貴豪富と雖も、同じく之を貪

す。誠に、哀いかな。「孟獻子が曰わく、百乗の家に

は、聚斂の臣を畜わえず。其の聚斂の臣有らんよりは、

寧ろ盜臣有れと。此れを、国は利を以ちて利と為さず、

義を以ちて利と為すと謂うなり天字、終紙〔60〕。謂わく、

貪に由りて聚斂の臣を畜えば、国を失い身を亡ぼす。

●憂懼万端とは、ハシ多キを「万端」と云う。財宝は、

憂懼の本なり。

●勤苦とは、勤勞にて勤と云うも苦ノことなり。

●結寒寒熱与痛共居とは、是れ面白き文章なり。即

ち、二義有り。淨影、以為らく求財の為の故に嚴寒に

水を凌ぎ、熱天に汗を拭う、故に痛居と云う〔61〕。言

うところは、痛とは、ウレエなり。憂ヲ離れて、独り

ダチスルこと无き故に「与痛共居」と云う。義寂、以

為らく「憂怖を以ちての故に戰慄、心を寒さしむ。或

いは焚灼して、身を熱からしむ。其の痛苦を離るるこ

と能わざるなり。水炭に非して、〔62〕能く寒熱し、

刀刃に非ずして、能く痛切する者は、唯、憂苦なり

〔63〕。言うところは、サムキことハナケレドモ胸ヲヒ

ヤス事アリ。アツキことハナケレドモ汗ヲカクコトア

リ。故に、「与痛共居」と云う。彼の商人が大分に損

スル様な時、有ることなり。其の外も類して知るべし。

「結」とは、交を結ぶが如く、寒熱と共に居るを結と

云う。「痛」とは、疼痛の謂いに非ず。痛傷痛楚の義

なり

●困乏とは、『小補韻会』に〔64〕居ながら食無きを之

を困と謂うなり。困は、『広韻』に窮なり。「悴なり

〔65〕。乏は、『説文』に匱なり。『史記』「楊懼伝」明々と

して、財利を求め、常に困乏を恐る者は、庶民の事な

り〔66〕。今、云わく困窮貧乏なり。「乏」の字、ホフ

ハ漢音、ボフハ呉音ナリ。爾ルヲ常に貧乏、又たは、貧乏ト云うハ、読みクセナリ。呉音ハ、ボクナリ。

●常無とは、田宅等無きナリ。

●適とは、偶ナリ。折シモノことナリ。

●有一復少一とは、此れ有るは彼を少なく、故に田有れども畑無きと言うが如し。

●有是少是とは、所有不足の故に。

●思有齊等とは、彼此俱に有らんことを欲すナリ。又た、興師の云わく、「富貴に齊しからんことを思うが故に」^[304]。

●適欲具有とは、或いは、適は従ナリ。欲に適いて具に有れども点ず。

●糜散とは、『玄心』の云わく、「糜は散ナリ。碎ナリ已上」^[305]。賈誼が『至言』には、「万鈞の圧する所、糜散せざることを無し」^[306]と。又た、糜は爛ナリ。『孟子』^{「尽心篇」}に曰わく、「其の民を糜爛す」^[307]。

●坐起不安とは、「涅槃聖行品」^{「会疏」}十一卷、廿二紙に曰わく、「求不得苦に亦た二種有り。一には、希望する所、処

求ども得ること能わず。二には、者多く功力を用いども果報を得ず。是の如きを、則ち求不得」^[412a] 苦と名づく」^[308]。

●憂念相隨とは、身に相い隨うナリ。

●結衆等とは、「結」の言為る、集ナリ。心中に憂いを懐くは、寒熱の病を招く。

●坐之とは、「坐」は由ナリ。「之」は、求財の欲を指す。

●天命とは、天年を尽さざるを之を「天」と謂うナリ。『説文』に短折して、天年を尽さざるを天と曰う。『莊子』^{「人間世」}「其の天年を終えず。中道に夭す」^[309]。

●不肯とは、知識教化スレどもウケガワヌナリ。

●有所趣向とは、是れ既に行善道を行ぜざれば、必ず当に惡道に趣向すべし。

●莫能知者とは、此れ現在の眷屬、既に天眼を得ず。

善惡の路、豈に知る者有らんやということを明す法位の釈。^[310] 言うところは、善惡の業、其の趣向する所は、慥に有れども跡に残れる妻子眷屬等、天眼を得ず。誰も能く知る者、無きナリ。

●世間人民等とは、已下、瞋恚の過を明す。仏、理を以ちて教勸したまう。凡そ世間の財宝と云う物は、皆衆生の第八識より生じ、法界共變の物なれば、元來、自他の物に非ず。実に彼我無し。只、仮りに集むれば、我物に似たりと雖も、実に我が物に非ず。他に施せば、他の有と為る。然るに、世人、財に由りて瞋恚を発し、顔を赤め目を怒らし、之を競い、之を諍う。誠に淺増しき事なり。是の故に仏、教勸したまうなり。今、上の財欲を踏みて此の瞋を説き來たる故に、財宝の為に瞋恚を發すと云う意なり。今文、先づ此の次第の模様なり。但し、余の瞋恚をも皆、撰して見るべし。

●父子等とは、親自り疎に至る次第なり。

●家室とは、『鈔』の面、多端にして治定の積無し。今、義を採りて之を言わば、一義の意、夫を呼びて家と爲し、妻を呼びて室と爲す。諸文、多くは是の如し。此の意は、能住の者を夫婦と云い、『ANJ』所住の処を家室と云う。此の説、恐らくは是れ、重疊の過有らん。又た、一義の意は、此に家室と言う者、惣じて親屬の

所居を挙げて、意、親屬を取る。妻の名には非ず。此の説の如きは、則ち重疊の過無しなり。『詩』『周南』

に「其の家室三」と云うは、室は夫妻の所居を謂う。

家は一門の内を指すなり。已上、『鈔』取意三。或る説に

云わく、今、家室と云うは、夫の方の一門を家と云い、

妻の方の一門を室と云う。然れば、此の家室の二字を

次下の句の中外というに繋げて、見るべし。父方の親

族を以ちて、中と爲し内戚なり。即ち当家、母方の親族を外

と爲すが外戚なり。即ち當室故に、況んや下の文に「或時室

家父子兄弟夫婦」と説くを以ちて今を見るときは、夫

婦と家室と別体の義と爲すは、尤も經文に符合す。

●中外親屬とは、寂の云わく、「父の族を中と爲し、

母の族を外と爲す上三」。次の如く、内戚多戚なり。

●当相等とは、已下、三双六句有り。二二相對して理

に約して勸む。謂わく、世間の親屬、理、応に愛和し

て憎違すること莫るべきなり。

●有無相通等とは、己が所有を以ちて通じて彼の無を

濟う。財を得て、貪惜するは反りて野人と成るなり。

●言色常和とは、口言面色言うところは、縦い金銀を借り来たれども言色和セヨトなり。

●莫相違戻とは、「戻」は、『広韻』に「乖なり」[111]。スレモドルなり。扱、上の「常」の字、此の「莫」の字、三処に亘して、見るべし。『鈔』に「当の字、両読して統て莫の字に至る」[112]と。此れ『鈔』の指南なり。

●或時心諍有所恚怒とは、此は親類其外より無心を言いに來たり、或いは、金銀でも借りに來るを立腹するなり。上來の文の次第なれば、此の如く解すべし。又たは、違縁に遇いて喧嘩ナドス [113a] ルモ込みて見るべし。

●今世等とは、已下、瞋の過を説くなり。

●恨とは、『唯識』第六卷、廿五紙に「云わく、「惡を懷いて捨てず。怨を結うて性と為す」と。此れ亦た、「瞋恚の一分を体と為す」[114]。此れ瞋の等流なり。文の意に云わく、当分瞋恚するは、纒なるが様なれども人々第八識に筆をもちて書付より、明かに記して必ず後世

に大怨となる。喩えば、金を借りるに其の利足倍増するが如し。此の模様を已下の經文に委しく説くなり。

●嫉とは、『唯識』に云わく、「他榮を聞見して深く憂感を懷く。安穩ならざる故に」[115]と。此れ亦た瞋の等流なり。

●害とは、『唯識』に云わく、「諸の有情に於きて、心、悲愍無く、損惱するを性と為す」[116]。此れ亦た瞋の等流なり。文意の云わく、我、人を害すれば、人、亦た我を害する等なり。故に「更相患害」と云う。害はソコナウなり。

●雖不即時応急相破とは、瞋に由りて、即時に相報するに非ず。人を打つ手の俄に腫るると云うことモ無きなり。此れ順生業を明すなり。

●含毒とは、瞋毒を云うなり。

●結憤等とは、已下、後世に大怨と成る所以を明す。「結憤精神」とは、寂の云わく、「『五戒本行經』に云わく、肝の藏は魂、肺の藏は魄、脾の藏は意と思、腎の藏は志と智なり。心の藏は神、中央に居す。然る則

は、心の蔵の神を精神と名づくるなり。又た、第八蔵識を名づけて精神と為す。其の性、精微にして神解有る故に、熏習、彼に在り。故に、結憤と云う。結憤の時微なるが故に、識に同じて無記なり。对生の時に著わる。空海に入れども脱し難し。慎まざらんや〔四三〕。

興師、云わく「精神とは、即ち種子識〔四二〕」と。今、云わく第八蔵を指して、精神と云うなり。因みに魂魄とは、通義に程氏、復た心に曰わく、〈天地陰陽の氣、交合して便ち人を成す。〔四三〕〕氣は便ち是れ魂、精

は是れ魄。到り得て將に死せんとす。熱氣上がり出づ。所謂、魂、升るなり。下体、漸く冷なり。所謂、魄、降るなり。魂は、天に帰り、魄は地に降る。而して

人、死す〔五五〕第五卷、頭書。『左伝』に曰わく、〈心の精靈、是れを魂魄と謂うなり〉〔四四〕。又た、通義に金仁山が曰わく、「四行、皆、土に生ず。誠に諸身に反えりては、腎は水に属し、心は火に属し、肝は木に属し、肺は金に属し、脾は土に属す。然して脾、飲食を受けて四蔵、皆、脾に食す」〔五五〕第五卷、頭書。

●自然尅識不得相離とは、寂の云わく、「憤を己に結う者は、怨、相い離れず。尅とは尅獲、識とは、記識なり。業、神識に在りて、終に敗亡せざることを、債に券有るが如し〔四六〕」。興の云わく、「尅は要なり。識は記なり。前の結恨に由りて、怨を成し種子、果を引きて功用を仮らず。故に自然と云う〔四七〕」。意の云わく、此れ、他の所為に非ず。自ら第八蔵に記す。故に自然と云う。尅は、遂なり。尅獲記識して、第八蔵に熏じ付くる故に現行するなり。白紙に墨を以ちて書ける如くに熏じ付くるを「尅識」と云う。業、神識に在りて、終に敗亡せざるを「不得相離」と云う。

●皆当对生更相報復とは、怨と相對して共に一処に生ず。故に「对生」と云う。「復」とは、酬なり。『説文』に仇を報いるを復と曰う。意の云わく、後世に於きて二人相い共に生を受けて報復す。或いは、父子と生まれ、或いは敵身方と生まれてトカクニ前世の恨を報いるなり。爾るに、此の義、意得難し。二人相い寄るに一人は、曠恚し一人は曠恚せず。曠恚の方には、尅識

なり。不瞋の方には、尅識せず。若し、亦た二人共に瞋恚すども一人は善を修して、善処に生まるる等、如何が、对生報復せん。謂わく、多は是れ「〔五〕」相互に憤りを結ぶ人に約す。但し、所難の如きは、第八識業、現じて必ず所对有り。是の故に、相對して報復するなり。例えば、地獄にて所愛の女を見るが如し〔要集〕上本、五紙「衆合地獄」下〔四〕。或いは、獄卒の如く、皆、業現行して所対と爲る。若し報復し已りヌレバ、業尽くが故に、所対自ら滅ず。尚、次下の経文、併せ見るべし。

●**人在世間等**とは、惣じて世間の受生は、皆、愛欲に依りて生ずるが故に。

●**独生独死**とは、問う。生死去来、何の異有りや。答う。生死は限りて生有と死有とに名づく。去来は同じて中有等に亘る。言うところは、生有死有は狭く、中有は寛し。又た、義寂の云わく、「独生独死とは、一趣一界に就きて、説く。独去独来は、異趣異界に就きて説く〔四〕」と。言うところは、人自り人に生ずる等

は、独生独死なり。人自り余趣に去り、余趣自り人に來たる等は、独去独來なり。

●**当行**とは、「当」は、遂なり。行は、業なり已上。興師〔四〕、又た断罪を当と曰う。言うところは、罪法を相当ならしむなり。

●**苦樂**とは、三途人天なり。

●**当之**とは、興の云わく、「当」とは、受なり已上〔四〕。又た、承なり。

●**無有代者**とは、『正法念經』第七に九紙〔要集〕上本〔四〕「閻魔罪人に偈を説きて、罪人を責めて、言わく、異人惡を作して、異人苦報を受けるに非ず。自らの業、自ら果を得。衆生皆、是の如し〔四〕」。

●**善惡變化殃福異處**とは、此の経文、甚だ面白き文章なり。『鈔』に嘉祥・憬興の兩釈を引く〔四〕。其の中、興師の釈、尤も可なり。嘉祥、以為えらく、善を修するの者は、因は苦、果は樂なり。故に「變化」と曰う。造惡、焉に翻ぜよ。興師、以為らく、善の變化は即ち惡趣報なり。現世は、是れ利順が故に。惡の變化は、

即ち善趣の報なり。現世は、是れ勤〔チカブ〕苦なるが故に。意の云わく、凡そ善根は、人の欲せざる所。造悪は、人の樂欲する所。サレバ悪人カラ見レバ善ヲナスハ苦しき物に思フ故に善を好マヌなり。然りと雖も、其の果を受くるに至るは、欲せざる所の者は、必ず善果を受く。欲する所の者は、必ず悪果を受く。是れ善悪が變化して、殃福を異処に受くと云う事なり。殃福とは、三途人天を云うなり。按ずるに殃・福は即ち果なり。善悪變化は、二義に隨いて因とし、果とす。

●宿予嚴待とは、興師、二義を積す。後の義に云わく、「嚴とは、嚴然、即ち宿の善惡に隨いて、地獄・天堂、嚴然として待つなり〔シツ〕。嘉祥も後義に同じ。今、云わく、「宿」はムカシ、「予」は先なり。二字カケテ、アラカジメトヨム。「嚴然」ハハツキリトシタル貌、「待」はマツト云うコトナレバ、宿世の善惡に隨いて、当來の居処、道具等が出て來て其の人を待つなり。宿は、『広韻』に素なり。興師の云わく、「素とは昔なり〔シツ〕。『鈔』六五十六紙〔シツ〕。素は『唐韻』に

故なり。故は『玉』に曾なり。予とは、『彙』に先なり。興師の云わく、通なり。嚴は、修なり。待は『彙』に俟なり。

●遠到他所とは、死し去る者の為には、残れる妻子眷屬等は、廻かに遠ザカルなり。

●莫能見者とは、冥顯、路、既に異なり。天眼ナラデハ見ること能わざるなり。

●善惡自然とは、寂の云わく、「善を作すは、樂果を期せざれども、自然に之に応ず。惡を作すは、苦報を期せざれども、苦報、自然に之に応ず〔シツ〕」。

●追行とは、「行」は業なり。上來、如來の教示、実に自ら我が身に顧みて、須く止惡修善すべし。恣に惡を作して、道徳を追わず。嗚呼、此れ誰が過ぞや。

〔チカブ〕我が身を知らざる大愚人という者なり。現在未來共に我が身を以ちての故に。勸誡丁寧にスベシ。

●窈窈冥冥とは、「窈」は『彙』に幽靜なり。又た、深遠なり。冥々は遠く去るなり。寂の云わく、「善道に生ずる者、其の從來する所を知識するもの莫し。故

に窈々なり。悪道に墮する者、其の至り去る所を識らず。故に冥々なり『38』。意の云わく、窈々冥々は共にラグラキ貌なり。但し、窈々は人天に行くにクラキ貌、冥々は三途に行くにクラキ貌なり。惣じて冥途は、独り武蔵野を通るに日の暮が如し。又た、興師の云わく、「窈々は、即ち中有の時、冥々は即ち生有の時なり〔39〕」と已上。『莊子』「外篇」四卷、廿紙に曰わく、「至道の精は窈々冥々たり〔38〕」。『註』に云わく、「窈々冥々は遠にして窮むべからざるなり〔39〕」。

●別離久長とは、一たび別れて已来、百万劫、会せず。故に「久長」と曰う。「道路不同」とは、善悪、路、異ナレバ不同ナリ。

●無期とは、「期」トハ、カギリアテドナレバ、何れの年、何れの月日と云うこと無ケレバ無期なり。

●何不棄衆事等とは、已下の結論、上の廿紙「何不棄世事」の重勸の経文と照応して解すべし。「衆事」とは、世間の衆事なり。

●曼とは、及なり興師、之に同じ〔40〕。又た、当なり

●強健時とは、意の云わく、各おのなり。健時に及びて、努力して善を修めよとなり。『梵網』の序に云わく、「各おの聞け、強健の時、努力して善を勤修すべし。

如何ぞ、道を求めざる。安ぞ須く老を待つべき。何の樂を欲するや〔41〕」。今、云わく凡そ仏道修行は、若しスクヤカナル時に勤修スベキことなり。爾るに、世間にて大いに人の誤れることなり。皆、言う。〔42〕後世の事を勤修するは、老の後の業ナリト。甚いかな、其の誤まりや、之より大なるは莫し。仏制にも六十已後の者には、具足戒を授くべからずと有り。又た、老は三種の味を失す。『涅槃經』に出でたり、「聖行品」『會疏』第十一卷、三十三紙に曰わく、「迦葉、譬えば、甘蔗の既に圧され已りて、滓、復た味無きが如し。莊年盛色も亦復た、是の如し。既に老に圧せれ三種の味無し。一は出家の味、二は誦誦の味、三は坐禪の味〔43〕」。又た、『行事抄』〔下四の一巻、三十一紙に云わく、「成論」に云わく、出家の人は、五慳を捨つべし。財物慳・法慳・家慳・住処慳・称歎慳、広相は彼の如し〔44〕」已上。今、

私に云わく、老いるときは則ち氣衰え、益ます慳みて捨て難し。是れ亦た、出家の味無きの分か。慎みて之を謬ること勿れ。

●努力とは、力を用うるなり。勉なり。勦力なり。本と努を借る。今、別に努に作る。唐の陶翰が詩に曰わく、「努力めて長えに加餐す。当年相棄つること莫し」。

●度世とは、有漏の世間を度りて無為の彼岸に至るを度世と云う。

●可得極長生とは、此の句の上に、「精進、善を修して彼の国に生ずることを得れば」の八字の意を入りて見るべし。「極長生」とは、涅槃の常樂を指すなり。

●如何等とは、已下の三句は、『梵網』の序と其の意全く同じ。応に知るべし。

●安所須待とは、上の「強健」の処に繋げて見よ。老いて待つことは無カルベシトなり。

●欲何樂哉とは、『要覽』下四十七紙云わく、「沙門は寂滅を以ちて樂と為す〔要〕已上」。今、云わく、当來の恐ルベキヲ知りて、現在、少の樂は欲すマジキトなり。

上來の經文に繋げて、有智の人、之を察せよ。

●如是世人等とは、已下は愚痴の過を明す。痴は、根本煩惱の中の痴無明なり。一「*āra*」切の煩惱は、皆痴従り生ず。一切事理の諸法を闇マスハ、悉く痴の所為なり。事理の法に闇き故に、法を掠めて善に趣むかしめず。一切の惑、皆、此れ従り生ず。喩えば、暗夜に路を行くに、或いは溝壙に墮入し、或いは石ニツマヅキテ倒れ、或いは家内にては柱に当り鬨に躓づく。皆、是れ闇き由の所為なり。若し、日出でて明了なるときは、則ち然らざるがごとし。今、亦た爾なり。上の如く、貪瞋は皆、是れ痴従り生ずるなり。扱、三毒の中に貪も瞋も皆、痴と俱なり。痴、俱なわずんば、貪瞋共に発らず。故に、根本の煩惱と云う。畢竟、事理の法に闇きを愚痴と云うなり。扱、此の段にも貪瞋が雑え説きて有るなり。上來の道理なるが故に何ぜに雑えて説きたまうと疑うこと莫れ。

●如是とは、下を指す詞なり。〔要覽〕已上。今、云わく如是世人とは、上の如く貪瞋を起こす人を指すなり。

●不信とは、ウケガハヌ事ヲ云うなり。

●作善等とは、作善は因なり。得善は果なり。為道は因なり。得道は果なり。義寂、以為らく善は世間に約し道は出世に約す。世出世に於きて因果を信ぜざるなり。

●不信人死更生等とは、法位の云わく、不信人死の下は、報因報果を撥無す。善惡の事、総じて撥し並びに無す已上、義寂の釈、意得難し言う所の不信とは、一闡提を指すなり。『涅槃』「梵行品」に云わく、「一闡提とは、因果を信ぜず。慚愧有ること無し。業報を信ぜず。現在及び未來世を見ず。善友に親まず。諸仏所説の教誡に随わず。是の如きの人を一闡提と名づく已上、義寂集二卷、廿八紙」。『俱舍』「業品」に邪見業道を積して曰わく、「經に説くが如し。施与も無く、愛染も無く、[446b] 妙行も無く、悪行も無く、妙悪行の業異熟も無し。此の世間も無く、彼の世間も無し。母無く、父も無し。化生有情世間も無し。沙門或いは婆羅門是れ阿羅漢も無し」と。『述記』六の末に云わく、「此

の世間等とは二義有り。謂わく、此世間とは現在、彼世間とは過未の二なり。現在を無する人は、義、有るべからずと雖も、目前の坑中に陥る族、亦た、有り。

之を以ちて之を思ふべし。又た、一義は、過去の因縁に由りて感じたる、此の世間も無し。亦た、現在の因縁に由りて感じたる、彼の未來の世間も無し。唯、自然にして有り已上。等と已上。因に他世の有無を破する事、『珠林』七十八二紙に『正見經』を引く。又た、『長阿含』の中に、断見外道と迦旃延、數番の間答有り已上。『妙文句』の二已上、之を引く。今、云わく、業煩惱に由りて人を生じ死して亦た人身を受く。業煩惱尽きざる間は、生死亦た尽きること無し。若し、善を作し道を為さば、轉じて生を受けず。然るに、今、此の人、此の理を信ぜざるなり。今時の儒者、多く此の旨を存す。謂わく、混沌の二氣、剖れて陰陽の二と為り、二、天地人の三を生じ、三、万物を生じ、万物と人と、皆、氣を本と為す。故に、一氣聚れば則ち生じ、一氣散れば則ち死して後、却りて天地に帰す云

云。『補教論』一廿二紙に曰わく、「仏の道、其れ三世を治す。耳目の接する所に非ず。何を以ちて之を明さん。

曰わく、吾れ謂わく、人、死して其の神死せず。此れ

其の驗。神の人に在るは、猶お火の薪に在るがごとし。

前薪、火と相燼すと雖も、今、火なる所以は、曷ぞ嘗

て燼んや〔55〕。又た、廿四紙に云わく、「夫れ、其の形、

存するとき、善惡の応、已に然り。其の神、往くとき、

〔47a〕則ち善惡の報、豈に然らざらんや。『仏經』に

曰わく、一切の諸法、意を以ちて形を生ず、と。此の

謂いなり〔56〕。又た、屋を移すの喩、二卷に在り廿一

紙〔57〕往きて見よ。

●**恵施者**とは、「恵」は恵恩なり。賜なり。今、云わ

く布施ノことなり。

●**善惡事都不信之**とは、善因善果・悪因惡果の事を都

て信ぜざるなり。此れ何に物が信ぜサセヌト云うに、

皆、痴無明が信サセザルなり。痴無明は、事理の法に

闇きが故に。

●**謂之不然**とは、若し人有りて因果の理を説くに、其

の言を信ぜざるなり。「之」とは、因果の法を指す。之を信ぜざる上に亦た謗する気味モアルなり。

●**終無有是**とは、今、「是」と言うは、是非の是にし

て意に尤とユルスことなり。此れ皆、推求推度の邪見

を生じて、還りて因果の理を排い捨つるなり。『壯子』

「齊物語」に曰わく、「其の非とする所を是とし、其

の是とする所を非とす〔58〕。『荀子』に「是を是とし、

非を非とする、之を智と謂う。是を非とし、非を是と

す、之を愚と謂う〔59〕」。

●**但坐此故**とは、「坐」は由の猶し。「此」は、上の如

き不信邪見の解を指す。其の不信に由りて、惡を造れ

ども悔いず。

●**且自見之**とは、「且」とは、其の上にと云うなり。

彼の見解を立つる上に、自ら生ずる所の不信邪見の解

を、還りて自ら執するを「自見之」と云う。畢竟、彼

の邪智邪見の解を生じて自ら之を見るを云うなり。嘉

祥、以為らく「且自見之とは臨終の時惡相顯現す。爾

の時、方に自ら之を知るなり〔60〕」。淨影、以為らく

「不信に坐るが故に、専ら自見を執するなり」^{〔580〕} 興師、
之に同じ^{〔580〕}。

●更相瞻視先後同然とは、仰視を「瞻」と曰う。「視」とは、看侍なり。効なり。此れは祖父、邪見なれば、其の子も邪見なり。其の父、邪見なれば、其の子、^{〔576〕} 亦た邪見なることを明す。此のときは、祖父、或いは父を「先」と曰い、子孫を「後」と曰う。是れ祖父の邪見を視なれ聞なれて稟承するなり。是の如きの習わしの家も、今時、多くが有ることなり。其の家に依りて、三代も五代も悪を行ずる家あり。又た、三代も五代も善を行ずる家あり已上、^{〔581〕} 意^{〔581〕}。又た、淨影の意は、「先後同然は他人に効習す^{〔582〕}」と釈す。此のときは世間の人が相互に視習いてと云うなり。今の事を後の人が視習う等なり。是の如きの他人づから視習う。今時も一村一聚、視習いて善を行ずるあり。又た、一村一聚、視習いて悪を行ずるあり。皆是れ見習い聞習うの故なり。

●転相承受父余教令とは、已下は上の義を具に説キダ

スなり。但し、淨影の意は、此の「下、父祖を承習す^{〔583〕}」。此の二句は、「子の無知は父の邪言を受くることを明す^{〔584〕}」已上。「教令」とは、教化命令なり。

●先人祖父等とは、影の云わく、「已下は父の痴頑を挙げて子の無知を成す^{〔585〕}」と。今、云わく、「先人」とは、父なり。「祖父」とは、父の父なり。或いは、先人とは惣じて先祖を指して先人と言うなり。祖父は常の如し。父の父なり。

●素不為善不識道德とは、興師の云わく、「素とは昔なり。不為善とは、無行なり。不識道德は、無解なり^{〔586〕}」淨影、之に同じ^{〔586〕}。既に無解と釈す。「道德を識らず^{〔587〕}」とヨムベシ。道德は、出世の善を云うなり。上來、祖禰不了なれば、殃い、児孫に及ぶ。即世、目撃す。

●身愚神闇等とは、上件の如くなるが故に、其の子孫等しく、身、愚に、神、闇き等なり。義寂の云わく、「五情皆、頑なるを身愚と為すなり^{〔588〕}」。言うところは、身愚は前五識身を云う。眼識、愚なるが故に、法を聞きても信受せざる等なり。「六識、悉く昧きを神

闇と為すなり〔56〕。言うところは、神闇とは、第六識なり。世智利根なりと雖も、〔448a〕仏法の事に於きて、元來習承せず。故に闇きなり。「未然を慮らざるを心塞と為すなり〔57〕」。言うところは、未だ來らざる所の當來の事に於きて、我れ何にか往くべけれども、少しも心元無く思わざるなり。「己が更を察せざるを意閉と為すなり〔58〕」。言うところは、過去へ去ることを察せざるなり。此に來たり生ずる、其の來生する所を如何とも少しも思わざるなり。我は、何の処より來たれる物と云うことを察すべき筈なり。只、父母を怙みて生ジタルトバカリ知りて、人天の善は何れより來たると云うこと分別せざるなり已上、義寂の意〔59〕。

或いは、心は主宰なり。意は、心の發する所、謂わく思量運用に於きて、愚にして閉塞す心意差別、『性理字義』上卷十二紙〔60〕。今、云わく、心と意と、麁相を云へバ一ツナレドモ、細相を云わば、差別あり。今、言便に隨いて、此の如く心塞意閉と重ねて之を言うなり。

●死生之趣とは、死して亦た生ずる処を「死生之趣」

と云う。「趣」は謂わく、五趣なり。此の趣の中に於きて、善惡の道有り。

●自不能見無有語者とは、此れ眼見に非ず。或いは、見解せば見ること能わず。或いは、心識をもちて見ること能わず。皆、是れ、前の愚闇塞閉の故に見ること能わざるなり。此の如き人は、知識朋友も近づけず。相い寄りて説法教化する人も亦た、有ること無し。故に、「無有語者」と曰う。『口筆鈔』に云わく、「自らに正見無く、外に善友無し〔61〕」。

●吉凶禍福等とは、『広韻』に「吉は利なり〔62〕」。「凶は禍なり〔63〕」。『鈔』の意の云わく、他の吉凶禍福の競い作すを見て、是れ因の善惡の所作なることを覺らず。又た、自身の吉凶禍福、皆、前業に酬いすることを知らず。故に、「無一怪也」と曰う〔64〕。怪とは、『玄応』六卷、廿四紙に云わく、怪は「驚なり〔65〕」。今、言うところは、凡そ人、現業に因果の道理有るを見れども之を信ぜず。〔48b〕之を怪しまず。必ず自他共に吉凶禍福有り。現在の余慶は善の華法、現在の凶事は惡の

華報なり云云。『左伝』に第六卷二紙、僖公十六年伝曰わく、「吉

凶、人に由る【85】」。杜預が曰う。「積善の余慶、積悪の余殃、故に吉凶、人に由ると曰う【86】なり。『莊子』

「雜篇・庚桑楚の篇」郭象が『註』に曰わく、「禍福は失得より生ず。人災は、愛悪に由る【87】」と。

●生死常道等とは、已下は愚痴の過を明す。是れ、愚痴の有様を説くなり。「常道」とは、天地開闢已來、

夫妻相い寄らば必ず子を生ず。之に由りて、子孫、嗣立す。『覺經』に三卷、十八紙右云わく、「生死の道に至りて転た相続す【88】」。

●嗣立とは、『広韻』に嗣は「継なり【89】」。立は「成なり【90】」。父子、継成す。故に嗣立と曰う。謂わく、子、父に継ぐを「嗣」と曰い、子孫相続するを「立」と曰う。

●或父哭子等とは、是れは、父、亡じて子を哭セシムルナレバ、次第なり。或いは「子哭父」とは、子、亡じて父を哭セシムルナレバ、不次第なり。兄弟夫婦、皆、次第・不次第有り。故に「更相」と曰う。

●哭泣とは、「哭」とは「郭知玄が曰わく、哭は哀亡者の声【91】」と。哭ハ、カラナキト訓ず。涙無くして声有り。『彙』に曰わく、「『説文』に哀声なり。

大声を哭と曰い、細声にして涕有るを泣と曰う【92】」。「泣」とは、『広韻』に「声無くして涕を出だすを泣と曰う【93】」。

●顛倒上下とは、少き者は早く天し、老いたる者は後れて死す。故に「顛倒」と曰う。老前少後、次第して亡ずるを「上下」と名づくなり。或いは前死を上と名づけ、後死を下と名づく。前後不次の故に顛倒と云う【94】。『鈔』の意。爾れば則ち顛倒は上に言う不次第の義にして、上下は上に言う次第の義なり。然るに悞興、有説を引きて、「少き者の早く天し、老いたる者の後れて死す、故に顛【49a】倒と云う、上下に報いず死すること同じく然り。故に上下と云う【95】」。興師、此の義を許さず。「若し言う所の如くならば、応に顛倒して上人下人を報ぜずと云うべし【96】」。自義を立てて云わく、「今、顛倒とは即ち相い錯るの義。上は

上昇、下は下墜の故に、五道、相い錯る。或いは善趣に昇り、或いは悪趣に墜つ。故に上下と云う〔22〕。

此の釈の意に準ずるに、相い錯りて定まること無し。

故に無常と云う。鈔主、以為えらく、「上に父、子を哭すと曰い、下に無常の本と曰う。明らかに知りぬ、

只、眼前の無常に約して、後世に約せず。有るが義も、失無し。但し、上下とは次第にして亡ずるを名づけて顛倒とす。次第にして亡ずるを上下と名づくるなり

〔22〕等云と。今、云わく、鈔主の自義、尤も可なり。

●無常根本とは、此の身は無常の根本と云うことなり。

因に推古天皇二十六年、太子四十七歳、冬十二月、太子、学駕に命じて科し、長の墓処なごに墓を造る者を覽て、

直ちに墓内に入り、四を望みて、左右に謂いて曰わく、此の処を必ず断て。彼の処を必ず切れ。応に子孫の後

を絶つべからしめんと欲す、と。墓の工たくみ、命に随いて絶つべき者は絶ち、切るべき者は切る、と。

●不可常保とは、生者必滅なり。況や有為の世間は本従り一切、皆、因縁生の故に。

●信之者少とは、之れ世間の無常を指す。少分は有れども実に信ずる者、少なし。故に「者少」と云う。

●如此之人等とは、已下は愚痴の無明に依りて業を造ることを明す。

●瞿冥抵突とは、「瞿」は、「玉」に云わく、眸子有るを見ること無きなり〔23〕。興の云わく、「蒙、又た瞿

に作る。蒙、覆して明かならざるなり。冥は闇昧無知なり〔24〕已上。「抵」は『広韻』に「角の触るるなり

〔25〕。亦た、舄しに作る。同じ。『切韻』に、獸、角を以ちて物に触るるなり。「突」は〔49b〕『広韻』に「触

なり、欺なり〔26〕。『切韻』に、衝なり。義寂の云わく、「抵突は亦た搪突に作る。了知する所無きを謂うなり

〔27〕。今、云わく、瞿冥は、アキシリメクラノことなり。抵突は、物ニフレモトルなり。瞿冥は、直ちに無

明の痴を指して之を言う。抵はフル、突はモトルナレバ、此れ、邪見の解を以ちて因果の道理に随順せず

してソレモトル云うなり。爾れば邪見解の道理を立て因果の理を破るなり。

●心無遠慮とは、義寂、以為えらく愚にして「後世の苦患を慮らざるなり」^{〔88〕}。言うところは、我等は何れ従り来と之を慮り、又た何れへか往くと、当来の善悪因果を慮ること、無きなり。『論語』「衛の靈公」^{〔集註〕}

第八「人、遠き慮り無ければ必ず近き憂い有り」^{〔89〕}と。

●各欲快意とは、義寂、以為えらく、意を快くせんと欲する者は、惑いて但だ現世の娯楽を見るなり^{〔90〕}。言うところは吾が意マカセニスルヲ云うなり。流転の事を快クシ、ホシイマ、ニ殺盜姪妄を行ずるを快意と曰う。快意とは、故逸なり。欲とは楽欲なり。

●痴惑於愛欲とは、此れ貪欲相應の痴無明を明すなり。

●不達於道德とは、「達」は通達にして、智、能くトドキトアル処ヲ云うなり。

●迷没於瞋怒とは、此れ瞋恚相應の痴無明を明すなり。謂わく、痴、味あじますガ故に瞋を起こす。

●貪狼於財色とは、狼は犬に似て、性、多貪なり。故に多貪の者、之を貪狼と謂う。狐の性、疑あり、之を狐疑と謂うが如し〔91〕。『老子』の『河上公が注』

下巻 四紙に曰わく、「下士は貪狼多慾なり」^{〔92〕}。今、云わく、財色を貪狼するに就きて瞋恚を發すなり。財色とは財寶色欲なり。

●当更惡 [450a] 趣苦等とは、意の云わく、適たま人天の生を受くるとも復た惡趣に更ると云う意なり。

「更」は猶お反のごときなり。又た、復なり。扱、当の字、下の句へも繋けて見るべし。再び讀みて当に生死窮まり已むこと無かるべし。惣じて此の二句は上を受けて意を得るべし。上來は皆、世人の上を談ずるが故に。『科』に「愆傷」^{〔93〕}とは、如来の愆傷なり。

●或時室家等とは、已下は父子兄弟等、恩愛に依りて切に無常を悲歎することを明す。「或時」とは、凶らずして有る故に、或時と云う。「室家」とは、室は婦の方の類、家は夫の方の類なり。委しくは上〔94〕に弁するが如し。

●一死一生とは、「生」とは存世セルモノ、コトなり。當時、生ル、ヲ云うニハアラズ。

●更相哀愍とは、死にたる者も生きたる者も、共に哀

啓す。

●恩愛思慕とは、父と兄と夫とは恩有り。子と弟と婦は愛有り。即ち之を思い、之を慕う。

●結縛とは、糸ヲ以テツナグガ如シ

●迭相とは、「迭」は杜結の反、更なり。又た、互なり。

「卒戚」とは、卒は即律の反、終なり、尽なり。

●心不開明とは、凡そ寿命の長短は皆、業の引く所に由りて不同なれば、強いて傷歎すべきに非ず。爾るを痴無明に依りて是の如し。有様に先業は果を引く物なり。喩えば業は油の如く、果は灯火の如し。油の業力の多少次第にて、果の灯火の時節長短の不同有ることなり。今世の寿も亦た然なり。扱、上来の如く言うト

キハ、今日の寿の長短は皆、決定業の様に聞ゆレドモ、爾らず。若し至極の善人に非ざる自りは、其の業力程の寿を持つこと能わず。多くは業力程の寿を持つ者無し。多分は不定業にして、横死するなり。其の由は先づ食物は命を結ぶものなり。爾るに分量せず、過食して病を受け、或いは姪妹〔506〕放蕩にして、病を

受く。若し能く行灯、蓋を敞げば則ち諸虫、飛び入らず。外風、相い当らず。然るときは則ち灯火、自ら其の油の限りを尽す。若し、食物の虫、飛入り、姪欲の風、之に触れば、横に其の灯火を消す。人間も亦た、爾なり。是の故に、今時、多分は夭死す。九種の横死、亦た此等の謂いなり。

●恩好とは、「恩」は乃ち父母兄弟、「好」は乃ち子女弟婦なり。好とは愛して積さざるなり。又た、恩愛、好身よしみの事に見テモヨシ。

●昏矇閉塞とは、昏は『広韻』に曰わく、「冥きなり〔507〕」。矇は『玉』に「眸子有りて見ること無きなり〔508〕」。言うところは、人、教化するも、道徳の明ナルヲ解せざる事なり。

●熟計とは、熟し計るなり。熟はクツクノ意ニテ、飯ノウメル如クなり。今、ムマク分別セザルヲ云うなり。

●心自端正等とは、下の文に云わく、「一心に意を制し、身を端し、行を正しくして独り諸善を作す〔509〕と。

●決断とは、決了截断なり。次下冊紙に「決正生死泥洹之道〔88〕」と云う。又下冊紙、「宜自決断〔89〕」と云う。合わせ見るべし。

●便旋至竟とは、寂の云わく、「字書」に云わく、便旋は猶お徘徊のごとし。之を修すに、徘徊の間に已に大期を竟るに至る。又た、『本起経』〔下、初紙〕「遊觀品」に老者の相を説きて云わく、「目冥く、耳聾い、便旋として即ち忘る〔90〕」、と。即ち、是れ須臾の間に無常の期に至る意なり。今、云わく、世事を便旋す。須臾の間に無常の期に至る。タチマワル内二ト云う気味なり。

●無可奈何とは、此の期に至る時は、如來の大悲を以ちて之を奈何ともすべきこと無し。『科』に「起貪追求〔91〕」とは、即ち是れ貪欲相應の痴なり。

●総猥憤擾とは、「総」は『玉』に云わく、「將領なり。合なり」。「猥」は犬声なり。「憤」は「451a」心乱なり。

「擾」は擾乱なり。寂、云わく、「総猥と言は、其の事に非ずして、之を事とす。之を総猥と謂う。謂わく、

憤擾は俗事なり。道人の為す所に非ず。而るに之に従い雜わるなり〔92〕。『管子』に曰わく、「其の事に非ずして之を事とす。之を總と謂う〔93〕」。『註』〔94〕、

總は濫なり。己が事に非ずして彊りて之を知る。故に濫と曰う。猥は鄙なり。還〔95〕なり。「憤」は謂わく、憤鬧。「擾」は謂わく、擾乱。意の云わく、総猥ハスベテミダリガハシク、憤は心の忙が敷く、擾は身ノイソカワシキなり。猥ハカマビスシキナレバ、身心トモ二闇敷を総猥と云う。畢竟、俗事に常ニイソガハシク、カマビスシキ者ナレバなり。

●皆貪愛欲とは、何の為にイソガハシトナレバ、皆、妻子等の愛欲の為に常に身心を使うなり。愛欲は所縁の境なり。

●恩々とは、急遽なり。凡そ世間の俗事は物サハガシク、曾てユルヤカナルコト無きを「恩々」と云う『禮讃』

ニモ「人間恩々トシテ衆務を営む〔96〕」ト云えり。

●惛頼とは、惛は『玉』に云わく、頼なり。頼は『唐韻』に恃なり。或る本には聊頼〔97〕に作る〔98〕。寂、云わく、

「聊は願楽なり。頼は依怙なり」。言うところは、ヨリタノム意なり。愒と聊と、同じ。頼なり。

●**勤苦恩務**も急遽なり。世渡りイソガハシキ貌なり。

下五十一紙に「如是恩務〔57〕」と云えり。『科』に「起瞋殺害〔58〕」とは、即ち是れ瞋恚相応の痴なり。

●**各懷殺毒**とは、今、「勤苦恩務」と云う中に、瞋の一を挙げて余を撰するなり。爰の模様は瞋に由りて殺害するを挙ぐ。瞋は是れ諸惑の中に強きを以ちてなり。

「毒」とは毒害にて、酖毒の如きを言うなり。

●**悪気窈冥**とは、内に瞋恚有り。名づけて「45B」「悪気」とす。此の悪気ニクラマサル、処を「窈冥」と云う。然るに瞋恚を指して悪気と云う。ソレト常居して冥まざる處を窈冥と云う。窈は深遠なり。

●**妄**とは、非理の義なり。世間にて、俗のムツサトシタト云うに同じ。鳥を見てモ、ハヤ打殺シタウナルノ類なり。

●**違逆天地**とは、「天」は謂わく、天神。「地」は謂わく地祇。善悪を照徹して常に善を好む。悪は神に違

うなり。又た、嘉祥曰わく、「上、天心に順わず、下、閻羅王の意に違う^{〔59〕}」。意の云わく、天地の意は物を長じ育するを、以ちて道と為るなり。爾れば物を長養せず、還りてソコナヘヤブルハ、天神地祇の意に違うなり。釈門も亦た以ちて爾なり。

●**不従人心**とは、「人心」は是れ仁心なり。人は必ず物を哀れみ、慈悲有るを以ちて人たり。爾らずんば人に非ず。『中庸』第二十章四十三紙に「仁は人なり〔60〕」と曰うは、即ち此の意なり。『孟子』曰わく、「仁者なり、人なり^{〔中庸の意、少異、応に知るべし〕〔61〕}」。『覺經』に「不従仁心〔62〕」と曰う。次下四十五紙にも「不仁不順惡逆天地〔63〕」と云う。

自然非惡とは、淨影、以為えらく、「凡そ人の罪を造るに、宿罪の力、自然に非法を招き集む。惡縁、随いて之に与し、縦恣に罪を作る〔64〕^{〔興師〕〔65〕、全同〕}。言うところは、惡人の處には招かざるに非惡の類、聚まるなり。「非」とは是非の非にして、即ち惡事なり。

●**先随与**とは、上件に云うが如く、惡人には必ず惡

の為に幸いなる事、出来るモノなり。喩えば、釣ヲス

ルモノニハ不慮に好き釣針を持ち来たりて売る類なり。

世間一切の事、之に例して、応に知るべし。

●恣聴所為とは、「聴」は謂わく、聴許。悪を作すに自在、懼ること無きの義なり。言うところは、心マカセニ〔452a〕悪を造るに、懼れ慮かること無し。之を聴すなり。

●待其罪極とは、造罪の期、尽きて、報を受くべきの時、至るなり。言うところは、恣に罪悪を作る者、終には必ず其の罪の極に至るなり。或いは人を殺して王法の為に牢獄に入り、或いは姪酒に耽り、後には必ず病を受く。或いは遊君博奕に身を寄せて我が身を失い、或いは雷に当たりて打ち圧さる等、其の品、一に非ず。兎角、罪には其の極有る者なり。爾るに世人、之を慮らず。恣に聴して、罪の極に至る。誠に哀しむべく、慎むべし。

●其寿未盡とは、罪の極なるには横死す。此の義を以ちての故に「寿未盡」と云う此の下、『見聞』六卷、六十三紙〔82a〕。

併せ見るべし。

●便頓奪之とは、今、按ずるに、応に順現受業に属すべきか。若し亦た儒教に約せば、是に六極有り。一には曰わく、凶短折、謂わく凶に遇う、性命を横夭する者云『補教編』一廿三紙〔82b〕。因に横死の九法を論ず、『要覽』下四十三紙〔82c〕、同、中十九紙。

●下入惡道とは、皆、後世に即ち惡道に下し入るなり。若し今日を論ぜば、或いは国法の為に刑戮に行われ、或いは怨敵の為に殺害に遇う等なり。

●累世とは、世世なり。

●其中とは、惡道、即ち三途なり。『科』に「愆傷〔82d〕」とは、如来の愆傷なり。

●痛不可言等とは、「痛」は謂わく、痛苦なり。仏の巧弁を以ちて言い尽すべからず。問う。四段の中に第二と第四と、何の別有るや。答う。第二は不信無慮にして罪を造り、苦を受くることを明す。第四は宿罪の力に由りて罪を造りて苦を受くることを明す。実は則ち、相通ず。上下、互いに現するのみ。

仏告弥勒菩薩等とは、已下は世尊、上来、三毒の煩惱の有様を説きたまう。「460」其の三毒煩惱に就きて、修捨せよと勧め給う事なり。爾るに其の三毒は、凡夫皆、悉く具足す。况や浄土教の意は、本、是れ凡夫の為なり。若し聖人ならば或いは伏し、或いは断ジモシツベシ。何ぞ、本為凡夫の教に修捨せよと勧む。其の理、甚だ所以無きに似たり。謂わく、三毒も恣にスレバ浄土の心行の障なり。本より凡夫の為の浄土教なれば、此を伏し、此を断ゼシムルニハ非ザレドモ、浄土往生の安心の障となる故に、是を捨てシムルコトなり。捨てヨト云いて、此を伏し断ゼヨトニハ非ず。凡夫相應に分に従いて、止どめヨト云うコトなり。惣じて三毒も其の俣に打ち捨て置くはフトル物なり。喩えば病も其の俣に置けば、次第にフトル様ナ物なり。若し、凡夫に在る物として、煩惱をユルシテ置かば、安心が発らぬ。安心、発らざるときは則ち行が立たざるなり。其の安心と云うは、三心なり。其の三心と云うハ、皆、善の心所なり。先づ至誠心は善の中の捨の心

所なり。深心は善の中の信の心所なり。回向心は善と俱ナフ所の別境の中の欲の心所なり。既に是れ善心なり。悪の心所とは並起せざる物なり善悪二心並起、大小乘、二之を許さず。性相論判ナリ。是の故に三毒、恣なれば、安心具わらず。安心具わらざれば、則ち行、成ずべからず。其の道理、顕然なり。向阿の云わく「壽命本願要解」中、十二紙「スベテ罪ヲカエリミヌモノハ、身ノワロキ事ヲシラズ。身ノワロキコトヲワスレヌレバ、又た助け玉エト思ふ心モナシ。助け玉エト思ふ心ヲス、メン為ニモ、殊に罪業を恐るべきなり。本願ニホコリテ罪ヲ心ロヤスク思フ人ハ、初めは信心アルニ似タリ」〔463〕トモ、後ニハ助け玉エノ心モナクナルベシ。能く能く用意アルベキコトヲヤ〔464〕。又た上巻、十九紙に云わく、「罪人は往生スレドモ罪業は往生の障ナリ。身ヲ卑下スベカラズ。罪ヲバ恐れベシ」〔465〕此の四句ハ、記主の語に依りて書きまう。「東宗要」四巻、廿二紙〔466〕。具二「謬註」〔467〕、之を引く。爾れば、縦い浄土教ナリトモ、心行の障リトナルモノハ、是ヲ恣にナスコトヲ誠ムルなり悪心ノ俣デ安心発ルモノデハナイ。若

〔85〕シ安心ガ立テバ、行ノ念仏ハ、ヒトリ申サル、なり。是の故に、凡夫に具足シタル三毒ナリトモ、凡夫相應に随分、止むべきなり。次下の五悪も即ち此の意なり。然るに近代の説法は、本願の心易キコトヲ言ワントテ、罪業ハ、カルマジキ様ニ言エナサル、ハ、浄土の教相、未熟なる故なり。上は遠く弘経に違ひ、次に両大師の教誡に背く。近くは鎮西・記主・向阿相伝の積義に違ふ。必ずしも代代相伝の章疏、熟読して後、尤も勸進すべきのみ。凡そ浄土に往生スルニ、悪ニテ生ズルト云フコトハ曾て無キコトなり。十悪の人も臨終の時、仏、来迎して罪人悪人の名を改めて善男善女トホメ玉う。此れ日比は悪人ナリシカドモ、念仏シテ、悪を滅シテ善人トナリテ、往生す。此れニテ知るベシ、悪の俣ニテ生ズルト云フコトハ無キなり。惣じて悪ニテ善処に生ずることを得ることは、外道の論ニモ未だ見えざる事なり。此の道理を以ちて得生浄土にも往生の障トナル程の三毒をば起さざる様にセヨト誡め給う事なり。此の段、能く能く甘味すべし。今時の学者、心 [453b]

行を説くに就きて、修善を勧むと雖も、廢惡を立てざるなり。未だ知らず、経意を弁ぜざるか。將に愚者の爲に還りて怯退を恐慮するか。慚すべし、慎むべし。

● 弥勒菩薩とは、对告上首なるが故に呼び出し玉うなり。

● 世間之事人用是故とは、興の云わく、「世間事とは、即ち前の三毒なり。用とは以なり〔86〕已上」今、云わく、「是」とは三毒を指すなり。

● 坐不得道とは、興、以為えらく、「坐は由なり。人、三毒を以ちて真に帰することを得ず。道を去ること遠きが故に、不道と云う〔87〕淨影、之に同じ〔88〕」。寂、以為えらく、「世間に止住して道を得ず。坐は、止なり〔89〕」。

● 択其善者とは、今、云わく、是れ三善根と云う迄ニハアルベカラズ。凡夫の所為ナルガ故に。只、三毒微薄ニナルホドラ云うなり。『論語』の「述而」に曰わく、「二人行くとときは必ず我師有り。其の善者を択びて之に従う〔90〕」。

●愛欲榮華は、五欲の樂事を且く華の榮さかんなるに喩う。榮華の二字、読誦のトキハ「ヤフケ」、講釈ノトキハ、「エイグワ」トヨムベシ。

●不可常保とは、『正法念処經』の偈に云わく、「貧富を挾ばず。少壯及び老年、若は在家出家、死の為に壞せずということ無し〔80〕已上。

●皆当別離等とは、『正法念經』に云わく、「一は少年、二は安穩、三は壽命、四は具足具足即ち是れ富貴。是の如き四法、必定して別離す。智者、常に須く觀察すべし

『要覽』中、四十紙〔67〕、所引」。

●曼仏在世当勤精進とは、「曼」は猶お及のごとし。是れ仏世を挙げて勤修を勧む。謂わく、仏在世に非ざれば、出離の道を修すること能わず。然るを仏出、甚だ希なり。今、既に之を得。当に勤精進すべし。時を失うこと勿れ。〔45〕夫れ、正像末、俱に是れ釈迦在世の内なり。仏教流布するが故に。然れば則ち、今時、亦た在世なり。勿緒べからず。

●其有至心等とは、已下は利益を挙げて造惡を誡む。

●可得智惠明達等とは、此れ、上に「必得往生」の四字を入れて見ルベシ。此の二句は浄土の果を挙げ。

●勿得等は、已下の三句は現在なり。

●隨心所欲とは、惡事は皆、心のスキ好む処ナレバ、三毒を指して「所欲」と云う。ソレヲ起リマカセニスルヲ、「隨」と云う。水も流ルマ、ニスレバ、終に大海に入り、三毒も恣に作せば終に生死の大海に入る。往生浄土の期は、有るべからざるなり。

●虧負經戒等とは、「虧」は欠なり。「負」は違なり。『鈔』の意の云わく、「經義を欠き、戒行に違し、出離、人の後に在ること勿れ〔82〕」となり。今、云わく。『鈔』の意は本意に約して經義戒行と云う。然れども、無戒・処中も亦た已に往生を得。今、「經戒」と言うは、經とは教なり。善を修せしむるを言う。戒とは誠なり。惡を作さざらしむるを言う。「虧負」は其の教誡ヲカキソムクヲ云うなり。爾れば經はヲシユル方なり。戒はイマシムル方なり。畢竟、勸誡の二法に見るべし。是の如く料簡スレバ浄土の教相に違はざるなり。

●在人後也とは、『鈔』の意は、往生する人ヨリモヲクル、ナト云うコトなり^{〔55〕}。此れ、人の後えに在りて、往生すると云う気味なり。今、云わく、人は已に往生するに、我は残りて生死の留守とナルコトナカレト云うコトなり而義共に含ムベシ。

●儻有疑意等とは、「儻」は若なり、設なり。今、經と云い、仏と云う、是れ經家の語なり。「^{〔56〕}」謂わく、若し疑意有りて吾が所説を解せずんば、具に吾に問うべし。当に汝が為に之を説くべしと言たまう意なり。

●弥勒菩薩等とは、已下は前の仏の所説、弥勒及び大衆、俱に領解し給う。今、衆に代りて弥勒領解の旨を宣べたまうなり。

●所説快善とは、所説の法、即ち能く衆生の機に契うを「快善」と云う。

●貫心思之世人実爾とは、淨影、以為えらく、「貫は謂わく通なり。通心に之を思うに、世人、実に三毒の事に随う。坐りて道を得ず^{〔57〕}」。真に經語の如し。故に実爾と曰う興師、之に同じ^{〔58〕}。

●今仏慈愍とは、上來、仏、丁寧に勸誡し給う。大悲の仏意を弥勒領解して宣べたまうなり。

●顯示大道とは、他力の易行、其の益、広多なり。故に「大道」と云う。

●耳目開明とは、三毒の有様、之を聞けば猶お暗夜の明なるが如し。「目」は謂わく、心目なり。

●長得度脱とは、此は領解を説く。所解の迷わざる處を、「度脱」と曰う。爾れども、今、既に度脱するに非ず。此の領解を得ては、モハヤ度脱すべきことを獲ると言うの意なり。是れ只、領解にして証悟を得るに非ず。

●蠕動之類とは、衆生の類と云うに同じ。「蠕」は「大般守意經の音義」に曰わく、「虫の行貌なり^{〔59〕}」。『韻會』に曰わく、「乳兪切、而宣切、乳尹切」。『玄扈』に云わく、「如兪切」。子ノ音ニヨムベシ。『覺經』^{卷十紙に曰わく、「諸天人民蠕動の類、我が名字を聞きて、皆、悉く踊躍して我が国に來生せん。爾らざれば我れ作仏せじ^{〔60〕}」}と。『散善義』に云わく、「淨土の要、

逢い難し。五趣をして齊しく生ぜしめんと欲す〔8〕因三、
三途往生の事、『専修余論』下、五十七紙〔8〕。

● 仏語教誡等とは、「教誡」は是れ教、智恵は是れ智。

● 八方等は、横に十「[asa]」方を尽す。

● 去来等は、堅に三世を究む。教主世尊、皆、究竟通

暢を得たまう已上、『鈔』の意〔8〕。戒は通じて誡に作る。

● 今我とは、弥勒を指すなり。

● 皆仏前世とは、釈迦世尊、初発心の時従り、成仏に至る迄を指して「前世」と云う。

● 謙苦所致とは、義寂の云わく、「謙は謂わく、謙讓。

苦は謂く、勤苦。仏の昔、求道の時、諸の利樂の事は

衆生に譲り、諸の苦難の事は自に於きて勤苦す。我

等、解脱を得ることを蒙ることは、此の謙讓勤苦の致

す所に由る〔9〕。言うところは、仏、初発心より乃至

成仏まで、一微塵計りも捨身に非ざる所無し。作し

難きを能く作し、捨て難きを能く捨て、難行苦行す。

爾るに凡夫の如きは、苦事は他に譲り、樂事は自に於きてす。仮り初めに座ニナラルモ、自身好处に居る様

にするなり。菩薩は爾らざるのみ。然れども如来の謙讓勤苦、其れ実に思うべし。

● 恩徳普覆とは、如来の大悲を「恩徳」と云う。惣じて

て仏果の上には智・斷・恩の三徳有り。先づ衆生に化を施すは即ち恩徳なり。故に最初に之を挙げ。普覆とは偏頗無きを云う。

● 福祿魏々とは、仏果の福祿なり。即ち福徳を挙げ。

福祿魏々は前の五波羅蜜を積み集むるを言ふ。「福

は『増韻』に「善なり」。『小補韻会』廿五七紙。「祿」は『彙』に「俸なり〔8〕」。『玉』に「賞を賜うなり」。「魏々」は広大の貌なり。

● 光明徹照達空無極とは、即ち智徳を挙ぐるなり。上

の句は智恵の光明にして、事法を照らす智なり。下

の句は理法を照らす智なり。光明は智の用なるが故に、

二句共に皆、智なり。但し菩薩は達空無極に非ず。是

れ有極なり。言う所の空とは一切諸法皆空なり上来の所

解 今『鈔』〔8〕と少異、応に知るべし。

● 開入泥洹教授典攬とは、是れは「[asa]」智を以ちて

人を化すなり。淨影の云わく、「開入泥洹」は人を化して滅を証す。〈教授典攬〉は人を教えて道に趣かしむ。道法をもちて世に訓うるを名づけて〈教授〉とす。此の經典を以ちて衆義を要攬して其をして習学せしむ。故に「典攬」と曰う〔卷二〕興師之に同じ「攬」。今、云わく、上に言う権実二智を以ちて衆生を化し、滅を証せしむ。此は化他なるが故に。尤も権智なれども、今は権実不二叡融の智なり。唯、権智バカリトハ見るべからず。「法華」の開入、之を思いて応に知るべし。「典攬」は經典要攬なり。「要」は求なり。「攬」は取なり。其の經法の衆義を取りヒツサゲルなり。今、出離の要法を求して取りヒツサゲテ人をして教授せしむるなり。

●威制消化感動十方とは、是れは福を以ちて人を化す。憬興の意の云わく、「剛強の衆生をば威徳をもちて制伏して、其をして強氣を消除して聖化に帰從せしむ。故に〈威制消化〉と云う。善軟の衆生は慈力をもちて摂取するを〈感十方〉と云う〔卷二〕」。今、云わく、「開入」等の二句は摂受門、「威制」等の二句は折伏門

なり。「消化」とは消は伏の気味なり。化は聖の化なり。又た次下廿三〔卷三〕に「消化五惡」と云う。併せ見るべし。上來は斷徳に當る。法王は勝者を挙げて王と言ふ。其の中に世出有り。世間の王は世に於きて自在なり。出世の王は法に於きて自在なり。「法華」に〔釋註〕二五、七五〔卷二〕云わく、「我れは為れ法王なり。法に於きて自在なり〔卷二〕」。

●衆聖とは、因位の聖を指すなり。

●天人の師とは、實に之を言うときは則ち仏は九界の師なれども、其の中に人天は化を受くること広多なるが故に「天人の師」と云う。

●隨心所願とは、能く衆生の心願に相い隨うなり。

●無量壽仏声とは、声は謂わく名声なり。〔法華〕ミナヲトヨムベシ。

●心得開明とは、今、之を言わば、心ヒラケテ闇キコトモナク、少シモクモリ無くて、出離の要法を心に思い定めて、心、動くこと無くして、今度（まごころ）を生死の終りとして淨土に往生せんと思ふ事を得るなり。元祖の仰

せに、「生きては念仏の功ツモリ、死なば浄土へマイリナン。兎ても角でも、此の身には、思いワツラウ事ゾナキト思いヌレバ死生共にワツライ無シ」ト『翼賛』
二十一卷、八紙。同、二十八卷、十八紙。此の模様と同じ。

仏告弥勒菩薩とは、已下は如来、丁寧を重ねて修捨を勧む。

●**汝言是也**とは、向の「仏語教誡」已下を指して「汝言」と曰うなり。此の説、皆、仏意に称う。故に印可して「是也」と云う。

●**慈敬等**とは、次上の「所以蒙得度脱」已下の説を嘆ず。淨影、以為えらく、「弥勒、向に仏の前世の勤苦し、物の為に仏道を志求するを憐れむを名づけて慈仏とす。敬いて仏恩を荷うを名づけて敬仏とす。此れ、実に大善なりと〔80〕」。意の云わく、下よりシテ上を慈と云うは、仏の因位の勤苦を聞き奉りて、イトオシミアワレミ奉るを「慈」と云う。果徳の教化をウヤマイ奉るを「敬」と云う。爾るに法を聞くとも仏の因位の勤苦及び果上の利益を思わざるは誠に牛馬よりも浅間敷き

事なり。此は面つら能々思うべし。釈迦は解脱の父、吾等は生死の窮子なり。粉骨碎身も報じ奉るべし。或いは慈は謂わく、慈愛、敬は謂わく、恭敬。『起信論』
科註 下卷、三紙に「愛敬三宝〔81〕と云うが如し。

●**天下久々乃復有仏**とは、淨影の云わく、「己の難値を彰す已上〔82〕」。意の云わく、過去の諸仏、久〔456〕々に出世す。故に「値い難きなり」。已出の希なるを挙げて而して適たま今仏の出世に遇うことを顕す。「復」は、猶お重のごとし。然るに憬興、此の義を許さず。更に自義を設く〔83〕。今の所用に非ず。今、云わく、出離は皆、仏恩なれば難値を挙げて其の益を顕す。今、仏出の希なることを挙げて、「久々」と云う。現在賢劫はサモアレ、又た仏出の無き劫も有る事なり。

●**今我等**とは、「我」とは、釈迦を指すなり。既に仏出有りて亦た所化の機も熟する時、此の経を説くなり。
 ●**演説経法**とは、此の経に値うこと、甚だ希なり。機熟の時に至らざれば、演説有ること無し上卷の「諸根悦子」

の処〔84〕に引き合わせて見よ。

●宣布とは、「布」は賦なり。クバルなり。

●断諸疑網拔愛欲之本とは、此二の句は煩惱を断ぜしむ。煩惱、多しと雖も、重きに從いて二を挙げ。謂わく、生死の家には疑を所止と為す。故に別して之を挙げ。疑、心を籠ること、網の如くして、脱し難からしむ。故に「疑網」と云う。諸苦の所因は貪欲を本とす。故に「欲本」と云う。愛欲、即ち本なれば持業積なり。言うところは、凡そ教法を障うは疑い、是れ最も重し。故に別に之を挙げ。生死の苦果を引く。潤生する者は只、是れ愛欲なり。愛欲、即ち本なり。今、貪と疑の二を挙げて諸の煩惱を撰す。扱、「断」と云い、「拔」と云う。今、浄土所被の機なれば、無漏智を以ちて断拔すと言うには非ず。只、三毒微薄にして所発の煩惱、恣に発せざるは、是れ断抜の一分なり。往生已後、正に断拔するのみ。

●杜衆惡之源とは、此の一句は惡業を断ぜしむるなり。流転生死は惡業を源とす。故に「惡源」と云う。衆惡、即ち源なれば、持業積なり。「杜」は猶お塞のごとし。

今、云わく、「杜」と云うも、此れ凡夫の故に [457a] 絶滅都滅に非ず。只、ヤムル分齊なり。

●遊歩等とは、此の二句は身業の化なり。広く三界に至りて物を益するの義なり。

●典攬智惠衆道之要とは、此の二句は意業の化なり。能く經典を解し、衆義を攬知す。是れ、即ち智の能なり。故に「典攬智」と云う。此の智、能く三乗所行の要を知るを「衆道之要」と云う。言うところは、三乗の道法を衆道と云う。「典攬智」は衆道を説くの要なりと云うコトなり。

●執持綱維照然分明とは、此の二句は、口業の化なり。「綱」は『玉』に大繩なり。「維」は『唐韻』に細繩なり。説法の綱を執り、諦理の維を持つ。故に綱維と云う。言うところは、三乗の道の大体を綱と云う。綱目を維と云う。今『經』なれば止惡修善の浄土往生の旨を説くは綱なり。惣別の安心ソレ々々ノ教相は維なり。邪を簡し正を顕して一一の説法、皆、理に契い、教化分明ナラシムルヲ「照然分明」と云う。「執持」

の語は、「綱維」より出づ。宣説スルヲ「執持」と云うなり。

●開示五趣等とは、已下は三業の化を惣して言うなり。

広く衆機に逗す。故に「五趣」と云う。

●度未度者とは、正しく化益を明す。

●決正生死等とは、意の云わく、生死の道、斯の如くなれば住すべからず。涅槃の道は斯の如しと。此をサ

トラシムルなり。「決」は「切韻」に、「穿なり」。『彙

』に「行流なり」^{〔88〕}。サグルト訓ず。喩えば渠にアグ

タノマツマレルヲサグリ払う気味ニテ、生死より涅槃

に至る浄土の道をサグリ、通正するなり。「正」とは、

通正にて、生死はツタナク涅槃は尊ケレバ、ソレニ通

正する意なり。法位の曰わく、「能く生」^{〔45b〕} 死の

衆流を決し、涅槃の道を正す。故に〈決正〉等と云う

已上^{〔88〕}。此の釈、可なり。戒度の解釈^{〔89〕}は宗義に

契わず。今の所用に非ず。

●其已久遠とは、『弥勒所問經』六紙に曰わく、「弥勒の発意、我が前に先んずると四十二劫なり。我れ、其

の後に於きて乃ち道意を発し、此の賢劫に於きて大精進を以ちて九劫を超越して無上正眞の道を得る^{〔88〕}」

と。『仏藏經』第三、卷十九紙^{〔88〕}、『玉積經』百十一卷、廿四紙

〔89〕には同じく「四十劫」と説く。故に「久遠」と云

う。又た『大論』第四十卷、六紙に「同時発心超越九劫^{〔90〕}」

と云う。縦い此の文の如くなるとも、久遠、違い無し。

●從汝得道等とは、且く『弥勒下生經』に依るに、弥

勒初会の時、九十六億人、第二会の時、九十四億人、

第三会の時、九十二億人。皆、阿羅漢を得る等^{〔91〕}と。

●汝及十方等とは、弥勒は対告の上首なるが故に、弥

勒に告ぐと雖も、此の語、正しくは大衆并に十方の諸

天人民に及ぶなり。汝、諦かに聴け。十方諸天人民等

と云う意なり。四衆とは『覺經』に曰わく、「若しは

比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷^{〔92〕}。或いはいうべし、

發起・影響・当機・結縁の四衆なり。但し此の説、宜

しきなり。

●憂畏勤苦とは、問う。衆生の流転憂苦は然るべし。

弥勒菩薩、何の憂苦か有らんや。答う。衆生の憂苦は

即ち菩薩の苦なり。義寂の云うが如き、衆生病めば菩薩も亦た病むなり已上『鈔』^[54]。『維摩』^{「問疾品」} 詰 五卷、六紙に曰わく、「衆生病めば則ち菩薩も亦た病む。衆生の病、愈ゆれば、菩薩亦た愈ゆ^[55]」、と。或いはいうべし。対告衆の故に。釈迦如来、身子に告ぐるは即ち是れ普く苦の衆生に告ぐと云わんが如し。

●快哉甚善とは、我れ大悲の本懐、浄土の教^[456]興を説かんと欲して、日、既に久し。今、正しく機教相応して此の法を宣説す。爾るに汝等、仏を恭敬するに依りて所説の法、能く方に領解す。誠に快哉と。

●吾助爾喜とは、弥勒、仏に値いて法を聞く。即ち歡喜を生ず。是れ、即ち仏の助けなり。「爾」は汝なり。言うところは、弥勒をして上首と為して座及び在世・末代に通会せしむ。弥勒、仏に値いて法を聞きて、能く領納し已りて即ち歡喜を生ず。是れ仏の方より弥勒の喜を助くると云う意なり。

●汝今等とは、已下の意は、上の如く、仏の教法を領解し、受くれば正に修行に赴くべきの道理なり。爾

るに仏の教法は捨惡持善を出でず。故に自下は其の旨を説き給うなり。喩えば病人、医師の料簡を領納すれば則ち食物を禁じて服藥するが如し。今、亦た爾なり。是の故に正しく修行を勸む。扱、「汝今」とは心に汝及び衆生と言うべし。菩薩は既に分段を離る。故に意は偏に衆生に在るのみ。例えば次に『事讚』の文を挙ぐるが如し。

●生死老病痛苦とは、是れ五苦を挙げて八苦を撰す因みに十苦の事、『礼讚纂积』中の一巻、三十二紙に『菩薩藏經』を引く^[56]。『要覽』中五十二紙^[57]。謂わく、「痛」の言は余の四苦を撰すなり。又た一義に云わく、上の四苦を指して「痛苦」と曰う。此には病の字の処にノ、点ヲ加うべし。今、云わく、爰ハ先づ穢土の苦を厭わしむる經文なり。

●惡露不淨とは、惡は去声。猶、憎のごとし。『放光般若音義』に曰わく、糞穢なり^[58]。『觀仏經』第九に曰わく、「自ら己が身を見れば三十六物惡露不淨なり^[59]」。『本起經』下、初紙に老相を説きて曰わく、「惡露、自ら出でて其の上に坐臥す^[60]」。『仏般泥洹經』

上、九紙に曰わく、「久しく坐して自ら思惟すべし。九孔、

悪露、有らざる所無し」〔三〕。『大論』第十九卷、六紙には

「[49b] 五種の不浄を挙ぐ」〔四〕。『十疑論』には七種の

不浄を出だす〔五〕云云。今、云わく、膿血にて目シル

耳シルノ類は、コレ人ノキライニカム処ノ物ナレバ、

「悪」と云う。血類を「露」と云う。然れば自身サエ

秘藏シテ抱き臥するにキタナキニ、況や、他人を抱く

ヲヤ。誠に迷中の迷なり。慎まざるべけんや。

●宜自決断とは、決了截断なり。「自」の字、々眼な

り。次上の「自厭」と云うも亦た同じなり。今、云わく、

自分の上にて能く見るベシトなり。迷の滞るを決ぐり

流し、煩惱の相續するを断ち截るを「決断」と云う。

●端身正行等とは、已下は行を勧む。此の二句は身の

行を勧むるなり。義寂、以為えらく、「殺等の過を離

る。故に「端身」なり。端身は即ち正行なり。是れ已

に三善を修す。故に兼ねて諸善を作す〔六〕。今、云

わく。凡そ善・悪・無記の三性は同時に起らず。明闇

レく分相応に三業の非悪を制セ子バ、心行は立たざるモノなり。即ち今『経』所説の三毒五悪を定規とスベシ。凡夫は三業をタメナオサ子バ、出離生死の志も出ぬモノなり。本より三性が同時に起ルモノニアラザレバ、先づ善き者にナラ子バ浄土往生は願ハレヌモノなり。扱、タメナラス、其の定規は仏の能く説き置き給うなり。

●修己潔体等とは、此の二句は意行を勧むるなり。義

寂、以為えらく、「無貪等を習う故に己を修して体を

潔くし、貪等の過を離る。故に心垢を洗除す〔七〕。今、

云う。修は治にテ、オサムルなり。自ら我が身を顧

みて、意の任には行うべからず。トカク己に克つと

[49a] 云うが大事なり。儒には己に克ちて礼に復す

とて、聖人の教なり。『論語』「顔淵篇」第六卷、廿紙に、「子

曰わく、己に克ちて礼に復るを仁とす。一日、己に克

ちて礼に復れば天下、仁に帰す。仁を為すること、己

に由り、人に由らんや〔八〕。今、「潔体」とは、悪を

思い続クレバ、心、必ず濁る者なり。爾れば心の内ニ

アヤマリナキヲ潔体と云う。又た我が心の内に人に語られざるホドノコトハ、自ラアラタムベキなり。自分と心に耻カシキコトノナキハ洗除心垢と云うモノなり。

●言行忠信等とは、此の二句は口の行を勧むるなり。義叔、以為えらく、「虚誑等を離る故に〈言行忠信〉なり。実語等を修するが故に、〈表裏相応〉す。忠とは直なり。信とは誠なり上」〔85〕。『論語注』に曰わく、己を尽す、之を忠と謂う。実を以ちてする、之を信と謂う上。程子の曰わく、「己を發して自ら尽すを忠とす。物に循いて違ふ無きを信と謂う上。朱子の曰わく、「忠は是れ心の上に就きて説き、信は是れ事の上に就きて説く。己が心を尽して隠すこと無きは所謂、忠なり。内より出づる者を以ちて言うなり。事の実を以ちて違ふこと無きは所謂、信なり。外に驗る者を以ちて言うなり上」〔天全〕。今、曰わく。口に言う事、心ノアリメナルヲ「言行忠信」と言う。是れ内に虚誑等を離るる故に心口相応する処を「表裏相応」と云う。是れ内に実語等を修する故に、表は言表して外

にアラハルルなり。裏は内心なり。

●人能自度とは、此の一句は前の自行を牒す。即ち次上の三行の修善なり。言うところは、「心正しくして後に身、修まる。身修まりて後に家、斉う。家斉いて後に国、治まる。国治まりて後、天下平なり大学經一章〔86〕」と言うが如し。先づ「〔59〕」自身を修めずして、人を修むること能わず。世間でも自身を正くせりバ、人が異見を聞き入れヌモノなり。

●転相拯濟とは、已下は正しく利他を勧む。「拯」は救なり。

●精明求願とは、化の願を起すなり。言うところは、所化の衆生、浄土を求願することを起セト云うコトなり。

●積累善本とは、化の行を起すなり。上に於きて「益作諸善」と云う故に。「善本」と云うは、総じて諸行に亘り、別しては念仏に在り。後世の益に対して善本と云うなり。今、云わく。本意に約して称名を指して善本と云う。三万六万の念仏等、即ち是れ「積累善本」

なり。

●**雖一世勤苦等**とは、一世の修行、須臾に得生す。宿善往生の義に簡異す。然るに念仏を修行するは、且く勤苦なる様ナレドモ、聖道の修行には異なり。浄土の行は処中の善にして、念仏も三万六万より十声一声に至る。実に勤苦に非ず。扱、其の勤苦と云うは、三生を經るに非ず。唯、一世の勤苦なり。往生浄土の法は、世々を經る義には非ず。上は一形の念仏も一世、七日も一世、一日も一世、臨終の一念も一世なり。扱、此の一世と云うが、更に宿善を加うるに非ず。浄土往生は唯、一世の勤苦にして得生すると云う事なり。爾るに、聖道の意は、タムルニ際り有り。五戒ナレバ是れホド、八戒ナレバ是れマデト際り有るコトなり。茲に因りて往昔の人の仏道を求むるには皆、粉骨碎身したまう。况や仏菩薩の因位の修行に此スレバ、人間一生の内、五尺の身を一分宛截らる、トテモ、勤苦に非ず。爾れば念仏スレバ且く勤苦に似るとも、実に勤苦に非ず。一生の中に成 [460a] 弁するが故に。

●**須臾**とは、頃刻時なり。『俱舍論』「世間品」第十二卷、二紙に曰わく、「百二十刹那を恒刹那の量と為す。臘縛は此の六十なり。此の三十は須臾なり。此の三十は昼夜なり」[82] 已上。『勸心往生論』初紙に曰わく、「今生の榮華は一期の程、苦果を億劫に結ぶ。現世の勤修は須臾の間なり。覺藥を三明に開く [80]」。

●**長与道德合明**とは、義寂の云わく、「理を得、神に通ず、之を〈道〉と謂う。所得を失わざる、之を〈徳〉と謂う。迷を反し、性に帰る故に〈合明〉なり [80]」。意の云わく、智明にして能く理を照らすを「道」と云う。其の智、理に合うを「徳」と云う或いは種々功德を徳と云う。今、言う所の道德は所与の物なり。爾れば能与の物は何ゾト云うに、寿命無量なる処の果報の身を指して能与とす。若し其の身が無量寿ナレドモ道德無き時は、器量の好き男ノ、アホウナルガ如シ。今、能与・所与合わさるを「合明」と云う淨影、懺興の釈意、別なり [82]。

●**永拔生死根本等**とは、生死の根本は因なり。即ち悪業の過なり。貪恚愚痴は縁なり。即ち煩惱の過なり。

扱、生死の根本は所生、貪等は能生なり。

●苦惱之患は、苦報の過なり。是れ次の如く業煩惱苦の三道を離る。彼の土に生じ已れば三道を離るが故に。

●欲寿等とは、亦た是れ第十五願の成就なり。

●一劫百劫等とは、若し意樂の菩薩は脩短自在にして、人天三途に往きて化を十方に施す。彼の菩薩は各別に於て、本願所除なり。今は意樂無き菩薩なり。夫れ実には意樂の菩薩も身、浄土に在りて化を他方に遣る。『浄土論』の意、前に之を弁ずるが如し〔88〕。衆生、若し穢土の衆生の如く障り有るかと疑うべきが故に、斯の如く説きたまふ。故に「自在随意〔490〕」皆可得之〔89〕と曰う。『覺經』第三卷 廿二紙に曰わく、「寿は一劫・十劫・百劫・千劫・万劫・億劫・万億劫ならんと欲すれば、自ら恣なり。若し意に止住せんと欲すれば、寿、無央数劫なり。復た数劫を計るべからず。恣に汝が意に隨いて皆、之を得るべし〔90〕」。

●無為自然等とは、「是れ變易有為の衆生と雖も、涅槃分を得るが故に無為と称す已上〔91〕」。但し白旗

流には浄土有為の義を許さず。其の義、常の如し。委しくは上卷に之を弁ず〔92〕。今、云わく、浄土の樂は有為に非ず。涅槃四徳波羅蜜の中の樂波羅蜜なれば、涅槃理性の樂なり。「自然」とは造作に非ざるを云うなり。惣じて有為法は色法二縁、心法四縁にして、皆、縁を借りて造作し、因縁従り生ずる樂なれば、皆、滅に歸す。爾るに無為は造作に非ず。故に自然と云う。「次」とは、ツゲルト云う意なり。先づ浄土は弥陀始覺の智より建立する土なり。爾るに始覺の智は有為なり相宗の定判、智有為、理无為なり。本ヨリ相宗の意、理智各別と存スル故ナリ。是の故に有為の智、无為の理に次ゲリト云う意ニテ、「次」と云う。但し有為は有為ナレドモ、世間の有為に非ず。出世無漏の有為なり。是れ相宗義順門の所談なり。若し性宗実理に依らば、浄土、直に無為なり。故に宗家は「極樂無為涅槃界〔93〕」と釈せり。既に「還同本覺理智不二」より発現する浄土なるが故に。若し爾れば何ぞ「次」と云わんや。謂わく、「次」と言う、是れ言のみ。喩えば水の水に歸すと言うが如

し水ヲ水に入ると云うも亦た同じ意なり。具には上巻に解すが如し
 『99』。『科』に「勸捨疑惑」[99]とは、三心の中の深心、
 立せざれば則ち往生すべからず。故に疑惑を別挙して
 之を捨てよと勧めたまふなり。

●疑惑中悔とは、「疑惑」とは、此は機を疑う [461a]
 の疑にして、法を疑うの疑に非ず。法を疑う疑惑は
 一分生じ難き道理有るが故に。機法の中に今は機の
 辺を撰して法の辺を撰せざるなり。「中悔」とは、悔
 は是れ悪作なり。『唯識』に曰わく、「悔は謂わく、悪
 作。所作の業を悪んで、追悔するを性とす」[20]「已上」。

今、初めには信じ、後には疑いて前の信脩を悔ゆ。故
 に「中悔」と曰う。『覺經』第三卷、八紙に曰わく、「其れ人
 奉行し施与し是の如くなる者、若し其れ然して後に中
 ごろ復た悔いて、心中に狐疑して分檀布施し諸善を作
 し、後世に其の福を得ることを信ぜず、無量清淨仏国
 有ることを信ぜず、其の国中に往生することを信ぜず。
 爾りと雖も、其の人、念を續けて絶えず、暫く信じ
 暫く信ぜず。意志、猶予して専拠する所無し」[20]『大阿

弥』全く之に同じ [20]。扱、疑即悔と或いは疑惑と中悔と
 の二義有り。今、云わく、疑即悔の意に見るべし。二
 義に見るべからず。中悔と云うは、或る時は疑うとも、
 又た或る時は罪福を信じて勤修する等なり。此れ三心
 の中のナマ具の三心の者なり。是の如き類は暫信の方
 を取りて撰生せしむるなり。何、生ぜシムルトナレバ、
 暫信ニテモアレ、信の処は心行具足の人なり。其の心
 行具足の人、若不生者の誓約の内ナレバ、之を撰し
 て捨てざるなり。然りと雖も、疑惑中悔の過有るが故
 に辺地に生ずることなり。

●過咎とは、疑悔を指すなり。

●生彼辺地等とは、此の辺地と下の胎生と自体異名な
 り。「辺地」とは、弥陀、彼の罪福を信ずると及び暫
 信の因とを撰して臨終に来迎して極楽に生ぜしむ。極
 楽に生ずると雖も、疑過有るが故に仏前に生ぜず。辺地
 に墮す。扱、言う所の辺とは、此に二義有り。一義の
 意の [501b] 云わく、「辺」とは中に対するの言。極
 楽ノカタワキト云う意なり。謂わく、阿弥陀仏は中心

に当りて坐したまう。譬えば帝都の中国に在るが如し。然るに疑惑の人は遠く仏所を去りて最も辺鄙に在り。故に辺地と曰う『覺經』「大阿弥、同じく此の義なり。義寂、如灌の釈、亦た此の意なり」[70]。義の意の云わく、下の文に「常に仏を見たてまつらず、経法を聞きたてまつらず、菩薩声聞聖衆を見たてまつらず」[69]と云うに準ずるに、不見三宝の義、此土辺地の難に似たる故に譏りて辺地と曰う。『略論』十一紙に云わく、辺地とは言うところは、其の五百歳の中、三寶を見聞せざるの義、辺地の難に同ず。或いは亦た安樂国土に於きて最も其の辺に在り[70]云云。今、極楽は同一報身の国土なれば、東西南北、何の処にも阿弥陀仏在ざること無し。爾れども、華中に在りて三寶を見ざるが故に、且く辺地と云うのみ。穢土の帝王の唯、京城に在すが如きには非ず。上来の二義、俱に鸞師の御義なり法位、全く同じ。俱に二義を存す[70]。

●七宝宮殿とは、問う。『覺經』に云わく、「七寶水池蓮華の中に於きて化生す」[88]と。相違、如何。答う。

『寶積經』に云わく、「彼等の衆生、華胎の中に処すること、猶お、園苑宮殿の相の如し」[89]と。若し此の説に依らば『覺經』は外相を説く。此の『經』は内相を説く。実には相違せず。今、云わく、外は華にして、内は七宝宮殿なり。言う所の七寶とは、七宝池中の宮殿なり。或いは七宝所成の殿なり。

●五百歳とは、此方の歳数なり。『覺經』に云わく、「是の間の五百歳」[70]と興師[71]、恵心[72]、同じく之に依用す。

●受諸厄とは、三宝を見聞せざるを指して厄と名づく。是れ憂苦に非ず。下の文に受諸快樂と云うを以ちての故に。又た、『称讚經』に曰わく、「憂苦有ること無し」[73]と。「問う。辺地の」[62a]往生、三輩の撰とやせん、將た不撰とやせん。答う。経説、同じからず。謂わく、『覺經』及び『大阿弥陀經』には中下輩に撰す。今『經』は爾らず。別に之を説くが故に。茲に因りて諸師、亦た撰不撰の異義有り。所謂、曇鸞・元曉・知礼「天綱總」[74]・法位・如湛等の師は不撰の義を存す本朝の水鏡、之に同じ。義寂中下輩に撰すと雖も、下三品の機に非ず。善悪、異なる

るが故に・憬興・竜興・仁岳等の師、撰の義を存す本朝、御廟・

珍海、之に同じ。但し此の『経』は翻訳の正本、鸞師は我

が宗の高祖なり。今、須く之に依るべし。『略論』に

云わく。へ又た一種有り。安樂に往生す。三輩に入ら

ず〔四〕。之を辺地と謂う。夫れ三輩は信心往生。素

より勧むる所なり。辺地は則ち是れ疑心往生。素よ

り誠むる所なり。信と疑と勧と誠と、天地水火なり。

是れ大異なり。何ぞ相撰することを得ん〔五〕『鈔』〔六〕。

又た鈔主、三輩と辺地の差異に四の由を釈す。具に

『大綱抄』の中の如し〔七〕。又た、疑心往生に就きて

二種有るべし。一には安心の疑心とは、未だ機法を信

ぜず、凡夫の往生をも許さず、本願強縁をも憑まざる

者なり。二に起行の疑心とは、機を信じ、法を信じて

往生を疑わずと雖も、唯、自身の其の心の羸劣にして

厭欣急ならざるを顧みて、三心の不具を疑う者、是れ

なり。此れ亦た二有り。一に三心を具すと雖も、此の

疑心有る者は、終に往生を得。二に三心を具せずして

此の疑有る者は往生を得ず〔八〕、『決答』下巻、十七紙、取意〔七〕。

『略抄』〔九〕『東宗要』三卷、廿二紙、已下〔一〇〕。又た安心の疑に於

きて暫信暫不信の機は亦た往生すべきなり。但し此れ

暫信暫不信の機、異流は起行の疑心に属す。当流は是

れ半信半疑の者にして安心の疑心なり〔株鈔〕三十一〔一〇〕七

卷、三十八紙〔一一〕、已上。又た九紙。『定記』一卷、五十九紙〔一二〕。『東宗要』

三卷、三十三紙〔一三〕。又た『宗要』三卷、十三紙。上來、不同義を存す。已下、

記主、理を尽して三輩の一義を存す。往きて見よ。『三心要集』〔一四〕。因論生

論するに、問う。『胎経』に明す所の懈慢国と此の『経』

の辺地と、同じとやせん、異なるとやせん。答う。是

れ亦た諸師の異義なり。震旦の智者、本朝の珍海、並

びに同と云うなり。大唐の感師、我が国の永観、俱に

異と云うなり。若し経説に依らば、『処胎経』「閻浮を

去ること十二億那由他にして懈慢国有り〔一五〕」。『大阿

弥陀』は辺地を懈慢と名づく。今の所用は不同の義な

り。辺地は即ち極楽中に在り。此を去ること十億億仏

土なり。彼の懈慢は閻浮提を去ること十二億那由他な

り。遠近天地、何ぞ同と云わんや〔定記〕一卷、六十一紙〔一六〕。

『東宗要』三卷、三十六紙右〔一七〕。『十因記』中、二十紙〔一八〕。『天綱抄』中、廿

三紙[82]。望西、云わく、「但シ『大阿』は同名異体か。」

[731]。

「又た唯、胎生辺地有るのみに非ず。亦た道中に於きて且く化城有り。懈慢国と謂う。雑脩の者をして先づ彼の国に生ぜしめ、遂に極楽に生ぜしむ[83]」と已上。

『胎経』二十六紙に云わく、「執心牢固の者、極楽に生ず。執心不牢固の者、懈慢国に墮す」『法事記』下、廿二紙、所引[84]。

『大綱抄』上五十二紙に云わく、「三心を具すと雖も、牢固ならざるが故に懈慢に落在す。此れ即ち雑の失なり。

謂わく、雑を修する者は其の心、疎遠にして所帰所求に親近すること能わず。此の失に由るが故に直に彼に届らず。且く化城に留まる。仏、懈慢を説くることは、

此の類を引かんが為なり。例えば『法華』化城方便の如し。全く三心無きは、何ぞ懈慢にも生ぜん。業成は

別なりと雖も、所求、同じく是れ弥陀の淨域なり[85]」

同卷、四十七紙右に『胎経』を引く。彼の經の意、行の失に由りて懈慢に落在すること。其の旨、委釈す。

●受仏等とは、淨影、云わく「受仏乃至奉行と言うは、仏向前の勤修の[463a]言を領して」[463b]が奉行を彰す

●不敢有疑とは、仏向前の勤を領して、疑惑を捨て、

己が不疑を彰す懺興、之に同じ[86]。今、云わく。重誨とは鄭重にて、カサ子テノ教化とも。又たは重き示誨とも見よ。爾れども上に示誨有るが故に、爰にはカサ

子テノに意に見ルベシ。不敢とは、果敢決断の詞なり。

ケシテト云う意味なり。

無量寿経随聞講録卷下之一終

註記

- (一) 淨影寺慧遠『無量寿経義疏』上、淨全、22a。
- (二) 善導『觀経疏』「序分義」、淨全、28a。
- (三) 良忠『觀経疏伝通記(序分義)』二、淨全、266b。
- (四) 義山『無量寿経随聞講録』上、淨全、249a,b。
- (五) 觀徹『無量寿経合讚』下本、選集、172。
- (六) 觀徹『無量寿経合讚』下本、選集、172。
- (七) 『釈摩訶衍論』一、大正32、596c。
- (八) 真諦訳『大乘起信論』、大正32、580b,c。
- (九) 『阿毘達磨俱舍論』十、大正29、56c。

- (10) 『瑜伽師地論』百、大正30⁷、880b。
 (11) 智周『成唯識論演秘』一本、大正33⁷、813c～814a。
 (12) 聖聰『註記見聞』二、淨全¹、357a。
 (13) 『成実論』一、大正32⁷、250a。参照。
 (14) 淨影寺慧遠『無量寿経義疏』下、淨全⁵、35b。
 (15) 子璿『起信論疏筆削記』。
 (16) 元曉『遊心安樂道』、淨全⁶、608b。
 (17) 善導『法事讚』下、淨全⁷、21b。
 (18) 懷感『釈浄土群疑論』四、淨全⁶、61a。
 (19) 懷遠『楞嚴経義疏釈要鈔』一、卍藏編11⁷、91b。
 (20) 『無量寿経』下、淨全¹、19。
 (21) 『大宝積経』一八、『無量寿如来会』下、淨全¹、155b。
 (22) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全14⁷、162a。
 (23) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全14⁷、162a。取意。
 (24) 観徹『無量寿経合讚』下本、選集3⁷、173。
 (25) 義山『無量寿経随聞講録』上三、淨全14⁷、324a。
 (26) 懷感『釈浄土群疑論』三、淨全⁶、35a。
 (27) 善導『観経疏』「散善義」、淨全²、69a。
 (28) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全14⁷、162b。約を在に作る。
 (29) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全14⁷、162b。
 (30) 聖阿『浄土述聞口決鈔』上、淨全11⁷、666b。取意。
 (31) 智顛『観経疏』下、淨全⁵、217a。
 (32) 『浄土五会念仏誦経観行儀』中、大正85⁷、1256b。
 (33) 飛錫『念仏三昧玉論』中、淨全⁶、742a。
 (34) 『観無量寿経』、淨全¹、46。
 (35) 曇鸞『略論安樂浄土義』、淨全¹、475b。
- (36) 法然『選択集』、『浄土宗聖典』3、34。
 (37) 了慧『選択集大綱抄』中、淨全⁸、34a～35a。
 (38) 聖阿『釈浄土二藏義』三十、淨全12⁷、336a～341a。
 (39) 了慧『無量寿経抄』、淨全14⁷、163a。
 (40) 善導『観念法門』、淨全⁴、233a。
 (41) 観徹『無量寿経合讚』下本、選集3⁷、175。
 (42) 『観経疏』「玄義分」、淨全²、128b。
 (43) 不祥。良忠『観経疏伝通記(序分義)』一、淨全²、230aに引へ。
 (44) 『無量清浄平等覚経』三、淨全⁷、85b。
 (45) 『無量清浄平等覚経』三、淨全⁷、85b。
 (46) 義山『無量寿経随聞講録』上三、淨全14⁷、328a。
 (47) 義山『観無量寿経随聞講録』下一、淨全14⁷、677b。
 (48) 了慧『漢語灯録』一、淨全⁹、330a。
 (49) 善導『観念法門』、淨全⁴、233a。
 (50) 〈未詳〉
 (51) 法然『選択集』、淨全⁴、24～28。
 (52) 『漢語灯録』一、淨全⁹、330b～331a。
 (53) 良忠『選択伝弘決疑鈔』三、淨全⁷、251a。
 (54) 了慧『選択大綱抄』中、淨全⁸、38a。
 (55) 善導『往生礼讚』に「無数化仏菩薩声聞大衆」といふ。淨全⁴、359a。
 (56) 義山『無量寿経随聞講録』上三、淨全14⁷、329a。
 (57) 『浄土論』、淨全¹、194。
 (58) 『薬師経疏』、大正85⁷、319c。
 (59) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全⁴、165a。
 (60) 義寂『無量寿経述義記』中。惠谷隆成『浄土教の新研究』(以

下、惠谷復原本 p.441。

- (61) 了慧『無量壽經鈔』六、淨全14^r、165ab。
(62) 道忠『群疑論探要記』九、淨全6^r、376a。
(63) 聖罔『伝通記釋鈔』一^r、淨全3^r、288b。取意。
(64) 良忠『往生要集義記』三、淨全5^r、219b。
(65) 義山『無量壽經隨聞講錄』上三^r、淨全14^r、328a。
(66) 義山『觀量壽經隨聞講錄』下^r、淨全14^r、664a。
(67) 『論語』「鄉黨篇」。
(68) 『論語』「八佾篇」。
(69) 『論語集註』二^r、『四書章句集注』、68頁、『新編諸子集成』中華書局、1983)。
(70) 『論語集註』一^r、『四書章句集注』、68頁、『新編諸子集成』中華書局、1983)。
(71) 『論語』「子罕篇」。
(72) 『論語集註』五、『四書章句集注』、114頁、『新編諸子集成』中華書局、1983)。
(73) 不詳。
(74) 『無量壽經』上、淨全1^r、4。義山『無量壽經隨聞講錄』上^r、淨全4^r、289b。
(75) 了慧『無量壽經鈔』六、淨全14^r、163b。
(76) 未詳。
(77) 善導『觀念法門』、淨全4^r、233a。
(78) 善導『往生禮讚』、淨全4^r、373a。取意。
(79) 善導『往生禮讚』、淨全4^r、373a。取意。
(80) 不詳。
(81) 不詳。

(82) 了慧『無量壽經鈔』六、淨全14^r、165b。義叔『無量壽經疏義記』中、惠谷復原本 p.440。

- (83) 慧遠『大乘義章』二^r、大正14^r、996b^c。
(84) 良忠『觀經疏(伝通記(序分義))』一^r、淨全5^r、276b。
(85) 元照『四分律刪補隨機羯磨疏(緣記)』二之四、^中統感41^r、192b。
(86) 道宣『四分律業疏(四分律刪補隨機羯磨疏)』に見えず。
(87) 元照『四分律行事鈔資持記』下三之四、大正40^r、407b。
(88) 琅邪代醉編。
(89) 慧琳『一切經音義』四五、大正54^r、605c。
(90) 法雲『翻詠名義集』七、大正54^r、1167c。
(91) 道宣『闕中創立戒壇因經』一^r、大正45^r、809b。
(92) 道宣『四分律行事鈔』三、大正40^r、133b。
(93) 元照『四分律行事鈔資持記』三、大正40^r、396c。
(94) 『施食獲五福報經』一、大正2^r、855a。
(95) 不詳。段玉裁『說文解字注』、649頁下。上海古籍出版社、1981。→^レ。644下^レ。「織」に「つ」作布帛之物^レと云々。
(96) ？『淨土三部經音義集』二^r、統淨4^r、234b。
(97) 從義『法華經三天部補注』七、^中統感28^r、296b。
(98) 『施灯功德經』、大正16^r、805a。
(99) 『目連問戒律中五百輕事經』上、大正24^r、984c。取意。
(100) 觀徹『淨土三部經音讀』下、淨土宗選集3^r、179。
(101) 聖德太子撰『說法明眼論』(安東大隆「史料紹介」『說法明眼論』(本文)、『別府大学国語国文学会』30^r、1988^r、p.43-44)。
(102) 法藏『華嚴經探玄記』一、大正35^r、121c。

- (103) 道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』下三之一、大正50'136b。『增一阿含』二二'、大正2'、661c～662a。
- (104) 聖德太子『説法明眼論』「焼香品」第4(安東大陸)「一史料紹介」『説法明眼論』(本文)『別府大学国語国文学会』30'、1988' p421)。
- (105) 元照『四分律行事鈔資持記』大正40'、401c。
- (106) 良暁『浄土述聞口伝切紙』浄全11'、578b。
- (107) 『漢語灯録』一'、浄全9'、340b。
- (108) 法然『観経釈』、昭法全04'。
- (109) 聖岡『伝通記糅鈔』二四'、浄全3'、540a。
- (110) 聖岡『伝通記糅鈔』二四'、浄全3'、540a。
- (111) 聖岡『伝通記糅鈔』二四'、浄全3'、541a。
- (112) 聖岡『伝通記糅鈔』二四'、浄全3'、541a。
- (113) 良暁『浄土述聞鈔』浄全11'、542b。
- (114) 良暁『浄土述聞鈔』浄全11'、541b。
- (115) 聖岡『浄土述聞口決鈔』下、浄全11'、622b。
- (116) 良暁『浄土述聞見聞』浄全11'、568b。
- (117) 良忠『浄土宗要集』一'、浄全1'、14b。
- (118) 『東宗要旨聞』一'、浄全1'、131b。
- (119) 聖岡『伝通記糅鈔』二四'、浄全3'、540a。
- (120) 義山『無量寿経随聞講録』上七之三、浄全14'、323b-324a。
- (121) 良忠『選択伝弘決疑鈔』三'、浄全7'、248b。
- (122) 『観無量寿経』浄全1'、49～50'。
- (123) 『無量清浄平等覚経』三'、浄全5'、85b。
- (124) 『大阿弥陀経』下、浄全5'、124a。
- (125) 了慧『無量寿経鈔』六'、浄全4'、167a。
- (126) 了慧『無量寿経鈔』六'、浄全4'、167a。
- (127) 未見。
- (128) 良忠『選択伝弘決疑鈔』三'、浄全7'、247b。
- (129) 良忠『選択伝弘決疑鈔』三'、浄全7'、247b。
- (130) 良忠『選択伝弘決疑鈔』三'、浄全7'、247b。
- (131) 不祥。
- (132) 『大宝積経』「無量寿如来会」五二二'、浄全1'、156a。
- (133) 聖岡『決疑鈔直牒』七'、浄全7'、546a。「六卷」は「七卷」の誤りか。
- (134) 不祥。
- (135) 『大宝積経』「無量寿如来会」五一二'、浄全1'、156a。
- (136) 了慧『無量寿経鈔』六'、浄全4'、167a。
- (137) 不祥。
- (138) 環興『無量寿経連義述文贊』下、浄全5'、147b。
- (139) 了慧『無量寿経鈔』六'、浄全4'、167b～168a。
- (140) 『大智度論』七、大正25'、113c。
- (141) 基『阿弥陀経疏』、浄全5'、569b。
- (142) 聖岡『決疑鈔直牒』十、浄全7'、597b。
- (143) 『論語』「雍也篇」。
- (144) 『論語集註』三、『四書章句集注』、83頁、『新編諸子集成』、中華書局、1983)。
- (145) 了慧『無量寿経鈔』六'、浄全4'、168ab。
- (146) 黄公紹、熊忠『古今韻会舉要』二'、50頁、中華書局影印本、2000'。
- (147) 『宋本広韻』、374頁、北京市中国書店、1982'。
- (148) 『礼記正義』五、『十三経注疏』、1265b(中華書局縮刷影印本)。

- (149) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、147b。
 (150) 段玉裁『說文解字注』、280頁。上海古籍出版社、1981。
 (151) 『宋本広韻』、32頁、北京市中国書店、1982。
 (152) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、38a。
 (153) 未詳。
 (154) 未見。
 (155) 『宋本広韻』、209頁、北京市中国書店、1982。
 (156) 湛然『止観輔行伝弘決』一一五、大正46、177c。
 (157) 『宋本広韻』、419頁、北京市中国書店、1982。
 (158) 良忠『往生礼讚私記』上、浄全4、397b。
 (159) 劉熙『釈名』七、108頁、『叢書集成初編』、商務印書館。
 (160) 『礼記正義』三九、『十三経注疏』、1545b(中華書局縮刷影印本)。
 (161) 不祥。
 (162) 『孟子』「万章」上、『孟子正義』一九、644頁、『新編諸子集成』、中華書局、1983)。
 (163) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、38b。
 (164) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全15、147b～148a。
 (165) 了慧『無量寿経鈔』六、浄全4、169ab。
 (166) 『無量寿経』下、浄全5、20a。
 (167) 吉蔵『無量寿経義疏』、浄全5、69a。
 (168) 『宋本広韻』、92頁、北京市中国書店、1982。
 (169) 『心明経』、大正14、942c。
 (170) 『大乘無量寿莊嚴経』下、浄全5、178b。
 (171) 湛然『法華文句記』三上、大正34、197a。
 (172) 太賢『梵網経古迹記』下本、大正40、不詳。
- (173) 吉蔵『無量寿経義疏』、大正37、122c。
 (174) 『心明経』、大正14、942c。取意。
 (175) 『大智度論』五十、大正25、307a。
 (176) 『無量寿経』上、浄全13。義山『無量寿経随聞講録』上之一、浄全14、283a。
 (177) 『大智度論』四、大正25、91a。
 (178) 了慧『無量寿経鈔』六、浄全14、170b。
 (179) 『楞摩喻経』、大正11、884b。
 (180) 良忠『往生礼讚私記』上、浄全4、398a。
 (181) 観徹『無量寿経合讃』下本、選集3、189。
 (182) 『大智度論』六、大正25、0103a。
 (183) 『六十華嚴』一一、『功德華聚菩薩十行品』、大正9、470a。
 (184) 法蔵『華嚴経探玄記』六、大正35、235c。取意。
 (185) 『大智度論』六、大正25、104a。
 (186) 『維摩詰所説経』中「仏道品」、大正14、550a。
 (187) 浄全の「利」を「刹」に改む。
 (188) 『大智度論』三八、大正25、338bc。
 (189) 了慧『無量寿経鈔』六、浄全14、171a。
 (190) 『無上依経』上、大正6、471bが相当するか。「阿難。若有人執我見如須弥山大我不驚怪亦不毀訾。增上慢人執著空見。如一毛髮作十六分我不許可」。
 (191) 道綽『安樂集』上、浄全1、682a。
 (192) 『大乘広百論釈論』六、大正30、219b。
 (193) 『大乘玉雲経』の誤記。
 (194) 『大乘玉雲経』七、大正16、278c。
 (195) 道忠『群疑論探要記』三、浄全6、205b。たゞ「無上依経」

は同十、浄全6、412bの所引。

- (196) 王日休『竜舒浄土文』十、浄全6、901a。
- (197) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』二、浄全5、331a。
- (198) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、『浄全』5、39a。取意。
- (199) 『往生論』、浄全、196a。
- (200) 曇鸞『往生論註』下、浄全1、247b。取意。
- (201) 参考『大智度論』五十、大正35、416c。
- (202) 『大智度論』五十、大正25、418b。
- (203) 曇鸞『往生論註』上、浄全、234b。
- (204) 了慧『無量寿経鈔』六、浄全4、172a。
- (205) 大正藏所収の聖徳太子『法華義疏』に該当箇所はなし。
- (206) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、39b。取意。
- (207) 『無量寿如来会』下、浄全、157b。
- (208) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、39b。
- (209) 『無量寿経』下、浄全、27。
- (210) 善導『観経疏』『定善義』、浄全2、40a。
- (211) 良忠『観経疏伝通記(定善義)』一、浄全2、320a。
- (212) 良忠『東宗要』三、浄全1、71b。
- (213) 慧沼『成唯識論了義灯』、大正43、806a。
- (214) 良忠『往生礼讚私記』上、浄全4、399a。
- (215) 円暉『俱舍論頌疏』一九、大正41、925b。
- (216) 『守護国界王陀羅尼経』三、大正19、537b。
- (217) 良忠『往生礼讚私記』上、浄全4、399ab。
- (218) 懐音『往生礼讚纂釈』中一、続浄6、369ab。
- (219) 『大智度論』五、大正25、98b。
- (220) 『無量清浄平等覚経』四、浄全、102a。取意。道綽『安樂集』

上、浄全1、674b、迦才『浄土論』、浄全6、651aに該当箇所あり。

- (221) 道忠『群疑論探要記』一四、浄全6、529a。
- (222) 『大方等大集経菩薩念仏三昧分』九、大正13、863c、864a。永観『往生捨因』、浄全5、367ad。
- (223) 法蔵『特定』、さす。
- (224) 了慧『無量寿経鈔』六、浄全4、173a。
- (225) 観徹『無量寿経公讀』下本、選集3、196。
- (226) 聖問『往生礼讚私記見聞』、浄全4、459ba。
- (227) 了慧『無量寿経鈔』六、浄全4、173b。
- (228) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、40a。
- (229) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、40a。
- (230) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、149a。
- (231) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、149a。取意。
- (232) 玄奘『大唐西域記』六、大正51、901a。参照。
- (233) 未詳。志磐『仏祖統紀』二、大正19、142b。聖聡『小経直談要註記』六、浄全3、375b。参照。
- (234) 加祐『法華讀私記抄』上、浄全4、149a。
- (235) 『無量寿経随聞講録』下之二、浄全4、417a。
- (236) 溜釈は溜洲釈の誤植か。
- (237) 『無量寿経随聞講録』上之二、浄全4、285b。
- (238) 玄阿『往生礼讚纂釈』中一、続浄6、372b。
- (239) 『無量寿経』下、浄全1、21a。
- (240) 義叔『無量寿経述義記』下。東合復原本p.442。
- (241) 義叔『無量寿経述義記』、東合復元本p.442。
- (242) 凝然『楞網戒本疏日珠鈔』か。
- (243) 道世『法苑珠林』五一、大正53、668c。

- (244) 『四分律』四一、大正22、861a。
 (245) 『大般涅槃經』一一、大正12、482c。
 (246) 道忠『群疑論探要記』、浄全6、530b。
 (247) 『仁王護國般若波羅蜜多經』、大正8、840b。
 (248) 玄阿『往生礼讚纂釈』中一、統淨6、370b。取意。
 (249) 道忠『群疑論探要記』、浄全6。
 (250) 良忠『往生礼讚私記』、浄全4、399b。
 (251) 『思益梵天所問經』、大正15、61c。
 (252) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、40b。
 (253) 観徹『無量寿経合讚』下本、選集3、198。
 (254) 了慧『無量寿経鈔』四、浄全4、107b。
 (255) 義叔『無量寿経述義記』、恵公復元本p.442。
 (256) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、40b。
 (257) 不祥。
 (258) 『普照十方』とは言わない。「举身光明照十方国」浄全1、45。
 (259) 良忠『観経疏伝通記』「定善義」三、浄全5、362a。
 (260) 了慧『無量寿経抄』六、浄全4、175b。
 (261) 『平等覺経』一、浄全1、82a。
 (262) 法雲『翻訳名義集』一、大正9、1062a。
 (263) 『大宝積経』「無量寿如来会」下、浄全1、157a。
 (264) 『非華経』一、大正3、176a。取意。
 (265) 『非華経』三、大正3、186a～187a。
 (266) 『観世音菩薩授記経』、大正12、356c。
 (267) 『如幻三摩地無量印法門経』中、大正12、360c～361a。
 (268) 源信『往生要集』上末、浄全5、66a。
 (269) 源信『往生要集』上末、浄全5、66a。
 (270) 璟興『無量寿経連義述文贊』下、浄全5、149b。
 (271) 竜樹『十住毘婆沙論』五、大正36、43b。
 (272) 源信『往生要集』上末、浄全5、56a。
 (273) 善導『般舟讚』、浄全4、541b。
 (274) 了慧『無量寿経鈔』六、浄全4、176b。
 (275) 了慧『無量寿経鈔』四、浄全4、126b。
 (276) 了慧『無量寿経鈔』五、浄全4、150ab。
 (277) 璟興『無量寿経連義述文贊』下、浄全5、150a。
 (278) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、41a。
 (279) 不祥。
 (280) 『大磐石波羅密多経』四二七、大正7、141a。
 (281) 竜樹『大智度論』十、大正25、134b。
 (282) 聖徳太子撰『説法明眼論』(安東大隆「史料紹介」『説法明眼論』本文)、『別府大学国語国文学会』30(1988年p.43)。
 (283) 『大宝積経』「無量寿如来会」下、浄全1、157b。
 (284) 『大乘無量寿莊嚴経』下、浄全1、180b。
 (285) 不祥。
 (286) 梅膺祚『字彙』辰、長沢規矩也編『和刻本辞書字典集成』3、280。
 (287) 未詳。
 (288) 観徹『無量寿経合讚』下本、選集3、201。
 (289) 『大宝積経』「無量寿如来会」下、浄全1、157b。
 (290) 未詳。
 (291) 『大宝積経』「無量寿如来会」下、浄全1、157b。
 (292) 『平等覺経』一、浄全1、75b。

- (293) 『爾雅今注』 128頁、南開大学出版社、1994。
 (294) 未詳。
 (295) 義山『無量寿経隨聞講録』上之四、淨全14、383b。
 (296) 未見。
 (297) 『無量寿経』上、淨全1、15。
 (298) 『大阿弥陀経』上、淨全1、117a。
 (299) 『平等覺経』一、淨全1、76b。
 (300) 段玉裁『說文解字注』、280頁。上海古籍出版社、1981。
 (301) 『宋本広韻』、32頁。北京市中国書店、1982。
 (302) 義山『無量寿経隨聞講録』上之四、淨全14、383a。
 (303) 『平等覺経』一、淨全1、76b。
 (304) 『宋本広韻』、78頁。北京市中国書店、1982。
 (305) 『宋本広韻』、326頁。北京市中国書店、1982。
 (306) 基『成唯識論述記』七末、大正43、497b。
 (307) 不祥。
 (308) 梅膺祚『字彙』辰、長沢規矩也編『和刻本辞書字典集成』3、365。
 (309) 『大宝積経』『無量寿如来会』下、淨全1、157b。
 (310) 観徹『無量寿経公讃』下本、選集3、205。
 (311) 『論語』「里仁篇」
 (312) (参考)『論語集註』二、『四書章句集注』7頁、(新編諸子集成)、中華書局、1983)。
 (313) 梅膺祚『字彙』午、長沢規矩也編『和刻本辞書字典集成』4、452。
 (314) 『春秋左伝正義』三七、『十三経注疏』、1988c(中華書局縮刷影印本)。
 (315) 段玉裁『說文解字注』、100頁。上海古籍出版社、1981。
 (316) 『宋本広韻』、324頁。北京市中国書店、1982。
 (317) (参考)『宋本広韻』、324頁。北京市中国書店、1982。
 (318) 道宣『教誡新字比丘行護律儀』、大正45、870b。
 (319) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全14、179b。
 (320) 道宣『教誡新字比丘行護律儀』、大正45、870b。「論に曰く」
 ちよひ「大論」とはしなす。
 (321) 未見。
 (322) 道誠『釈氏要覽』上、大正54、260a。
 (323) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、淨全5、41b。
 (324) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、淨全5、41b。
 (325) 璟興『無量寿経連義述文贊』下、淨全5、150b。
 (326) 観徹『無量寿経公讃』下本、選集3、207。
 (327) 義山『無量寿経隨聞講録』上之一、淨全14、258b。
 (328) 『俱舍論頌疏論』一五、大正41、957b。
 (329) 良忠『観経疏伝通記』「玄義分」卷六、淨全5、208b。
 (330) 聖問『釈浄土三藏義』四、淨全2、51b。
 (331) 観徹『無量寿経公讃』下本、選集3、207。
 (332) 観徹『無量寿経公讃』下本、選集3、207。
 (333) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全14、182a。
 (334) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全14、181a。取意。
 (335) 憬興『無量寿経連義述文贊』下、淨全5、151a。
 (336) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全14、181a。取意。
 (337) 義叔『無量寿経述義記』下、(惠谷復元本)、442)。
 (338) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全14、181b。
 (339) 知足『無量寿経鈔名義弁事』。未見。

- (340) 瓊興『無量寿経連義述文賛』下、浄全¹、151a。
 (341) 瓊興『無量寿経連義述文賛』下、浄全¹、151a。
 (342) 「不」は「才」の誤植。
 (343) 了慧『無量寿経鈔』六、浄全⁴、182b。
 (344) 観徹『無量寿経合讚』下本、選集³、209。
 (345) 道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』下三、大正¹⁰、136c。『成実論』は「又雖是実語以非時故亦名綺語」(『成実論』八、大正³²、305b)を指すか。
 (346) 智頭『菩薩戒経義疏』下、浄全⁵、860a。
 (347) 道誠『釈氏要覽』上、大正³⁴、275c。『摩訶僧祇律』にみは見えな。
 (348) 『妙法蓮華経』一、「方便品」第二、大正⁹、8b。
 (349) 孔安国『孝経註』三才章第八、『叢書集成新編』二五、p.347c。
 (350) 『礼記正義』「孔子問居」五一、『十三経注疏』、1617b(中華書局縮刷影印本)。
 (351) 『管子』「心術」下、『管子校注』中、p.778(『新編諸子集成』中華書局、2004)。
 (352) 『無量寿経』下、浄全¹、21。
 (353) 円暉『俱舍論頌疏』三十、大正⁴¹、908c。
 (354) 曇鸞『往生論註』下、浄全¹、250ab。
 (355) 善導『観経疏』「玄義分」、浄全²、1a。
 (356) 観徹『無量寿経合讚』下本、選集³、211～212(357) 未見。
 (358) 『玄心苜義』八、「一切経音義三種校本合卷」,上海古籍出版社、2008、174頁)。
 (359) 吉蔵『無量寿経義疏』、浄全⁵、70a。
 (360) 『大宝積経』「無量寿如来会」下、浄全¹、158b。
 (361) 了慧『無量寿経鈔』六、浄全⁴、184a。
 (362) 円暉『俱舍論頌疏』一一、大正⁴¹、880a。
 (363) 源信『三界義』、『大日本仏教全書』32、318b。
 (364) 不祥。
 (365) 玄奘『大唐西域記』一一、大正⁵¹、940a。
 (366) 道宣『統高僧伝』四、大正⁵⁰、454a。
 (367) 吉蔵『無量寿経義疏』、浄全⁵、70a。
 (368) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全⁵、43b。
 (369) 了慧『無量寿経鈔』六、浄全⁴、184a。
 (370) 曇鸞『往生論註』上、浄全¹、231b。
 (371) 『古文觀止』六、李密「陳情表」、『古文觀止(一)』、p.410(『中華経典蔵書』中華書局)。
 (372) 『宝雨経』五、大正¹⁶、305c。
 (373) 瓊興『無量寿経連義述文賛』下、浄全⁵、153a。
 (374) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全⁵、43b～44a。
 (375) 僧肇『注維摩詰経』七、「什曰」として、大正³⁸、395a。
 (376) 『起世経』二、大正¹、320b。取意。
 (377) 未見。
 (378) 『長阿含経』一九、「世記経」第四、大正¹、121c。
 (379) 從義『天台三大部補注』十、『統蔵』28、325a。
 (380) 義山『無量寿経随聞講録』上之四、浄全⁴、369b。
 (381) 法雲『翻訳名義集』二、大正⁵⁴、1084a。
 (382) 『妙法蓮華経』一、大正⁸、2a。
 (383) 『輪転五道罪福報応経』、大正¹¹、563b。

- (384) 良忠『往生論註記』五、淨全¹、330b。
 (385) 『翻訳名義集』三、大正54、1102a。
 (386) 『玄心章義』三、『一切経音義三種校本全巻』、上海古籍出版社、2008、74頁。
 (387) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全¹4、185b。
 (388) 不祥。
 (389) 曇鸞『往生論註』下、淨全¹、248b。
 (390) 『罪福報心経』、大正17、563b。
 (391) 従義『天台三大部補注』四、『統蔵』28、208b。
 (392) 智顛『妙法蓮華経玄義』七下、大正33、772c。
 (393) 源信『三界義』、『大日本仏教全書』32、330b。
 (394) 『三百三十六』の誤り。
 (395) 智顛『法華文句』二下、大正34、25b。
 (396) 法蔵『華嚴経探玄記』二、大正、135b。
 (397) 未見。
 (398) 『菩薩処胎経』七、大正12、1050c。
 (399) 道忠『群疑論探要記』五、淨全⁶、253a。
 (400) 源信『三界義』、『大日本仏教全書』32、319b。
 (401) 聖阿『釈浄土二蔵義』二下、淨全¹²、145b。
 (402) 『大乘無量寿莊嚴経』下、淨全¹、180b。
 (403) 『大智度論』七、大正25、111b。
 (404) 観徹『無量寿経合讃』下本。選集3、216。
 (405) 『十住毘婆沙論』四、大正26、38a。
 (406) 不祥。
 (407) 真諦訳『撰大乘論』中、大正31、125b。
 (408) 真諦訳『撰大乘論釈』九、大正31、219a。
 (409) 観徹『無量寿経合讃』上末。選集3、119。
 (410) 観徹『無量寿経合讃』下本。選集3、216。
 (411) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、淨全⁵、44a。
 (412) 了慧『無量寿経鈔』六、淨全¹4、186a。
 (413) 『翻訳名義集』一、大正54、1073c。
 (414) 『菩薩瓔珞本業経』上、大正24、1013b。「身口意業」を「三業」也。
 (415) 吉蔵『仁王般若経疏』五、大正53、348c。
 (416) 吉蔵『仁王般若経疏』五、大正53、348c。
 (417) 円珍『普賢経記』下、大正56、244a。
 (418) 『大智度論』二下、大正25、227a。
 (419) 曇鸞『往生論註』上、淨全¹、224a。取意。
 (420) 円暉『俱舍論頌疏論本』二下、大正41、935a。
 (421) (参考) 黄公紹、熊忠『古今韻会舉要』、470下、中華書局影印本、2000。
 (422) 段玉裁『説文解字注』、632頁。上海古籍出版社、1981。
 (423) 『漢書』八七「楊雄伝」、中華書局標点本二十四史、3514頁。
 (424) 『宋本広韻』、327頁、北京市中国書店、1982年。
 (425) 『中阿含経』二下、大正1、561a。取意。
 (426) 道世『法苑珠林』四五、大正53、631a。
 (427) 未見。
 (428) 観徹『無量寿経合讃』下本。選集3、219。
 (429) 観徹『無量寿経合讃』下本。選集3、219。
 (430) 『正法念処経』五四、大正17、318c。
 (431) 『大般涅槃経』二二下(北本)二下、大正12、497c。取意。
 (432) 懷音『往生礼讚纂釈』中下、続浄6、382a。

- (433) 觀微『無量壽經合讚』下本。選集37 220。
 (434) 吉藏『無量壽經義疏』下。淨全57 70b。
 (435) 淨影寺慧遠『無量壽經義疏』下。淨全57 45a。
 (436) 了慧『無量壽經鈔』六。淨全47 188a。
 (437) 聖阿『釈淨土二藏義』二六。淨全127 296ab。
 (438) 淨影寺慧遠『無量壽經義疏』下。淨全57 45a。瓊興『無量壽經連義述文贊』下。淨全57 154a。
 (439) 觀微『無量壽經合讚』下本。選集37 221。
 (440) 義山『無量壽經隨聞講錄』十一。淨全47 277a。
 (441) 瓊興『無量壽經連義述文贊』下。淨全57 154a。
 (442) 竜樹『十住毘婆沙論』五。大正267 40c。
 (443) 『無量壽經』下。淨全17 21a。
 (444) 觀微『無量壽經合讚』下本。選集37 222。
 (445) 觀微『無量壽經合讚』下本。選集37 222 ~ 223。
 (446) 了慧『無量壽經抄』六。淨全47 189a。
 (447) 觀微『無量壽經合讚』下本。選集37 223。
 (448) 了慧『無量壽經抄』六。淨全47 189a。
 (449) 瓊興『無量壽經連義述文贊』下。淨全57 154b。
 (450) 慧遠『無量壽經義疏』下。淨全57 45b。
 (451) 道綽『安樂集』下。淨全17 704a。
 (452) 聖阿『伝通記釋鈔』四。淨全37 126b。
 (453) 淨影寺慧遠『無量壽經義疏』下。淨全57 46a。
 (454) 瓊興『無量壽經連義述文贊』下。淨全57 155a。
 (455) 吉藏『無量壽經義疏』下。淨全57 70b。
 (456) 義寂『無量壽經述義記』下。(惠分復元本。444)。
 (457) 了慧『和語灯録』三。淨全197 545a ~ 546a。
- (458) 道綽『安樂集』上。淨全17 694a。
 (459) 淨影寺慧遠『無量壽經義疏』下。淨全57 46a。
 (460) 義寂『無量壽經述義記』下。(惠分復元本。444)。
 (461) 吉藏『無量壽經義疏』下。淨全57 70b。
 (462) 了慧『無量壽經鈔』六。淨全47 190b。
 (463) 瓊興『無量壽經連義述文贊』下。淨全57 155a。
 (464) 了慧『無量壽經抄』六。淨全47 190b。
 (465) 吉藏『無量壽經義疏』下。淨全57 71a。
 (466) 『漢書』五六、「董仲舒伝」。(中華書局標点本二十四史2519頁)。
 (467) 『後漢書』七六、「許荆伝」。(中華書局標点本二十四史2472頁)。
 (468) 瓊興『無量壽經連義述文贊』下。淨全57 155b。
 (469) 了慧『無量壽經鈔』六。淨全47 190b。
 (470) 未見。
 (471) 梅膺祚『字彙』子、長沢規矩也編『和刻本辭書字典集成』3 108。
 (472) 梅膺祚『字彙』巳、長沢規矩也編『和刻本辭書字典集成』3 367。
 (473) 『詩經』「大雅靈台篇」。「十三經注疏」524b (中華書局縮刷影印本)。
 (474) 瓊興『無量壽經連義述文贊』下。淨全57 155b。
 (475) 『漢書』一〇、「成帝紀」。(中華書局標点本二十四史325頁)。
 (476) 瓊興『無量壽經連義述文贊』下。淨全57 156a。
 (477) 未見。

- (478) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠谷復元本、444)。
 (479) 『法言義疏』十四、354頁、『叢書集成初編』、商務印書館。
 (480) 未見。
 (481) 『後漢書』五五、『清何王伝』。(中華書局標点本二十四史、1802頁)。
 (482) 觀徹『無量寿経合讚』下本、選集3、226。
 (483) 璟興『無量寿経連義述文贊』下、淨全5、156a。
 (484) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠谷復元本、444)。
 (485) 『菩薩善戒経』六、大正30、993b。
 (486) 『瑜伽師地論』四四、大正30、536a。
 (487) 觀徹『無量寿経合讚』下本、選集3、226。
 (488) 『玄心音義』一、(『一切経音義』種校本全巻)、上海古籍出版社、2008、41頁)。
 (489) 『宋本広韻』、222頁、北京市中国書店、1982年。
 (490) 義寂『菩薩戒本疏』上、大正10、664c。
 (491) 『宋本広韻』、264頁、北京市中国書店、1982年。
 (492) 『大阿弥陀経』下、淨全1、128b。
 (493) 觀徹『無量寿経合讚』下本、選集3、227。
 (494) 『宋本広韻』、369頁、北京市中国書店、1982年。
 (495) 『大方等大集経』一六、大正13、108。
 (496) 『無量寿経』上、淨全1、12a。
 (497) 『淮南子』「泰族訓」、『淮南子集釈』二十、1406頁、『新編諸子集成』、中華書局。
 (498) 『大学章句』、『四書章句集注』、12頁、『新編諸子集成』、中華書局、1983)。
 (499) 浄影寺慧遠『無量寿経述義疏』下、淨全5、46b。取意。
 (500) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠谷復元本、444)。
 (501) 。。
 (502) 『宋本広韻』、379頁、北京市中国書店、1982。
 (503) 『漢書』六六、『公孫劉田王楊蔡陳鄭伝』。(中華書局標点本二十四史、2896頁)。
 (504) 璟興『無量寿経連義述文贊』下、淨全5、156b。
 (505) 慧琳『一切経音義』一六、大正14、405a。
 (506) 『漢書』五一『賈鄒枚路伝』。(中華書局標点本二十四史、2330頁)。
 (507) 『孟子』一四、『尽心篇』下、『孟子正義』二八、953頁、『新編諸子集成』、中華書局、1983)。
 (508) 『涅槃経合疏』一、(『中経』507b)。
 (509) 『莊子』「人間世篇」四、『莊子集解』一、172頁、『新編諸子集成』、中華書局、1985)。
 (510) 『無量寿経鈔』六に引へ(淨全14、192b)。
 (511) 『詩経』「国風周南采芣」桃夭、『十三経注疏』、279c (中華書局縮刷影印本)。
 (512) 了慧『無量寿経抄』六、淨全14、193a。
 (513) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠谷復元本、444)。
 (514) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠谷復元本、444)。
 (515) 『宋本広韻』、354頁、北京市中国書店、1982年。
 (516) 了慧『無量寿経抄』六、淨全14、193b。
 (517) 『成唯識論』六、大正31、33c。
 (518) 『成唯識論』六、大正31、33c。
 (519) 『成唯識論』六、大正31、33c。
 (520) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠谷復元本、444)。

- (521) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、156b。
(522) 観徹『無量寿経合讚』下本、選集37、231。
(523) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本、444)。
(524) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、156b。
(525) 源信『往生要集』上本、浄全15、39a～40b。
(526) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本、445)。
(527) 不祥。
(528) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、157b。
(529) 源信『往生要集』上本、浄全5、39b。
(530) 『正法念処経』七、大正17、36b。
(531) 了慧『無量寿経抄』六、浄全4、194a。
(532) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、157a。
(533) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、157a。
(534) 了慧『無量寿経抄』六、浄全4、195b。
(535) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本、445)。
(536) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本、445)。
(537) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、157a。
(538) 『莊子』「外篇・在宥」、『莊子集解』四、381頁、『新編諸子集成』中華書局、1985)。
(539) 未見。
(540) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、157a。
(541) 不詳。
(542) 『涅槃経会疏』一一、正統36、510a。
(543) 道宣『四分律行事鈔』下、大正40、146c。
(544) 道誠『釈氏要覽』下、大正54、307b。
(545) 観徹『無量寿経合讚』下本、選集37、233。
- (546) 『大般涅槃経』(北本)一九、大正12、477c。
(547) 法雲『翻訳名義集』一一、大正54、1084b。
(548) 世親『俱舍論』一六、大正29、88b。
(549) 不祥。基『成唯識論述記』六末、大正37、447c、右の『俱舍論』の文を引へ。
(550) 道世『法苑珠林』六二、大正53、750a、2『正見経』を引へ。
(551) 不祥。『長阿含経』七、『弊宿経』に、迦葉の同類の問答あり。大正1、42b～43a。
(552) 智顛『妙法蓮華経文句』一下、大正34、14b。
(553) 契高『鐔津文集』一『輔教編』上、大正52、649b。
(554) 契高『鐔津文集』一『輔教編』上、大正52、649c。
(555) 契高『鐔津文集』一『輔教編』上『勸書』二、大正52、653b。
(556) 『莊子』「齊物論」、『莊子集解』一下、63頁、『新編諸子集成』中華書局、1985)。
(557) 『荀子』「修身篇」、『荀子集解』一、25頁、『新編諸子集成』中華書局、1988)。
(558) 吉蔵『無量寿経義疏』、浄全5、71b。取意。
(559) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、47a。
(560) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、457a。
(561) 了慧『無量寿経抄』六、浄全4、195b。
(562) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、47a。
(563) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、47a。
(564) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、47a。
(565) 浄影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄全5、47a。
(566) 璟興『無量寿経連義述文賛』下、浄全5、157a。

- (567) 淨影寺慧遠『無量寿経義疏』下、浄生1、47a。
 (568) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本、445)。
 (569) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本、445)。
 (570) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本、445)。
 (571) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本、445)。
 (572) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本、445)。
 (573) 陳淳『北漢字義』上、11頁以下参照(「理学叢書」、中華書局、1983)。
 (574) 未見。
 (575) 『宋本広韻』、449頁、北京市中国書店、1982。
 (576) 『宋本広韻』、15頁、北京市中国書店、1982。
 (577) 了慧『無量寿経抄』六、浄生1、4、195b。取意。
 (578) 『玄扈音義』六、(「一切経音義三種校本全帙巻」、上海古籍出版社、2008、136頁註35参照(S、1、1))。
 (579) 『春秋左伝正義』一四、『十三経注疏』、1809a(中華書局縮刷影印本)。
 (580) 同右。
 (581) 『南華真経注疏』、451頁、中華書局、1998。
 (582) 『無量清浄平等覚経』三、浄生1、91a。
 (583) 『宋本広韻』、336頁、北京市中国書店、1982。
 (584) 『宋本広韻』、512頁、北京市中国書店、1982。
 (585) 信瑞『浄土三部経音義集』一、大正57、405b。
 (586) 梅膺祚『字彙』中、長沢規矩也編『和刻本辞書字典集成』3、129。
 (587) 『宋本広韻』、513頁、北京市中国書店、1982。
 (588) 了慧『無量寿経抄』六、浄生1、4、196a。
 (589) 憬興『無量寿経連義述文贊』下、浄生5、157a。
 (590) 憬興『無量寿経連義述文贊』下、浄生5、157a。
 (591) 憬興『無量寿経連義述文贊』下、浄生5、157a。
 (592) 了慧『無量寿経抄』六、浄生1、4、196a。
 (593) 『大広益会玉篇』四、101頁、(『大広益会玉篇』5-1、『叢書集成初編』、商務印書館)。
 (594) 璟興『無量寿経連義述文贊』下、浄生5、157b。
 (595) 「角の触るるなり」は、「抵」の項。『宋本広韻』、249頁、北京市中国書店、1982。
 (596) 『宋本広韻』、260頁、北京市中国書店、1982。
 (597) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本445)。
 (598) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本445)。
 (599) 『論語集註』八、『四書章句集注』、164頁、(『新編諸子集成』、中華書局、1983)。
 (600) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本445)。
 (601) 義寂『無量寿経述義記』下、(惠合復元本445)。
 (602) 『老子道德経河上六章句』「同異」四十一、163頁、中華書局、1997。
 (603) 観徹『無量寿経公讚』下本。選集3、236。
 (604) 義山『無量寿経随聞講録』下1、浄生1、4、42b。
 (605) 『宋本広韻』、100頁、北京市中国書店、1982。
 (606) 『大広益会玉篇』四、101頁、(『大広益会玉篇』5-1、『叢書集成初編』、商務印書館)。
 (607) 『無量寿経』下、浄生1、28a。
 (608) 『無量寿経』下、浄生1、27a。
 (609) 『無量寿経』下、浄生1、27a。

- (610) 『修行本起經』下「遊觀品」三、大正3、466b。
 (611) 觀微『無量壽經合讚』下本。選集3、237。
 (612) 義寂『無量壽經述義記』下(惠合復元本445)。
 (613) 『莊子』か。(參考)『莊子』「漁夫篇」、(『莊子集解』上、1023頁。『新編諸子集成』、中華書局、1985)。
 (614) 未見。
 (615) 善導『往生禮讚』、淨全1、360a。
 (616) 大正藏經本では「聊頼」。『無量壽經』下、大正12、275a。
 (617) 『無量壽經』下、淨全1、32a。
 (618) 觀微『無量壽經合讚』下本。選集3、238。
 (619) 古藏『無量壽經義疏』、淨全5、71b。
 (620) 『中庸章句集注』、「四書章句集注」、28頁(『新編諸子集成』、中華書局、1983)。
 (621) 『學子』一四、「尽心篇」下(『孟子正義』二八、977頁。『新編諸子集成』、中華書局、1983)。
 (622) 『無量清淨平等覺經』三、淨全1、91b。
 (623) 『無量壽經』下、淨全1、31a。
 (624) 淨影寺慧遠『無量壽經義疏』下、淨全5、47b。取意。
 (625) 璟興『無量壽經連義述文贊』下、淨全5、157b。
 (626) 不祥。
 (627) 契高『鐔津文集』一「輔教編」上、大正52、649c。
 (628) 道誠『釈氏要覽』下、大正54、306b。
 (629) 觀微『無量壽經合讚』下本。選集3、238。
 (630) 湛澄『三部鈔諺註』(『帰命本願鈔中本諺註』)、統淨8、50b。
 (631) 湛澄『三部鈔諺註』(『帰命本願鈔上末諺註』)、統淨8、29b。
 (632) 良忠『浄土宗要集』四、淨全11、87b～88a。
- (633) 湛澄『三部鈔諺註』(『帰命本願鈔上末諺註』)、統淨8、41ab。
 (634) 「苦」は「若」の誤植。
 (635) 璟興『無量壽經連義述文贊』下、淨全5、158a。
 (636) 璟興『無量壽經連義述文贊』下、淨全5、158a。
 (637) 淨影寺慧遠『無量壽經義疏』下、淨全5、48a。
 (638) 義寂『無量壽經述義記』下(惠合復元本445)。
 (639) 『論語集註』四、「四書章句集注」、98頁(『新編諸子集成』、中華書局、1983)。
 (640) 『正法念処經』六二、大正17、371c。
 (641) 道誠『釈氏要覽』中、大正54、291c。
 (642) 了慧『無量壽經鈔』六、淨全4、198b。取意。
 (643) 了慧『無量壽經鈔』六、淨全4、198b。取意。
 (644) 淨影寺慧遠『無量壽經義疏』下、淨全5、48a。
 (645) 璟興『無量壽經連義述文贊』下、淨全5、158a。
 (646) 未見。
 (647) 『無量清淨平等覺經』一、淨全1、63b。
 (648) 善導『觀經疏(散善義)』、淨全7、72a。
 (649) 超然『專修余論集』元祿八刊。未見。
 (650) 了慧『無量壽經鈔』六、淨全4、199a。
 (651) 義寂『無量壽經述義記』下(惠合復元本446)。
 (652) 梅膺祚『字彙』甲、長沢規矩也編『刻和本辭書字典集成』4、438。
 (653) 了慧『無量壽經鈔』六、淨全4、199b。
 (654) 淨影寺慧遠『無量壽經義疏』下、淨全5、48b。
 (655) 璟興『無量壽經連義述文贊』下、淨全5、158a。

- (656) 瓊興『無量壽經連義述文贊』下、淨全5、158b。
 (657) 『無量壽經』下、淨全1、27。
 (658) 『妙法蓮華經』一、大正9¹、15b。
 (659) 巴智・義山『日光大師行狀画図翼賛』二一、淨全16、336a。
 同一八、淨全16、445a。
 (660) 慧遠『無量壽經義疏』下、淨全5、48b。
 (661) 真諦訳『大乘起信論』、大正32¹、580c。
 (662) 淨影寺慧遠『無量壽經義疏』下、淨全5、49a。
 (663) 瓊興『無量壽經連義述文贊』下、淨全5、158b。
 (664) 義山『無量壽經隨聞講録』上二、淨全4、281b。
 (665) 梅膺祚『字彙』中、長沢規矩也編『和刻本辞書字典集成』3¹、332。
 (666) 法位『無量壽經義疏』下、(惠合復元本405)。
 (667) 元照・戒度『阿弥陀經義疏、聞持記』上、淨全5、649a。
 (668) 『弥勒菩薩所問本願經』、大正12¹、188b。
 (669) 『仏藏經』下、大正15¹、798a。
 (670) 『大宝積經』一一一、『弥勒菩薩所問會』、大正11¹、629c。
 (671) 『大智度論』四十、大正25¹、283b。取意。
 (672) 『弥勒下生經』、大正14¹、422bc。取意。
 (673) 『無量清淨平等覺經』三、淨全1、92b。
 (674) 了慧『無量壽經鈔』六、淨全4、201b。
 (675) 『維摩詰所說經』中、大正14¹、544b。
 (676) 『往生礼讚纂釈』中一、統淨6¹、359a。
 (677) 道誠『釈氏要覽』中、大正54¹、291c。
 (678) 未見。
 (679) 『觀仏三昧海經』九、大正15¹、692a。
 (680) 『修行本起經』下、大正3¹、466b。
 (681) 『仏般泥洹經』上、大正1¹、161c。
 (682) 『大智度論』一九、大正25¹、198c。
 (683) 智頭『淨土十疑論』、淨全6¹、577a。
 (684) 義叔『無量壽經述義記』下(惠合復元本446)。
 (685) 義叔『無量壽經述義記』下(惠合復元本446)。
 (686) 『論語集註』六、『四書章句集注』131頁、『新編諸子集成』中華書局、1983)。
 (687) 義叔『無量壽經述義記』下(惠合復元本446)。
 (688) 『大学章句』、『四書章句集注』4頁、『新編諸子集成』中華書局、1983)。
 (689) 『阿毘達磨俱舍論本頌』、大正29¹、315c。
 (690) 忍空『勸心往生論』、淨全5¹、533a。
 (691) 義叔『無量壽經述義記』下(惠合復元本446)。
 (692) 淨影寺慧遠『量壽經義疏』下、淨全5、50a。瓊興『無量壽經連義述文贊』下、淨全5、159a。
 (693) 義山『無量壽經隨聞講録』下二、淨全4、422b。
 (694) 『無量壽經』下、淨全1¹、27。
 (695) 『無量清淨平等覺經』三、淨全1、93a。
 (696) 了慧『無量壽經鈔』六、淨全4、203b。
 (697) 義山『無量壽經隨聞講録』上二、淨全4、294a。
 (698) 善導『法事讚』下、淨全4、21a。
 (699) 義山『無量壽經隨聞講録』上二、淨全4、294a。
 (700) 觀徹『無量壽經合讀』下本。選集3、249。
 (701) 『成唯識論』七、大正31¹、35c。
 (702) 『無量清淨平等覺經』三、淨全1¹、86a。

- (703) 『大阿弥陀經』下、浄全¹、124b。
 (704) 義寂『無量壽經述義記』下(惠谷復元本46)。同所に如灌を引へ。
 (705) 『無量壽經』下、浄全¹、33。また、同34。
 (706) 曇鸞『略論安樂淨土義』、浄全¹、668a。
 (707) 法位『無量壽經義疏』下(惠谷復元本405)。
 (708) 『無量清淨平等覺經』三、浄全¹、86b(中輩)・87b(下輩)。
 85b(上輩)にも同文あり。
 (709) 『大宝積經』『無量壽如來會』下、浄全¹、161a。
 (710) 『無量清淨平等覺經』三、浄全¹、86b。
 (711) 璟興『無量壽經連義述文贊』下、浄全⁵、165b。
 (712) 源信『往生要集』下末、浄全⁵、135a。
 (713) 『称讚淨土經』、浄全¹、185b。取意。
 (714) 了慧『選撰集大綱抄』中、浄全⁸、34a。
 (715) 曇鸞『略論安樂淨土義』、浄全¹、668a。
 (716) 了慧『無量壽經鈔』七、浄全⁴、205ab。
 (717) 了慧『選撰大綱抄』、浄全⁸、35a。
 (718) 良忠『決答授手印疑問鈔』下、浄全¹⁰、47a～49b。
 (719) 良忠『觀經疏略鈔(定善義)』一、浄全²、536b～537a。
 (720) 良忠『東宗要』三、浄全¹、66a。
 (721) 聖阿『伝通記様鈔』三七、浄全³、826ab。
 (722) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、浄全²、321a。
 (723) 良忠『東宗要』三、浄全¹、67ab。
 (724) 弁長『念仏三心要集』、浄全¹⁰、390b。
 (725) 『菩薩処胎經』三、大正12、1028a。
 (726) 良忠『觀經疏伝通記(定善義)』一、浄全²、322b。

- (727) 良忠『東宗要』三、浄全¹¹、71a。
 (728) 了慧『往生拾因私記』中、浄全⁵、428b。
 (729) 了慧『選撰集大綱抄』中、浄全⁸、37a。
 (730) 永観『往生拾因』、浄全⁵、383a。
 (731) 良忠『法華讀私記』下、浄全⁴、84a。
 (732) 了慧『選撰集大綱抄』上、浄全⁸、26a。
 (733) 淨影寺慧遠『無量壽經義疏』下、浄全¹、50a。
 (734) 璟興『無量壽經連義述文贊』下、浄全¹、130b取意。

義山良照『無量壽經隨聞講録』卷下之一(『浄土宗全書』第一四卷所收)の書き下し文である。訓読に当たり、

- ・字体及び仮名遣いは、新字体、現代仮名遣いに改めた。
- ・原則として『浄全』本に付された訓点に従ったが、一部改めたところもある。

・所収の『無量壽經』本文は、『浄全』では「●」に続いて示される。本書き下しでは、●の前に改行を加え、『無量壽經』本文を太字に示した。

- ・割注が多用されているが、書き下し文でそれを再現すると極めて読みにくい。本書き下しでは、ポイントを下げて示した。
- ・□内の数字は『浄全』一四巻の頁数である。
- ・出典注の表示は、大正(大正新脩大藏經)、浄全(浄土宗全書)、統浄(浄土宗全書統)等、一般に用いられる略号を使用した。

江戸期浄土宗関連人物略年表

- ・ 本年表は、浄土宗に関連する人物の内、概ね江戸期に生存した人物の生没年をグラフ化したものである。
- ・ 年表化の対象は、次の三冊に名前が挙げられる人物である。
 - 岩崎敬玄『浄土宗史要』
 - 大島泰信『浄土宗史』
 - 恵谷隆戒『浄土宗史』
- ・ 年表の範囲は、便宜上、一六〇〇年以後に死亡し、一八六八年以前に誕生した人物である。
- ・ 年表の最上段が西暦であり、その下に人名を横線で挟んで示した。横線の長さが生存期間である。
- ・ 生存期間が確定している範囲は実線であらわし、未確定の範囲は破線であらわした。
- ・ 「近世浄土宗学の基礎的研究」班において、江戸期の浄土宗関連人物をリストアップする作業を行っているが、その成果の一部である。

1561	尊譽大湖	及存
1562	順	
1563	了の	
1564	潮竜	尊譽大湖
1565		舎牛
1566		三甫
1567		徳川秀忠
1568		宗存
1569	困譽	
1570	了學	良諱
1571		
1572	慧伝	
1573	随波	伝譽
1574		存榮
1575		日衍
1576		春岳
1577		良阿
1578		存道
1579	随流	
1580		智童
1581	存洞	
1582	良定	
1583	馬黄明	嶺翁
1584		(深蓮社住閑)
1585		覺阿
1586		曹念
1587		超運
1588		存置
1589	靈巖	
1590	天海	
1591		能悅

1620	澹麗	高譽	尊統法親王
1621	含栄	大久保忠朝	
1622	法譽	本多忠周	
1623	清譽林作	薄智	
1624	津澄	懐音	
1625	麻球	徳水院	
1626		岸了	
1627		吞譽	慧恩
1628		義山	
1629		兼中	
1630		祐天	
1631		靈空	無能
1632		粟竹	
1633		門周	
1634		宣譽	
1635		酒井忠孝	
1636		實載	
1637		森尚謙	
1638		澄禅	
1639		円理	
1640		円澄	
1641		了羅	戒竜
1642		了羅	获生祖休
1643		白題	
1644		智鑑	

研究成果報告

21世紀の浄土宗の課題研究「研究成果報告」

はじめに

本研究成果報告は、平成24・25年度における浄土宗総合研究所「21世紀の浄土宗の課題研究」の活動のうち、主に研究会における検討と、その結論を示すものである。

当研究の目的は、近未来における浄土宗の課題を見定め、当研究所の研究課題としていかにアプローチし得るかを、研究の緊急性等、優先順位を見極めながら提言していくことにあった。当初の研究計画においては一期二年の研究期間を数期継続し、情報収集とその整理、検討・提言を繰り返すことを念頭においていたが、結果的に一期二年を以て研究の終了を迎えること

となった。ここに一期二年分の研究活動を取りまとめ報告とする。

なお本研究は主に①研究員より意見収集した本宗の問題点を整理分類し、それらから本質的な課題を掘り起こそうと試みた検討会、②研究班の問題意識をもとに有識者を招いての講義の開催、③情報収集の三つの活動から構成した。また研究班では平成24年度の本研究所公開シンポジウム「危機を迎えた寺檀関係の今」（25年2月24日、増上寺三縁ホール）の企画を担当。さらには25年度の浄土宗総合学術大会のポスターセッションにおいて「21世紀の浄土宗寺院をめぐる諸問題——寺檀関係を中心に——」を発表した。

当研究の全容は参考資料として保存できるように

「研究報告」を相当数作成した。とはいえ「研究報告」

はA4版130頁に及ぶ大部のものであり、本誌にそ

のすべてを収載することは到底及ばない。したがって、

ここでは①の研究内容を中心に抄出し成果報告に換え

るものとする。なお「研究報告」は当研究所長に提出

し、当研究所及び宗務関係者をはじめ宗議会議員、教

区長、教化団長等に配布した。

本宗における課題・問題点のイメージ

～研究員の視点から～

【研究にあたって】

21世紀の浄土宗の課題・問題点を網羅的な視点から把握しようとするのであれば、まずは本宗全教師を対象とした意識・実態調査の実施が考えられよう。しかし、これには宗勢調査並の時間と労力、経費が必要とされる。ならば本宗の運営について卓見を有する、宗政に携わる方々に的を絞った調査も現実的な一案で

ある。次いで教団外部の識者や宗教を扱う報道機関の方々からの聞き取りなども考えられる。

とはいえ本研究の目的は、本宗の興隆に寄与することを念頭に置きつつも、まずは当研究所の研究対象として取り上げるべき課題の抽出である。

そこで当研究班では、まずはそうした研究課題のイメージを掴む作業として、当研究所研究員が本宗の課題・問題点についてどのような考えを持っているか、意見を収集することとした。各自思うところを、一人10点を目安に無記名にて提出してもらおうのである。

これは当研究班の第1回研究会開催日（2012/4/23）当日に出勤していた研究員を対象に行った。

収集した意見は総数247。協力していただいた研究所の研究員はすべて男性で、年齢は30歳代から40歳代が中心。自坊を離れ研究所に奉職する者、あるいは自坊で法務に精励しながら奉職する者、宗門大学で教鞭を執りつつ奉職する者であるが、その多くが浄土宗教師養成等に携わる指導者の経験を有する。収集される

意見には、そうした協力者の属性が大きく反映されると予見されたが、一方では、当研究所の研究分野も幅広く関心事もそれ相応に比例する。一人10点にわたる意見の提出をお願いしたところから、広い知見に基づくさまざまな課題・問題点の収集が期待された。

収集した意見の分類については、すべて適確とは言えないものの、ひとまずの整理を行った。多くは「教師に関する諸問題」（66件）、「教化に関する諸問題」（60件）、「教団組織に関する諸問題」（54件）に分類された。次いで多く分類されたのが「寺檀関係に関する諸問題」（27件）であり、その他、「地域社会と寺院の関わり／公益性に関する諸問題」「葬送・儀礼等に関する諸問題」「グローバル化に関する諸問題」「宗門学校に関する諸問題」「社会問題等に関する諸問題」「女性に関する諸問題」「宗史に関する諸問題」などに分類される意見があった。研究班では、各項目に分類された一々の意見に対し、そこから想起されるキーワードを複数抽出。それらを「抽出課題」と名付け、重要

と思われる順に「抽出課題1」「抽出課題2」等と順次位置付けながら、問題の本質を見出そうと検討した。

一例を挙げれば、「教師養成について各合否の判定は厳しくすべき」という意見を「教師に関する諸問題」として分類。さらにこの意見に潜む問題意識について「教師養成システム」や「僧侶像」にあると判じ、この意見に抽出課題1「教師養成システム」、抽出課題2「僧侶像」といった属性を付した。

なお、この作業の目的は研究課題の抽出が目的であり、収集した意見は参考に止めることとし、一々の意見の妥当性は検証しなかった。

1. 「教師に関する諸問題」を出発点とする場合

教師に関する意見として66件が寄せられた。その一々について最重要と位置付けたキーワード（抽出課題1）を以下に列挙してみる。

A 教師養成システム（23）

B 教師資質向上システム（8）

C 仏教の理解と実践 (6)

D 僧侶像 (6)

E 世襲制維持の是非 (4)

F 教団における指導者の養成・確保 (3)

G 子弟教育 (3)

H 教師資格 (2)

I 浄土教の理解と実践 (2)

J 教団におけるシンクタンクの充実 (2)

K 教団における地域性の相互理解 (2)

L 宗門大学の存在意義 (1)

M 寺院後継者問題 (1)

N 寺院像 (1)

O 地方における教学布教法式研鑽機会の充実

(1)

P 組織と人材 (1)

結果的にここに分類してよいのか検討を要するキーワード

ワードもあろうが、ひとまずの分類である。

【検討】

66件の意見中、最重要キーワードとしてA「教師養成システム」が23件であり、群を抜いて最多であった。たとえば「漢文が読めない教師の存在」あるいは「布教できない教師」といった意見に象徴されるような、教師としての素養に欠ける場面に、回答した研究員たちがたびたび遭遇していることが想像される。回答者は、教師がどのように養成・育成されてきたか、養成過程に問題があると考えているのであろう。

また「適当なことをいう教師」「儀礼に対するプロ意識の欠如」などという意見もあった。これらは教師資格取得後における研鑽不足といった指摘と見ることができ。これはA「教師養成システム」が十分に機能してきたのかという問題が背景にあると予想しつつ、教師としての素養の底上げ、再教育が必要であるとの指摘であろう。そこからB「教師資質向上システム」というキーワードが浮かび上がってくる。O「地方における教学布教法式研鑽機会の充実」も同様の趣旨についての具体的な指摘であろう。そこには、当然なが

らF「教団における指導者の養成・確保」といった課題が付随する。

ところで教師養成の問題は、師僧によるG「子弟教育」の問題や、M「寺院後継者問題」やL「宗門大学の存在意義」といった問題を含んでいる。師弟関係の多くは親子関係と並行しており、そこに起因する諸事情からE「世襲制維持の是非」が問われるのである。

諸事情のうちの一つとして師匠（親）の指導力と弟子（子）の器量の問題が考えられる。師匠に指導力不足があるならば、そこにはB「教師資質向上システム」といったキーワードがリンクする。また弟子（子）にもさまざまな器量・状況が想定され、場合によってはH「教師資格」の厳格化、あるいは逆に器量・状況に応じた「教師資格」の多様化が求められる可能性もある。寺院住職を世襲とする傾向は、世襲が成立しない場合、M「寺院後継者問題」を引き起こす場合があり得る。少子化が進む社会は寺院にも及んでいると思われる（『宗報』寺院統計によれば、本宗の20歳代教

師数はH25年の4月現在で810名。H18年が923名。7年間で113名の減。他の世代と比べると突出した減少である）。寺庭婦人、あるいは寺庭の女子が教師を目指す事例も増加しよう。教団を支える人材をどのように獲得し登用するか。さらなる方策が検討されるが、ここでも「教師資格」についてどのように考えるかが課題となろう。

さて、師匠による子弟教育を教師養成の土台とするならば、宗門大学における子弟教育はその仕上げの段階と位置付けられるであろう。しかし、今、宗門大学を経た者と、宗門大学を選択せず教師養成講座を経て教師資格を得る者との比率が接近しているという（H25年加行成満者171名中、養成道場出身者は79名。宗門大学出身者は別科・通信を含めて91名。別科・通信を除くと71名）。仮に優秀な人材が宗門大学を選択せず他大学に「流出」しているというのであれば、そこに宗門にとってのL「宗門大学の存在意義」という問題がクローズアップされよう。なお、この問題は宗

門大学にとっては「宗門の存在意義」であるとも言えよう。優秀な人材が、仮に宗門以外の大学に流出しているのであれば、その背景として、兼職の問題が考えられる（前回の宗勢調査では、現在あるいは以前に兼業していた人の割合を合計すると、住職・所属教師ともに4割を越える）。寺院住職・副住職としての葬儀等の法務執行が就職において不利に働いている実態が見聞されるといい、まずは少しでも就職に有利となるよう宗門大学を敬遠し一般大学を選択する意識があるのではないかと懸念されている。ここには寺院の経済的な問題が含まれるが、仏教以外の専門的な知識を有する宗門子弟（宗徒）がやがて識者となるのであれば、それを把握し、必要に応じて協力を求める体制を構築すべきであろう。そこにJ「教団におけるシンクタンクの充実」といったキーワードが浮かび上がる。

宗門大学を経由する教師養成の主眼は、仏教や浄土教を学問として専門的に修めることにある。仮に教師養成講座出身者と宗門大学出身者との教師数の比率

が接近するのであれば、それは専門的な教学者が育成される機会の減少を意味しかねない。そこにF「教団における指導者の養成・確保」といった課題が再び浮上し、教学者の育成は宗門大学のみならず宗門としても取り組まねばならない課題となるのである。教学者をどこで育成するか、やはりJ「教団におけるシンクタンクの充実」は重要なキーワードになると考えられる。

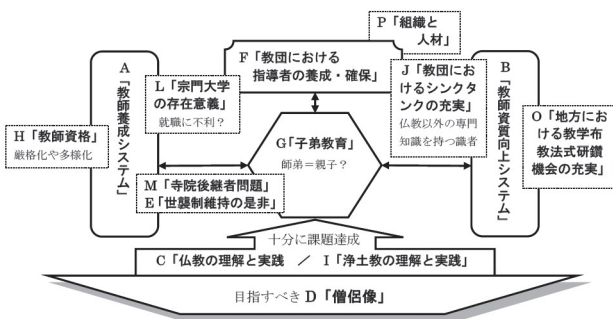
【まとめ】

この意見収集では、「教師に関する諸問題」においては、A「教師養成システム」やB「教師資質向上システム」といったキーワードが注目され、研究班内では、僧侶としての経験をいかに積ませるかが重要であるとの意見があったが、そもそも浄土宗教団は具体的に、いったいどのような僧侶、教師を育成したいと考えているのだろうか。もちろん狭義においてはC「仏教の理解と実践」やI「浄土教の理解と実践」という課題を十分にクリアした僧侶であることが望ましいし、

死別の悲しみを共感し葬送儀礼を司る宗教者としての度量も当然必要であろう。広義においては地域社会における信頼感、社会貢献も重要である。とはいえ何をどの程度習得すれば教団として目指すべき僧侶、教師と言えるのか。いずれにせよ、そこが明確にならないと、A「教師養成システム」やB「教師資質向上システム」といった課題は検討できない。つまりDの「僧侶像」が問われてくるのである。「教師に関する諸問題」の基底にある課題として「僧侶像」が横たわっていると言えよう。

試みに、各キーワードの相関関係を以下の通り図1にまとめておこう。

(図1)「教師に関する諸問題」キーワード相関図



「教師に関する諸問題」という観点を出発点として、当研究所が取り組むべき課題として考えるのであれば、「今後、求められる浄土宗僧侶像をめぐる研究」ということになる。この研究のアプローチには、ひとまず以下の研究段階が考えられよう。

①今、求められている僧侶像の把握

②これまで浄土宗が求めてきた僧侶像の把握

①については、インターネットや新聞等、さまざまなメディアを通じて公表されている意識調査等から、

信仰心や宗教心に関するデータを収集し、分析することと考えられる（すでに、いくつかの調査結果を参照した）。あるいは他教団における聖職者養成過程の調査も一考に値しよう。②については、浄土宗における僧侶養成過程の変遷を調査することが考えられる（当研究所の江島尚俊嘱託研究員から自身の研究について講義を拝聴した）。

仮に「今後、求められる浄土宗僧侶像をめぐる研究」を実施するのであれば、①②を踏まえた上での検討が求められる。ただし、「僧侶像」は地域毎、世代毎、性別毎に、あるいは住職像として、あるいは僧侶個々の「僧侶像」として語られることがあり得よう。とすれば、僧侶像を一つの理想に収斂させるような研究方向はそぐわないだろう。

研究所の研究課題とするのであれば、目指すべき

「教団像」と合わせて検討する方向になるだろう。なお、仮に「教団像」を研究課題にする場合も、前述①②の作業は有効であると思われる。

2. 「教化」に関する諸問題」を出発点とする場合

247件の意見のうち60件を「教化に関する諸問題」として分類した。前項同様、その一々について最重要と位置付けたキーワード（抽出課題Ⅰ）を以下に列挙してみる。

A 檀信徒教化／信徒獲得 (16)

B 広報の問題 (8)

C 仏教の理解と実践 (7)

D 対社会（への発信／働きかけ） (6)

E 開教・外国人への布教 (3)

F 寺を廻る慣例の不継承（経験の非共有） (3)

G 寺院における地域差 (3)

H 浄土教の理解と実践 (2)

I 教師養成システム (2)

J 法式の再構築 (2)

K 医療と宗教 (1)

L 公益性 (1)

M 信仰継承 (1)

N しつけの問題 (1)

O 信者像 (1)

P 組織と人材 (1)

Q 寺院運営 (1)

R 寺側の社会への不適応 (ニーズの調査不足)

(1)

教でいえば A 「檀信徒教化／信徒獲得」の16件が目
を引く。ここでは、具体的な個々の問題よりも、大
きな視点が提示されている。たとえば「個人個人の信
仰の育成は可能か」布教の現場」という意見があった。
いわゆる檀家制度に基づく教化から檀家一人一人、も
しくは檀家にとらわれない個人が教化対象となること
を念頭に置いた意見と思われる。教化の対象とその成

果を問うもので、最重要課題として「檀信徒教化／信
徒獲得」といったキーワードを抽出した。もつともこ
こでは、教化の内容も問われることになる。そこで第

二・第三のキーワードとして「仏教の理解と実践」と「浄
土教の理解と実践」を抽出していった。また「いかに
生きるかをどう説くべきか」という意見もあった。上
述の意見をも包括するような、教化の本質を問う大き
な視点であり、同じく最重要課題として「檀信徒教化
／信徒獲得」というキーワードを抽出し、第二・第三
のキーワードとして「仏教の理解と実践」と「浄土教
の理解と実践」を抽出した。

さて、A 「檀信徒教化／信徒獲得」の16件について
第二、第三に位置付けられるキーワード（抽出課題2、
抽出課題3）を参照してみると、上述の2件を含む6
件が「仏教の理解と実践」と「浄土教の理解と実践」
の組み合わせとなっている。その他の4件の意見をあ
げてみると、「仏教に単に興味がある人は信仰を求め
ているのか。どう教化するのか」「法話内容のマニユ

アル化（行き過ぎはよくないと思うが）」「現代的な感覚にそぐわないからといって布教のあり方（基本的な理解）を変えてもいいのか」「青少年教化」といった意見であり、これらは「何を誰にいかに伝えるか、教えるか」というものであり、「教化内容」「教化対象」「教化方法」を課題として捉えようとするものと言える。

研究班の討論のなかでは、おそらくは「何を」の部分に関心が傾き、第二第三の抽出課題として「仏教の理解と実践」と「浄土教の理解と実践」の組み合わせを当て込んだものと回想される。

ちなみに、ここでの抽出課題2のうち、次に多かったキーワードは「信仰継承」の4件であり、「児童教化（親子サラナ）の推進」などの意見から抽出したが、ここでは「誰に」「いかに」の部分に関心が向けられ、「いかに」の部分では寺院間あるいは教団における地域間のネットワーク構築が課題であると捉えられている。世代の交代などにより居住地域を大きく移動する檀家をいかにフォローするかという問題が念頭にある

と言えよう。次いで「対社会（への発信／働きかけ）」が3件で、これまた「誰に」「いかに」といった部分に関心が向けられ、新たな、あるいは潜在的な檀信徒を積極的に獲得していく工夫が課題であるとの認識が窺えよう。

A「檀信徒教化／信徒獲得」に対する抽出課題2の余すところ3件のうち、一つは「教化（儀礼）方法・教化ツールの再構築」である。これは「誰に」「いかに」という視点に基づくキーワードである。残りは「僧侶像」と「教団運営」であり、「誰が」という教化の主体を課題と捉えるものと言えよう。なお、この点は「教師に関する諸問題」あるいは「教団組織に関する諸問題」において検討されるべきだろう。

ところで「何を」「誰に」「いかに」という上述の3つの視点は「教化に関する諸問題」全体に注ぐことが必要であると言えよう。この三つの視点は互いに絡み合うものと思われるが、たとえば前述のC「仏教の理解と実践」やD「浄土教の理解と実践」は主に「何を」

に重点を置いた課題と言える。これに対し、F「寺を廻る慣例の不継承（経験の非共有）」、M「信仰継承」、N「しつけの問題」、O「信者像」といったキーワードは「何を」「誰に」といった視点で語るべき課題と言えよう。さらにB「広報の問題」、D「対社会（への発信／働きかけ）」、E「開教・外国人への布教」、現代語による勤行などを念頭に置いたJ「法式の再構築」、ターミナルケアなどを念頭に置いたK「医療と宗教」、Q「寺院運営」などは「何を」「誰に」「いかに」の三つの視点すべてが重要な課題と捉えられるものであろう。余すところの、情報公開などを念頭に置いたL「公益性」、五重等の教化儀礼実施に見られるG「寺院における地域差」、教化事業のスタッフ確保を念頭に置いたI「教師養成システム」、P「組織と人材」は「誰が」といった教化主体の問題に含まれる。

さて、「何を」「誰に」「いかに」という三つの視点を考える場合、「いかに」は他の二つに付随する要素と言えよう。では「何を」と「誰に」とでは、どちら

が先立つ視点であろうか。この問題を考える場合、「外国人への布教」や、あるいは「医療と宗教」の範疇に含まれるであろうターミナルケアの場における布教などを想定することが参考になるだろう。教えがあつて教化対象を選ぶのではなく、人に応じて教化内容を選択し工夫するのである。すなわち、「教化に関する諸問題」を研究対象にする場合には、まずは「誰に」を最優先に考え、ついで「何を」「いかに」と順序立てて研究していくべきであろう。

現状、「誰に」を代表するのはもちろん檀信徒であるが、一口に檀信徒教化といっても、いわゆる「家制度」に依拠した「檀家」を単位にするのであれば、意識や家族観の変遷、あるいは人口移動や少子化・超高齢化に伴う檀家そのものの変化を踏まえた教化を提唱していかねばならない。この場合、寺檀関係を基盤とする寺院運営と問題点がきわめて接近する。つまり、離檀や絶家による檀家減少の危機が叫ばれるからである。そうした危機はまずは過疎地域の寺院の問題とし

て注目され、研究所では現在、過疎地域における寺院の実態を調査研究している。もし檀家減少により寺院の活力が低下しているというのであれば、もちろん問題ではあるが、教化対象の問題として「誰に」を考える場合、寺檀関係における檀家減少の議論とはいったんは切り離し、現状の家意識や家族観、あるいはそこから見える宗教観から検討しないと議論は進展しないだろう。また「誰に」を一個人と想定する場合、性別、世代別、地域別、あるいは人種・国別、場合によっては健康状態別といった教化内容の検討が必要となる。(ちなみに現在、研究所ではいわゆるエンディング・ノートを作成し、教化ツールとしての効用を試みようとしている。)

【まとめ】

檀家であれ一個人であれ、教化において重要なことは、タイミングも含めた人と教えとのマッチングに他ならない。その点、種々の世論調査、意識調査等の情報収集は常に欠かせない作業であり、そういった意味

(下：インターネット上で入手できる各種世論調査、意識調査の例<2013年6月現在>)

①	「懈くらしの友 (冠婚葬祭互助会)」 http://www.kurashinotomo.jp/company/press/ 「現在活動している人に関する『終活実態調査』」 2013年3月 「喪主本人と喪主の子、各300人に関するそれぞれの葬儀観調査」 2012年9月 「団塊世代の男女に関する『団塊世代の葬儀観』調査」 2011年9月 「お彼岸を前に『2010年版 団塊世代の葬儀観』調査」 2010年3月 「お彼岸を前に『2009年版 団塊世代の葬儀観』調査」 2009年9月 「首都圏在住のビジネスマン1000人を対象に『香典に関する調査』」 2009年4月 「団塊世代に関する『自分たちの世代観』調査」 2007年10月 「春のお彼岸を前に『2007年版 団塊世代の女性の葬儀観』調査」 2007年3月 「お彼岸を前に『2006年版 団塊世代の葬儀観』調査 (男性)」 2006年8月 「お彼岸を前に『2006年版 団塊世代の女性の葬儀観』調査」 2006年3月 「首都圏在住のビジネスマン1000人を対象に『香典に関する調査』」 2006年2月 「団塊世代の葬儀観」調査 (男性400人) 2005年9月
②	「第一生命ライフデザインレポート」 http://group.dai-ichi-life.co.jp/dri/dri_index.html 「お墓のゆくえー継承問題と新しいお墓のあり方ー」 2009年9月 「自殺と孤独死に対する意識」 2007年10月11日 「日常生活における宗教的行動と意識調査」 2006年10月11日 「墓に関する意識調査」 2003年10月11日 「死に対する意識と死の恐れ」 2003年10月11日 「現代人の死生観」 2002年9月
③	「NHK放送文化研究所」 http://www.nhk.or.jp/bunken/yoron/broadcast/index.html 「宗教的なものにひかれる日本人～ISSP国際比較調査(宗教)から～」 2009年5月 「日本人の意識変化の35年の軌跡(2)」(『日本人の意識・2008』本文) 2009年5月 「日本人の意識変化の35年の軌跡(1)」(『日本人の意識・2008』本文) 2009年4月 「第8回『日本人の意識・2008』(集計結果) 2009年4月
④	「リビングくらしHOW研究所」 http://www.kurashihow.co.jp/market/result_houdou/ 「ミセスの『お墓とお墓参り』意識調査」 2010年3月
⑤	「仏教臨床研究所(全青協)」 http://www.zenseikyoo.or.jp/japa/thinktank.html 「お寺と葬儀に関する一般人の意識調査」 2009年3月
⑥	「経済産業省」 http://www.meti.go.jp/press/2012/04/20120426006/20120426006.html 「『安心と信頼のある「ライオン」ディング・スターン』の創出に向けた普及啓発に関する研究会報告書 調査結果」 2012年4月

では、「R」寺側の社会への不応(ニーズの調査不足)といったキーワードは少数意見ながら注目すべきと言えよう。今日、インターネット上で各種世論調査、意識調査の結果を入手することができる。ちなみに、これまで目に通したものを以下の通り掲載する。

えば研究所にて考案した現代語版『知恩講式』などは、その教化上の効用を、さらに対象別といった視点から検証を重ねるべきであろう。もつとも、再構築を試みる一方では、伝統儀礼が伝える教えの本質を常に見失わないようにする研究体制が求められよう。現在、研究所が行っている、継承が危ぶまれている葬送儀礼の調査・記録なども、その一端に位置付けられる。

なお補足ながら、他教団の広報活動、教化グッズ、教化ツールなども研究対象になり得よう。

3. 「教団組織に関する諸問題」を出発点とする場合

247件の意見のうち54件を「教団組織に関する諸問題」として分類した。これまでの前項同様、その一々について最重要と位置付けたキーワード（抽出課題1）を以下に列挙してみる。

- A 組織運営（12）
- B 寺院運営（10）
- C 組織の構成（9）

- D 組織と人材（6）
 - E 組織と財政（4）
 - F 社会における存在価値（3）
 - G 寺院継承（1）
 - H 寺院像（1）
 - I 寺院における地域差（1）
 - J 寺檀制度（1）
 - K 宗の指導力（1）
 - L 事例の蓄積（1）
 - M 組織の役割（1）
 - N 対社会（への発信）（1）
 - O 包括法人と被包括（1）
 - P 行政の向上（1）
- 抽出課題1にA「組織運営」を配する12の意見のうち、5件が宗勢に言及するものであった。たとえば「不良債務寺院の整理」という意見があった。前述の通り、一々の意見の妥当性については検討を施してはいないが、こうした意見の背後には、何らかの事情で破産の

危機に陥った寺院（被包括法人）に対して教団（包括法人）はどのように対処できるのだろうか、といった問題意識があるだろう。あるいは「寺院の統廃合」という意見もあった。このような意見の背後にも、今後、寺院の運営規模が縮小し正住職寺院として立ち行かなくなる事例が発生するといった懸念があるのだろう。いずれにせよ、これらは宗勢をめぐり、教団（包括法人）と教団を構成する寺院（被包括法人）との関係を教団側の視点から寺院のあり方を問う意見である。逆に、寺院側の視点から教団のあり方を問う意見もある。これはD「組織と人材」を抽出課題1に配した意見だが、「弱小寺院対策。子供に継がせられない寺がある」という現実。何とかしてほしい」などはそれに当たる。宗勢をめぐる意見は、過疎地域の寺院対策や都市開教などに問題意識が集まるが、宗勢をめぐる問題は教団と所属寺院の関係性に帰結する。その点、注目されるのが「フランチャイズの（宗派に帰属する）メリットは何か」という意見であろう。極論すれば教団

が、一々の寺院や住職の未来を保証してくれるのか否か、といった問題と見受けられる。包括・被包括という関係にあるといえども、教団としての浄土宗と各々の寺院はそれぞれ独立した別法人である。個々の寺院に対する教団のガバナンスにはおのずと制約があるだろう。しかし、そのような関係の中でも、教団には、寺院や教師に対するK「宗の指導力」、課金の負担感などに言及する意見から抽出されたE「組織と財政」、あるいはI「寺院における地域差」、P「行政の向上」、行政上のL「事例の蓄積」などといった抽出課題が指摘されるが、組織運営の問題は教団側から見ればガバナンスの問題、寺院側から見ればメリットの問題に行き着くであろう。

さて、次に抽出課題1にB「寺院運営」を配する10件の意見を見てみると、そのうちの6件が宗教活動とは別の活動を提唱・模索するものであった。たとえば「農業法人を取得して地産地消の旗振り役」や「特老等の運営の可能性」などと言った意見があげられる。

地域社会のなかでの役割を見出し、寺院活動の一端にしようというものである。寺院運営を抽出課題Ⅰとする意見のなかに「寺院の公共性」を課題とするものがあったが、いずれにせよ本来の宗教儀礼の執行に加えて公共性、あるいは公益性のある活動の展開が寺院の課題であるという見方である。こうした見方は、寺院運営を抽出課題Ⅰとする意見のなかでは「位牌堂／納骨堂の現状と将来」「寺院関連事業の寺院側からの起業」といった意見と表裏の関係にあると言える。檀家が減少する時代を背景とすれば、位牌堂や納骨堂の現状や将来を問うということは寺院運営の不安の表明に他ならない。寺による起業という発想も、葬儀や法事を中心とした宗教活動による収入だけでは寺院運営に不安があるからこそそのものであろう。前述の公共性、公益性のある活動にしても、かりに、そこに寺院運営に資するためのものという位置付けがあるならば、起業同様、「寺院運営への不安」という共通項で背中合わせになった表裏一体の関係と言えるのである。とこ

ろで、この「寺院運営への不安」を前述の「フランチャイズの（宗派に属する）メリット」という意見に照らし合わせてみると、教団と個々の寺院の関係を被依存・依存の関係で捉える考えが見えてこよう。じつは、この「寺院運営」を抽出課題Ⅰとする意見の本質は「寺院の自立」をいかに確立するかということにあるのではないだろうか。「寺院運営」を抽出課題Ⅰとした意見には「住職による寺院の私物化」「生活手段としての寺院（僧侶）を認めるか」と反省を促すものもあった。寺院によっては潤沢な経済状況がかえって問題を引き起こしているのかもしれないが、寺院の自立には、経済的な自立だけではなく、当然ながら宗教活動の場としての自立も求められよう。もともと、寺の自立によりフランチャイズのメリットが不要と感じられる場合、O「包括法人と被包括」についての解消、単立化の問題が発生しよう。またこの問題はE「組織と財政」を抽出課題Ⅰとする意見に見られる課金の負担感、あるいは公平感と連動するだろう。この場合、包括被包

括関係を結ぶメリット、結ばないデメリットをあらためて明示する必要がある。また、「寺院における教団への帰属意識の希薄化」という意見があった。抽出課題ⅠにM「組織の役割」を配したが、上述のメリット・デメリットの明示はまさに組織の役割と言えるだろう。なお、教団による社会問題等に対する声明などN「対社会（への発信）」、あるいは教団のF「社会における存在価値」は教団を構成する個々の寺院にも及ぶものとして捉えたい。なお宗教の場としての寺院の自立に言及したが、法事などの参列者には寺と葬祭会館の区別も付かない場合もある、といった意見があった。これからH「寺院像」を抽出課題Ⅰのキーワードにした。

ところで、ここでは「複数の寺院が共同で行う公益活動」という意見があった。さきのA「組織運営」を抽出課題Ⅰとするキーワードのなか、「寺院の統廃合」という意見があった一方で、複数の寺院がネットワークを組み共同で事業を行うという発想は注目している

だろう。もちろん宗内には各地に教化団をはじめとする教化団体が組織されているが、かりに教団というものを宗務庁と個々の寺院の1対1の関係に基づく集合体と捉えているならば、各寺院間における共同事業という視点を持つことにより、重層的な、あるいは横断的な教団構造の理解が可能になるのではなからうか。

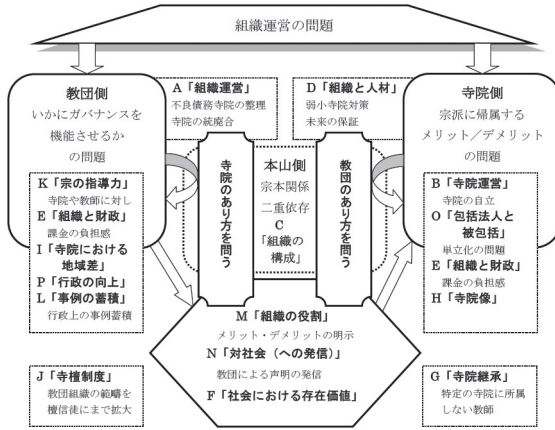
さて、教団と個々の寺院の関係は、いわゆる宗本との関係においても本質的には変わることがないだろう。すなわち包括・被包括の関係にあるとはいえ、各々独立した別法人である。とはいえ、本山と個々の寺院との関係を被依存・依存の関係で理解しようとするのであれば、教団内に二重の被依存・依存関係が存在することになる。個々の寺院にとってはガバナンスを二重に受けることになる。じつはC「組織の構成」を抽出課題Ⅰとする意見9件のうち5件が宗と本山の関係、あるいは本山に言及するものであり、そのなかに「宗本一致のメリット・デメリットの研究」という意見があった。ここでは宗議会に関する言及も2件あつ

たが、教団組織という枠組みで考えれば、宗議会も一宗の意思決定機関である以上、その議論も宗本一体の議論に包括されるだろう。なお、宗本一体に関する研究について言えば、開宗八五〇年を控え、今後、宗内でさまざまな記念事業が企画されるであろうなか、有効的な事業展開を図るうえでは一考に値するものとなるだろう。また「浄土宗内における各種団体のあり方（連携など）」という意見もあった。この意見も、開宗八五〇年を控え記念事業の企画立案という視点で考える場合、宗内諸団体の相互の意思疎通、情報共有・連携が重要な課題となつて浮かび上がってくるものと思われる。

次に抽出課題1にD「組織と人材」を配する6件の意見を見てみたいが、前述のとおり「弱小寺院対策。子どもに継がせられないという現実。何とかしてほしい」というものがあつた。調査等、実際の見聞に基づき切実な意見と思われるが、被依存・依存の関係を重視すれば、じつは「組織運営」の問題であり、「寺院

運営」の問題と言えよう。しかし、所属する寺の運営状態によっては人格・能力ともに十分であっても、役職者として教団運営に尽力する余裕がないことも確かであろうし、その逆もまたしかりである。教団としてみればそこが「組織と人材」の問題となるのであるが、兼職される教師の中には、各分野で有能な方もおられるであろう。そうした人材のリストアップと必要に応じてご協力いただけるような体制を構築することは組織としては必要である。「教師をめぐる諸問題」でも言及されたが、教団におけるシンクタンクの充実が重要になつてこよう。ちなみにG「寺院継承」というキーワードは、住職継承を前提としない、もっといえば特定の寺院に所属しないまま教師として活躍できるシステムの構築を望む意見から抽出した。先に寺院の自立に言及したが、教師としての自立が課題と捉える意見であろう。なお、「寺院数、教師数は減つてはいけないのか？」という意見があつた。抽出課題1としてD「組織と人材」を配したが、教団の方向性を考え

(図3)「教団組織に関する諸問題」キーワード相関図



る上では重要な指摘と言えよう。また、教団組織の範疇を檀信徒にまで拡大すれば、祭祀継承が途絶えてしまいかも知れない檀家減少は問題であり、「寺檀制度」もまた、その将来をめぐっての研究が課題となる。なお、これまでの前項同様、キーワード相関図を作成したので、以下の通り図3にして掲載する。

【まとめ】

「教団組織に関する諸問題」の多くは、教団と個々の寺院が包括・被包括関係を結ぶことのメリットの有無に判断基準が設けられていよう。もし「教団組織に関する諸問題」について研究するのであれば、教団としていかにガバナンスを機能させるか、そこに課題があるだろう。また寺院側に焦点を合わせ、宗教法人としての収益活動の可能性をいかに提案し得るかという課題があるだろう。

【付記】

農業による寺院の自立に言及したが、宗教法人に認められる収益事業に農業は含まれない。教師個人の経済的な自立を促す考えであろう。自坊が農村部の寺院の役員によれば、高齢化や政策などの諸事情により耕作を諦め農地を手放す（他人に任せる）檀家が出始めて、お寺（住職個人）で買ってくれないか、という話もあるという。仮に農村部における人口減少があるのであれば、法務による施収入の減少は法務によって

補うことはできない。どこかで、代替せねばならない。

一方、農村部の土地が、どこかに消えてなくなるわけではない。農村部における寺院(教師)の自立において、やれることは農業しかない、というのである。長期にわたるであろう小麦高を背景に米の消費を拡大させたいという政策も窺えるという。将来における都市部の人口減を考えた場合、農村部の寺院には農村部のメリツトがあるのではないか、ということである。仏教界では、明治の廃仏の折、本寺の寺領が削減され収入が減り末寺末庵の維持運営が苦しくなり、公民館などに転用されていった歴史がある。やはり、歴史を繰り返してはならない。農業による教師の自立は、文字通り机上の空論に過ぎないかも知れないが、じつは浄土宗には販路がある。浄土宗の寺院が運営する、保育園・幼稚園・学校・老人施設等、毎日消費される食材がある。そこに食い込むことができれば、販路が浮かんでくる。当研究所の災害対応プロジェクトでは、災害に備える食糧の備蓄を各寺院に勧める「暁半暁運動」を提唱した。

この際、備蓄品の搬入搬出について、提唱に当たってシュミレーションを依頼した商社と運送会社で企画の上での相談が持たれたという。農業による自立も、可能・不可能はともかく、机上の一課題としては、十分検討に値する発想と思われる。

4. 「寺檀関係に関する諸問題」を出発点とする場合

247件の意見のうち26件を「寺檀関係に関する諸問題」として分類した。これまでの前項同様、その一々について最重要と位置付けたキーワード(抽出課題1)を以下に列挙してみる。

- A 信者像 (10)
- B 祭祀継承基盤の脆弱化 (3)
- C 教師資質向上システム (2)
- D 檀信徒教化／信徒獲得 (1)
- E 人口の減少 (1)
- F 家族形態の変化 (1)
- G 礼節、道徳心の欠如 (1)

H 世俗価値の優先 (1)

I 寺院後継者問題 (1)

J 寺族像 (1)

K 地縁の再構築 (1)

L 寺院像 (1)

M 檀信徒参加型の布教システムの構築 (1)

N 広報の問題 (1)

抽出課題1にA「信者像」を配する10の意見のうち、檀信徒、あるいは一般市民の意識に言及するものが8件あった。そのうちの6件はおおむね信仰心の低さ、寺檀の意識の相違、ズレを指摘するものであった。残りの4件は寺檀関係をどのようにつなぎ止めるかという意識に基づくものであり、他家に嫁いだ子女をどう教化するか、五重や授戒会の推進、現状の檀信徒を大事にすることが結局は宗勢の伸長につながるという意見があった。ここでは問題点とその対策という構図が窺えるが、ちなみにDの「檀信徒教化／信徒獲得」は「檀家の寺離れ」という意見から抽出したものであ

り、同様の構図を有する。

ところで寺離れという事態は檀家の意識と行動という視点で考えることができるだろう。じつはこの点は、B「祭祀継承基盤の脆弱化」を抽出した3件のうち、「子どもを法事に連れてこない家庭が増えた」「葬儀・法要の(規模の)縮小化。理由として、子どもに迷惑かけたくない。親類同士で暗黙のうちに冠婚葬祭に呼び合うことを控える」という意見にも見ることができ、また檀信徒とは限らないが、G「礼節、道徳心の欠如」を抽出した意見は、法事に参列する方々の意識や行動を嘆くものであり、Aの意識に関するもの、あるいはBのうちの2件、さらにはDやGは、檀信徒や世間一般の意識と行動といった範疇を設けて考察すべきものかも知れない。またH「世俗価値の優先」を抽出した意見は、世間の価値観と寺院や教師の価値観の相違、ズレの象徴としてであろうか、「煙でない線香の存在」を問題視する。これもまた世間一般の意識と行動といった範疇に含まれよう。

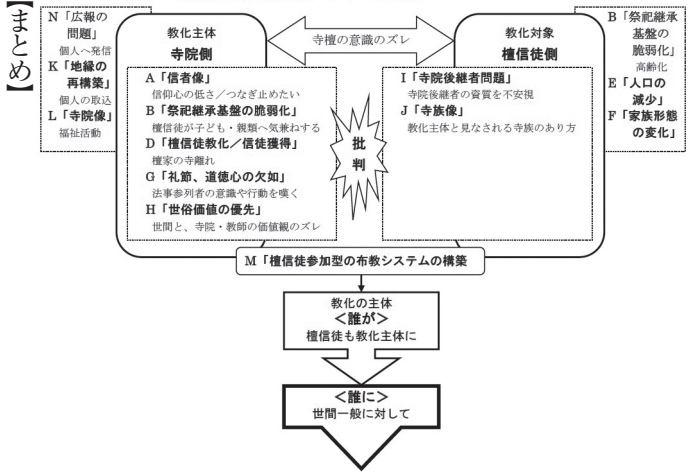
寺檀における意識のズレは、教化対象から教化主体に対する批判的な視線として向けられる場合もあろう。その点、寺院後継者の資質を不安視するI「寺院後継者問題」は「教師に関する諸問題」における重要な論点の一つであろうが、ここでも看過することのできない課題であり、また教化主体に含まれると見なされる寺族のありよう、すなわちJ「寺族像」も重要な課題に挙げられよう。

さて、B「祭祀継承基盤の脆弱化」を抽出した意見に「檀信徒の高齢化」があった。これはE「人口の減少」、F「家族形態の変化」とともに、檀信徒の構成に関わる問題である。とくに檀家が単独世帯化していくのであれば、もしこれまで「家」単位の教化を行っていたとするならば、それとは別に個人を単位とする教化を考へざるを得ない。そこには、たとえば浄土宗の教えを檀信徒の内外にかかわらず個人に向けてどう発信するのかといったN「広報の問題」があるだろうし、また寺院を中心としたコミュニティを構築するなかで

個人を取り込むK「地縁の再構築」といった発想もあるだろう。さらには単身高齢者のための福祉活動は可能か?といったL「寺族像」の模索も含まれよう。

なお、ここまでは、寺檀関係を教化主体と教化対象という対照的な関係を以て論じるものである。しかしM「檀信徒参加型の布教システムの構築」は、檀信徒もまた教化主体に組み入れようというものである。これを抽出した意見は「宗としての檀信徒組織の充実」であるが、檀信徒における浄土宗への帰属意識を高めることが、やがて教化主体としての意識に変じるのではないかという期待が抽出課題IのMには込められている。世間一般に対して寺檀がともに教化主体となるという発想である。なお、これまでの前項同様、キーワード相関図を作成したので、以下の通り図4にして掲載する。

(図4)「寺檀関係に関する諸問題」キーワード相関図



【まとめ】
 「教化に関する諸問題」においては「何を」「誰に」「いかに」という視点が提示されたが、寺檀関係を教化主体・教化対象という関係性で論じるのであれば、そこに「誰が」加わる。しかし、ここでは「誰に」つまり

教化対象について、その構成と意識・行動について考察・分析が研究課題になるだろう。

5. その他の諸問題を主発点とする場合

これまで見てきた諸問題の他、「地域社会と寺院の関わり／公益性に関する諸問題」「葬送・儀礼等に関する諸問題」「グローバル化に関する諸問題」「宗門学校に関する諸問題」「社会問題等に関する諸問題」「女性に関する諸問題」「宗史に関する諸問題」といった分類を施した。とはいえ、振り返るとこれらは、これまで見てきた1〜4の諸問題と関連する問題であるかも知れない。

「地域社会と寺院の関わり／公益性に関する諸問題」においては、7件の意見を分類した。その多くは例えば「過疎地域の寺院運営の問題」に言及し、さらには「過疎地域の寺院の問題。どこかに勤めながら僧侶を」といっても、良い仕事がない。実際に寺院だけで生活できない寺は本当に悩んでいる。」というように

教師の問題にも言及する。これらは寺院もしくは教師の自立に関わる問題であり、「教団組織の諸問題」でも触れている。

「葬送・儀礼等に関する諸問題」においては、5件の意見を分類した。ここではたとえば「直葬が急増」といった意見のように抽出課題1として「祭祀継承基盤の脆弱化」をキーワードとするものが3件あった。

これらについては「寺檀関係に関する諸問題」と関連付けられる。また「法式／消えゆく葬送法の調査」という意見があった。これは「法式関連資料の把握」を抽出課題1とした。「祭祀継承基盤の脆弱化」というように「脆弱化」という傾向を問題視するならば、比較対照となり得る素材、あるいは比較対照する際の基準が必要である。こういった意見は研究所の課題と言える。また「儀礼／現代教化儀礼／通過儀礼」という意見があった。さきに教化について、「何を／教化内容」「誰に／教化対象」「いかに／教化方法」「誰が／教化主体」といった教化の構成要素を挙げてみたが、

通過儀礼の現代的なアレンジ、あるいは創出は、これらの要素のいかに組み合わせるか、センスや発想が問われることになる。一つの儀礼を創出・アレンジする過程を積み上げていくのも研究所のなすべき課題であろう。「教化の諸問題」における抽出課題1の一つに「法式の再構築」があったが、儀礼こそ、教化の諸要素が融合する時空であると考えたい。

「グローバル化に関する諸問題」においては、5件が分類された。海外への布教と外国人教師の育成が主な意見である。前者は教化対象の問題であり、「教化に関する諸問題」に関連する。後者は人材、すなわち教化主体をどうするかという問題であり「教師に関する諸問題」に関連する。グローバル化問題は、当然ながらここに「何を／教化内容」「いかに／教化方法」といった要素が加わる。経典や法語の外国語訳は、浄土宗の教えを広く紹介するという意味においては重要であるが、実際の教化活動として展開して行くには明確なビジョンが必要である。「海外への進出の可能

性と必要性の再考」という意見があった。これは「何のために／教化目的」を問い直すものと言える。ヴィジョンを教化目的と言っている。まさに教団像の問題であり、また教化の拠点をどうするかといった問題が付随してくるならば教団組織の問題である。グローバル化の問題は教化の問題であると同時に、教団組織の問題とも言える。

「宗門学校に関する諸問題」については、4件を分類した。とはいえ、ここでの意見はヴァリエーションに富む。「宗門学校での教育教化」はまさに教化対象を絞った教化を問うものであり、「教化に関する諸問題」に関連する。「宗門校への寺院子弟の入学ができない（宗門生がゼロになる恐れも）」は子弟教育、教師育成、宗門大学の存在意義の問題として「教師に関する諸問題」に関わる。「宗門宗立学校の見直しと役割」は上記二つの意見における問題意識を汲み取っているものだろう。そうした問題意識が具体化すると「宗門学校での医療・看護科の創設」といった意見に至るの

だろう。これは浄土宗の教えを奉ずる医療関係者の育成を目指すものであり、積極的ではなくとも信者が教化主体の一翼を担うことを期するものであって、信者像あるいは教団像を問うものである。「教化に関する諸問題」や「教団組織に関する諸問題」と関連しよう。なおこの意見は「寺檀関係に関する諸問題」における抽出課題1のキーワード「檀信徒参加型の布教システムの構築」と同じ発想と言える。

「社会問題等に関する諸問題」については、7件を分類した。そのうちの3件は自死について言及するものである。就中「自死問題に対する浄土宗のスタンス」という意見があった。社会問題については、誰に向かって、どのようなメッセージを発信するのかが問われる。その場合、そのメッセージから浄土宗の基本姿勢が読み取られることになる。したがって発信の際には、教団の基本姿勢を教えの本質に基づきながら深く掘り下げて見つめる作業が求められる。これまで研究所は臓器移植などの問題について答申してきた

が、社会問題と対照しながら「浄土宗の教えの本質とは何か」を追究していくことも、研究所の重要な課題であろう。そういった意味では、ここに分類した「宗侶は宗教者か」という意見は現代における宗教者の本質を問う大きな課題と言えるし、「世俗的倫理観を認めていいのか」という意見は倫理と宗教の境界を問うものであるし、「反社会勢力の葬式はなぜやってはいけない」は社会規範・公序良俗と救いの問題であるし、「宗門校教員の信教の自由問題（宗教行事で合掌もしない教員など）」といった意見は信教の自由や人権にかかわる問題である。こういった問題は、個々に対応することも必要かも知れないが、あらかじめ議論の土台となる思考の枠組みを構築しておかないと、発信ということに関していえば後手後手にまわる可能性がある。社会問題に対照可能な教学の再構築が求められよう。その際には、一例を以て問題の本質に切り込むような論法が効率的かも知れない。

「女性に関する諸問題」については、4件を分類した。

教師、あるいは寺族（寺庭）という教化主体の問題と、教化対象・教化方法の問題といった視点が提供できるだろう。高齢者の単身世帯化、晩婚化・未婚化、離婚率などを考慮すれば教化対象を「家」から「個人」へとシフトせざるを得ない。その場合、たとえば女性が女性を教化するというパターンも想定する必要がある。その際の先行事例として、地域に密着した尼僧が浮かび上がる。しかし、今は尼僧の高齢化は限界に達した状態と言えるのではないだろうか。そうした尼僧による教化の日常を早急に記録する必要がある。「女性に関する諸問題」は「教師に関する諸問題」でもあり、「教化に関する諸問題」でもあり、「教団組織の問題」でもあり、「寺檀関係に関する問題」でもある。むしろ諸問題に関連し、なおかつ諸問題を象徴し得る課題と言っていいたいだろう。

「宗史に関する諸問題」については、4件の意見があった。「過去（江戸期）の僧侶の生涯（伝記）」を見直す。「戦時下の宗の動きを振り返る。特殊な時代に

宗はどう動くのか」は、教団や教師の過去に学ぶという発想である。こうした発想は、じつは前述の「葬送・儀礼等に関する諸問題」において「信仰継承基盤の脆弱化を問題視するならば、比較対照となり得る素材あるいは比較対照する際の基準が必要である」と指摘したが、先の「社会問題における諸問題」において言及した「教団の基本姿勢」を考えるうえでも、教団や教師の過去を検証する作業は必要不可欠である。そういった作業の環境整備という意味では、ここでの「過去の書籍の発掘・保存・整理」という意見は至極当然であるし、「基本典籍の活字化、データ化、現代語化」という意見はそれから一步踏み込んだ意見と言えよう。過去の史料の収集保存整理（破棄の判断も含め）、その上でのデータ化はやはり研究所の課題と言える。ただし、「何を」収集するのか、データ化するのか、そこには教団の方向性、教団の基本姿勢との整合性が求められる。「葬送・儀礼等に関する諸問題」「社会問題における諸問題」から抽出されるであろう研究課題と

の連動が望まれる。

その他、「僧侶がかかわるボランティア活動」という意見があった。抽出課題Ⅰとして僧侶像をあげたが、僧侶（宗教者）と社会との関わり、社会における僧侶の存在感を求める意見なのか、あるいは教理との整合性、僧侶の本質を問うものなのか、肯定的なのか否定的なのか判然としなかった。しかし、これも「社会問題に関する諸問題」で見た「宗侶は宗教者か」という問題意識と関連付けて考えていい。宗教者とは何かを「ボランティア活動」という一点から問いかけるものである。これは教団の基本姿勢にも通ずる議論となり得る。研究所の課題と言っている。ただし、先にも指摘したとおり、一例を以て本質に切り込むような論法が望ましい。そうでなければ事例の収集に終始し、いつのまにか先行例を模範例にすり替え、議論が教団の基本姿勢の議論にまで辿り着けない可能性がある。したがって「ボランティア活動」の議論は、教団の基本姿勢という大枠の中の一つの課題として、他の議論と

同等の立ち位置で扱うべきだろう。これは「グローバル化」の問題にも言えることである。

この他にも、他教団との交流、あるいはより具体的に「アドバンテージを持つ分野での主導的をどう確立するか」という意見があった。他教団との交流は、種々の社会問題に関してそれぞれの教団がどのような考えを持っているのか、いかにその考えを構築していったか、といった情報を収集するには有益である。また交流の中で浄土宗の考え方を発信することもでき、相互理解が可能である。また社会問題が、浄土宗の基本姿勢に反する形で決着を見ようとすると、同調する他教団と連携する機会が得られる可能性もある。そういった意味では有益であるが、いずれにせよ、これまた浄土宗の基本姿勢という大枠の中での方法論という立ち位置になるだろう。

6. 研究会における討論のまとめ

本編は研究員の視線から本宗の問題点・課題を収集

し、分類・検討しながら本宗の課題を絞り込んでいく作業を記録しておこうというものである。研究員の視線は①教師に関するもの、②教化に関するもの、③教団組織に関するもの、④寺檀関係に関するもの、の四点に集中した。

①においては、教師養成や教師の資質向上のためのシステムに問題意識が集まったが、いったいどのような僧侶を、どのように目指していくのかと議論が拡散する。じつは、そこに①の問題の本質がある。何を以て浄土宗の僧侶と定義するのか、という僧侶像が定まっていないのである。もちろん定義付けるための要素はさまざまであろうが、何が本当に重要であるのか、もろもろの要素を体系化していくことが課題となる。また体系化する際の指針となるのが、浄土宗は何をを目指す教団であるのかという教団像である。

21世紀を迎えるに当たり、本宗は「浄土宗21世紀劈頭宣言」を発表した。すでに十年以上を経過したが、劈頭宣言は「目指すべき教団像」という視点を提示し

ていよう。僧侶像の構築が課題であるならば、教化集団としての教団像の構築もまた課題なのである。

なお教師養成には当然ながら時間がかかる。僧侶像を研究するならば、今後求められていく僧侶像を見据えておかねばなるまい。

②においては、主に「何を／教化内容」「誰に／教化対象」「いかに／教化方法」といった視点を以て収斂される。とはいえ、もし仮に「教化内容」「教化対象」「教化方法」がそれぞれ無関係に議論されることがあるようであれば、教化集団という教団の視点に立てば、それは問題視されるべきだろう。教化対象があつての、教化内容、教化方法なのである。②における課題は、教化対象の見極めである。すなわち教化対象の分析把握であり、そのためには教化対象の分類方法とその観点の提示が前段階の課題となろう。もちろん複数の分類方法が提示されればそれに越したことはないが、その上で、どういったカテゴリーに焦点を絞り込んでいくのか定めていくか、そこが次の課題となるだろう。

ともあれ、その際の指針となるのは、やはり「目指すべき教団像」であり、それを見据えたいわゆる「戦略」が必要となるだろう。と同時に、教団のいかなる部署で「戦略」を立てていくのが課題となろう。

③においては、教団と寺院が包括・被包括関係を結んでいるということへの認識が共有されているのか、というところにもろもろの問題の根本があるだろう。教団としては所属寺院・教師に対するガバナンスをいかに機能させるかという問題になるが、寺院・教師としては教団に所属するメリット、利点とは何かという問題になる。こうした場合、教団の課題は、所属寺院・教師に「目指すべき教団像」を提示し、そして共感を得ることとなるであろう。

④においては、寺檀間の意識のズレが問題視される。この問題の根本は、檀家の視点に立つならば、檀家である意義が見いだせるか否かに尽きる。こうした場合、教団の課題は③同様、檀信徒に「目指すべき教団像」を提示し共感を得ることであり、教団像をいかに周知

させるか、情報発信が課題となる。

以上を鑑みると、根本的な課題は「目指すべき教団像」の構築である。これは時代を超え、いつの時代についても言える普遍的な課題であるかもしれない。劈頭宣言もそうした試みの一つと位置付けることが可能だろう。ともあれ「目指すべき教団像」については、できる限り具体的なものでなければ、共感へと導く説得力を具えることはできないのではないだろうか。

二〇二四年には開宗八五〇年を迎える。具体的な事業を通じて「目指すべき教団像」を発信していくことが必要とされるだろう。また「目指すべき教団像」について即座にイメージできるようなキャッチな事業テーマ設定も必要になるだろう。さらには事業主体をどう立ち上げるか。ガバナンスが多重になると事業推進の支障になるだろうから、宗内外の組織構成については一応の見直しは必要であるだろう。

研究のまとめと提言 〈成果報告にかえて〉

本研究プロジェクトの目的は、本宗が近未来において直面するであろう諸問題を予想しながら、当研究所としてアプローチ可能な研究課題を提示することにある。研究を振り返ると、近未来における諸問題を具体的に予想するところまでには至らなかった。

とはいえ大きな視点から本宗の課題を指摘するならば、教化集団としての教団像の構築あるいは確立・共有が求められよう。というのも僧侶の養成、資質の向上という観点からみれば、具体的な僧侶像の提示が必須であり、そうした僧侶像はじつは教団像に基づく。教化という観点からみれば、教化対象の分類・分析・把握が必須であり、同時に効果的な教化事業の展開を図る教化戦略の策定が求められる。教化戦略は、やはり教化集団としての教団像に基づくと言える。教団組織という観点から見れば、多くの問題の本質は教団に所属する利点に関する認識に辿り着く。この場合、教団と所属寺院における教団像(あるいは教団の方向性)

の共有が求められる。寺檀関係という観点においても、やはり多くの問題の本質は檀家であることの利点に関する認識に辿り着く。この場合、檀信徒から見た僧侶像あるいは寺院像が問題となるが、この問題の根本はやはり教化集団としての教団像にある。寺檀間に意識のズレがあるとするならば、それは寺檀間の目的意識がかみ合わないからである。両者を摺り合わせるには、寺檀双方における目的意識の一致が必要であろう。それには、やはり教団像の共有が出発点となろう。指摘された他の諸問題からみても、やはり問題の本質に教団像のあることが指摘可能である。

ところで教化対象の分類・分析は重要な課題であるが、各種意識調査等に取り急ぎ目を通してみると、日本人の信仰心や宗教行動は少なくともここ40年ほどは大きな変化は見られない。初詣やお盆の墓参りといった年中行事とも言える宗教行動については比較的積極的だが、特定の宗教・宗派に基づく信仰は薄いというのが大概の特徴である。後者の特徴について、教化主

体としての教団並びに寺院・教師は常に反省を促されるのであるが、そうした特徴については教化者の努力不足のみに原因を求めるわけにはいかない、というのが当研究班における勉強会を通じて得られた知見である。特定の宗教・宗派に基づく信仰心が育ちにくい社会構造があったからである。

研究会に招いた東京大学大学院の下田正弘教授（仏教学）の指摘によれば、日本人は二度に亘って宗教心を奪われたという。下田教授は「意識の屈折」という言葉を用いるが、一度目の意識の屈折は明治政府による国家神道推進により、個々の宗教・宗派の教えにおいてさえ、好むと好まざると政府の方針に従わざるを得なかったことである。二度目の意識の屈折は戦後、国家神道が否定されたことである。こうした二度の意識の屈折を通じて、日本における公共空間から宗教の居場所が失われ、結果的に人々は宗教教育を受けることもなく、日本人は「信ずるという行為」そのものも否定するようになったというのである。

当研究所の江島尚俊嘱託研究員は、自身の研究領域に日本における高等教育史を含み、近代仏教教団の僧侶育成に関する研究を進めているが、江島研究員によれば近代明治において浄土宗が掲げようとした僧侶像および教団像は、国家に対していかに貢献しうるかという点に重きが置かれていたという。

教化集団としての教団像の構築はいつの時代であろうとも重要な課題であることに変わりはない。しかし、こと近代においては、浄土宗の教えに基づいた自発的な教団像の提示にまでは至らなかったという経緯があるのではないだろうか。現代における浄土宗の教団像については別途詳細な研究が必要であるが、今日、もし僧侶像をめぐる議論が拡散するようなことがあるとすれば、それは翻って、教団像の提示、あるいは共有が大きな課題として控えているからであろう。

そういった意味において、「浄土宗21世紀劈頭宣言」が有する意図は注目される。とはいえ、教団像の提示及び共有が一朝一夕に叶うとは思えない。やはり教団

としての事業を通じ、それを実績としながら自ずと構築されていくものであろう。

平成36年（2024）、浄土宗は開宗八五〇年を迎える。さまざまな記念事業が展開されるであろうが、そうした事業の一つ一つが教団像を構築する要素となる。この機会に教団の方向性、教化集団としての教団像が形成示されていくのが望ましい。

現在、宗内には教化団、布教師会、青年会、寺庭婦人会、児童教化連盟、その他にもボーイスカウト連盟や吉水講など諸団体がある。さらにそれらは地方教化センター、教区、組、部と組織が細分化されている。また教団としては総大本山を拝している。それぞれに記念事業が企画されるであろうが、じつは団体の数だけガバナンスが重なることになる。そうした状況が予想されるなかでは、理念や情報の共有、役割分担、密な連絡といった組織の連携が重要になる。そうした連携を円滑に進め、各事業の相乗効果を高めるためには、事業テーマを設定する必要があるであろう。

その際、事業毎にテーマが設定されるであろうが、それらを束ねる理念、その理念を具体的に表現するテーマ設定が重要な課題となる。平成36年まで、あと10年。事業の円成、遂行期間、準備期間、企画期間など鑑みれば、事業テーマ設定は喫緊の課題と言え、と同時にそのことは、教化対象をどのような範疇で捉えるか、どのような分類があり得るか、教化対象の分類・分析・把握といった作業を急がねばならないことを意味しよう。

教化集団としての教団像を構築するにあたり、開宗八五〇年を記念する各種事業はまさに試金石と言える。その際、教化対象、教化主体の組み合わせを鑑みつつ、教化内容の指針となる事業テーマを打ち出すことが求められよう。事業テーマ策定に関し、いくつかの選択肢を提供することが当研究所の役割であることを提言し、本研究の一応の結論としたい。

以上、二年間にわたり研究を重ね、教団像が大きな課題であることを指摘し、結論として喫緊の課題を導

いた。ここで、今後の展望について言及しておきたい。日本は少子・超高齢化が進むなか人口減少社会に突入し、年間死者数は平成52年（2040）にピークを迎えると予想されている。高齢者への教化は喫緊の課題であるが、次世代を担う児童・青少年への教化を疎かにしてはならない。平成26年（2014）生まれの人は、死亡者数がピークを迎えるとされる52年には26歳となる。公共空間における宗教情操教育が期待できない以上、今すぐにも長期的な教化展望を立てなければならぬ。公立学校においては近年、道徳教育に力を注ぐようになってきており、今後、道徳が宗教を凌駕する可能性も否めない。だからこそ幼児・児童・青少年教化の充実を図る必要がある。

ちなみに積極的に宗教情操教育が実践できる環境として宗立宗門関係学校を挙げることができるが、現在、僧侶資格を有する教員数が極めて少ないという。また大学教育において近年、僧侶資格と教員資格を同時に取得するのが困難な状況があるとされる。こうした点

を踏まえるに付けても、教団なり、各寺院・各教師における幼児・児童・青少年への教化活動の充実が望まれるのである。

先に、日本における公共空間から宗教の居場所が失われたと指摘したが、そのことは「我が家の菩提寺が何宗であるか知らない」といった話に象徴されよう。それが現在のこの国の宗教意識なのである。

本研究の一つの結論として、教団像の構築・提示・共有が課題であることに辿り着いた。じつは、そうした課題に取り組むことこそが日本人に信仰を取り戻す営みに他ならないのではなからうか。そのためには、幼い年代からの宗教情操教育が極めて重要であると考える。他宗においても同じ状況であるかも知れないが、少子化という現状を鑑みると、いち早く取り組むべき課題であろう。

平成26年度より、当研究所の研究プロジェクトに、「広報のあり方について」「教化センターのあり方について」が諮問研究として加わった。前者は教団像の発

信という観点があろうし、後者は事業の重複するガバナンスの整理整頓といった観点があるだろう。当研究班での議論の積み重ねが反映されることを望みたい。

また「開宗八五〇年に向けての事業テーマ研究」が新たに加わった。これぞまさしく当研究班が議論を積み重ね、絞り込んでいった研究課題を引き継いでいく研究プロジェクト他ならない。この点を以て研究成果の一つと捉えたい。

(了)

「授戒会開筵寺院へのアンケート調査」報告

1 はじめに

当「布教研究班」では、その前身である「現代布教班」において五重相伝会を開筵した寺院を対象に行った二度にわたるアンケート調査(平成12～13年度予備調査・『教化研究』第13号に報告、平成14～15年度最終調査・『教化研究』第15号に報告)をふまえ、今回は「授戒会」を開筵した寺院を対象にアンケート調査を行った。

2 調査方法

調査方法は、『宗報』平成14年4月号より平成24年3月号までに掲載されている「法要奉修寺院」の中、

授戒会開筵の報告があつた全寺院に対して、平成25年1月24日から郵送によるアンケート調査を開始し、開筵寺院の多い教区への協力のご依頼、および個々の寺院へ電話によるご依頼を行い、最終的に5月末日時点までにご返送いただいたアンケートの集計を行った。

発送数	148通
回収数	91通
回収率	61・5%

3 『宗報』への報告と「宗勢調査」との比較

アンケート報告の前に、まず過去十年間の『宗報』に報告があつた地域別「授戒会」開筵数をまとめた

表を掲載する。また、参考資料として同時期の地域別「五重相伝会」開筵数を掲載する。

この十年間に授戒会を複数回行っている寺院は1会所とカウントし、またハワイ開教区での開筵は対象から外して全148ヶ寺である。総大本山と開教区を除いた平成24年末の浄土宗寺院数7039ヶ寺とすれば、開筵率は2・1%であった。

ちなみに平成19年の「宗勢調査」の結果では、「過去十年以内に授戒会を行った」と回答したのは259ヶ寺で開筵率は3・75%（返答のあった6900ヶ寺を母数とする）であり、『宗報』への報告と若干の差異が見られた。これは『宗報』に届け出をしなかった寺院があるため、あるいは集計方法の違いによる誤差と思われる。いずれにせよ現状では、五重相伝会に比べて授戒会の開筵率は極めて低いことがわかった。

地域別授戒会開筵数（『宗報』平成14年4月号～平成24年3月号）

中四国		近畿							北陸	東海				関東		東北		地区
愛媛	岡山	鳥取	兵庫	大阪	和歌山	奈良	京都	滋賀	富山	伊賀	伊勢	尾張	静岡	長野	埼玉	宮城	青森	教区名
1	1	1	1	30	1	22	10	41	3	1	3	4	3	3	2	3	6	開筵寺院
70	28	42	240	486	197	315	599	471	66	49	253	215	162	236	149	56	110	寺院数
14%	36%	24%	04%	62%	05%	70%	17%	87%	45%	20%	12%	19%	19%	13%	13%	54%	55%	開筵率

東北						北海道		地区
福島	宮城	山形	秋田	岩手	青森	第二	第一	教区名
1	2	4	0	1	13	7	2	開筵寺院
166	56	119	48	34	110	66	74	寺院数
0.6%	3.6%	3.4%	0.0%	2.9%	11.8%	10.6%	2.7%	開筵率

(参考) 地域別五重開筵数(『宗報』同号)

全教区	平成19年宗勢調査
259	
6900	
3.75%	

九州					
合計	三州	大分	長崎	佐賀	福岡
148	3	2	4	2	1
7039	44	57	67	90	260
2.1%	6.8%	3.5%	6.0%	2.2%	0.4%

北陸				東海					関東									
福井	石川	富山	新潟	岐阜	伊賀	伊勢	尾張	三河	静岡	長野	山梨	神奈川	千葉	東京	埼玉	茨城	栃木	群馬
13	1	11	4	2	20	29	8	8	9	10	0	8	2	5	5	1	2	1
85	41	66	80	89	49	253	215	318	162	236	91	264	146	437	149	101	79	75
15.3%	2.4%	16.7%	5.0%	2.2%	40.8%	11.5%	3.7%	2.5%	5.6%	4.2%	0.0%	3.0%	1.4%	1.1%	3.4%	1.0%	2.5%	1.3%

合計	九州						中四国						近畿							
	三州	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	愛媛	南海	山口	広島	岡山	石見	出雲	鳥取	兵庫	大阪	和歌山	奈良	京都	滋賀
835	3	5	7	17	18	35	2	5	12	12	4	2	2	4	45	134	57	107	74	121
7039	44	57	89	67	90	260	70	53	140	75	28	51	56	42	240	486	197	315	599	471
11.9%	6.8%	8.8%	7.9%	25.4%	20.0%	13.5%	2.9%	9.4%	8.6%	16.0%	14.3%	3.9%	3.6%	9.5%	18.8%	27.6%	28.9%	34.0%	12.4%	25.7%

	平成19年宗勢調査
全教区	1076
	6900
	15.6%

地域別授戒会開筵数の表（未開筵教区は省略）を見れば、近畿ブロックに圧倒的に集中していることが一目瞭然である。開筵の多い順に滋賀、奈良、大阪の三教区、次いで京都、そして青森と続いている。

なお、この表には反映されていないが、東京教区、神奈川教区ではいくつか組主催の授戒会が開筵されている。組主催のため、あるいは日数が3日間に足りないという理由で、『宗報』への報告がなかったためであろう。

ちなみに現行「宗綱・宗規」における、五重相伝会と授戒会の規程は次の通りである。

第九編 伝 法

※伝法規程（宗規第七号）

昭和三十七年六月一三日発布達示第九号

第一条 4 信徒にして宗義を相伝するを、五重相伝という。円頓戒を授与するを、授戒という。

第二条 5 五重相伝及び授戒は、寺院又は教会において七日の別行を修し、その第七日目に伝法又は授戒を行うものとする。ただし、時宜により期間を縮長することができる。

第七編 僧侶

※功績点付加細則（宗令第八十六号）

平成十年四月二十八日制定

第二条

六 法要奉修（1 五重相伝会 2 授戒会）

一 被付加者は、届出をした開筵道場の住職と

し、かつ五重相伝会は五日以上、授戒会は三日以上開筵したものに限り評点する。

二 教区及び組主催により開筵したものは除く。

このように、組主催であることや日数の制約などは、あくまで住職の功績点に関することだけなので、少なくとも開筵されたことは宗へ報告しておくことが望ましいと思われる。

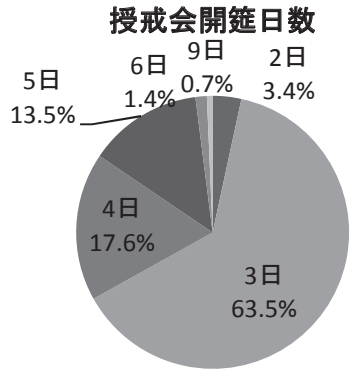
次の表は『宗報』に報告がされていた148件の授戒会開筵日数をまとめたものである。

授戒会開筵日数						
計	9日	6日	4日	4日	3日	2日
148	1	2	20	26	94	5

期間の短いケースでは2日開筵も5件（3・4％）あるが、前述の理由で報告を行わずに開筵しているケースも多々あるかと思われるので全体像とは判断

たとの事であった。
 最長の回答として9日開筵という会所が1カ寺あるが、電話による聞き取りを行ったところ、受者が14人以上、一度に全受者を本堂に収容し続けるのは困難なため、初日の「足揃え式」のみを全員で勤め、残りの日程は4日ずつ二度に分け、各々約70名の受者で行ったとの事であった。

3日開筵が63・5％と最も多く、4日開筵、5日開筵は共に2割以下となっている。



開筵月に関しては4～5月、10～11月が最も多いが、中には年末や正月中の開筵という例もあった。このよ
 うな時期の開筵は、常日頃から檀信徒と緊密な関係を
 築いて理解を得られる状況がないと難しいだろう。

		開筵月										
計	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
148	1	48	22	8	0	0	10	24	21	10	3	1

次の表は授戒会の開筵月をまとめたものである。
 できない。

4 アンケート報告

次にアンケートの回答を集計し報告したい。

○受者についてお尋ねします

問1 総受者数と男性・女性の人数はどのくらいでしたか？

問1 総受者数		25人以下	26～50人以下	51～75人以下	76～100人以下	101～125人以下	126～150人	151人以上	未回答	計
		6	20	28	19	11	2	4	1	91

男性比		20%以下	21%～40%	41%～60%	61%～80%	81%以上	無回答	計
		4	18	64	2	1	2	91

総受者数では「51～75人」が一番多かった。また「151人以上」という回答が4件（総受者数173人、311人、410人、1300人）あるが、このうち、300人以上の受者数の回答はすべて青森教区の大人数による授戒会であり、アンケート全体としては特異な例である。青森教区には津軽地方特有の伝統的な開筵形態があり（註：『津軽における授戒会提要』二〇〇九年、青森教区北組発行）、これは檀信徒結縁のための授戒会を指すことが多いため、必ずしも受者全員が全日程に参加しているわけではない。

受者数における男性の割合は「41～60%」が一番多い。だいたい男女同数である。「81%以上」が1件あ

るが、これは部内での共同開筵で、部内18ヶ寺の檀家総代を中心にした特殊な例である。

問2 受者の方で年齢が60歳未満ほどのくらいの割合でしたか？

問2 60歳未満の受者パーセント	
1. ほぼ100パーセント	5
2. 80パーセント程度	10
3. 60パーセント程度	11
4. 40パーセント程度	14
5. 20パーセント程度	14
6. 10パーセント以下	35
無回答	2
計	91

まず「10%以下」が35件で最も多い。やはり仕事を数日間休んで参加することは難しいため、受者の中心は、60歳以上で定年退職後の方が大部分となるのである。しかしながら、「ほぼ100%が60歳未満」が5件、「80%程度」が10件もあり、むしろ壮年層を対象にした開筵も複数見られた。該当する会所寺院のご意見を

読むと、信仰継承のためにも若い年齢層に対して住職が積極的に参加を勧奨したということであった。明確な意図をもって若い世代にも働きかけ、開筵の時間帯に工夫をしている次のような意見も寄せられた。

【意見欄より】

■若いとき授戒(青壮年対象)。年輩になって五重(壮・老年対象)。(伊賀)

■授戒会については、現代の社会のあり方を鑑み青年層にも広めて行く必要がある。つまり、「自戒」の精神を早い時期に植え付け、ともすれば自己中心のわがままがまかり通る今の社会を正すために必要と思われる。(滋賀)

■授戒会・五重相伝共に平日は18時より、休日は午前もしくは午後より実施。サラリーマンでも少し帰宅時間を調整してもらって出席できるよう配慮し、出席状況が半分以下だった場合は冥加料を返金する。(滋賀)

問3 全日程に出席された受者はどのくらいの割合でしたか？

問3 全日程に出席 された受者		1. ほぼ100パーセント	64
		2. 80パーセント程度	15
		3. 60パーセント程度	7
		4. 40パーセント程度	2
		5. 20パーセント程度	1
		6. 10パーセント程度	1
		7. 10パーセント未満	0
無回答			1
計			91

原則的に全日程参加が当然であろうが、「40%程度」2件、「20%程度」1件、「10%程度」1件の例が見られた。すべて先述した青森教区での特殊な例である。

問4 開筵寺院の檀信徒以外の受者（他寺の檀信徒など）はどのくらいでしたか？

問4 開筵寺院の檀 信徒以外の受 者		1. ほぼ100パーセント	1
		2. 80パーセント程度	2
		3. 60パーセント程度	1
		4. 40パーセント程度	1
		5. 20パーセント程度	1
		6. 10パーセント程度	5
		7. 10パーセント未満	20
8. 当寺の檀信徒以外はいない			58
無回答			2
計			91

この設問は、授戒会開筵が学校教育の場や地域社会など、対社会的に呼びかけられているかを探る意図で設けたが、現実的には檀信徒を対象とした開筵が大部分である。授戒会は宗派に限定されるものでなく、関係する幼稚園保護者など、広く受者を募ることが可能な行事であり、檀信徒拡充の縁にもなるかと思われる。

問5 申し込まれた受者に対する説明会（足揃え）を行いましたか？

問5 申し込まれた受者に対する説明会		1. 行っていない	2. 1回行った	3. 2回以上行った	無回答	計
		39	45	6	1	91

「行っていない」が39件あるのは意外だが、五重相伝会開筵が盛んな地域では、細かな注意事項を改めて説明しなくとも、壇信徒に事前の理解があり、すぐに厳粛な道場形式に順応できる素地が築かれているということではなからうか。行った方の回答では「1回行った」が45件と最も多い。

○諸役についてお尋ねします

問6 伝戒師はどのような方でしたか？（開筵当時／複数回答あり）

問6 伝戒師はどのような方か		1. 住職	2. 前任職	3. 本山の台下	4. 説戒師（勸誡師）が兼任	5. 教授師が兼任	6. 回向師が兼任	7. その他	無回答	計
		83	2	0	11	0	0	2	1	99

伝戒師は通常、会所寺院の住職が勤めるものと予測していた。しかし回答には「説戒師（勸誡師）が兼任」が11件あった。五重相伝会における伝灯師にも言えることだが、厳粛に行われる正伝法道場において、不慣れな住職が勤めることを避けようとする会所も多いのであろうか。「その他」の回答は「総本山門跡」や「部長」などの役職者が勤めたという回答であった。

問7 説戒する方を、貴寺ではどのように呼びびしますか？

問7 説戒する方の 呼び方	1. 説戒師	61
	2. 勧誡師	27
	3. その他	2
	無回答	1
計		91

関西方面では「説戒師」と呼ぶことが多いが、会所によっては「勧誡師」とする所もあった。関東以北では「勧誡師」が一般的な呼称のようだ（大本山増上寺も「勧誡師」とする）。「その他」には「勧戒師」と「説戒師」という漢字の用い方の異なる2例が見られた。

問8 説戒師（勧誡師）はどのような方でしたか？（開筵当時／複数回答あり）

問8 説戒師（勧誡師）はどのような方か	1. 住職	4
	2. 前住職	4
	3. 本山の台下	1
	4. 教区内の教師	40
	5. 教区外の教師	40
	6. 伝戒師が兼任	2
	7. 教授師が兼任	0
	8. 回向師が兼任	0
	9. その他	5
	無回答	1
計		97

「教区内の教師」「教区外の教師」との回答がいずれも40票と同数であった。

「教区内の教師」を選んだのは青森3、滋賀9、大阪10、奈良12など、開筵率の高い教区に多い傾向が見られた。開筵の頻度が高いため、需要と相俟って説戒を勤められる教師数が多いものと思われる。また先達となる説戒師が多いことは良き見本を多く得られるということであり、継続的に説戒師が育成される土壌と

もなっていると考えられる。一方で「教区外の教師」の回答に関しては地域的な特性は見られなかった。「その他」は「本山布教師」「ベテラン布教師」といった記述であったが、これは次の問9において具体的に記される。

問9 説戒師（勸誡師）を選ばれた理由をお書き下さい。（記述回答）

問9 説戒師を選んだ理由														本山布教師	13
														（施餓鬼など）いつも頼む方	7
														信頼	1
														法類	5
														経験	17
														技量	13
														肩書き	3
														高德・尊敬・信仰心	9
														五重（前回）と同じ	10
														（信仰の）考え方が自分と同じ	4
														知人	16
														布教の師	1
														推薦・ご縁	6
														評判	6
														勉強熱心	2
														年齢が受者と同じくらい	4
														近隣	7
														若手育成	2
														前住・住職	5
														予算上	3

記述回答を、いくつかの項目に分けてカウントして

みたところ、高いポイントをあげたのは、「経験」17、「知人」16、「本山布教師」13、「技量」13、「五重（前回）と同じ」10、などである。

「知人」は依頼のしやすさと思われるが、やはり受者にとっては滅多にない貴重な法縁であることから、経験値の高い、間違いない教師を選ぶのが会所としては当然の希望であろう。

選出理由が述べられた記述回答には「常に説戒に回っておられる方」「浄土宗の布教の第一人者である」などがあり、「むしろ、説戒師にあわせて日程を決定した」という回答も見られた。

その他には「若手育成のため」、また「予算上住職自ら行った」という回答も見られた。また次の記述回答のように、将来の五重相伝会開筵を見ず選んだケースや、受者の年齢層に配慮した例もある。

【記述回答より】

■住職と共に授戒の研修を2年以上つみ、思いの通り

た方であった。授戒の後、五重に繋がる為、共に同人にお願いした。

■受者の中心層と年齢がほぼ合致すること。

問10 回向師はどのような方でしたか？（開筵当時／複数回答あり）

問10 回向師はどのような方か	1. 住職	3
	2. 前住職	3
	3. 教区内の教師	57
	4. 教区外の教師	22
	5. 伝戒師が兼任	2
	6. 教授師が兼任	1
	7. 説戒師（勸誡師）が兼任	0
	8. その他	11
	9. いない	4
	無回答	1
計		104

「教区内の教師」が57件と最も多い。その中の多くは、大阪（28%）、奈良（21%）、滋賀（17・5%）と近畿ブロックの各教区であり、開筵率の高い教区である。一方、次点の「教区外の教師」22件には集中した

地域傾向は見られない。

五重相伝会と同様、関西方面では回向師が関東における「教授師」の役を兼ねることが多い。また、説戒師（勸戒師）をを目指す布教師は、まず回向師となつて開筵会所に同行し、説戒師の補助をする役割であるとも聞く。こうした「回向師兼教授師→説戒師」と段階的に進む、言わば育成システムが成立していることが諸役を務める人材を枯渇させないための機能を果たしていると言えるだろう。

「その他」の記述では「お手伝い寺院で当番制」「出仕僧で当番」「隣寺の住職の方々が順番に行く」と、誰もが経験を積めるような体制となつていられると思われる回答もあった。

選出の明確な理由を記した記述としては「定評のある人」「経験の多い。また、ありがたい回向をされた方」など、経験と技術の面からの回答があった。

問11 教授師はどのような方でしたか？（開筵当時／複数回答あり／※こゝでは受者に趣旨や威儀作法などの指導を行う役割を指します）

問11 教授師はどのような方か	
1. 住職	11
2. 前住職	1
3. 教区内の教師	53
4. 教区外の教師	13
5. 伝戒師が兼任	1
6. 回向師が兼任	18
7. 説戒師（勸戒師）が兼任	2
8. その他	7
9. いない	3
無回答	2
計	111

「教区内の教師」が最も多く53件である。関西では「教授師」という名称は使われないようだが、設問中の「受者に趣旨や威儀作法などの指導を行う役」という意図に対して回答されたものである。五重相伝会にも言えることだが、教授師に関しては、その地域特有の伝統的な開筵形態も含めて把握している必要がある

るため、教区内の教師が選ばれる傾向があるのであろう。

「問10 回向師はどのような方でしたか？」で指摘した理由により「回向師が兼任」が近畿を中心に18件と多い。

また「住職」自身が務めたという回答も11件と意外に多いが、その内訳は滋賀5件、大阪4件と、やはり開筵の多い教区であった。「教区外の教師」も13件あるが、目立った地域特性は見られなかった。

「その他」記述では「組内の住職方」「組内の長老」「部内寺院で分担」「意欲のある若い方」「法類」「副住職」という回答が寄せられている。

問12 開筵期間中の出仕僧（執り持ち）の人数をお選び下さい。（※伝戒師・説戒師・回向師・教授師を除く／延べ人数ではありません）

問12 開筵期間中の 出仕僧の人数		計
1.	1～5人	19
2.	6～10人	33
3.	11～15人	22
4.	16～20人	6
5.	21～25人	4
6.	26～30人	3
7.	30人以上	1
8.	なし	1
	無回答	2
		91

「6～10人」の回答が33件と最も多く、次いで「11～15人」22件、「1～5人」19件であった。

出仕僧の人数が必要になるのは各道場における受者係としてであろうと思われる。出仕僧に「1～5人」と回答された会所の受者数と、クロス集計をしてみたが、受者数15人から102人までの会所と比較的幅広く分散していた。平均すると1人の出仕僧で受者50人

程度を受け持つ計算になる。

「30人以上」と答えた出仕僧が最も多い会所が1件あるが、受者数は60人であり、特殊な例と言える。

その次に出仕僧の人数の多い「26～30人」を選択した3件は受者数1300人（青森）、109人（滋賀）、80人（奈良）と受者の人数が比較的に多い会所であった。ただし、1300人の例は「問3 全日程に出席された受者はどのくらいの割合でしたか？」で「10％程度」を選択しているので全日程に1300人が参加しているわけではないようだ。

問13 出仕僧（執り持ち）のうち、運営・手伝い・準備などの実務を行った僧侶の人数をお選び下さい。（※伝戒師・説戒師・回向師・教授師を除く／延べ人数ではありません）

問13 出仕僧のうち、 運営・手伝い・ 準備などの実 務を行った人 数		
1.	1～5人	42
2.	6～10人	38
3.	11～15人	6
4.	16～20人	0
5.	21～25人	0
6.	26～30人	0
7.	30人以上	0
8.	なし	3
	無回答	2
計		91

実務に関わった出仕僧は「1～5人」42件（46・2％）、次いで「6～10人」38件（41・8％）で、10人以内で準備・運営をした会所がほとんどを占めている。

「なし」と回答された3件は、和歌山（受者118人）、佐賀（受者61人）、三州（受者26人）の開筵例であった。このいずれも次の「問14 出仕僧（執り持ち）のう

ち、儀式・法要のみに随喜した僧侶の人数をお選び下さい」では「儀式・法要のみに随喜した僧侶の人数」を「なし」と回答していることから、開筵が少ない地域であるために他寺に出仕を依頼せず、その寺の関係者のみで運営・準備を行ったのではないかと思われる。

問14 出仕僧（執り持ち）のうち、儀式・法要のみに随喜した僧侶の人数をお選び下さい。（※伝戒師・説戒師・回向師・教授師を除く／延べ人数ではありません）

問14 出仕僧のうち、 儀式・法要の みに随喜した 人数	1. 1～5人	35
2. 6～10人	22	
3. 11～15人	14	
4. 16～20人	5	
5. 21～25人	0	
6. 26～30人	0	
7. 30人以上	2	
8. なし	11	
無回答	2	
計	91	

「1～5人」が最も多く35件（38・5%）、次い

で「6～10人」22件（24・2%）、「11～15人」14件（15・4%）である。

「30人以上」との回答は奈良（受者60人）と大阪（受者43人）の2件である。受者数の半分以上の僧侶が随喜するのは多過ぎるような感もあるが、いずれも開筵率の高い教区であり、若手を中心とした多くの教師に現場経験を積ませる意図があるのかもしれない。

問15 賄いなど僧侶以外のお手伝いの方の人数をお選び下さい。(※一日当たりの平均的な人数をお答え下さい)／延べ人数ではありません

問15 賄いなど僧侶以外のお手伝いの方の人数		1. 1～5人	43
		2. 6～10人	18
		3. 11～15人	12
		4. 16～20人	7
		5. 21～25人	6
		6. 26～30人	1
		7. 30人以上	2
		8. なし	0
		無回答	2
計			91

「1～5人」が43件(47・3%)で最も多く、次いで「6～10人」18件(19・8%)で、この10人以内で賄うのが全体の7割近くという結果である。反対に賄いの人数が多い方では「26～30人」は奈良(受者数60人)の例が1件、「30人以上」は京都(受者52人)と奈良(受者102人)の2件であった。

○開筵形態についてお尋ねします
問16 前回開筵の授戒会から、どのくらい期間が経りましたか？

問16 前回開筵の授戒会からの期間		1. 今回が初めて	19
		2. 3年未満	1
		3. 3年以上5年未満	6
		4. 5年以上7年未満	5
		5. 7年以上10年未満	12
		6. 10年以上15年未満	19
		7. 15年以上	21
		8. その他	8
		無回答	0
計			91

「3年未満」1件、「3～5年」6件、「5～7年」5件の短い年数を選んだ計12件は、後半の「問23 貴寺では定期的に授戒会を行っていますか？」の質問でいずれも「1、()年ごとに行っている」を選んでいる。前回からの年数が7年未満の会所は全て定期的に授戒会を開筵している寺院であった。この短いサイクルで定期開筵を継続している教区は、奈良6件、滋

賀2件、大阪2件、青森と佐賀1件ずつの各教区である。

「その他」の8件はいずれも「わからない」を含めて全てが前回の開筵から30年以上経過していた。「15年以上」経過の21件と合わせれば全体の3割を超えている。「その他」の記述部分には「100年」「120年」振りの開筵との回答もある。この2例は平成二〇年と二二年に開筵しており、八百年遠忌のお待ち受け期間であることを勝縁として復活に踏み切ったものであろう。

「今回が初めて」と回答した19件の回答者が「問22 貴寺では今後、再び授戒会を行う予定がありますか？」においてどのように回答しているかをクロス集計してみると、「今のところない」7件、「未定だが行うつもり」8件、「10年以内」4件となっている。再開筵の意志を示す回答の方が合せて12件と、「今のところない」の倍近い件数である。

問17 発願から開筵までの準備期間はどれくらいですか？

問17	1. 半年未満	5
発願から開筵	2. 半年以上 1年未満	30
までの準備期	3. 1年以上 2年未満	24
間	4. 2年以上 3年未満	23
	5. 3年以上	8
	6. その他	0
	無回答	1
計		91

発願から「半年未満」と短い準備期間で開筵している5件は京都、奈良、大阪、佐賀、長崎と地域特性はなかったが、このうち4件は「問23 貴寺では定期的な授戒会を行っていますか？」で定期的に授戒会を開筵していると答えた寺院であり、経験値が十分に積まれているからこそその結果であらう。

回答数の多い項目では「半年以上1年未満」が30件（33・0%）、「1年以上2年未満」が24件（26・4%）、「2年以上3年未満」が23件（25・3%）とほぼ横並びである。「3年以上」と十分な準備期間を費やして

いる回答も8件ある。このうち今回初開筵の寺院は埼玉教区の1件のみで、他の7件は滋賀1件、奈良2件、大阪4件と、開筵率の高い教区ばかりであるが、いずれも前回の開筵からは7年以上経過している。

問18 準備期間中、出仕僧（執り持ち）を対象とする勉強会・習礼等を行いましたか？

問18 出仕僧を対象とする勉強会・習礼		1. 行っていない	2. 1回行った	3. 2～3回行った	4. 4回以上行った	無回答	計
		51	24	11	4	1	91

「行っていない」が51件と、半数以上の会所は勉強会・習礼を行っていないかった。その内訳は滋賀（教区内回答18件中9件）、奈良（教区内回答16件中11件）、大阪（教区内回答20件中14件）と、やはり開筵が盛んな地域が多く、自坊以外の他会所にて現場経験を積む機会が多く得られる環境から、敢えて習礼の必要はないと

いうことなのであろう。しかしこの中で滋賀だけは比較的、習礼を「行っていない」の数が少なかった。

勉強会・習礼を行った寺院の回数を見ると「1回」24件（26・4%）が最多で、「2～3回」11件（12・1%）、「4回以上」4件（4・4%）である。

「2～3回行った」の11件中5件は「初開筵」であり、残る6件はいずれも前開筵時から10年以上を経ている会所である。最も回数が多い「4回以上行った」の内訳は青森、長野、滋賀（部での開筵例）、大阪各教区1件ずつの4件であり、教区での開筵数が多くても入念に勉強会・習礼を行っている会所もあることがわかる。

問19 説戒のひと席あたりの時間と席数をお書きください。(ひと席当たりの時間が異なる場合はそれぞれ分けてご記入ください)

問19 一席当たりの 平均時間							
計	無回答	90分	80分	70分	60分	50分	平均45分
91	2	1	2	3	75	4	4

一席当たりの平均時間



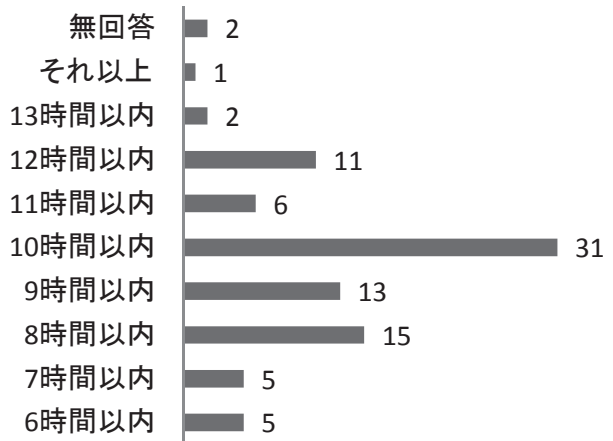
会所によつては、儀式の進行上、席ごとに時間の長短が不統一な場合もあると思うが、平均して最も多いのは「1席60分」で全回答の8割以上を占めた。その他はいずれも少数である。

説戒の席数											
計	無回答	16席	15席	13席	12席	11席	10席	9席	8席	7席	6席
91	2	1	1	2	13	4	27	14	17	4	6

説戒の席数については「10席」が27件（29・7％）と最多で全体の約3割を占める。2位は「8席」17件（18・7％）、3位は「9席」14件（15・4％）、4位は「12席」13件（14・3％）となっている。

説戒（勸誡） 総時間										
計	無回答	それ以上	13時間以内	12時間以内	11時間以内	10時間以内	9時間以内	8時間以内	7時間以内	6時間以内
91	2	1	2	11	6	31	13	15	5	5

説戒(勸誡)の総時間



次に説戒の総時間数で見ると「10時間以内」の31件(34・1%)が最多であり、次いで「8時間以内」15件(16・5%)、「9時間以内」13件(14・3%)という結果である。

以上から、最も多く行われている説戒の形態は、「1席60分」「全10席」「計10時間以内」となる。

ただし、開筵日数によっては、ここまでの時間は確保できない。逆に、説戒の時間が最も少ないのは「6時間以内」の5件であり、うち1件が2日開筵、残る4件は初日の日程が半日の3日開筵の例などである。

ただし、2日開筵であるが、剃度式と懺悔式を行わず、60分×7席の「7時間」を説戒に当てた例(滋賀教区)もあり、開筵日数と説戒総時間が単純に比例するわけではない。

説戒の時間数の多い回答では「12時間以内」を説戒に当てた11件の内訳が5日開筵の6件、4日開筵の4件、と日数も多い。ただし3日開筵で「12時間」という例も1件あった。

「13時間以内」の2件の内訳は、5日開筵の1件、4日開筵の1件である。最長の例として「16時間」との回答も1件ある。これは5日開筵の例で60分×16席であった。

問20 剃度式はいつ行いましたか？

問20 剃度式はいつ 行ったか		1. 行っていない	22
		2. 開筵の前	0
		3. 初日	16
		4. 2日目	26
		5. 3日目	19
		6. 4日目	2
		7. 5日目	0
		8. その他	4
		無回答	2
計			91

「行っていない」が、22件で全回答の24・2%である。青森では回答した4件のすべてが行っていない。関西方面からの回答では、奈良（16件中10件）は6割以上が行っていないことになる。これは剃度式を五重相伝会において行うためではなからうか。しかし、同じく五重相伝会の開筵率の高い教区の滋賀（18件中2件）や大阪（20件中4件）では、なぜか圧倒的に行う会所の方が多。残る2件は尾張、三州であった。

「剃度式」を行う方の回答で最多は「2日目」の

26件で全回答の28・6%、次点は「3日目」の19件で20・9%、次が「初日」の16件で17・6%である。「4日目」と答えた2件は、滋賀の事例で、夜のみ開筵の4日目、5日開筵の4日目に行ったものである。「8. その他」の中には「正授戒の中で一括して行う」という回答があった。「開筵前」との回答は0件であった。

問21 懺悔式（暗夜道場）はいつ行いましたか？

大阪（回答20件中16件）80・0%（教区内比率）

問21 懺悔式はいつ 行ったか		1. 行っていない	65
		2. 開筵の前	0
		3. 初日	0
		4. 2日目	12
		5. 3日目	6
		6. 4日目	4
		7. 5日目	2
		8. その他	1
		無回答	1
計			91

「行っていない」が65件（71・4%）と大部分を占めた。五重相伝会の盛んな地域などでは、すでに受けているという事であろうか。開筵率の高い近畿ブロック各教区からの回答で「行っていない」を選んだ内訳は次のようになる。

- 滋賀（回答18件中11件）61・1%（教区内比率）
- 京都（回答7件中6件）85・7%（教区内比率）
- 奈良（回答16件中16件）100%（教区内比率）

奈良教区では懺悔式を行わない寺院が100%であり、京都、大阪教区では8割以上が行わない。滋賀教区については6割を超す会所で懺悔式を行っていないという地域傾向が見られた。

一方、行っている方の回答では、「2日目」が最も多く12件。この全てが3日開筵である。

「3日目」の6件中、4件は4日開筵、2件が3日開筵である。この3日開筵の2件（青森、大阪）は最終日に懺悔式を行っていることになる。「4日目」の4件（青森、滋賀2、大阪）は全て5日開筵である。

「5日目」は2件とも青森教区で最終日に行っている。青森教区には最終日に懺悔式を行う特徴が見える。

「その他」は「引き続き五重相伝を行い、その中で」という回答なので実際には授戒会の日程外である。

また、意見欄の中に「懺悔式は五重で行うのでやらない」「懺悔式は行ったが暗夜道場ではない」という

記述が見られた。設問が不十分だったので回答に迷われた方があったかもしれない。

問22 貴寺では今後、再び授戒会を行う予定がありますか？

問22 再び授戒会を行う予定		1. 今のところ予定がない	13
		2. 5年以内に行う予定がある	17
		3. 10年以内に行う予定がある	15
		4. 未定だが行うつもり	41
		5. その他	3
無回答			2
計			91

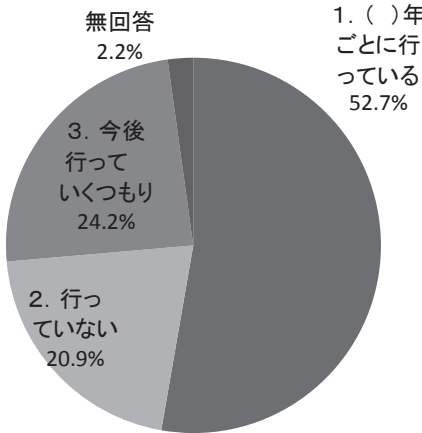
「未定だが行うつもり」の回答が41件と最も多かった。他の回答も含め、地域特性は見られなかった。「今のところ予定がない」は13件、うち7件は今回初開筵の会所である。

「その他」の3件は「10年後」「15年後」「20年後」と、長期的だが定期開筵を決めている会所であった。

問23 貴寺では定期的に授戒会を行っていますか？
（1を選んだ場合は括弧内にもご記入下さい）

問23 定期的に授戒会を行っているか		1. ()年ごとに行っている	48
		2. 行っていない	19
		3. 今後行っていくつもり	22
無回答			2
計			91

授戒会の定期開筵率



前の設問と重なるが、定期開筵を意味する選択肢「()年ごとに行っている」に回答したのは全回答の

52・7%である。

なお開筵の多い教区内での定期開筵率は次のようである。

滋賀 (回答18件中10件)	55・6% (教区内比率)
京都 (回答7件中4件)	57・1% (教区内比率)
奈良 (回答16件中12件)	75・0% (教区内比率)
大阪 (回答20件中12件)	60・0% (教区内比率)
青森 (回答4件中4件)	100% (教区内比率)

また、「1. () 年ごとに行っている」と、後半の「問45—1貴寺では定期的に五重相伝会を行っていないか?」とクロス集計をすると、48件中43件(89・6%)であり、定期的に授戒会を開筵している会所のほとんどは、五重相伝会も定期的に行っているという傾向がみられた。

同様に「2. 行っていない」19件のうち、問45—1に対して五重相伝会を「行っている」と回答したのは

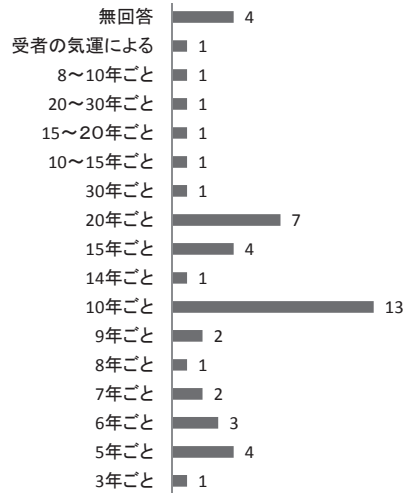
4件(21・1%)、同じく「今後行っていくつもり」22件の中で五重相伝会を「行っている」と回答したのは、13件(59・1%)であった。五重を定期的に行っている会所は、今後授戒会も定期化したいという傾向が強い。

「問16 前回開筵の授戒会から、どのくらいの期間がありましたか?」で授戒会は今回が初開筵と回答した19件のうち、五重相伝会を定期的に行っているのは6件で、傾向としては授戒会よりも五重相伝会の開筵率の方が高いのが現状だろう。

なお、「1. () 年ごとに行っている」のカッコ内は次の表の通りである。

		（ ）年ごと																	
計		3年ごと	4年ごと	5年ごと	6年ごと	7年ごと	8年ごと	9年ごと	10年ごと	14年ごと	15年ごと	20年ごと	30年ごと	10～15年ごと	15～20年ごと	20～30年ごと	8～10年ごと	受者の気運による	無回答
	48	1	4	3	2	1	2	1	13	1	4	7	1	1	1	1	1	1	4

何年ごとに開筵



「10年ごと」が13件で最も多い。そのうち、問45—1において、「五重相伝会を10年ごとに行っている」会所が10件（76・9%）あり、五重相伝会と授戒会を5年ごとに交互に開筵しているという事である。他は「五重相伝会は4年ごとに開筵」とした会所が1件、「五重相伝会は行っていない」が1件、「その他」が1件であった。

次いで「20年ごと」の7件については、このすべての回答者が問45—1において五重相伝会を定期開筵し

ていると答えており、内訳は「五重相伝会を20年ごとに行っている」(授戒会と五重相伝会を10年ごとに交互に行っている)が5件、「五重相伝会は6〜10年ごと」「五重相伝会は30年ごと」が各1件であった。

問24 貴寺ではこれまで1日または2日間の授戒会を行ったことがありますか？

問24	1. 行ったことがある	4
1日または2日間の授戒会を行ったことがあるか	2. 行っていない	82
	3. 今後行っていくつもり	0
	4. その他	2
	記述内容	
	無回答	3
	計	91

「行っていない」が82件と大多数を占めた。

「行ったことがある」と回答したのは富山、滋賀、

岡山、大分の4件である。「組内の申し合わせに合致しないので、行うつもりはない」との記述のあるように、申し合わせにより、日数が何日以上と定められて

いる地域もあるようだ。

その他の回答に「青年、中学生対象の授戒ならばある」との例があった。授戒会は対檀信徒限定の行事ではなく、学校教育の場などに呼びかけていくことも今後考えていくべきものではなかるうか。

○授戒会の戒名・法号等についてお尋ねします

問25 受者にはどのような戒名を授与しましたか？

問25	1. 漢字2文字(戒名)	77
受者によ	2. 漢字4文字(道号と戒名)	9
うな戒名を授与したか	3. その他	5
	無回答	0
	計	91

3. その他	漢字1文字	1
	戒○の2文字	1
	道号のみ2文字	2
	無回答	1
	計	5

新受者の場合、「漢字2文字(戒名)」を授与が77件(84.6%)とほとんどを占めている。「漢字4文字(道

号と戒名」を選択したのが9件(9・9%)、その他は5件(5・5%)という結果となった。

「その他」5件は記述内容から、「道号のみ2文字」(戒名ではないの意)が2件、「戒○」のように戒+1文字を授ける例と「漢字1文字」を授けるとい各1例が見られた。

問26 再伝者がいる場合は新たな法号を授与しましたか？

再伝者の場合		1. 漢字1文字を授与した	8
問26		2. 漢字2文字を授与した	12
		3. 授与しなかった	35
		4. その他	28
無回答			8
計			91

再伝者いない		再伝者いない	27
4. その他		位号を授与	1
計			28

再伝者の場合、最も多かった回答は「授与しなかった」の35件(38・5%)である。次が「その他」の28

件(30・8%)だが、うち27件は再伝の受者がいないケースなので法号はなく、残る1件は記述に「位号を授与」と回答した。

再伝者にも新たに何らかの法号を授与するという回答では、「漢字2文字を授与」の方が「漢字1文字を授与」よりも多いという結果となった。

問27 贈り戒牒、贈り血脈などの場合は新たな法号を授与しましたか？

再伝者の場合		1. 漢字1文字を授与した	5
問27		2. 漢字2文字を授与した	51
		3. 授与しなかった	26
		4. その他	8
贈り戒牒、贈り血脈などの場合		記述内容	別表
無回答			1
計			91

再伝者いない		贈りをしていない	4
4. その他		位号を変化(禪定門・尼に)	3
計			8

贈り戒牒、贈り血脈などの場合は、「授与しなかつた」が26件（28・6％）と3割を下回った。贈り戒牒、贈り血脈自体をしていないとの回答が「その他」の8件中に4件含まれている。記述欄には「授戒は贈りはない」「贈りは意味がないので受付しない」「贈授戒は宗義的にも説明がつかないのでしない」「ありえない」といった意味の上で「贈授戒」自体を行わないとする意見も見受けられた。

本来、授戒は現世における行動を規制するために受けるものであるから、確かに「贈授戒」自体が原則的には成り立たないことになる。現今の「贈授戒」に意味を見出すとすれば、両親等への報恩の観点から追善のための善行を勤めるという意義において行われているということになるであろうか。

法号を追贈するという回答では「漢字2文字を授与」の方が「漢字1文字を授与」よりも圧倒的に多かった。「その他」の中には「信士・信女から禪定門・禪定尼を授与」（京都）や「戒名2文字と度牒を授与し、禪

定門（尼）と計7文字戒名にて贈り回向をした」（大阪）という回答がある。

問28 戒名・法号について特色や決まりごとがあればお書きください。（記述回答）

記述回答を①～⑤のように類別化し、戒名や法名に特色や決まりごとを分析することにした。

【①戒の1字を用いる例】

■○戒と授戒を受けた事が分りやすくしている（奈良）

■良戒・進戒・孝戒・戒心・戒貞・戒学、戒の1字を入れる。（奈良）

■戒を1文字必ずつけてもう1文字授与する。戒光・

戒月・戒浄。（奈良）

■男子は戒名の頭に女子は後に戒の字を入れた。（大阪）

■授戒については、戒名2文字の内、必ず「戒」の1文字を入れて「○戒」「戒○」とする。（大阪）

■○戒に統一した。（兵庫）

【②俗名の1字を用いる例】

■氏名の1文字をなるべく入れる。(尾張)

■俗名の文字、もしくは音で連想される字を用いる、

もしくは音で連想される字を用いる。(滋賀)

■できるだけ名前の1字を使う。(滋賀)

【③先祖代々や夫婦の戒名に配慮した例】

■両親の戒名、先祖代々の戒名などから1字を用いる。

(滋賀)

■各家の先祖及び両親の戒名・法号を調べ関連した文

字やその人柄等を考えてつけている。(滋賀)

■夫婦で互いの1文字をとる。(和歌山)

【④道号・位号を授与する例】

■五重↓誉号+道号、授戒↓戒名。(富山)

■位号を禪定門(禪定尼)とする。(大阪)

■五重相伝の受者を対象としているので誉号・戒名が

ある者に授戒会にて道号を授ける。(大阪)

■五重相伝では誉号と道号の4字、授戒会で戒名2字を授与します。(京都)

■五重では誉号と法名のみ。○誉○○信士・信女。授

戒では戒名と禪定門・禪定尼。(京都)

■80才以上の人は禪定門(尼)にする。世話方には院

号、責任者には院・居士。(京都)

■五重・授戒を受けた方は葬儀にて院号・居士・大姉

号を授与。(鳥取)

■五重相伝と一体して考える。(奈良)

以上の例から、特に関西では五重相伝においては

「誉号+道号」または「誉号+戒名」を授け、授戒会

においては、「戒名」か「道号」と「禪定門・禪定尼」

を授与するのが一般的であるとわかる。戒名の付け方

(選字)に関しては「戒」の1字を含めた2字とする

という例が奈良、大阪の2教区に多く、俗名や先祖の

戒名に配慮して関連付ける傾向が滋賀教区に多く見ら

れた。

また俗に言う「座布団授戒」を防ぐためか「5日間の内、3日以上出席しなければ戒牒授与しない」といった受者の出席率を上げるための方策を講じた例もある。

また少数ながら次のような回答もあった。

【⑤特徴的な例】

■新善男、善女には同一誉号。(青森)

■受者は五重をうけているので、全員同じ戒名(道号)をつけた。(大阪)

■円頓戒として江戸時代よりしているので蓮社をつけている。(奈良) ※最後の意見欄に次の説明がある。

「明治時代までは江戸時代の三縁山の伝書にてされてきました。僧侶にも円頓戒をしていた場所に檀家が入って受けるようになった様でありますので蓮社号をつける様になっている」

■贈り血脈で阿号の人は誉号になる。(青森)

他に1件、葬儀における「誉号」の授与について警

鐘を鳴らす次の意見もあった。

■誉号は原則として五重相伝を受けた者のみに授与している(浄土宗の特色、独特のものとして、ほとんどの者に誉号を与えている寺院が多いと聞か・・・)。(大分)

ちなみに「蓮社号」「阿号」「誉号」について参考となる書籍の該当部分をいくつか紹介させていただく。

《蓮社号について》

『引導下炬集』須賀隆賢(大正五年)

蓮社とは念仏修行者の団体の意で、東晋の慧遠が廬山に念仏道場を設け、白蓮社と名づけたのが蓮社の起源であります、今浄土宗の僧が蓮社号をつけるのは、蓮社の一員であることを表わすもので、そのもとは、二祖鎮西上人の弟子宗円が天福元年に入宋して廬山に往き、帰朝の後、惠遠の芳躅を敬慕し、その遺風を継承する意で、

自ら白蓮社と名乗ったのがはじまりです、五祖定恵以後浄土宗の僧侶専用の法号になりました。

『浄土宗法儀解説』 六戸寿栄（昭和四年）

この起こりは中国晋の慧遠に始まる。慧遠は廬山、虎溪の東林寺に住し、元興元年七月賢士百二十三人を集めて専ら浄業念仏を修した。その庭の池に白い蓮が多くあつて、その華が美わしう咲き競うていたので、その結社の名を「白蓮社」と附けた。これによつて本宗では宗戒兩脈相伝したものに「何蓮社」と蓮社号を授与する定めになつてゐる。

《阿号について》

『引導下炬集』 須賀隆賢（大正五年）

蓮社号と同様に僧専用の法号で、誉号の下道号の上につけるもの、その起源は、文治二年の秋俊乗房重源が大原談義の席に列して法然上人の

説法を聞き信心肝に銘し「一の意樂（志願）をおこして、我國の道俗、炎魔王宮にひざまづきて、名字を問われんとき、仏号を唱えしめんために、阿弥陀仏名をつくべしとて、みづから南無阿弥陀仏とぞ号せられける。これわが朝の阿弥陀仏名のはじめなり」と勅伝第十四卷にのせられています。浄土宗では宗脈相承し璽書伝授のものは法号中にこの阿号を加える例となつてゐます。

『浄土宗法儀解説』 六戸寿栄（昭和四年）

璽書伝授者に授与せられる称号であつて、その起源は元祖の弟子となられた東大寺大勧進職俊乗房重源に始まる。（中略）璽書伝授の僧侶には「阿」と阿号を授与する定めとなつてゐる。

《誉号について》

『啓蒙隨録』 大雲（明治五年）

因に云ふ、誉号は必ず結縁五重以上の人に授くべきは勿論なり。ただし中古以来、無伝の人にも誉号を授くる事の起りは、孝子等父母の没後、追善の為に代受して、誉号を亡き人に贈りたるが始めにて、次で代受までに及ばず、血脈ばかりを与えること起り、後々は何の謂れもなく、授くることの起りたるにて不本意の至りなり。心有る者の為すべきことならず。

『引導下炬集』須賀隆賢（大正五年）

誉号は浄土宗第五相定恵上人が自ら良誉と名のられたのが始まりです、これは善導大師の散善義に書かれている、五種の嘉誉に基づいてつけられたものであり、後世五重相伝を受けたものに限って授けるきまりになっています。篤信の念仏行者には、誉号を与えて然るべきでしょう。

『浄土宗法儀解説』六戸寿栄（昭和四年）

この誉号は或は嘉号ともいって念仏の行人を嘉誉せられた名である。（中略）それで従来から本宗では僧俗ともに五重相伝者にのみ授ける念仏行者の特別な称号となっている。

と記されている。本来の意味合いを理解しておくことが必要であろう。

また開筵の定着していない地域で、五重相伝を受けていない檀信徒にも「誉号」が授与されている現実があるが、これは今後、五重相伝開筵を計画するに当たり、「誉号」の価値を明確化できなくなるため、充分に考慮の必要があるだろう。

○伝巻・伝書・準備品等についてお尋ねします
 問29 伝巻はどのようにご用意されましたか？

伝巻の用意 問29	1. 総・大本山に依頼した	71
	2. 自坊で作成した	17
	3. その他	3
	記述内容 別表	
	無回答	0
計		91

3. その他	組内門中に依頼 本山と併用	2
	計	3

「総・大本山に依頼した」が71件（78・0％）と大部分であるが、「自坊で作成した」が17件（18・7％）と、2割近く存在する。

【記述回答より】

■江戸時代の円戒の板木があるので本山と合せてわたす。（奈良）

■先代より引継。（奈良）

■門中寺院。（大阪）

■組内門中に依頼。（大阪）

記述から入手経路がわかる回答は、以上の4件のみであるが、本来は総・大本山から頂戴するのが望ましいと言えるだろう。ただし、この17件中6件は東北地方の寺院であり、名越派系統の寺院では独自の血脈が存在していることが理由として考えられる。

問30 正授戒における伝書はどのようにご用意されましたか？（複数回答あり）

問30 正授戒における伝書の用意	1. 伝戒師に委任した	9
	2. 説戒師（勸誡師）に委任した	14
	3. 教授師・回向師に委任した	2
	4. 自坊に伝わるものを使用した	29
	5. 浄土宗発行の『結縁授戒講話』を使用した	16
	6. 滋賀教区発行の『授菩薩戒儀』を使用した	36
	7. その他	15

7. その他		今回新たに作った	13
計	知恩院布教師会発行		2
			15

「伝書」は伝戒師が直接受者に伝えるものであるから、本来は自作するのが望ましいが、回答の中で「自作した」と答えたのは「その他」15件中の13件である。

それ以外を大別すれば、「自坊に伝わるものを使用した」29件、「伝戒師・説戒師（勸誡師）・教授師・回向師のいずれかに依任した」が計25件、「発行されている伝書を使用した」が計54件となり、4割強の会所は何らかの発行物を用いている。

記述内容に記載のあった発行物も含めて入手可能な伝書の発行物は、発行年順に次の三冊である。

①昭和55年12月 滋賀教区発行『授菩薩戒儀』

②昭和56年3月 浄土宗発行『結縁授戒講話』

③平成15年8月 総本山知恩院布教師会発行『結縁吉水伝書』

③の発行が比較的、近年であるため、開筵が十年近

く前の会所では、まだ使える段階ではなかったかもしれない。

いずれかに委任したという回答の中では「説戒師（勸誡師）に委任」が14件が多い。次いで「伝戒師に委任」が9件だが、うち7件は住職が、残る2件は前住職が伝戒師を勤めた会所であるから、自作によるものと思われる。教授師・回向師に委任は2件という結果であった。

問31 釈迦三尊軸はどのようにご用意されましたか？

7. その他	釈尊像を使用	4
	説戒師より借用	4
計		8

問31 釈迦三尊軸の 用意	1. 自前で用意した	48
	2. 本山から拝借した	3
	3. 教区・教化団より拝借した	0
	4. 組あるいは部内寺院より拝借した	13
	5. 法類や友人の寺院より拝借した	13
	6. 用いない	5
	7. その他	8
計		91
無回答		1
記述内容	別表	

「自前で用意した」が48件で最多である。

いずれかから借用したという回答の中「本山から」は3件と少ない。本山以外では「教区・教化団より」が0件であるから、教区で備品としている所は今のところないということであろうか。次に「組あるいは部

内寺院より」と「法類や友人の寺院より」拝借が共に13件である。「組あるいは部内寺院より」の内訳の半数となる6件は滋賀教区で、部単位での合同開催が継続的に行われているためであろう。

一方、「用いない」と回答した5件は、青森3件、伊賀、奈良の各1件である。青森の3件については、先にも触れた通り、津軽地方特有の伝統的な開筵形態によるためであろう。伊賀、奈良については不明である。

「その他」は「釈尊像を用いた」「説戒師より借用」が4件ずつある。

■釈迦の軸を本尊前にかけて、ご本尊を隠してしまう寺院があるが、それも問題。当山は釈迦は位牌で本尊前におまつりする（奈良）という意見も見られた。

問32 十方一切如来位牌・十方一切菩薩位牌はどのようにご用意されましたか？

問32 十方一切如来 位牌・十方一 切菩薩位牌の 用意		1. 自前で用意した	30
		2. 本山から拝借した	1
		3. 教区・教化団より拝借した	1
		4. 組あるいは部内寺院より拝借した	3
		5. 法類や友人の寺院より拝借した	3
		6. 用いない	48
		7. その他	4
		無回答	1
計			91
7. その他		伝戒師より拝借	1
		説戒師より借用	3
計			4

48件（52・7%）と半数以上の寺院が「用いない」と回答したのは意外な結果だったが、地域的傾向は見られず、開筵率の高い教区にも分布していた。

ちなみに『十二門戒儀』の「第三 請師」では授戒

の師として、道場に不現前の五座の聖師を招くことになっており、用いないとすれば、設えの上では「証明師」と「同学等侶」を欠くことになるため、何らかの形で用意した方が良いのではなからうか。

「用いる」と回答した残る43件の中では、ほぼ7割が自前で用意している。

問33 表白等の巻物はどのようにご用意されましたか？

問33 表白等の巻物の用意		1. 自前で用意した	77
		2. 本山から拝借した	1
		3. 教区・教化団より拝借した	1
		4. 組あるいは部内寺院より拝借した	5
		5. 法類や友人の寺院より拝借した	3
		6. 用いない	0
		7. その他（説戒師より拝借）	1
		無回答	3
計			91

77件（84・6%）が「自前で用意した」を選択している。借用した場合はいずれの選択肢も少数。「用いない」との回答はない。

○収支についてお尋ねします

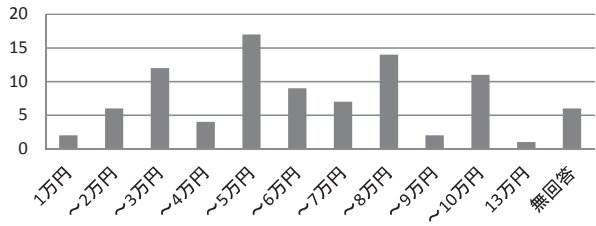
問34 受者冥加料（参加費）の金額・人数をお書きください。また、発起人などで冥加料が異なる場合は別途お書きください。

【受者冥加料】

受者冥加料（参加費）の金額設定については、開筵寺院の状況が様々であり、無回答の票も多いため、均一の法則を見出すことが難しい。例えば受者の人数が多ければ冥加料が低額になるといった、受者人数との関連を調査するためのクロス集計も試みたが、関連は見られなかった。地域傾向も同様であるため、各項目の回答数の表のみを報告する。

受者冥加料	
10,000円	2
15,000円	1
17,000円	1
20,000円	4
27,000円	1
30,000円	11
35,000円	1
38,000円	1
40,000円	2
50,000円	17
60,000円	9
70,000円	7
74,000円	1
80,000円	13
85,000円	1
90,000円	1
100,000円	11
130,000円	1
無回答	6
計	91

受者冥加料



1位…5万円 (18・7%)
 2位…8万円 (14・3%)
 3位…3万円、10万円 (12・1%)
 全回答の平均…5万9305円

【発起人冥加料】（別設定の場合）

30,000円	11
60,000円	1
70,000円	1
100,000円	4
200,000円	2
250,000円	3
280,000円	1
300,000円	1
350,000円	1
500,000円	2
600,000円	1

発起人

1位：3万円（39・3%）※一般の受者と同額

2位：10万円（14・3%）

3位：25万円（10・7%）

全回答の平均：17万5192円

発起人冥加料欄への記入は28件だが、うち11件は一般の受者と同額（3万円）と回答している。金額を一般冥加料と別に設定した回答は計17件で全回答の18・7%である。発起人冥加料を一般冥加料よりも高く設

定した会所では一般冥加料の1・4倍から最大10倍までの金額を設定している。

【再伝者冥加料】（別設定の場合）

15,000円	1
25,000円	1
30,000円	4
50,000円	1
80,000円	1
100,000円	1

再伝者

再伝者冥加料欄への記入は9件で、うち1件が新受者と同額（10万円）という回答のため、別設定の会所は8件で全回答の8・8%である。再伝者冥加料を新受者よりも高く設定したという回答はない。金額には17%から最大約8割減額までの例が見られた。

【冥加料収入合計】

冥加料収入 合計		50万未満	2
		50万以上100万未満	6
		100万以上200万未満	9
		200万以上300万未満	11
		300万以上400万未満	11
		400万以上500万未満	17
		500万以上600万未満	11
		600万以上700万未満	6
		700万以上800万未満	7
		800万以上900万未満	4
		900万以上1,000万円	6
		1,000万円以上	3
無回答			2
計			91

1位…300万以上400万未満（18・7%）
 2位…200万以上300万未満（12・1%）
 2位…400万以上500万未満（12・1%）
 3位…100万以上200万未満（9・9%）

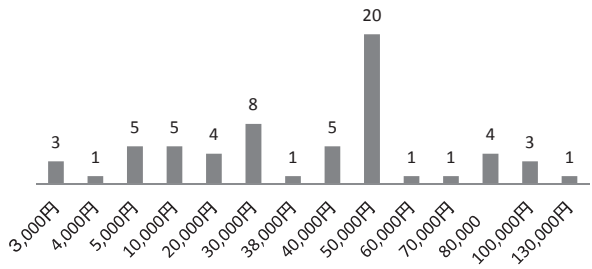
問35 贈り戒牒などの回向の収入がありましたら、名称・金額・件数をお書きください。

名称については、贈り（奈良、滋賀、和歌山）、贈号、贈り血脈（青森）、追贈受戒（滋賀）、特別追贈授戒（滋賀）、他に常回向、特別回向、結縁回向など様々な例が見られた。

最も多いのは「贈り授戒」の39件（大阪14、奈良11、滋賀4、京都4、宮城、富山、兵庫、岡山、大分、三州各1）、次点は「贈り戒牒」で13件（長野、奈良、長崎各2、静岡、富山、滋賀、大阪、福岡、大分、三州）である。

贈戒牒・贈血 脈・贈授戒の 収入	
3,000円	3
4,000円	1
5,000円	5
10,000円	5
20,000円	4
30,000円	20
38,000円	5
40,000円	1
50,000円	8
60,000円	4
70,000円	5
80,000円	5
100,000円	1
130,000円	3

贈戒牒・授戒冥加料



贈り戒牒など回向の金額は、一霊あたり3千円から13万円までとかなりの幅があるが、回答数の多いのは次の金額であった。

- 1位…5万円 (32・3%)
- 2位…3万円 (12・9%)

3位…5千円、1万円、4万円（8・1%）
 全回答の平均…4万741円

贈り戒牒など回向に限っての収入合計では、次の通りである。

	50万未満	50万以上100万未満	100万以上200万未満	200万以上300万未満	300万以上400万未満	400万以上500万未満	500万以上600万未満	600万以上700万未満	700万以上800万未満	800万以上900万未満	900万以上1,000万円	1,000万円以上	無回答	計
贈り、回向などの収入														
	18	22	17	5	2	3	1	0	1	0	0	1	21	91

1位…50万以上100万未満（24・2%）
 2位…50万未満（19・8%）

3位…100万以上200万未満（18・7%）

問36 積立金や御祝金・寄付など、その他の収入がありましたら、お書きください。

	なし	20万	30万	40万円	50万円	100万円	150万円	無回答	計
積立金									
	4	1	2	1	1	2	2	80	91

「積立金」の有無について、未記入の回答を「積立金なし」と見なせば、事前の積み立てを行ったとの回答は7件（7・7%）ということになる。

祝金・寄付金		円
計		91
無回答		42
20万円未満		2
20万以上50万円未満		3
50万以上100万円未満		4
100万以上150万円未満		3
150万以上200万円未満		6
200万円以上		14
		14
		3

また「御祝金・寄付」についての回答も同様に未記入を「御祝金・寄付なし」と見なせば、「御祝金・寄付」収入があったのは46件（50・5％）で半数との結果である。

問37 総収入はどのくらいですか？

問37 総収入はどのくらいですか？		
計		91
無回答		5
1. 100万円未満		1
2. 100万円以上～300万円未満		1
3. 300万円以上～500万円未満		12
4. 500万円以上～700万円未満		11
5. 700万円以上～1000万円未満		21
6. 1000万円以上～1500万円未満		22
7. 1500万円以上～2000万円未満		14
8. 2000万円以上		4

1位：300万円以上～500万円未満（24・2％）
 2位：500万円以上～700万円未満（23・1％）
 3位：1000万円以上～3000万円未満（15・4％）

問38 総支出の中における寺院の建築・建て替え・修繕費などの割合はどのくらいですか？

問38 寺院の建築・ 建て替え・修 繕費などの割 合		1. 80%以上	0
		2. 60%程度	2
		3. 40%程度	4
		4. 20%程度	6
		5. 10%程度	17
		6. なし	57
計		無回答	5
			91

6割以上の寺院は建築・建て替え・修善を行っていない。行った場合で最も多いのは支出の10%程度が建築・修繕費との回答で、全回答の約2割である。

問39 収支の結果であてはまるものをお選びください。

問39 収支の結果		1. 収支ゼロ	20
		2. 黒字	51
		3. 赤字	16
		無回答	4
計			91

開筵寺院の半数以上が黒字と回答している。赤字は全回答の2割弱である。

問40 伝戒師・説戒師(勸誡師)・回向師・教授師への法礼はそれぞれの程度ですか？

問40① 伝戒師の法礼		1. 法礼なし	45
		2. 10万円未満	2
		3. 10万円以上 20万円未満	2
		4. 20万円以上 30万円未満	2
		5. 30万円以上 40万円未満	1
		6. 40万円以上 50万円未満	6
		7. 50万円以上 70万円未満	11
		8. 70万円以上 100万円未満	5
		9. 100万円以上	9
計		無回答	8
			91

1位：法礼なし(49・5%)
 2位：50万円以上70万円未満(12・1%)
 3位：100万円以上(9・9%)
 ご門主が勤められた場合や部の合同開催で役職者が

勤めたといったわずかな例を除いて、法礼の有無に關わらず多くは住職が伝戒師を勤めている。

回答では「法礼なし」がほぼ半数を占めている。この45件は1件の「前住職」を除いてすべて「住職」が伝戒師を勤めた会所であった。最後の意見欄にはこのうちの1件は「収益中、黒字になった分は護持会に繰り入れています。尚、住職は回向料を以って収入としています」という意見を寄せている。

一方で最高額100万円以上の9件中8件も「教区外の教師」1件を除いてすべて「住職」が伝戒師を勤めた会所であり、次に金額の高い「70万円以上100万円未満」の5件はすべて住職が伝戒師という結果だった。

		問40② 説戒師（勸誡師）の法礼	
計	無回答	9. 100万円以上	1. 法礼なし
91	6	8. 70万円以上 100万円未満	2. 10万円未満
	4	7. 50万円以上 70万円未満	3. 10万円以上 20万円未満
	17	6. 40万円以上 50万円未満	4. 20万円以上 30万円未満
	31	5. 30万円以上 40万円未満	5. 30万円以上 40万円未満
	13	4. 20万円以上 30万円未満	6. 40万円以上 50万円未満
	8	3. 10万円以上 20万円未満	7. 50万円以上 70万円未満
	7	2. 10万円以上 20万円未満	8. 70万円以上 100万円未満
	1	1. 10万円未満	
	0		
	4		

1位：50万円以上70万円未満（34・1%）
 2位：70万円以上100万円未満（18・7%）
 3位：40万円以上50万円未満（14・3%）

「法礼なし」の4件はすべて住職自身が伝戒師と説戒師を兼任している。このうち1件は意見欄に「日程と経済的理由、説戒師の御礼を出すに赤字になる」と述べており、予算に配慮した苦心が覗かれる例もあった。

		問40③ 回向師の法礼									
		1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	計
		法礼なし	10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上40万円未満	40万円以上50万円未満	50万円以上70万円未満	70万円以上100万円未満	100万円以上	無回答
91	12	0	1	10	15	18	11	15	2	7	

1位：30万円以上40万円未満（19・8%）
 2位：10万円以上20万円未満（16・5%）
 3位：20万円以上30万円未満（12・1%）

		問40④ 教授師の法礼									
		1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	計
		法礼なし	10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上40万円未満	40万円以上50万円未満	50万円以上70万円未満	70万円以上100万円未満	100万円以上	無回答
91	27	0	0	2	3	6	12	17	9	15	

1位：10万円以上20万円未満（18・7%）
 2位：法礼なし（16・5%）
 3位：20万円以上30万円未満（13・2%）

無回答が増えるのは関東と関西で「教授師」の役割が異なるため、関西方面の回答が減ったのであろう。

問41 法要のみ参加した出仕僧（執り持ち）への法礼はお一人につき、平均してどの程度ですか？

問41 法要のみ参加した出仕僧への法礼	
1. 法礼なし	27
2. 1万円未満	3
3. 1万円以上 3万円未満	15
4. 3万円以上 5万円未満	9
5. 5万円以上 10万円未満	15
6. 10万円以上 20万円未満	11
7. 20万円以上	3
無回答	8
計	91

1位：法礼なし（29・7%）
 2位：1万円以上 3万円未満（16・5%）
 3位：5万円以上 10万円未満（16・5%）
 3位：10万円以上 20万円未満（12・1%）

1位の「法礼なし」を選択した地域は滋賀、奈良、大阪の3教区がほとんどを占めている。これは五重や授戒会の開筵が頻繁に行われている地域であり、会所同士での申し合わせができてきているものと推測される。

問42 運営・手伝いをした出仕僧（執り持ち）への法礼はお一人につき、平均してどの程度ですか？

問42 運営・手伝いをした出仕僧への法礼	
1. 法礼なし	9
2. 1万円未満	1
3. 1万円以上 3万円未満	8
4. 3万円以上 5万円未満	7
5. 5万円以上 10万円未満	17
6. 10万円以上 20万円未満	30
7. 20万円以上	16
無回答	3
計	91

1位：10万円以上 20万円未満（33・0%）
 2位：5万円以上 10万円未満（18・7%）
 3位：20万円以上（17・6%）

問43 賄いなど僧侶以外のお手伝いの方への御礼はお一人につき、平均してどの程度ですか？

問43 僧侶以外のお 手伝いの方へ の御礼		1. 御礼なし	27
		2. 1万円未満	17
		3. 1万円以上3万円未満	36
		4. 3万円以上5万円未満	8
		5. 5万円以上	1
無回答			2
計			91

1位…1万円以上3万円未満(39・6%)

2位…御礼なし(29・7%)

3位…1万円未満(18・7%)

問44 総支出はどのくらいですか？

問44 総支出		1. 100万円未満	0
		2. 100万円以上300万円未満	20
		3. 300万円以上500万円未満	27
		4. 500万円以上700万円未満	18
		5. 700万円以上1000万円未満	15
		6. 1000万円以上1500万円未満	3
		7. 1500万円以上2000万円未満	3
		8. 2000万円以上	0
無回答			5
計			91

1位…300万円以上500万円未満(29・7%)

2位…100万円以上300万円未満(22・0%)

3位…500万円以上700万円未満(19・8%)

○五重相伝会との関係についてお尋ねします

問45 貴寺ではこれまでに五重相伝会を行ったことがありますか？(複数回答あり)

問45 五重相伝会を行なったことがあるか	1. 行っていない	4
	2. 授戒会開催の（ ）年前に五重相伝会を行なった	61
	3. 授戒会開催の（ ）年後に五重相伝会を行なった	27
	4. その他	11
記述内容		8

「行っていない」4件（3・9%）のうち2件は今回初の授戒会開筵である。残る2件は青森であるが、地域の特性として伝統的に五重の要素を含む「授戒血脈相伝会」というものが行われているためかと推測される。

現時点では五重相伝会を行っていないとする回答の、記述内容から見える理由の一つは「授戒↓五重」の順序で開筵したいという住職の意向であり、もうひとつは、五重相伝会に比べて授戒会の方が開筵日数が短く、未経験の新受者が参加しやすいとの理由が挙げられる。また「その他」11件中10件は「記述回答」から五重相伝会も行っていることが見て取れるので、授戒開筵

寺院のほとんどが五重相伝会開筵の経験を持っていることになる。

この表の総数が103（「記述内容」は除く）となっているのは、選択肢「2.（ ）年前に五重相伝会を行なった」と「3.（ ）年後に五重相伝会を行なった」の両方に該当した場合の回答がカウントされているためである。

【授戒会の何年前に行ったか】

授戒の何年前 に五重相伝会 を行ったか															
合計	50年前	20年前	13年前	12年前	11年前	10年前	9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前
61	1	4	2	2	2	5	1	1	3	8	14	8	4	3	3

- 1位.. 5年前 (23・0%)
- 2位.. 4年前 (13・1%)
- 2位.. 6年前 (13・1%)
- 3位.. 10年前 (8・2%)

※いずれも年数を回答した61件中のパーセンテージ

【授戒会の何年後に行ったか】

授戒の何年後 に五重相伝会 を行ったか											
合計	15年後	10年後	9年後	8年後	7年後	6年後	5年後	4年後	3年後	2年後	1年後
27	1	0	1	0	4	1	4	5	5	3	3

- 1位.. 3年後 (18・5%)
- 1位.. 4年後 (18・5%)
- 2位.. 5年後 (14・8%)
- 2位.. 7年後 (14・8%)
- 3位.. 1年後 (11・1%)
- 3位.. 2年後 (11・1%)

※いずれも年数を回答した27件中のパーセンテージ

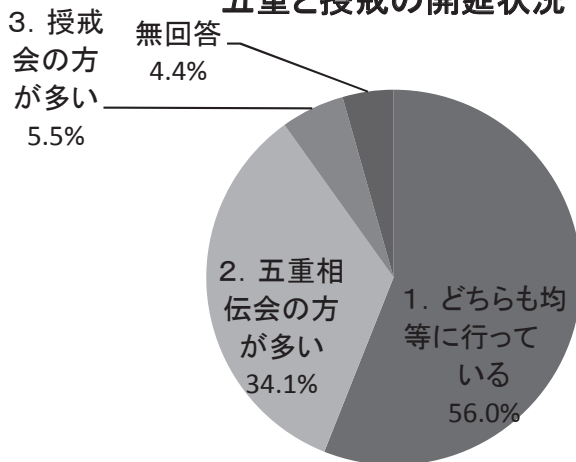
今回初めて開筵の場合はこの質問に回答することが

できないため分母が27件となっている。

問45—1 貴寺では定期的に五重相伝会を行っていますか？

問45—1 定期的に五重 相伝会を行っ ているか	1. () 年ごとに行っている	62
	2. 行っていない	11
	3. 今後行っていくつもり	6
	4. その他(不定期)	6
	無回答	6
計		91

五重と授戒の開筵状況



授戒会を開筵している寺院の7割弱は五重相伝会も定期的に開筵している。行っていない寺院は約1割。「今後行っていくつもり」「その他」に含まれる「不定期だが継続的に開筵」もカウントすれば、授戒開筵寺院のほとんどが五重開筵にも重点を置いていることが

判る。

		五重相伝会開 筵の周期（お およそも含む）																				
合計	不明	8 ～ 10年 おき	7 ～ 8年 おき	6 ～ 7年 おき	6 ～ 10年 おき	20 ～ 30年 おき	15 ～ 20年 おき	10 ～ 15年 おき	10 ～ 12年 おき	30 年 おき	20 年 おき	15 年 おき	14 年 おき	12 年 おき	10 年 おき	9 年 おき	8 年 おき	7 年 おき	6 年 おき	5 年 おき	4 年 おき	3 年 おき
62	2	1	1	1	1	1	1	2	1	2	8	2	1	1	18	1	3	1	4	6	2	2

1位…10年おき 18 (29・0%)
 2位…20年おき 8 (12・9%)
 3位…5年おき 6 (9・7%)
 ※いずれも年数を回答した62件中のパーセンテージ

年数を回答した62件中43件(69・4%)は「問23
 貴寺では定期的に授戒会を行っていますか？」におい
 て授戒会も定期開筵していると答えた寺院である。こ
 のアンケート自体が、過去10年以内に授戒会を開筵し
 た寺院対象のものであるから、残る19件も一度は授戒
 会を開筵していることになる。五重相伝会を開筵して
 いる寺院は授戒会に対しても関心が高いという傾向が
 見える。

五重相伝会、授戒会いずれかを定期的に開筵するこ
 とには、寺院側にとって大行事を進行するノウハウを
 蓄積するという利点があり、檀信徒にとってはこれか
 ら行われる行事の内容をおおまかにイメージでき、参
 加の意志を決めやすいという利点がある。

問45—2 貴寺での授戒会と五重相伝会の開筵状況をお知らせください。

問45—2 授戒会と五重相伝会の開筵状況	1. どちらも均等に行っている	51
	2. 五重相伝会の方が多い	31
	3. 授戒会の方が多い	5
	無回答	4
計		91

「どちらも均等に行っている」が51件（56・0％）と半数以上である。どちらかが多いという回答では「五重相伝会の方が多い」が31件（34・1％）、「授戒会の方が多い」が5件（5・5％）と大きく差が開いている。現状は授戒会よりも五重相伝会に重点を置いている寺院の方が多い。

授戒会の開筵の方が多いと回答した5件のうちでは4件が青森教区で、地域特有の伝統的開筵形態が定着していることが理由であろう。残る1件は滋賀教区の部内合同開筵の例である。この部では4年おきに授戒会を定期開筵している。

問45—3 貴寺では授戒会と五重相伝会の順序をどのように考えていますか？

問45—3 授戒会と五重相伝会の順序	1. 授戒会を受けてから五重相伝会を受けるのが望ましい	34
	2. 五重相伝会を受けてから授戒会を受けるのが望ましい	9
	3. 授戒会と五重相伝会にはそれぞれの意義があるから順番は問わない	40
	4. その他	7
	無回答	1
計		91

受者が五重相伝会と授戒会の両方を受ける場合の望ましい順序について尋ねた。

「授戒会と五重相伝会にはそれぞれの意義があるから順番は問わない」が40件（44・0％）と最も多かった。順序に意義付けをしている回答では「授戒↓五重」が34件（37・4％）、「五重↓授戒」が9件（9・9％）と、現状では開筵率の低い授戒会の方を先に受ける「授戒↓五重」の順が望ましいと考えている寺院が、「五重

↓授戒」の順が望ましいと考える寺院の4倍近く多いことが判った。

ただし、今回の開筵が数十年ぶり、あるいは百年以上ぶりといった寺院もあり、定期開筵を継続していない限り、実際には度々めぐり会うことは難しい。この理由から、原則とは別として「縁に遇うことのできた方から受けて頂く」という次のような意見が記述に見られた。

■3番（順番問わない）だが1番（授戒↓五重）が望ましい

■ご縁のある時に受けて頂く。

■1番（授戒↓五重）と言いたいところだが、めったにない縁（檀家にとって）ということを考えれば五重相伝を優先する。

問45-4 貴寺では五重相伝会と授戒会をどのように関連付けていますか？（記述回答）

五重相伝会と授戒会の関連については記述にてお答えいただいた。その内容から、

- ① 「授戒↓五重とすべき」
- ② 「五重↓授戒とすべき」
- ③ 「五重と授戒は同列・各々に意義あり」
- ④ 「その時の縁に随う」

の四つに分類した。特徴的な意見を数例ずつ報告させていただく。なお意見の文言は一部を意識あるいは省略させていただいた。

【①授戒↓五重とすべき】

■浄土門は大乗仏教、持戒は大前提。しかし往生行は念仏。（埼玉）

■授戒会は仏教全般を含めて初級入門、五重相伝は浄土宗の真髓。（尾張）

■授戒会は自らの行動を反省する機会。五重を受けていただくための足がかり。五重相伝を受ける意志を強く持つ様になる。(滋賀)

■授戒会にて仏教徒としての生活規範を身につけてもらい、しかしながら、戒を守れない者も救われる念仏相伝の五重と位置づけている。(奈良)

【②五重↓授戒とすべき】

■授与戒名の関係で五重を先に受けて頂き、のち授戒にて道号を授けるようにしている。基本的に授戒会受者は五重相伝受者のみ。(大阪)

■まず五重相伝を受けて、その6年後に復習を兼ねて授戒を受けていただく。そして戒名を2字追加する。(奈良)

■本来は授戒を先に受けた方が受者にとって合理的だが、現実には授戒を受けて五重を受ける人は例外的。それ程五重のウエイトは大きく、授戒は必要性が理解されない。(奈良)

■授戒会で浄土宗信徒としての日常生活の生き方を、五重で浄土宗信徒としての信仰と教養を身につけていただく。(宮城)

【③五重と授戒は同列・各々に意義あり】

■車の両輪、鳥の両翼の譬えの通りです(富山)

■授戒会は仏教徒としての方向を示し、念仏の助業とし、五重は浄土宗の教え、念仏を称える事に主をおく。(奈良)

【④その時の縁に随う】

■本来「授戒が先」であるが、開筵のタイミングで五重からという方もある。(京都)

■両方受けて頂くのがベスト。(どちらが先と言うより)ご縁のある時に受けて頂く。(大阪)

■「授戒が先」と言いたいところだが、檀家にとつてめったにない縁と考えれば五重相伝を優先する。五重が先の場合、念仏しかないと受け取っていた

だき、それをきちんと習慣づけるために授戒会を受ける。授戒が先の場合、仏道を歩む大切さを身につけて、それは念仏しかないと関連づける。(長崎)

また「若い時授戒(青壮年対象)。年輩になつて五重(壮・老年対象)」(伊賀)との回答のように、受者の年齢層によつて受ける順序を定めている例もいくつも見られた。最後の意見欄には次の意見も寄せられており、青少年層への働きかけも今後の課題のひとつであるとの示唆を得ることができた。

■授戒会については、現代の社会のあり方を鑑み、青年層にも広めて行く必要がある。つまり、「自戒」の精神を早い時期に植え付け、ともすれば自己中心的わがままがまかり通る今の社会を直すために必要と思われる。(滋賀)

最後の意見欄には、

■日曜学校・子ども会が50年余り続いており、寺院・

經典に親しむ青年が多いことが授戒ができる背景にある。(伊賀)

■檀信徒様とは通常のおつきあいを大切にすることが必要です。男講・茶講・念仏・観音講・地藏講・詠唱会を通じて、寺を活用して頂いてます。そうすることが五重・授戒会を開筵するための基となると思います。(大阪)

といった記述もあり、長期的に信仰の素地作りを心がけることが授戒会開筵に結びつくことを示していた。

○最後に

問46 授戒会を行ったことで檀信徒の意識など、変化がありましたらお書きください。(記述回答)

記述による多くの回答を内容から①～④のように分類した。多くの受者は、仏教徒としての自覚を芽生えさせ、日常勤行・日課念仏を始めるなど、信仰生活

に良い意味での変化を生じていることが判る。また受けた戒を生活に引き当て、行動規範とする受者もある。寺の行事への理解も芽生え、良好な寺檀関係を築く糧となつているようだ。五重相伝会への参加に向けて意欲の向上が見られるとの回答もあつた。

ただし、中には「そんなに簡単に変化は出ない」あるいは一時的には良い変化が生じても、すぐに元に戻つてしまうといった現実や、次世代への信仰継承の難しさを挙げた回答もある。最後の意見欄に「毎年一回、五重作礼を行つて、授戒・五重の復習を行つている」との記述が寄せられているが、授戒会も五重相伝会も開筵すること自体で目的達成とするのではなく、受者が得た感動を保つことができるような継続的なアフターフォローの策を講じていく必要があると言える。

【①寺の行事への関心の高まり・仏事に対する意識の向上】

■施餓鬼や彼岸法要等、定期法要への参詣者が増えた。

(大阪)

■定例法要に参拝する様になる。(京都)

■寺と親近感を持つて頂けた。周りの家族にもお寺が大事と云う事を伝えて頂ける。お参りの際に経本を開いて一緒に拜んで頂ける。袈裟を普段から着用する等、意識向上している。(京都)

■常に自らを反省し、よく手を合わす姿となつており、全ての受者が念仏を始め日常勤行を行う様になつた。(奈良)

■日常勤行をおぼえ、お念仏を常におとなえするようになった。(大阪)

【②仏教徒としての自覚】

■自分勝手な生き方をするのではなく、仏様の物差しで生きていかねばならないことを、少しは自覚ができていふと思われる。(奈良)

■授戒を受ける事により檀家の一員から一人の信徒、仏教者として自覚が出来てくるように思います。(奈

良)

■戒の大切さの認識を持つてもらえた。(鳥取)

■授戒に仏教徒としての自覚が芽生えたように思います。また、こういうことは戒に抵触しますか、といった具体的な質問を受けることが多くありました。私たちが思っている以上に、一般の方々も戒というものを大切に考えているようです。(長野)

【③五重相伝への意識の高まり】

■授戒は道徳規範の根底をなすもので、人間社会が相互依存で成り立っていることに多くの方が気づかれたようです。加えて御仏の教えに喜びをもって、次の五重に心を傾けた方が多くおられました。(滋賀)

■五重相伝への理解度が高まる。寺との信頼関係が出来る。檀信徒の日常的宗教観が分かり、その変化。

(尾張)

■五重相伝を受ける意思を強く持つ様になる。(滋賀)

【④変わらない】

■授戒会を満行したときは皆よろこび一杯ですが、数日もすれば元に戻ってしまうのが現代人の姿であり、お寺詣りをさせることが非常に難しい。五重のあとで授戒を受けているので五重のお陰による意識変化以上のものを認めることは難しい。(奈良)

■開筵後・数年の間は確かによい方向への変化。受者の感動を耳目にする事も多かった。しかし、10年近く経過すると、授戒会・五重相伝、ともにその感度も薄れがち。特に受者は70代・60代が多く、高齢化、中には死亡者もあり、信行・信仰を次世代に引き継いでいく家庭のいとなみが極めて難しい時代になっている。(大分)

■そんなに簡単に変化は出ない！変化がそんなに簡単ではないからこそ5年に1度と、お念佛による修養会を実施してます。(佐賀)

■当然3日間といえど寺に足を運び、お念仏を称えたのですから、意識の変化がなかったら悲しいです。

でも、本心、檀家さんにとって、五重と授戒の違いはわからないと思います。

問47 貴寺の授戒会の特色、およびその他ご意見がありましたらお書きください。(記述回答)

最後に記述回答から特徴的な意見(一部意訳)を①～⑤に分類して紹介させていただきます、後学のための糧としたい。

【①開筵形態・儀式に関する記述】

■戒と念仏をしつかりと関連付けたことと、差定や儀式等なるべくシンプルにする事を心掛けました。浄土宗は円頓戒、それは能化には必要だと思いますが、在家信者に対しては帰敬式程度の三帰戒で十分だと思います。その分、日課誓約をするのであれば、知機の部分をしつかりと説いたほうが効果的だと思います。(埼玉)

■増上寺につとめていた関係で、関東流の剃度式、懺悔会育りのフルコースの受戒会になってしまいました。もし、今後行う時は道場は正授戒だけにし、日課授与もひかえて「戒」を伝えることに徹したいと思います。(長野)

■広懺悔を必ず読む。又、梵網菩薩戒経序を必ず読むことにしています。又、詠唱(吉永講員)が毎日詠唱してくれるようにしています。御法語(深心因果)が授戒にびつたりですので、これも必ず読むようにしています。(奈良)

■正授戒で大きな感動を与える工夫が必要。あまり現代的にしては、儀式としての重みがなくなる。(奈良)
■いつも「戒体発得」作法等、現代人に素直に受け入れられるか不安を抱えながら開いています。(大阪)
■今後は五重相伝中に中2日授戒会を含んで開筵しようかと思っています。(大阪)

【②開筵日数に関する記述】

■ 昨年の組総会にて五重は17↓15席、授戒は12↓10席へと勸誡・説戒の席数改正（改訂）された。昨今の不景気な時代世相の中で、五日間も会社等を休むことがなかなか困難な現実であり、組内寺院も多く日数短縮を望んでいた。授戒会において以前には懺悔道場をもたなかったが、授戒会こそ懺悔道場を持つべきであるという意見が強く、五重の暗夜から形を変えて授戒会でも懺悔道場を行う寺が多くなったようである。しかし、教区全体では、五重会は必ずどの寺も開筵する（檀信徒の数が少なく、住職一代中に1回という寺も多い）が、授戒会までは開筵できない寺も多い。（滋賀）

■ 以前から当山の部内では七日五重が当然のこととして長年に亘り各寺院でつとめて参りました。所が近年社会の風潮から五日五重をつとめる寺院が出て参りました。しかしながら七日とする考えも強く従来のものを崩せないという力と一方では授戒

をせよと云う力の中で迷いに迷って受者達にも一週間の線をくずさずに納得してもらおうと云う形で授戒2日と五重5日と考えてすすめて参りました所、授戒は3日でないと思われられないとの事。そこで急遽足揃えの1日を隣寺のご住職にお願いをして本会期の1日前に2席の説教をいただいで前3日後5日で授戒と五重を勤めました。従って会計面では一連のものとなっております。尚、今回の経験から授戒と五重は別にする方がよいと思われました。（滋賀）

■ 五重・授戒は大変重要な儀式と思いますが、近年の世間の生活を見ますと、六日（五日）とお寺に定めるのはむずかしくなってきました。親から子へと伝える事が、別に暮らす家庭が多くなり仏事のみならず日本の文化が失われていく事に危惧いたしております。（大阪）

■ 勸誡は時間不足を感じました。（大阪）

【③経費・運営に関する記述】

■部がまとまってこの授戒が開筵できたことがなにより大きい。出仕僧（部内住職）も「法礼なし」で出勤としたのが経費面では大きかった。会所の檀信徒の協力があり大変有り難かった。（滋賀）

■受者が少ないと大変であるが、五重授戒が両輪といわれるようにガンバって開筵していくつもりであります。経費倒れ。（大阪）

■当地域は五重・授戒の盛んな所であり、伝統的に続いてきたが、少子化・高齢化・別居家庭の増加等で、近年どの寺でも受者集めに苦労している。受者が10人以下になり開筵を中止しているような寺院も出てきた。将来が心配である。（大阪）

【④宗としての推進を請う記述】

■浄土宗として積極的に五重相伝会や授戒会の開筵を働きかけなくてはならない。そのためにはどこの寺でも開筵できるような指導や協力、援助が必要

である。現在のままでは1ヶ寺がいくら頑張っても無理である。（長野）

■どこの寺でも出来るように宗がもっと助成すべき。

（福岡）

■広く仏縁を結ぶ為には、授戒会は大変有効だと感じます。やはり、五重会と授戒会の両輪であるべきだと考えますが、現代に則した新しい形式を一方の方針として打ち出して下さると五重も授戒も開催が増えると思います。（大分）

【⑤開筵の必要性に関する記述】

■現在の世相をみる時、授戒会の必要性はいよいよ高まっているといえる。さもなくば社会の混乱は深まり、人心の荒廃はひどくなり、幸福が薄くなるばかりの時代となる。（奈良）

■戦後の人間生活に道徳が軽んじられてきた事を感じ、宗門に於いても、我が寺に於いても、授戒会開筵なしの現状に、いささか不満を感じ、授戒会開筵

に至りました。(長崎)

5 おわりに

授戒会は仏法の通規であり、浄土宗においては五重相伝会と共に最も重要な教化事業である。受者にとつては、善悪の基準の定め難い現世において、世法に流されることを防ぎ、仏教徒として正しく生きるための行動原理を授かる貴重な法縁である。

ところが、平成19年の「宗勢調査」では、開筵率3・75%と非常に低い結果が報告されている。開筵の意志があつても実施に踏み切れない多くの寺院にとつては、参考となる実施例を手にすることが開筵の後押しとなるだろう。

本アンケート調査では、協力寺院から貴重な経験値を共有できる多くの情報をご提供いただいた。開筵率の高い教区が持つノウハウや実地でなければ知り得ない現場の情報を活用頂き、授戒会の開筵率向上に資することができれば幸いである。

なお、このアンケートにご協力いただいたご寺院各位には、心より感謝を申し上げ、この報告書の発送をもって御礼に代えさせていただきます。

ずれも教師数・信者数で比較的規模の大きな教団となっている。発表媒体としては、Webと書籍の二つが柱となっており、前者は①声明等比較的短いもの、②論文や啓蒙書に相当する長大なもの、に分かれ、後者もまた③教師向けのもの、④一般信者あるいは外部読者を対象とするもの、に分かれるようである。一部の教団では、②と④を連動させるなどメディアミックス的な試みも見られる。

Q6 今後の展望

多くの教団で生命倫理問題、ひいては人間生活と科学技術の関係をめぐる問題の重要性が認識されている。しかし一方で、人材・費用の面で教団規模の制約が大きい現状が指摘され、個別の教団を超えて取り組んでゆく枠組みが必要だとの声が目立った。

5 むすび

本来であれば、こうしたアンケート調査については「集計」だけでなく「分析」が必須であろう。しかし前述のように、諸般の事情により今回は「分析」のための十分な討議が行えなかった。このため、ひとまず「集計」結果と簡単なコメントを発表するという、中途半端なものとなってしまった。担当者として深くお詫び申し上げる次第である。

最後に、お忙しい中を調査依頼に応え回答を賜った各教団および担当部署の関係各位に対し、重ねて深甚の謝意を表する次第である。合掌

(文責 吉田淳雄)

か?」「技術の進展・普及の速度に対しその評価が追い付かない危険がある」「科学技術への盲信は危険であり、人間の限界をわきまえるべきだ」といった意見にまとめることができる。「人間の有限性」「欲望の評価と対処」「新技術の導入が関係性のあり方を変化させる」といった点に、宗教界ならではの視点や切り口を見出しつつあることが窺える。

Q4 生命倫理全般に関する質問

Q4—1 脳死・臓器移植

Q4—2 自殺／自死

Q4—3 その他生命倫理に関する取り組み

Q4—1脳死・臓器移植は日本の宗教界で最も議論された生命倫理の問題であるが、この回答でも半数以上の教団が何らかの調査研究を行っている。しかし現在でも研究を継続している教団はほとんどないようで、2009年の臓器移植法改正以後は取り組みも一段落している実態が見える。

Q4—2自殺／自死は、厳密には「生命倫理」の範疇から外れるとの見方もあるが、宗教教団では積極的に調査研究されているテーマである。布教教化の現場からの要請が強いのであろう。「とくにしていない」と答えた教団においても、内部での研修・講習などで取り上げているケースは多いようである。

Q4—3その他で取り上げられているテーマは多様である。総じて、従来の「生命倫理」の範疇を超え社会福祉や「環境倫理」にまで拡大された「いのちの問題」が扱われている。どれも重要かつ興味深いテーマであるが、わけても遺伝子診断については、まだ宗教界からの注目は少ないものの今後確実に重要性が増す問題であると考えられ、議論の広がりや深まりを期待したい。

Q5 生命倫理に関する声明・報告書等の有無

回答では、生命や報告書を発表しているのは8教団（38.1%）であったが、い

が2012年にノーベル生理学・医学賞を受賞したことで一気に世の注目を集め、iPS細胞や再生医療への関心が飛躍的に高まっている。とくにiPS細胞には大きな期待が集まり、国策的な研究費や人材の集中がなされ、早くも臨床応用が開始された。こうした大きな状況の変化をふまえ、基本的に2009調査と同様の質問を行った。

Q3—1 再生医療に対する調査・研究の状況

「組織として」あるいは「個人的に」調査研究を行っている教団は計7教団で、全体の約3分の1強であった。ちなみに2009調査では「組織として」6教団(16.2%)、「個人的に」4教団(10.8%)で、教団数だけを単純比較するとむしろ減っているが、比率でみるとだいたい横ばいとなる。世間で大きな注目を集める再生医療であるが、調査研究に取り組む教団は増えていないのが現状といえよう。

Q3—2 ES細胞の倫理的問題

Q3—3 iPS細胞の倫理的問題

ES細胞、iPS細胞とも「問題がない」と回答した教団数はゼロ。ES細胞については、受精卵の破壊を伴うことを多くの教団がその理由として挙げている。iPS細胞について、2009調査では受精卵の破壊を伴わないことから「問題がない」という回答が2教団あったが、今回はゼロとなった。

Q3—4 再生医療の許容範囲

どのような目的ならば再生医療を許容できると考えるかを尋ねた(複数回答可)。「未検討・対応中」を除き一番多かったのは「治療まで」で6教団。予防・老化防止・機能増強や生殖細胞の作成にまで拡大して用いるべきでなく、治療行為に限定すべきだとの立場である。総じて、老・病・死は人間の自然の状態であり、その流れを逆流させる過度の医療行為は行うべきではないという意見が強い。

Q3—5 再生医療の普及について

「問題がある」とする5教団の問題意識は、「欲望を無条件に肯定してよいの

工妊娠中絶を軸に質問を行った。

Q2—1 出生前診断・着床前診断に関する調査・研究

Q2—2 人工妊娠中絶に関する調査・研究

Q2—3 その他生殖補助医療に関する調査・研究

全般的に、Q1—1終末期医療より低い比率となっている。2009調査で指摘した、「いのちのはじまり」にあまり関心がない傾向がここにも表れているといえよう。Q2—1、Q2—2は両者ともほぼ同じ教団名が並んでいるが、出生前診断について調査研究していくと必ず人工妊娠中絶の問題に行き着くことを示している。また回答結果からは、「組織として」取り組んでいる教団では、出生前診断など個別の問題ではなく、卵子提供や代理懐胎、出自を知る権利などを含めた生殖補助医療全般に対して調査研究を行っていることがわかった。

Q2—4 人工妊娠中絶の是非

Q2—5 出生前診断に基づく選択的人工妊娠中絶の是非

「問題ない」と答えた教団はゼロであった。「問題あり」とされた理由が、胎児の生命を奪う行為であるという点で共通していることを考えると、「未検討・対応中」「その他」と答えた教団も、何らかの問題点を感じていることが窺える。またQ2—4において「問題あり」と答えた教団の多くは、「原則的に否定的だが状況によってはやむを得ない」「一概に絶対反対とは言い切れない」とも述べており、柔軟な姿勢も見せている。しかしQ2—5では、「障がいの有無による選択的な中絶はすべきではない」という意見が増え、Q2—4より厳格な回答が多い。

Q3 再生医療に関する質問

2009調査では、再生医療が主たる調査対象であった。当時はまだ再生医療をめぐる倫理的な問題点が世間に認知されておらず、宗教界でもほとんど関心を持たれていなかったが、iPS細胞樹立に成功した京都大学の山中伸弥教授

Q1-2 延命治療の中止・差し控えの是非

未検討・対応中の教団が多いが、賛成派が6教団あったことは注目される。賛成する理由は、おおむね延命のみを目的とする過剰な医療への疑問である。一方反対派は、本人の自由意思が完全に尊重される状況ではないこと、そもそも人の生命の中止に関与することは許されないと考えている。組織として研究した浄土宗と天理教が明確な答えを避ける結果となっているのも、両者のバランスに慎重を要するとの判断が働いているものと考えられよう。

Q1-3 「終活」「エンディングノート」への評価

「肯定的」が8教団と、「批判的・否定的」2教団を大きく上回った。葬儀のビジネス化の流れに過ぎない、「尊厳死」への地ならしに通ずるといったマイナス面よりも、自分の一生を振り返り宗教心を涵養する契機となる、エンディングノートは遺族へのグリーフケアとして有効、などのプラス面がより評価されていることが明らかとなった。

Q1-4 終末期医療等をめぐる活動、意見、所感など

教団ごとに表現は様々だが、大まかな傾向として、終末期医療においては本人の意思だけでなく家族など周囲の人々との協調が重要だという視点が共有されていた。これは、個人中心の考え方ではなく、「関係性の中に生きる個人」という認識が強いことの表れであろう。「関係性」に気付き、その視野を家族、医療者、患者同士、社会、自然…と広げてゆくことが、「宗教性」に通ずるといふ考え方を見て取ることができる。

Q2 生殖補助医療に関する質問

2012年8月に新型出生前診断（NIPT）の臨床試験開始が報道されて以降、出生前診断そのものに対する賛否両論が沸騰した。NIPTは2013年4月から認定施設に限って実施されることになったが、議論は続いている（その後1年間での利用者は7,775人であった）。Q2ではこうした背景から、出生前診断および人

や、その環境整備を進めていくことは重要なことである。(天理教)

* 「生命倫理問題」としてとりあげられるものは、人間と科学技術とをめぐる多様な問題群の一部と考えます。それゆえ、現在の論じ方をふまえつつ、それに制約されないことも重要と考えております。(仏教系)

* 当派は小教団であるゆえ人材も少なく、組織的に研究を進められないという弱さを持っている。このアンケートで提起されている問題は、現代社会においてはさけられない重要な問題である。仏祖・宗祖の教えの原点に立ちかえり、真摯にこのテーマに取りくむことが大切だと個人的には考えている。(仏教系)

4 回答へのコメント

以下、回答の集計結果をもとに、匿名を条件に記述された内容をも参照し、簡単なコメントを述べてみたい。諸般の事情で研究班全体での十分な討議ができなかったので、あえて「分析」という表現は避ける。また、本調査は2009調査との連続性を考慮して質問の設定などを行ったが、回答を寄せた教団が2009調査と同一ではないため、両者の比較は最小限とした。

Q1 終末期医療に関する質問

終末期医療と冠してはいるが、実際はやや広く「いのちの終焉」に関する質問となっている。設問の軸は、延命治療の中止・差し控えをどう考えるか（ひいては「尊厳死」法制化の議論につながる）と、「終活」「エンディングノート」の流行・普及をどう評価するか、の2点である。

Q1-1 終末期医療に関する調査・研究

「組織として」「個人的に」を合わせると回答があった教団の半数以上で何らかの調査研究がなされており、Q2生殖補助医療やQ3再生医療などと較べても高い比率となっている。

ならないのではないか。(真言宗智山派)

- *生命倫理研究は2期にわたって約10名の人員で行われてきたが、平成23年度(平成24年3月)をもってプロジェクトを解散した。その理由は生命倫理に関する大きなテーマについてはほぼ検討を終えたと考えたからである。浄土宗総合研究所における生命倫理研究を考えた場合、取り扱った理由は、現代社会の大きな問題として、浄土宗としての考え方を持っている必要があると考えたからである。基本的な方向性を見出した後には、浄土宗総合研究所は生命倫理の専門的研究者を養成する機関でもなく、研究所の恒常的研究テーマとして扱うべきテーマではない。浄土宗として調査研究すべきテーマはその他にも多く有り、調査研究の人的資源を他のテーマにも幅広く振り向けるべきであるとの判断からである。(浄土宗)
- *生命倫理に関係する研究については、各宗派個別に行うよりも宗派を超えたとりくみが必要である。仏教徒共通の価値観を定めたい。(西山浄土宗)
- *生命倫理という客観的立場に立っての研究と、自己のいのち、生と死という主体的立場、宗教的実存的立場をどう止揚して考え、論じ研究してゆくか、という課題が研究の方法として宗教者に問われているのではないか。(真宗仏光寺派)
- *今後の展望として、臓器移植によって引き起こるであろうドナーとレシピエント、それぞれの抱える苦悩に焦点をあてた研究調査を進めていきたいと考えている。(曹洞宗)
- *天理教では、「天理よろづ相談所」(事情部ではチャプレンに相当する現役教会長はじめ経験豊かなスタッフが入院患者の心理面でのケアを行っている)という高度な医療設備を持つ総合病院を有していることもあり、生命倫理への教理的視座を深めていくことを重要視している。日進月歩の著しい進展を見せる医療技術に鑑み、常に最新の情報や知識を踏まえつつ、教理の研鑽とその現代的展開、また、布教現場における「おたすけ」の臨床的対応

言」を公表、自民・民主両党に提出」(2005年3月)

【カトリック中央協議会】書籍:日本カトリック司教団『いのちへのまなざし』(2001年)、J・マシア『生命哲学』(教友社、2003年)

【天理教】書籍:天理やまと文化会議編『道と社会—現代“事情”を思案する—』(天理教道友社、2004年) ※天理教としての公式見解というより、天理やまと文化会議としての討議の経過とその問題への見方や考え方の一端を2004年の時点での見解として提出したものの。

Q6 今後の展望

貴団体における生命倫理に関連する研究について、今後の展望を教えてください。また貴団体の内外を問わず、研究を進めるに当たって感じておられる問題点や、研究進展のための提案、あるべき将来像などについても、ご自由に記述してください。

- * 宗教界全般としては、生命倫理への取り組みはまだ不十分であると感じている。今後も、他教団とともに協力して、宗教界に取り組みの輪を広げたい。この問題は日本人の死生観にも関わり、生と死の分野を長く担い、説いてきた宗教者の責務とも考えている。(大本)
- * 生命倫理に関する問題については、今後も、それらの動向について情報収集を行っていきたいと考えています。(金光教)
- * 団体としては小さい組織なので、研究室を開設する等は不可能であるが、所属する者の中で、生命に関する研究を行う場合支援をしているのが現状である。他団体が主催する研究発表や勉強会には、積極的に参加させたいと考える。(扶桑教)
- * 極めて高度な専門知識を必要とする分野なので、一つ一つについて明確に理解するのは困難である。また知識を持たないまま世間の風潮や雰囲気、あるいは感情論によって自らの見解を構築することの妥当性も考えなければ

選択肢	回答数	内 訳
1. はい	8教団 (38.1%)	大本、金光教、真如苑、浄土宗、曹洞宗、 立正佼成会、カトリック中央協議会、天理 教
2. いいえ	13教団 (61.9%)	〈略〉

【大本】書籍：『異議あり！脳死・臓器移植』（天声社刊・2005年、仏教タイムス）
/機関紙誌：人類愛善新聞、「おほもと」（月刊）、愛善苑（月刊）ほか/Web：
大本ホームページ

【金光教】書籍：『脳死と臓器移植を考える』（1993年、金光教本部教庁発行）、『い
のちの安らぎのために―「医療と死」研究レポート―』（1995年、金光教本部
教庁発行）、『いのちをとりまく今日の状況』（2006年、金光教本部教庁発行）

【真如苑】Web：宗教情報センターウェブサイト「出生前診断と宗教」（2012
/10/28）など

【浄土宗】書籍：『ターミナルケアの手引き ―お見舞・看取り・グリーフワー
ーク』（布教資料第9集、1996年）、『“いのち”が危ない ―現代社会の諸相と課
題―』（総研叢書第1集、1999年）、『いのちの倫理 ―臓器移植・尊厳死・生殖
補助医療―』（総研叢書第5集、2008年）/機関紙誌：「脳死・臓器移植問題に対
する報告」（浄土宗『宗報』、1993年9月号）、「臓器の移植に関する法律」の改
正について」（浄土宗『宗報』、2005年7月号）、「脳死臓器移植研究の現状と展
望」（『教化研究』vol2、1991年）、「再生医療の進展とその倫理的問題点」（『教
化研究』vol21、2010年）、「生殖補助医療の進展とその倫理的問題」（『教化研究』
vol23、2012年）など/Web：浄土宗ホームページ「クローン人間誕生に対す
る浄土宗の声明」（2002年12月）

【曹洞宗】Web：「脳死と臓器移植」問題に対する答申書（曹洞宗webサイト）

【立正佼成会】Web：「臓器の移植に関する法律案」に対する見解（1994年6月）、
クローン人間誕生に対する声明（2003年4月）、「臓器移植法改正案に対する提

2. 組織に所属する研究員が個人的に調査・研究	5教団 (25%)	真言宗智山派、真如苑、浄土宗西山禅林寺派、真宗興正派、日本福音ルーテル教会
3. とくにしていない	10教団 (50%)	〈略〉

※御嶽教は無回答（下記参照）

Q4—3 その他生命倫理に関する取り組み

これまでにお尋ねした以外に、貴団体では生命倫理に関する取り組みを行っていますか。行っている場合、具体的なテーマと内容などを教えてください。

選択肢	回答数	内 訳
1. はい	4教団 (20%)	大本（死刑廃止、原子力発電問題、遺伝子組み換え作物、食品） 真如苑（日本生命倫理学会、日本宗教学会等における動向の追跡） 浄土宗（遺伝子診断の倫理的問題を個人研究） 天理教（身体障害の問題、老化の問題＝高齢社会の問題などを検討）
2. いいえ	16教団 (80%)	〈略〉

※カトリック中央協議会は無回答

Q5 生命倫理に関する声明・報告書等の有無

貴団体では、生命倫理問題に関連する声明や報告書を公表したことがありますか？

ある場合、タイトル、分野、発表媒体（書籍名、紙誌名、webアドレス）等をご記入下さい。）

選択肢	回答数	内 訳
1. 問題がある	5教団 (25%)	大本、浄土宗、西山浄土宗、真宗仏光寺派、天理教
2. 問題はない	0教団 (0%)	
3. 未検討・対応中	12教団 (60%)	扶桑教、御嶽教、真言宗智山派、浄土宗西山禅林寺派、真宗興正派、真宗木辺派、時宗、曹洞宗、立正佼成会、カトリック中央協議会、日本基督教団、日本福音ルーテル教会
4. その他 (→自由記述欄にご記入ください)	3教団 (15%)	金光教、和宗、真如苑

※真言宗豊山派は無回答

Q4 生命倫理全般に関する質問

下記の生命倫理問題に関連する調査・研究を行っていますか？（自由記述欄には、現時点での見解や問題意識などご自由にお記しください。また、研究成果についてはQ5で伺います）

Q4-1 脳死・臓器移植

選択肢	回答数	内 訳
1. 組織として調査研究	6教団 (28.6%)	大本、金光教、御嶽教、浄土宗、日本福音ルーテル教会、天理教
2. 組織に所属する研究員が個人的に調査・研究	5教団 (23.8%)	扶桑教、真言宗豊山派、真如苑、立正佼成会、カトリック中央協議会、
3. とくにしていない	10教団 (47.6%)	〈略〉

Q4-2 自殺／自死

選択肢	回答数	内 訳
1. 組織として調査研究	5教団 (25%)	金光教、浄土宗、曹洞宗、カトリック中央協議会、天理教

2. 治療：病気などによって低下した組織・臓器の機能を正常な状態に戻す	6教団	御嶽教、浄土宗、西山浄土宗、真宗仏光寺派、カトリック中央協議会、天理教
3. 予防：臓器の機能が正常な状態から低下しないようにする	0教団	
4. 老化防止：老化による組織・臓器の機能低下を防ぐ（アンチエイジング）	0教団	
5. 機能増強：組織・臓器の機能を正常な状態よりも強化する（エンハンスメント）	0教団	
6. 生殖補助：病気や老化により欠損または機能低下した生殖細胞を作成する	1教団	真宗仏光寺派
7. 生殖：生殖細胞を作成し生殖の可能性を広げる	0教団	
8. すべて認められない	0教団	
9. 未検討・対応中	10教団	和宗、真言宗智山派、浄土宗西山禅林寺派、真宗興正派、真宗木辺派、時宗、曹洞宗、立正佼成会、日本基督教団、日本福音ルーテル教会
10. その他（→自由記述欄にご記入ください）	4教団	大本、金光教、真如苑、浄土宗

※複数回答可能なため%表示なし

※真言宗豊山派は無回答

Q3—5 再生医療の普及について

先日、世界初のiPS細胞を用いた再生医療の臨床応用が日本で始まりました。今後急速に進むと予想される再生医療の進展と普及について、問題があると考えますか？

該当する回答項目1つに○を付け、その理由を記述してください。

2. 問題はない	0教団 (0%)	
3. 未検討・対応中	13教団 (61.9%)	扶桑教、御嶽教、和宗、真言宗智山派、西山浄土宗、浄土宗西山禅林寺派、真宗興正派、真宗木辺派、時宗、曹洞宗、立正佼成会、日本基督教団、日本福音ルーテル教会
4. その他	2教団 (9.5%)	金光教、真如苑

Q3—3 iPS細胞の倫理的問題

iPS細胞の研究利用や再生医療への臨床応用について、問題があると考えますか？

該当する回答項目1つに○を付け、その理由を記述してください。

選択肢	回答数	内 訳
1. 問題がある	5教団 (23.8%)	大本、真言宗豊山派、浄土宗、西山浄土宗、真宗仏光寺派
2. 問題はない	0教団 (0%)	
3. 未検討・対応中	13教団 (61.9%)	扶桑教、御嶽教、真言宗智山派、浄土宗西山禅林寺派、真宗興正派、真宗木辺派、時宗、曹洞宗、立正佼成会、カトリック中央協議会、日本基督教団、日本福音ルーテル教会、天理教
4. その他	3教団 (14.3%)	金光教、和宗、真如苑

Q3—4 再生医療の許容範囲

再生医療技術が実用化した場合、どのような目的まで利用が認められると考えますか？認めうる項目すべてに○を付け、その理由を記述してください。

選択肢	回答数	内 訳
1. とくに制約すべきではない	1教団	扶桑教

3. 未検討・対応中	10教団 (50%)	和宗、真言宗豊山派、西山浄土宗、真宗興正派、真宗木辺派、時宗、曹洞宗、立正佼成会、日本基督教団、日本福音ルーテル教会
4. その他	4教団 (20%)	扶桑教、金光教、御嶽教、真如苑

※真言宗智山派は無回答

Q3 再生医療に関する質問

【本アンケートにおける再生医療の定義】

病気や損傷により機能低下や機能不全に陥った組織・臓器に対して、幹細胞（体性幹細胞・ES細胞・iPS細胞）を活用して組織・臓器の機能を再生させる医療

Q3-1 再生医療に対する調査・研究の状況

貴団体では、再生医療および関連する問題（ES細胞、iPS細胞の利用を含む）について調査・研究を行っていますか？

選択肢	回答数	内 訳
1. 組織として調査研究	5教団 (25%)	大本、金光教、御嶽教、浄土宗、天理教
2. 組織に所属する研究員が個人的に調査・研究	2教団 (10%)	真如苑、日本福音ルーテル教会
3. とくにしていない	13教団 (65%)	〈略〉

※カトリック中央協議会は無回答

Q3-2 ES細胞の倫理的問題

ES細胞の研究利用や再生医療への臨床応用について、問題があると考えますか？

該当する回答項目1つに○を付け、その理由を記述してください。

選択肢	回答数	内 訳
1. 問題がある	6教団 (28.6%)	大本、真言宗豊山派、浄土宗、真宗仏光寺派、カトリック中央協議会、天理教

選択肢	回答数	内 訳
1. 組織として調査研究	4教団 (19.0%)	大本、浄土宗、カトリック中央協議会、天理教
2. 組織に所属する研究員が個人的に調査・研究	2教団 (9.5%)	真如苑、立正佼成会
3. とくにしていない	15教団 (71.4%)	〈略〉

Q2-4 人工妊娠中絶の是非

人工妊娠中絶について、問題があると考えますか？ 該当する回答項目1つに○を付け、その理由を記述してください。

選択肢	回答数	内 訳
1. 問題がある	7教団 (35%)	大本、扶桑教、御嶽教、浄土宗、西山浄土宗、カトリック中央協議会、天理教
2. 問題はない	0教団 (0%)	
3. 未検討・対応中	9教団 (45%)	和宗、浄土宗西山禅林寺派、真宗興正派、真宗木辺派、時宗、曹洞宗、立正佼成会、日本基督教団、日本福音ルーテル教会
4. その他	4教団 (20%)	金光教、真言宗豊山派、真如苑、真宗仏光寺派、

※真言宗智山派は無回答

Q2-5 出生前診断に基づく選択的人工妊娠中絶の是非

出生前診断の結果により人工妊娠中絶を選択することについて、問題があると考えますか？ 該当する回答項目1つに○を付け、その理由を記述してください。

選択肢	回答数	内 訳
1. 問題がある	6教団 (30%)	大本、浄土宗、浄土宗西山禅林寺派、真宗仏光寺派、カトリック中央協議会、天理教
2. 問題はない	0教団 (0%)	

考えるが本人をとりまく関係性（家族の意思）やさまざまな要因（経済的・人的等）本人の年齢（高齢者か若年者か）も大いにかかわってくる問題であるのでいちがいに賛成・反対と意見をのべることは困難である。（仏教系）

Q2 生殖補助医療に関する質問

Q2-1 出生前診断・着床前診断に関する調査・研究

貴団体では、出生前診断および着床前診断について調査・研究を行っていますか？（自由記述欄には、現時点での見解や問題意識などご自由にお記してください。また、研究成果についてはQ5で伺います。以下同様）

選択肢	回答数	内 訳
1. 組織として調査研究	3教団 (15%)	大本、浄土宗、天理教
2. 組織に所属する研究員が個人的に調査・研究	3教団 (15%)	真如苑、立正佼成会、日本福音ルーテル教会
3. とくにしていない	14教団 (70%)	〈略〉

※カトリック中央協議会は無回答

Q2-2 人工妊娠中絶に関する調査・研究

貴団体では、人工妊娠中絶について調査・研究を行っていますか？

選択肢	回答数	内 訳
1. 組織として調査研究	4教団 (19%)	大本、浄土宗、カトリック中央協議会、天理教
2. 組織に所属する研究員が個人的に調査・研究	3教団 (14.3%)	真如苑、立正佼成会、日本福音ルーテル教会
3. とくにしていない	14教団 (66.6%)	〈略〉

Q2-3 その他生殖補助医療に関する調査・研究

貴団体では、その他の生殖補助医療および関連する問題（卵子提供、代理懐胎、出自を知る権利など）について調査・研究を行っていますか？

Q1—4 終末期医療等をめぐる活動、意見、所感など

その他、終末期医療ないし「いのちの終焉」をめぐるご活動、ご意見や所感等ございましたら記述してください。

- *平成20年4月から「往生と死への準備」プロジェクトを開始している。「いのちの終焉」は、一個人が自律的に考える問題ではなく、多くの人びととの関係性の中でどのように生かされているかを理解し、関係性を再構築することである。「阿弥陀仏の来迎正念」という信仰は、最期を迎える心の準備として多くの人に共有されるものと考えている。(浄土宗)
- *天理教では、人間の主体は「たましい」であるとする。死とは、個々の「たましい」が今生借りて使ってきた古い着物(身体)を脱いで新しい着物と着がえるようなもので、「たましい」に戻った故人は親神の懷に抱かれ、それぞれ親神が見定めた時旬に、再び新しい身体を借り、「たましい」は我(わが)の理と教えられる心の働きを得て、この世(来生)に生まれ変わってくる。そして、今世の心遣いは、「たましい」を通して来生に反映される。それだけに「心のほこり」となる自己中心的な心遣いを、人生に生起する「節」(病気や問題等)を通して積極的に改め、人間創造時の親神の思召である「人をたすける心」に立替えることが大切だと教えられる。このように、天理教では、死は終末でも終焉でもなく新たな生への「出直し」と考える。このような教理上の意味を広く社会へ発信し、人間同士が互いにたすけ合って、より良き人生を築くことができるように、「人をたすける心」の大切さを訴えていきたい。(天理教)
- *個々の置かれている環境により判断は異なり、複雑な事情も考えられるので軽々しくは述べることができないが、私見として神仏から授けられた命は基本的考えとして延命治療すべきと思っている。(神道系)
- *いのちの終焉の問題については事前の本人の意思も尊重されるべきであると

選択肢	回答数	内 訳
1. 積極的に賛成	2教団 (10.5%)	西山浄土宗、カトリック中央協議会
2. どちらかといえば賛成	4教団 (21%)	和宗、真如苑、浄土宗西山禅林寺派、真宗 仏光寺派、
3. どちらでもよい	1教団 (5.3%)	扶桑教
4. どちらかといえば反対	1教団 (5.3%)	御嶽教
5. 積極的に反対	1教団 (5.3%)	大本
6. 未検討・対応中	7教団 (36.8%)	真宗興正派、真宗木辺派、時宗、曹洞宗、 立正佼成会、日本基督教団、日本福音ルー テル教会
7. その他	3教団 (15.8%)	金光教（教団として統一見解はなし）、浄 土宗、天理教

※真言宗智山派、真言宗豊山派は無回答

Q1-3 「終活」「エンディングノート」への評価

近年「終活」なる言葉が流行し、「エンディングノート」が普及しつつあります。こうした現状をどのように捉えていますか？ 該当する回答項目1つに○を付け、その理由を記述してください。また、何か対応策を講じていたらそれも記述してください。

選択肢	回答数	内 訳
1. 肯定的に捉えている	8教団 (38.1%)	扶桑教、御嶽教、和宗、真言宗智山派、真 言宗豊山派、浄土宗、浄土宗西山禅林寺派、 カトリック中央協議会
2. 批判的・否定的に捉えている	2教団 (9.5%)	大本、真宗仏光寺派
3. 未検討・対応中	8教団 (38.1%)	西山浄土宗、真宗木辺派、時宗、曹洞宗、 立正佼成会、日本基督教団、日本福音ルー テル教会、天理教
4. その他	3教団 (14.3%)	金光教、真如苑、真宗興正派

3 アンケートの設問と回答

以下、アンケートの設問を本文中に掲げ、回答結果を示す（%は小数点下1桁以下を四捨五入して表示。各問ごとに回答があった教団数を分母とした）。大半の設問では選択肢と自由記述欄の併用としたが、紙幅の都合上、自由記述欄の紹介は割愛し、後掲するコメント中で言及するにとどめた。記述式の設問についても、全ての意見を掲載できなかつた点をお断りしておく。

Q1 終末期医療に関する質問

Q1-1 終末期医療に関する調査・研究

貴団体では、終末期医療および関連する問題（安楽死・尊厳死、ターミナルケアなど）について調査・研究を行っていますか？（自由記述欄には、研究テーマ、現時点での見解や問題意識などご自由にお記しください。また、研究成果についてはQ5で伺います）

選択肢	回答数	内 訳
1. 組織として調査研究	5教団 (23.8%)	大本、金光教、御嶽教、浄土宗、天理教
2. 組織に所属する研究員が個人的に調査・研究	7教団 (33.3%)	真言宗豊山派、真如苑、浄土宗西山禅林寺派、曹洞宗、立正佼成会、カトリック中央協議会、日本福音ルーテル教会
3. とくにしていない	9教団 (42.9%)	〈略〉

Q1-2 延命治療の中止・差し控えの是非

事前に本人の意思表示があれば、延命治療を行わなかったり（差し控え）、あるいは途中でやめたり（中止）できるようにすべきだという意見があります。この意見についてどう考えますか？ 該当する回答項目1つに○を付け、その理由を記述してください。

教団である。郵送で送付し、宛先は各「教団」とした。回答を頂戴したのは以下の21教団である（回答率144%）。

【神道系】 大本、扶桑教、金光教、御嶽教

【仏教系】 和宗、真言宗智山派、真言宗豊山派、真如苑、浄土宗、西山浄土宗、浄土宗西山禅林寺派、真宗興正派、真宗仏光寺派、真宗木辺派、時宗、曹洞宗、立正佼成会

【キリスト教系】 カトリック中央協議会、日本基督教団、日本福音ルーテル教会

【諸教】 天理教

ご多忙の折柄、回答を頂戴した各教団、担当部署関係各位に厚く御礼申し上げます。

なお、2009調査では教団名は完全に匿名としたが、結果的にそのことが報告内容に隔靴搔痒の感をもたらすことになったことから、今回は教団名を明示し、記述式での回答内容に関してのみ匿名希望を受け付けた。

アンケートは全6問（属性に関する質問を除く）で、Q1からQ4まではさらにいくつかの細問が設けられている。

Q1 終末期医療に関する質問（細問あり、Q1—1～4）

Q2 生殖補助医療に関する質問（細問あり、Q2—1～5）

Q3 再生医療に関する質問（細問あり、Q3—1～5）

Q4～6 生命倫理問題全般に関する質問（Q4のみ細問あり、Q4—1～3）

Q1からQ3は、2009調査以降最近に至るまでの間に大きなトピックが発生し、大きな社会的関心を集めている問題を中心とした質問である。Q4以降はQ3までとの重複を避けながら、2009調査とほぼ同じ質問を設定した。

「生命倫理問題への宗教教団の 対応に関するアンケート調査」報告

生と死の問題 研究班

1 はじめに

当研究班は、現代社会における生と死の諸問題を研究対象としている。とくに医療・技術の進展に付随して引き起こる「生命倫理」問題は多種多様であり、一定以上の専門的な知識を必要とすることから、当研究班にて継続的に情報収集や意見交換などを行った。

そうした生命倫理問題に関する情報収集の一環として、日本の宗教教団を対象とするアンケート調査を実施した。同様のアンケートはすでに、当研究班の前身である生命倫理研究班が2009年に実施しているが、前回アンケートにはいくつかの問題点があったこと、また前回から3年を経る間に山中教授のノーベル賞受賞をはじめ大きな社会状況の変化が認められることなどから、再度の調査にも一定の意味があると判断した次第である。

以下、アンケートの設問および回答の集計結果を報告する。

2 アンケートの概要

本アンケートは2012年10月に、2009年アンケート（以下「2009調査」と略）を送付した教団を対象に実施した。すなわち、日本宗教連盟傘下の教派神道連合会・全日本仏教会・日本キリスト教連合会・新日本宗教団体連合会に属する団体を中心に、『宗教年鑑』等から教会・信者数の多い団体などを抽出した146

- ・災害対応の総合的研究会
 (桐生市役所・曹洞宗大雄寺)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
 (総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
 27日
- ・浄土宗関連史料の整理研究会(総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
 (総合研究所)
- ・布教研究会(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
 31日
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
 (総合研究所)
- ・災害対応の総合的研究会
 (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会 (総合研究所)
- ・生と死の問題研究会
 (浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)

- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
17日
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・浄土宗大辞典研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
18日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
24日
- ・祭祀・信仰継承問題研究会 (総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・総合研究所シンポジウム
「これまでの20年、これからの20年」
(大本山増上寺 三縁ホール)
28日
- ・布教研究会 (総合研究所)

3月

- 3日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・浄土宗関連史料の整理研究会(総合研究所)
- ・生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化

- (総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
4日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会(総合研究所)
- ・近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛教大学)
10日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会(総合研究所)
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
11日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛教大学)
14日
- ・布教研究会 (総合研究所)
17日
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗寺院における公益性の研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
24日
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)

- 17日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 20日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
 - ・浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
 - ・祭祀・信仰継承問題研究会(総合研究所)
 - ・生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
 - ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
 - ・法然上人御法語研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 21日
- ・布教研究会(総合研究所)
- 27日
- ・法式研究会(大本山増上寺仏間)
 - ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
 - ・浄土宗寺院における公益性の研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
 - ・法然上人御法語研究会(総合研究所)
- 28日
- ・布教研究会(総合研究所)
- 30日
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- 31日

- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)

2月

- 3日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会(総合研究所)
 - ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
 - ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
- 4日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 7日
- ・布教研究会(総合研究所)
 - ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
- 10日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会(総合研究所)
 - ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗関連史料の整理研究会(総合研究所)
 - ・祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
 - ・生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗寺院における公益性の研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
 - ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
 - ・法然上人御法語研究会(総合研究所)
- 14日

- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 浄土宗寺院における公益性の研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- 10日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
10日～11日
- ・ 災害対応の総合的研究会
(北海道三笠市役所・石雲寺)
- 16日
- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 浄土宗関連史料の整理研究会(総合研究所)
- ・ 祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- 17日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・ 布教研究会 (総合研究所)
- ・ 近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛敎大学)
- 18日
- ・ 災害対応の総合的研究会 (総合研究所)
- 25日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 26日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 27日

1月

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 6日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)
- 7日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 8日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 9日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・ 21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 10日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 14日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・ 近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛敎大学)
- 15日
- ・ 21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 災害対応の総合的研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- 16日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

- (総合研究所)
- ・浄土宗関連史料の整理研究会(総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会(総合研究所)
12日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・近世浄土宗学の基礎的研究会(佛教学)
13日
- ・災害対応の総合的研究会
(大正大学 小山典勇研究室)
- ・布教研究会(総合研究所)
14日
- ・法式研究会(大本山知恩寺)
18日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会(総合研究所)
- ・浄土宗関連史料の整理研究会(総合研究所)
- ・浄土宗寺院における公益性の研究會
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・生と死の問題研究会(総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会(総合研究所)
19日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・近世浄土宗学の基礎的研究会(佛教学)
25日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)

- ・浄土宗関連史料の整理研究会(総合研究所)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会(総合研究所)
26日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・布教研究会(総合研究所)
- ・近世浄土宗学の基礎的研究会(佛教学)

12月

- 2日
- ・生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会(総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会(総合研究所)
3日
- ・災害対応の総合的研究会(総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・近世浄土宗学の基礎的研究会(佛教学)
4日
- ・浄土教学研究の基礎的研究会(総合研究所)
9日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京道場)

- ・ 祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)
- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)
8日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
10日
- ・ 布教研究会 (総合研究所)
15日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)
- ・ 近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛教大学)
16日
- ・ 浄土教学研究の基礎的研究会(総合研究所)
21日
- ・ 災害対応の総合的研究会 (総合研究所)
- ・ 浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 浄土教学研究の基礎的研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 浄土宗寺院における公益性の研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)
22日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

- ・ 布教研究会 (総合研究所)
- ・ 近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛教大学)
28日
- ・ 21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・ 浄土宗大辞典研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
29日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
31日
- ・ 災害対応の総合的研究会 (総合研究所)

11月

- 5日
- ・ 生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・ 浄土宗関連史料の整理研究会(総合研究所)
6日
- ・ 浄土教学研究の基礎的研究会(総合研究所)
7日
- ・ 総合研究所シンポジウム
「危機を迎えた寺壇関係の今」
(浄土宗宗務庁 京都講堂)
- 8日
- ・ 災害対応の総合的研究会
(埼玉県寄居町役場)
- 11日
- ・ 21世紀の浄土宗の課題研究会(総合研究所)
- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会

26日

- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・ 生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
27日
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
28日
- ・ 災害対応の総合的研究会 (総合研究所)

9月

2日

- ・ 法式研究会(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 祭祀・信仰継承問題研究会 (総合研究所)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)

3日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・ 布教研究会 (総合研究所)

9日

- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)

17日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・ 21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛教学)
18日
- ・ 浄土教学研究の基礎的研究会(総合研究所)
26日
- ・ 浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
30日

- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)

- ・ 祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
- ・ 浄土宗寺院における公益性の研究會
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)

10月

1日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・ 近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛教学)
1日～2日

- ・ 法式研究会 (熊本教区崇圓寺・無量寺)
7日

- ・ 生と死の問題研究会 (総合研究所)
- ・ 21世紀の浄土宗の課題研究会(総合研究所)
- ・ 21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)

- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
10日
- ・災害対応の総合的研究会
(神奈川県綾瀬市役所・正福寺)
11日
- ・法式研究会(浄土宗宗務庁 京都第2会議室)
16日
- ・近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛敎大学)
22日
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗大辞典研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・法然上人御法語研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
24日
- ・災害対応の総合的研究会 (総合研究所)
26日
- ・布敎研究会 (総合研究所)
29日
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・浄土宗寺院における公益性の研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
31日

8月

- ・布敎研究会(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の英訳研究会
(総合研究所)
- 5日
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
 - ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
6日
 - ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
 - ・浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
19日
 - ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
 - ・生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
 - ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
 - ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
20日
 - ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
 - ・浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
21日
 - ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
 - ・災害対応の総合的研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)

- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
4日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
- ・近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛敎大学)
10日
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)
- ・災害対応の総合的研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会 (総合研究所)
- ・生と死の問題研究会 (総合研究所)
11日
- ・近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛敎大学)
13日
- ・布教研究会(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
17日
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
19日
- ・災害対応の総合的研究会 (総合研究所)
21日
- ・浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
24日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・浄土宗寺院における公益性の研究會
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会

- (浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・生と死の問題研究会 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会
(総合研究所)
- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
25日
- ・近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛敎大学)
26日
- ・布教研究会 (総合研究所)
27日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(TKP新橋ビジネスセンター ホール3A)

7月

- 1日
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会 (総合研究所)
2日
- ・近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛敎大学)
5日
- ・布教研究会 (総合研究所)
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
8日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2応接室)

5月

- 7日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
 - ・近世浄土宗学の基礎的研究会(佛敎大学)
 - ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- 13日
- ・法式研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
 - ・災害対応の総合的研究会(総合研究所)
 - ・浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・生と死の問題研究会(総合研究所)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
 - ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
- 14日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
 - ・近世浄土宗学の基礎的研究会(佛敎大学)
- 16日
- ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
- 20日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
 - ・浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
 - ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)
 - ・法然上人御法語研究会(総合研究所)
- 21日
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)

- ・近世浄土宗学の基礎的研究会(佛敎大学)
22日
- ・災害対応の総合的研究会(総合研究所)
27日
- ・浄土宗寺院における公益性の研究會
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
- ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・生と死の問題研究会(総合研究所)
- ・法然上人御法語研究会(総合研究所)
28日
- ・浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・浄土宗基本典籍の英訳研究会(総合研究所)
29日
- ・布敎研究会(総合研究所)
31日
- ・布敎研究会(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)

6月

- 3日
- ・21世紀の浄土宗の課題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1応接室)
 - ・過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
 - ・浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
 - ・浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)
 - ・祭祀・信仰継承問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
 - ・浄土宗大辞典研究会(総合研究所)

平成25年度 浄土宗総合研究所活動一覧

4月

1日

- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)
- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

2日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会 (総合研究所)

8日

- ・ 生と死の問題研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)
- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)
- ・ 21世紀の浄土宗の課題研究会 (総合研究所)
- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)
- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)

9日

- ・ 浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)
- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会 (総合研究所)
- ・ 近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛敎大学)

10日

- ・ 布敎研究会 (総合研究所)

12日

- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)

15日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会 (総合研究所)
- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

- ・ 浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第1会議室)

- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)

- ・ 法然上人御法語研究会 (総合研究所)

16日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会 (総合研究所)

- ・ 近世浄土宗学の基礎的研究会 (佛敎大学)

22日

- ・ 浄土宗基本典籍の英訳研究会 (総合研究所)
- ・ 浄土宗関連史料の整理研究会

(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)

- ・ 浄土宗大辞典研究会 (総合研究所)

- ・ 浄土宗寺院における公益性の研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)

- ・ 生と死の問題研究会 (総合研究所)

- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)

24日

- ・ 過疎地域における寺院に関する研究会
(総合研究所)

26日

- ・ 浄土宗基本典籍の電子テキスト化
(総合研究所)

30日

- ・ 浄土宗関連史料の整理研究会
(浄土宗宗務庁 東京第2会議室)

【特別業務】大遠忌関連 浄土宗大辞典研究

代表/顧問	石上善應		
東部スタッフ			
主 務	林田康順【伝法】		
研究員	袖山榮輝【一般仏教語】	西城宗隆【法式・葬祭】	
	柴田泰山【一般仏教語】	石川琢道【人名】	
	和田典善【書名（日本）】	曾根宣雄【宗学】	
	宮入良光【布教・仏教美術】	名和清隆【宗教・民俗】	
	東海林良昌【宗史・歴史国文】	吉田淳雄【宗史・歴史・国文】	
	中野孝昭【法式】	荒木信道【法式】	
嘱託研究員	工藤量導【伝法】	江島尚俊【宗教・宗史（近代）】	
	村田洋一【寺院・詠唱・組織】	吉水岳彦【宗学】	
	石田一裕【一般仏教語】	郡嶋昭示【典籍】	
	大蔵健司【宗制・哲学・成句】	田中康真【法式】	
	石上壽應【書名（日本）】		
研究スタッフ	大橋雄人【一部校正担当】		
西部スタッフ			
研究員	齊藤舜健		
嘱託研究員	米澤実江子	大澤亮我	清水秀浩
研究スタッフ	安達俊英	善 裕昭	
管理班スタッフ			
研究員	林田康順	石川琢道	大蔵健司
嘱託研究員	工藤量導	石田一裕	郡嶋昭示
	佐藤堅正	和田典善	

【基礎研究】典籍関連プロジェクト 浄土宗基本典籍の英訳研究

研究代表	田丸徳善		
主 務	戸松義晴		
研究員	佐藤堅正	島 恭裕	
嘱託研究員	石田一裕	岩田斎肇	北條竜士
	薊 法明	鍵小野和敬	Jonathan Watts
	Karen Mack		
研究スタッフ	小林正道	佐藤良純	市川定敬
	小林惇道	高瀬顕功	

【基礎研究】典籍関連プロジェクト 浄土宗基本典籍の電子テキスト化

主 務	佐藤堅正		
研究員	後藤真法	柴田泰山	石川琢道
	齊藤舜健		
嘱託研究員	石田一裕		

【基礎研究】法式的関連プロジェクト 法式研究

研究代表	坂上典翁		
主 務	中野孝昭		
研究員	西城宗隆	柴田泰山	荒木信道
嘱託研究員	工藤量導	中野晃了	田中康真
	山本晴雄	清水秀浩	大澤亮我
	八橋秀法	板倉宏昌	熊井康雄
研究スタッフ	廣本栄康	渡辺裕章	八尾敬俊

【基礎研究】布教的関連プロジェクト 布教研究

主 務	後藤真法		
研究員	宮入良光	八木英哉	
嘱託研究員	工藤量導	池田常臣	藤井正史
	中川正業	大高源明	

【基礎研究】教学的関連プロジェクト 浄土教学研究の基礎的研究

主 務	柴田泰山		
嘱託研究員	郡嶋昭示	工藤量導	石川達也
研究スタッフ	長尾隆寛	大橋雄人	加藤芳樹
	大屋正順	杉山裕俊	遠田憲弘
	高橋寿光		

【基礎研究】教学的関連プロジェクト 近世浄土宗学の基礎的研究

主 務	齊藤舜健		
研究員	曾田俊弘	上田千年	伊藤茂樹
	井野周隆		
嘱託研究員	米澤実江子	八橋秀法	
研究スタッフ	南 宏信	市川定敬	伊藤瑛梨
	岩谷隆法	角野玄樹	田中芳道
	西本明央	永田真隆	

【応用研究】応用研究プロジェクト 災害対応の総合的研究

研究代表	今岡達雄		
主 務	宮坂直樹		
研究員	袖山榮輝	曾根宣雄	戸松義晴
嘱託研究員	郡嶋昭示	佐藤良文	
研究スタッフ	間芝志保	石川基樹	小川有閑

【応用研究】応用研究プロジェクト 過疎地域における寺院に関する研究

主 務	名和清隆		
研究員	武田道生	東海林良昌	宮坂直樹
嘱託研究員	石田一裕	石上壽應	

【応用研究】応用研究プロジェクト 法然上人法語集

主 務	林田康順		
研究員	石川琢道	和田典善	袖山榮輝
	曾根宣雄		
嘱託研究員	郡嶋昭示	石上壽應	工藤量導
	石田一裕		
研究スタッフ	大橋雄人		

【応用研究】応用研究プロジェクト 浄土宗寺院における公益性の研究

研究代表	石川到覚		
主 務	曾根宣雄		
研究員	坂上雅翁	上田千年	曾田俊弘
嘱託研究員	郡嶋昭示	吉水岳彦	鷺見宗信
	藤森雄介	関 徳子	
研究スタッフ	石川基樹	永田真隆	渡邊義昭
	菊池 結	大河内大博	

平成25年度 研究課題別スタッフ一覧

【総合研究】総合研究プロジェクト 生と死の問題研究

主 務	戸松義晴		
研究員	今岡達雄	袖山榮輝	名和清隆
	坂上雅翁	吉田淳雄	宮坂直樹
	林田康順		
嘱託研究員	工藤量導	Jonathan Watts	
研究スタッフ	齋藤知明	小川有閑	真田原行
	大河内大博	水谷浩志	

【総合研究】総合研究プロジェクト 浄土宗関連史料の整理研究

主 務	宮入良光		
研究員	武田道生	後藤真法	東海林良昌
	八木英哉	吉田淳雄	坂上雅翁
	伊藤茂樹		
嘱託研究員	工藤量導	江島尚俊	齋藤知明
	藤森雄介	石川達也	熊井康雄
研究スタッフ	小林惇道	田中美喜	

【総合研究】総合研究プロジェクト 21世紀の浄土宗の課題研究

主 務	袖山榮輝		
研究員	後藤真法	佐藤堅正	荒木信道
	和田典善	石川琢道	宮坂直樹
	島 恭裕	井野周隆	吉田淳雄
	坂上典翁		
嘱託研究員	郡嶋昭示		

【応用研究】応用研究プロジェクト 祭祀・信仰継承問題研究

主 務	西城宗隆		
研究員	武田道生	名和清隆	和田典善
	八木英哉	島 恭裕	齋藤舜健
嘱託研究員	石田一裕	大蔵健司	鍵小野和敬
	熊井康雄		

平成25年度研究プロジェクト一覧

【総合研究】	総合研究プロジェクト	1	生と死の問題研究
		2	浄土宗関連史料の整理研究
		3	21世紀の浄土宗の課題研究
【応用研究】	応用研究プロジェクト	4	祭祀・信仰継承問題研究
		5	災害対応の総合的研究
		6	過疎地域における寺院に関する研究
		7	法然上人法語集
		8	浄土宗寺院における公益性の研究
【基礎研究】	法式的関連プロジェクト	9	法式研究
	布教的関連プロジェクト	10	布教研究
	教学的関連プロジェクト	11	浄土教学研究の基礎的研究
		12	近世浄土宗学の基礎的研究
	典籍関連プロジェクト	13	浄土宗基本典籍の英訳研究
		14	浄土宗基本典籍の電子テキスト化
【特別業務】	大遠忌関連プロジェクト	15	浄土宗大辞典研究

南 宏信・水谷浩志・八尾敬俊・渡邊義昭・渡辺裕章・Karen Mack

客員研究員

梶村 昇・田丸徳善・長谷川匡俊・石上善應

総合研究所運営委員会名簿

(平成26年3月31日現在)

委員 (役職)

豊岡鎌尔 (宗務総長)
山本正廣 (教学局長)
浦野瑞明 (財務局長)
宮林雄彦 (社会国際局長)
岡本宣丈 (文化局長)
藤本浄彦 (総合研究所長)
今岡達雄 (総合研究所副所長)
戸松義晴 (総合研究所主任研究員)

委員

小澤憲珠
廣川堯敏
柴田哲彦
福原隆善
廣瀬卓爾
松岡玄龍
西山精司
田中勝道

浄土宗総合研究所研究員一覧

(平成26年3月31日現在)

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館4階

電話 03-5472-6571 (代表) FAX 03-3438-4033

〈分室〉

〒603-8301 京都市北区紫野北花ノ坊町96 佛教大学内

電話 075-495-8143 FAX 075-495-8193

ホームページアドレス <http://www.jsri.jp/>

所長	藤本浄彦
副所長	今岡達雄
主任研究員	戸松義晴
専任研究員	後藤真法・齊藤舜健・西城宗隆・袖山榮輝
研究員	荒木信道・石川琢道・伊藤茂樹・井野周隆・上田千年・坂上雅翁 坂上典翁・佐藤堅正・柴田泰山・東海林良昌・島 恭裕・曾田俊弘 曾根宣雄・武田道生・中野孝昭・名和清隆・林田康順・宮入良光 宮坂直樹・八木英哉・吉田淳雄・和田典善
常勤嘱託研究員	石田一裕・工藤量導・郡嶋昭示・米澤実江子 Jonathan Watts
嘱託研究員	薊 法明・石上壽應・石川達也・池田常臣・板倉宏昌・石川到覚 岩田斎肇・江島尚俊・大蔵健司・大澤亮我・大高源明・鍵小野和敬 熊井康雄・齋藤知明・佐藤良文・清水秀浩・関 徳子・田中康真 北條竜士・藤井正史・藤森雄介・中野晃了・中川正業・村田洋一 八橋秀法・山本晴雄・吉水岳彦・鷺見宗信
研究スタッフ	安達俊英・伊藤瑛梨・小川有閑・市川定敬・石川基樹・岩谷隆法 大河内大博・大橋雄人・大屋正順・落合崇志・小川有閑・加藤芳樹 角野玄樹・菊池 結・小林惇道・小林正道・佐藤良純・真田原行 善 裕昭・杉山裕俊・問芝志保・高瀬顕功・高橋寿光・田中芳道 田中美喜・遠田憲弘・長尾隆寛・永田真隆・西本明央・廣本榮康

編集後記

- ▽平成25年度の研究を表した教化研究第25号をお届けします。
- ▽研究ノートは、浄土宗関連史料の整理研究プロジェクト『昭和二〇～三〇年発刊の『宗報』に見られる戦後の対応について』、祭祀・信仰継承問題研究プロジェクト『墓に関する研究 付墓地規則案・永代墓規則案』、過疎地域における寺院に関する研究プロジェクト『過疎地域における寺院へのアンケート（正住職寺院版）第一次集計報告』・『過疎地域における寺院活動の現状と課題⑤—熊本教区第二組・第三組の場合—』、浄土宗寺院における公益性の研究プロジェクト『寺院の公益性をめぐって』・『法然上人の教えと社会実践の展開』、近世浄土宗学の基礎的研究プロジェクト『無量寿経随聞講録 卷下之一書き下し』・『江戸期浄土宗関連人物略年表』を掲載します。
- ▽研究成果報告は、生と死の問題研究プロジェクト『「生命倫理問題への宗教教団の対応に関するアンケート調査」報告』、21世紀の浄土宗の課題研究プロジェクト『21世紀の浄土宗の課題研究「研究成果報告」』、布教研究プロジェクト『「授戒会開筵寺院へのアンケート調査」報告』を掲載します。
- ▽その他の研究継続中のものも含め、それぞれの概要や研究経過等を「研究活動報告」に記載しました。

教化研究 第25号

平成26年11月25日 発行

発行人 藤本 浄彦

編集・発行 浄土宗総合研究所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館内
電話(03) 5472-6571 (代表) FAX(03) 3438-4033

制作・DTP 共立社印刷所
印刷・製本

JOURNAL OF JODO SHU EDIFICATION STUDIES

教化研究